

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和8年1月5日

【発行者名】 HSBC グローバル・インベストメント・ファンド
(HSBC Global Investment Funds)

【代表者の役職氏名】 取締役 アンソニー・ジェフス
(Director Anthony Jeffs)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ホヴァルト L-2370、ペテルネルシェン通り
4番地
(4, rue Peternelchen L-2370 Howald, Grand Duchy of
Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 大西信治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

【事務連絡者氏名】 弁護士 大西信治
弁護士 白川剛士
弁護士 中野恵太
弁護士 尾登亮介
弁護士 鋤崎有里
弁護士 小俣雄基

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03(6212)8316

【届出の対象とした募集(売出)外国投資証券に係る外国投資法人の名称】
HSBC グローバル・インベストメント・ファンド
- グローバル・インベストメント・グレード・セキュリティズド・
クレジット・ボンド
(HSBC Global Investment Funds
- Global Investment Grade Securitised Credit Bond)

【届出の対象とした募集(売出)外国投資証券の形態及び金額】
記名式無額面投資証券
HSBC グローバル・インベストメント・ファンド
- グローバル・インベストメント・グレード・セキュリティズド・
クレジット・ボンド
クラスAC投資証券
クラスAM2投資証券
上限見込額は以下のとおりである。
クラスAC投資証券：12億3,000万米ドル(約1,895億4,300万円)
クラスAM2投資証券：9億1,500万米ドル(約1,410億150万円)

- (注1)米ドルの円貨換算は、別途記載のない限り、便宜上、2025年10月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=154.10円)による。
- (注2)上限見込額は、便宜上、クラスAC投資証券については、2025年10月31日現在の1口当たり純資産価格(12.30米ドル)に1億口を乗じて算出された金額である。
- (注3)上限見込額は、便宜上、クラスAM2投資証券については、2025年10月31日現在の1口当たり純資産価格(9.15米ドル)に1億口を乗じて算出された金額である。

【縦覧に供する場所】

該当事項なし

第一部【証券情報】

第1【外国投資証券（外国新投資口予約権証券及び外国投資法人債券を除く。）】

（1）【外国投資法人の名称】

HSBC グローバル・インベストメント・ファンド

- グローバル・インベストメント・グレード・セキュリタイズド・クレジット・ボンド

(HSBC Global Investment Funds

- Global Investment Grade Securitised Credit Bond)

(以下、HSBC グローバル・インベストメント・ファンドを「本投資法人」、グローバル・インベストメント・グレード・セキュリタイズド・クレジット・ボンドを「ファンド」という。ただし、文脈により、グローバル・インベストメント・グレード・セキュリタイズド・クレジット・ボンドを含む本投資法人のサブ・ファンドを個別にまたは総称して「サブ・ファンド」ということがある。)

（2）【外国投資証券の形態等】

ファンドの投資証券は記名式無額面投資証券であり、追加型である。

本書により、HSBC グローバル・インベストメント・ファンド - グローバル・インベストメント・グレード・セキュリタイズド・クレジット・ボンドのクラスAC投資証券およびクラスAM2投資証券が募集される。

(注) ファンドはクラスAC投資証券およびクラスAM2投資証券以外の投資証券も発行している。クラスAC投資証券およびクラスAM2投資証券以外の投資証券は日本では募集されていないため、以下「投資証券」または「本投資証券」というときは、上記のクラスAC投資証券およびクラスAM2投資証券を指すものとする。ただし、文脈により、本投資法人の投資証券を「投資証券」または「本投資証券」ということがある。

本投資法人の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

（3）【発行（売出）数（日本国内募集分）】

HSBC グローバル・インベストメント・ファンド

- グローバル・インベストメント・グレード・セキュリタイズド・クレジット・ボンド

クラスAC投資証券：1億口を上限とする。

クラスAM2投資証券：1億口を上限とする。

（4）【発行（売出）価額の総額】

上限見込額は以下のとおりである。

HSBC グローバル・インベストメント・ファンド

- グローバル・インベストメント・グレード・セキュリタイズド・クレジット・ボンド

クラスAC投資証券：12億3,000万米ドル（約1,895億4,300万円）を上限とする。

クラスAM2投資証券：9億1,500万米ドル（約1,410億150万円）を上限とする。

(注1) 上限見込額は、便宜上、クラスAC投資証券については、2025年10月31日現在の1口当たり純資産価格（12.30米ドル）に1億口を乗じて算出された金額である。

(注2) 上限見込額は、便宜上、クラスAM2投資証券については、2025年10月31日現在の1口当たり純資産価格（9.15米ドル）に1億口を乗じて算出された金額である。

(注3) ファンドは、ルクセンブルグ法に基づいて設立されているが、投資証券は米ドル建てのため、以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドルをもって行う。

(注4) 米ドルの円貨換算は、別途記載のない限り、便宜上、2025年10月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=154.10円）による。

(注5) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してまたは切り捨てて記載してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入して記載してある。したがって、本書の中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

(5) 【発行(売出)価格】

関連する取引日における投資証券1口当たり純資産価格

(注)発行価格は、下記「(10)申込取扱場所」記載の申込取扱場所に照会することができる。

(6) 【申込手数料】

日本国内における申込手数料は、以下を上限とする。

HSBC グローバル・インベストメント・ファンド

- グローバル・インベストメント・グレード・セキュライズド・クレジット・ボンド

クラスAC投資証券：申込価額の1.65% (税抜き1.50%)

クラスAM2投資証券：申込価額の1.65% (税抜き1.50%)

税率が変更された場合には、当該税率が適用される。具体的な手数料の金額または料率については下記「(10)申込取扱場所」に記載された申込取扱場所に照会することができる。

(注1)日本における販売会社は、顧客サービス報酬として申込手数料を受領する。

(注2)申込手数料は、下記「(10)申込取扱場所」記載の申込取扱場所に照会することができる。

(7) 【申込単位】

詳細については日本における販売会社(以下に定義する。)に照会のこと。クラスAC投資証券およびクラスAM2投資証券の当初最低申込額は5,000米ドルである。日本における販売会社は別途最低申込額を定める場合がある。

(8) 【申込期間】

2026年1月21日(水曜日)から2027年9月30日(木曜日)まで

営業日かつ日本における販売会社(以下に定義する。)の営業日かつ日本の通常の銀行の営業日に、申込みの取扱いが行われる。ただし、12月24日および31日、個々の法定外休日ならびにサブ・ファンドの過半の純資産の評価が依拠する取引所および市場が所在する国の休日を除く。原則として、日本における販売会社の申込受付時間は午後4時までとする。日本における販売会社の営業日であっても、その営業日を含んで、またはその前後で、日本における銀行の休業日が連続する場合(ゴールデンウィーク、年末年始等)等、後記「(10)払込取扱場所」に記載される期日までに保管受託銀行への払込みができない場合には、日本における販売会社(後記「(8)申込取扱場所」を参照のこと。)において申込みを受付けられない場合がある。詳細については、日本における販売会社に照会すること。

(注)申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新される。

(9) 【申込証拠金】

なし。

(10) 【申込取扱場所】

UBS SuMi TRUSTウェルズ・マネジメント株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 丸の内永楽ビルディング

電話番号 03 - 5293 - 3100

ホームページ・アドレス<https://www.ubs-sumitrust.com/>

(以下、「UBS SuMi TRUST」または「日本における販売会社」という。)

(注)上記日本における販売会社の日本における本支店において、申込みの取扱いを行う。

(11) 【払込期日】

投資者は、申込注文の成立を日本における販売会社が確認した日(以下「約定日」という。)から起算して日本での4営業日目までに申込金額を日本における販売会社に支払うものとする(UBS SuMi TRUSTが投資家との間で別途取り決める場合を除く。)

UBS SuMi TRUSTは、決済金額をファンドに支払う。決済金額は、該当する取引日から3本投資法人営業日目の営業終了時まで日本投資法人により、またはその指図に従いコルレス銀行により、決済通貨で受領されなければならない。

(注1)申込みが取引日以外の日に受領された場合、当該申込みは翌取引日に取り扱われ、受領期限はその後3本投資法人営業日後となる。

(注2)3本投資法人営業日目が決済通貨の主な金融中心地における銀行の営業日ではない場合、決済資金の受領は、特定のサブ・ファンドに関して英文目論見書に別段の規定がある場合を除き、決済通貨の主な金融中心地における銀行が営業している翌本投資法人営業日となる。

(注3)以下に該当する場合、上記に定義する決済期間が適用され、延長されない。

- ・取引日と決済日の間のいずれかの日が取引日でない場合
- ・決済日が取引日でない場合
- ・取引日が決済通貨の主な金融中心地における銀行の営業日ではない場合
- ・取引日と決済日の間のいずれかの日が決済通貨の主な金融中心地における銀行の営業日ではない場合

(12) 【払込取扱場所】

UBS SuMi TRUSTウェルズ・マネジメント株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 丸の内永楽ビルディング

(13) 【引受け等の概要】

UBS SuMi TRUSTは、HSBCインベストメント・ファンズ(香港)リミテッドとの間の日本における投資証券の販売および買戻しに関する2025年12月19日付販売契約に基づき投資証券の募集を行う。

UBS SuMi TRUSTは、直接または他の販売取扱会社(以下、日本における販売会社と併せて「販売取扱会社」という。)を通じて間接に受けた投資証券の申込みまたは買戻請求を本投資法人へ取り次ぐ。

(注)販売取扱会社とは、日本における販売会社と投資証券の取次業務に係る契約を締結し、投資主からの投資証券の申込みまたは買戻しを日本における販売会社に取り次ぎ、投資主からの申込金額の受入れまたは投資主に対する買戻代金の支払い等に係る事務等を取り扱う取次金融商品取引業者および/または取次登録金融機関をいう。

HSBCインベストメント・ファンズ(ルクセンブルグ)エス・エー(以下「管理会社」という。)

は、UBS SuMi TRUSTを日本におけるファンドの代行協会員に指定している。

(注) 代行協会員とは、外国投資証券の発行者と契約を締結し、投資証券1口当たり純資産価格の公表を行い、また決算報告書その他の書類を他の販売取扱会社に送付する等の業務を行う日本証券業協会の協会員をいう。

(14) 【手取金の使途】

下記「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針」記載の有価証券の取得。

(15) 【その他】

申込みの方法

申込証拠金はない。

投資証券の申込みを行う投資者は、日本における販売会社または販売取扱会社と外国証券の取引に関する契約を締結する。このため、日本における販売会社または販売取扱会社は、「外国証券取引口座約款」を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を日本における販売会社または販売取扱会社に提出する。

申込金額は、当該投資証券クラスの参照通貨、または利用可能な場合、取引通貨で行われる。日本における販売会社または販売取扱会社の応じ得る範囲で投資者の希望する通貨で支払うこともできるが、当該通貨との換算は、裁量により日本における販売会社および販売取扱会社が決定するレートによるものとする。

日本以外の地域における発行

本募集に並行して、ヨーロッパを中心とした海外(アメリカ合衆国を除く。)でアメリカ合衆国国民および同国居住者以外の者に対して投資証券の販売が行われる。

第2【外国新投資口予約権証券】

該当事項なし。

第3【外国投資法人債券(短期外債を除く。)】

該当事項なし。

第4【短期外債】

該当事項なし。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【外国投資法人の概況】

(1)【主要な経営指標等の推移】

(HSBC グローバル・インベストメント・ファンド - グローバル・インベストメント・グレード・セ
キュライズド・クレジット・ボンド)

(別段の記載がない限り金額は米ドル表示)

	2021年3月末日に 終了する 会計年度末	2022年3月末日に 終了する 会計年度末	2023年3月末日に 終了する 会計年度末	2023年9月末日に 終了する 中間会計年度末	2024年3月末日に 終了する 会計年度末	2024年9月末日に 終了する 中間会計年度末	2025年3月末日に 終了する 会計年度末	2025年9月末日に 終了する 中間会計年度末
(a) 営業収益 ⁽¹⁾	106,534,807	- 46,642,690	- 26,421,429	40,374,727	154,221,565	150,663,610	48,890,903	203,347,652
(b) 経常利益金額 または経常損 失金額 ⁽²⁾	104,932,256	- 49,239,579	- 28,776,304	38,852,201	148,007,406	142,030,215	29,931,229	189,050,914
(c) 当期純利益金 額または当期 純損失金額	104,932,256	- 49,239,579	- 28,776,304	38,852,201	148,007,406	142,030,215	29,931,229	189,050,914
(d) 出資総額 ⁽³⁾	1,361,746,576	1,585,352,570	1,289,266,469	1,633,827,286	1,923,537,811	2,915,385,008	4,056,362,044	4,672,735,033
(e) 発行済投資口 の総口数 ⁽⁴⁾ (クラスAC投資証 券)	9,599.383口	18,973.566口	28,867.683口	65,873.727口	73,009.471口	3,170,672.675口	8,219,742.140口	13,458,113.700口
(e) 発行済投資口 の総口数 ⁽⁴⁾ (クラスAM2投資証 券)	325,623.370口	261,878.548口	1,356,329.973口	12,837,865.470口	38,541,520.122口	76,260,482.947口	107,123,069.460口	91,105,398.560口
(f) 純資産額	1,361,746,576	1,585,352,570	1,289,266,469	1,633,827,286	1,923,537,811	2,915,385,008	4,056,362,044	4,672,735,033
(g) 資産総額	1,604,551,461	2,363,041,699	1,316,281,360	1,867,768,958	2,000,810,319	2,964,375,667	4,229,904,039	4,778,537,566
(h) 1口当たり純 資産額 (クラスAC投資証 券)	10.53	10.38	10.44	10.81	11.27	11.65	11.96	12.27
(h) 1口当たり純 資産額 (クラスAM2投資証 券)	9.78	9.51	9.18	9.21	9.28	9.28	9.22	9.17
(i) 1口当たり当 期純利益金額 または当期純 損失金額 (5)	該当事項なし	該当事項なし	該当事項なし	該当事項なし	該当事項なし	該当事項なし	該当事項なし	該当事項なし
(i) 1口当たり当 期純利益金額 または当期純 損失金額 (5)	該当事項なし	該当事項なし	該当事項なし	該当事項なし	該当事項なし	該当事項なし	該当事項なし	該当事項なし
(j) 分配総額	9,788,040	15,907,538	31,544,210	25,632,953	70,011,383	65,005,794	135,700,526	82,533,256
(k) 1口当たり分 配金額 (クラスAC投資証 券)	該当事項なし	該当事項なし	該当事項なし	該当事項なし	該当事項なし	該当事項なし	該当事項なし	該当事項なし
(k) 1口当たり分 配金額 (クラスAM2投資証 券)	0.203464	0.139100	0.364641	0.295669	0.610513	0.310077	0.612596	0.284794
(l) 自己資本比率	84.87%	67.09%	97.95%	87.47%	96.14%	98.35%	95.90%	97.79%
(m) 自己資本利益 率 ⁽⁶⁾ (クラスAC投資証 券)	8.89%	- 1.42%	0.58%	3.54%	7.95%	3.37%	6.12%	2.59%
(m) 自己資本利益 率 ⁽⁶⁾ (クラスAM2投資証 券)	8.99%	- 1.34%	0.36%	3.55%	7.74%	3.34%	5.95%	2.55%

(1) 営業収益には投資収益ならびに実現および未実現利益(損失)を含めている。

(2) 経常利益金額または経常損失金額は、営業収益から費用を控除したものである。

(3) ファンドは変動資本を有する投資法人であり、純資産額を記載している。

(4) 発行済投資口の総口数は、端数処理の違いにより、財務書類の数値と異なる場合がある。

(5) ファンドの性質上、算定していない。

(6) 自己資本利益率は、当該会計年度の1口当たり純資産価格の前年度に対する増減の比率または当該中間会計年度末の1口当たり純資産価格の直前の会計年度に対する増減の比率であるが、当該会計年度に初めて当該投資証券が発行された場合には、当初募集価格に対する増減の比率で表すものとする。

(7) 「主要な経営指標等の推移(e) 発行済投資口の総口数、(h) 1口当たり純資産額、(i) 1口当たり当期純利益金額または当期純損失金額および(m) 自己資本利益率」は、日本で販売しているクラスのみ記載している。

(注) HSBC グローバル・インベストメント・ファンド - グローバル・インベストメント・グレード・セキュライズド・クレジット・ボンドのクラスAC投資証券およびクラスAM2投資証券は、2018年5月29日に運用を開始した。

(2) 【外国投資法人の目的及び基本的性格】

a. 外国投資法人の目的および基本的性格

投資法人の名称	HSBC グローバル・インベストメント・ファンド (HSBC Global Investment Funds)		
法的形態	本投資法人は、ルクセンブルグにおいて、可変資本投資会社 (Société d'Investissement à Capital Variable) としての資格を有する株式会社 (société anonyme) として設立された、複数のサブ・ファンドを有するオープン・エンド型の投資法人である。各サブ・ファンドは、それぞれの資産および負債の部分に対応している。本投資法人は、無期限に存続し、ルクセンブルグの法律の下で指令2009/65/ECを施行する2010年法パート1に基づいて承認される譲渡可能有価証券への集団投資事業としての資格を有している。		
設立日	1986年11月21日		
ルクセンブルグ登録番号	ルクセンブルグ商業登記簿に登録された第B 25 087号		
会計年度	4月1日から3月31日		
定時投資主総会	<p>年次投資主総会は、ルクセンブルグの法律に従い、ルクセンブルグにおける本投資法人の登記上の事務所または総会の招集通知に指定されるルクセンブルグ内のその他の場所において、各会計年度の終了後6か月以内に開催される。</p> <p>ルクセンブルグの法令に定める条件により認められる場合、年次投資主総会は、前段落に記載する日、時間または場所以外の取締役会が決定する日、時間または場所で開催することができる。</p> <p>その他の投資主総会またはサブ・ファンドもしくはクラスの総会は、各総会の招集通知に記載される場所および時間に開催することができる。サブ・ファンドまたはクラスの総会は、当該サブ・ファンドまたはクラスに排他的に関連する事項について決定するために開催することができる。2つ以上のサブ・ファンドまたはクラスの投資主の承認を要する提案が、かかる2つ以上のサブ・ファンドまたはクラスに同様に影響を及ぼす場合、かかる2つ以上のサブ・ファンドまたはクラスを単一のサブ・ファンドまたはクラスとして扱うことができる。</p> <p>疑義を避けるために付言すると、無議決権投資証券は、本定款または適用ある法律により予想される場合を除き、当該総会において議決権を行使する権利を有しない。</p> <p>無議決権投資証券を保有する投資主は、議決権投資証券の保有者と同じ方法により投資主総会に招集される。</p>		
定款			
	当初提出	1986年12月17日	会社登記官に提出された。

修正	1994年5月31日	改正が官報に掲載された。
	2000年10月10日	
	2003年3月28日	
	2012年1月5日	
	2020年9月28日	改正がRESAに掲載された。
	2022年10月17日	
管理会社	HSBCインベストメント・ファンズ(ルクセンブルグ)エス・エー(HSBC Investment Funds (Luxembourg) S.A.)	

本投資法人の唯一の目的は、投資リスクの分散および本投資法人の投資主に本投資法人のポートフォリオの運用成果を享受させることを目的として、2010年法のパート1に準拠する、譲渡可能有価証券を投資対象とする集団投資事業に対して認められる譲渡可能有価証券およびその他の資産(他の集団投資事業の投資証券または受益証券を含む。)に、本投資法人が運用可能な資金を投資することである。

本投資法人は、2010年法により認められる最大の範囲で、本投資法人の目的を達成および発展させるために有益と判断するあらゆる措置を講じ、あらゆる業務を行うことができる。

b. 外国投資法人の特色

本投資法人は、ルクセンブルグにおいて、可変資本投資会社(Société d'Investissement à Capital Variable)としての資格を有する株式会社(société anonyme)として設立された、複数のサブ・ファンドを有するオープン・エンド型の投資法人である。各サブ・ファンドは、それぞれの資産および負債の部分に対応している。本投資法人は、無期限に存続し、ルクセンブルグの法律の下で指令2009/65/ECを施行する2010年法パート1に基づいて承認される譲渡可能有価証券への集団投資事業としての資格を有している。

c. 典型的投資者の分類の概略

投資者は、特定のサブ・ファンドが自らに適するものであるか否かを判断するために、株式仲買人、銀行の支店長、弁護士、会計士、代表銀行その他の財務顧問に相談することが推奨される。

下表は、投資者の投資期間、サブ・ファンドの予想リターンおよび予想ボラティリティを説明する上で、サブ・ファンドを安定投資型、コア投資型、コア・プラス投資型、ダイナミック投資型および非制約投資型の5種類に定義したものである。

分類	定義
安定投資型	<p>安定投資型に分類されるサブ・ファンドは、短期から中期の投資期間を予定している投資者に適するものである可能性がある。</p> <p>これらのサブ・ファンドは、キャピタル・ロスが生じる可能性が低いことを期待し、また、定期的かつ安定的な水準の収益を得ることを目指す投資者向けのものである。</p> <p>これらのサブ・ファンドは、現金預金の代替となるものまたは一時的な現金投資を求める投資者に適するものである可能性がある。</p>
コア投資型	<p>コア投資型に分類されるサブ・ファンドは、中期から長期の投資期間を予定している投資者に適するものである可能性がある。</p> <p>これらのサブ・ファンドは、確定利付証券市場に対するエクスポージャーを提供することを目指す、主に、市場において投資適格として格付された債券(適度なボラティリティの対象となる可能性がある。)への投資を目指す投資者向けのものである。</p> <p>これらのサブ・ファンドは、投資者のポートフォリオにおいて中核となる投資を求める投資者に適するものである可能性がある。</p>
コア・プラス投資型	<p>コア・プラス投資型に分類されるサブ・ファンドは、中期から長期の投資期間を予定している投資者に適するものである可能性がある。</p> <p>これらのサブ・ファンドは、市場において株式、株式関連証券または投資適格に満たない格付の債券(適度に高いボラティリティの対象となる可能性がある。)に高い比率で資産が投資される場合がある投資を行うことを目指す投資者向けのものである。</p> <p>これらのサブ・ファンドは、既存の中核的なポートフォリオを補完するための投資または特定の資産クラスに対するエクスポージャーをとるための独立型の投資を求める投資者に適するものである可能性がある。</p>
ダイナミック投資型	<p>ダイナミック投資型に分類されるサブ・ファンドは、長期の投資期間を予定している投資者に適するものである可能性がある。</p> <p>これらのサブ・ファンドは、新興国市場および小型株に高い比率で資産が投資される場合がある投資(これにより、流動性が減少し、リターンの変動幅が拡大する可能性がある。)を行うことを目指す比較的経験豊かな投資者または集中ポートフォリオが形成され得る非常にアクティブな投資戦略を求める投資者向けのものである。</p> <p>これらのサブ・ファンドは、既存の中核的なポートフォリオの分散化を求める投資者に適するものである可能性がある。</p>
非制約投資型	<p>非制約投資型に分類されるサブ・ファンドは、長期の投資期間を予定している投資者に適するものである可能性がある。</p> <p>これらのサブ・ファンドは、異なる資産クラスへのエクスポージャー提供する投資を行うことを目指す洗練された投資者向けのものである。資産の配分は、主に金融デリバティブ商品を利用して行われる。これらのサブ・ファンドは、流動性を減少させ、リターンの変動幅を拡大させる可能性がある資産に投資する場合がある。</p> <p>これらのサブ・ファンドは、既存の分散化されたポートフォリオに追加する単一戦略型ファンドを求める投資者に適するものである可能性がある。</p>

上記の分類の説明および上記の分類への適性は、あくまでも参考として捉えられるべきものであり、生じ得るリターンを示すものではない。これらの分類は、本投資法人の他のサブ・ファンドとの比較のためにのみ用いられるべきものである。

サブ・ファンドに関する典型的投資者の概略はダイナミック投資型の項目に記載される。

d. 投資証券クラスの詳細

各サブ・ファンド内において、別個の投資証券クラスが設定される場合があり、その資産は通常、投資対象の投資先ポートフォリオに投資されるが、取締役会の決定により、特定の報酬体系、参照通貨、通貨エクスポージャー、配分方針またはその他の特徴が適用される場合がある。

投資証券は、関連する投資証券クラスに係る利益（分配金の分配等）および清算手取金に関して等しい権利を有しており、発行と同時に、それぞれの価額に比例して、かかる利益および清算手取金に等しく関与する権利を有している。

投資証券により、優先権または先買権が付与されることはない。別段の記載がある場合（投資証券クラスに議決権がないこと（non-voting）を意味する「NV」の表示が記載される。）を除いて、すべての投資主総会において、投資証券1口につき1議決権が付与される。

取締役会は、定款および本投資法人または他の投資主に対する義務を記載した書面（申込書を含む。）に定める義務を履行しない投資主の議決権を停止することができる。

上記により議決権が停止された投資主には、投資主総会招集通知が送付され、投資主総会に出席することはできるが、その投資口の議決権は、定足数および議決権の過半数の算定には含まれない。

投資主は、その保有する投資口の一部または全部について、一時的または無期限に、その議決権を行使しないことを（個人として）約束することができる。

投資証券クラスの特徴

上記の表に記載した各投資証券クラスは、以下に詳述するとおり、異なる参照通貨建ての資本累積型投資証券および/もしくは分配型投資証券として、ならびに/または為替ヘッジ付投資証券（ポートフォリオ通貨ヘッジ付投資証券または基準通貨ヘッジ付投資証券のいずれかとして募集される。）として募集され得る。

資本累積型投資証券クラスおよび分配型投資証券クラス

資本累積型投資証券は、サブ・ファンド名およびクラス名の後に「C」が付されていること(例えばクラスAC)から識別可能であり、通常、分配金の支払いは行われません。

分配型投資証券は、少なくとも年1回、分配の宣言を行い、分配金の支払いを行うことができる。各サブ・ファンドは、様々な計算方法に基づいて分配金の支払額の計算が行われる分配型投資証券の募集を行うことができる。

取引通貨

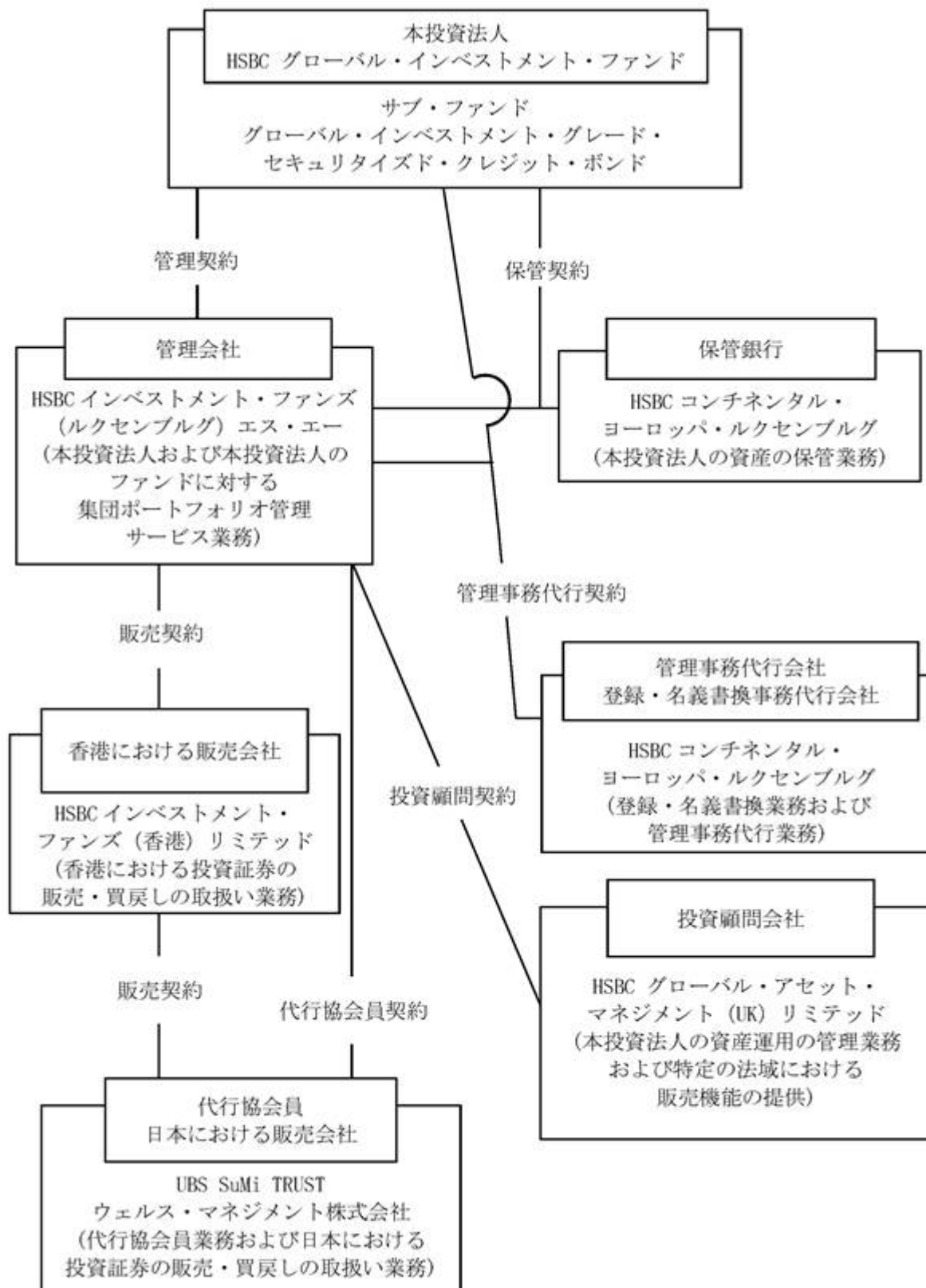
サブ・ファンドの基準通貨建てで設定される投資証券クラスは、他の取引通貨(以下「取引通貨」という。)でも募集することができる。

取引通貨は、一部のクラスについてのみ、または選定された販売会社を通じておよび/または一部の国においてのみ利用することができる。利用可能な取引通貨は、申込書に記載されている。

投資証券クラスが異なる取引通貨で設定される場合であっても、サブ・ファンドのポートフォリオは、投資資産の通貨に対して引き続きエクスポージャーを有することとなる。当該投資証券クラスに関してヘッジは行われません。

(3) 【外国投資法人の仕組み】

a. ファンドの仕組み



b. 本投資法人および関係法人の名称、運営上の役割および関係業務の内容

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
HSBC グローバル・インベストメント・ファンド (HSBC Global Investment Funds)	外国投資法人	本投資法人は、公衆から調達した資金を、譲渡可能証券および流動性のある金融資産のいずれかまたは両方に集団的に投資する。
HSBCインベストメント・ファンズ (ルクセンブルグ) エス・エー (HSBC Investment Funds (Luxembourg) S.A.)	管理会社	2005年12月30日付で本投資法人との間で管理契約 ^(注1) を締結。
HSBC グローバル・アセット・マネジメント(UK)リミテッド (HSBC Global Asset Management (UK) Limited)	投資顧問会社	2017年8月4日付で管理会社との間で投資顧問契約 ^(注2) を締結し、2024年6月7日付で変更。
HSBCコンチネンタル・ヨーロッパ・ルクセンブルグ (HSBC Continental Europe, Luxembourg)	保管銀行 管理事務代行会社 登録・名義書換事務代行会社	2016年10月11日付で本投資法人、管理会社および保管銀行との間で締結された契約(以下「保管契約」という。) ^(注3) に基づき、2010年法および適用される規制を遵守する目的で、保管銀行が本投資法人の預託機関として任命された。 2013年8月14日付の契約(以下「管理事務代行契約」という。) ^(注4) に基づき、HSBCコンチネンタル・ヨーロッパ・ルクセンブルグが本投資法人の管理事務代行会社に任命された。管理事務代行会社は、その責任の下で、いくつかの機能を第三者のサービスプロバイダーに委任することができる。 HSBCコンチネンタル・ヨーロッパ・ルクセンブルグは、管理事務代行契約に基づき、本投資法人の登録・名義書換事務代行会社に任命された。HSBCコンチネンタル・ヨーロッパ・ルクセンブルグは、その責任の下で、いくつかの機能を第三者のサービスプロバイダーに委任することができる。
HSBCインベストメント・ファンズ (香港)リミテッド (HSBC Investment Funds (Hong Kong) Limited)	香港における販売会社	2023年3月23日付で管理会社との間で、香港における本投資証券の募集および投資口の販売、買戻しを行うため、販売契約を締結。

UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジ メント株式会社	代行協会員 日本における販売会社	2025年12月19日付で管理会社との間で 代行協会員契約 ^(注5) を締結。日本に おける代行協会員業務について規定し ている。 2025年12月19日付で香港における販売 会社との間で販売契約 ^(注6) を締結。 投資証券の販売および買戻しについて 規定している。
-----------------------------------	---------------------	---

- (注1) 管理契約とは、ファンドによって任命された管理会社が、ファンドの取締役会の監督の下で、全サブ・ファンドに関する管理業務、販売業務および投資運用・顧問業務を日々行い、また各サブ・ファンドの投資指示の遵守を確保し、各サブ・ファンドの戦略および投資方針の実行を監督することを約束する契約をいう。
- (注2) 投資顧問契約とは、管理会社によって任命された各投資顧問会社が、当該サブ・ファンドの投資方針および投資制限に従って、当該サブ・ファンドの資産の投資、再投資を日々行うことを約する各契約をいう。
- (注3) 保管契約とは、ファンドによって任命された保管銀行が、法令および定款の規定に基づき、有価証券の保管、引渡しおよび登録等各サブ・ファンド資産の保管業務等を行うことを約する契約をいう。
- (注4) 管理事務代行契約とは、管理会社によって任命された管理事務代行会社および登録・名義書換代行会社が、各サブ・ファンドに関する管理事務代行業務および登録・名義書換代行業務を行うことを約する契約をいう。
- (注5) 代行協会員契約とは、日本における代行協会員が、投資証券に関する目論見書の配布、投資証券1口当たりの純資産価格の公表等を行うことを約する契約をいう。
- (注6) 販売契約とは、日本における販売会社が、投資証券の日本における募集の目的で投資証券を日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することを約する契約をいう。

(4) 【外国投資法人の機構】

統治に関する事項

投資主総会

本投資法人の年次投資主総会(以下「年次投資主総会」という。)は、ルクセンブルグにおける本投資法人の登記上の事務所(または総会の通知に指定されるその他の場所)において、各会計年度末から6か月以内に開催される。

その他の投資主総会は、当該総会の通知に記載する時刻および場所において開催される、

総会の通知は、ルクセンブルグの法律に従い行われ、要求される場合、RESAならびにルクセンブルグで発行される新聞および取締役会が定めるその他の新聞に掲載することによって行われる。

投資主への通知は、書留郵便または適用法に定める方法により送付することができる。さらに、投資主が事前にかつ個別に合意することを条件に、招集通知は、電子メール、普通郵便、宅配便または法律により認められるその他の方法(以下「代替的方法」という。)により、投資主に送付することができる。

招集の代替的方法として電子メールによる受領を承諾した投資主は、投資主総会の開催日の15日前までに、自身の電子メールのアドレスを本投資法人に提供するものとする。電子メールによる招集通知の受領を承諾したが、自身の電子メールのアドレスを本投資法人に知らせていない投資主は、書留郵便、普通郵便および宅配便以外の招集方法を拒絶したものとみなされる。

投資主は、自身の住所または電子メールのアドレスを変更すること、または招集の代替的方法への自らの同意を取り消すことができる。ただし、かかる取り消しまたは新しい連絡先の詳細が、投資主総会の15日前までに本投資法人によって受領されることを条件とする。取締役会は、かかる新しい住所または電子メールアドレス(場合に応じる。)宛に書留郵便または電子メールを送付して、新しい連絡先の確認を求める権限を有する。投資主が新しい連絡先の確認を行わなかった場合、取締役会は、その後の通知を従前の連絡先に送付する権限を有する。

取締役会は、投資主総会への投資主の招集のために最も適切な方法を自由に決定することができ、各投資主によって個別に承諾された通信の代替的方法に応じて、個々の状況に従い、かかる決定を行うことができる。取締役会は、かかる代替的方法が投資主によって承諾された場合には、同一の投資主総会につき、電子メールのアドレスを適時に電子メールで提供した投資主については電子メールにより、その他の各投資主には書簡もしくは宅配便により、投資主を投資主総会に招集することができる。

通知には、総会の場所および時刻、入場条件、議題、定足数ならびに決議要件が明記される。すべての総会における出席、定足数、過半数に関する要件は、定款に定めるとおりとする。

ルクセンブルグの法令に定める条件に基づき、投資主総会の招集通知には、当該投資主総会の定足数および過半数を、投資主総会の5日前の午前0時(ルクセンブルグ時間)(以下「基準日」という。)時点における発行済投資証券に従い決定する一方、投資主総会に出席し、投資証券に付随する議決権を行使する投資主の権利は、基準日における当該投資主の保有投資証券に応じて決定する旨を定めることができる。

取締役

本投資法人は、3名以上の取締役で構成する取締役会が管理するものとする。取締役は、本投資法人の投資主であることを要しない。取締役会の過半数は、常に、英国の税務上の居住者でない者で構成されるものとする。取締役は、投資主総会において投資主により選任され、その任期は次の年次投資主総会の終了までとし、かつ、後任者が選任され適格となるまでとするが、取締役は、投資主が採択した決議により、いつでも、理由の有無を問わず解任され、および/または交替させられることがある。

以下の場合を除き、総会において退任する取締役(輪番制またはその他理由の如何を問わない。)を除き、いかなる者も、総会において取締役に選任または再任されないものとする。

(a) 取締役会により推薦された場合、または

(b) 総会において議決権を行使する資格のある投資主(推薦される者以外の者とする。)が作成した、いずれかの者の選任または再任を提案する旨を記載し通知と、かかる選任または再任される者が作成した当該選任または再任を受ける意思を記載した通知が、投資主総会の開催日の正味35日前から正味6日前までの間に、取締役会の議長に対し提出された場合。

死亡、退任またはその他の理由により取締役に欠員が生じた場合には、残りの取締役は、次回の投資主総会まで当該欠員を補充するための取締役を多数決によって選任することができる。

報酬ポリシー

管理会社は、上級管理職、リスクテイカー、経営幹部ならびに上級管理職およびリスクテイカーと同じ報酬区分に入る報酬総額を受け取る従業員などを含む、専門的活動が管理会社または本投資法人のリスク・プロファイルに重大な影響を与えるスタッフの種類に対する報酬ポリシーを定めている。

報酬に関する方針の主な特徴は以下のとおりである。

1. 健全かつ効果的なリスク管理に準拠し、これを促進するものであり、本投資法人または定款のリスク・プロファイルと矛盾するリスクテイキングを奨励するものではなく、本投資法人の最善の利益のために行動する管理会社の義務を妨げるものではない。
2. 管理会社、本投資法人およびその投資主の経営戦略、目的、価値観および利益を考慮し、利益相反を回避するための措置を含む。
3. 報酬総額の固定部分と変動部分のバランスが適切に保たれ、固定部分が報酬総額に占める割合が十分に高く、変動報酬部分に関して十分に柔軟な方針の運用が可能であること(変動報酬部分を支給しない可能性を含む。)が確保されている。
4. 報酬の決定は、業績および目標に対する実績の組み合わせに基づくことを規定しており、中長期的な戦略、投資主の利益およびHSBCの価値観の遵守と整合している。報酬総額のうち変動部分の一部は、報酬ポリシーに開示されている通り、一定期間繰り延べられることがある。

報酬および手当の決定方法、報酬および手当を決定するためのガバナンス体制を含むがこれに限定されない、管理会社の最新の報酬ポリシーは、ウェブサイト(www.global.assetmanagement.hsbc.com/about-us/our-governance)で入手可能である。

印刷版は、管理会社の登記上の事務所に請求すれば無料で入手できる。

運用体制

取締役会は、本投資法人およびそのサブ・ファンドの投資方針、投資目的および投資運用全般に対して責任を負っている。

取締役会は、その監督の下で、すべてのサブ・ファンドに関する管理事務、マーケティング、投資運用および投資顧問業務の提供につき日々責任を負う管理者として、HSBCインベストメント・ファンズ(ルクセンブルグ)エス・エーを任命している。

(5) 【外国投資法人の出資総額】

各会計年度末および2025年10月末日現在の出資総額および発行済投資口の総口数は以下のとおりである。なお、発行可能投資口総口数には制限がない。

(HSBC グローバル・インベストメント・ファンド - グローバル・インベストメント・グレード・セキュリタイズド・クレジット・ボンド)

	出資総額		発行済投資口の総口数	
	米ドル	百万円	(口)	
2020年3月末日に 終了する会計年度末	932,447,372	143,690	クラスAC投資証券	4,921.601
			クラスAM2投資証券	901,857.807
2021年3月末日に 終了する会計年度末	1,361,746,576	209,845	クラスAC投資証券	9,599.383
			クラスAM2投資証券	325,623.370
2022年3月末日に 終了する会計年度末	1,585,352,570	244,303	クラスAC投資証券	18,973.566
			クラスAM2投資証券	261,878.548
2023年3月末日に 終了する会計年度末	1,289,266,469	198,676	クラスAC投資証券	28,867.683
			クラスAM2投資証券	1,356,329.973
2024年3月末日に 終了する会計年度末	1,923,537,811	296,417	クラスAC投資証券	73,009.471
			クラスAM2投資証券	38,541,520.122
2025年3月末日に 終了する会計年度末	4,056,362,044	625,085	クラスAC投資証券	8,219,742.140
			クラスAM2投資証券	107,123,069.460
2025年10月末日	4,834,371,489	744,977	クラスAC投資証券	13,782,441.862
			クラスAM2投資証券	82,917,561.969

(注) HSBC グローバル・インベストメント・ファンド - グローバル・インベストメント・グレード・セキュリタイズド・クレジット・ボンドのクラスAC投資証券およびクラスAM2投資証券は、2018年5月29日に運用を開始した。

(6) 【主要な投資主の状況】

2025年10月末現在、ファンドの投資主のうち、保有比率上位5位(すべて法人)は以下のとおりである。投資主の氏名/名称および住所/所在地は、ルクセンブルグにおける銀行秘密保持法により開示できない。

(HSBC グローバル・インベストメント・ファンド - グローバル・インベストメント・グレード・セキュリティタイズド・クレジット・ボンド)

投資主の種類	所在国	所有価額 (米ドル)	所有比率 (%)	運用資産総額 (米ドル)
ノミニ-	香港	1,730,591,502	35.82	4,830,887,129
金融機関	ルクセンブルグ	739,317,541	15.30	4,830,887,129
金融機関	シンガポール	367,503,080	7.61	4,830,887,129
金融機関	英国	226,927,770	4.70	4,830,887,129
ノミニ-	英国	168,466,899	3.49	4,830,887,129

2【投資方針】

(1)【投資方針】

<本投資法人の投資目的および投資方針>

本投資法人は、譲渡可能有価証券その他の適格資産に投資することによって、トータル・リターン、元本の成長および/または収益を含むがこれらに限定されない多様な投資目的を有するサブ・ファンドを提供し、投資者がこれを選択できるようにすることを目指している。

英文目論見書において規定されている場合を除き、サブ・ファンドは、その投資目的を達成するために、銀行預金(当座の銀行預金を除く。)、短期金融市場商品またはマネー・マーケット・ファンドに投資することができる。また、本投資法人の各サブ・ファンドは、財務上の目的のために、適用ある投資制限に基づき、銀行預金(当座の銀行預金を除く。)、短期金融市場商品またはマネー・マーケット・ファンドにいつでも投資することができる。

本投資法人の各サブ・ファンドは、経常的な支払いもしくは臨時の支払いを賄うために、または2010年法第41条第(1)項に規定される適格資産への再投資を行うために必要な期間にわたって、その純資産の20%を上限として付随的流動資産(すなわち、いつでもアクセス可能な銀行の当座預金口座において保有される現金等の当座の銀行預金)を保有することができる。

非常に不利な市況における一時的措置として、また、英文目論見書に別段の規定がある場合を除き、かかる上限は、投資者の利益を考慮して正当化される場合、厳密に必要な期間にわたって引き上げることができる。

本投資法人の投資目的を遂行するにあたり、取締役会は、通常の状態において投資証券の買戻しが投資主からの請求に基づき不当な遅滞なく行われることができるように、サブ・ファンドの資産において常に適切な水準の流動性を維持するよう努める。

取締役会は、投資目的を達成するために最善の努力を尽くす一方で、これらの目的がどの程度達成されるかを保証することはできない。投資証券の価値および投資証券から得られる収益は減少する場合もあれば増加する場合もあり、投資者は、当初投資の価値を実現できない場合もある。為替レートの変動も、投資証券の価値を減少または増加させる可能性がある。

時に、サブ・ファンドには、HSBCグループの事業体によって当初投資として提供される資金(いわゆる「シード・キャピタル」)が含まれることがある。このシード・キャピタルは、外部から実質的な投資が行われる前に、HSBCがサブ・ファンドの設立当初の運用を支援することを可能にする。関連するHSBCグループの事業体は、サブ・ファンドの規模が大きくなった場合、すべてのシード・キャピタルを引き揚げる権利を有することになるが、残りの投資主の最善の利益を念頭に置いて資金の引揚げを行う。

取締役会は、英文目論見書を改訂することにより、英文目論見書にその詳細が記載されるサブ・ファンドとは異なる投資目的および投資方針を有する追加のサブ・ファンドを随時設定することができる。ただし、これは、かかる追加のサブ・ファンドが本投資法人のUCITSとしての地位に適合することを条件とする。

サブ・ファンドは、一般的に、他に利用できる適切なファンドがない限り、HSBCがスポンサーとなっているUCITSおよび/もしくはHSBCが運用するUCITSならびに/またはその他の適格UCIに投資する。

すべてのサブ・ファンドに関連する余剰現金は、下記「(4)投資制限」に定める投資制限を遵守した上で、HSBCグローバル・リクイディティ・ファンズ・ピーエルシーに投資することができる。

<グローバル・インベストメント・グレード・セキュライズド・クレジット・ボンドの投資目的および投資方針>

サブ・ファンドは、SFDR第8条の意味におけるESG特性を促進しつつ、投資適格の証券化されたクレジット(以下「証券化クレジット」という。)のポートフォリオに投資することにより、長期的なトータル・リターンを提供することを目指す。

また、サブ・ファンドは、世界中で発行される様々な通貨建ての他の確定利付商品(あらゆる国の社債ならびに政府、政府当局および超国家機関により発行され、または保証される証券を含むが、これらに限定されない。)に投資する場合もある。

サブ・ファンドは、投資判断の決定プロセスに不可欠な要素として、発行体の環境および社会要因ならびにコーポレート・ガバナンスの実践の特定および分析を含める。

サブ・ファンドは、HSBC独自の証券化クレジットESGリスク・アセスメント・スコア(以下「ESGリスク・アセスメント・スコア」という。)が低い、または、中程度である、証券化されたクレジットへの投資をターゲットとする。低いESGリスク・アセスメント・スコアは、ESGによって引き起こされる投資リスクが低いことを示し、スコアにより判断される。例えば、自動車ローンに裏付けとする証券は、特定の種類のエンジンの環境リスクを要因として、環境スコアが高くなっている。

サブ・ファンドのポートフォリオに含めることが検討される発行体は、HSBCアセットマネジメントの責任投資方針(随時変更される場合がある。)に基づく除外事業の対象となる。

- **禁止兵器** - サブ・ファンドは、HSBCが禁止兵器の開発、製造、使用、保守、販売、流通、輸入、輸出、保管、輸送に関与していると判断した発行体には投資しない。
- **非人道的兵器** - サブ・ファンドは、HSBCが非人道的兵器またはその主要部品の製造に関与していると判断した発行体には投資しない。非人道的兵器には、対人地雷、劣化ウラン兵器、軍事目的で使用される白リンなどが含まれるが、これらに限定されない。
- **石炭1(拡大)** - サブ・ファンドは、HSBCが石炭生産の拡大に従事していると判断した発行体による新規株式公開(IPO)または一次固定収入融資には参加しない。
- **石炭2(収益基準)** - サブ・ファンドは、HSBCが、石炭発電または採掘による収益が10%以上であり、かつ、HSBCの見解において、信頼できる移行計画を有していないとみなす発行体には投資しない。
- **タバコ** - サブ・ファンドは、HSBCが、タバコの生産に直接関与しているとみなす発行体には投資しない。
- **UNGC** - サブ・ファンドは、HSBCが国連グローバル・コンパクト(UNGC)の原則を遵守していないと判断した発行体には投資しない。UNGCの原則に違反する可能性がある場合、発行体は、サブ・ファンドのポートフォリオへの組み入れの適格性を判断するために、独自のESGデュー・デリジェンスチェックの対象となる場合がある。

詳細情報については、下記「3 投資リスク a. リスク要因 投資判断へのサステナビリティ・リスクの組み入れおよびSFDR原則」の項に記載される。上記の除外事項にかかわらず、サブ・ファンドの投資対象に発行体を含めるかどうかは、ESGデュー・デリジェンスの完了後に、投資顧問会社の裁量により決定される。環境要因と社会要因、企業統治の実践が改善している発行体は、投資対象に含まれる場合がある。

環境要因と社会要因、企業統治の実践と、除外事業およびESGデュー・デリジェンスの必要性は、HSBC独自のESGマテリアリティ(重要課題)フレームワークならびにスコア、ファンダメンタルズ定性調査および企業エンゲージメントを(非排他的に)用いることによって特定され、分析される。投資顧問会社は、発行体のESGスコアまたは発行体による除外事業への関与を評価する際に、財務データおよび非財務データプロバイダーによって提供される専門性、調査および情報に依拠する場合がある。

証券化クレジットは、アセット・バック証券(以下「ABS」という。) ならびに商業用不動産ローン担保証券(以下「CMBS」という。)、ローン担保証券(以下「CLO」という。) および住宅ローン担保証券(以下「RMBS」という。) から構成される。

サブ・ファンドは、通常の市況において、その純資産の最低90%を証券化クレジットに投資する。証券化クレジットに含まれるエクスポージャーは、モーゲージ(住宅および商業用不動産)、自動車ローン、社債、債券、クレジット・カード、学生ローンその他の債権を含むが、これらに限定されない。サブ・ファンドによる証券化クレジットへの投資は、購入の時点で、ムーディーズ、スタンダード・アンド・プアーズ等の一または複数の独立した格付機関による格付がBBB- (またはこれと同等の評価) 以上である証券に限られる。

サブ・ファンドが多額の申込みを受けた場合、サブ・ファンドは、一時的に現金、現金商品、短期金融市場商品および/または先進国市場の政府により発行された短期の確定利付証券に投資することができる。

サブ・ファンドは、その純資産の最大10%をUCITSおよびその他のオープン・エンド型投資ファンド(HSBCグローバル・インベストメント・ファンドの他のサブ・ファンドを含む。) の受益証券または投資証券に投資することにより、投資方針および投資制限を達成することができる。

サブ・ファンドは、既存のポートフォリオ保有銘柄に影響を与えるコーポレート・アクション(倒産または再編を含むが、これらに限定されない。) の結果として、またはかかるコーポレート・アクションに関連して受け取った株式(ワラント、普通株式、優先株式を含むが、これらに限定されない。) を保有することができる。

また、サブ・ファンドは、財務上の目的のために、銀行預金、短期金融市場商品またはマネー・マーケット・ファンドに投資することができる。

中国のオンショアの確定利付証券への投資には、中華人民共和国(以下「中国」という。) 内で発行され、中国銀行間債券市場(以下「CIBM」という。) で取引される人民元建ての中国オンショアの確定利付証券を含むが、これに限定されない。サブ・ファンドは、ボンド・コネクトおよび/またはCIBMイニシアチブのいずれかを通じてCIBMに投資することができる。サブ・ファンドは、その純資産の最大10%を、市町村および地方政府ならびに会社および政策銀行等が発行する中国のオンショア債券に投資することができる。

サブ・ファンドは、ヘッジ目的および効率的なポートフォリオ運用の目的で金融デリバティブ商品を利用する場合がある。また、サブ・ファンドは、投資目的で金融デリバティブ商品を利用する場合があるが、幅広く使用することはできない。サブ・ファンドが利用することの認められる金融デリバティブ商品には、先物、オプション、スワップ(クレジット・デフォルト・スワップ等) または為替予約取引(ノンデリバブル・フォワードを含む。) を含むが、これらに限定されない。また、金融デリバティブ商品は、サブ・ファンドが投資することができるその他の商品に組み込まれることがある。

サブ・ファンドの主な為替エクスポージャーは、米ドルに対してである。サブ・ファンドは、他の通貨へのエクスポージャーを有する場合もあるが、米ドルに対してヘッジされる。

サブ・ファンドは、アクティブ運用され、ベンチマークによる制限を受けない。

(2) 【投資対象】

上記「(1) 投資方針」を参照のこと。

(3) 【分配方針】

資本累積型投資証券

資本累積型投資証券は、サブ・ファンド名およびクラス名の後に「C」が付され(例えば、クラスAC)、通常、分配金の支払いを行わない。

(注) クラスAC投資証券は資本累積型投資証券である。

分配型投資証券

分配型投資証券は、分配の宣言/支払の頻度に応じて募集され、以下に従い識別される。

(注) クラスAM2投資証券は分配型投資証券である。

	年1回 (最低)	半期	隔月 (2か月に1回)	四半期	毎月
分配型投資証券	サブ・ファンドおよびクラス名に「D」を付記	サブ・ファンドおよびクラス名に「S」を付記	サブ・ファンドおよびクラス名に「B」を付記	サブ・ファンドおよびクラス名に「Q」を付記	サブ・ファンドおよびクラス名に「M」を付記
クラスAの場合	AD	AS	AB	AQ	AM

異なる分配頻度のほか、分配型投資証券は、以下の分配金の計算方法に従い募集される。

投資者は、投資証券クラス識別子1、2および3について、以下の事項に留意すべきである。

- ・ 分配は、インカム・ゲインおよび/もしくはキャピタル・ゲインならびに/または資本金から行われる場合がある。このため、分配金は税務ポジションに影響を及ぼす可能性があり、投資者は、様々な分配型投資証券クラスへの投資に関して、適切な税務上の助言を求めることが推奨される。
- ・ 資本金から行われる分配は、当該投資証券クラス利得を上回る可能性があり、その結果、投資者の初期投資が損なわれる可能性がある。
- ・ 通常、サブ・ファンドのパフォーマンスが悪化している間も資本金からの分配は継続され、その結果、分配金が支払われない場合よりも投資証券クラスの価額が急速に下落することになる。

投資証券クラス識別子 計算方法

例示の目的上、クラスA分配金投資証券について、可能な頻度をそれぞれ以下に記載する、

クラスAD2	投資証券クラスは、当該投資証券クラスに帰属する関連するサブ・ファンドの投資先ポートフォリオの推定年換算利回りに基づいて分配宣言を行うことを意図している。
クラスAS2	管理会社は、少なくとも半年毎に推定年換算利回りを見直す。ただし、管理会社は、その裁量により、サブ・ファンドのポートフォリオの推定年換算利回りの変更を反映させるために、いつでも分配率の調整を行うことができる。
クラスAQ2	この分配方針により、手数料および費用(注1)の差引前の分配金が支払われる可能性があること、また源泉徴収税の差引前の分配金が支払われる可能性があることに投資者は留意すべきである。サブ・ファンドの投資先ポートフォリオの推定利回りは、必ずしも投資証券クラスが受け取る収益と等しいとは限らず、実現キャピタル・ゲインおよび未実現キャピタル・ゲインの両方(もしあれば)、および当該投資証券に帰属する資本が分配される可能性がある。資本の分配は、投資者の投資元本の一部を取り崩すことを意味する。
クラスAB2	かかる分配は、時間の経過とともに投資証券1口当たり純資産価格を減少させる可能性があり、投資証券1口当たり純資産価格は、他の投資証券クラスよりも大きく変動する可能性がある。
クラスAM2	

(注1)「報酬および費用」とは、該当する場合、下記「4 手数料等及び税金」に詳細を記載する管理報酬、運営費用、管理事務代行費用、サービス費用、および投資証券クラス通貨ヘッジ運用費用をいう。

収益の平衡化

本投資法人は、すべての分配型投資証券クラスのために収益の平衡化を行っている。

収益の平衡化は、会計年度中の投資証券クラスの申込み、買戻しおよび転換が発生済収益のレベルに及ぼす影響を軽減することを目的としている。その影響として、投資者が会計期間中に申込みをした場合、その直後の分配金には、投資元本の返還に相当する部分が含まれることになる。

分配の宣言および公表

分配は、各会計年度末に、本投資法人の投資主総会によって、各サブ・ファンドの各分配型投資証券クラスに関して宣言される。取締役会は、その裁量により、上記の表に記載の毎月、隔月、四半期毎および半期毎に分配を支払う分配型投資証券に関して中間分配の宣言を決定することができる。ただし、投資者は、取締役会がその裁量により、分配を宣言しないことを決定することができ、また、定期的に分配される保証はないことに留意すべきである。

分配金は、サブ・ファンドが登録されている国において、当該法域の規制に従って公表することができる。

分配金の支払および再投資

分配は、通常、当該投資証券クラスの参照通貨建てで宣言される。

分配金は、通常、分配基準日現在における各サブ・ファンド/投資証券クラスの投資証券の保有者に対して、当該宣言から6週間以内に支払われる。

投資主は、登録・名義書換代行会社に書面で要請するか、または申込書の該当項目を記入することによって、当該投資主に対して支払われるサブ・ファンドのいずれの分配型投資証券クラスについても、分配金の支払いを受けることを選択することができる。それ以外の場合には、分配は、以下のとおり当該サブ・ファンドに関する追加の投資証券の取得により、自動的に再投資されるものとする。

1. かかる投資証券は、当該分配の支払日後の翌取引日までに購入される。
2. かかる再投資の結果配分される投資証券には販売手数料は課されない。
3. (必要な場合)記名投資証券の端株が小数点第3位まで発行される。

分配金の支払頻度にかかわらず、50米ドル、50ユーロ、5,000円、30英ポンドまたはその他の取引通貨もしくは参照通貨による50米ドル相当額を下回る投資主に対する分配金の分配は、前述の規定に従い、自動的に再投資される。

毎月/四半期および半期の分配型投資証券に関する分配金は、通常、それぞれ毎月、四半期毎、および半期毎に自動的に支払われる。

(4) 【投資制限】

<一般的な投資制限>

本投資法人の各サブ・ファンドは、本項目の目的上、それぞれ独立したUCITSとみなされる。

.(1) 本投資法人は、以下に投資することができる。

- a. 規制ある市場への上場を認められているか、または規制ある市場で取引される譲渡可能有価証券および短期金融市場商品
- b. EU加盟国のその他の市場(ただし、規制され、定常的に運営され、かつ、一般に公開されているの市場に限る。)において取引されている譲渡可能有価証券および短期金融市場商品
- c. EU非加盟国の証券取引所に公的に上場を認められているか、またはEU非加盟国のその他の市場(ただし、規制され、定常的に運営され、かつ、認知され、一般に公開されている市場に限る。)において取引されている譲渡可能有価証券および短期金融市場商品。ただし、証券取引所または証券市場の選択が本投資法人の設立文書に規定されている場合に限る。
- d. 発行後間もない譲渡可能有価証券および短期金融市場商品については、次の条件を満たすもの
発行要項に、証券取引所またはその他の規制ある市場(ただし、定常的に運営され、かつ、認知され、一般に公開されている市場に限る。)への公的な上場の申請がなされる旨の約束が含まれており(ただし、証券取引所または証券市場の選択が本投資法人の設立文書に規定されている場合に限る。)、かつ、かかる上場申請の承認が発行後1年以内に確保されること。
- e. UCITSおよび/またはその他の適格UCIの受益証券(EU加盟国に所在するか否かを問わない。)、ただし、以下を条件とする。
 - ・ かかるその他の適格UCIが、欧州共同体の法律に定めるものと同等であるとCSSFが判断する監督に服しており、かつ、監督当局間の協力が十分に確保される旨を規定する法律に基づき承認されていること。
 - ・ かかるその他の適格UCIの受益者保護の水準がUCITSの受益者に対して提供される保護と同等であるものとし、特に資産分離、借入れ、貸付けならびに譲渡可能有価証券および短期金融市場商品の空売りに関する規則が指令2009/65/EC(改正済)の要件と同等であること。

- ・ 半期および年次の報告期間について、かかるその他の適格UCIの資産および負債、収益および運用の評価が可能となるよう、半期報告書および年次報告書において事業報告が行われること。
 - ・ 買収が計画されているUCITSまたはその他の適格UCIについては、その設立文書に従って、他のUCITSまたはその他のUCIの受益証券に、合計でその資産の10%を超えて投資してはならないこと。
- f . 要求に基づき払い戻され得るか、または引き出す権利が付された、満期まで12か月以内の信用機関への預金。ただし、当該信用機関が、EU加盟国である国に登記上の事務所を有すること、または当該信用機関の登記上の事務所が第三国に所在する場合には、当該国がCSSFにより欧州共同体の法律において規定されているブルーデンシャル規制と同等の規制に服しているとみなされる第三国であることを条件とする。
- g . 上記第 a) 号、第 b) 号および第 c) 号に記載される規制ある市場で取引されている金融デリバティブ商品(現金で決済される同等の商品を含む。)および/または店頭で取引される金融デリバティブ商品(以下「OTCデリバティブ商品」という。)、ただし、以下を条件とする。
- ・ 原資産は、本第 条第 (1) 項に記載される商品およびサブ・ファンドがその投資目的に従い投資することができる金融指数、金利、外国為替レートまたは通貨により構成されなければならない。
 - ・ OTCデリバティブ商品取引のカウンターパーティーは、ブルーデンシャル監督に服し、かつ、CSSFにより承認されるカテゴリーに属する機関でなければならない。
 - ・ OTCデリバティブ商品は、毎日、信頼でき、検証可能な評価の対象となり、本投資法人の主導によりいつでも、相殺取引によりその公正価額で売却、清算または手仕舞いが可能でなければならない。
- および/または
- h . 規制ある市場で取引されるもの、および英文目論見書に定義されるものを除く短期金融市場商品。ただし、当該商品の発行または発行体自体が投資者および貯蓄の保護を目的に規制されており、かつ、当該商品が、以下のいずれかに該当することを条件とする。
- ・ EU加盟国の中央政府、地方政府もしくは地方公共団体もしくは中央銀行、欧州中央銀行、EUもしくは欧州投資銀行、EU非加盟国、連邦国家の場合は連邦構成地域の一つ、または一か国もしくは複数のEU加盟国が属する公的国際機関により発行されているか、または保証されているもの。
 - ・ 上記第 a) 号、第 b) 号および第 c) 号に記載される規制された市場で取引されている証券の発行体である事業体によって発行されているもの。
 - ・ 欧州共同体の法律により定義される基準に従ったブルーデンシャル監督に服している機関、またはルクセンブルグ監督当局が少なくとも欧州共同体の法律に定めるものと同等の厳格性を有すると考えるブルーデンシャル規制に服し、かつ、これを遵守している機関により発行または保証されているもの。
 - ・ CSSFによって承認されているカテゴリーに属するその他の機関によって発行されていること。ただし、当該商品への投資は、上記第一、第二および第三段落に規定するものと同等の投資者保護の対象となっており、当該発行体が、10百万ユーロ(10,000,000ユーロ)以上の資本金および準備金を有し、第4指令78/660/EECに従って年次会計報告書を作成し公表している企業である場合、または、当該発行体が、一もしくは複数の上場企業を含む企業グループ内で、当該グループの資金調達を専業としている事業体である場合、もしくは銀行の与信ラインの利益

を得ている証券化ビークルへの資金調達を専業としている事業体である場合に限る。

(2) 加えて、本投資法人は、サブ・ファンドの純資産の10%を上限として、上記第(1)項に記載されたもの以外の譲渡可能有価証券または短期金融市場商品に投資することができる。

・ 本投資法人は、付随的流動資産を保有することができる。

・ a) () 本投資法人は、サブ・ファンドの純資産の10%を超えて同一発行体の発行した譲渡可能有価証券または短期金融市場商品に投資しない。

() 本投資法人は、サブ・ファンドの純資産の20%を超えて同一機関への預金に投資することができない。OTCデリバティブ商品取引のカウンターパーティーへのサブ・ファンドのリスク・エクスポージャーは、カウンターパーティーが上記第 条第(1)項第f)号に記載された信用機関の場合には当該サブ・ファンドの純資産の10%を超えることはできず、その他の場合には当該サブ・ファンドの純資産の5%を超えることはできないものとする。

b) さらに、本投資法人がサブ・ファンドのために、複数の発行体の譲渡可能有価証券および短期金融市場商品を投資し、個別の発行体への投資額が当該サブ・ファンドの純資産の5%を超える所有をしている場合、かかるすべての投資の総額は、当該サブ・ファンドの純資産総額の40%を超過してはならない。

かかる制限は、プルーデンシャル監督に服する金融機関への預金および当該金融機関を相手方とするOTCデリバティブ商品取引には適用されない。

第a)項に規定される個別制限にかかわらず、本投資法人は、各サブ・ファンドの資産の20%を超えて単一の機関へ投資することになる場合には、各サブ・ファンドについて以下のいずれも合算することはできない。

- ・ 当該機関により発行される譲渡可能有価証券または短期金融市場商品への投資
- ・ 当該機関への預金
- ・ 当該機関との間で行われるOTCデリバティブ商品取引から発生するエクスポージャー

c) 上記第a)項第()号に規定された10%の制限は、EU加盟国、その地方公共団体、その他の適格国または一か国もしくは複数のEU加盟国が加盟する公的国際機関により発行されたか、または保証されている譲渡可能有価証券または短期金融市場商品については、35%を上限に引き上げられる。

d) 上記第a)項第()号に規定された10%の制限は、登記上の事務所をEU加盟国内に有する信用機関により発行され、法律により債権者の保護を目的とする特別な公的監督に服する一定の債券については、25%まで引き上げられる。特に、当該債券の発行により生じる金額は、法律に従い、当該債券の全有効期間中、当該債券に付帯する請求を補うことができ、当該発行体の破産の場合には、元金の返済および経過利息の支払いに優先的に充当される資産に投資されなければならない。

サブ・ファンドがその純資産の5%を超えて本項に記載されかつ単一の発行体により発行される債券に投資した場合、かかる投資の総額は、当該サブ・ファンドの純資産の80%を超えてはならない。

e) 第c)項および第d)項に記載される譲渡可能有価証券および短期金融市場商品は、第b)項に記載される40%の制限の計算の際に含めないものとする。

第a)項、第b)項、第c)項および第d)項の制限を合算することはできない。したがって、同一発行体により発行された譲渡可能有価証券もしくは短期金融市場商品または同一機関における預金もしくは同一機関との間で実行される金融デリバティブ商品取引に対する投資は、いかなる場合においても、合計でサブ・ファンドの純資産の35%を超えてはならない。

指令83/349/EECまたは認知されている国際会計規則に従って定義されるとおり、連結決算を確定させる目的において同一グループの一部である企業は、本第 条に規定される制限の計算の目的上、単一の機関とみなされる。

本投資法人は、同一グループ内の譲渡可能有価証券および短期金融市場商品に、サブ・ファンドの純資産の20%を上限として累積的に投資することができる。

- f) 上記の規定にかかわらず、本投資法人は、リスク分散原則に従い、サブ・ファンドの純資産の100%を上限として、いずれかのEU加盟国、EU加盟国の一もしくは複数の地方公共団体もしくは地方機関、EU非加盟国、または他のOECD加盟国、シンガポールまたはG20加盟国または一か国もしくは複数のEU加盟国が加盟する公的国際機関により発行されたか、または保証されている譲渡可能有価証券および短期金融市場商品に投資することを認められている。ただし、当該サブ・ファンドは、少なくとも異なる6銘柄の証券を保有しなければならず、かつ同一銘柄の証券が当該サブ・ファンドの純資産の30%を超えてはならない。
- a) いずれかのサブ・ファンドの投資方針が、特定の株価指数または債券指数の構成(十分に分散化され、当該指数が参照する市場の適切なベンチマークを表し、適切な方法で公開され、かつ、関連するサブ・ファンドの投資方針に開示されるものとする。)を再現することを目標とする場合、第 条に規定される制限は、第 条に規定される制限を損なうことなく、同一発行体により発行された投資証券および/または債券への投資について20%を上限に引き上げられる。
- b) 第 a) 項に規定される制限は、特に、特定の譲渡可能有価証券または短期金融市場商品の市場占有率が高い規制された市場における例外的な市況によって正当化される場合には、35%まで引き上げられる。かかる制限を上限とする投資は、一発行体に限って認められる。
- a) 本投資法人は、発行体の経営に重大な影響を行使することを可能にする議決権付株式を取得することはできない。
- b) 本投資法人は、以下を取得することはできない。
- ・ 同一発行体の無議決権株式の10%超
 - ・ 同一発行体の債券の10%超
 - ・ 同一発行体の短期金融市場商品の10%超
- c) 第二段落および第三段落の制限は、取得時点において当該債券もしくは当該短期金融市場商品の総額または発行済商品の純額が計算できない場合は、かかる取得時点においてこれを無視することができる。
- 本第 条の規定は、EU加盟国もしくはその地方公共団体もしくはその他の適格国により発行されたか、もしくは保証されているか、または一か国もしくは複数のEU加盟国が加盟する公的国際機関により発行された譲渡可能有価証券および短期金融市場商品には適用されないものとする。
- また、EU非加盟国で設立された会社であって、その資産を主に当該EU非加盟国に登記上の事務所を置く発行体の証券に投資している会社の資本について本投資法人が保有する株式については、上記の規定は、適用されない。ただし、当該国の法律に基づき、かかる保有が当該国の発行体の証券に対し本投資法人が投資することができる唯一の方法であり、かつ、当該第三国の当該会社の投資方針が第 条、第 条ならびに第 条第 a) 項、第 b) 項および第 c) 項に規定される制限を遵守していることを条件とする。
- a) 英文目論見書に別段の規定がある場合を除き、本投資法人は、上記第 条第 (1) 項第 e) 号に規定されるUCITSおよび/またはその他の適格UCIの受益証券を取得することができるが、あるサブ・ファンドの純資産の10%を超えて、UCITSもしくはその他の適格UCIの受益証券またはかかるUCITSもしくはその他の適格UCIの単一のサブ・ファンド(下記第 条に定義される「投資対象サブ・ファンド」を含む。)の受益証券に投資できない。

- b) 本投資法人が投資するUCITSまたはその他の適格UCIが保有する原資産は、上記第 条に規定された投資制限の目的においては考慮する必要はない。
- c) 本投資法人が、管理会社自身により、または管理会社と共通の経営もしくは支配または資本もしくは議決権の10%超の直接的または間接的な保有により結ばれている会社によって直接的または間接的に管理されているUCITS(本投資法人の他のサブ・ファンドを含む。)および/またはその他の適格UCIの投資証券もしくは受益証券に投資する場合には、本投資法人と、本投資法人が投資するUCITSおよび/またはその他の適格UCIの間で、管理報酬、申込手数料または買戻手数料の二重請求はないものとする。ただし、本投資法人がHSBCイーティーエフ・ピーエルシーの投資証券に投資する場合には、いずれのサブ・ファンドについても管理報酬が二重に請求される場合がある。本投資法人は、関連するサブ・ファンドおよびHSBCイーティーエフ・ピーエルシーに対して請求される管理報酬の合計額を、本投資法人の年次報告書に記載する。サブ・ファンドのUCITSおよびその他の適格UCIへの投資が当該サブ・ファンドの資産の重要部分を構成する場合には、当該サブ・ファンド自身ならびに該当するその他のUCITSおよび/またはその他の適格UCIに請求される管理報酬の合計額(もしあれば、成功報酬を除く。)は、関連する資産の3%を超えないものとする。本投資法人は、年次報告書において、関連するサブ・ファンドならびに当該サブ・ファンドが関連する期間中に投資したUCITSおよびその他の適格UCIの両方に対して請求された管理報酬の合計額を記載する。
- d) 本投資法人は、同一のUCITSまたはその他の適格UCIの受益証券の25%を超えて取得することはできない。かかる制限は、取得時点において発行済証券の総額が計算できない場合は、かかる取得時点においてこれを無視することができる。
- e) 英文目論見書に従い、サブ・ファンドがその純資産の10%超をUCITSもしくはその他の適格UCIの受益証券または単一のUCITSもしくは単一のその他の適格UCI(投資対象サブ・ファンドを含む。)に投資することができる範囲内において、以下が適用される。
- ・ サブ・ファンドは、に記載されるUCITSおよび/またはその他の適格UCIの受益証券を取得できるが、サブ・ファンドの純資産の20%を超えて、単一のUCITSまたはその他の適格UCIの受益証券に投資することはできない。
 - ・ 本投資制限の適用の目的上、複数のコンパートメントを有するUCITSおよび/またはUCIの各コンパートメントは、それぞれ別々の発行体とみなされる。ただし、異なるコンパートメント間で第三者に対する義務の分離の原則が確保されている場合に限る。
 - ・ その他の適格UCIの受益証券に対する投資の総額は、サブ・ファンドの純資産の30%を超えてはならない。
- サブ・ファンド(以下「投資側サブ・ファンド」という。)は、本投資法人の一または複数のサブ・ファンド(以下それぞれ「投資対象サブ・ファンド」という。)により発行される予定の、または発行された有価証券の申込みを行い、それを取得し、および/または保有することができる。この場合、本投資法人は、1915年法に定める企業による自社株の申込み、取得および/または保有に関する規定の対象とならない。ただし、以下を条件とする。
- a) 投資側サブ・ファンドは、その純資産総額の10%を超えて、単一の投資対象サブ・ファンドに投資することはできない。英文目論見書の規定に従い、投資側サブ・ファンドがその純資産の10%を超えてUCITSもしくはその他の適格UCIの受益証券または単一のUCITSまたは単一のその他の適格UCIに投資することが認められている場合には、かかる制限は20%まで引き上げられる。
- b) 投資対象サブ・ファンドは、逆に、当該投資対象サブ・ファンドに投資する投資側サブ・ファンドに投資しない。
- c) 取得が企図される投資対象サブ・ファンドの投資方針において、当該投資対象サブ・ファンドがその純資産総額の10%を超えてUCITSまたはその他の適格UCIに投資することを認めていない。

- d) 当該投資側サブ・ファンドによって保有される、投資対象サブ・ファンドの投資証券に附随する議決権(もしあれば)は、当該投資証券が投資側サブ・ファンドによって保有される間は、帳簿および定期報告書における適切な処理を損なうことなく、停止される。
- e) いかなる場合にも、投資対象サブ・ファンドの証券が投資側サブ・ファンドによって保有される間は、投資対象サブ・ファンドの証券の価額は、2010年法によって課される純資産の最小閾値を確認する目的においては、本投資法人の純資産の計算において考慮されないものとする。
- f) 投資側サブ・ファンドの段階の間で、管理報酬、申込手数料または買戻手数料の二重請求はない。

本投資法人は、各サブ・ファンドについて、デリバティブ商品に関するグローバル・エクスポージャーが関連するサブ・ファンドの純資産を超えないことを確保するものとする。

当該エクスポージャーは、原資産の時価、カウンターパーティー・リスク、予測可能な市場変動およびポジションの清算に使える時間を考慮して計算される。これはまた、以下の2段落にも適用される。

本投資法人が、金融デリバティブ商品に投資する場合、原資産に対するエクスポージャーは、総額で、上記第 条に規定された投資制限を超えてはならない。本投資法人が、指数に基づく金融デリバティブ商品に投資する場合、かかる投資は、第 条に規定される制限と合算する必要はない。

譲渡可能有価証券または短期金融市場商品にデリバティブが組み込まれる場合、本第 条の要件を遵守する際にかかるデリバティブを考慮しなければならない。

- a) 本投資法人は、いずれのサブ・ファンドの勘定においても、当該サブ・ファンドの純資産の10%を超える額の借入れを行ってはならない。また、かかるいかなる借入れも、銀行から行われ、かつ、暫定的なものとしてのみ実行することができる。ただし、本投資法人は、バック・ツー・バック・ローンにより外国通貨を取得することができる。
- b) 本投資法人は、第三者に対して貸付を供与することまたは第三者のために保証人となることはできない。

かかる制限は、本投資法人が、() 譲渡可能有価証券、短期金融市場商品または上記第 条(1)項第e)号、第g)号および第h)号に記載された全額払込済ではないその他の金融商品を取得すること、ならびに() 貸付を構成するとみなされない、認められる証券貸付取引を遂行することを妨げるものではない。

- c) 本投資法人は、譲渡可能有価証券、短期金融市場商品またはその他の金融商品の空売りを行うことはできない。
- d) 本投資法人は、動産または不動産を取得することはできない。
- e) 本投資法人は、貴金属または貴金属を表章する証書を取得することはできない。
- a) 本投資法人は、その資産の一部を構成する譲渡可能有価証券または短期金融市場商品に付随する新株予約権を行使する際には、上記に規定される投資制限を遵守する必要はない。リスク分散原則の遵守を確保する一方、設定後間もないサブ・ファンドは、その設定の日から6か月の期間は、第 条、第 条ならびに第 条第a)項、第b)項および第c)項を免除されることがある。
- b) 本投資法人の支配が及ばない理由により、または新株予約権の行使の結果により、第a)項の投資制限を超過した場合、本投資法人は、本投資法人の投資主の利益を十分に考慮しつつ、当該状況の是正をその売却取引の優先目標としなければならない。

<運用技法および金融商品の利用に関する制限>

金融デリバティブ商品は、投資、ヘッジおよび効率的なポートフォリオ運用の目的で利用することができる。以下に記載する証券貸付取引およびレポ取引は、効率的なポートフォリオ運用の目的で行うこ

とができる。特定のサブ・ファンドに関する追加制限または逸脱については、関連するサブ・ファンドに関連して英文目論見書に開示される。

効率的なポートフォリオ運用

効率的なポートフォリオ運用 (Efficient Portfolio Management) (以下「EPM」という。)とは、以下の基準を満たす譲渡可能有価証券に関連する技法および商品をいう。

1. 費用効率の高い方法で現金化されるという点で、経済的に適切であること。
2. 以下の一または複数の特定の目的のために締結されたものであること。
 - ・ リスクの軽減 (例えば、ポートフォリオの一部に投資ヘッジを行うこと。)
 - ・ 費用の削減 (例えば、短期のキャッシュ・フロー管理または戦略的な資産配分であること。)
 - ・ サブ・ファンドのリスク特性と合致したリスク水準における、追加資本または追加収益の創出 (例えば、いかなるレバレッジの形でも担保が再投資されない、証券貸付取引および/またはレポ取引 (およびリバース・レポ取引)。)

金融デリバティブ商品の使用は、サブ・ファンドにカウンターパーティー・リスクへの追加的なエクスポージャーをもたらす。ただし、かかるエクスポージャーは本投資法人内のリスク管理メカニズムを通じて、かつ、UCITS規則の分散および集中の要件に従って管理される。

これらEPM商品/技法の使用は、サブ・ファンドの目的を変更するものではなく、また、サブ・ファンドの当初のリスク方針と比較して大きなリスクを加えるものでもない。

いずれのEPM商品/技法も、本投資法人が要求される時間枠のなかで買戻請求に継続的に対応することができることを確保するため、本投資法人の流動性リスクの管理プロセスの中に含まれている。

HSBCアセットマネジメントは、利益相反が投資主に不利な影響を与えることを防ぐために、潜在するあらゆる利益相反の管理に責任を負う。

EPM技法で稼得した収益はすべてサブ・ファンドに返還される。第三者ファシリテーター (例えば、第三者エージェント・レンダーまたはブローカー・ディーラー) または関連会社によって受領される収益は、サービスの水準に鑑みて商業上正当化されるものでなければならない。

SFTR

本投資法人は、規則 (EU) 第648 / 2012を改正する証券金融取引および再使用の透明性に関する2015年11月25日付欧州議会および欧州理事会規則 (EU) 2015 / 2365 (随時行われる変更を含み、以下「SFTR」という。) に定められる定義による以下の証券金融取引 (以下「SFT」という。) を行わない。

- ・ レポ取引およびリバース・レポ取引
- ・ 売戻条件付購入取引 / 買戻条件付売却取引
- ・ マージンレンディング

本投資法人が上記のSFTのいずれかの利用を決定した場合、英文目論見書がこれに応じて更新される。

SFTR (随時行われる変更を含む。) に従い様々なSFTの対象とすることができるサブ・ファンドの純資産の最大比率は、それぞれのサブ・ファンドに関して英文目論見書に記載されている。当該情報が開示されていないサブ・ファンドは、当該取引を行わない。

<ファンドのSFTおよびTRSの利用>

上記に記載される制限に従い、SFTRに従いSFTおよびTRSの対象とすることができるサブ・ファンドの純資産の割合は、以下のとおりである。

種類	最大	予想
トータル・リターン・スワップ	適用なし	適用なし
証券貸付取引	29%	25%

グローバル・エクスポージャー

各サブ・ファンドの、デリバティブ商品に関するグローバル・エクスポージャーは、関連するサブ・ファンドの純資産を超えてはならない。

当該エクスポージャーは、原資産の時価、カウンターパーティー・リスク、予測可能な市場変動およびポジションの清算に使える時間を考慮して計算される。これはまた、以下の2段落にも適用される。

本投資法人が、金融デリバティブ商品に投資する場合、原資産に対するエクスポージャーは、総額で、上記「(4)投資制限 一般的な投資制限」第 条第 a) 項ないし第 e) 項に規定された投資制限を超えてはならない。本投資法人が、指数に基づく金融デリバティブ商品に投資する場合、かかる投資は、「(4)投資制限 一般的な投資制限」第 条第 a) 項ないし第 e) 項に規定される制限と合算する必要はない。

譲渡可能有価証券または短期金融市場商品にデリバティブが組み込まれる場合、前段落に定められる要件を遵守する際にかかるデリバティブを考慮しなければならない。

トータル・リターン・スワップ

各サブ・ファンドは、その投資方針により認められる範囲で、その投資目的を達成するためにトータル・リターン・スワップを締結することができる。特に、トータル・リターン・スワップは、指数に対するエクスポージャーを再現するために、または一もしくは複数の商品のパフォーマンスを一連の固定または変動レートのキャッシュ・フローと交換するために使用することができる。

TRSは、関連するサブ・ファンドによって保有される譲渡可能有価証券および現金に対して適用することができる。

一資産のパフォーマンスから別の資産のパフォーマンスへのスワップを伴う可能性のある金融商品（TRS）を利用するすべてのサブ・ファンドについては、サブ・ファンドの投資制限を検討する際に、TRSまたは類似の特徴を有する金融商品に含まれるエクスポージャーを考慮する。

トータル・リターン・スワップを取引する際には、投資顧問会社は、OTC金融デリバティブ商品（以下「金融デリバティブ商品」という。）取引に関して投資顧問会社によって承認されているカウンターパーティーと取引するものとする。投資顧問会社の投資プロセスの一環として、投資顧問会社は、その内部承認および選定プロセスを通じてカウンターパーティーを承認する。

OTC金融デリバティブ商品のカウンターパーティーの承認および選定プロセスは、様々な基準に基づくカウンターパーティーの動態的評価である。カウンターパーティーの承認に用いられる基準には、カウンターパーティーの相対的信用力および規制リスクの特性、流動性の提供能力および専門的取引の実行能力、アクセスのしやすさ、スピードおよび反応の速さ、調整および激化した問題の解決に対する意欲、提供されるリサーチまたは金融市場の情報の質および価値、対象とする市場の範囲および対象とする市場に関するカバレッジの深さ、取引決済オペレーションの効率性、ならびにシステム能力を含むが、これらに限定されない。カウンターパーティーの法的地位、出身国および最低信用格付も、選定プロセスにおいて考慮される。選定基準の詳細および承認されたカウンターパーティーの一覧は、管理会社の登記上の事務所から入手可能である。

一般的に、本投資法人は、以下の場合に、トータル・リターン・スワップが承認されたHSBCグループの標準文書に基づき取引されることを確保するものとする。

a . 担保が、評価スケジュールまたは同様のメカニズムに従い評価される場合

b . トータル・リターン・スワップのエクスポージャーが、時価評価ベースで日々計算される場合

c . 変動証拠金が、適用あるデリバティブ取引契約の条件に従い、日々評価され、交換される場合

トータル・リターン・スワップの対象となるすべての資産は、保管銀行の帳簿に、関連するサブ・ファンドの資産として計上される。担保（もしあれば）は、保管銀行の帳簿上で個別の担保現金勘定で、またはかかるサブ・ファンド名で開かれた証券口座に保管される。

トータル・リターン・スワップは、市場機会に応じて、かつ関連するサブ・ファンドの投資目的の達成に関連すると投資顧問会社が判断した場合に、一時的にのみ利用することを目的とする。

トータル・リターン・スワップの使用を通じて発生したすべての収益、利益および損失は、関連するサブ・ファンドにより保持されるものとする。

証券貸付取引

各サブ・ファンドは、追加の資本または収益を生み出す目的で（借り手が支払う手数料または現金担保の再投資のいずれかを通じて生み出される。）、または費用を削減する目的で、SFTR、ETFおよびその他のUCITS銘柄に関する2014年8月1日付ESMA指針（ESMA/2014/937EN）（以下「ETFおよびその他のUCITS銘柄に関するESMAガイドライン」という。）、譲渡可能有価証券および短期金融商品に関する特定の手法および商品を使用する場合に集合投資事業に適用される規則に関するCSSF通達08/356、およびETFおよびその他のUCITS銘柄に関するESMAガイドラインに関するCSSF通達14/592（以下「CSSF通達14/592」という。）、ならびにその他適用ある法律、規則、通達もしくはCSSFの見解（随時行われる改正または置き換えを含む。）を遵守することを条件に、証券貸付取引に参加することができる。

管理会社は、管理会社が承認した承認済の借り手に対して担保と引き換えに有価証券を一時的に譲渡する証券貸付取引プログラムに参加すべきサブ・ファンドを、決定することができる。本投資法人の証券貸付代理人（以下「貸付代理人」という。）が貸付可能と判断した、サブ・ファンドに属する譲渡可能証券（例えば、株式および株式関連商品、確定利付商品）、UCIの投資証券/受益証券または短期金融市場商品のいずれも（ただし、HSBCグループに属するいずれかの事業体が発行した証券もしくは担保および金融デリバティブ契約に基づき受領した担保は除く。）、証券貸付取引の対象となる可能性がある。

証券貸付取引は、継続的に利用することを目的としている。証券貸付取引の対象となるサブ・ファンドの純資産の割合は、通常25%程度とすることを意図している。ただし、この比率は、サブ・ファンドの純資産総額、対象となる市場から株式を借り入れる借り手の需要、および対象となる市場の季節的傾向などの要因に左右される可能性がある。市場からの原証券の借入需要がほとんどないか、または全くない時期には、証券貸付取引の対象となるサブ・ファンドの純資産の割合はより低くなる可能性があり、一方で、高い需要がある時期においては、この比率は高くなる可能性がある。

証券貸付取引の利用に関連するリスクおよび投資主へのリターンに対する影響は、下記「3 投資リスク a. リスク要因 一般的なリスクに関する勘案事項」に記載されている。

貸付代理人は、証券貸付取引に関する自らのサービスに対して総収益の15%の手数料を受領する。また、管理会社は、証券貸付取引に関して遂行された監督業務に対して総収益の10%の手数料を受領する。総収益の残額（すなわち75%）は、証券貸付取引プログラムに参加している関連するサブ・ファンドが受領する。サブ・ファンドが受領する証券貸付取引から生じる収益および貸付代理人の身元は、本投資法人の半期報告書および年次報告書に記載される。

管理会社および貸付代理人は、HSBCグループの一員である。その結果、管理会社は、かかる枠組みによって管理会社および貸付代理人が属するHSBCグループに追加的な報酬をもたらす限りにおいて、利益相反にさらされる可能性がある。この点につき、管理会社および貸付代理人は、利益相反が投資主に悪影響を及ぼすことを防止するために、利益相反を管理するための手続きを整備している。

証券貸付取引のカウンターパーティーの承認および選定のプロセスは、様々な基準に基づくカウンターパーティーの動的評価である。カウンターパーティーの承認に用いられる基準には、カウンターパーティーの最低信用格付、出身国、アクセスのしやすさ、専門的取引の実行および規制リスクの特性を含むが、これらに限定されない。サブ・ファンドが証券貸付取引を利用する場合、サブ・ファンドの運用資産のうち証券貸付取引の対象となりうる最大比率および予想比率は、各サブ・ファンドについて、英文目論見書に記載される。

サブ・ファンドのために保有される証券のうち、証券貸付取引の対象となる証券は、保管銀行（または保管銀行を代理する副保管銀行）によって、保管のために保管銀行の帳簿に開設される登録口座で保管される。

レポ取引

規則（特に（ ）集団投資事業に関する2002年12月20日法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公国規則第11条、（ ）SFTR、（ ）譲渡可能有価証券および短期金融商品に関する特定の手法および商品を使用する場合に集合投資事業に適用される規則に関するCSSF通達08 / 356、（ ）ETFおよびその他のUCITS銘柄に関するESMAガイドライン、および（ ）CSSF通達14 / 592（これらの規則等は、随時改正されるか、補足されるか、または新たな法律と置き換えられる場合がある。）の規定）によって認められる最大限の範囲内で、かつ、これらの規則による制限の範囲内で、各サブ・ファンドは、追加の資本もしくは収益を生み出す目的で、または費用もしくはリスクを低減する目的で、関係法令に従い、買主または売主として、オプション付またはオプションなしのレポ取引を締結することができる（現在、本投資法人は、いずれのサブ・ファンドについてもかかる取引を行うことを企図していない。）。

担保

投資顧問会社は、投資顧問契約に基づき、担保契約の条件に同意し、OTC金融デリバティブ商品の取引が実行された場合にカウンターパーティー・リスクを管理する目的で、どのような担保契約が行われたかに関して管理会社に適式に助言する権限を有する。かかる金融デリバティブ商品取引は、承認されたカウンターパーティーのみと実施することができる。かかる取引は、いかなる場合も、法的に強制執行可能な双務契約であるISDA等のグループの承認された標準的文書および担保が当該取引の一部を構成することが合意された場合に添付されるクレジット・サポート・アネックス（以下「CSA」という。）に準拠する。

EPM技法およびOTC金融デリバティブ商品との関連で、本投資法人が担保として受領した資産は、いかなる場合においても、以下の基準に従うものとする。

- a. 流動性：現金以外のあらゆる受領担保は、流動性が高くなければならず、また、売却前の価値に近い価格で迅速に売却できるよう、規制された市場または多角的取引システムにおいて透明性の高い価格で取引されるべきである。受領担保は、上記「（4）投資制限 一般的な投資制限」の第 項の規定にも従うものとする。
- b. 評価：適宜定められる適格な担保は、カウンターパーティーとは独立した企業により、時価評価ベースで日毎に評価される。
- c. 発行体の信用力：現金以外の受領担保は、高い信用力（少なくともA3およびA - ）を有するものである。
- d. ヘアカットに関する方針：ヘアカットでは、信用状態または価格の変動幅等の資産の特徴を考慮する。適度に保守的なヘアカットが適用されていない限り、本投資法人は、価格の変動幅が大きい資産を担保として受領しない。ヘアカットは、担保の品質、流動性および価格の変動幅を考慮し、ヘアカットが適格な担保にとって引き続き適切な状態であることを確保するために、管理会社によって継続的に見直される。現金担保については、ヘアカットは適用されない。
- e. 相関関係：本投資法人が受領する担保は、カウンターパーティーとは独立した企業またはカウンターパーティーの業績との間に高い相関関係を示さないことが見込まれる企業により発行されるものである。
- f. 分散性：本投資法人が受領する担保は、サブ・ファンドの純資産総額の20%を超えて同一発行体の現金以外の担保（および再投資された担保）のバスケットに保有されないよう、十分に分散化された状態で維持されるものとする。

- g. 執行可能性：本投資法人が受領する担保は、カウンターパーティーへの照会を行うことまたはカウンターパーティーの承認を得ることなく、本投資法人によっていつでも全額執行されることができる。
- h. 現金以外の受領担保は、売却、再投資または質権設定をされてはならない。
- i. 現金担保の再投資：本投資法人が現金担保を受領する場合、再投資される現金担保は、現金以外の担保に適用される分散化要件に従って十分に分散化された状態を維持するものとし、また、再投資される現金担保について、以下の行為のみを行うことができる。
- EU加盟国である国に登記上の事務所を有する信用機関またはCSSFにより欧州共同体の法律において規定されているブルーデンシャル規制と同等の規制に服しているとみなされる第三国に登記上の事務所を有する信用機関に預託されること。
 - 管理会社が承認する、マネー・マーケット・ファンドに関する2017年6月14日付欧州議会および欧州理事会規則(EU)2017/1131に定義される短期マネー・マーケット・ファンドに投資されること。管理会社は、適格なHSBCの商品に現金担保を投資する権限を証券貸付取引の代理人に委託することができる。

英文目論見書の日付時点において、本投資法人は、担保として現金のみを受領し、現金担保は、以下に記載する証券貸付取引に関する場合を除いて、再利用されることはない。

証券貸付取引の一環として受領された現金担保は、(上記のとおり、)関連するサブ・ファンドの勘定で、適格なマネー・マーケット・ファンドに再投資するか、または適格な信用機関に預託することができる。現金担保の再投資の場合には、通常の投資に伴うすべてのリスクにさらされる。

- j. 純資産の少なくとも30%に相当する担保を受領するサブ・ファンドは、本投資法人が当該担保に伴う流動性リスクを調査することができるようにするために、通常の流動性および特殊な流動性の状況下で定期的にストレステストが行われることを確保するために、適切なストレステストに関する方針を導入するものとする。

かかるストレステストに関する方針は、以下のとおりとする。

- 適切なキャリブレーション、認証および感応度分析を確保すること。
- 流動性リスクの推定値のバックテストを含む、影響評価に対する実証的アプローチを検討すること。
- 報告の頻度および限度/損失許容度の上限を設定すること。
- ヘアカットに関する方針およびギャップリスクからの保護を含む、損失を軽減するための緩和措置を検討すること。

- k. その他のリスク - オペレーショナル・リスクおよび法的リスク等の担保の管理に関連するその他のリスクは、リスク管理プロセスにより特定され、管理され、および緩和される。

- l. HSBCバンク・ピーエルシー(その証券業務を通じて代理人として行為する。)との証券貸付取引に関して本投資法人のサブ・ファンドが受領する担保は、ヘアカット要件(現金担保については102%の最低ポジティブ・ヘアカット率、現金以外の適格担保については、確定利付証券の場合は102%の最低ポジティブ・ヘアカット率、株式、短期金融市場証券およびETFの場合は105%の最低ポジティブ・ヘアカット率とする。)を遵守する。

<追加制限>

・香港特別行政区における規則

本投資法人は、現在、2010年法に基づくUCITSとしてルクセンブルグで認可されており、英文目論見書は新たな投資制限を盛り込むための更新がなされているが、本投資法人およびサブ・ファンドが香港特別行政区において香港証券先物委員会(SFC)により認可されており、かつSFCが別段の承認を行わない限り、管理会社は、香港特別行政区で承認されているサブ・ファンド(その投資目的においてより広範

なデリバティブ商品への投資権限を行使するサブ・ファンドを除く。)を、香港特別行政区のユニット・トラストおよびミューチュアル・ファンド法の第7章の投資原則に従って運営し、当該サブ・ファンドについてSFCにより課されるその他の要件または条件に従う方針であることを確認する。

本投資法人およびサブ・ファンドがSFCにより承認されている限り、管理会社は、投資対象スキームまたはその管理会社により請求される報酬または費用についてリポートを取得することはできない。

英文目論見書におけるサブ・ファンドの投資目標に定められる場合を除き、中国の証券取引所(香港特別行政区を除く。)で取扱われる中国のA株およびB株への投資は、(間接的な投資を含み)サブ・ファンドの純資産総額の10%を超えないものとする。中国のA株およびB株へのエクスポージャーが引上げられる場合には、遅くとも1か月前には関係する投資主に通知される。

SFCの承認を受けたサブ・ファンド(英文目論見書において債券サブ・ファンド(第6条)、債券サブ・ファンド(第8条または第9条)、マルチ・アセット・サブ・ファンド(第8条または第9条)またはその他のサブ・ファンド(第6条)に分類される。)は、各サブ・ファンドの純資産総額の30%を超えて、損失吸収性を有する負債性金融商品(偶発転換証券、追加Tier 1またはTier 2資本性金融商品、総損失吸収能力適格商品、および一定のシニア非優先債務を含むが、これらに限定されない。)に投資することはできない。

SFCによって定義される、各SFC承認サブ・ファンドの正味のデリバティブ・エクスポージャーは、各サブ・ファンドの純資産総額の50%を超えないものとする。

・規則144A

サブ・ファンドは、以下の条件下で規則144A証券に投資することができる。

- ・ 規制された市場に公的に上場を認められている、または定常的に運営され、かつ、認知され、一般に公開されているその他の規制された市場で取引されている有価証券
- ・ 2007年3月付のUCITSによる投資の適格資産に関するCESRのガイドラインの第17条を遵守する有価証券

上記の条件にあてはまらない規則144A証券への投資は、以下の(2)に基づき適格である譲渡可能有価証券と共に、サブ・ファンドの純資産総額の10%を超えないものとする。

・米国商品および先物取引委員会(CFTC)

上記のサブ・ファンドが適用あるCFTC規則に基づく免除を受けるためには、以下の情報開示が必要となる。

CFTC規則4.13(a)(3)に従い、管理会社はコモディティ・プール・オペレーターとしての登録を免除されている。このため、登録を行っているコモディティ・プール・オペレーターとは異なり、管理会社は各サブ・ファンドの投資主に対する開示文書および認証された年次報告書の交付は求められていない。

管理会社は、以下の基準に基づきかかる免除の資格を有している。

1. サブ・ファンドの持分は、1933年米国証券取引法(改正済)(以下「1933年法」という。)に基づく登録を免除されており、米国において一般に販売は行われずに、募集および販売されている。
2. サブ・ファンドはCFTC規則4.13(a)(3)() (A)または(B)のいずれかの取引制限を満たしている。
3. 管理会社は、投資者がサブ・ファンドへの投資を行う時点で(または規則4.13(a)(3)に依拠を開始した時点で)、サブ・ファンドの各投資者が以下のいずれかであるものと合理的に考える。
 - a. 1933年法に基づくレギュレーションD規則501(a)に定義される「認定された投資者」
 - b. 認定された投資者ではないが、認定された投資者により家族のために組織されるトラスト

c . 1940年米国投資会社法(改正済)(以下「1940年法」という。)規則3 c - 5 に定義される

「知識を有する従業員」

d . CFTC規則4.7(a)(2)() (A) に定義される「資格を有する適格者」

および

4 . サブ・ファンドの投資証券は、商品先物もしくは商品オプション市場での取引のピークルとして、または商品先物もしくは商品オプション市場での取引のピークルにおいて販売されない。

・禁止された証券

クラスター爆弾に関する2008年12月3日オスロ条約を批准したルクセンブルグの2009年6月4日法およびHSBCアセットマネジメントの方針に従って、本投資法人は、国際条約で禁止されている兵器の開発、製造、使用、保守管理、購入の勧誘、販売、輸出入、保管もしくは移送に関係しているとみなされる企業の証券には投資しないものとする。HSBCアセットマネジメントの方針(その変更を含む。)は、www.assetmanagement.hsbc.com/about-us/responsible-investingで確認することができる。

この方針は、証券への直接投資に適用されるが、投資顧問会社は、UCITSおよび/またはその他の適格UCIに投資する場合にもこれを間接的に適用させるべく努めるものとする。

3【投資リスク】

a. リスク要因

いずれのサブ・ファンドへの投資にも、以下において言及するものを含むがそれらに限定されない、一定程度のリスクが伴う。潜在的投資者は、投資を行うことを決定する前に、英文目論見書の内容全体および関連する投資者向け重要事項説明書を検討し、各自の法律顧問、税務顧問および財務顧問に相談すべきである。

本投資法人のサブ・ファンドがその投資目的を達成できる保証はなく、また、過去の運用成績は、将来のリターンを示唆するものとしてみなされるべきものではない。また、為替管理規制、税法、源泉徴収税および経済政策または金融政策が変更された場合も、投資に影響を及ぼす可能性がある。

具体的なリスクに関する勘案事項は、「3 投資リスク a. リスク要因 サブ・ファンド固有のリスクに関する勘案事項」に記載される。

<一般的なリスクに関する勘案事項>

市場リスク

元本の返済についての保証は存在せず、また、投資の価値およびそれらから生じる収益は下落する場合もあれば上昇する場合もあるため、投資者は、本投資法人への当初の投資金額を回収できない場合がある。特に、投資の価値は、国際的、政治的、経済的事象の動向または政策の変更等の不確定要素によって影響を受ける可能性がある。

新興国市場

新興国市場への投資には特殊なリスクが伴うため、新興国市場の証券に投資するサブ・ファンドは、投機的なものとみなされるべきである。当該サブ・ファンドの投資者は、新興国市場の証券への投資に伴う特殊なリスクを慎重に検討することが推奨される。新興国市場の経済は、一般的に、国際貿易に大きく依存しているため、その貿易相手国によって課されるまたは交渉される貿易障壁、為替管理、通貨の相対価値の管理調整およびその他の保護主義的な政策によって悪影響を受けてきており、今後も引き続き悪影響を受ける可能性がある。また、新興国市場の経済は、貿易相手国の経済情勢によっても悪影響を受けてきており、今後も引き続き悪影響を受ける可能性がある。

新興国市場への投資に関連する取引仲介手数料、保管サービスおよびその他の費用は、一般的に、より先進的な市場への投資に関連する費用よりも高額となる。市場によっては、十分な保管制度が整備されていないため、かかる国への投資が阻まれることになる可能性、または保管銀行は、国際的な、定評のある、信用力が高い金融機関をコルレス銀行に任命することにより保管リスクを最小化するべく努力を尽くすものの、投資を行うために、サブ・ファンドがより大きな保管リスクを引き受けざるを得なくなる場合がある。また、新興国市場では異なる決済手続きおよび清算手続きが行われる。一部の市場では、決済が証券取引量に追いつかず、当該取引の実行が困難になる場合がある。決済の問題によりサブ・ファンドが意図する証券の購入を行うことができない場合、当該サブ・ファンドは、魅力的な投資機会を失うことになる可能性がある。決済の問題により組入証券の処分を行うことができない場合は、当該組入証券の価値がその後下落することによってサブ・ファンドが損失を被ることとなるか、またはサブ・ファンドが当該証券の売却契約を締結している場合には、買主に対して潜在的な負債が発生することとなる可能性がある。

また、一または複数の開発途上市場において非常事態が発生するリスクも存在し、その結果、証券の取引が停止されるかまたは大幅に縮小される可能性があり、当該市場におけるサブ・ファンドの証券の価格が迅速に入手できなくなる場合がある。

投資者は、新興国市場の政治的情勢の変化によって外国人投資家への課税に対する姿勢が著しく変化し得ることに留意すべきである。かかる変化により、法律、法律の解釈または外国人投資家への免税も

しくは国際課税条約による恩恵の付与に変更が生じる可能性がある。かかる変更の影響は、遡及的に生じる可能性があり、(もし発生した場合は)影響を受けるサブ・ファンドの投資主の投資リターンに悪影響を及ぼす可能性がある。

新興国市場のサブ・ファンドの投資者は、ロシアの株式への投資に伴うリスクに留意すべきである。ロシアでは、必ずしも市場が規制されているとは限らず、現在、これらの市場のブローカーおよび参加者は相対的に少なく、これらに政治的および経済的な不確定要素が合わさると、一時的に、価格の変動幅が大きい、流動性に欠ける株式市場となる可能性がある。

したがって、関連するサブ・ファンドは、ロシアの株式(ロシアのモスクワ証券取引所(MICEX - RTS証券取引所)およびロシアのその他の規制された市場のうち、さらにルクセンブルグの監督当局によって規制された市場であるとみなされる市場に上場されている場合を除く。)に直接投資する場合は、その純資産総額の10%を上限とする投資しか行わないが、一方で、サブ・ファンドは、原証券がロシア連邦に本店を有する企業によって発行され、ロシア国外の規制された市場(主に米国または欧州の規制された市場)で取引される米国預託証券(以下「ADR」という。)、欧州預託証券(以下「EDR」という。)およびグローバル預託証券(以下「GDR」という。)に投資する。ADR、EDRおよびGDRに投資することにより、サブ・ファンドは、その投資方針に伴う決済リスクの一部を緩和できると予想しているが、その他のリスク(例えば、為替リスク)には依然としてさらされることになる。

サブ・ファンドの投資対象は、複数の業界に分散されるが、BRIC諸国の市場では、天然資源セクターが占める比率が著しく高くなっている。これは、サブ・ファンドの投資対象が当該セクターに相対的に集中する可能性があることを意味し、サブ・ファンドの運用成績は、当該セクターの動きの影響を受けやすくなる可能性がある。セクター集中のリスクの概要は、以下に記載される。投資対象となる企業の選定にあたっては、通常、その財力、競争力、利益率、成長の見通しおよび経営の質が評価される。

金利リスク

債券およびその他の確定利付証券に投資するサブ・ファンドの価値は、金利が変動した場合に下落することがある。一般的に、債券の価格は、金利の低下時には上昇する一方で、金利の上昇時には下落する。長期の債券は、通常、金利の変動の影響を一層受けやすくなっている。

信用リスク

債券およびその他の確定利付証券に投資するサブ・ファンドは、発行体が当該証券に関する支払いを履行できないリスクにさらされる。発行体の財務状況が悪化した場合、証券の信用力が低下し、当該証券の価格の変動幅の拡大につながる可能性がある。また、証券の信用格付の引下げは、当該証券の流動性を相殺するため、売却が一層困難になる可能性がある。信用力が低い債券に投資するサブ・ファンドは、かかる問題による影響を受けやすく、その価格の変動幅が一層拡大する可能性がある。

為替リスク

サブ・ファンドの資産および負債は、基準通貨とは別の通貨建てである場合があるため、為替管理規制または基準通貨とその他の通貨との間の為替レートの変動が、サブ・ファンドに対して有利に影響する場合もあれば、不利に影響する場合もある。為替レートの変動は、サブ・ファンドの投資証券の価値、受取分配金または受取利息および実現損益に影響を及ぼす可能性がある。通貨の為替レートは、外国為替市場における需要および供給、国際収支、政府の介入、投機ならびにその他の経済情勢および政治情勢によって決定される。

証券が表示される通貨の価値が基準通貨と比較して上昇した場合、当該証券の価値は上昇する。反対に、当該通貨の為替レートが下落した場合は、当該証券の価値に悪影響が及ぼされる可能性がある。

サブ・ファンドは、為替リスクをヘッジするために外国為替取引を行う場合があるが、ヘッジまたは保護を行うことができる保証はない。当該戦略により、サブ・ファンドが保有する証券の表示通貨の価値が基準通貨と比較して上昇した場合に、当該サブ・ファンドがその保有証券の運用成績から利益を得ることが妨げられる可能性がある。ヘッジ付クラスの場合、（基準通貨とは異なる通貨で表示されるため、）かかるリスクは体系的に適用される。

カウンターパーティー・リスク

本投資法人は、サブ・ファンドのために店頭市場での取引を行うことができるが、これにより、当該サブ・ファンドは、カウンターパーティーの信用リスクおよび当該取引条件を充足する能力に関するリスクにさらされることになる。

例えば、本投資法人は、サブ・ファンドのために、レポ取引、証券貸付取引、先渡取引、オプション取引およびスワップ取引またはその他のデリバティブ取引を行うことができ、それぞれの場合において、サブ・ファンドは、カウンターパーティーによる関連契約に基づく義務の不履行リスクにさらされることになる。さらに、アセット・バック証券等の債券等の一部の確定利付商品ストラクチャーには、カウンターパーティー・リスクを伴うスワップ契約が組み込まれ得る。カウンターパーティーが破産した場合または支払不能に陥った場合、サブ・ファンドは、ポジションの清算の遅延および多額の損失（これには、本投資法人がその権利の行使を行おうとしている間にその投資の価値が下落すること、当該期間中に行った投資に係る利益の現金化が不可能となること、ならびに本投資法人の権利の行使に伴う報酬および費用が生じることを含む。）を被る可能性がある。

例えば、破産、後発的違法状態または当該契約の締結時点における税法もしくは会計法と比較した当該法の変更を理由として、上記の契約およびデリバティブ取引が終了される可能性もある。かかる状況において、投資者は、発生した損失を補填することができない可能性がある。サブ・ファンドは、単一の承認されたカウンターパーティーの信用力に完全にさらされる可能性がある（当該エクスポージャーには担保が付される。）ため、本投資法人が投資顧問会社の助言に基づきサブ・ファンドのために締結する直接スワップ契約またはその他の確定利付商品ストラクチャーに組み込まれるスワップ契約等のデリバティブ契約には、サブ・ファンドの投資金額全額の損失につながる可能性がある信用リスクが伴う。

本投資法人は、カウンターパーティー・リスクを管理し、緩和するために、以下を含むがそれらに限定されない様々なメカニズムを採用している。

1. 外部機関による信用格付および/または3年分の監査済財務書類から成る信用評価を用いたカウンターパーティーの承認を行うこと。
2. カウンターパーティーの見直しは、その事業の要件が引き続き適切であることを確保するために、少なくとも年1回行われる。カウンターパーティーは継続的に監視され、承認されたカウンターパーティーの信用力に関する不利な情報は、緊急事項として検討される。

3. カウンターパーティーのエクスポージャーは、フロントオフィスから独立した機能によって日々監視される。

また、エクスポージャーは、適切かつ法的に強制可能な取引契約によって裏付けられる担保取引および証拠金取引を通じて管理される場合もある。

外部データプロバイダー・リスク

本投資法人、管理会社および/または投資顧問会社(以下併せて「本件当事者」という。)は、定められた投資目的を達成するために、企業、インデックス・プロバイダー、政府当局、信用格付機関、証券取引所、専門サービス会社、中央銀行またはその他の第三者プロバイダー(以下「外部データプロバイダー」という。)が公表する財務データ、経済データおよびその他のデータに依拠する場合がある。当該データは、サブ・ファンドのためにとられる投資ポジションに重大な影響を与える可能性がある。しかしながら、本件当事者は、一般的に、当該財務データ、経済データおよびその他のデータを独立の立場から検証する能力を有していないため、外部データプロバイダーおよび当該データが生成されるプロセスの両方の完全性に依存している。サブ・ファンドは、外部データプロバイダーによって当該データが生成されなかった場合または当該データの生成が著しく不正確であった場合、予期せぬ費用を負担することになる可能性がある。誠実に行為する本件当事者は、当該データの生成の不履行および当該データの生成が不正確であったことによりサブ・ファンドが被った損失について責任を負わない。

ソブリン・リスク

一部の発展途上国および一部の先進国は、商業銀行および外国政府に対して巨額の債務を負っている。当該国の政府またはその代理機関(以下「政府機関」という。)によって発行または保証される債務証券(以下「ソブリン債」という。)への投資には、高いリスクが伴う。一部の国においては、ソブリン債に関連するリスクについていう場合、政府機関には、債務証券を発行する地方、地域、省、州または地方自治体の政府および政府の機関が追加的に含まれる場合がある。

ソブリン債の返済を管理する政府機関は、当該債務の条件に従い、その支払期限が到来した際に、元本および/もしくは利息の支払いを履行することができない可能性またはかかる支払いを履行する意思を有しない可能性がある。政府機関が支払期限が到来した元利金の支払いを適時に行う意思または能力があるか否かは、他の要因の中でも特に、そのキャッシュ・フローの状況、外貨準備高水準、支払期限の到来日において十分な外貨準備高を利用できるか否か、その経済全体に対する債務返済負担の相対的規模、国際通貨基金に対する政府機関の方針ならびに政府機関が服する可能性がある社会的および政治的制約によって影響される場合がある。サブ・ファンドは、ソブリン債の発行体が債務不履行に陥った場合、多額の損失を被る可能性がある。

政府機関は、その債務に係る元利金の滞納額を削減するために、外国政府、多国間機関およびその他の海外の機関からの援助予定額に依存している場合もある。これらの政府、機関およびその他によるかかる援助に関する約定は、政府機関による経済改革の実施および/または経済的利益目標の達成ならびに当該債務国の債務の適時返済が条件となっている場合がある。かかる改革の実施および/またはかかる水準の経済的利益目標の達成または支払期限が到来した際に元本もしくは利息支払いがなされなかった場合、かかる第三者による資金の貸付の約定は、取り消されることになる可能性があり、これにより、当該債務国が適時に債務を返済する能力または返済する意思がさらに損なわれることになる可能性がある。その結果、政府機関は、ソブリン債について債務不履行に陥る可能性がある。サブ・ファンドを含むソブリン債の保有者は、当該債務の繰延べに参加し、政府機関に追加貸付を行うことを求められる可能性がある。債務不履行に陥った政府機関のソブリン債の全部または一部を回収できるような破産手続きは存在しない。

サブ・ファンドがその投資目的および投資戦略において、欧州に投資エクスポージャーを有している場合、欧州の一部の国々の財政状態およびソブリン債に関する懸念ならびに一部の国々のEU離脱の可能

性を鑑みると、当該サブ・ファンドは、欧州における潜在的危機から生じる多数のリスクにさらされる可能性がある。当該リスクは、直接投資によるエクスポージャー（例えば、サブ・ファンドがソブリン発行体によって発行された有価証券を保有しており、かかる発行体の信用格付の格下げまたは債務不履行が発生した場合）および間接投資によるエクスポージャー（サブ・ファンドが欧州への投資に伴うボラティリティ・リスク、流動性リスク、価格リスクおよび為替リスクの増大に直面した場合）の両方に関して存在する。

いずれかの国が自国通貨としてユーロを使用することを取り止めた場合、またはユーロ圏の通貨統合の破綻が発生した場合、かかる国々は、通貨を以前の通貨に戻す（または別の通貨に変更する）可能性があり、このことがサブ・ファンドのさらなるパフォーマンス・リスク、法的リスクおよびオペレーショナル・リスクの発生につながり、これにより、最終的に当該サブ・ファンドの価値に悪影響が及ぼされる場合がある。サブ・ファンドの運用成績および価値は、上記の要因のいずれかまたはすべてによって潜在的に悪影響を受ける可能性があり、または上記に加えて、潜在的な欧州危機からは、サブ・ファンドの運用成績および価値に悪影響を及ぼす、予期せぬ影響が生じる場合がある。

地方、地域、省、州もしくは地方自治体の政府または政府機関により発行または保証される債務は、その所在国の政府もしくは中央政府によって保証されない場合またはその他これらに関連付けされない場合がある。当該債務は、発行された国の全体的なソブリン・リスクには関連しているが、各発行体の地方、地域、州、省または地方自治体の法律、政治、事業または社会の構造および枠組みを原因とする固有のリスクおよび追加的なリスクにさらされる可能性がある。さらに、中央政府または連邦政府からの支援を含む、利用可能な国際的および現地の資金調達源が存在しない可能性または利用不能となる可能性があり、これにより、関連する地方もしくは地域の政府または地方自治体の債務返済能力に悪影響が及ぼされる可能性がある。

地方、地域、省、州または地方自治体の債務証券の活発な取引市場が発展し、または維持されるという保証はなく、これにより、債務証券の価格にマイナスの影響が及ぼされる可能性がある。したがって、サブ・ファンドは、債務証券の売買を行った場合にサブ・ファンドに利益が生じる可能性がある時に債務証券の売買を行うことを妨げられる可能性がある。かかる場合、最終的に、サブ・ファンドの純資産総額にマイナスの影響が及ぼされる場合がある。

政府または中央銀行の介入に伴うリスク

通貨および金利市場への介入につながる規制または政策の変更（例えば、資本移動に対する制限または通貨のデベッグ等の国の通貨を支える方法の変更）は、一部の金融商品および本投資法人のサブ・ファンドの運用成績に悪影響を及ぼす場合がある。

非投資適格債券 / 無格付債券

非投資適格または無格付の確定利付証券に投資するサブ・ファンドには、投資適格の確定利付証券の投資対象に投資するサブ・ファンドよりも、高い信用リスク（債務不履行リスクおよび格下げリスク）、流動性リスクおよび市場リスクが伴う。

投資適格に満たない格付の確定利付証券または投資適格証券と同等でない信用力の無格付の確定利付証券に投資する場合には、信用リスクが拡大する。かかる場合、支払期限の到来時に収益の支払いまたは元本の返済が行われない可能性が一層高くなる。その結果、債務不履行リスクはさらに拡大する。債務不履行の発生後に回復できる金額は、投資者が期待する金額よりも少なくなるかまたはゼロとなる可能性があり、サブ・ファンドが破産手続きまたはその他の類似の手続きを通じて損失の回復を試みた場合は、サブ・ファンドに追加的な費用が発生する可能性がある。

不利な経済事象が発生した場合、非投資適格および無格付の確定利付証券の価格は、より大きな影響を受ける可能性がある。したがって、投資者は、投資適格の確定利付証券よりも大きなボラティリティ

(キャピタル・ロスに関するリスクが増大するが、高いリターンを得られる可能性がある。)に備える必要がある。

非投資適格および無格付の確定利付証券の市場の流動性は低い可能性があり、また、かかる証券には全く流動性がない場合もあり、これにより、当該証券の評価および/または売却が一層困難なものとなっている。非投資適格または無格付の確定利付証券に投資するサブ・ファンドについて、限られた期間に大量の買戻請求を受領した場合、取締役会は、投資主が請求した買戻しの延期を認める手続きを行う場合がある(さらなる詳細情報については、「第三部 外国投資法人の詳細情報 第2 手続等 2 買戻し手続等 () 海外における買戻し手続等」の「ゲーティングおよび買戻しの延期」の項を参照のこと。)。

ハイイールド債

高利回りの確定利付証券に投資するサブ・ファンドには、投資適格の確定利付証券に投資するサブ・ファンドよりも、高い信用リスク(債務不履行リスクおよび格下げリスク)、流動性リスクおよび市場リスクが伴う。

高利回りの確定利付証券には、投資適格に満たない(すなわち、非投資適格の)確定利付証券および投資適格として格付けされているものの、非投資適格の証券と同等の信用力しかない比較的高利回りの確定利付証券が含まれる。

高利回りの確定利付証券に投資する場合には、投資適格の確定利付証券に投資する場合よりも信用リスクが拡大する。かかる場合、支払期限の到来時に収益の支払いまたは元本の返済が行われぬ可能性が一層高くなる。その結果、債務不履行リスクはさらに拡大する。債務不履行の発生後に回復できる金額は、投資者が期待する金額よりも少なくなるかまたはゼロとなる可能性があり、サブ・ファンドが破産手続きまたはその他の類似の手続きを通じて損失の回復を試みた場合は、サブ・ファンドに追加的な費用が発生する可能性がある。

不利な経済事象が発生した場合、高利回りの確定利付証券の価格は、より大きな影響を受ける可能性がある。したがって、投資者は、投資適格の確定利付証券よりも大きなボラティリティ(キャピタル・ロスに関するリスクが増大するが、高いリターンを得られる可能性がある。)に備える必要がある。

高利回りの確定利付証券の市場の流動性は低い可能性があり、また、かかる証券には全く流動性がない場合もあり、これにより、当該証券の評価および/または売却が一層困難なものとなっている。高利回りの確定利付証券に投資するサブ・ファンドについて、限られた期間に大量の買戻請求を受領した場合、取締役会は、投資主が請求した買戻しの延期を認める手続きを行う場合がある(「第三部 外国投資法人の詳細情報 第2 手続等 2 買戻し手続等 () 海外における買戻し手続等」の「ゲーティングおよび買戻しの延期」の項を参照のこと。)。

転換証券

転換証券とは、所定の価格または料率で、(その保有者または発行体が)対象となる普通株式(または同等価値の現金もしくは有価証券)に転換または交換可能な確定利付証券、優先株式またはその他の有価証券をいう。転換証券には、同等の普通債券に投資する場合と同様の金利リスク、信用リスク、流動性リスクおよび期限前償還リスクが伴う。転換社債の市場価値は、発行会社の普通株式の価格が転換証券の転換価格に近づくか、または上回った場合に、発行会社の普通株式の市場価格を反映する傾向があるため、転換証券は、普通債券に投資する場合よりも、ボラティリティが拡大するリスクにさらされる。転換証券は、同一の発行体によって発行されるその他の債券に劣後する傾向がある。転換証券の転換価額と価格の差は、対象となる普通株式の価値および金利の変動に応じて、時間の経過とともに変化する。その結果、発行体の転換証券には、一般的に、その普通株式よりも低い、その債務証券よりも高いリスクが伴う。

繰上償還条項付債券

繰上償還条項付債券には、発行体が予定よりも早く(繰上償還可能日予定表において予定された日に)確定利付証券を償還する権利を行使することとなり得る繰上償還リスクが伴う。平均よりも高い利回りの繰上償還条項付債券の償還は、サブ・ファンドの利回りを減少させる可能性がある。

ボラティリティ

金融デリバティブ商品の価格の変動幅は、非常に大きくなる場合がある。これは、対象となる有価証券、指数、金利または通貨の価格の小規模な変動が、当該金融デリバティブ商品の価格の大幅な変動を発生させる可能性があるためである。金融デリバティブ商品への投資により、投資金額を超える損失が発生することとなる可能性がある。

先物およびオプション

一定の状況において、本投資法人は、上記「2 投資方針 (4) 投資制限 運用技法および金融商品の利用に関する制限」に記載されるとおり、投資、ヘッジおよび効率的なポートフォリオ管理を目的として、有価証券、指数および金利に係るオプションおよび先物を利用する場合がある。また、適切な場合、本投資法人は、先物、オプションまたは外国為替先渡取引を利用して市場リスクおよび為替リスクをヘッジする場合がある。

先物取引には、極めて高いリスクが伴う。当初証拠金の額は、先物取引の価値と比較すると少額であるため、当該取引には、「レバレッジがかけられている(leveragedまたはgeared)」といえる。市場における相対的に小さな動きでも、その影響は比例的に拡大し、これが投資者にとって有利にはたらく場合もあれば、不利にはたらく場合もある。損失を一定金額に制限する意図をもって注文が行われた場合であっても、市況により当該注文の執行が不可能な場合は、当該注文は有効とはならない可能性がある。

オプション取引にも、極めて高いリスクが伴う。一般的に、オプションの売り(発行(writing)または付与(granting))には、オプションの買いよりも大幅に高いリスクが伴う。売主が受領するプレミアムは固定額であるが、売主は、当該金額を大きく上回る損失を被る可能性がある。売主は、オプションを行使する買主のリスクにもさらされており、また、オプションを現金で決済するか、または原資産の取得もしくは引渡しのいずれかを行う義務を負う。原資産において対応するポジションまたは別のオプションに係る先物を保有している売主によって当該オプションが「カバー」されている場合、当該リスクを軽減することができる。

クレジット・デフォルト・スワップ

クレジット・デフォルト・スワップは、参照組織の長期債券の取引とは異なる取引になる可能性がある。不利な市況においては、ベースス(債券のスプレッドとクレジット・デフォルト・スワップのスプレッドとの間の乖離)の変動幅が著しく拡大する可能性がある。

トータル・リターン・スワップ

サブ・ファンドは、とりわけ、指数のエクスポージャーに連動させる目的で、または一つもしくは複数の商品のパフォーマンスと固定利率もしくは変動利率による一連のキャッシュ・フローとを交換する目的で、トータル・リターン・スワップを利用することができる。かかる場合、当該取引のカウンターパーティーは、管理会社または投資顧問会社によって承認され、監視される。いかなる場合も、取引のカウンターパーティーは、サブ・ファンドの投資ポートフォリオの構成もしくは管理またはトータル・リターン・スワップの原資産に対する裁量権を有しない。

OTC金融デリバティブ商品取引

一般的に、OTC市場(一般的に、通貨、先渡、スポットおよびオプション取引、クレジット・デフォルト・スワップ、トータル・リターン・スワップならびに通貨に係る一定のオプションの取引が行われる。)における取引は、組織化された証券取引所における取引と比較して、政府の規制および監督が緩やかなものとなっている。また、一部の組織化された証券取引所の参加者に与えられる保護措置(取引所清算機関の履行保証等)の多くは、OTC金融デリバティブ商品取引に関しては適用できない場合がある。したがって、OTC取引を行うサブ・ファンドは、直接のカウンターパーティーが当該取引に基づく義務を履行しないリスクおよび当該サブ・ファンドが損失を被るリスクにさらされる。本投資法人は、信用力が高いと判断するカウンターパーティーのみと取引を行うものとし、一部のカウンターパーティーから信用状または担保を受領することを通じて、当該取引に関して発生するエクスポージャーを軽減することができる。これらの措置にかかわらず、本投資法人は、カウンターパーティーの信用リスクの軽減を試みることがあるが、カウンターパーティーが債務不履行に陥らず、サブ・ファンドが結果的に損失を被ることにならないという保証はない。

本投資法人が取引を行うカウンターパーティーは、一部の金融商品のマーケット・メイクまたは値付けを随時停止する場合がある。かかる場合、本投資法人は、希望する通貨、クレジット・デフォルト・スワップもしくはトータル・リターン・スワップによる取引または未決済ポジションに関する相殺取引を行うことができない可能性があり、その場合、運用成績に悪影響が及ぼされる可能性がある。さらに、証券取引所で取引される金融商品とは対照的に、通貨の先渡、スポットおよびオプション取引では、投資顧問会社が同等取引または反対取引を通じて本投資法人の債務を相殺できる可能性はない。かかる理由により、本投資法人は、先渡、スポットまたはオプション取引を行う際には、契約上の義務の履行を要求される可能性があり、また、契約上の義務を履行できなければならない。

証券貸付取引およびレポ取引

本投資法人が上記「2 投資方針 (4) 投資制限 運用技法および金融商品の利用に関する制限」に定められる運用技法および金融商品を利用する限りにおいて、その利用には一定のリスクが伴う場合があり、これらを利用することにより、追求しようとしている目的を達成できる保証はない。リバース・レポ取引に関して、投資者は、特に、(a) サブ・ファンドの現金の預託先であるカウンターパーティーによる不履行が生じた場合、受領した担保の不正確な価格設定によるか、市場の不利な変動によるか、当該担保の発行体の信用格付の悪化によるか、または当該担保が取引される市場の流動性の欠如によるかを問わず、受領した担保の利回りが預託した現金の額を下回るリスクがあること、(b) () 過度な金額または期間の取引における現金封鎖、() 預託された現金の回収遅延、または() 担保の現金化が困難な場合には、当該サブ・ファンドの買戻請求に応じる能力、証券を購入する能力、またはより一般的には再投資を行う能力が制限されることがあること、ならびに(c) さらに、場合に応じて、サブ・ファンドは、リバース・レポ取引により、オプションまたは先渡金融デリバティブ商品に伴うリスク(これらのリスクは、英文目論見書の他の項において詳述される。)と同様のリスクにさらされることに留意しなければならない。

レポ取引および証券貸付取引に関して、投資者は、特に、(a) サブ・ファンドの貸付証券の借り手が当該証券を返還しなかった場合、受領した担保の不正確な価格設定によるか、市場の不利な変動によるか、当該担保の発行体の信用格付の悪化によるか、または当該担保が取引される市場の流動性の欠如によるかを問わず、受領した担保の実現額が貸付証券の価額を下回るリスクがあること、(b) 現金担保の再投資を行う場合、かかる再投資によってその利回りが返還されるべき担保金額を下回る可能性があること、および(c) 貸付証券の返還の遅延により、証券の売却に伴う引渡義務または買戻請求から生じる支払義務を履行するサブ・ファンドの能力が制限される可能性があることに留意しなければならない。

流動性リスク

サブ・ファンドにより保有される投資対象を含むほとんどの金融商品には、流動性リスクが存在する。これは、サブ・ファンドにより保有される投資対象から得られる売却手取金を受領する際に遅延が生じる可能性があること、および当該手取金が投資証券1口当たり純資産価格を決定するために使用された最近の評価額を下回る可能性があることを意味する。かかるリスクは、異常な市況において、または多数の投資者が同時にその投資対象を売却しようとする場合に、より大きくなる。かかる状況においては、売却手取金の受領が遅延する可能性および/またはより低い価格で投資対象の売却が行われる可能性がある。

これは、投資主から受領した買戻請求に直ちに應じるサブ・ファンドの能力に影響を及ぼす可能性がある。

禁止される有価証券

2008年12月3日付のクラスター弾に関するオスロ協定を批准するためのルクセンブルグの2009年6月4日法およびHSBCアセットマネジメントの方針に従い、本投資法人は、一定の企業の有価証券への投資を行わない(さらなる詳細については、上記「2 投資方針 (4) 投資制限 追加制限」を参照のこと。)。かかる方針は、一定の有価証券への投資を禁止することを目的としているため、投資者は、これにより、投資銘柄群が縮小し、サブ・ファンドがこれらの企業から得られる潜在的リターンから利益を享受することが妨げられることに留意すべきである。

コーポレート・アクション

投資者は、サブ・ファンドの投資対象企業に関連するコーポレート・アクションの結果として、サブ・ファンドが、その投資目的に記載される中核的な投資銘柄群を構成しない場合がある、現金、原証券もしくは新たに発行された有価証券(例えば、債券サブ・ファンドについてエクイティを受領すること等をいうが、これに限定されない。)を受領することが要求されるか、またはこれらを受領するオプションを有することになる場合があることに留意すべきである。これらの有価証券の価値は、サブ・ファンドによる当初投資額を下回る可能性がある。かかる状況において、関連する有価証券は、関連するサブ・ファンドの投資方針によって明示的に網羅されない可能性があり、また、当該投資対象から生じるリターンによって、サブ・ファンドが引き受けたりリスクを十分に補償することができない可能性がある。

課税

本投資法人のすべてのサブ・ファンドは、課税の対象となっている。投資者は、特に、以下に留意しなければならない。

- 一部の市場では、有価証券の売却手取金または分配金その他の収益の受領額に、当該市場の管轄当局によって課される税金、課徴金、関税その他の費用または手数料(源泉徴収税を含む。)が課される場合または課されることとなる場合があること。
- サブ・ファンドの投資対象には、一部の市場の管轄当局によって課される特定の税金または賦課金が課されるがある。

課税により、特に、税法および税務慣行が明確に確立されていない国においては、特定のリスクが生じる可能性がある。現行の税法の解釈または慣行の理解に変更が生じる可能性があり、遡及的効力有する税法の変更が行われる可能性もある。これは、サブ・ファンドが、英文目論見書の日付時点ならびに投資の実行、評価および処分いずれの時点においても課税されることが予測されていなかった国において、追加の課税の対象となる可能性があることを意味する可能性がある。

外国税

本投資法人は、その投資に関して得た収益および発生したキャピタル・ゲインに関して、その本店所在国以外の国において税金(源泉徴収税を含む。)が課される場合がある。本投資法人は、その本店所在国とその他の国との間の二重課税防止条約による外国税の軽減税率の恩恵を受けられない場合がある。したがって、本投資法人は、特定の国において本投資法人が負担した外国源泉徴収税の還付を受けることができない場合があるかかる立場が変化し、本投資法人が外国税の払戻しを受けた場合、受領した金銭は、サブ・ファンドに対して払い込まれる。払戻金の受領により生じた利益は、払戻しが行われた時点の既存の投資主に対して配分される。

新たな法域における納税義務

サブ・ファンドが税法および税務慣行が明確に確立されていない法域において投資を行う場合、後日本投資法人または関連するサブ・ファンドが税金その他の賦課金の支払いを行うがなかったこと、またはかかる支払いを行うべきではなかったことが判明した場合であっても、かかる税金その他の賦課金に関して財務当局に対して誠実に行われた支払いについて、投資主に対して説明する責任を負わない。

反対に、納税義務に関して不確定要素が存在する場合、サブ・ファンドは、ベストプラクティスに従うものとし、確固たるベストプラクティスが存在しない場合は、共通の市場慣行に従うものとする。これに対しては、例えば、税金の実際的かつ適時の支払いに関する成熟したメカニズムが存在しない場合に、後日異議申立てが行われる可能性がある。これにより、サブ・ファンドは、過年度分の税金の支払いを行うこととなる可能性がある。これらの状況において、サブ・ファンドに対しては、関連する利息または申告遅延による追徴金が課される。支払いを遅延した税金は、通常、サブ・ファンドの勘定に債務を発生させる決定が行われた時点でサブ・ファンドの借方勘定に計上され、当該時点におけるサブ・ファンドの投資者によって負担される。

インデックス・プロバイダーによる税金の取扱い

投資主は、サブ・ファンドの運用成績は、参照ベンチマークと比較して、関連するインデックス・プロバイダーによって指数の計算方法を用いて試算された税額が、サブ・ファンド内で保有されている参照ベンチマークにおける原証券の実際の課税上の取扱いと異なる場合に、悪影響を受ける可能性があることに留意すべきである。

源泉徴収税

本投資法人は、その投資ポートフォリオから生じる収益および/または利益に対して源泉徴収税その他の税金を課される場合がある。本投資法人が取得時に源泉徴収税その他の税金が課されない有価証券に投資する場合も、適用ある法律、条約、規則もしくは規制またはその解釈の変更により、将来的に税金が課されない保証はない。本投資法人は、かかる税金を回収できない可能性があるため、あらゆる変更により、サブ・ファンドの純資産価額に悪影響が及ぼされる可能性がある。

本投資法人(またはその代理人)は、源泉徴収税の還付が可能な特定の国の発行体から受領した分配金および利子所得(もしあれば)に対する源泉徴収税を回収するために、サブ・ファンドを代理して還付請求を行う場合がある。

サブ・ファンドが将来的に源泉徴収税の還付を受けるか否か、またはいつ還付を受けるかという点は、関連する国の税務当局の管理下にある。投資先投資法人が、サブ・ファンドの源泉徴収税の回収可能性について継続的に評価した上で回収可能であると見込んだ場合、当該サブ・ファンドの純資産価額には、一般的に、かかる税金の還付についての見越額が含まれる。

本投資法人は、サブ・ファンドによる源泉徴収税の回収可能性に影響を及ぼす可能性がある税務動向を継続的に評価している。例えば、税務規制または税務アプローチの変更により、還付金を受領する可能性が大幅に低下した場合、関連するサブ・ファンドの純資産価額に含まれる還付金の見越額の一部ま

たは全部に関する評価減を行う必要が生じる可能性があり、これにより、サブ・ファンドの純資産価額に悪影響が及ぼされることとなる。見越額の評価減が計上された時点の当該サブ・ファンドの投資者は、見越額が計上された期間に投資者であったか否かにかかわらず、結果的に生じた純資産価額の減少の影響を受けることとなる。反対に、サブ・ファンドが過去に見越額を計上していない税金の還付を受ける場合、還付請求が認定された時点のサブ・ファンドの投資者は、結果的に生じたサブ・ファンドの純資産価額の増加による利益を得ることとなる。

サイバー・セキュリティ・リスク

本投資法人の活動に関して、本投資法人のサービス提供者（管理会社、投資顧問会社、管理事務代行会社、保管銀行および副保管銀行等）によって使用されるコンピュータ・システムのセキュリティ侵害は、例えば、取引を中断もしくは妨害し、または本投資法人に関して使用される管理システムに干渉することにより、本投資法人に財務上の損失および費用を生じさせる可能性がある。本投資法人のサービス提供者は、セキュリティ侵害の試みによる影響を最小限に留めるために、事業継続および災害復旧計画ならびに技術的な安全対策を整備するためのその他のシステムおよび手続きを確率しているが、投資者は、本投資法人およびそのサブ・ファンドの損失リスクを完全には排除することはできないことに留意しなければならない。

オペレーショナル・リスク

本投資法人の運用（投資運用を含む。）は、英文目論見書において言及されるサービス提供者によって実行される。サービス提供者が倒産または破産した場合、投資者は、遅延（例えば、投資証券の申込み、転換および買戻しの処理の遅延）その他の混乱に直面する可能性がある。

法的リスク

破産または契約の解釈をめぐる紛争により、本投資法人が締結した契約を執行することが不可能となるリスクがある。また、本投資法人がサブ・ファンドのために行う一定のデリバティブ取引および証券貸付取引に関する法的な契約が、例えば、カウンターパーティーの破産または税法の変更によって終了されるリスクもある。その結果、サブ・ファンドは、損失を被る可能性がある。

保管リスク

本投資法人の資産は、保管銀行によって安全な方法で保管されており、投資主は、保管銀行が破綻した場合、本投資法人のすべての資産を短期間で返還する保管銀行の義務を完全には履行することができないリスクにさらされている。本投資法人の資産は、保管銀行の帳簿上、本投資法人に帰属する資産として識別される。保管銀行によって保有される有価証券は、保管銀行のその他の資産とは分別されるため、破綻が生じた場合の不返還リスクは緩和されている。ただし、当該分別は現金に対しては適用されないため、破綻が生じた場合の不返還リスクは増大する。

クラス間の債務相互負担リスク

ある1つのサブ・ファンドに関して、その特定の資産および負債が特定の投資証券クラスに帰属する、複数の投資証券クラスが設定される場合がある。

例えば、為替ヘッジ付投資証券クラスの募集を行うサブ・ファンドは、関連する為替ヘッジ付投資証券クラスに帰属する、当該ヘッジに関連する資産および負債を保有することとなる。さらに、これらの資産および負債は、為替リスクを伴う様々な通貨建てである可能性がある。

法的には投資証券クラス間で負債が分別されないことを考慮すると、一定の状況において、為替ヘッジ付投資証券クラスに関連する為替ヘッジ取引により、負債が生じることとなるリスクがわずかながら

存在する可能性があり、これにより、同一サブ・ファンドの他の投資証券クラスの純資産価額に影響が及ぼされる可能性がある。

あるクラスの負債が当該クラスに関する資産を上回った場合、ある1つの投資証券クラスに関する債権者は、他の投資証券クラスに帰属する資産に対しても請求権を有する可能性がある。本投資法人内の会計の目的上、投資証券クラス毎に個別の勘定が設定されるが、サブ・ファンドが支払不能に陥った場合またはサブ・ファンドが終了される場合、(すなわち、サブ・ファンドの資産がその負債を賄うのに十分な額ではなくなった場合)、個々の投資証券クラスの貸方に記録されている金額だけでなく、すべての資産がサブ・ファンドの負債を賄うために使用される。ただし、サブ・ファンドの資産は、別のサブ・ファンドの負債に充当するため使用してはならない。

パンデミック・リスク

感染症の流行、パンデミックその他の深刻な公衆衛生上の勘案事項は、サブ・ファンドが投資する可能性があるあらゆる法域において発生する可能性があり、これは、地域および世界の経済情勢および経済サイクルの変化につながり、これにより、本投資法人の投資対象、ひいてはその純資産価額にマイナスの影響が及ぼされる可能性がある。かかる感染症の流行は、より広範な世界経済および/または世界市場に悪影響を及ぼす可能性があり、これにより、サブ・ファンドの投資対象全般にマイナスの影響が及ぼされる可能性がある。また、深刻な感染症の流行は、本投資法人がカウンターパーティーと締結している契約において不可抗力事由であるとみなされる可能性があり、その結果、カウンターパーティーに対して、当該カウンターパーティーが契約によりサブ・ファンドに提供することを約束したサービス(サービスの性質は契約によって異なる。)の適時履行の免除が適用される場合がある。最悪の場合、これにより、サブ・ファンドの純資産価額の計算、投資証券の取引の処理、サブ・ファンドの独立した評価の実施、またはサブ・ファンドに関する取引の処理に遅延が生じる可能性がある。

ESGスコア評価リスク

本投資法人および投資顧問会社は、該当する場合、ESGスコア評価のデータの提供について、第三者に依拠する場合がある。したがって、本投資法人は、第三者のサービス提供者およびデータの情報源に依拠することに関連する、一定のオペレーショナル・リスクおよびデータ品質リスクにさらされる。第三者によって提供されるESGデータは、必ずしも信頼可能であり、もしくは一貫性があり、または常に入手可能であるとは限らず、これは、該当する場合に、サステナビリティ・リスクを正確に評価し、環境的および社会的特性を効果的に促進するサブ・ファンドの能力に影響を及ぼす可能性がある。

<投資判断へのサステナビリティ・リスクの組入れおよびSFDR原則>

SFDRに基づく分類およびESGデータ

SFDRでは、サブ・ファンドを以下の3つの異なるカテゴリーに分類することが求められている。

- 持続可能な投資目的を有しない、または環境的および/もしくは社会的特性を促進しないサブ・ファンド(以下「SFDR第6条サブ・ファンド」という。)
- 環境的および/または社会的特性を促進するサブ・ファンド(以下「SFDR第8条サブ・ファンド」という。)
- 持続可能な投資目的を有するサブ・ファンド(以下「SFDR第9条サブ・ファンド」という。)

SFDR第8条サブ・ファンドおよびSFDR第9条サブ・ファンドは、サブ・ファンドの環境的および/もしくは社会的特性がどのように適合するのか、または持続可能な投資目的がどのようにして達成されるのかを示すために、透明性を提供する目的で、一定の情報開示の対象となっている。

HSBCアセットマネジメントの投資プロセスでは、関連するサブ・ファンドのSFDR第8条サブ・ファンドまたはSFDR第9条サブ・ファンドとしてのSFDRの分類に沿った投資が行われているか否かを評価するために、独自のサステナビリティ・フレームワークを用いる。各投資顧問会社は、定められた投資目的のESG特性に沿ってサブ・ファンドの運用を行うために、入手可能なすべての関連情報を利用する。

ただし、SFDRおよび/またはタクソノミー規則によって求められるデータが入手できないことがあるため、要求される開示において、必ずしも当該データが含まれるとは限らない。ある企業が事業体レベルおよび/もしくは金融商品レベルで当該データを提供しない場合または企業の状況が変化し、かかる企業が将来において特定の情報の提供を停止した場合は、データの欠如が発生する可能性がある。

かかる状況において、投資顧問会社は、既存の投資とサブ・ファンドが促進する環境的および/もしくは社会的特性またはサブ・ファンドの持続可能な投資目的との間の整合性について、可能な限り最大の透明性を提供するために、サブ・ファンドのポートフォリオに関して可能な限り多くの情報を開示することを目指す。

かかる分類に関して管理会社が行った決定ならびにSFDRおよびタクソノミー規則に基づく適用ある開示要件は、当該決定が行われた時点において管理会社が入手可能な情報および市場慣行に基づく誠実な評価に基づくものである。

SFDRの要件および特にSFDRに基づく異なる分類間の境界については疑義が残っており、これらは、時間の経過とともに変更される可能性があるため、これらの不確実性が原因となり、関連するサブ・ファンドの分類に対して調整が行われる可能性がある。また、サブ・ファンドのESGアプローチまたは持続可能な投資目的をサポートする投資プロセスでは、第三者の情報源から取得されるESG課題に関するデータが要求される。SFDRの変更またはデータプロバイダーのデータ供給能力の変化によっても、サブ・ファンドの分類が変更される可能性がある。したがって、SFDRに基づくサブ・ファンドの分類が将来変更されるリスクがある。サブ・ファンドの分類が変更された場合、当該サブ・ファンドは、SFDRおよびタクソノミー規則に関連するその開示内容を変更しなければならなくなる可能性がある。

投資主は、SFDRおよびタクソノミー規則が開示制度の一部であり、商品表示制度またはESG課題に関する開示要件以外の追加的な義務を課すものとして依拠されるべきものではなく、その内容は引き続き不確実であり、その基礎となっている規則および指針が最終的に確定され、またはこれらが発布されるにつれて、重要な点において時間とともに変化していくことに留意すべきである。

持続可能な投資

SFDRの定義に従った持続可能な投資の最低比率は、該当する場合、関連するSFDRサブ・ファンドの別紙において開示される。

本投資法人は、SFDRに従い、以下の基準を満たしていることを最低条件とする、持続可能な投資の認定プロセスを承認した。

- a) 投資対象の経済活動が、国連の持続可能な開発目標に沿った環境目標および社会目標に貢献するものであること、
- b) 環境目標または社会目標に貢献する経済活動への投資であること(ただし、これは、当該投資がSFDR第2条第(17)項に沿ったこれらの目標のいずれをも著しく阻害しないものであることを条件とする。)、および
- c) 投資先企業が良好なガバナンス慣行、特に、SFDR第2条第(17)項に沿った持続可能な投資としての健全な経営構造、従業員との関係、スタッフの報酬および税務コンプライアンスに関する良好なガバナンス慣行に従っていること。

持続可能な投資の該当部分の計算

持続可能な投資として認められる投資は、今後3年から5年間の持続可能な純収益または予測される純収益が30%を超える場合は、そのすべてがSFDR別紙において開示される持続可能な投資の該当分の計算に組み入れられる。

上記およびHSBCの持続可能な投資方法の詳細情報については、

www.assetmanagement.hsbc.com/about-us/responsible-investing の「方針および開示事項」のページからアクセスすることができる。

第三者データプロバイダーへの依拠

本件当事者は、各サブ・ファンドの定められた投資目的および投資方針を達成するために、外部データプロバイダーが公表する財務データ、経済データおよびその他のデータに依拠する場合がある。当該データは、関連するサブ・ファンドが保有する投資対象に重大な影響を与える可能性がある。本件当事者は、当該外部データプロバイダーの起用に先立ち、デュー・デリジェンス調査を実施するものの、本件当事者は、一般的に、当該財務データ、経済データおよび/またはその他のデータを独立の立場から検証する能力を有していないため、外部データプロバイダーおよび当該データが生成されるプロセスの両方の完全性に依存している。サブ・ファンドは、外部データプロバイダーによって当該データが生成されなかった場合または当該データの生成が著しく不正確であった場合、予期せぬ費用を負担することになる可能性があるが、誠実に行為する本件当事者は、かかる損失について責任を負わない。

サステナビリティ・リスクの投資判断への組入れ

SFDR規則

SFDRに定められるとおり、管理会社は、サステナビリティ・リスクを投資プロセスに組み入れる方法およびサステナビリティ・リスクがサブ・ファンドのリターンに与える可能性がある影響の評価の結果を開示することが求められる。SFDRにおいて、サステナビリティ・リスクとは、発生した場合に実際にまたは潜在的に投資の価値に重大なマイナスの影響を及ぼす可能性があるESGに関する事象または状態であると定義されている。

管理会社は、サブ・ファンドの投資判断にサステナビリティ・リスクを組み入れるにあたり、HSBCアセットマネジメントの責任投資方針および関連する責任投資方針実施手続き(以下「本件方針」という。)を採用している。投資顧問会社は、管理会社のためにこれを組み入れ、本件方針を採用しており、したがって、その投資判断にサステナビリティ・リスクを組み入れる。

本件方針には、国連グローバル・コンパクト(以下「UNGC」という。)10原則に焦点を当てた、HSBCアセットマネジメントの持続可能な投資に対するアプローチの概要が記載されている。UNGCは、財務上のリスクおよび非財務上のリスクとして、人権、労働、環境および腐敗防止の主要分野を定めている。投資顧問会社は、第三者の審査機関を利用して、これらのリスク分野において実績が乏しい企業を特定し、潜在的なサステナビリティ・リスクが特定された場合は、投資顧問会社においても独自のデュー・

デリジェンスを実施する。サステナビリティ・リスクは、一般的に、投資顧問会社のポートフォリオ管理戦略の一環として継続的に監視される。

投資顧問会社は、投資主の最善の長期的利益のために行動する義務を負っている。投資顧問会社は、サステナビリティ・リスクが、長期的には、企業、セクター、地域および資産クラスにまたがって投資ポートフォリオのパフォーマンスに影響を与える可能性があると考えている。各サブ・ファンドは各々の投資目的を有しているが、投資顧問会社は、投資主に対し、競争力のあるリスク調整後リターンを長期的に提供することを目標としている。かかる目標を達成するために、投資顧問会社は、該当する場合、各サブ・ファンドの広範なリスク評価の一環として、徹底した財務分析およびサステナビリティ・リスクの包括的評価を実施する。

詳細情報については、HSBCアセットマネジメントのウェブサイトでご覧可能な本件方針を参照のこと。

SFDR第6条サブ・ファンド

SFDR第8条の意味における環境的および/もしくは社会的特性を促進せず、SFDR第9条の意味における持続可能な投資目的も有しないすべてのサブ・ファンドは、SFDR第6条の要件を遵守することが求められ、SFDR第6条サブ・ファンドに分類され、SFDR第6条サブ・ファンドと呼ばれる。

SFDR第8条サブ・ファンドおよびSFDR第9条サブ・ファンド

環境的および/もしくは社会的特性を促進するすべてのサブ・ファンドまたは持続可能な投資目的を有するすべてのサブ・ファンドは、それぞれ、SFDR第8条またはSFDR第9条を遵守することが求められる。本投資法人が設定したサブ・ファンドについてのさらなる詳細は、関連するサブ・ファンドについて、英文目論見書およびHSBCアセットマネジメントのウェブサイトでご覧することができる。

SFDR第8条の意味における環境的および/もしくは社会的特性を促進する追加のサブ・ファンドまたはSFDR第9条の意味における持続可能な投資目的を有する追加のサブ・ファンドは、随時設定することができ、英文目論見書に記載される。

ウェブサイト

さらなる詳細は、HSBCアセットマネジメントのウェブサイト（www.assetmanagement.hsbc.com）で閲覧することができる。当該情報にアクセスするには、所在地を選択し、メインメニューからファンドを選択する必要がある。また、HSBCアセットマネジメントの責任投資方針および持続可能な投資方法のページにアクセスするには、メインメニューから「会社概要」を選択し、次に「責任投資」を選択し、次に「方針および開示事項」を選択する必要がある。潜在的投資者および投資主は、ESG関連事項についてよりよく理解し、知識を得るために、英文目論見書および英文目論見書における契約前開示に記載される情報に加えて、HSBCアセットマネジメントのウェブサイトを定期的に参照することが推奨される。

SFDR第8条サブ・ファンドが促進する環境のおよび/もしくは社会的特性またはSFDR第9条サブ・ファンドが追求する持続可能な投資目的に関する情報は、それぞれ、英文目論見書の別紙および英文目論見書に記載される関連するサブ・ファンドの項において閲覧することができる。

サステナビリティ・リスクがリターンに与える可能性がある影響

サステナビリティ・リスクを適切に管理している企業は、将来におけるサステナビリティ・リスクおよび機会の予測を行うための備えがより一層できているはずである。これは、企業の戦略的レジリエンスを強化し、近い将来に起こり得るサステナビリティに関連するリスクおよび機会を予測し、適応することを可能にするものである。同様に、管理が不適切であれば、サステナビリティ・リスクは、投資先企業の価値または国債を発行する国の競争力に悪影響を及ぼす可能性がある。サステナビリティ・リスクは、サブ・ファンドが投資する発行体または政府証券その他の投資対象/資産について、（ ）顧客選好の変化、労働力へのマイナスの影響、社会不安および生産能力の低下による収益の減少、（ ）事業運営費用/資本コストの増加、（ ）既存資産の評価損の計上および早期除却、（ ）罰金および判決による評判の喪失ならびに営業許可の喪失、（ ）国債のリスクスコア（および国債市場）を含む（がこれらに限定されない）様々な形で顕在化する可能性がある。これらのリスクは、総合的にまたは個別に、サブ・ファンドのリターンに影響を与える可能性がある。

サステナビリティ・リスクが各サブ・ファンドのリターンに与える可能性がある影響は、各サブ・ファンドの投資対象およびサステナビリティ・リスクの重要課題によっても異なる。サブ・ファンドに関して発生する可能性があるサステナビリティ・リスクは、本件方針に概要が記載されているとおり、関連する投資顧問会社はその投資の意思決定プロセスにサステナビリティ・リスクを組み入れるために実施するアプローチによって緩和されるはずである。ただし、これらの措置により、サブ・ファンドに関して顕在化するサステナビリティ・リスクを完全に緩和または防止することができる保証はない。したがって、サステナビリティ・リスクを原因とする実際のまたは潜在的な投資の価値の大幅な下落がサブ・ファンドのリターンに与える可能性がある影響は様々であり、複数の要因（事象または状況の種類、程度、複雑性、存続期間、実勢の市況および緩和要因の有無を含むが、これらに限定されない。）に左右される。

パッシブ運用型サブ・ファンド

連動する関連指数に含まれる有価証券を保有するパッシブ運用型サブ・ファンドについては、当該指数が参照する市場に対して適切なベンチマークを示すことが求められる。各指数は、第三者のインデックス・プロバイダー（以下「インデックス・プロバイダー」という。）によって構築される。パッシブ運用型サブ・ファンドは、関連指数に連動する戦略を採用しているため、サブ・ファンドのポートフォリオの変更は、関連する投資顧問会社による積極的な有価証券の選定というよりも、公表された方法論に従った指数の変更の影響を受ける。したがって、関連する投資顧問会社は、積極的に有価証券の選定/選定の解除を行う裁量権を行使しない。したがって、サステナビリティ指数に連動しないパッシブ運用型サブ・ファンドの場合、投資顧問会社は、サステナビリティ・リスクを投資プロセスに組み入れ

ることはできない。サブ・ファンドが関連指数に連動する最適化戦略を用いる場合であっても、サブ・ファンドの目的は関連指数のパフォーマンスを複製することであり、また、ESG要素に基づく決定は当該目的を達成する上で効果が低い可能性があるため、ESGに関する勘案事項は、最適化アプローチに組み込まれないことがある。

パッシブ運用型サブ・ファンドがESG特性を促進するものまたは持続可能な投資を目的とするものである限り、関連するインデックス・プロバイダーが用いる手法には、サステナビリティ・リスクの検討を含むESG基準に対する個々の企業/発行体の評価が含まれる。したがって、投資顧問会社は、サステナビリティ・リスクを投資プロセスに直接組み入れることはできない。しかしながら、パッシブ運用型サブ・ファンドがESG特性を促進するものである場合または持続可能な投資を目的とするものである場合においては、関連するインデックス・プロバイダーの指数構成銘柄を決定する手法の評価が行われる。これは、その指数がサブ・ファンドのESG特性の促進または持続可能な目的/方針と一致していることを確保するためである。

アクティブ運用型サブ・ファンド

すべてのアクティブ運用型サブ・ファンドは、投資の意思決定プロセスにおいて、サステナビリティ・リスクの検討結果を組み入れる。関連する投資顧問会社は、投資の運用成績に重大な財務的影響を与える可能性があるESG要素を特定することにより、サステナビリティ・リスクを組み入れる。サステナビリティ・リスクにさらされることは、関連する投資顧問会社が必ずしもある投資対象に対してポジションをとることまたはポジションを維持することを意味するわけではない。むしろ、投資顧問会社は、投資先企業または発行体およびサブ・ファンドの投資目的および投資方針との関係において、その他の重要な要因とともにサステナビリティ・リスクの評価を考慮する。

金融デリバティブ商品および証券貸付取引に投資するサブ・ファンド

一部のサブ・ファンドは、金融デリバティブ商品に投資する場合があります。その場合、サブ・ファンドは原資産に直接投資していないため、サステナビリティ・リスクを織り込むことは難しくなる。利用される可能性がある証券貸付取引に適用されるESGの組入方法に関する情報は、HSBCアセットマネジメントのウェブサイト (www.assetmanagement.hsbc.com) のファンドセンターのページで閲覧することができる。

幅広い金融デリバティブ商品に投資するサブ・ファンド

一部のサブ・ファンドは、幅広い金融デリバティブ商品に投資する場合があります。その場合、サブ・ファンドは原資産に直接投資していないため、サステナビリティ・リスクを織り込むことは難しくなる。現在のところ、金融デリバティブ商品にESGを組み入れる手法を適用することはできないが、投資顧問会社は、かかる枠組みの構築方法を模索している。

オルタナティブ投資に投資するサブ・ファンド

一部のサブ・ファンドは、サステナビリティ・リスクの織込みが困難なオルタナティブ投資を行うため、容易に利用可能な組入方法を適用することはできない。しかしながら、HSBCアセットマネジメントは責任投資および投資主の利益の保護に取り組んでいるため、オルタナティブ投資商品への投資および運用を行う際に使用する独自のESGリスク・フレームワークを開発中である。その最終版が確定した場合、サステナビリティ・リスクに関する勘案事項は、オルタナティブ投資の投資判断に織り込まれることになる。その結果構築されるESGリスク・フレームワークにより、サステナビリティ・リスクがサブ・ファンドのリターンに与える潜在的な影響が緩和されることが期待される。

主な悪影響の検討

SFDRでは、管理会社に対して、その投資判断がサステナビリティ要素に及ぼす主な悪影響（以下「PAI」という。）を検討するか否かを決定するよう要求している。投資顧問会社は、管理会社を代理してかかる検討を行う。当該要件の目的は、投資判断がサステナビリティ要素に及ぼすPAIをどのように検討しているかに関して、投資者および市場全般に対する透明性を高めることであり、投資顧問会社はこれを支持している。

アクティブ運用型のSFDR第8条サブ・ファンドおよびSFDR第9条サブ・ファンドについて、投資顧問会社は、PAIの検討を行うことが可能であり、SFDRレベル2細則の要件に従って一連のPAI指標を評価する。アクティブ運用型のSFDR第6条サブ・ファンドの場合、これらのサブ・ファンドは明示的なESG戦略を有していないため、投資顧問会社は、その投資戦略においてPAIの検討を行わない。SFDR第8条サブ・ファンドおよびSFDR第9条サブ・ファンドがそれぞれ検討する個々のPAIの詳細は、各サブ・ファンドについて、英文目論見書の関連する契約前開示書類に記載されている。PAIに関して行われた検討に関する情報は、本投資法人の年次会計報告書に記載される。

パッシブ運用型のSFDR第8条サブ・ファンドおよびSFDR第9条サブ・ファンドについて、投資顧問会社は、PAI指標が指数構築の不可欠な部分を構成している場合は、PAIの検討を行うことが可能であり、一連のPAI指標を評価する。パッシブ運用型のSFDR第6条サブ・ファンドの場合、これらのサブ・ファンドは連動する明示的なESG指標を有していないため、投資顧問会社は、その投資戦略の一環としてPAIの検討を行わない。

管理会社は、www.assetmanagement.hsbc.lu において、投資判断がサステナビリティ要素に及ぼす主な悪影響に関する書面（英語およびフランス語で閲覧可能）を公表している。かかる統合報告書は、年1回更新され、これには、サステナビリティ要素に及ぼされるPAI（各PAIの説明ならびに講じられた措置、行動計画および次回参照期間の目標を含む。）が記載される。当該報告書の要約は、HSBCアセットマネジメントのウェブサイト（www.assetmanagement.hsbc.com）のファンドセンターのページで閲覧することができる。

HSBCアセットマネジメントの責任投資方針

HSBCアセットマネジメント（以下「HSBC」という。）の責任投資方針は、サステナビリティならびに責任投資に関する慣行およびネットゼロコミットメントの実行に対する本投資法人のアプローチについて規定するものである。

環境および社会要因、企業統治の実践、低炭素強度（該当する場合）、除外活動、およびESGデューデリジェンスの必要性は、HSBCの独自のESG重要度フレームワークおよびスコア、基本的な定性調査、第三者データ、および企業との対話などを用いて特定および分析される場合がある。HSBCは、金融および非金融のデータプロバイダーが提供する専門知識、調査、情報に依存する場合がある。

ESG認定、除外事業およびデュー・デリジェンスの必要性は、HSBC独自のESGマテリアリティ（重要課題）フレームワークならびに格付、ファンダメンタルズ定性調査、第三者のデータおよび企業エンゲージ

ジメントを(非排他的に)用いることによって特定され、分析される。HSBCは、財務データおよび非財務データプロバイダーによって提供される専門性、調査および情報に依拠する場合がある。

HSBCは、企業および発行体をサブ・ファンドのポートフォリオに含めることを検討する前に、一定の活動および/または基準の違反に対する当該企業および発行体のエクスポージャーの監視を行うために第三者データプロバイダーを利用し、かかる企業および発行体は、当該投資対象の保有期間を通してその監視が継続される。HSBCは、第三者データプロバイダーが提供するデータの正確性および判断の質に関する評価を行うが、その正確性または適時性を保証することはできない。HSBCのデュー・デリジェンス調査によって、第三者データプロバイダーから提供された情報が不正確、不完全または不釣合なものであると判明した場合、HSBCは、サブ・ファンドのポートフォリオで保有されている企業もしくは発行体またはサブ・ファンドの投資先として検討されている企業もしくは発行体に関して受領したいずれのデータまたはスコア評価も考慮しないことを選択する場合がある。

投資主は、サブ・ファンドが他のファンドまたはサブ・ファンド(HSBCによって運用されるものが含まれる場合がある。)に投資する場合、投資先のファンドまたはサブ・ファンドが、投資する側のサブ・ファンドの責任投資方針によって除外規定の対象となっていたはずの企業または発行体に対してエクスポージャーを有することになるリスクがあることに留意すべきである。例えば、HSBCが投資する投資先のファンドまたはサブ・ファンドに対して、HSBCの禁止武器に関する方針もしくはHSBCの非人道的兵器に関する定義において定められている除外規定が適用されない場合、またはかかる投資先のファンドもしくはサブ・ファンドが前述の方針もしくは定義と同一の解釈および基準を有していない場合がある。

HSBCの責任投資方針は、随時変更される場合がある。サステナビリティ方針に記載されている情報に依拠する投資者は、HSBCのウェブサイト

(www.assetmanagement.hsbc.com/about-us/responsible-investing)で閲覧可能な当該方針の最新版を必ず参照すること。

除外事業	内容
禁止武器	サブ・ファンドは、禁止武器の開発、生産、使用、保全、販売、流通、輸出入、保管または輸送に関与しているとHSBCがみなす企業および/または発行体への投資を行わない。
非人道的兵器	サブ・ファンドは、非人道的兵器またはその主要な構成品の生産に関与しているとHSBCがみなす企業および/または発行体への投資を行わない。非人道的兵器には、対人地雷、劣化ウラン兵器および軍事目的で使用される白リンを含むが、これらに限定されない。
一般炭(生産拡大事業者)	サブ・ファンドは、一般炭の生産の拡大に関与しているとHSBCがみなす企業および/または発行体による新規株式公開(以下「IPO」という。)または債券発行による資金調達には参加しない。
一般炭(収益水準)	サブ・ファンドは、石炭火力発電または石炭採掘から収益の10%超を得ているとHSBCがみなし、かつ、信頼に足る移行計画を有していないとHSBCが考える企業および/または発行体への投資を行わない。
一般炭(収益水準)	サブ・ファンドは、石炭火力発電または石炭採掘から収益の2.5%超を得ているとHSBCがみなし、かつ、信頼に足る移行計画を有していないとHSBCが考える企業および/または発行体への投資を行わない。
北極圏の石油および天然ガス	サブ・ファンドは、北極圏における石油および天然ガスの採掘から収益の10%超を得ているとHSBCがみなし、かつ、信頼に足る移行計画を有していないとHSBCが考える企業および/または発行体への投資を行わない。

オイルサンド (油砂)	サブ・ファンドは、オイルサンドの採掘から収益の10%超を得ているとHSBCがみなし、かつ、信頼に足る移行計画を有していないとHSBCが考える企業および/または発行体への投資を行わない。
シェールオイル	サブ・ファンドは、シェールオイルの採掘から収益の35%超を得ているとHSBCがみなし、かつ、信頼に足る移行計画を有していないとHSBCが考える企業および/または発行体への投資を行わない。
タバコ	サブ・ファンドは、タバコの生産に直接関与しているとHSBCがみなす企業および/または発行体への投資を行わない。
UNGC	サブ・ファンドは、国連グローバル・コンパクト(UNGC)原則を遵守していないとHSBCがみなす企業および/または発行体への投資を行わない。UNGC原則に違反している可能性があることが判明した場合、当該企業および/または発行体に対しては、サブ・ファンドのポートフォリオに含めることの適切性を判断するために、独自の強化されたデュー・デリジェンス調査が実施される場合がある。

タクソノミー規則

タクソノミー規則は、ある経済活動が環境的に持続可能とみなすことができるものであるか否かを特定するための共通言語を投資者および投資先企業に提供する、EU全域に適用される分類システムを提供するために策定された。

タクソノミー規則は、SFDR第8条サブ・ファンドおよびSFDR第9条サブ・ファンドに関して追加の開示要件を導入している。SFDR第6条サブ・ファンドについて、これらのサブ・ファンドの原投資対象は、環境的に持続可能な経済活動に関するEU基準を考慮していない。ただし、上記の「投資判断へのサステナビリティ・リスクの組入れ」の項において開示したとおり、投資顧問会社は、これらのサブ・ファンドの運用にサステナビリティ・リスクに関する勘案事項を組み入れている。

タクソノミー規則に基づき、経済活動は、以下に該当する場合に経済的に持続可能とみなされる。

1. 定義された一または複数の環境目標に対して大きく貢献している場合、
 2. いずれの環境目標に対しても著しい害を及ぼしていない場合、
 3. 一定の最低限の社会セーフガードを遵守している場合、および
 4. 技術的スクリーニング基準として知られている特定のパフォーマンス閾値を遵守している場合
- 上記1および2について、タクソノミー規則では、6つの環境目標を定義している。

- 気候変動の緩和、
- 気候変動への適応、
- 水資源および海洋資源の持続可能な利用および保護、
- 循環型経済への移行、
- 汚染の防止および管理、ならびに
- 生物多様性および生態系の保護および回復

サブ・ファンドのこれらの環境目標への整合性に関する情報は、英文目論見書の別紙に記載される。

<サブ・ファンド固有のリスクに関する勘案事項>

中国

中国市場リスク

中国を含む新興国市場への投資によって、サブ・ファンドは、先進国への投資に比べてより高いレベルの市場リスクにさらされることになる。これは、とりわけ、先進国市場で通常みられるものに比べて、大きな市場の変動幅、少ない取引量、政治・経済不安、決済リスク、高い市場閉鎖リスクおよび政府による外国投資への規制の多さに起因する。

投資者は、中国政府が過去50年以上にわたり、計画経済システムを採用してきたことに留意すべきである。1978年以降、中国政府は、集中排除および中国経済の発展のための市場メカニズムの活用に焦点を当てた経済改革を実施してきた。これらの改革により、著しい経済成長および社会発展が実現している。

2005年7月21日、中国政府は、市場の需要と供給に基づき、かつ通貨バスケットを参照することにより、人民元の価値が一定の規制枠内で変動することを可能とする管理変動相場制を導入した。かかる為替レートが、将来、米ドル、香港ドルまたはその他の外貨に対して大きく変動しないという保証はない。人民元が上昇した場合には、人民元で報告されるその中国の投資対象からサブ・ファンドが受領するあらゆる配当金の価値および投資対象の価値が増加することになり、逆に人民元が下落した場合には減少することになる。

中国の経済改革の多くは先例がない、または実験的なものである。今後も調整および修正の対象となり、かかる調整および修正が、必ずしも中国企業への投資に対してプラスの効果を及ぼすとは限らない。

中国の資本市場および株式会社に対する国の規制枠組みおよび法的枠組みは、先進国のかかる枠組みと比較して、十分な発展を遂げていない。

上海および深センの証券市場ならびに中国銀行間債券市場は、すべて発展および変化の段階にある。加えて、中国の証券取引所は、通常、当該取引所で取引されるいずれの証券の取引も停止または制限する権利を有しており、政府または規制当局も、金融市場に影響を及ぼす可能性のある方針を実施する可能性がある。その結果、中国A投資証券/中国B投資証券を取引する際に、取引量が変動し、取引の決済および記録に困難が生じたり、関連規制の解釈および適用が困難となる可能性がある。これらすべてが、サブ・ファンドにマイナスの影響を与える可能性がある。

中国における現行の課税方針の下では、外国投資に対して一定の税制優遇措置が適用されている。ただし、かかる税制優遇措置が将来廃止されないという保証はない。

中国への投資は、中国の政治方針、社会方針または経済方針におけるあらゆる重要な変更により左右される。その結果、上記の理由により、投資対象の資本の成長ひいてはかかる投資対象の運用成績に悪影響を及ぼす可能性がある。

中国政府による通貨の転換の管理および為替レートの将来の変動は、サブ・ファンドが投資する企業の業績および財務成績、ならびにかかる企業の中国企業の投資証券について宣言される分配金を支払う能力に悪影響を及ぼす可能性がある。

会計基準および報告基準

中国企業は、中国の会計基準および会計慣行に従うことが義務付けられている。中国の会計基準および会計慣行は、国際会計基準に一定程度準拠しているが、中国企業に適用されている会計、監査および財務報告の基準および慣行はより厳格性に欠ける場合があり、中国の会計基準および会計慣行に従う会計士によって作成された財務諸表と国際会計基準に従って作成された財務諸表は著しく異なる可能性がある。例えば、財産および資産の評価方法ならびに投資者に対する情報開示要件は異なっており、その結果、投資顧問会社がサブ・ファンドの勘定において投資する投資先事業体に関する一定の重要な情報が開示されない可能性がある。

中国における開示基準および規制基準は、先進国市場におけるものほど厳格ではないため、中国の発行体に関し公に入手可能な情報の量は著しく少ない可能性がある。その結果、一定の重要な情報が開示されない可能性があり、投資顧問会社およびその他の投資者が入手できる情報は少ない可能性がある。

中国の税制

投資顧問会社は、サブ・ファンドに関して、納税引当金を設定するか否かについて決定することができる。納税引当金が設定されたとしても、当該引当金は、当該サブ・ファンドの実際の中国における納

税義務を上回るか、または下回る可能性があり、投資顧問会社が設定した当該納税引当金が、不十分である可能性がある。あるサブ・ファンドの納税引当金と当該サブ・ファンドの実際の中国における納税義務との間に差額が生じた場合には、その差額が当該サブ・ファンドの資産の貸方または借方(場合に依りて)に記入される。その結果、関連するサブ・ファンドの収益および/または運用成績が影響を受ける/または悪影響を受ける可能性があり、当該サブ・ファンドの個々の投資主に対する影響/または影響の程度は、当該サブ・ファンドの納税引当金(もしあれば)の水準および当該時点における差額ならびに当該投資主が自身の当該サブ・ファンドの投資証券の申込みおよび/または買戻しを行った時点等の要因に依りて異なる可能性がある。

いずれの納税引当金(投資顧問会社によって設定されている場合)も、その借方記入または払戻の時点における関連するサブ・ファンドの純資産価額に反映され、したがって、当該時点における当該サブ・ファンドに含まれる投資証券にのみ影響を与えることになる。当該時点より前に買い戻された投資証券は、納税引当金の不足額の借方記入による影響を受けない。同様に、当該投資証券は、納税引当金の超過額の払戻しによる利益を受けることはない。投資者は、いずれかの引当金の超過額が配分される前に自らのサブ・ファンドの投資証券を買戻したいいずれの投資主も、当該サブ・ファンドに配分された源泉徴収額(かかる金額は、当該サブ・ファンドの投資証券の価額に反映される。)の一部に対して、いかなる形態によっても請求する権利は有していないことに留意すべきである。投資顧問会社が、何らかの納税引当金(それが中国企業所得税法に関するものか、中国で適用あるその他税規制/税法に関するものであるかを問わない。)を遡及的に設定することが必要であると判断した場合には、当該サブ・ファンドの実勢の、および/または将来の純資産価額がマイナスの影響を受ける可能性がある。関連するサブ・ファンドの運用成績へのかかる潜在的なマイナスの影響の大きさは、遡及的性質により、投資者の保有期間中の利益と対応しない可能性がある。

投資顧問会社は、随時必要と判断する場合に、必要と判断するとおりに投資顧問会社の納税引当金方針を再検討し、調整を行い、また、中国企業所得税および/またはその他適用ある税規制/税法ならびに関連する施行規則の適用に関して中国税務当局の追加の通知または説明が公表された場合には実務上可能な限り速やかに、投資顧問会社の納税引当金方針を再検討し、調整を行う。

中国本土における現在の税法、税規則、税規制および税務慣行ならびに/またはその現在の解釈もしくは理解は、将来において変更される可能性があり、かかる変更は、遡及的効果をもつ可能性がある。サブ・ファンドは、英文目論見書の日付時点で、または関連する投資の実行、評価または売却の時点で予測されていない追加的な税金の対象となる可能性がある。関連するサブ・ファンドに係る納税義務の何らかの増加が当該サブ・ファンドの純資産に悪影響を及ぼす場合があり、また、当該サブ・ファンドへの関連する投資からの収益および/またはかかる投資の価値が減少する可能性がある。

法人所得税(以下「CIT」という。)- 現在、債券については、中国CITを免除されている政府債券および地方政府債券を源泉とする利息を除き、中国CITの目的上、中国において恒久的施設を有していない非居住者企業とみなされる外国人投資家が得た、中国の居住者事業体によって発行され、負担される確定利付商品(中国の税法上の居住者とみなされる外国企業によって発行され、負担される確定利付商品を含む。)を源泉とする利息について、厳密には10%の源泉所得税が課税される。かかる利息を分配する事業体は、当該税金を源泉徴収することが要求される。外国法人投資家が、中国との間で利息所得について軽減税率を定めた租税条約を締結している国の税法上の居住者である場合、租税条約に基づき中国CITの軽減税率の適用を受けるために、自らまたは源泉徴収義務者を通じて納税申告書を提出するときに自主申告書(「非居住者納税者の協定待遇の享受に関する情報報告表」と呼ばれる記録の報告書)を提出することができるが、これは、管轄の中国税務当局による提出後のレビューおよび裁量の対象となる。

財税[2016]第36号(増値税改革の建築業、不動産業、金融業および生活サービス業等の分野への拡大に関する実施細則を定める。以下「通知36」という。)に従い、中国の居住者企業によって発行された債券を源泉とする利息所得は、特に免除されない限り、2016年5月1日より、厳密には、6%の増値税

および付加税の対象となる。中国政府債券および地方政府債券から受領した利息は、増値税が免除される。

事業税から増値税への改革(「事業税」から「増値税」への改革)の完全移行前は、事業税規制は、明確性に欠けていたが、中華人民共和国国家税務総局(以下「STA」という。)は、かかる利息所得が厳密には5%の事業税の対象となると解釈した。ただし、実務上、中国税務当局は、事業税の徴収を執行していない。増値税制上、通知36は、当該利息の中国の支払者が、非居住者である受領者に当該利息を支払う際に増値税を源泉徴収すべきである旨を規定している。ただし、実務上、中国の支払者は増値税を源泉徴収しておらず、中国税務当局はかかる利息について増値税の徴収を執行していない。2018年11月、中国財務省(以下「MOF」という。)およびSTAは、外国機関投資家が、2018年11月7日から2021年11月6日までの間に中国本土のオンショア債券市場への投資から受領した債券の利息所得に対して中国本土のCITおよび増値税を免除する旨を定める、[財税[2018]第108号](以下「通知108」という。)を共同で発行した。その後、2021年11月、MOFおよびSTAは、当該税金の免除を2025年12月31日まで延長する公告(以下「公告」という。)第34号を発行した。

キャピタル・ゲイン - 外国人投資家が中国債券の取引から得たキャピタル・ゲインに対する中国CITについて規定する、具体的な租税規則は、存在しない。

2017年11月8日、中国人民銀行(以下「PBOC」という。)は、「中国銀行間債券市場(CBIM)への外国機関投資家の参入のためのオペレーション手続き」を発表した。それに従い、CBIMの直接スキームを通じて外国機関投資家によって実現されたキャピタル・ゲインは、一時的にCITを免除される。

ボンド・コネクトを通じた債券の取引に係る税金の取扱いについては、現在のところ、中国の税務当局によって、具体的な規則またはガイダンスは発行されていない。したがって、税金の取扱いは一層不明確であり、よって、かかる具体的な規則が存在しないことから、中国CITの取扱い(またはその他の税金の取扱い)は、現行の中国国内税制の一般的な租税規定に準拠することが予想されている。

STAの現行の解釈および専門家の租税に関する助言に基づき、本投資法人は、中国債券の処分からサブ・ファンドが得たキャピタル・ゲインに関して、いかなる中国CITのための引当金も計上することは企図していない。中国における債券取引からのキャピタル・ゲインに関するCITの取扱いの不確実性を考慮し、また、中国債券からのキャピタル・ゲインについてのサブ・ファンドの潜在的な納税義務を充足させる目的で、管理会社は、関連する規制の新たな進展および解釈に基づき(専門家の租税に関する助言を得た上で)、かかる利益または所得に対するCIT(またはその他の税金)の引当金を設定し、サブ・ファンドの勘定から税金を源泉徴収する権利を留保している。

通知36に基づき、中国における市場性証券の取引から実現された利益は、明確に免除されていない限り、一般的に、6%の増値税および地方の付加税の対象となる。通知36の補足通達である財税[2016]第70号に基づき、PBOCによって承認された外国機関投資家がCBIM債券の取引から実現した利益は、増値税を免除される。

増値税の付加税 - 利息所得および/またはキャピタル・ゲインに増値税が課税される場合、課税される6%の増値税に加えて、付加税(都市建設維持税、教育費付加、地方教育費付加を含む。)が課税される。一部の地域においては、その他の賦課金が課される場合がある。新しい中国都市維持建設税法およびMOF STAの公告[2021]第28号に従い、増値税の付加税(例えば、都市維持建設税、教育費付加および地方教育費付加)は、2021年9月1日以降、海外の事業体に課税される増値税の金額に課せられなくなった。したがって、海外の投資者は、債券の利息/キャピタル・ゲイン増値税(もしあれば)に係るいかなる増値税の付加税も支払わない。

ボンド・コネクト

2017年7月より、中国外為交易中心・全国銀行間融資中心(以下「CFETS」という。)、香港交易及結算所有限公司等によって、ボンド・コネクトが開設された。ボンド・コネクトは、中華人民共和国(以下「中国」という。)当局により制定される規則および規制に準拠する。英文目論見書の日付時点で、

ボンド・コネクトを通じて取引を行おうとするサブ・ファンドが遵守すべき規則および規制には、以下が含まれる。

1. ボンド・コネクト・カンパニー・リミテッドまたはPBOC公認のその他の機関を通じて、PBOCへの登録申請を行う登録代理人にCFETSを任命すること。
2. 香港金融管理局によって公認されたオフショア保管代理人（現在は、香港証券保管決済機関）を通じて取引すること。

現在、割当制限は存在しない。当該規則および規制は、随時変更される可能性がある。

ボンド・コネクトを通じた適格外国機関投資家によるCIBMでの取引に関して支払義務のある所得税およびその他の分類上の税金の取扱いについて、中国本土の税務当局により発行された具体的な規則またはガイドラインは、存在しない。したがって、ボンド・コネクトを通じたCIBMでの取引についての関連するサブ・ファンドの納税義務は、不確定である。

人民元の通貨リスクおよび為替リスク

投資者は、中国人民幣（人民幣）が、通貨バスケットを参照する、市場の需要と供給に基づく管理変動相場制をとっているという事実に留意するべきである。現在、人民幣は、中国本土および中国本土外（主に香港特別行政区）の2つの市場で取引されている。中国本土で取引される人民幣は、自由交換が可能ではなく、中国本土政府による為替管理および一定要件に服する。他方で、中国本土外で取引される人民幣には、いかなる者または事業体も、その目的を問わず自由にアクセスすることができる。

人民幣を基準通貨としない投資者は、外国為替リスクにさらされており、投資者の自国通貨に対する人民幣の価値が下落しないという保証はない。いかなる人民幣の下落も、投資者のサブ・ファンドへの投資の価値に悪影響を及ぼす可能性がある。

オフショア人民幣（CNH）およびオンショア人民幣（CNY）は、同じ通貨だが、異なるレートで取引される。CNHおよびCNYの間のいかなる乖離も、投資者に悪影響を及ぼす可能性がある。

人民幣建ての投資対象の価値を計算する場合、投資顧問会社は、通常、中国本土または中国本土外で取引される人民幣の為替レート（適切な方）を適用する。中国本土外で取引される人民幣のレートは、中国本土で取引される人民幣の為替レートに対して割増または割引されている可能性があり、買呼び値と売呼び値の спреッドが大きい可能性がある。

例外的な状況においては、人民幣による買戻代金の支払いおよび/または分配金の支払いは、人民幣に適用される為替管理および為替上の制限により遅延される可能性がある。

加えて、人民幣建商品には、流動性リスクが付随する可能性があり、特に、かかる投資対象にアクティブな流通市場がない場合には、買呼び値と売呼び値の спреッドが大きい可能性がある。

中国銀行間債券市場

中国の債券市場は、中国銀行間債券市場および取引所上場債券市場から構成される。中国銀行間債券市場（以下「CIBM」という。）は、店頭（以下「OTC」という。）市場であり、中国オンショアの債券取引の大部分が行われている。CIBMで取引される主要な証券には、政府債券、中央銀行債、政策銀行債および社債が含まれる。

上記のサブ・ファンドは、ボンド・コネクト（以下に定義する。）および/またはCIBMイニシアチブ（以下に定義する。）を通じて、CIBMで取引される債券に投資することができる。

ボンド・コネクト

2017年7月より、中国外為交易中心・全国銀行間融資中心(以下「CFETS」という。)、香港特別行政区交易及結算所有限公司等によって、香港特別行政区および中国の間の債券市場の相互のアクセス(以下「ボンド・コネクト」という。)が開設された。ボンド・コネクトは、中国当局により制定される規則および規制に準拠する。英文目論見書の日付時点で、ボンド・コネクトを通じて取引を行おうとするサブ・ファンドが遵守すべき規則および規制には、以下が含まれる。

- ボンド・コネクト・カンパニー・リミテッドまたはPBOC公認のその他の機関を通じて、PBOCへの登録申請を行う登録代理人にCFETSを任命すること。
- 香港金融管理局によって公認されたオフショア保管代理人(現在は、香港証券保管決済機関)を通じて取引すること。

現在、割当制限は存在しない。当該規則および規制は、随時変更される可能性がある。

ボンド・コネクトを通じた適格外国機関投資家によるCIBMでの取引に関して支払義務のある所得税およびその他の分類上の税金の取扱について、中国本土の税務当局により発行された具体的な規則またはガイドラインは、存在しない。したがって、関連するサブ・ファンドのボンド・コネクトを通じたCIBMでの取引についての納税義務は不確実である。中国の税金に関する一般的な情報および関連するリスクについては、「3 投資リスク a. リスク要因 サブ・ファンド固有のリスクに関する勘案事項」の「中国の税制」の項を参照のこと。

CIBMイニシアチブ

2016年2月より、PBOCは、中国当局(すなわち、PBOCおよびSAFE。)により制定される適用ある規則および規制の遵守を条件として、外国機関投資家に対してCIBMでの投資を認めた(以下「CIBMイニシアチブ」という。)。英文目論見書の日付時点で、CIBMイニシアチブを通じて取引を行おうとするサブ・ファンドが遵守すべき規則および規制には、以下が含まれる。

- 関係当局に必要な書類提出を行い、口座開設を行うことに責任を負うオンショア決済代理人を任命すること。
- 一般的に、中国国内へ送金された現金の通貨比率(外貨対人民元の比率)に概ね一致した通貨比率(外貨対人民元の比率)でのみ中国国外へ現金を本国送金すること。

現在、割当制限は存在しない。当該規則および規制は、随時変更される可能性がある。

中国市場に関するリスクおよび人民元での投資に関連するリスクに加えて、CIBMでの投資は、以下の追加的リスクにさらされる。

市場リスクおよび流動性リスク

市場の変動および特定の債券の取引量が少ないことによる潜在的な流動性の欠如によって、CIBMで取引される特定の債券の価格は、大幅に変動する可能性がある。したがって、CIBMに投資するサブ・ファンドは、流動性リスクおよび変動リスクにさらされ、中国債券の取引において損失を被る場合がある。かかる中国債券の価格の買い呼び値と売り呼び値の спреッドが大きくなる可能性があり、よって、関連するサブ・ファンドは、多額の取引費用および換金費用を負担する可能性があり、さらに、当該投資対象の売却時に損失を被る可能性がある。

中国の現地信用格付リスク

サブ・ファンドは、中国の現地信用格付機関により信用格付を付与された証券に投資することができる。ただし、かかる格付機関が採用する格付の基準および方法は、ほとんどの定評のある国際的な信用格付機関で採用されているものと異なる場合がある。したがって、かかる格付システムでは、国際的な信用格付機関によって格付された証券と比較可能な同等の基準が提供されない可能性がある。

投資者は、中国の現地信用格付機関によって付与された格付を参照する際には、上記の格付基準の相違を念頭に置き、注意する必要がある。信用格付に基づく評価が、証券の信用力および証券に潜在するリスクを反映していない場合、投資者は、損失を被る可能性があり、かかる損失は、当初に想定された水準を上回る可能性もある。

カウンターパーティー・リスクおよび決済リスク

サブ・ファンドがCIBMに投資する範囲において、サブ・ファンドは、決済手続きおよびカウンターパーティーの債務不履行に付随するリスクにさらされる可能性がある。

CIBMで行われる取引の決済方法は様々である（例えば、サブ・ファンドによる払込金の受領後にカウンターパーティーが証券を引渡す、カウンターパーティーによる証券の引渡し後にサブ・ファンドによる払込みが行われる、または、証券の引渡しおよび払込みが各当事者によって同時に行われる。）。投資顧問会社は、サブ・ファンドにとって有利な条件を交渉すべく努力することがあるが（例えば、証券の引渡しおよび払込みが同時に行われることの要求。）、決済リスクを除去できる保証はない。取引においてサブ・ファンドのカウンターパーティーがその義務を履行しない場合、サブ・ファンドは、損失を被る。サブ・ファンドと取引を締結したカウンターパーティーが、その関連する証券の引渡しによる、または対価の払込みによる取引の決済義務の不履行に陥る可能性がある。

関連する中国当局が、CIBMにおける口座開設または取引を停止した場合、サブ・ファンドがCIBMにて投資する能力は制限され、その他の代替取引も尽きた場合には、結果としてサブ・ファンドに多大な損失が生じる可能性がある。

オペレーショナル・リスク

ボンド・コネクトを通じた取引は、新しく開発された取引プラットフォームおよび運営システムを通じて行われる。かかるシステムが、適切に機能すること、または引き続き市場の変化および発展に適合していくことの保証はない。関連するシステムが適切に機能しない場合、ボンド・コネクトを通じた取引には混乱が生じる可能性がある。したがって、サブ・ファンドのボンド・コネクトを通じた取引を行う能力（したがって、その投資戦略を追求する能力）に悪影響を及ぼす可能性がある。加えて、サブ・ファンドがボンド・コネクトを通じてCIBMに投資する場合、サブ・ファンドは、発注システムおよび/または決済システムに付随する遅延リスクにさらされる。

準政府債/地方政府債リスク

サブ・ファンドは、中国の準政府機関によって発行された証券に投資することができる。投資者は、かかる機関が発行する債務の返済には、通常、中国の中央政府による保証がないことに留意する必要がある。

2014年、国務院は、多くの市町村および省の地方政府に対して試行ベースで債券の発行を認めた。中国の関係規制に基づき、当該試行制度の対象に含まれる地方政府は、債券を直接発行することができ、返済の義務は、当該地方政府にある。これは、中国財務省が地方政府を代理して債券を発行してきた過去の債券発行モデルとは異なる。投資者は、この試行制度に基づく債券が中国の中央政府によって保証されていないことに留意する必要がある。かかる債券を発行した地方政府による債務不履行が生じた場合、サブ・ファンドには、当該証券に投資した結果として損失が生じることになる。

この試行制度は、地方政府による資金調達のための代替的なプラットフォームを提供しているが、地方政府は、地方政府融資プラットフォームを通じた都市投資債券（「城投債」）の発行を含むその他の方法による起債も行っていることに留意する必要がある。

財政状態の悪化は、地方政府による債務不履行を招く可能性がある。

中国の関係規制に基づき、地方政府は、該当年度について国务院が定める限度まで債券を発行することができる。さらに、地方政府は、信用格付機関による当該債務の信用格付を取得するよう手配することが要求される。投資者は、一般的な信用格付の限度および中国の現地信用格付機関によって付与される信用格付に関する関連するリスクに留意する必要がある。

「城投債」リスク

サブ・ファンドは、中国の地方政府融資プラットフォーム（LGFV）によって発行された債券（中国語で「城投債」（都市投資債券）と呼ばれる。）に投資することができる。これにより、サブ・ファンドは、さらなるリスクにさらされる可能性がある。

直接的な資金調達には制限があることを考慮し、中国の地方政府は、地方開発投資、公共福祉投資およびインフラ計画の資金調達のための借入れのために「地方政府融資プラットフォーム（LGFV）」と呼ばれる事業体を多数設立している。近年、LGFV債の規模は急速に拡大しており、中国の重要な債券セクターの一つとなっている。

多くのLGFVは、高い金融レバレッジにより、多額の初期投資を伴う都市化開発プロジェクトに投資を行っており、このため、LGFVのキャッシュ・フローにおいてミスマッチが生じている。かかる状況では、LGFVは、自身の運営収益のみでは債務の返済を行うことができなくなる可能性があり、地方政府が、継続的な債務の返済を確保するためにLGFVに対して財政補助金を供給する必要性が生じる可能性がある。ただし、LGFVは、自らの地方政府から十分な補助金を得ることができない可能性があり（例えば、地方歳入が低く、多額の累積債務を抱える地域）、また、当該地方政府は、LGFVに補助金を提供する義務を負わない。場合によっては、LGFVが、既存の債務の返済のために追加の借入れを行うことになり、その結果として、リファイナンス費用が膨らんだ場合は、流動性リスクが生じることがある。

財政状態の悪化は、信用格付の格下げにつながる場合がある。最近の格下げの例により、投資者は、一部のLGFVの財政状態の悪化を懸念するようになっている。格下げは、LGFVの資金調達コストの上昇につながり、LGFVが、自らの債務に耐えることを一層困難にさせる。

地方政府は、「城投債」を発行するLGFVの投資主であるため、当該債券に密接に関係しているように見える可能性があるが、「城投債」は、通常、当該地方政府または中国の中央政府によって保証されていない。よって、地方政府または中国の中央政府は、債務不履行状態にあるいずれのLGFVも支援する義務を負っていない。LGFVの債務返済能力は、LGFVの財政状態および関連する地方政府がどれだけ当該LGFVを支援する用意があるかに依拠する。ただし、一部の地方政府の歳入の伸びの鈍化は、支援能力の足枷となる可能性があり、また、規制上の制約により、地方政府がLGFVに土地準備金を投入する能力が制限される可能性がある。さらに、地方政府は、その他様々な方法で起債しており、最近の分析によれば、資金調達活動の増加により地方政府の財政に関するリスクが懸念されていることが示されている。

場合によっては、土地等の担保が提供されることがあるが、LGFVによる債務不履行の場合には、債券所持人（サブ・ファンド等）が当該担保に対する権利を主張することは困難な可能性がある。ほとんどの場合、担保は提供されず、債券所持人は、無担保債権者として、LGFVの信用/支払不能リスクに全面的にさらされることになる。LGFVによる「城投債」の元利金返済の不履行が生じた場合、サブ・ファンドは、多額の損失を被り、サブ・ファンドの純資産総額に悪影響を及ぼす可能性がある。

ほとんどのLGFVは、基本的な財務情報を定期的に開示するが（例えば、監査済年次報告書および信用格付報告書を通じて）、その他の関連情報（重要な資産の配分および資金注入等）の適時開示は依然として不確実である。財務情報の不完全な開示は、偏った投資判断を招く可能性があり、LGFV証券への投資リスクが増加することになる。

LGFVによって発行される債券は、通常、その他の政府発行確定利付商品(中央銀行券/米国財務省短期証券および米国財務省長期証券等)よりも流動性が低く、LGFVによって発行される債券へのサブ・ファンドの投資は、「流動性リスク」の項に記載される流動性リスクにさらされる。

LGFVは、中国の銀行から多額の借入れを行い、近年、借入残高総額は急増している。この結果、中国銀行業監督管理委員会は、銀行に対して、LGFVが販売する債券の保有を制限するよう要求している。LGFVによる、その返済義務の不履行が生じた場合、さらに、中国の銀行制度の安定性に対するリスクを生じさせる可能性がある。

地方開発プロジェクトからの債務急増をめぐる懸念に対処するために、国家審計署が、政府債務の全国規模の査定を開始することが発表された。ただし、地方政府の債務がどの程度包括的かつ正確に査定されるかの保証はない。

規制リスク

CIBMは、規制リスクにもさらされる。中国人民銀行および中央国債登記結算有限責任会社は、CIBMにおける口座開設またはCIBMの取引/決済フローに対して追加的な要件を課すことができ、したがって、CIBMの口座開設は長期にわたるプロセスとなる可能性があり、CIBMの取引/決済も、随時行われる規制上の変更の対象となる可能性がある。その結果、サブ・ファンドがCIBMに投資する能力が、制限される可能性があり、サブ・ファンドにとって不利益となる可能性がある。一方、CIBMに既に投資しているサブ・ファンドは、取引および/または決済規則が変更された場合、重大な損失を被る可能性がある。

アセット・バック証券およびモーゲージ・バック証券

サブ・ファンドは、以下の通り、モーゲージ・バック証券(以下「MBS」という。)へのエクスポージャーを得るため、アセット・バック証券(以下「ABS」という。)および/もしくはMBS(事後通告証券(以下「TBA取引」という。))を含む。)にその純資産を投資すること、またはこれらのすべてもしくはいずれかの証券へのエクスポージャーを得ることができる。

- グローバル・インベストメント・グレード・セキュライズド・クレジット・ボンド：最大100%
一般的に、ABSおよびMBSは、モーゲージおよびローン等の金融資産プールを裏付けとする利子および元本の支払いのある債権であって、裏付けとなる担保を、住宅または商業用不動産等の現物資産によって提供されることが多い。一部のABSは、現物資産による裏付けのない無担保ローンのキャッシュ・フローに支えられている。ABS証券およびMBS証券は、特定の状況下で流動性が低下し、および/または変動が激しくなる可能性があり、また、市場リスク、金利リスク、信用リスク、カウンターパーティー・リスク、非投資適格信用リスクおよび流動性リスクを含む「3 投資リスク a. リスク要因 一般的なリスクに関する勘案事項」に詳述されるリスクに加え、以下に詳述するさらなるリスクにさらされる。

MBSは、一般に、連邦抵当金庫(ファニーメイ)または連邦住宅金融抵当金庫(フレディマック)等の米国政府支援企業が発行するモーゲージ証券を指す。ABSは、通常、民間がスポンサーとなっているアセット・バック証券を指す。主な分類は、住宅ローン担保証券(RMBS)、商業用不動産ローン担保証券(CMBS)、ローン担保証券(CLO)および消費者ABS(例えば、クレジットカード、自動車ローンおよび学生ローン)である。典型的なABS取引では、証券は、異なる権利を有するトランシェに分けられる。通常、上位トランシェは、ローンの返済を最初に受け取り、下位トランシェは、最初に損失を吸収する。より高いキャピタル・リスクを補うため、下位の保有者には、上位の債券の保有者よりも高い利率での利息が支払われる。

RMBSは、裏付けとなる住宅用不動産によって担保される住宅用モーゲージ・ローンのプールにおける持分を表章する。一部のローンは、いつでも期限前償還されることができる。CMBSの裏付けとなる担保は、一般的に、ショッピングセンター、オフィスビル、工業用または倉庫用不動産、ホテル、賃貸マン

ション、老人ホーム、高齢者向け住宅およびセルフストレージ用不動産等の収益を生む不動産によって担保されるモーゲージ・ローンにより構成される。

MBSおよびABSの投資特徴は、伝統的な債券とは異なる。主な違いは、元本が段階的に支払われることが多く、裏付けとなるローンの条件によりいつでも全額返済される可能性があることである。かかるキャッシュ・フローのタイミングのばらつきにより、将来の資産利回りおよび加重平均残存期間の見積もりは不確実なものとなる。

また、広範なABS市場には、シンセティック債務担保証券(CDO)も含まれる。かかる証券は、通常、より短い満期を有し(一般的に5年)、債務証券その他のストラクチャード・ファイナンス証券を参照する。

期限前償還リスクおよび期間延長リスク

MBS/ABSの裏付けとなるローンの期限前償還が発生する頻度は、金利のみでなく、経済、人口統計、税制、社会、法律、その他の要因を含む様々な要因に影響される。一般に、確定利付モーゲージの債務者は、実勢のモーゲージ金利が確定利付モーゲージ・ローンの金利を下回った場合に、自らのモーゲージ・ローンを期限前償還することが多い(モーゲージ・ファイナンスが利用可能であり、かつ、不動産の価値または借入人の信用力に重大な変化がないことを条件とする)。反対に、金利の上昇は、個々の抵当権の保有者が期限前償還のオプションを行使する可能性が低くなるため、期間延長リスクにつながる可能性がある。期限前償還リスクおよび期間延長リスクの両方が、サブ・ファンドのリターンに悪影響を及ぼす可能性がある。期限前償還率の変動は、サブ・ファンドの純資産総額に悪影響を及ぼす可能性がある。

劣後リスク

劣後ABSへの投資は、その銘柄またはシリーズの上位クラスに比べより、大きな債務不履行および損失のリスクを伴う。ABS取引は、最下位の証券の保有者が、より上位のトランシェよりも先に損失を吸収するようなトランシェ構造となっている。最下位のトランシェで損失が吸収された場合、二番目に下位のトランシェがその後の損失を吸収することになる。下位トランシェの投資者は、高いキャピタル・リスクを負うことがあり、全額の損失に直面する可能性もある。

資本価値リスク

住宅用モーゲージ・ローンの債務不履行率および損失は、全般的な経済情勢および不動産の所在地における経済情勢、当該担保不動産に対する借入人の持分ならびに借入人の財務状況を含む多くの要因の影響を受ける。住宅用モーゲージ・ローンが債務不履行に陥った場合、当該住宅用モーゲージ・ローンの担保権執行は、長期にわたりかつ困難なプロセスとなる可能性があり、また、多額の費用が伴う可能性がある。さらに、債務不履行に陥った住宅用モーゲージ・ローンまたは担保権が執行された不動産の市場は、非常に限定される可能性がある。

MBSの裏付けとなっている商業用モーゲージ・ローンのほとんどは、借入人のフル・リコースの債務(通常、特別目的ビークル(SPV)である。)である。借入人が、モーゲージ・ローンに関して支払義務のある元本および金利を支払うために借換えもしくは負担が付された不動産の処分を行うことができないか、または、これらを行う意思がない場合、関連するMBSの劣後クラスの支払いに悪影響が及ぶ可能性が高い。劣後クラスのMBSの損失(もしあれば)の最大限度は、モーゲージ手形の交渉後の、割引後の決済、再編もしくは売却または不動産に設定されたモーゲージの担保権執行(または担保権執行に代わる不動産譲渡証書)およびその後の不動産の清算が行われた後にのみ決定することができる。担保権執行は、多額の費用を要し、訴訟および/または破産により遅延することがある。不動産の所在地、不動産に対する権原の法的地位、不動産の物理的な状態および財務成績、環境リスクならびに不動産の状態に関する政府による開示要件等の要因により、第三者が担保権行使による売却時に不動産を購入すること

を希望しないか、または、関連するMBSに関する債務を充足するために十分な価格を支払うことを希望しない可能性がある。かかるMBSの裏付けとなっている資産から得られる収益は、借入人によって保持される可能性があり、投資リターンは、他の者に対する支払いを行うため、保険を維持するため、税金を支払うため、または維持費を支払うために使用される可能性がある。かかる流用された収益は、通常、担保のキャッシュ・フローを管理するために裁判所が任命した財産保全管理人なしでは回収することができない。

ローンのオリジネーターが特定のローンをABS構造に割り当てた場合において、当該オリジネーターが財務上の困難に直面したときに、オリジネーターの債権者が、割り当てられたローンの有効性に異議を唱えた例がある。こうした異議申し立ては、ABS証券の資産による裏付けを弱める可能性がある。

経済リスク

商業用モーゲージ・ローンのパフォーマンスは、主に裏付けとなる担保不動産が創出する純収益に左右される。同様に、商業用不動産の市場価値も、その収益創出能力に左右される。その結果、収益の創出は、商業用モーゲージ・ローンに関する債務不履行の可能性および損失の深刻さの両方に影響を与える。あるCMBS銘柄の裏付けとなる商業用不動産の収入または価値のいかなる減少も、キャッシュ・フローの遅延および関連するCMBS銘柄の損失につながる可能性がある。

モーゲージ・ローンの裏付けとなる不動産の価値は、市況に左右される。不動産市場の変動は、担保の価値に悪影響を及ぼし、その結果、清算から得られる価値を低下させる可能性がある。加えて、不動産市場における不利な変動は、借入人が、不動産の持分を保持するインセンティブを低下させるため、債務不履行の可能性を高める。

借換えリスク

商業用不動産および住宅用不動産のモーゲージ・ローンは、ローン元本の大部分が貸付期間にわたって償却されるのではなく、満期時に支払われる構造となっていることが多く、したがって、ローン元本の返済は、既存もしくは代替の貸付人からの不動産融資が将来利用可能か、ならびに/または当該不動産の現在の価値および売却可能性に左右されることが多い。したがって、不動産融資が利用できない場合、債務不履行につながる可能性がある。

b. リスクの管理体制

管理会社は、本投資法人のために、関連するサブ・ファンドの投資顧問会社とともに、ポジションのリスクおよび各サブ・ファンドのリスク特性全体に対するポジションの寄与度をいつでも監視し、測定することを可能にするリスク管理プロセスを採用する。関連するサブ・ファンドの投資顧問会社は、該当する場合、本投資法人のために、OTC金融デリバティブ商品の価値の正確かつ独立した評価を行うためのプロセスを採用する。

投資顧問会社は、投資者の請求に応じて、各サブ・ファンドのリスク管理に適用される量的制限、当該目的のために選択される手法ならびに投資の主要な分類別のリスクおよび利回りの近時の推移に関する補足情報を関連する投資者に提供するために、これらの情報を管理会社に提供する。

投資顧問会社のリスク管理チームの責任

本投資法人のリスク管理に対する責任を負う管理会社は、関連する投資顧問会社のリスク管理チームに対し、日々のリスク管理の実施を委託している。関連する投資顧問会社のリスク管理チームは、各チームが運用するサブ・ファンドのためのリスク管理手続きの実行につき責任を負う。かかるチームは、サブ・ファンドのリスク特性と戦略を適合させるための様々な管理制限を決定するために、投資顧問会社の投資チームと協働する。管理会社は、かかるリスク管理機能を監督し、適切な報告を受ける。

投資顧問会社が運用するサブ・ファンドの投資目的に基づき、サブ・ファンドを代理して異なる種類の資産に投資する場合、投資顧問会社は、管理会社のリスク管理手続きに記載されるリスク管理および制御のメカニズムに従うものとする。

コミットメント・アプローチおよびバリュー・アット・リスク・アプローチ

コミットメント・アプローチ

一部のサブ・ファンドは、金融デリバティブ商品に対して、単純なおよび/または限定的なポジションしか有しない可能性がある。これらのサブ・ファンドは、ヘッジ技法および効率的なポートフォリオ管理以外の投資目的のため、特に、サブ・ファンドの投資顧問会社に対応する現物証券よりも金融デリバティブ商品を購入する方が効率的であると考えられる場合に、金融市場へのエクスポージャーを得ることを目的として、金融デリバティブ商品取引を行うことがある。利用する金融デリバティブ商品の範囲および種類に応じて、これらのサブ・ファンドにはレバレッジが生じる可能性がある。

これらのサブ・ファンドは、市場リスクを測定するために、コミットメント・アプローチを用いる。

コミットメント・アプローチは、一般的に、原資産の時価に基づき、デリバティブ契約を当該デリバティブに組み込まれる原資産に相当するポジションに換算することにより計算される。売買が行われた金融デリバティブ商品は、世界全体におけるエクスポージャーを減らすために、CESRによって発行された指針に従って相殺することができる。これらの相殺規則を超えて、また、ヘッジ規則の適用後においては、エクスポージャー全体を減少させるために金融デリバティブ商品についてネガティブ・コミットメントを有することは認められず、このようにして、リスク・エクスポージャーの値は、常にプラスまたはゼロとなる。

バリュー・アット・リスク・アプローチ

この他のサブ・ファンドは、市場リスクを測定するために、バリュー・アット・リスク(以下「VaR」という。)・アプローチを用いる。

世界全体でのリスク測定には、サブ・ファンドの投資戦略およびベンチマークの妥当性に関して、相対的VaRまたは絶対的VaRが用いられる場合がある。

・ 絶対的VaR

絶対的VaRは、例えば、絶対収益型のサブ・ファンドなど、特定可能な参照ポートフォリオまたはベンチマークが存在しない場合において、一般的に適切なアプローチである。絶対的VaRアプローチでは、関連するサブ・ファンドの純資産総額に対するサブ・ファンドのVaRの割合を計算するが、かかる割合は、20%の絶対的上限を超えてはならない。

・ 相対的VaR

相対的VaRアプローチは、サブ・ファンドが追求する投資戦略を反映する、一貫性のある参照ポートフォリオまたはベンチマークが定義されているサブ・ファンドに用いられる。サブ・ファンドの相対的VaRは、ベンチマークまたは参照ポートフォリオのVaRの倍数で表示されるが、当該サブ・ファンドのベンチマークのVaRの2倍を限度とする。

各サブ・ファンドのリスク管理手法ならびにVaRを用いる場合は、期待されるレバレッジの水準、用いられるアプローチ(すなわち、絶対的VaRまたは相対的VaR)および(該当する場合)相対的VaRを示すために用いられる参照パフォーマンス・ベンチマークは、英文目論見書に記載される。

流動性リスク管理方針

管理会社は、サブ・ファンドが流動性リスクを特定し、監視し、管理し、および軽減し、サブ・ファンドが投資対象の流動性リスク特性によってサブ・ファンドの買戻請求に応じる義務の履行を促進することを確保できるようにすることを目的として、管理会社のリスク管理方針の一部を構成する流動性リスク管理方針を策定した。当該方針は、実施されているガバナンスの枠組みおよび管理会社

の流動性管理ツールとともに、投資主の公正な取扱いを実現し、かつ、大量の買戻しまたは申込みが行われた場合に、残存する投資主または既存の投資主の利益を保護することも目指している。

管理会社の流動性リスク管理方針は、投資戦略、取引の頻度、原資産の流動性（およびこれらが公正価値で評価されているか否か）および英文目論見書に従った買戻し請求を延長する能力を考慮している。

また、流動性リスク管理方針では、サブ・ファンドによって保有される投資対象が英文目論見書に記載される買戻し方針に適合していることを確保するために、当該投資対象の特性の継続的な監視が行われる。さらに、流動性リスク管理方針には、異常な市況の際にサブ・ファンドの流動性リスクを管理するために実施される定期的なストレステストに関する詳細も記載されている。

管理会社のリスク管理機能は、投資ポートフォリオの管理機能とは独立しており、また、管理会社の流動性リスク管理方針に従い、サブ・ファンドの流動性リスクの監視の遂行することにつき責任を負う。流動性リスクに関する事項に関する例外は、適切な行動が適正に文書化され、管理会社の管理委員会および/またはUCITSリスク監督委員会に対して上申される。

管理会社は、以下を含む（がそれらに限定されない）—または複数の流動性リスク管理ツールを採用することができる。

1. ある取引日において、1つのサブ・ファンドについて買い戻される投資証券の口数をいずれかのサブ・ファンドの純資産総額の10%以上に制限すること（「投資証券の売却方法」における「ゲーティングおよび買戻しの延期」と題する見出しの項に記載される条件に従う。）。
2. 「投資証券の価格ならびに価格および純資産価額の公表」の「希薄化防止メカニズム」に概要が記載されるとおり、大量の正味の申込みまたは買戻しにより発生する、サブ・ファンドの投資証券1口当たり純資産価格に対する取引費用の影響を緩和するために、希薄化防止メカニズムを適用すること。
3. 「純資産価額の計算の停止ならびに投資証券の発行、配分、転換、償還および買戻しの停止」に概要が記載されるとおり、取締役会と協議した上で、書面決議を通じて、サブ・ファンドの投資証券1口当たり純資産価格の決定を停止することを宣言すること。
4. 現物での譲渡を受諾すること、および/または、付属書類1「一般的な投資制限」に記載されるとおり、純資産価額の10%を上限として当座貸越を利用すること。

リスク監視システム

カウンターパーティー・リスク、市場リスク、流動性リスク、集中リスクおよびオペレーショナル・リスクを含む様々な分野のリスクを監視するために、適切なツールおよびシステムが使用されている。

カウンターパーティーの承認手続き

カウンターパーティーの選定および承認ならびに様々なカウンターパーティーに対するエクスポージャーの監視を行うために、体系的な手続きが実施されている。

投資違反の報告

投資違反が生じた場合、必要な措置が講じられるようにするために、関連する当事者に対する通知を行うために、管理会社を頂点とする「上申(エスカレーション)方式」が開始される。

<ファンドのリスク管理>

ファンドのリスクの程度を監視および測定するため、コミットメント・アプローチが用いられる。

- c. 本投資法人が将来にわたって営業活動を継続するにあたり重要な疑義を生じさせるような事象または状況、その他本投資法人の経営に重要な影響を及ぼす事象は、本書提出日現在、存在しない。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

a. 海外における申込手数料

販売会社または副販売者によりその裁量で、投資証券クラスへの申込時に販売手数料が徴収される場合がある。

最大販売手数料は下表のとおりとし、投資証券1口当たり純資産価格(または、適用ある場合、調整後投資証券1口当たり純資産価格)に対して請求される。

販売会社および副販売者は、投資証券の購入申込みに対する販売手数料の全部または一部を放棄する権利を留保する。管理会社は販売手数料を徴収しない。

種別	最大販売手数料(%)
債権	3.10

b. 日本国内における申込手数料

日本における販売手数料は、申込価額に加えて、申込価額の1.65%(税抜き1.50%)を上限とする。

(2)【買戻し手数料】

a. 海外における買戻し手数料

海外において買戻し手数料は徴収されない。

b. 日本国内における買戻し手数料

日本において買戻し手数料は徴収されない。

(3)【管理報酬等】

継続手数料

投資証券クラス毎に、継続手数料が課される場合がある。

本投資法人は、これらの手数料の支払いにあたり、第一に利息収益を充当し、第二にその他の収益を充当する。当該手数料が当該投資証券クラスの受取利息およびその他の収益を超過する場合、当該超過額は当該投資証券クラスの資本から支払われる。

継続手数料(以下「OCFという。’)は、特定の年度について、投資証券クラスの平均純資産総額に対する比率として定義される。OCFは、<https://www.assetmanagement.hsbc.co.uk/en/institutional-investor/funds> から入手可能な投資者向け重要事項説明書において、各投資証券クラスにつき開示される。

継続手数料には、以下の4種類がある。

1. 管理報酬

2. 運営費用、管理事務代行費用およびサービス費用
3. 為替ヘッジ付投資証券クラス運用報酬
4. その他のUCITSおよび/またはその他の適格UCIの受益証券への投資の費用

管理報酬

管理会社は、以下に別段の規定がある場合を除き、各サブ・ファンドまたは投資証券クラスについて、その純資産総額に対する割合で計算される年次管理報酬（以下「管理報酬」という。）を本投資法人から受け取る権利を有する。

管理報酬は、本投資法人の関連するサブ・ファンドに関して管理会社、投資顧問会社および販売会社によって提供される投資運用、投資顧問および販売業務をカバーする。

管理報酬は、毎日発生し、英文目論見書に記載する料率で毎月後払いされる。

最大管理報酬は、下記のとおりである。

1. クラスE、I、J、L、MおよびN投資証券の最大料率は、3.5%とする。
2. 各サブ・ファンドに関して、クラスA、B、P、R、S、X、Y、YP、ZおよびZP投資証券の最大料率は、（表の下に別段の記載がない限り）英文目論見書に記載するとおりとする。
3. クラスW投資証券について、管理報酬は請求されない。

管理会社は、この報酬の中から、投資顧問会社および販売会社の報酬を支払う責任を負うものとし、また、かかる報酬の一部を、承認仲介業者または管理会社はその裁量で決定するその他の者に支払うことができる。

特定の状況において、管理会社は、いずれのサブ・ファンドについても、管理報酬の一部が本投資法人の資産の中から直接、かかるサービス提供者または特定された者に支払われるよう本投資法人に指示することができる。かかる場合、当該金額に応じて、管理会社に支払われる管理報酬は減額される。

運営費用、管理事務代行費用およびサービス費用

管理会社は、本投資法人から、本投資法人、そのサブ・ファンドまたは投資証券クラスの存続期間中に発生した一定の運営費用、管理事務代行費用およびサービス費用をカバーする報酬を受け取る権利を有する。

管理会社は、この報酬の中から、保管銀行、管理事務代行会社、登録・名義書換事務代行会社またはその他の任命された事業体に支払われる報酬および費用の支払いに対して責任を負う。

以下の一覧は、運営費用、管理事務代行費用およびサービス費用がカバーするサービスの種類を示しているが、すべてを網羅するものではない。

- ・ 管理会社の経費
- ・ 受託、預託および保管手数料
- ・ 名義書換、登録および支払代行報酬
- ・ 管理事務、所在地事務およびファンド会計業務
- ・ 本投資法人のために得た助言に関する弁護士費用
- ・ 監査報酬
- ・ 登録手数料
- ・ 年次税（ルクセンブルグの年次申込税）
- ・ 上場手数料（該当する場合）
- ・ 本投資法人の取締役の報酬
- ・ 文書作成費用 - サブ・ファンドが販売登録されている市場において、現地の規制に従い投資主に対し直接または仲介業者を通じて投資主に提供される英文目論見書、投資者向け重要事項説

明書、年次報告書、半期報告書および現地の規制に基づき必要なその他の募集書類を含む(ただし、これらに限定されない。)文書の作成、印刷、翻訳および配布費用

- ・ 当初登録手数料を含む、現行および新規のサブ・ファンドの設立費用は、当該サブ・ファンドの設立日から5年を超えない期間に亘り償却することができる。
- ・ 法令により随時要求される本投資法人、その投資対象および投資主に関するデータの収集、報告および公表に関連する費用
- ・ ファンドのパフォーマンス・データの公表に関し第三者ベンダーにより請求される手数料
- ・ 金融指数使用許諾料
- ・ 本投資法人が特に請求した場合、独立した第三者から入手されるサブ・ファンドの経費データ分析に関して請求される手数料
- ・ 本投資法人のための業界団体費用

サブ・ファンドの運営費用、管理事務代行費用およびサービス費用の変動から投資主を保護するために、本投資法人は、管理会社との間で、運営費用、管理事務代行費用およびサービス費用に充てるために請求される報酬を、通常、各サブ・ファンドおよび/またはクラスについて、英文目論見書に定める当該サブ・ファンドおよび/または当該クラスの純資産総額に対する固定の年率に設定することに合意している。当該年率を超える費用の超過分は、管理会社またはその関連会社により直接負担され、管理会社またはその関連会社は、同等に余剰分を留保することができる。

上記の手数料体系に対する例外は、各サブ・ファンドおよび/またはクラスについて、英文目論見書に記載されている。英文目論見書は、運営費用、管理事務代行費用およびサービス費用が、当該投資証券クラスの純資産総額の最大年率を上限として実費ベースで支払われる投資証券クラスについて詳述している。この場合、本投資法人が直接費用を支払うため、継続手数料は、各投資証券クラスによって異なる。

当該費用は毎日発生し、毎月後払いされる。発生済の金額は、四半期毎にレビューされる。その際には、前12か月の費用を当初基準として用いるが、必要な場合には修正される。

運営費用、管理事務代行費用およびサービス費用のために支払われた実際のコストは、本投資法人の半期報告書および年次報告書に記載される。

クラスW投資証券について、運営費用、管理事務代行費用およびサービス費用は請求されない。当該クラス投資証券に配分されるすべての報酬および手数料は、HSBCグループの構成企業または関連事業体によって直接支払われる。

その他のUCITSおよび/またはその他の適格UCIの受益証券への投資の費用

これらは、その他のUCITSおよび/またはその他の適格UCIの受益証券または投資証券の保有に関連する費用(継続的な費用および1度限りの費用(例えば、申込手数料および/または買戻手数料)を含む。)である。これらの支払いは、特定のUCITSおよび/またはその他の適格UCIの目論見書に記載される支払スケジュールに従って行われる。

本投資法人が、管理会社自身により、または管理会社と共通の経営もしくは支配または資本もしくは議決権の10%超の直接的または間接的な保有により結ばれている会社によって直接的または間接的に管理されているUCITSおよび/またはその他の適格UCIの受益証券もしくは投資証券に投資する場合には、本投資法人と、本投資法人が投資するUCITSおよび/またはその他の適格UCIの間で、管理報酬、申込手数料または買戻手数料の二重請求はないものとする。ただし、本投資法人がHSBCユーシッツ・イーティーエフ・ピーエルシーの投資証券に投資する場合には、いずれのサブ・ファンドについても管理報酬が二重に請求される場合がある。関連するサブ・ファンドおよびHSBCユーシッツ・イーティーエフ・ピーエルシーに対して請求される管理報酬の最大合計額は、本投資法人の年次報告書に開示される。

上記以外の状況において、前項に記載するサブ・ファンドのUCITSおよびその他の適格UCIへの投資が当該サブ・ファンドの資産の重要部分を構成する場合には、当該サブ・ファンド自身ならびに該当するその他のUCITSおよび/またはその他の適格UCIに請求される管理報酬の合計額(もしあれば、成功報酬を除く。)は、関連する資産の3%を超えないものとする。本投資法人は、該当する場合には、本投資法人のために割戻しを交渉することにより、管理手数料の重複を減少させるべく努力する。

本投資法人は、年次報告書において、関連するサブ・ファンドならびに当該サブ・ファンドが関連する期間中に投資したUCITSおよびその他の適格UCIの両方に対して請求された管理報酬の合計額を記載する。

<サブ・ファンドの報酬および費用>

クラス投資証券	A
管理報酬(%)	0.90
運営費用、管理事務代行費用およびサービス費用(%)	0.25

(4)【その他の手数料等】

その他の手数料等は、本投資法人または関連する投資証券クラス/サブ・ファンドにより負担される上記以外の費用である。これらは、投資証券クラスに提供されるサービスに応じて、本投資法人により支払われる。その他の手数料等は、投資者向け重要事項説明書に記載されるOCFまたは運営費用、管理事務代行費用およびサービス費用には含まれない。

その他の手数料等は以下から構成されるが、これらに限定されない。

1. 本投資法人の原資産の売買に関連する関税、税金および取引費用
2. 仲介手数料およびコミッション
3. 借入金の利息および借入交渉の際に発生した銀行手数料
4. 訴訟費用
5. 臨時費用またはその他の予測不能な手数料

(注)すべての取引は、適用ある規制要件に従い、本投資法人の最良執行方針に従って実行される。本投資法人の取引は、管理会社、投資顧問会社またはそれらの関連当事者によって実行される場合がある。本投資法人、投資顧問会社およびそれらの関連当事者は、ブローカーまたはディーラーから現金またはその他の割戻しを受けることはないが、かかるコミッションを発生させる取引が適用ある法令を厳格に遵守して誠実に行われる限り、本投資法人にとって明白な利益となるサービス(例え

ば、リサーチ)の提供のために、ソフト・コミッションに関する取決めまたはコミッション・シェアリング契約を締結する場合がある。

(5) 【課税上の取扱い】

日本の投資主に対する課税

本書の日付現在、日本の投資主に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

- (1) 投資証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- (2) ファンドの投資証券への投資に対する課税については、他の上場外国株式において受領する所得に対するものと同じ取扱いとなる。なお、ファンドのクラスAC投資証券およびクラスAM2投資証券は、ルクセンブルグ証券取引所に上場されている。
- (3) 日本の個人投資主についてのファンドの分配金は、国内における支払いの取扱者を通じて支払いを受ける場合、上場株式等(租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下同じ。)に係る配当課税の対象とされ、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)の税率による源泉徴収が行われる(2038年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%)の税率となる。)
日本の個人投資主は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることができるが(申告分離課税を選択した場合の税率は、源泉徴収税率と同一である。)、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。
申告分離課税を選択した場合または源泉徴収選択口座へ受け入れたファンドの分配金について、上場株式等の譲渡損失(繰越損失を含む。)との損益通算が可能である。
- (4) 日本の法人投資主については、国内における支払いの取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金に対して、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が行われる(2038年1月1日以後は15%の税率となる。)

- (5) 日本の個人投資主が、投資証券を買戻し請求等により発行会社に譲渡した場合は、その対価が発行会社の税務上の資本金等に相当する金額を超えるときは、当該超える部分の金額はみなし配当として上記(3)における分配金と同様の課税関係が適用される。対価からみなし配当額を控除した金額は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、投資証券の譲渡損益(譲渡価額(みなし配当額を除く。))から取得価額等を控除した金額(邦貨換算額)をいう。以下同じ。)に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)の税率による源泉徴収が行われる(2038年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%)の税率となる。)。投資証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合、申告分離課税の対象となり、その場合の税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。申告分離課税を選択した場合、損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

- (6) 日本の個人投資主についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

(注)日本の投資主は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ルクセンブルグに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、ファンドの投資証券への投資に対しルクセンブルグ税務当局により課税されることは一切ない。

なお、税制等の変更により上記記載の取扱いは変更されることがある。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

ルクセンブルグ

以下の要約は、英文目論見書の日付時点で有効な法律および慣行に関する本投資法人の理解に基づいている。

投資主は、税務目的上、様々な法域の居住者であるため、英文目論見書においては、投資証券の申込み、購入、保有、交換、売却および買戻しを行う投資主に適用される可能性のあるあらゆる法域の税務上の影響を要約することは試みられてない。これらの影響は、関連する投資主の市民権、居住地、住所地または設立地の国で有効な法律および慣行ならびに個人的状況によって異なる。したがって、いかなる投資主も、投資証券への投資による税務上の影響を判断する際には、以下のガイダンスにのみ依拠すべきではない。

投資主または投資主になろうとする者は、自身の市民権、居住地または住所地に関連する国の法律および個人的状況に照らして、投資証券の申込み、購入、保有、交換、売却または買戻しがもたらす可能性のある税務上の影響について自ら情報を入手し、為替管理またはそれらに関連するその他の法的制限について適切な専門家の助言を受ける責任を負う。また、投資主および投資主になろうとする者は、課税水準および課税基準ならびに税務当局の慣行が変更される可能性があること、ならびにかかる変更が国によっては遡及効果を有する可能性があることを念頭に置くべきである。

一般

多くの市場において、本投資法人は、外国投資ファンドとして、当該市場における投資証券および有価証券の保有から実現する投資リターンに関して、(源泉徴収または直接課税により)収益および利得に対する還付不能な税金が課される可能性がある。本投資法人は、投資リターンに対する現地課税の影響を最小化し、投資主のために最良のリターンを得るために、実務上可能な場合、関連する二重課税防止条約および関係国の国内法に基づき請求を行う。当該請求は、当該国の税務当局による関連法規定の解釈および適用に関して、本投資法人の預託機関、外部顧問およびその他の情報源から入手可能な情報を踏まえて、当該請求の有効性に関する本投資法人の理解に基づいて行われる。

本投資法人は、キャピタル・ゲインに対する税金が発生する可能性が高いと判断した場合、当該日現在において本投資法人が入手可能な助言および情報を踏まえて、キャピタル・ゲインに対する税金の引当てを行うよう努める。ただし、いずれの引当金も最終的な負債をカバーするには不十分であるか、または過剰である可能性がある。

本投資法人は、その時点の税法および税務慣行を考慮し、合理的な努力に基づいて税制上の優遇措置を求め、税務会計を行う。本投資法人が登録、販売または投資を行う国における税法または税務慣行の変更は、影響を受ける国における本投資法人の投資対象の価値に影響を及ぼす可能性がある。特に、特定の国の立法府または税務当局によって税法または税務慣行への遡及の変更が適用される場合、影響を受けるサブ・ファンドの現在の投資主に損失が生じる可能性がある。本投資法人は、特定の市場において保有する投資対象によるリターンの税務ポジションまたは特定の市場または国における遡及的な課税評価のリスクについて、いかなる保証も行わない。

投資者および潜在的投資家は、「3 投資リスク a. リスク要因 一般的なリスクに関する勘案事項」の「新興国市場」の項に留意し、「投資主に対する課税」の外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)に関する情報も参照すべきである。

本投資法人およびその投資対象に対する課税

ルクセンブルグ大公国

本投資法人は、その収益、利益または利得について、ルクセンブルグの課税対象とならない。

本投資法人は、ルクセンブルグ大公国の富裕税の対象ではない。本投資法人の投資証券の発行に際しては、ルクセンブルグの印紙税、資本税またはその他の税金は課されない。

本投資法人が行う分配ならびに清算手数料およびこれにより得られるキャピタル・ゲインは、ルクセンブルグ大公国の源泉徴収税または付加価値税の対象ではない。ただし、サブ・ファンドは、原則として、関連する四半期末の純資産価額に基づき年率0.05%の税率で課され、四半期毎に計算され、支払われる申込税(taxe d'abonnement)の対象となっている。ただし、2010年法第175条第b)項を

損なうことなく、2017年6月14日付欧州議会および欧州理事会規則(EU)2017/1131(以下「規則(EU)2017/1131」という。)に従い、マネー・マーケット・ファンドとして認可されたサブ・ファンドには、年率0.01%の軽減申込税率が適用される。また、サブ・ファンドまたは投資証券クラスが2010年法第174条の意味の範囲内における一または複数の機関投資家(以下「機関投資家」という。)のみにより保有されていることを条件として、当該サブ・ファンドまたは投資証券クラスに対して年率0.01%の軽減申込税率が適用される。

2021年1月1日以降、認証を受けることを条件として、個別のサブ・ファンドの純資産のうち、タクソノミー規則第3条に定義される持続可能な経済活動(以下「持続可能な経済活動」という。)に投資されている部分(化石燃料ガスおよび/または原子力関連活動に投資されている個別のサブ・ファンドの純資産の部分を除く。)については、その割合に応じて、以下の一覧に記載する軽減申込税率が適用される。

軽減申込税率は、以下のとおりとなる。

- ・サブ・ファンドの純資産総額の5%以上が持続可能な経済活動に投資されている場合は0.04%
 - ・サブ・ファンドの純資産総額の20%以上が持続可能な経済活動に投資されている場合は0.03%
 - ・サブ・ファンドの純資産総額の35%以上が持続可能な経済活動に投資されている場合は0.02%
 - ・サブ・ファンドの純資産総額の50%以上が持続可能な経済活動に投資されている場合は0.01%
- 上記の申込税率は、持続可能な経済活動に投資されている純資産のみに適用される。

以下については、申込税の免除が適用される。

1. サブ・ファンドの資産のうち、ルクセンブルグの投資ファンドまたはそのサブ・ファンドに投資される(比例按分)部分(ただし、当該投資ファンドが申込税の対象となっている範囲に限る。)
2. 以下に該当するサブ・ファンド。() その有価証券が機関投資家のみによって保有されており、() 規則(EU)2017/1131に従い短期マネー・マーケット・ファンドとして認可されており、かつ、() 公認格付機関から最高の格付を得ているもの。上記() および() を満たす関連するサブ・ファンドにおいて、複数の投資証券クラスが発行されている場合には、上記() を満たす投資証券クラスのみが当該免除の対象となる。
3. その有価証券が以下の者のために留保されているサブ・ファンド。() 従業員の利益のために、一または複数の雇用主の主導により設立された企業退職年金のための機関または類似の投資ピークル、() 一または複数の雇用主が従業員に退職金を提供するために保有資金を投資している企業、および() 汎欧州個人年金商品(PEPP)に関する欧州議会および欧州理事会2019年6月20日付規則(EU)2019/1238に基づいて設立された汎欧州個人年金商品の文脈における貯蓄者。
4. ミクロファイナンス機関への投資を主要目的とするサブ・ファンド
5. () その有価証券が証券取引所において上場または取引されており、かつ() 一または複数の指数の運用成績に連動させることを唯一の目的とするサブ・ファンド。上記() を満たす関連するサブ・ファンドにおいて複数の投資証券クラスが発行されている場合、上記() を満たす投資証券クラスのみが当該免除の対象となる。

本投資法人は、仕入付加価値税の控除権のない付加価値税の課税対象者とみなされる。ルクセンブルグにおいては、ファンド運用サービスとして適格であるサービスに対して、付加価値税の免除が適用される。海外から本投資法人に提供されるその他のサービスについては、付加価値税の自己申告が必要となる可能性がある。

源泉徴収税

一般

本投資法人が受領する収益(特に利息および配当)は、本投資法人の資産が投資される国において還付不能な源泉徴収税または関連税の対象となる場合がある。本投資法人は、さらに、その資産の実現または未実現の資本増価について、源泉国の税金の対象となる場合がある。本投資法人は、ルクセンブルグ大公国により締結された二重課税防止条約の恩恵を受けることができる場合があり、これには、源泉徴収税の免除または源泉徴収税率の引き下げが規定される場合がある。

投資主に対する課税

投資予定者は、自らが服する法域の関連法律に基づき、投資証券の取得、保有、買戻し、譲渡、売却または転換がもたらす影響(税務上の影響および為替管理要件を含む。)につき、専門アドバイザーに確認すべきである。

これらの影響は、投資主の市民権、居住地、住所地または設立地の法律および慣行ならびに個人的状況によって異なる。

投資予定者は、課税水準および課税基準が変更される可能性があることを念頭に置くべきである。

自動的情報交換

外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)

米国追加雇用促進法の外国口座税務コンプライアンスに関する規定(以下「FATCA」という。)により、一般に、米国を源泉とする特定の収益(その他の種類の収益のうち、配当および利息を含む。)および資産の売却その他の処分の純手取金に関して、米国連邦報告および源泉徴収税制度が課されている。当該規則は、特定米国人による特定の非米国口座および非米国事業体の直接的および間接的な所有が米国内国歳入庁へ報告されることを義務付けることを意図するものである。要求される特定の情報を提供しない場合、30%の源泉徴収税制度が適用される可能性がある。

2014年3月28日、ルクセンブルグ大公国は、FATCAの遵守および報告を促進するために、アメリカ合衆国との間でモデル1に従った政府間協定(以下「IGA」という。)および関連する覚書を調印した。IGAは、2015年7月24日法(その後の修正を含む。)を介してルクセンブルグの法律に組み入れられた。IGAの条件に基づき、本投資法人は、米国の投資者(特定のパッシブ投資会社を通じて保有される間接的投資を含む。)およびFATCAを遵守していない非米国金融機関に関する一定の情報をルクセンブルグの税務当局に報告することが求められる。当該情報は、さらに、ルクセンブルグ財務当局により米国内国歳入庁に報告される。

本投資法人は、IGAおよびIGAをルクセンブルグの法律の下で施行するためのルクセンブルグの2015年7月24日法の条件を遵守することを意図している。したがって、本投資法人は、適合金融機関として取扱われる予定であり、本投資法人に対してなされる支払いに対してFATCA源泉徴収税が適用されることは想定していない。

投資者(または投資者が仲介業者を通じて本投資法人の持分を有する場合は仲介業者が、本投資法人、その代理人または授権された代表者に対し、本投資法人のFATCA遵守のために要求される真正、完全かつ正確な情報を提供しない場合、当該投資者に本来分配されるべき金額に源泉徴収税が課されるか、その投資証券の売却を余儀なくされるか、または一定の状況において、(法律上許容される場合)投資者の投資証券が強制的に売却される場合がある。本投資法人は、その裁量により、FATCAを遵守するために本投資法人が適切または必要と考えるあらゆる措置を講じるために、投資者の同意なしに補足的な契約を締結することができる。

本投資法人の投資主は、自身の状況に応じたFATCAの要件に関して、税務顧問の助言を得るべきである。特に、仲介機関を通じて投資証券を保有する投資主は、かかる仲介機関がFATCAを遵守する意図があるか確認すべきである。いずれの場合においても、本投資法人の投資主および潜在的投資家は、本投資法人または管理会社は、ルクセンブルグの税務当局に対して当該投資者に関連する特定の機密情報を開示することを要求される場合があり、また、ルクセンブルグの税務当局が内国歳入庁との間でかかる情報を自動的に交換することを要求される場合があることに留意し、これを認識すべきである。

本投資法人は、FATCA源泉徴収税の課税を回避するために、本投資法人に課せられる義務を充足するよう試みるが、本投資法人がこれらの義務を充足することができる保証はない。本投資法人がFATCA制度により源泉徴収税の対象となった場合には、投資主が保有する投資証券の価値に重大な損失が生じる可能性がある。

共通報告基準に基づく報告

OECDは、課税分野における金融口座情報の自動的情報交換のための世界基準（共通報告基準、以下「CRS」という。）等を策定した。2014年12月9日、課税分野における強制的な自動情報交換に関する指令2011/16/EUを改正する理事会指令2014/107/EU（以下「ユーロ-CRS指令」という。）が、加盟国間でCRSを実施するために採択された。

ユーロ-CRS指令は、課税分野における金融口座情報の自動的交換に関する2015年12月18日法（以下「CRS法」という。）により、ルクセンブルグの法律の下で施行された。

CRS法に従い、ルクセンブルグの金融機関は、金融資産の保有者の身元確認を行い、かつ、当該保有者が、ルクセンブルグとの間で税務情報共有協定を締結している国の税務上の居住者であるか否かを確証することが義務付けられている。したがって、本投資法人は、当該投資主のCRSステータスを確認するために、その投資者に対し、金融口座保有者（一定の事業体およびその支配者を含む。）の身元および税務上の居住国に関連する情報を提供するように求めることができる。CRS関連の質問への回答は必須事項である。取得された個人データは、CRS法の目的のために、またはルクセンブルグのデータ保護法を遵守して、英文目論見書の「データ保護」の項に記載されるその他の目的のために使用される。投資主およびその口座に関する情報は、ルクセンブルグの税務当局（Administration des Contributions Directes）に報告される。その後、当該口座がCRS法に基づきCRS報告対象口座であるとみなされる場合、当該情報は、ルクセンブルグの税務当局により、年次ベースで、管轄権を有する外国の税務当局に自動的に転送される。

転送される情報は、主に以下のとおりである。

- ・ 各報告対象者の氏名、住所、納税者識別番号、居住国ならび生年月日および出生地
- ・ 登録番号
- ・ 登録残高または価値
- ・ 売却手取金を含む計上されたキャピタル・ゲイン

さらに、ルクセンブルグは、CRSに基づき自動的情報交換を行うために、OECDの多国間協定（以下「多国間協定」という。）に調印した。多国間協定は、非加盟国との間でCRSを実施することを目的としたものであり、国ごとに協定を結ぶことが要求される。

本投資法人は、提供された、または提供されなかった情報がCRS法に基づく要件を満たさない場合には、投資証券の申込みを拒否する権利を留保している。

上記は現時点での解釈に基づく要約に過ぎず、あらゆる点において完全であることを意図するものではない。上記は投資または税務に関する助言を構成するものではないため、投資者および投資予定者は、自身に及ぼす詳しい影響について、自身の財務顧問または税務顧問に助言を求めるべきである。

DAC6

2018年5月25日、EU理事会は、行き過ぎたタックスプランニングに関連する可能性のある取引に参与する当事者を報告する義務を課す指令（課税分野における強制的な自動情報交換に関する指令2011/16/EUを改正する指令2018/822）を採択した（以下「DAC6」という。）。DAC6は、ルクセンブルグにおいて、2020年3月25日法（以下「DAC6法」という。）により施行された。

具体的に言えば、当該報告義務は、DAC6法に定められる「ホールマーク」のうち一つ以上に該当する（一定の場合、主要便益テストと組み合わせて適用される。）クロスボーダー・アレンジメント（以下「報告対象アレンジメント」という。）に適用される。

報告対象アレンジメントの場合、報告すべき情報には、とりわけ、全ての関連納税者および仲介業者の名称ならびに報告対象アレンジメントの概要、報告対象アレンジメントの価値および報告対象アレンジメントに係る可能性のある加盟国の識別が含まれる。

報告義務は、主に、報告対象アレンジメントの設計、マーケティングまたは組成を行う者またはこれに関して支援もしくは助言を提供する者(いわゆる「仲介業者」)にある。ただし、場合によっては、納税者自身が報告義務の対象となることもあり得る。

報告された情報は、すべての加盟国の税務当局間で自動的に交換される。

DAC6法の広範な適用範囲に照らして、本投資法人が行う取引は、DAC6法の適用範囲に該当する場合があります。したがって報告対象となる可能性がある。

投資者は、CRSおよびDAC6の実施に関して生じ得る税務上その他の影響について、自身の専門アドバイザーに相談すべきである。

ルクセンブルグ

課税上の取扱いは、投資主が個人であるか法人であるかによって異なる。

ルクセンブルグ大公国の税務上の居住者でない、もしくは居住者であったことのない個人、または投資証券が帰属するルクセンブルグ大公国に恒久的施設を維持しない、もしくは恒久的代表者を有しない集団事業体については、本投資証券の処分により実現したキャピタル・ゲインおよび本投資法人から受領した分配金はルクセンブルグ税の課税対象とはならず、投資証券は富裕税の課税対象とはならない。

必要に応じて、投資者または投資者になろうとする者は、本投資法人の投資証券の購入、保有、譲渡または売却が、それぞれの市民権、居住地または住所地の国の法律のもとで生じ得る税務上その他の影響について、自身の専門アドバイザーに相談すべきである。

香港特別行政区

2018年内国歳入条例(ファンドに対する法人税免除)(改正)に基づき、香港特別行政区の居住者が単独で、もしくはその関係者と共同で、免税ファンドの受益持分の30%以上を保有する場合、または免税ファンドが香港特別行政区の居住者である投資者の関係者である場合において、当該香港特別行政区の居住者がその持分(以下「関連持分」という。)を保有する場合に適用されるみなし規定が存在する。みなし規定に基づき、香港特別行政区の居住者である投資主は、ファンドが稼得した香港特別行政区を源泉とする利益のうち、香港特別行政区の居住者である投資主の関連持分に相当する割合に関して、香港特別行政区から課税利益を得たとみなされる。本投資法人が善意で広く保有されている場合、みなし規定は適用されない。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

(HSBC グローバル・インベストメント・ファンド - グローバル・インベストメント・グレード・セキュリタイズド・クレジット・ボンド)

(2025年10月末日現在)

資産の種類	国・地域名	時価合計(米ドル)	投資比率(%)	
			対資産総額	対純資産総額
アセット・ バック証券	アイルランド	1,259,143,936	24.89	26.05
	米国	1,243,016,256	24.57	25.71
	ケイマン諸島	825,703,068	16.32	17.08
	英国	473,569,376	9.36	9.80
	オーストラリア	392,346,358	7.76	8.12
	チャンネル諸島	374,986,458	7.41	7.76
	ルクセンブルグ	52,845,611	1.04	1.09
	オランダ	30,089,499	0.59	0.62
	フランス	25,560,797	0.51	0.53
小計		4,677,261,358	92.46	96.75
集団投資 スキーム持分	アイルランド	194,505,992	3.84	4.02
小計		194,505,992	3.84	4.02
国債	米国	79,991,483	1.58	1.65
小計		79,991,483	1.58	1.65
社債	米国	12,088,165	0.24	0.25
	ケイマン諸島	10,186,951	0.20	0.21
	英国	1,651,721	0.03	0.03
小計		23,926,836	0.47	0.49
ポートフォリオ合計		4,975,685,669	98.36	102.92
現金・その他資産		83,117,588	1.64	1.72
資産総額		5,058,803,257	100.00	104.64
負債総額		224,431,768	4.44	4.64
合計 (純資産総額)		4,834,371,489 (約744,977百万円)	95.56	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの資産総額または純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(HSBC グローバル・インベストメント・ファンド - グローバル・インベストメント・グレード・セキュリタイズド・クレジット・ボンド)

(2025年10月末日現在)

順位	銘柄	発行地	種類	利率 (%)	満期 (年/月/日)	数量	取得金額 (米ドル)	時価 (米ドル)	投資 比率 (%)
1	FHR 5536	米国	住宅ローン 担保証券	5.48	2055/2/25	48,180,700	50,000,000	48,459,917	0.958
2	FHR 5549	米国	住宅ローン 担保証券	5.68	2053/5/25	46,798,750	50,000,000	47,175,274	0.933
3	VDCDE 2025-1X	ドイツ	事業証券	4.29	2029/12/28	38,088,600	33,000,000	38,842,297	0.768
4	CHASE 2025-3	米国	住宅ローン 担保証券	5.50	2041/12/25	38,573,236	43,000,000	38,828,167	0.768
5	CHASE 2025-10	米国	住宅ローン 担保証券	5.50	2039/4/25	36,530,196	37,398,400	36,682,027	0.725
6	FNR 2024-26	米国	住宅ローン 担保証券	5.43	2054/3/25	36,295,854	45,034,424	36,448,754	0.721
7	FHR 5516	米国	住宅ローン 担保証券	5.61	2054/7/25	35,361,720	40,000,000	35,665,902	0.705
8	LMLOG 1X	汎ヨーロッパ	商業不動産 担保証券	2.78	2026/8/17	35,581,932	31,398,000	35,571,258	0.703
9	BAYPK 2023-1A	米国	ローン担保証券	5.61	2028/1/20	35,000,000	35,000,000	35,156,083	0.695
10	VDCUK 2024-1X	英国	事業証券	6.17	2027/12/28	33,802,733	25,728,000	34,771,925	0.687
11	PLRS 2024-1	英国	住宅ローン 担保証券	5.01	2028/2/28	33,712,956	36,924,000	33,868,124	0.669
12	CHASE 2025-2	米国	住宅ローン 担保証券	6.00	2032/4/25	33,015,791	38,500,000	33,678,866	0.666
13	FHR 5499	米国	住宅ローン 担保証券	5.68	2055/3/25	31,451,560	40,000,000	31,748,136	0.628
14	CHASE 2024-11	米国	住宅ローン 担保証券	6.00	2031/11/25	31,154,448	39,000,000	31,692,149	0.626
15	ORDE 2025-1	オーストラリア	住宅ローン 担保証券	4.66	2029/3/13	30,045,751	50,000,000	30,162,328	0.596
16	MTHPR 2024-2	オーストラリア	住宅ローン 担保証券	4.61	2028/11/13	29,854,888	50,000,000	29,983,861	0.593
17	PROG 2023-SFR2	米国	住宅ローン 担保証券	4.50	2028/4/17	29,470,500	29,500,000	29,412,811	0.581
18	CHASE 2025-1	米国	住宅ローン 担保証券	6.00	2032/2/25	28,073,410	34,700,000	28,476,657	0.563
19	JPMCC 2016-NINE	米国	商業不動産 担保証券	2.85	2026/9/6	28,638,000	28,638,000	28,184,849	0.557
20	IP 2025-IP	米国	商業不動産 担保証券	5.25	2030/6/10	27,500,000	27,500,000	27,945,137	0.552
21	AGL 2025-38A	米国	ローン担保証券	5.36	2029/1/22	28,000,000	28,000,000	27,930,140	0.552
22	PERMM 2024-1X	英国	住宅ローン 担保証券	4.54	2029/1/16	27,614,499	21,018,000	27,651,917	0.547
23	AGL 2024-37A	米国	ローン担保証券	5.10	2029/4/23	27,500,000	27,500,000	27,513,778	0.544
24	AQUE 2022-7X	汎ヨーロッパ	ローン担保証券	3.29	2028/3/15	27,469,960	23,800,000	27,490,266	0.543
25	JUBIL 2025-31X	汎ヨーロッパ	ローン担保証券	3.90	2029/4/25	27,195,260	23,562,000	27,186,746	0.537
26	FNR 2025-13	米国	住宅ローン 担保証券	5.48	2053/12/25	26,448,780	30,000,000	26,600,019	0.526
27	APID 2023-43A	米国	ローン担保証券	5.54	2029/7/25	26,250,000	26,250,000	26,433,750	0.523
28	FHR 5517	米国	住宅ローン 担保証券	5.53	2054/2/25	25,992,627	29,500,000	26,172,548	0.517
29	TAURS 2021-UK1X	英国	商業不動産 担保証券	4.84	2026/5/18	25,323,720	19,416,000	25,317,010	0.500
30	FHR 5537	米国	住宅ローン 担保証券	5.48	2054/10/25	25,228,578	27,700,000	25,291,950	0.500

【投資不動産物件】

該当事項なし(2025年10月末日現在)。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項なし(2025年10月末日現在)。

（３）【運用実績】

【純資産等の推移】

（HSBC グローバル・インベストメント・ファンド - グローバル・インベストメント・グレード・セキュリタイズド・クレジット・ボンド）

	資産総額		純資産総額		1口当たり純資産価格 （クラスAC投資証券）		1口当たり純資産価格 （クラスAM2投資証券）	
	米ドル	百万円	米ドル	百万円	米ドル	円	米ドル	円
2019年3月末日に 終了する会計年度末	554,481,902	85,446	542,875,418	83,657	10.18	1,569	9.92	1,529
2020年3月末日に 終了する会計年度末	973,923,260	150,082	932,447,372	143,690	9.67	1,490	9.16	1,412
2021年3月末日に 終了する会計年度末	1,604,551,461	247,261	1,361,746,576	209,845	10.53	1,623	9.78	1,507
2022年3月末日に 終了する会計年度末	2,363,041,699	364,145	1,585,352,570	244,303	10.38	1,600	9.51	1,465
2023年3月末日に 終了する会計年度末	1,316,281,360	202,839	1,289,266,469	198,676	10.44	1,609	9.18	1,415
2024年3月末日に 終了する会計年度末	2,000,810,319	308,325	1,923,537,811	296,417	11.27	1,737	9.28	1,430
2025年3月末日に 終了する会計年度末	4,229,904,039	651,828	4,056,362,044	625,085	11.96	1,843	9.22	1,421
2024年11月末日	2,932,916,583	451,962	2,872,585,665	442,665	11.75	1,811	9.26	1,427
12月末日	3,199,518,503	493,046	3,041,226,355	468,653	11.78	1,815	9.23	1,422
2025年1月末日	3,561,199,594	548,781	3,458,152,130	532,901	11.86	1,828	9.24	1,424
2月末日	3,955,755,862	609,582	3,771,874,708	581,246	11.92	1,837	9.24	1,424
3月末日	4,226,244,107	651,264	4,056,362,044	625,085	11.94	1,840	9.21	1,419
4月末日	4,403,517,481	678,582	4,192,486,744	646,062	11.94	1,840	9.15	1,410
5月末日	4,667,320,711	719,234	4,420,260,785	681,162	12.02	1,852	9.17	1,413
6月末日	4,766,603,357	734,534	4,602,120,165	709,187	12.09	1,863	9.17	1,413
7月末日	4,810,550,557	741,306	4,547,579,925	700,782	12.15	1,872	9.17	1,413
8月末日	4,949,677,690	762,745	4,682,940,853	721,641	12.22	1,883	9.17	1,413
9月末日	4,774,059,428	735,683	4,672,735,033	720,068	12.27	1,891	9.17	1,413
10月末日	5,058,803,257	779,562	4,834,371,489	744,977	12.30	1,895	9.15	1,410

（注1）HSBC グローバル・インベストメント・ファンド - グローバル・インベストメント・グレード・セキュリタイズド・クレジット・ボンドのクラスAC投資証券およびクラスAM2投資証券は、2018年5月29日に運用を開始した。

（注2）会計年度末の資産総額は財務諸表を作成する目的で調整した数字のため、各月末の資産総額とは一致しないことがある。また、各月末の1口当たり純資産価格は、価格調整前の数字を記載している。

グローバル・インベストメント・グレード・セキュリタイズド・クレジット・ボンドのクラスAC投資証券およびクラスAM2投資証券は、ルクセンブルグ証券取引所に上場されている。

【分配の推移】

（HSBC グローバル・インベストメント・ファンド - グローバル・インベストメント・グレード・セキュリタイズド・クレジット・ボンド）

期間	分配総額 （米ドル）	1口当たりの分配金額 （クラスAC投資証券）		1口当たりの分配金額 （クラスAM2投資証券）	
		米ドル	円	米ドル	円
2019年3月末日に 終了する会計年度	1,702,841	該当事項なし	該当事項なし	0.259481	40
2020年3月末日に 終了する会計年度	14,650,594	該当事項なし	該当事項なし	0.279688	43

2021年3月末日に 終了する会計年度	9,788,040	該当事項なし	該当事項なし	0.203464	31
2022年3月末日に 終了する会計年度	15,907,538	該当事項なし	該当事項なし	0.139100	21
2023年3月末日に 終了する会計年度	31,544,210	該当事項なし	該当事項なし	0.364641	56
2024年3月末日に 終了する会計年度	70,011,383	該当事項なし	該当事項なし	0.610513	94
2025年3月末日に 終了する会計年度	135,700,526	該当事項なし	該当事項なし	0.612596	94

2025年10月末日前1年間における1口当たり分配金は以下のとおりである。

期間	分配総額 (米ドル)	1口当たりの分配金額 (クラスAC投資証券)		1口当たりの分配金額 (クラスAM2投資証券)	
		米ドル	円	米ドル	円
2024年11月1日から 2025年10月30日	154,575,169	該当事項なし	該当事項なし	0.581625	89

期間	1口当たりの分配金額 (クラスAC投資証券)		1口当たりの分配金額 (クラスAM2投資証券)	
	米ドル	円	米ドル	円
2024年11月末日	該当事項なし	該当事項なし	0.050282	5
12月末日	該当事項なし	該当事項なし	0.050222	5
2025年1月末日	該当事項なし	該当事項なし	0.050505	5
2月末日	該当事項なし	該当事項なし	0.050669	5
3月末日	該当事項なし	該当事項なし	0.050467	5
4月末日	該当事項なし	該当事項なし	0.050102	5
5月末日	該当事項なし	該当事項なし	0.050227	5
6月末日	該当事項なし	該当事項なし	0.050260	5
7月末日	該当事項なし	該当事項なし	0.044730	5
8月末日	該当事項なし	該当事項なし	0.044759	5
9月末日	該当事項なし	該当事項なし	0.044716	5
10月末日	該当事項なし	該当事項なし	0.044686	5

【自己資本利益率(収益率)の推移】

(HSBC グローバル・インベストメント・ファンド - グローバル・インベストメント・グレード・セキュリタイズド・クレジット・ボンド)

会計年度	自己資本利益率(収益率)(%)	
	(クラスAC投資証券)	(クラスAM2投資証券)
2019年3月末日に終了する会計年度	1.80	1.79
2020年3月末日に終了する会計年度	-4.72	-4.84
2021年3月末日に終了する会計年度	8.89	8.99
2022年3月末日に終了する会計年度	-1.42	-1.34
2023年3月末日に終了する会計年度	0.58	0.36
2024年3月末日に終了する会計年度	7.95	7.74
2025年3月末日に終了する会計年度	6.12	5.95

(注1) 自己資本利益率(収益率)(%) = (a - b) / b × 100

a = 会計年度末の1口当たり純資産価格(当該会計年度の分配金の合計金額を加えた額)

b = 当該会計年度末の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格(分配落の額)

ただし、最初の会計年度については、1口当たり当初発行価格(10米ドル)

(注2) HSBC グローバル・インベストメント・ファンド - グローバル・インベストメント・グレード・セキュリタイズド・クレジット・ボンドのクラスAC投資証券およびクラスAM2投資証券は、2018年5月29日に運用を開始した。

2024年11月1日から2025年10月末日までの1年間の自己資本利益率(収益率)は以下のとおりである。

期間	自己資本利益率(収益率)(%)	
	(クラスAC投資証券)	(クラスAM2投資証券)
2024年11月1日から2025年10月30日	5.22	5.09

(注) 収益率(%) = 100 × (a - b) / b

a = 2025年10月末日現在の1口当たり純資産価格(当該期間に支払われた分配金の合計額を加えた額)

b = 2024年10月末日現在の1口当たり純資産価格(分配落の額)

6【手続等の概要】

販売手続等

申込取扱場所（販売会社）

UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 丸の内永楽ビルディング

払込取扱場所

UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 丸の内永楽ビルディング

申込期間

2026年1月21日（水曜日）から2027年9月30日（木曜日）まで

日本においては、募集期間中の営業日で、また日本における販売会社の営業日ならびに日本の通常の銀行の営業日である日に申込みの取扱いが行われる。原則として、日本における販売会社の申込受付時間は午後4時までとする。日本における販売会社の営業日であっても、その営業日を含んで、またはその前後で、日本における銀行の休業日が連続する場合（ゴールデンウィーク、年末年始等）等、払込日までに保管受託銀行への払込みができない場合には、日本における販売会社が申込みを受け付けられない場合がある。詳細については、日本における販売会社に照会することができる。日本における販売会社または販売取扱会社は、「外国証券取引口座約款」を投資者に交付し、当該投資者から当該口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨の申込書の提出を受ける。販売の単位は、日本における販売会社が定める。

（注）申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新される。

払込期日

投資者は、約定日から起算して日本での4営業日目までに申込金額を日本における販売会社に支払うものとする（UBS SuMi TRUSTが投資家との間で別途取り決める場合を除く。）。

発行価格

関連する取引日における投資証券1口当たり純資産価格

（注）発行価格は、日本における販売会社に照会することができる。

申込手数料

日本国内における申込手数料は、以下を上限とする。

HSBC グローバル・インベストメント・ファンド

- グローバル・インベストメント・グレード・セキュリタイズド・クレジット・ボンド

クラスAC投資証券：申込価額の1.65%（税抜き1.50%）

クラスAM2投資証券：申込価額の1.65%（税抜き1.50%）

税率が変更された場合には、当該税率が適用される。具体的な手数料の金額または料率については日本における販売会社に照会することができる。

申込単位

詳細については日本における販売会社に照会のこと。クラスAC投資証券およびクラスAM2投資証券の当初最低申込額は5,000米ドルである。日本における販売会社は別途最低申込額を定める場合がある。

買戻し手続等

日本における受益者は、原則として、営業日かつ日本における販売会社の営業日かつ日本の通常の銀行の営業日に買戻請求をすることができる。買戻請求は、手数料なしで日本における販売会社を通じ、管理会社に対し行うことができる。原則として、日本における販売会社の買戻受付時間は午後4時までとする。ただし、日本における販売会社の営業日であっても、その営業日を含んで、またはその前

後で、日本における銀行の休業日が連続する場合(ゴールデンウィーク、年末年始等)等、日本における販売会社が買戻請求を受け付けられない場合がある。

投資証券1口当たりの買戻価格は、関連する取引日における投資証券1口当たり純資産価格である。買戻代金は、口座約款の定めるところに従い、日本における販売会社または販売取扱会社を通じて、買戻請求が行われた営業日後4営業日目に支払われる。買戻代金は円貨で支払われる場合、表示通貨との換算は裁量により日本における販売会社および販売取扱会社が決定するレートによるものとする。また、日本における販売会社または販売取扱会社が応じ得る場合は当該受益者の希望する通貨で支払うこともできる。投資証券の買戻しは原則として1口以上0.001口単位とする。

乗換え

日本における投資主は、自己の投資証券から本投資法人の他のサブ・ファンドまたは他のクラスの投資証券に乗換えを行うことができない。

なお、日本証券業協会の協会員である日本における販売会社は、ファンドの純資産が1億円未満となる等、同協会の定める外国証券取引に関する規則中の「外国投資証券の選別基準」に投資証券が適合しなくなったときは、投資証券の日本における販売を行うことができない。

7【管理及び運営の概要】

<p>1 資産管理等の概要</p> <p>(1) 資産の評価</p>	<p>管理会社は、本投資法人を代理して、またクラス/サブ・ファンドの投資主の最善の利益を考慮しつつ、クラス/サブ・ファンドに関する投資証券1口当たり純資産価格の計算および/またはサブ・ファンドに関する投資証券の発行、配分、転換、償還および買戻し、ならびにあるサブ・ファンドのあるクラスに関して、投資証券を別のサブ・ファンドの投資証券(または当該サブ・ファンドのあるクラス)に転換する権利(下記「第2 手続等 3 乗換え手続等 () 海外における買戻し手続等」に記載のとおり。)を、一定の期間中停止することができる。</p> <p>特定のサブ・ファンドに関して英文目論見書に別段の規定がある場合を除き、投資証券1口当たり純資産価格は、参照通貨建てで、関連するサブ・ファンドの投資証券の関連するクラス投資証券の純資産総額に基づき各取引日に計算される。</p> <p>一定の場合には、投資証券1口当たり純資産価格の決定が停止される可能性があり、かかる停止期間中、停止が適用されるサブ・ファンドのいかなる投資証券も発行されることはできず、または配分されることはできず(配分済みのものを除く。)、転換、償還もしくは買戻されることはできない。投資証券1口当たり純資産価格の計算の全詳細については以下に記載する。</p>
<p>(2) 保管</p>	<p>日本の投資者に販売される投資証券については、外国証券取引口座約款の定めるところによって、本投資法人の投資主名簿に、日本における販売会社の名義で登録される。</p>
<p>(3) 存続期間</p>	<p>無制限</p>
<p>(4) 計算期間</p>	<p>ファンドの計算期間は、毎年4月1日から3月31日までとする。</p>
<p>(5) その他</p>	<p>増減資に関する制限</p> <p>すべての発行済投資証券のそれぞれの純資産総額による評価が、その時点でルクセンブルグ法により定められている最低資本の3分の2を下回った場合はいつでも、取締役会は、本投資法人の解散を投資主総会に付議しなければならず、当該総会は、最低定足数要件なしに、当該総会の単純過半数に当たる投資証券により決定を行う。</p> <p>すべての発行済投資証券のそれぞれの純資産総額による評価が、その時点でルクセンブルグ法により要求される最低資本の4分の1を下回った場合はいつでも、取締役会は、本投資法人の解散を投資主総会に付議しなければならず、当該総会は、最低定足数要件なしに、当該総会の投資証券の4分の1を所有する投資主により本投資法人の解散を決定することができる。</p>

本投資法人の清算および合併

1915年法第450条第3項および1100条第2項に規定された方法により表示された投資主の同意があれば、本投資法人を清算することができる。

本投資法人の投資主または正当に権限を与えられた清算人による決定がなされた上で、かつ、投資主に対する1か月前の通知により、本投資法人のすべての資産および負債は、本投資法人の投資主に対して本投資法人の持分に比例した当該法人またはファンドの投資証券を発行することと引き換えに、本投資法人と概ね同じ特性を有する他のUCIに譲渡することができる。

すべての発行済投資証券のそれぞれの純資産総額による評価が、その時点でルクセンブルグ法により定められている最低資本の3分の2を下回った場合はいつでも、取締役会は、本投資法人の解散を投資主総会に付議しなければならず、当該総会は、最低定足数要件なしに、当該総会の単純過半数に当たる投資証券により決定を行う。

すべての発行済投資証券のそれぞれの純資産総額による評価が、その時点でルクセンブルグ法により要求される最低資本の4分の1を下回った場合はいつでも、取締役会は、本投資法人の解散を投資主総会に付議しなければならず、当該総会は、最低定足数要件なしに、当該総会の投資証券の4分の1を所有する投資主により本投資法人の解散を決定することができる。

サブ・ファンドの清算および合併

取締役会は、当該サブ・ファンドの純資産が5,000万米ドルを下回った場合、または関連するサブ・ファンドに関する経済的もしくは政治的状況の変化から、かかる清算が妥当である場合、または本投資法人もしくはそのサブ・ファンドに適用される法令においてかかる清算が妥当である場合、または経済合理化を進めるため、または投資主の利益においてかかる清算が妥当である場合、サブ・ファンドの清算を決定することができる。

清算の決定は、可能な限り清算の効力発生日より前に本投資法人により公表または投資主に通知され、公表または通知の際には、清算実施の理由および手続きが示される。取締役会が投資主の利益のために、または投資主間の取扱いを平等に保つために別途決定する場合を除き、関連するサブ・ファンドの投資主は、自己の投資証券の償還または転換の請求を継続することができる。関連するサブ・ファンドの清算終了時に受益者に分配できなかった清算金は、投資証券の受益者の利益のために、供託機関に預けられる。取締役会は、未請求の清算金を供託機関に移転する前に、9か月以上の期間、当該受益者に連絡するよう努める。

サブ・ファンドの清算決定について、取締役会がその権限を有していない場合、または取締役会が投資主によって決定されるべきであると決定した場合、サブ・ファンドを清算する決定は、取締役会のかわりに、該当する投資主総会において行うことができる。かか

るクラス総会の場合、定足数は要求されないものとし、清算の決定は、出席または代理している投資証券の単純過半数を保有する投資主により承認されなければならない。当該総会の決定は、本投資法人により通知および/または公表される。

サブ・ファンドの合併または分割は、取締役会が合併/分割の決定を当該クラスの投資主総会に付議することを決定しない限り、取締役会が決定する。この投資主総会には定足数は要求されず、投票総数の単純過半数によって決定される。

サブ・ファンドの合併の結果、本投資法人が消滅する場合、合併は定足数を必要としない投資主総会で決定されるものとし、その決定については投票総数の単純過半数で投資主の承認を得なければならない。

償還条件等

償還は、本書および定款に基づいて行われる。その他、下記「本投資法人の清算および合併」および「サブ・ファンドの清算および合併」を参照されたい。

定款の変更

本定款は、ルクセンブルグの法律において定められる定足数および多数決要件に従い、投資主総会によって随時変更することができる。いずれかのサブ・ファンドまたはいずれかのクラスの投資証券の保有者の権利に影響を及ぼす変更は、さらに、かかる関連するサブ・ファンドまたはクラスに関する前述の定足数および多数決要件に従うものとする。

2 利害関係人との取引制限

管理会社、特定のサブ・ファンドの投資顧問会社、販売代理人、管理事務代行会社、登録・名義書換代行会社および保管銀行は、随時、本投資法人もしくはいずれかのサブ・ファンドの投資目的と類似の投資目的を有するその他のファンドもしくは集団投資スキームに関連して、管理者、投資運用者もしくは投資顧問、販売代理人、管理事務代行者、登録・名義書換代行者もしくは保管人として行為するか、またはその他の方法によりかかるファンドもしくは集団投資スキームと関与する場合がある。したがって、それらのいずれかが、その通常の業務の過程で、本投資法人または当該サブ・ファンドとの間に利益相反が生じる可能性がある。

本投資法人は、投資顧問会社およびHSBCグループの関連会社に対して、シード・キャピタルのヘッジ、リスク管理および規制により課される報告の目的に限って組入証券を開示できる。かかる場合、各々は、常に、本投資法人または当該サブ・ファンドに関して当事者となっている契約または拘束を受ける契約に基づく各々の義務に留意する。特に、利益相反が生じる可能性のある取引または投資を行う際には、投資主の最善の利益となるよう行為する義務(ただし、これに限定されない。)に留意するものとし、各々は、当該利益相反が公正に解決されるようにそれぞれ努力するものとする。

本投資法人は、投資顧問会社およびHSBCグループの関連会社に対して、シード・キャピタルのヘッジ、リスク管理および規制上の報告の目的に限ってポートフォリオ保有証券を開示することができる。

かかる場合、各々は、常に、本投資法人またはいずれかのサブ・ファンドに関して自らが当事者となっている契約または拘束を受ける契約に基づく各々の義務を考慮する。特に、利益相反が生じる可能性のある取引または投資を行う際には、投資主の最善の利益となるよう行為する義務(ただし、これに限定されない。)に留意するものとし、各々は、当該利益相反が公正に解決されるようにそれぞれ努力する。

本投資法人は、管理会社またはいずれかのサブ・ファンドの投資顧問会社、販売代理人、管理事務代行会社、登録・名義書換代行会社もしくは保管銀行もしくはそれらの関連会社との間で取引を行うことまたはいずれかのサブ・ファンドの資産もしくはサブ・ファンドが受領した現金担保を上記のいずれかの事業体によって運用され、発売されまたは募集される投資商品もしくはファンドに投資または再投資することを禁止されていないが、かかる取引は、対等に交渉された通常の商業的条件で実行されたかのように行われる。投資顧問会社または顧客口座に関して受託者としての資格において行為する関連会社は、顧客に本投資法人の投資証券の売買を推奨し、または指示する場合がある。顧客が本投資法人の投資証券によって担保されるHSBCグループに対する債務の返済義務を履行せず、HSBCグループが当該持分について担保権を実行した場合には、HSBCグループが本投資法人の投資主になる。結果として、HSBCグループお

	<p>よびその関連会社は、本投資法人の投資証券および議決権を相対的に大きな割合で保有する可能性がある。</p> <p>HSBCグループの関連会社は、一定の外国為替先渡取引および金融先物契約のカウンターパーティーとして行為する。</p>
<p>3 投資主・外国投資法人債権者の権利等</p> <p>(1) 投資主・外国投資法人債権者の権利</p>	<p>投資主の有する主な権利は次のとおりである。</p> <p>(a) 買戻請求権</p> <p>(b) 投資主総会における権利</p> <p>(c) 報告書を受領する権利</p>
<p>(2) 為替管理上の取扱い</p>	<p>投資証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ルクセンブルグにおける外国為替管理上の制限はない。</p>
<p>(3) 本邦における代理人</p>	<p>東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所 外国法共同事業</p> <p>上記代理人は、本投資法人から日本国内において、</p> <p>(a) 本投資法人に対するルクセンブルグおよび日本の法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他訴訟関係書類を受領する権限、および</p> <p>(b) 日本における投資証券の公募、販売、買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限を委任されており、また関東財務局長に対する投資証券の当初の募集に関する届出および継続開示ならびに金融庁長官に対する投資証券に関する届出等の代理人は下記のとおりである。</p> <p>弁護士 大西 信治 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所 外国法共同事業</p>

第2【財務ハイライト情報】

- a . 「財務ハイライト情報」においては、有価証券届出書「第三部 外国投資法人の詳細情報」の「第5 外国投資法人の経理状況」の「財務諸表」に記載すべき「貸借対照表」および「損益計算書」等（これらの作成に関する重要な会計方針の注記を含む。）を記載している。これらの記載事項は、「第三部 外国投資法人の詳細情報」の「第5 外国投資法人の経理状況」の「財務諸表」に記載すべき財務諸表（以下「財務書類」ともいう。）から抜粋して記載されたものである。
- b . ファンドの直近2会計年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- c . ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパース・アシュアランス・ソシエテ・コーポラティブから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- d . ファンドの原文の財務書類は、米ドルで表示されている。日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、2025年10月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=154.10円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

1【貸借対照表】

(1) 2025年3月31日終了年度

HSBC グローバル・インベストメント・ファンド
 グローバル・インベストメント・グレード・セキュリタイズド・クレジット・ボンド
 純資産計算書
 2025年3月31日現在

	(米ドル)	(千円)
資産		
投資有価証券 - 取得原価	4,172,197,452	642,935,627
未実現評価(損)益	(7,494,122)	(1,154,844)
投資有価証券 - 市場価格(注2.b)	4,164,703,330	641,780,783
外国為替先渡契約に係る未実現利益(注2.b)	5,799,100	893,641
オプションに係る未実現利益(注2.b)	-	-
先物契約に係る未実現利益(注2.b)	-	-
スワップに係る未実現利益(注2.b)	-	-
銀行預金	9,916,605	1,528,149
未決済直物外国為替取引未収金	-	-
投資有価証券売却未収金	-	-
投資主からの未収金	26,338,754	4,058,802
その他資産	1,645	253
受取配当金および受取利息(純額)	23,144,605	3,566,584
資産合計	4,229,904,039	651,828,212
負債		
外国為替先渡契約に係る未実現損失(注2.b)	(6,806,051)	(1,048,812)
オプションに係る未実現損失(注2.b)	-	-
先物契約に係る未実現損失(注2.b)	-	-
スワップに係る未実現損失(注2.b)	-	-
当座借越	(829,983)	(127,900)
投資有価証券購入未払金	(127,002,249)	(19,571,047)
投資主への未払金	(15,705,854)	(2,420,272)
その他負債	(2,231,907)	(343,937)
未決済直物外国為替取引未払金	(5,731)	(883)
未払配当金	(20,960,220)	(3,229,970)
負債合計	(173,541,995)	(26,742,821)
純資産総額	4,056,362,044	625,085,391

直近2年度の資産の要約情報

2024年3月31日	1,923,537,811	296,417,177
2023年3月31日	1,289,266,469	198,675,963

2【損益計算書】

(1) 2025年3月31日終了年度

HSBC グローバル・インベストメント・ファンド
 グローバル・インベストメント・グレード・セキュライズド・クレジット・ボンド
 損益計算書および純資産変動計算書
 2025年3月31日に終了した年度

	(米ドル)	(千円)
期首純資産	1,923,537,811	296,417,177
収益		
投資収益(純額)	164,231,472	25,308,070
銀行利息	944,953	145,617
管理報酬の割戻し	-	-
その他収益(注10)	1,742,972	268,592
収益合計	166,919,397	25,722,279
費用		
管理報酬(注4.b)	(13,627,647)	(2,100,020)
運営、管理事務代行およびサービス報酬(注4.d)	(5,331,923)	(821,649)
銀行利息	-	-
その他報酬	(50)	(8)
取引手数料(注5)	(54)	(8)
費用合計	(18,959,674)	(2,921,686)
純投資(損)益	147,959,723	22,800,593
実現(損)益:		
- 投資有価証券(注2.e)	(1,222,947)	(188,456)
- デリバティブ(注2.b)	5,912,373	911,097
- 外国為替取引(注2.d)	9,884,109	1,523,141
当期実現(損)益	14,573,535	2,245,782
未実現評価(損)益の変動:		
- 投資有価証券	24,806,510	3,822,683
- デリバティブ	5,124,719	789,719
運用による純資産総額の変動	29,931,229	4,612,402
投資証券発行手取金	4,367,934,769	673,098,748
投資証券買戻支払金	(2,291,874,497)	(353,177,860)
支払配当金(注9)	(135,700,526)	(20,911,451)
通貨換算調整(注2.f)	-	-
期末純資産	4,056,362,044	625,085,391

財務書類に対する注記

2025年3月31日現在

会計方針

以下の会計方針は、当社の財務書類との関連で重要と考えられる項目を扱う際に一貫して適用されている。

a) 会計公準

本財務書類は、投資ファンドに関するルクセンブルグの法令および規制基準に従い、作成されている。

b) 資産および投資有価証券の評価

公認証券取引所に上場されている投資有価証券および/または金融デリバティブ商品は、当該有価証券が取引される主要市場における入手可能な直近の価格により評価されている。その他の組織化された市場で取引される有価証券は、入手可能な直近の価格または評価時点で当該市場の一もしくは複数のディーラーから入手した実勢価格で評価される。

当該価格がその公正価値を表示していない場合には、かかるすべての有価証券およびその他の認められるすべての資産は、取締役会または取締役会の指図により誠実に決定された見積売却可能価格としての公正価値で評価されるものとする。

サブ・ファンドの資産は、当報告年度の最終ファンド営業日である2025年3月31日中の異なる複数の時点における入手可能な価格を用いて評価されている。

公認証券取引所に上場されていない、またはその他の組織化された市場で取引されていない金融デリバティブ商品は、以下のとおり市場慣行に従って評価される。

オプション

規制された市場で取引される未決済のオプションは、当該商品のイントラデイ(日中)価格または入手可能な直近の市場価格に基づき評価される。

OTCオプションは、第三者プライシング代理人から入手し、カウンターパーティからの価格と検証した日々の価格に基づき値洗いされる。

オプションの市場価額は、純資産計算書の「オプションに係る未実現(損)益」の項目に含まれている。

オプションに係る実現(損)益および未実現評価(損)益の変動は、損益計算書および純資産変動計算書の「デリバティブに係る実現(損)益」および「デリバティブに係る未実現評価(損)益の変動」の項目にそれぞれ開示されている。

先物契約

先物契約の締結と同時に、当社は、ブローカーに対し、約定価格に対する一定の比率の金額を現金または有価証券で差し入れることが義務づけられる(これは、「当初証拠金勘定」と呼ばれる)。その後、各サブ・ファンドは、未決済の先物契約の市場価値の変動に応じて「変動証拠金」と呼ばれる金額を定期的に支払うか、または受領する。

先物契約に係る未実現評価(損)益は、純資産計算書の「先物に係る未実現利益」および「先物に係る未実現損失」の項目に開示される。未決済の先物契約の市場価値の変動は、損益計算書および純資産変動計算書の「デリバティブに係る未実現評価(損)益の変動」の項目に未実現評価(損)益として計上されている。取引開始時の約定価格と取引決済時の価格との間の差額を表示する実現利益または損失は、先物取引の決済時または契約満期時において、損益計算書および純資産変動計算書の「デリバティブに係る実現(損)益」に計上されている。当初証拠金勘定として預託されている有価証券は、投資有価証券およびその他の純資産明細表に表示されており、預託されている現金は純資産計算書の「銀行預金」に計上されている。日々の変動証拠金として受領すべき金額および/またはブローカーに支払うべき金額も、「銀行預金」または「当座借越」に計上されている。

外国為替先渡契約

外国為替先渡契約の価額は、満期までの残存期間にわたり、原通貨の適用為替先渡レートに基づき日々調整される。当該契約の価値の変動は、取引決済日まで未実現評価益または評価損として計上される。先渡取引が終了される場合、当該サブ・ファンドは、取引開始時の価格と取引終了時の価格との差額に相当する利益または損失を計上する。

外国為替先渡契約に係る未実現評価(損)益は、純資産計算書の「外国為替先渡契約に係る未実現利益」および「外国為替先渡契約に係る未実現損失」の項目に開示される。当該契約から派生する実現(損)益および未実現評価(損)益の変動は、損益計算書および純資産変動計算書の「デリバティブに係る実現(損)益」および「デリバティブに係る未実現評価(損)益の変動」の項目にそれぞれ含まれている。

金利スワップ

金利スワップは、純資産価額の各計算日に値洗いされる。市場価値は、契約に定められる評価要素に基づくものとし、第三者プライシング代理人、マーケット・メーカーもしくは内部モデルから入手される。

未実現評価(損)益は、純資産計算書の「スワップに係る未実現利益」および「スワップに係る未実現損失」の項目に開示され、当該契約から派生する実現(損)益および未実現評価(損)益の変動は、損益計算書および純資産変動計算書の「デリバティブに係る実現(損)益」および「デリバティブに係る未実現評価(損)益の変動」の項目にそれぞれ含まれている。

クレジット・デフォルト・スワップ

クレジット・デフォルト・スワップは、二者間で行われる信用デリバティブ取引であり、一方の当事者(プロテクションの買い手)は、他方(プロテクションの売り手)に対して当該契約の定められた期間にわたり定期的に固定のプレミアムを支払う替りに、原参照債務に関連する信用イベントが発生した際には偶発的な支払いを受領する。

信用イベントが発生した場合、プロテクションの売り手には、以下のいずれかの支払いを行う義務が生じる：()参照債務のオークション価格をスワップの想定元本額から控除した額に相当する正味現金決済額または()参照債務の引渡しと交換にスワップの想定元本額。プロテクションの売りの場合、当社のポートフォリオには、実質的に、スワップ契約の想定元本額を上限とするレバレッジが加わる。

クレジット・デフォルト・スワップは、純資産価額の各計算日に値洗いされる。市場価値は、契約に定められる評価要素に基づくものとし、第三者プライシング代理人、マーケット・メーカーもしくは内部モデルから入手される。

未実現評価(損)益は、純資産計算書の「スワップに係る未実現利益」および「スワップに係る未実現損失」の項目に開示される。当該契約から派生する実現(損)益および未実現評価(損)益の変動は、損益計算書および純資産変動計算書の「デリバティブに係る実現(損)益」および「デリバティブに係る未実現評価(損)益の変動」の項目にそれぞれ含まれている。

トータル・リターン・スワップ

トータル・リターン・スワップとは、各当事者が、証券、商品、バスケットまたはそれらの指数で表示される原資産のパフォーマンスに基づく支払いを固定レートまたは変動レートで交換することに合意する二者間の契約である。一方の当事者は、特定の参照資産のトータル・リターンを支払い、その見返りとして定期的な一連の支払いを受け取る。トータル・パフォーマンスには、原資産の損益に加えて、原資産の種類により契約期間中の利息もしくは配当金が含まれる。交換されるキャッシュフローは、合意された想定元本または数量を基準に計算される。取引の原資産である参照資産のトータル・リターンが相殺される支払いを超過するか不足するかにより、当社は、取引相手方から支払を受け取るか、または取引相手方に支払を行う。

トータル・リターン・スワップは、純資産価額の計算日ごとに時価評価される。時価の見積額は、契約で定められた評価要素に基づき、第三者のプライシング機関、マーケット・メーカーまたは内部モデルから取得される。

未実現評価(損)益は、純資産計算書の「スワップに係る未実現利益」および「スワップに係る未実現損失」の項目に開示される。当該契約から派生する実現(損)益および未実現評価(損)益の変動は、損益計

算書および純資産変動計算書の「デリバティブに係る実現(損)益」および「デリバティブに係る未実現評価(損)益の変動」の項目にそれぞれ含まれている。

集団投資スキーム

オープン・エンド型の投資信託/投資法人のサブ・ファンドの受益証券または投資証券は、入手可能な直近の純資産価額から適用される手数料を控除した価格で評価される。

短期金融商品

当社は、短期債務の形態を有する金融商品(コマーシャル・ペーパー、譲渡性預金証書、短期国債等)のポートフォリオの評価にあたり、償却原価評価法を採用している。加えて、まれな事ではあるが、満期までの期間が90日間を超える確定利付商品が万が一陳腐化した場合、当該商品が売却されるか、当該商品の市場が再び活発になるまで、当社は当該商品を実質的に償却原価で評価するものとする。

モーゲージ関連証券 - To be Announced (後日発表) 証券 (TBAs)

TBAポジションとは、モーゲージバクト証券の一般的な取引慣行により、有価証券が将来の期日に固定価格でモーゲージ・プール(ジニー・メイ、ファニー・メイまたはフレディー・マック等)から購入されることをいう。購入時には有価証券は確定されないが、その主要な特徴が特定される。価格は購入時に定められるが、元本価額は確定されない。TBAポジションは、投資有価証券明細表に開示される。この種の証券の購入は未決済であり、その結果、取引決済時に支払義務を負う金額は、純資産計算書の「投資有価証券購入未払金」の項目に開示される。投資有価証券明細表のマイナスのポジションは、ファンドによるTBAsの売却約定を表す。取引決済時に受領する権利を有する金額は、純資産計算書の「投資有価証券売却未収金」の項目に開示される。TBAsに係る実現(損)益および未実現評価(損)益の変動は、損益計算書および純資産変動計算書の「投資有価証券に係る実現(損)益」および「投資有価証券に係る未実現評価(損)益の変動」の項目にそれぞれ開示されている。

c) 収益および費用

配当金は配当落ちベースで計上される。配当金は、源泉税の控除後、損益計算書および純資産変動計算書の「投資収益(純額)」に反映されている。

債券の受取利息は発生主義で日々計上される。債券が償還時の価額に対して割引発行またはプレミアム発行されている場合、当該有価証券から発生する合計収益は、かかる割引またはプレミアムを実効金利ベースで考慮した上で、当該有価証券の期間にわたって配賦される。ボンドの受取利息は、実効金利法(以下「EIR」という。)を使用して計上される。債券の受取利息は、損益計算書および純資産変動計算書の「投資収益(純額)」の項目に反映されている。

金利スワップ契約(IRS)の受取利息/支払利息は日々計上される。金利スワップ契約(IRS)の受取利息/支払利息の純額は、損益計算書および純資産変動計算書の「投資収益(純額)」の項目に反映されている。

d) 外国為替

サブ・ファンドの該当報告通貨以外の通貨建の投資有価証券の原価、収益および費用は、取引時点の実勢為替レートで計上される。該当報告通貨以外の通貨建の投資有価証券ならびにその他の資産および負債の市場価格は、2025年3月31日の実勢為替レートで換算されている。

e) 投資有価証券の売却による実現(損)益

投資有価証券の売却による実現(損)益は、当該投資有価証券の取得平均原価と売却手取金の差額(注記5に詳述されるとおり、取引費用は除く。)である。

サブ・ファンドであるロシア・エクイティ(2022年2月以降停止されている)の損益計算書および純資産変動計算書に計上された投資有価証券に係る実現(損失)21,156米ドルは、主に、2024年10月30日に22.10米ドルの価格で行われた銘柄Nebius Groupの株式26,811株の売却によるものである。

Nebius Groupは、オランダの公開会社であるYandex N.V.が、ロシアおよびロシア関連の資産および子会社(Yandex LLC、Yandex Technologies LLCなどを含む。)のすべてを売却した後に、Yandex N.V.の基盤の上

に設立された。現在、Nebius Group N.V.はロシア国内の法人を一切保有していない。当該取引は2024年7月に完了し、Nebiusの株式は2024年10月21日より米国NASDAQ市場にて取引を開始している。

当該証券は、制裁対象証券のリストには含まれていないが、当該サブ・ファンドの投資者の最善の利益のために売却された。

f) 為替換算

当ファンドの基準通貨は米ドルで、合算財務書類は当該通貨で表示されている。

各サブ・ファンドの帳簿および記録は、各サブ・ファンドの基準通貨建てで表示される。

ファンドの基準通貨以外の通貨建ての収益および費用ならびに資産および負債は、期末の実勢為替レートで換算される。

期末に適用された主要な為替レートは以下のとおりである。

1 米ドル = 0.9258ユーロ

1.3441シンガポール・ドル

g) 負債の分離

当社は、サブ・ファンド間で負債を分離している。すなわち、各サブ・ファンドの資産は、当該サブ・ファンドに関連する投資主の権利ならびに当該サブ・ファンドの設立、運営および清算に関連して発生した債権者の請求権を満足させるために排他的に使用される。

h) 証券貸付取引

当社は、証券貸付取引（借手が将来の所定の日にまたは譲渡者が要求する時点で同等の有価証券を返還することを条件にカウンターパーティが有価証券を譲渡する取引）を行うことができる。かかる取引は、有価証券を譲渡するカウンターパーティの側からは有価証券の貸付とみなされ、譲渡先のカウンターパーティ側からは有価証券の借入とみなされる。

当社は、当社が貸付けた有価証券をいつでも回収できること、または当社が締結した証券貸付契約をいつでも終了できることを確保するものとする。

証券貸付取引からのすべての収益（取引費用控除後）は、貸付代理人によって確認された情報に基づき該当するサブ・ファンドに計上される。

証券貸付取引に関する詳細な情報は、後述の注記11に開示されている。

当該取引の保証として、該当するサブ・ファンドは担保を受け取る。貸付中の有価証券は第三者ブローカーに引き渡され、貸付中の資産は、当該サブ・ファンドのポートフォリオの一部として引続き評価される。貸付の終了時に、当該サブ・ファンドは、提供された担保を借手に返還することが要求される。当該報酬は、損益計算書および純資産変動計算書の「投資収益（純額）」に計上される。

i) 直物外国為替取引

2025年3月31日現在における未決済の直物外国為替取引は、純資産計算書の「未決済直物外国為替取引未収金」と「未決済直物外国為替取引未払金」に計上されている。

j) トレイラー・フィーおよびリベート

当社は、管理会社に管理報酬を支払う。トレイラー・フィーは、管理報酬の中から取られるか、あるいは管理会社は、管理報酬の一部をサブ・ファンドの資産の中から承認仲介機関へ直接支払うよう当社に指示することができる。どちらの場合も、支払われるべき管理報酬はその分減額される。

(2) 2024年 3月31日終了年度

HSBC グローバル・インベストメント・ファンド
 グローバル・インベストメント・グレード・セキュリティズド・クレジット・ボンド
 純資産計算書
 2024年 3月31日現在

	(米ドル)	(千円)
資産		
投資有価証券 - 取得原価	1,967,494,173	303,190,852
未実現評価(損)益	(32,300,632)	(4,977,527)
投資有価証券 - 市場価格	1,935,193,541	298,213,325
外国為替先渡契約に係る未実現利益	1,254,771	193,360
先物に係る未実現利益	-	-
スワップに係る未実現利益	-	-
オプションに係る未実現利益	-	-
銀行預金	10,433,510	1,607,804
受取配当金および受取利息(純額)	16,272,226	2,507,550
投資有価証券売却未収金	-	-
未決済直物外国為替取引未収金	10,688,465	1,647,092
投資主からの未収金	26,966,161	4,155,485
その他資産	1,645	253
資産合計	2,000,810,319	308,324,870
負債		
外国為替先渡契約に係る未実現損失	(7,386,441)	(1,138,251)
先物に係る未実現損失	-	-
スワップに係る未実現損失	-	-
オプションに係る未実現損失	-	-
当座借越	(7,321,662)	(1,128,268)
投資有価証券購入未払金	(26,611,998)	(4,100,909)
未決済直物外国為替取引未払金	(10,685,153)	(1,646,582)
投資主への未払金	(9,857,113)	(1,518,981)
未払配当金	(14,634,336)	(2,255,151)
その他負債	(775,805)	(119,552)
負債合計	(77,272,508)	(11,907,693)
純資産総額	1,923,537,811	296,417,177

直近2年度の資産の要約情報

2023年 3月31日	1,289,266,469	198,675,963
2022年 3月31日	1,585,352,570	244,302,831

HSBC グローバル・インベストメント・ファンド
 グローバル・インベストメント・グレード・セキュリティズド・クレジット・ボンド
 損益計算書および純資産変動計算書
 2024年3月31日に終了した年度

	(米ドル)	(千円)
期首純資産	1,289,266,469	198,675,963
収益		
投資収益(純額)	98,763,872	15,219,513
銀行利息	327,771	50,510
その他収益	2,790,906	430,079
収益合計	101,882,549	15,700,101
費用		
管理報酬	(3,767,692)	(580,601)
取引手数料	-	-
運営、管理事務代行およびサービス報酬	(2,446,464)	(377,000)
その他報酬	(3)	(0)
費用合計	(6,214,159)	(957,602)
純投資(損)益	95,668,390	14,742,499
実現(損)益:		
- 投資有価証券	(8,065,614)	(1,242,911)
- デリバティブ	11,144,762	1,717,408
- 外国為替取引	3,300,471	508,603
当期実現(損)益	102,048,009	15,725,598
未実現評価(損)益の変動:		
- 投資有価証券	53,962,172	8,315,571
- デリバティブ	(8,002,775)	(1,233,228)
運用による純資産総額の変動	148,007,406	22,807,941
投資証券発行手取金	1,785,987,320	275,220,646
投資証券買戻支払金	(1,229,712,001)	(189,498,619)
支払配当金	(70,011,383)	(10,788,754)
通貨換算	-	-
期末純資産	1,923,537,811	296,417,177

3【金銭の分配に係る計算書】

該当なし

4【キャッシュ・フロー計算書】

該当なし

第3【外国投資証券事務の概要】

(1) 投資証券の名義書換

本投資法人の記名式投資証券の名義書換事務は、以下の管理事務代行会社が行う。

管理事務代行会社 HSBCコンチネンタル・ヨーロッパ・ルクセンブルグ

取扱場所 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ、L-1821、クーケルスホイヤー大通り18

日本の投資主については、投資証券の保管を日本における販売会社または販売取扱会社に委託している場合、日本における販売会社または販売取扱会社を通じて名義書換を行い、それ以外の場合は本人の責任で手続きを行う。

(2) 投資主総会

本投資法人の年次投資主総会（以下「年次投資主総会」という。）は、ルクセンブルグにおける本投資法人の登記上の事務所（または総会の通知に指定されるその他の場所）において、各会計年度末から6か月以内に開催される。

その他の投資主総会は、当該総会の通知に記載する時刻および場所において開催される。

総会の通知は、ルクセンブルグの法律に従い行われ、要求される場合、RESAならびにルクセンブルグで発行される新聞および取締役会が定めるその他の新聞に掲載することによって行われる。

投資主への通知は、書留郵便または適用法に定める方法により送付することができる。さらに、投資主が事前にかつ個別に合意することを条件に、招集通知は、電子メール、普通郵便、宅配便または法律により認められるその他の方法（以下「代替的方法」という。）により、投資主に送付することができる。

招集の代替的方法として電子メールによる受領を承諾した投資主は、投資主総会の開催日の15日前までに、自身の電子メールのアドレスを本投資法人に提供するものとする。電子メールによる招集通知の受領を承諾したが、自身の電子メールのアドレスを本投資法人に知らせていない投資主は、書留郵便、普通郵便および宅配便以外の招集方法を拒絶したものとみなされる。

投資主は、自身の住所または電子メールのアドレスを変更すること、または招集の代替的方法への自らの同意を取り消すことができる。ただし、かかる取り消しまたは新しい連絡先の詳細が、投資主総会の15日前までに本投資法人によって受領されることを条件とする。取締役会は、かかる新しい住所または電子メールアドレス（場合に応じる。）宛に書留郵便または電子メールを送付して、新しい連絡先の確認を求める権限を有する。投資主が新しい連絡先の確認を行わなかった場合、取締役会は、その後の通知を従前の連絡先に送付する権限を有する。

取締役会は、投資主総会への投資主の招集のために最も適切な方法を自由に決定することができ、各投資主によって個別に承諾された通信の代替的方法に応じて、個々の状況に従い、かかる決定を行うことができる。取締役会は、かかる代替的方法が投資主によって承諾された場合には、同一の投資主総会につき、電子メールのアドレスを適時に電子メールで提供した投資主については電子メールにより、その他の各投資主には書簡もしくは宅配便により、投資主を投資主総会に招集することができる。

通知には、総会の場所および時刻、入場条件、議題、定足数ならびに決議要件が明記される。すべての総会における出席、定足数、過半数に関する要件は、定款に定めるとおりとする。

ルクセンブルグの法令に定める条件に基づき、投資主総会の招集通知には、当該投資主総会の定足数および過半数を、投資主総会の5日前の午前0時（ルクセンブルグ時間）（以下「基準日」という。）時点における発行済投資証券に従い決定する一方、投資主総会に出席し、投資証券に付随する議決権を行使する投資主の権利は、基準日における当該投資主の保有投資証券に応じて決定する旨を定めることができる。本投資法人の決算日は毎年3月31日である。年次投資主総会の8日前までに、直前の会計期

間に関する米国ドルで表示される監査済み連結財務書類および関連する基準通貨建ての各サブ・ファンドの詳細が記載された年次報告書が、本投資法人の登記上の事務所で入手可能となる。

すべての報告書の写しは、本投資法人の登記上の事務所で入手できる。

各月末時点のサブ・ファンドのポートフォリオに関する情報は、当該月末後の適切な時期に投資主に提供される。投資主は、かかる情報については、通常の販売者に問い合わせるべきである。この情報提供には少額の手数料が課される場合がある。

(3) 投資証券に対する特典、譲渡制限等

投資証券の譲渡

投資証券の譲渡は、登録・名義書換代行会社が、当該投資証券を表章する証券(もしあれば)を、適切な書式による譲渡証書とともに関連する販売者、販売代理人または管理会社に交付し、当該譲渡を投資主名簿に記載することによって実行される。名義書換請求書を受領し、これを確認した後、管理会社は承認された銀行、株式仲買人または公証人による署名の証明、およびAMLコンプライアンスチェックを要請することができる。

投資証券を譲渡する権利は、英文目論見書に詳述する最低投資額および保有要件を条件とする。

投資証券の申込みに関する制限は、譲渡証券の譲渡にも適用される。

投資主は、譲渡を依頼する前に、関連する販売者、販売代理人または管理会社に連絡し、取引のための正確な書類を有していることを確保するよう勧告される。

第4【外国投資法人の詳細情報の項目】

外国投資法人の詳細情報の項目は、以下のとおりである。

- 第1 外国投資法人の追加情報
 - 1 外国投資法人の沿革
 - 2 役員の状況
 - 3 外国投資法人に係る法制度の概要
 - 4 監督官庁の概要
 - 5 その他
- 第2 手続等
 - 1 申込(販売)手続等
 - 2 買戻し手続等
 - 3 乗換え手続等
- 第3 管理及び運営
 - 1 資産管理等の概要
 - (1) 資産の評価
 - (2) 保管
 - (3) 存続期間
 - (4) 計算期間
 - (5) その他
 - 2 利害関係人との取引制限
 - 3 投資主・外国投資法人債権者の権利等
 - (1) 投資主・外国投資法人債権者の権利
 - (2) 為替管理上の取扱い
 - (3) 本邦における代理人
 - (4) 裁判管轄等
- 第4 関係法人の状況
 - 1 資産運用会社の概況
 - (1) 名称、資本金の額及び事業の内容
 - (2) 運用体制
 - (3) 大株主の状況
 - (4) 役員の状況
 - (5) 事業の内容及び営業の概況
 - 2 その他の関係法人の概況
 - (1) 名称、資本金の額及び事業の内容
 - (2) 関係業務の概要
 - (3) 資本関係
- 第5 外国投資法人の経理状況
 - 1 財務諸表
 - 貸借対照表
 - 損益計算書
 - 金銭の分配に係る計算書
 - キャッシュ・フロー計算書

投資有価証券明細表等

2 外国投資法人の現況

純資産額計算書

第6 販売及び買戻しの実績

第三部【外国投資法人の詳細情報】

第1【外国投資法人の追加情報】

1【外国投資法人の沿革】

1986年11月21日	本投資法人の設立
1994年5月31日	改正が官報に掲載された。
2000年10月10日	改正が官報に掲載された。
2003年3月28日	改正が官報に掲載された。
2005年6月24日	改正が官報に掲載された。
2012年1月5日	改正が官報に掲載された。
2020年9月28日	改正がRESAに掲載された。
2022年10月17日	改正がRESAに掲載された。

2【役員の状況】

(2025年10月末日現在)

氏名	役職名	略歴	所有 投資証券
アンソニー・ジェフス (Anthony Jeffs)	取締役	アンソニー・ジェフス氏は、HSBCグローバル・アセット・マネジメントのプロダクト部門のグローバル責任者である。ジェフス氏は1990年にHSBCアセット・マネジメントに入社し、機関投資家部門とプライベートクライアント部門の双方で様々な役職を歴任している。同氏の以前の役職には、マルチマネージャー、オペレーション、プロセスの再設計、システム導入、ベンダー管理を含む変更マネジメントが含まれる。現在の役職では、ジェフス氏は約20か国にわたる100人以上のプロダクトチームを率いている。これらチームは、HSBCアセット・マネジメントの製品の開発、設計、再設計、日々のガバナンスを担当している。	非開示

<p>ドクター・ミカエル・ボエム (Dr. Michael Boehm)</p>	<p>取締役</p>	<p>ミカエル・ボエム氏は、2011年からHSBCアセットマネジメント・ドイツのマネージング・ディレクター兼最高執行責任者を務めている。デュッセルドルフを拠点に、オルタナティブ(プライベートマーケットおよび不動産)、オペレーション、リスク、財務、IT、人事、法務、コンプライアンスを担当している。同氏は、HSBCグループのグローバル・ファンド・レンジのファンド・ボードとその他の内部HSBCグループの組織や外部ボードの非常勤取締役でもある。ドイツ取引所(Qualifizierter Aufsichtsrat)およびルクセンブルグ取締役協会(Institut Luxembourgeois des Administrateurs - ILA)によって認定されている。</p> <p>以前は、2010年までHSBCトリнкаウス&ブルクハルトで法務副部長およびキャピタル・マーケット法務部長を務め、グローバル・マーケット、OTCデリバティブ、エクイティ・キャピタル・マーケット、アセット・マネジメント、破産法に関するアドバイスに注力していた。</p> <p>ボエム氏は、ボン大学およびケルン高等裁判所で銀行員資格の実習と法学を学び、キャリアをスタートした。ボン大学商法・会社法研究所で3年間研究助手を務め、国境を越えた決済契約の法的側面に関する博士論文を執筆した後、1998年にHSBCトリнкаウス&ブルクハルトの法務部で法務アドバイザーとなった。</p> <p>1999年から2006年までデリバティブに関する作業部会のメンバーを務め、2006年から2010年までベルリンのドイツ銀行協会の金融商品委員会のメンバーを務めた。2011年以降、ドイツ投資ファンド協会(BVI)のEUおよび国際規制問題委員会のメンバーを務めている。さらに、2008年以降、デュッセルドルフ大学で銀行法および投資法の講師を務めている。</p>	<p>非開示</p>
--	------------	--	------------

カリーヌ・フェイペル (Carine Feipel)	取締役	<p>カリーヌ・フェイペル氏は、INSEAD (IDP-C) およびルクセンブルグ取締役協会 (ILA) によって認定されたルクセンブルグの非常勤取締役である。2023年にはILA認定取締役、ファンドガバナンス専門家資格を取得している。</p> <p>フェイペル氏は、弁護士として約30年の経験を有している。同氏は、ルクセンブルグおよびニューヨークにある大手ルクセンブルグ法律事務所でパートナーを務めた後、2014年に独立した。現在は、独立取締役および企業ガバナンスのテーマに注力している。同氏は、銀行(バンク・ド・ルクセンブルグ)、複数の保険会社(AIG、フォワイエ、ウィーリズ、スイス再保険のiptiQ)、投資ファンドおよび管理会社(特にモルガン・スタンレー、フィデリティ、ウェリントン)の取締役会のメンバーを務めている。また、これらの取締役会の一部で議長を務めたり、他の取締役会の監査委員会の議長を務めたりしている。</p> <p>2019年から2023年まで、フェイペル氏はルクセンブルグ取締役協会の会長を務めた。</p>	非開示
-------------------------------	-----	---	-----

<p>トゥオン・ベンジャミン・ラム (Thuon Benjamin Lam)</p>	<p>取締役</p>	<p>ベンジャミン・ラム氏は、ルクセンブルグのCSSFによって任命されたプロフェッショナル公認会計士資格の審査員および試験官のメンバーである。これには、資産運用(UCITSおよびオルタナティブ資産)の筆記および口頭試験問題の作成が含まれる。</p> <p>従前、ラム氏はデロイト・ルクセンブルグでシニア監査パートナーを務め、2017年から2018年まで投資運用および金融サービスグループを率いていた。2018年から2021年まで、ラム氏はデロイト・ルクセンブルグの最大のクライアントグループに対する監査、会計、コンサルティングおよび税務サービス全般を主導していた。ラム氏は1989年から1992年までデロイトUKに勤務し、その間に公認会計士の資格を取得した。</p> <p>ラム氏は、様々なCSSFの委員会に参加し、ルクセンブルグの資産運用業界を発展させるためのシンクタンクグループであるルクセンブルグ政府グループ「Haut Comité de la Place Financière」のメンバーを務めた。また、ラム氏はALFIのメンバーであり、ルクセンブルグ・プライベート・エクイティ協会(LPEA)グループの創設メンバーでもあった。さらに、ラム氏は中国・ルクセンブルグ諮問グループにも参加していた。現在、ラム氏はILA(Institut Luxembourgeois des Administrateurs)のメンバーである。</p>	<p>非開示</p>
--	------------	---	------------

ティモシー・パルメラ (Timothy Palmer)	取締役	ティモシー・パルメラ氏は、2023年3月にHSBCアセット・マネジメントの最高リスク責任者の役職を退任した。パルメラ氏は、資産運用において30年以上の経験を有し、その経験を活かして少ない数の非常勤の役職を継続している。パルメラ氏は、AXAインストメント・マネジャーズでグローバルリスク管理責任者を務めた後、2005年3月にHSBCに入社した。同氏は、サンライフに保険数理士の研修生として入社し、生命保険および年金業務に従事した後、株式投資アナリストとして資産運用に転身した。その後、株式およびマルチアセットファンドマネージャーとなり、最終的にはサンライフ・インベストメント・マネジメントのマネージング・ディレクターとしてサンライフの証券投資事業を担当した。パルメラ氏はその後、AXAインベストメント・マネジメントでいくつかの上級役職を歴任した。彼は保険数理士協会のフェローであり、証券投資協会のメンバーでもある。	非開示
--------------------------------	-----	--	-----

<p>マッテオ・パルディ (Matteo Pardi)</p>	<p>取締役</p>	<p>マッテオ・パルディ氏は、ホールセール・コンチネンタル・ヨーロッパ、パートナーシップおよびHIFLの責任者である。</p> <p>パルディ氏は、2001年にHSBCに入社し、イタリアでHSBCグローバル・アセット・マネジメントの拠点を設立した。2007年にはHSBCアセット・マネジメントの南ヨーロッパ(イタリア、イベリア、ギリシャ)の責任者に就任した。2011年から2013年まで、同氏は、HSBCグローバル・アセット・マネジメントの欧州大陸のホールセール部門の責任者を務めた。2013年から2022年まで、パルディ氏はHSBCグローバル・アセット・マネジメント(フランス)のCEOを務め、複数の欧州大陸諸国を担当した。2022年から2025年まで、彼は国際市場の責任者として、カナダ、メキシコ、アルゼンチン、バミューダ、トルコ、マルタを担当し、アジアパシフィックのCEOの下でインド、中国、台湾をサポートした。2023年2月から2025年まで、パルディ氏は、HSBCアセット・マネジメントのMENA地域も担当している。</p> <p>HSBCに入社する前、パルディ氏は、パリにおいてバンク・ソヴァック・ラザード・グループおよびGEキャピタルで、ミラノでシティグループおよびJPモルガン・アセット・マネジメントで勤務していた。</p>	<p>非開示</p>
-------------------------------------	------------	--	------------

(注) 本投資法人に従業員はいない。本投資法人の独立監査人は、プライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーペラティブ(PricewaterhouseCoopers, Société coopérative)である。

3【外国投資法人に係る法制度の概要】

a. 準拠法の名称

本投資法人は、1915年8月10日付商事会社法(改正済)の下でルクセンブルグにおいて公開有限責任会社(société anonyme)として設立され、変動資本を有する会社型投資信託(SICAV)としての資格を有している。

本投資法人は、2010年法のパートIに基づく譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託の公式リストに登録されている。本投資法人は、2009年7月13日付欧州議会および理事会の通達2009/65/EC(改訂済)に基づく譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(UCITS)としての資格を有する。

b. 2つの主な準拠法の内容

1915年法

1915年法は、FCPの管理会社、および投資法人自身(2010年法により明確に適用除外されていない限り)に適用される。

イ. 会社設立の要件(改正済1915年法第420条の1)

- ・最低1名の株主が存在すること。
- ・公開有限責任会社の資本金の最低額は30,000ユーロ相当額である。

ロ．定款の必要的記載事項（改正済1915年法第420条の15）

定款には、以下の事項の記載が必要とされる。

- (i) 出資者の身元
- () 会社の形態および名称
- () 登録事務所
- () 会社の目的
- (v) 発行済資本および授權資本（もしあれば）の額
- () 当初払込額
- () 発行済資本および授權資本を構成する株式のクラスの記載
- () 記名式、無記名式または電子形式の株式の形態
- () 現金以外の出資の内容および条件、出資者の氏名
- (注) 1915年法では、適格な譲渡可能証券および規制市場で取引されるマネーマーケット商品による出資の場合、公認法定監査人の承認報告書を提出する必要なく、資本の増資が認められている。ただし、実務上、CSSFは集団投資事業体については、依然として当該報告書の提出を要求している。
- () 発起人に認められている特定の権利または特権の内容およびその理由
- () 資本の一部を構成しない株式（もしあれば）に関する記載
- () 取締役および公認法定監査人の選任に関する規約が法の効力を制限する場合、その規約およびかかる者の権限の記載
- () 会社の存続期間
- () 会社が負担する、または会社の設立に際しもしくは設立に伴って支払責任が生じる費用および報酬（その種類を問わない。）の見積

ハ．公募により設立される会社に対する追加要件（1915年法第420条の17）

会社が募集によって設立される場合、以下の追加要件が適用される。

- (i) 設立定款案を公正証書の形式で作成し、これをRESAに公告すること
- () 応募者は、会社設立のために設立定款案の公告から3か月以内に開催される定時総会に招集されること

ニ．発起人および取締役の責任（1915年法第420条の19および第420条の23）

発起人および増資の場合における取締役は、有効に引き受けられなかった部分または25%に達しなかった部分の会社資本の払込み、および会社が1915年法の該当条項に記載されたいずれかの理由によって適法に設立されなかった結果として応募者が蒙る一切の損害につき、それに反する定めがあったとしても、応募者に対し連帯して責任を負う。

本投資法人の設立に関する準拠法は、1915年8月10日付商事会社法（改正済）および2010年12月17日付の集団投資事業に関する法律（改正済）である。

2010年法

2010年法は、2009年7月13日付欧州理事会指令2009/65/EC（ルクセンブルグの投資信託制度における同国法律ならびにその他の変更を2001/107/ECおよび2001/108/ECにより修正済）の規定を組み入れている。

イ．2010年法は、5つのパートから構成されている。

パート UCITS（以下「パート 」という。）

パート その他のUCI（以下「パート 」という。）

パート 外国のUCI（以下「パート 」という。）

パート 管理会社（以下「パート 」という。）

パート UCITSおよびその他のUCIに適用される一般規定（以下「パート 」という。）

- 2010年法は、パート が適用されるUCITSとパート が適用されるUCIを区分して取り扱っている。
- 2010年法パート に基づくUCIは、2013年法に規定するAIFとしての資格を有するのに対して、UCITSは、2013年法の範囲から除外されている。
- ロ．欧州連合のいずれか一つの加盟国内に登録され、2010年法パート に基づき譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(以下「パート ファンド」という。)としての適格性を有しているすべてのファンドは、他のEU加盟国において、その株式または受益証券を自由に販売することができる。
- ハ．2010年法第2条第2項は、同法第3条に従い、パート ファンドとみなされるファンドを、以下のように定義している。
- 公衆から調達した投資元本を譲渡性のある証券または2010年法第41条第1項に記載されるその他の流動性のある金融資産に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運営することを唯一の目的とするファンド、ならびに
 - その受益証券が、所持人の請求に応じて、投資信託の資産から直接または間接に買い戻されるファンド(受益証券の証券取引所での価格がその純資産価格と著しい差異を生じることがないようにするためのUCITSの行為は、かかる買い戻しに相当するとみなされる。)。

4【監督官庁の概要】

本投資法人はCSSFの監督を受けている。監督の概要は次の通りである。

登録の届出の受理

- イ．ルクセンブルグに所在するすべての規制された投資信託/投資法人は、CSSFの監督に服し、CSSFに登録しなければならない。
- ロ．欧州連合加盟国の監督官庁によって承認されるUCITSは、UCITS指令の要件に適合していることが義務付けられる。ルクセンブルグ以外のEU加盟国で設立されたUCITSについては、支払代理人としてルクセンブルグの金融機関が任命されること、かつ、当該UCITSの設立国である当該EU加盟国の監督官庁によりCSSFに対し所定の書類が提出されること(「通知手続き」)により、ルクセンブルグでその受益証券/株式を販売することができる。当該UCITSの設立国であるEU加盟国の監督官庁が当該UCITSに関する通知をCSSFに送付した旨を当該UCITSに通知した時点より、当該UCITSは、ルクセンブルグの市場にアクセスすることができる。
- ハ．外国法に準拠して設立または運営されているオープン・エンド型の投資信託/投資法人がその有価証券を一般投資家向けにルクセンブルグ国内においてまたはルクセンブルグからルクセンブルグ国外へ販売するためには、当該投資信託/投資法人は、当該加盟国において、投資者の保護を保証するために当該国の法律により設けられた監督機関による恒久的監督に服していなければならない。さらに、当該投資信託/投資法人は、2010年法に規定される監督と同等であるとCSSFが判断する監督に服していなければならない。
- ニ．EU加盟国および非EU加盟国のオルタナティブ投資ファンドを機関投資家向けにルクセンブルグにおいて販売する場合は、オルタナティブ投資ファンド運用業者に関する2011年6月8日付命令2011/61/EUおよびその施行規則(以下「AIFM規則」という。)に定められる適用規定ならびにAIFM規則の施行のためのルクセンブルグの法令規則に従って行われるものとする。
- この登録制度は、投資信託/投資法人の登録届出書または募集説明書或いはその投資有価証券の妥当性または正確性の何れをも、ルクセンブルグの当局が承認または否認することを要求するためのものではない。これに反する表示をなすことは認められず、かつ、ルクセンブルグの法律の下では違法行為となる。

ルクセンブルグの投資信託/投資法人の登録の拒絶または取消

投資信託 / 投資法人が適用ある法令およびCSSFが発行する規則または通達を遵守しない場合、公認法定監査人を有しない場合またはその公認法定監査人が投資信託 / 投資法人の受益者 / 株主に対する報告義務およびCSSFに対する開示義務を怠った場合には、登録が拒絶されまたは取消されうる。ルクセンブルグの投資信託 / 投資法人で適切な法およびCSSFが発行する規則又は通達に適合していないことが判明したものは、登録を拒絶され、または、取消され得る。また、ルクセンブルグの投資信託 / 投資法人のマネージャーまたは投資信託 / 投資法人もしくは管理会社の取締役がCSSFにより要求される義務の履行のための専門的能力および信用についての十分な保証の証明をしない場合、登録は拒絶されうる。

登録が取消された場合、ファンドがルクセンブルグのファンドである時は、投資信託 / 投資法人はルクセンブルグの地方裁判所の決定により解散および清算されうる。

目論見書等の提出および電子識別

投資信託 / 投資法人の受益証券 / 株式の販売に際し使用される目論見書もしくは販売文書等は、その使用の前にCSSFに提出されなければならない。CSSFは、固有の識別番号および電子識別日付を記載することにより、関連する目論見書を識別する。CSSFは、適用される規制に記載されている事項以外の事項を文書に追加するよう要求する権利を留保する。CSSFの行為を、宣伝に利用することは禁止されている。

財務状況、その他の情報に関する監査

投資ファンドの財務状況、投資家に提供される情報、およびCSSFに提供される情報の正確性を確保するため、投資ファンドは、公認法定監査人の監査を受け、CSSFに提出されなければならない。

公認法定監査人は、投資信託 / 投資法人の財務に関する情報が財政状態を適正に表示していないと判断した場合には、その旨をCSSFに直ちに報告する義務を負う。さらに、公認法定監査人は、CSSFが要求するすべての情報（投資信託 / 投資法人の帳簿その他の記録を含む。）をCSSFに提出しなければならない。

5【その他】

a . 定款の変更

本定款は、ルクセンブルグの法律において定められる定足数および多数決要件に従い、投資主総会によって随時変更することができる。いずれかのサブ・ファンドまたはいずれかのクラスの投資証券の保有者の権利に影響を及ぼす変更は、さらに、かかる関連するサブ・ファンドまたはクラスに関する前述の定足数および多数決要件に従うものとする。

b . 事業譲渡または事業譲受

サブ・ファンドの合併または分割は、取締役会が合併 / 分割の決定を当該クラスの投資主総会に付議することを決定しない限り、取締役会が決定する。この投資主総会には定足数は要求されず、投票総数の単純過半数によって決定される。

サブ・ファンドの合併の結果、本投資法人が消滅する場合、合併は定足数を必要としない投資主総会で決定されるものとし、その決定については投票総数の単純過半数で投資主の承認を得なければならない。

c . 出資の状況その他の重要事項

該当事項なし。

d . 訴訟事件その他の重要事項

訴訟事件その他本投資法人に重要な影響を及ぼすことが予想される事実はない。

第2【手続等】

1【申込(販売)手続等】

() 海外における申込手続等

申込み

初めて投資証券を購入する投資家は、適式に申込書に記入し、署名しなければならない。その後の投資証券の購入は、書簡、ファックスまたは事前の合意により電話で行うことができ、電話の場合は書面での確認が必要となる可能性がある。

販売者を通じて投資証券を購入する投資家は、販売者の口座開設要件の対象となることに留意すべきである。

以下または英文目論見書に別段の規定がある場合を除き、取引日における以下に定める適切な取引締切時間より前に、本投資法人に対して(登録・名義書換代行会社に直接、または販売者を通じてかを問わない。)行われたいずれかのサブ・ファンドの投資証券への申込みは、受諾された場合、通常、当該取引日に完了する。

注文の発行場所における取引締切時間

特定のサブ・ファンドに関して英文目論見書に別段の規定がある場合を除き、取引締切時間は取引日の午前10時(ルクセンブルグ時間)である。

登録・名義書換代行会社によって上記の締切時間の後に受領された申請は、通常、次の取引日に取り扱われる。

登録・名義書換代行会社によって取引日以外の日に受領された申請は、次の取引日に取り扱われる。

書類に不足がある場合、申請は、適切な取引日に、取引締切時間を考慮の上、関連する書類の受領をもって取り扱われる。

投資主は、通常、購入または申込み後に投資証券をさらに転換しまたは買い戻すまでに最大3営業日を見込むべきである。

販売会社または副販売者(ノミニー・サービスの提供者を含む。)を通じて取引を行う投資者および投資主は、上記の取引締切時間まで取引を行う権利を有するものとする。販売会社、副販売者およびノミニーは、合計された注文書を管理会社との間で随時合意される合理的な期間内に本投資法人に送信するものとする。

受諾

本投資法人または管理会社は、申込み申請の全部または一部を拒否する権利を留保する。

申込みが拒否された場合、申込金またはその残高は、申込人の費用負担で、拒否されてから5本投資法人営業日以内に申込者の危険負担により無利息で返還される。

マネー・ロンダリング防止およびテロ資金調達防止

マネー・ロンダリングおよびテロ資金調達の防止に関するルクセンブルグの2004年11月12日付法(改正済)その他の適用ある法令ならびにルクセンブルグ監督当局の関連する通達に基づき、金融セクターの専門家に対し、マネー・ロンダリングおよびテロ資金調達目的での本投資法人等の集団投資事業の利用を防止する義務が課されている。かかる規定により、ルクセンブルグの集団投資事業の登録代理人は、原則として、ルクセンブルグの法令に従い、申込者の身元確認を行うものとする。

登録代理人は、申込者に対し、かかる本人確認を実施するために必要と判断するいかなる書類(適式に記入され、署名された申込書類の原本を含むが、これに限定されない。)の提供も要求することができる。

申込者が要求された書類の提供を遅延した場合、または、当該書類を提供しなかった場合、申込み（または場合により買戻し）の申請は受諾されない。本投資法人または登録・名義書換代行会社のいずれも、投資者が書類を提供しなかったことまたは不完全な書類を提供したことによる取引の処理の遅れまたは非処理に対する一切の責任を負わない。

投資主は、関連する法令に基づく継続的なデュー・デリジェンス要件に従って、随時、本人確認のための追加書類または更新された書類の提供を求められる場合がある。

新規の各投資者は、申込書に記入する必要がある。各投資者が提供する本人確認書類の一覧は、CSSFの通達および規則（随時行われる変更を含む。）に定められるマネー・ロンダリング防止（以下「AML」という。）および顧客確認（以下「KYC」という。）要件ならびに管理会社と登録・名義書換代行会社の間で合意されるAMLおよびKYCガイドラインに基づいている。これらの要件は、（例えば、ルクセンブルグにおいて新たな規制が導入された場合に）変更される可能性がある。

投資者は、申込みの受諾の前に、身元確認のための追加的な書類の提供を求められる場合がある。

投資主が、マネーロンダリング防止目的または英文目論見書において詳細を開示するその他類似の目的のために追加情報の提供を求められた場合、本投資法人は、当該情報の要求が本投資法人の満足する形式で充足されるまで、利息を付すことなく、譲渡請求および処理済みの買戻請求の手取金の支払いを留保することを決定することができる。投資者が要求される書類の提供を拒否した場合、申込みは受諾されない。

買戻手取金が支払われる前に、登録・名義書換代行会社は、ルクセンブルグの規則を遵守するための書類の原本またはその認証謄本を要求することができる。

実質的所有者登録簿の開設を定めるルクセンブルグの2019年1月13日法に従い、本投資法人は、ルクセンブルグの実質的所有者登録簿に対して一定の情報を提供することが必要となる場合があることに、投資主は留意されたい。関連当局および一般公衆は当該登録簿および本投資法人の実質的所有者の関連情報（氏名、生年月、居住国および国籍を含む。）にアクセスすることができる。同法は、マネーロンダリングおよびテロ資金調達の防止に関するルクセンブルグの2004年11月12日法（改正済）に基づく経済的受益者を基準として、実質的所有者を、本投資法人の投資証券の25%超を所有する投資主またはその他本投資法人を支配する投資主と定義している。

国際制裁の遵守

本投資法人は、すべての適用ある制裁法（以下に記載する。）を遵守することが要求される。かかる遵守を確実にするため、本投資法人は、HSBCグループのグローバル制裁方針を採用している。かかる方針に従い、登録・名義書換事務代行会社は、米国財務省外国資産管理局によるSDN（特別指定国民）リスト、欧州連合による統合リストおよび香港金融管理局によるリストと照合して、すべての投資証券の申込者および申込資金に係るすべての既知の実質的所有者をスクリーニングするものとする。

かかるリストとの一致の可能性がある場合には、登録・名義書換代行会社は、既存の投資者または新たな申込人がスクリーニングで警告された者であるか否かを審査するのに必要な追加の情報をかかる者に請求することができる。もしも一致する場合、本投資法人は、既存の投資者に対しては本投資法人への投資を買戻し、新規申込者に対しては、申込みを拒絶することを決定することができる。当該情報の提供に不合理な遅延が生じた場合または当該情報が提供されない場合には、かかる既存の投資者の保有は買い戻されるか、拒絶される。

英文目論見書に規定される義務の本投資法人による履行が適用ある制裁法により禁止されているか、禁止されることになった場合にはその範囲で、本投資法人は、当該義務（買戻請求に応じることを含む。）を履行する義務を負わないものとする。

制裁法には以下が含まれる。

1. 欧州連合の機能に関する条約第215条に基づき採択されたEU規則、および当該規則を実施し、当該規則に関する罰則を定め、またはその他当該規則に完全な効力を与えるために、欧州連合の加盟国により採択される法律
2. 国連安全保障理事会による国連憲章第VII章に従い可決された制裁決議、ならびに当該制裁決議に法的効力を与えるための取引・金融・経済上の制裁法または禁輸
3. 米国、英国、欧州連合、香港金融管理局またはその他該当する政府の関連当局によるその他の取引、金融、経済上の制裁法または規制(米国の二次的制裁を含む。)

決済

現金の場合

決済は、申込者の氏名を引用し、決済金が支払われる適切なサブ・ファンドおよび投資証券クラスを記載した上で、関連するコルレス銀行に対する銀行手数料を控除した電子送金により行われるべきである。関連するコルレス銀行の詳細は、申込書に記載されているか、または販売取扱会社から入手することができる。

販売員に対し、または香港特別行政区においては香港特別行政区の証券先物法(以下「証券先物法」という。)に基づくタイプ(証券取引)規制対象活動を行う認可を受けている者もしくは当該活動を行うために証券先物法に基づき登録されている金融機関ではない仲介機関に対し、いかなる金銭の支払いも行わない。

現物の場合

取締役会は、その裁量により、有価証券を申込みの有効な対価として認めることを決定することができる。ただし、これらの有価証券が関連するサブ・ファンドの投資方針および投資制限に従うことを条件とする。かかる有価証券は、ルクセンブルグの法律および規制要件(本投資法人のルクセンブルグにおける監査人からの臨時報告書を含む。)に従って独自に評価される。現物での申込みにより生じる追加の費用は、該当する申込者により単独で負担される。

決済通貨

申込みの支払いは、当該投資証券クラスの参照通貨、または利用可能な場合、取引通貨でのみ行うことができる。

投資証券クラスの参照通貨または当該投資証券クラスについて利用可能な取引通貨以外の通貨での申込みの支払については、当該通貨とサブ・ファンドの基準通貨間の外国為替取引が必要となる。この運用は、当該取引日に適用される為替レートを基準として、当該申込者の費用負担で、販売会社または登録・名義書換代行会社により手配される。

申込みの支払いが行われるこれらの通貨を、以降「決済通貨」という。

投資証券の配分

投資証券は暫定的に割り当てられるが、本投資法人によりまたはその指図に従って決済資金が受領されるまでは配分されない。

特定のサブ・ファンドに関して英文目論見書に別段の規定がある場合を除き、決済資金は、以下に定める期限までに、本投資法人により、またはその指図に従いコルレス銀行により、決済通貨で受領されなければならない。

サブ・ファンド	決済資金の受領期限
----------------	------------------

債券 株式 シャリーア適格 その他	<p>申込みの受領後3本投資法人営業日後。ただし、以下の場合を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申込みが取引日以外の日に受領された場合(この場合、当該申込みは翌取引日に取り扱われ、期限はその後3本投資法人営業日後となる。) ・3本投資法人営業日目が決済通貨の主な金融中心地における銀行の営業日ではない場合(この場合、決済資金の受領は、特定のサブ・ファンドに関して英文目論見書に別段の規定がある場合を除き、決済通貨の主な金融中心地における銀行が営業している翌本投資法人営業日となる。) <p>以下に該当する場合、上記に定義する決済期間が適用され、延長されない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取引日と決済日の間のいずれかの日が取引日でない場合 ・決済日が取引日でない場合 ・取引日が決済通貨の主な金融中心地における銀行の営業日ではない場合 ・取引日と決済日の間のいずれかの日が決済通貨の主な金融中心地における銀行の営業日ではない場合
----------------------------	---

申込者により適時に決済が行われない場合、申込みは失効し、申込者またはその金融仲介機関の費用負担により取り消される可能性がある。

申込者が適時に申込価格を決済しない場合、不履行申込者に対して投資証券は発行されず、当該不履行申込者は投資証券に関する権利による利益を享受する権利を有しないものとする。

決済日までに適時の決済を実行しない場合、または当該期限の前に、本投資法人、その代理人または委託者の意見により、投資者に影響を及ぼし、その結果、投資者が前述の期限内に募集価格を支払う立場にない、または支払う意思がない状況となる可能性が高い事由を本投資法人が認識した場合、本投資法人/管理会社は、()自らの裁量により、事前通知なしに、投資者の費用および経費負担で、買戻しにより投資証券を取り消す権利を有する可能性があり、また、()不履行申込者もしくはその金融仲介機関を提訴するか、または本投資法人/管理会社が被った費用、経費もしくは損失を申込者の既存の保有分から控除することになる可能性がある。

募集価格と買戻価格との間の不足額、および本投資法人、その代理人または委託先が本投資法人の権利を行使するために負担した費用および/もしくは経費ならびに/または損失は、本投資法人、その代理人または委託先が被った損害を補償するために、書面による要求に応じて、投資者により、本投資法人、その代理人または委託先に対して支払われる必要がある。買戻手取金が募集価格および前述の費用、経費または損失を上回る場合、その差額は本投資法人、その代理人または委託先によって留保される場合がある。買戻手取金および投資者から実際に回収した金額が募集価格を下回る場合、当該不足額は本投資法人、その代理人または委任者が負担する。募集価格を受領するまでの間、当該投資証券の譲渡または転換は認められず、議決権および分配金の支払いを受ける権利は停止される。

本投資法人に対する申込者の保有分から申込者に対して返還可能な金銭は、上記の期限内に申込金が決済されないことにより本投資法人/管理会社が被った費用または損失を計算に入れて相殺される可能性がある。

投資家は、申込書に詳述される申込みに適用される諸条件を参照すべきである。

約定書

約定書は、取引の成立後実務上可能な限り速やかに、郵送またはファックスで投資主に送付される。

投資証券の形式

投資証券は記名式のみで発行され、投資証券の確認書のみが申込者に送付される。本投資法人は、無記名投資証券の発行を行っていない。

記名式投資証券について、適切な場合、投資証券の端数が配分される。

帳簿形式での記名式投資証券は、クリアストリームまたはユーロクリアのプラットフォームに預け入れられる可能性がある。

() 日本における販売

日本においては、募集期間中の営業日で、また日本における販売会社の営業日ならびに日本の通常の銀行の営業日である日に申込みの取扱いが行われる。原則として、日本における販売会社の申込受付時間は午後4時までとする。日本における販売会社の営業日であっても、その営業日を含んで、またはその前後で、日本における銀行の休業日が連続する場合(ゴールドデンウィーク、年末年始等)等、払込日までに保管受託銀行への払込みができない場合には、日本における販売会社が申込みを受け付けられない場合がある。詳細については、日本における販売会社に照会することができる。

日本における販売会社または販売取扱会社は、「外国証券取引口座約款」を投資者に交付し、当該投資者から当該口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨の申込書の提出を受ける。販売の単位は、日本における販売会社が定める。

サブ・ファンドの投資証券1口当たりの販売価格は、関連する取引日における投資証券1口当たり純資産価格である。日本における約定日は日本における販売会社が当該注文の成立を確認した日であり、約定日(同日を含む。)から起算して4営業日目に、契約に従い受渡しを行うものとする。投資者は、約定日から起算して日本での4営業日目までに申込金額および申込手数料をUBS SuMi TRUSTに支払うものとする。日本国内における申込手数料は、申込価額の1.65%(税抜き1.50%)を上限とする。

日本における販売会社または販売取扱会社は、投資証券の保管を日本における販売会社または販売取扱会社に委託した投資者の場合、購入価格と引換えに投資者に対して取引報告書を交付する。申込みの支払は、当該投資証券クラスの参照通貨、または利用可能な場合、取引通貨で行われる。日本における販売会社または販売取扱会社の応じ得る範囲で投資者の希望する通貨で支払うこともできるが、当該通貨との換算は、裁量により日本における販売会社および販売取扱会社が決定するレートによるものとする。なお、日本証券業協会の協会員である販売取扱会社は、ファンドの純資産が1億円未満となる等協会会の定める外国証券取引に関する規制中の「外国投資信託受益証券の選別基準」に投資証券が適合しなくなったときは、投資証券の日本における販売を行うことができない。

前記「() 海外における申込(販売)手続等」の記載は、適宜、日本における販売手続等にも適用されることがある。

2【買戻し手続等】

() 海外における買戻し手続等

請求

買戻請求は、登録・名義書換代行会社に直接または販売会社を通じて、本投資法人に対して行われなければならない。

買戻請求は、書簡、ファックスまたは事前に合意した後に電話で行うことができ、電話の場合は書面での確認が必要となる。買戻請求には、投資主の氏名および個人口座番号、買戻す投資証券の口数または各サブ・ファンドに関して調達される現金額のいずれかならびに買戻手取金の送金に関する特別な指示を記載しなければならない。

以下または英文目論見書に別段の規定がある場合を除き、取引日における以下に定める適切な取引締切時間より前に、本投資法人に対して(登録・名義書換代行会社に直接、または販売者を通じてかを問わない。)行われた買戻請求は、受諾された場合、通常、当該取引日に完了する。

注文の発行場所における取引締切時間

特定のサブ・ファンドに関して英文目論見書に別段の規定がある場合を除き、取引締切時間は取引日の午前10時(ルクセンブルグ時間)である。

登録・名義書換代行会社によって上記の締切時間の後に受領された申込みは、通常、次の取引日に取り扱われる。

登録・名義書換代行会社によって取引日以外の日に受領された申込みは、次の取引日に取り扱われる。

書類に不足がある場合、申込みは、適切な取引日に、取引締切時間を考慮の上、関連する書類の受領をもって取り扱われる。

販売会社または副販売者(ノミニー・サービスの提供者を含む。)を通じて取引を行う投資者および投資主は、上記の取引締切時間まで取引を行う権利を有するものとする。販売会社、副販売者およびノミニーは、合計された注文書を管理会社との間で随時合意される合理的な期間内に本投資法人に送信するものとする。

決済

現金の場合

特定のサブ・ファンドに関して英文目論見書に別段の規定がある場合を除き、買戻手取金は、以下に定める期限までに、決済通貨で支払われるものとする。

サブ・ファンド 買戻手取金の受領期限

債券

申込み後3本投資法人営業日後。ただし、以下の場合を除く。

株式

・申込みが取引日以外の日に受領された場合(この場合、当該申込みは翌取引日に取り扱われる。

シャリーア適格

・3本投資法人営業日目が決済通貨の主な金融中心地における銀行の営業日ではない場合(この場合、決済資金の受領は、特定のサブ・ファンドに関して英文目論見書に別段の規定がある場合を除き、決済通貨の主な金融中心地における銀行が営業している翌本投資法人営業日となる。)

その他

以下に該当する場合、上記に定義する決済期間が適用され、延長されない。

- ・取引日と決済日の間のいずれかの日が取引日でない場合
- ・決済日が取引日でない場合
- ・取引日が決済通貨の主な金融中心地における銀行の営業日ではない場合
- ・取引日と決済日の間のいずれかの日が決済通貨の主な金融中心地における銀行の営業日ではない場合

支払いが投資主の請求により電信送金で行われる場合、これにより発生するあらゆる費用は投資主が負担する。買戻手取金の支払いは、投資主の危険負担により行われる。

現物の場合

投資主の請求に応じて、または、取締役会により決定された場合、本投資法人は、投資主全員の利益、発行体の業種、発行国、流動性ならびに市場性および分配される投資対象が取り扱われている市場ならびに投資対象の重要性を十分に考慮した上で、監査人からの臨時報告書に従い(ただし、当該報告書が法令により要求される範囲に限る。)、現物で買戻しを行うことを選択することができる。

投資先ポートフォリオ資産の分配は、関連するサブ・ファンドの純資産価額に対する投資主の保有割合に基づき、全銘柄(市場ロットに従う。)の比例配分により行われる。投資主が株式を受け取ることができない場合、本投資法人は配分された株式の売却を手配し、その後の売却手取金は投資主に譲渡される。かかる取決めにより、投資主は、当該日の公式純資産価額ではなく、売却手取金に基づく1口当たりの価額を受け取ることになることに留意すべきである。

現物での買戻しにより生じる追加の費用は、該当する投資主により単独で負担される。

決済通貨

買戻しの支払いは、参照通貨、または利用可能な場合、当該取引通貨で行うことができる。

投資証券クラスの参照通貨または投資証券クラスについて利用可能な取引通貨以外の通貨での申込みの支払については、当該通貨とサブ・ファンドの基準通貨間の外国為替取引が必要となる。この運用は、当該取引日に適用される為替レートを基準として、当該投資主の費用負担で、販売者または登録・名義書換代行会社により手配される。

買戻しに係る支払いが行われるこれらすべての通貨を、以降「決済通貨」という。

通貨市場の著しい混乱時などの例外的な状況において、本投資法人が買戻しの支払いをある投資証券クラスの参照通貨または取引通貨で行うことが不可能である場合、本投資法人は、かかる支払いを当該サブ・ファンドの基準通貨でのみ行う権利を留保する。

約定書

約定書は、取引の成立後実務上可能な限り速やかに、郵送またはファックスで投資主に送付される。

強制買戻し

買戻しおよび/または転換の結果、ある投資証券クラスの投資主の残余保有分の価額が上記「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 外国投資法人の概況 (2) 外国投資法人の目的及び基本的性格 d. 投資証券クラスの詳細」に定める最低保有要件を下回る場合、管理会社は、当該投資証券クラスにおける当該投資主の保有分のすべてを強制的に買い戻すことを決定することができる。

ゲーティングおよび買戻しの延期

限られた期間内に大量の買戻しの申込みを受領した結果として本投資法人のポートフォリオの流動性が減少した場合、本投資法人の残存する投資者がこれによる不利益を被らないことを確保するために、本投資法人または管理会社は、買戻しに応じるための秩序ある有価証券の処分が可能となるように、以下に定める手続きを適用することができる。

投資主の公正かつ平等な取扱いに配慮して、本投資法人または管理会社が、いずれかのサブ・ファンドの純資産総額の10%以上に当たる投資証券の買戻し請求を受領した場合、以下のとおりとする。

1. 本投資法人または管理会社は、いかなる取引日においても、各サブ・ファンドの純資産総額の10%以上に相当する口数の投資証券の買戻しを行う義務を負わないものとする。本投資法人が、ある取引日に、それを上回る数の投資証券の買戻し請求を受領した場合、当該10%の制限を超える買戻しは、本投資法人または管理会社は、連続で7取引日まで延期することができる旨を宣言することができる。当該取引日において、当該請求は、その後の請求に優先して応じられる。
2. 週次評価を行うサブ・ファンドの場合、買戻しは、連続3回の純資産総額の計算を上限として延期することができる。
3. 隔月評価を行うサブ・ファンドの場合、買戻しは、連続2回の純資産総額の計算を上限として延期することができる。
4. 本投資法人または管理会社は、買戻し請求を受領した投資証券に限りなく近い比率でサブ・ファンドの資産を売却することを選択することができる。本投資法人または管理会社がかかる選択権を行使する場合には、投資証券の買戻し申請を行った投資主に対する支払額は、かかる売却または処分の後に計算される投資証券1口当たり純資産価格に基づくことになる。支払いは、当該売却が完了し、本投資法人が売却手取金を自由に交換可能な通貨で受領した後、直ちに行われる。ただし、本投資法人による売却手取金の受領は遅延される可能性があり、最終的な受領金額は、通貨価値の変動の可能性や、一定法域からの資金の引上げが困難となることを理由として、当該取引時点で計算された投資証券1口当たり純資産価格を必ずしも反映していない可能性がある。(上記「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 3 投資リスク a. リスク要因」を参照のこと。)

() 外国為替規制などの(ただし、これに限定されない。)特定の法規定がある場合、または買戻し請求が行われた国への買戻し手取金の送金が不可能となるような、本投資法人の支配が及ばない状況が存在する場合、または() 買戻しを請求している投資主(例えば、マネーロンダリング防止もし

くはKYCチェックを遵守していない投資主)に対しては、買戻手取金の支払いが遅延される場合がある。

取消しの権利

一旦提出された買戻請求は、下記「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要 (1) 資産の評価」に定めるとおり投資証券の発行が一時停止された場合、または前述のとおり、関連するサブ・ファンドの投資証券を買い戻す権利が延期された場合にのみ、申込人によって完全に取消すことができる。

マーケット・タイミング取引の防止およびその他の投資主保護措置

マーケット・タイミング取引はすべての投資主の利益に悪影響を与える可能性があるため、本投資法人は、マーケット・タイミング取引に関連する投資であると認識した場合には、かかる投資を認めない。

一般的に、マーケット・タイミングとは、時差および/または純資産総額の決定方法の不完全性もしくは欠陥性を利用することにより、あらかじめ決定されている市場指標に基づき投資証券またはその他の有価証券の売買または交換を行う個人もしくは企業または個人もしくは企業のグループの投資行動をいう。またマーケット・タイミング取引を行う者には、あるタイミングのパターンに追随しているとみなされるか、または頻繁な、もしくは大量の交換を特徴とする有価証券取引を行う個人または個人のグループも含まれる。

したがって、管理会社は、適切と判断する場合はいつでも、既存の裁量権を行使して、以下を決定するか、または登録・名義書換代行会社および/もしくは管理事務代行会社(場合に応じる。)に、以下の措置の一部もしくは全部を実行させることができる。

1. 登録・名義書換代行会社は、ある個人または個人のグループがマーケット・タイミング取引へ関与しているとみなすことができるか否かを確定する目的で、共通の所有または支配に属する投資証券を統合する場合がある。したがって、管理会社は、登録・名義書換代行会社をして、管理会社がマーケット・タイミング取引を行う者とみなす投資者からの投資証券の乗換請求および/または申込請求を拒否させる権利を留保する。
2. サブ・ファンドが主に投資する市場の取引が当該サブ・ファンドの評価時点において終了している場合、管理会社は、市場にボラティリティが発生している期間は、以下の規定に従って、管理事務代行会社をして、下記「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要 (1) 資産の評価」の「投資証券の価格ならびに価格および純資産価額の公表」に概説する「公正価格調整」に従って当該サブ・ファンドの投資対象のより正確な公正価格を反映させるために投資証券1口当たり純資産価格の調整を行わせるか、または、下記「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要 (1) 資産の評価」に明記する一定の状況においては、当該サブ・ファンドに関して、投資証券1口当たり純資産価格の計算ならびに発行、配分、買戻しおよび転換を停止させる場合がある。
3. サブ・ファンドが主に投資する市場が休場しているか、取引が実質的に制限または停止されている場合には、管理会社は、当該サブ・ファンドに関する投資証券1口当たり純資産価格の計算ならびに投資証券の発行、配分、償還および買戻しを停止させる場合がある(下記「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要 (1) 資産の評価」を参照のこと。)
4. 投資者がマーケット・タイミング活動または他の投資主が不利となるような積極的取引を行ったと管理会社が合理的かつ誠実に判断する場合には、管理会社は、英文目論見書に記載する報酬に加えて、買い戻されたかまたは交換された投資証券の純資産価額の2.00%を上限とする手数料を課すことができる。当該手数料は、関連するサブ・ファンドに計上される。

() 日本における買戻し

日本における受益者は、原則として、営業日でかつ日本における販売会社の営業日かつ日本の通常の銀行の営業日に買戻請求をすることができる。買戻請求は、手数料なしで日本における販売会社を通じ、管理会社に対し行うことができる。原則として、日本における販売会社の買戻受付時間は午後4時までとする。ただし、日本における販売会社の営業日であっても、その営業日を含んで、またはその前後で、日本における銀行の休業日が連続する場合(ゴールデンウィーク、年末年始等)等、日本における販売会社が買戻請求を受け付けられない場合がある。

投資証券1口当たりの買戻価格は、関連する取引日における投資証券1口当たり純資産価格である。買戻代金は、口座約款の定めるところに従い、日本における販売会社または販売取扱会社を通じて、買戻請求が行われた営業日後4営業日目に支払われる。買戻代金は円貨で支払われる場合、表示通貨との換算は裁量により日本における販売会社および販売取扱会社が決定するレートによるものとする。また、日本における販売会社または販売取扱会社が応じ得る場合は当該受益者の希望する通貨で支払うこともできる。投資証券の買戻しは原則として1口以上0.001口単位とする。

前記「() 海外における買戻し手続等」の記載は、適宜、日本における買戻し手続等にも適用されることがある。

3【乗換え手続等】

() 海外における買戻し手続等

請求

特定のサブ・ファンドに関して英文目論見書に別段の規定がある場合を除き、投資主は、英文目論見書に記載するとおり、自らが転換先のクラス投資証券の適格基準を満たすことを条件として、あるサブ・ファンドの投資証券の全部または一部を別のサブ・ファンドの投資証券に転換する権利を有し、また、あるサブ・ファンドのあるクラス投資証券を、当該サブ・ファンドの別のクラス投資証券もしくは別のサブ・ファンドのクラス投資証券に転換することもできる。

本投資法人は、転換申請の全部または一部を拒否する権利を留保する。

登録・名義書換代行会社によって取引締切時間の前に受領された請求は、当該取引日に処理される。

登録・名義書換代行会社によって取引締切時間の後に受領された請求は、次の取引日に処理される。

転換請求は、投資主の転換元のサブ・ファンドの次の取引日であり、かつ、転換先のサブ・ファンドの取引日でもある日に実行される。ただし、特定の取引締切時間が設定されているサブ・ファンドについては、英文目論見書に記載する取引締切時間に従って転換請求が実行される。例えば、投資主が毎日取引されるサブ・ファンドから月2回取引されるサブ・ファンドに転換する場合、投資主が転換元のサブ・ファンドに可能な限り長く投資し続けられるように買戻しが処理され、転換請求は、転換先のサブ・ファンドの次の取引日に合わせてのみ実行される。

転換の指示に従うことにより、いずれかのクラスにおける残存保有額が当該クラスの最低保有額を下回る場合、管理会社は、転換請求が処理される日に適用される買戻価格で残存投資証券を強制的に買い戻し、その代金を投資主に支払うことができる。

資本累積型投資証券の投資主は、自己の保有投資証券を、同一または別のサブ・ファンドの分配型投資証券に転換することができ、逆もまた同じとする。ポートフォリオ通貨ヘッジ付投資証券クラスまたは基準通貨ヘッジ付投資証券クラスの投資主は、自己の保有投資証券を、同一または別のサブ・ファンドのヘッジされていない投資証券クラスに転換することができ、逆もまた同じとする。

転換される投資証券の価値の1%を上限とする転換手数料が、関連する販売者に対して支払われる可能性がある。

投資証券1口当たり純資産価格が異なる通貨で表示されているために通貨換算を行う必要がある場合、関連する取引日の通貨換算レートが用いられる。

本投資法人の投資主が、販売手数料が通常は支払われないかまたは低額である投資証券クラスに当初投資を行い、その後、販売手数料がより高額な同一のまたは異なるサブ・ファンドの投資証券クラスに転換する場合、かかる転換には、当該投資証券クラスに直接投資した場合に通常支払われ、かつ、販売会社または副販売者の裁量により適用される販売手数料が課される場合がある。

記名式投資証券の端数は、転換時に、小数点第3位まで発行される。

転換の延期

本投資法人または管理会社は、関連するサブ・ファンドから他のサブ・ファンドへの投資証券の転換請求を受諾することがサブ・ファンドの既存の投資主にとって不利益になると判断した場合、「2 買戻し手続等()海外における買戻し手続等」の「ゲーティングおよび買戻しの延期」と題する見出しの項に記載する関連する延期規定に従って、かかる投資証券に関する申込みの全部または一部を延期することを決定することができる。

()日本における乗換え

日本における投資主は、自己の投資証券から本投資法人の他のサブ・ファンドまたは他のクラスの投資証券に乗換えを行うことができない。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

純資産価額の計算の停止ならびに投資証券の発行、配分、転換、償還および買戻しの停止

管理会社は、本投資法人を代理して、またクラス/サブ・ファンドの投資主の最善の利益を考慮しつつ、クラス/サブ・ファンドに関する投資証券1口当たり純資産価格の計算および/またはサブ・ファンドに関する投資証券の発行、配分、転換、償還および買戻し、ならびにあるサブ・ファンドのあるクラスに関して、投資証券を別のサブ・ファンドの投資証券(または当該サブ・ファンドのあるクラス)に転換する権利(上記「第2 手続等 3 乗換え手続等() 海外における買戻し手続等」に記載のとおり。)を、以下の期間中停止することができる。

- 当該時点で関連するサブ・ファンドの投資対象の重要部分(例えば、20%以上)が建値されている主要な市場または証券取引所が閉鎖されるか、取引が実質的に制限または停止されている期間
- 本投資法人による関連するサブ・ファンドの投資対象の処分が不可能になるような緊急事態に当たる状況が存在する期間
- 関連するサブ・ファンドのいずれかの投資対象の価格またはいずれかの市場もしくは証券取引所での時価を決定する際に通常採用されている通信手段が故障している期間
- いずれかの関連するサブ・ファンドの投資対象の現金化または払戻しに関係するまたは関係する可能性のある金銭の送金が不可能である期間
- 本投資法人またはいずれかのサブ・ファンドもしくはクラスを清算する場合または清算する可能性がある場合は、()ファンドまたはサブ・ファンドもしくはクラスの清算の決議案が提案される予定である株主総会の通知または()本投資法人もしくはいずれかのサブ・ファンドもしくはクラスの清算が取締役会によって決定された場合は当該清算の通知がなされる日以降
- 取締役会の意見により、本投資法人のいずれかのサブ・ファンドの投資証券の取引の継続が当該投資主にとって実行不可能または不公正となるような、本投資法人の支配の及ばない状況が存在する期間
- 関連するサブ・ファンドの資産の重要部分を占める原資産ファンドの1口当たり純資産総額の決定が停止されている期間
- 関連するサブ・ファンドの資産の重要部分を占める金融デリバティブ商品の原資産である指数の公表が停止されている期間
- 取締役会が投資主の保護のために正当化されると判断した合併の場合
- 当該停止をしなければ、本投資法人またはその投資主が本来被ることのない租税債務を負うか、本投資法人またはその投資主が本来負うことのないその他の金銭上の不利益もしくはその他の損害を被る結果となる可能性があるその他の状況が存在する場合
- その他の理由により、当該サブ・ファンドの勘定で保有もしくは約定される投資対象の価格を合理的に、速やかにまたは公正に確定することができないと取締役会が考える場合
- ルクセンブルグの適用ある法令に従い、関連するサブ・ファンドが投資するマスターUCITSとして適格であるファンドの投資証券の発行、配分および買戻しが停止されているか、当該投資証券の転換権が停止されているか、または当該投資証券の純資産総額の計算が停止されている期間

本投資法人は、本投資法人を清算に至らしめるような事由の発生の際には、またはCSSFの命令があった時は、直ちに投資証券の発行、配分、転換および買戻しを停止することができる。

2010年法に従って、以下の場合には投資証券の発行および買戻しが禁止される。

- () 本投資法人に保管機関がない期間、および
- () 保管銀行が清算されるか破産が宣告された場合、もしくは債権者との協議や支払いの停止を行おうとしている場合、裁判所の監督下に置かれる場合または同様の手続きの対象となる場合

自らの投資証券の転換、償還または買戻しを請求していた投資主は、かかる停止および停止の終了につき書面で速やかに通知される。

投資主は、純資産総額の計算が停止されている場合には、転換請求、償還請求および買戻請求を取り消すことができる。

投資証券の価格ならびに価格および純資産価額の公表

評価

特定のサブ・ファンドに関して英文目論見書に別段の規定がある場合を除き、投資証券1口当たり純資産価格は、参照通貨建てで、関連するサブ・ファンドの投資証券の関連するクラス投資証券の純資産総額に基づき各取引日に計算される。

本「(1)資産の評価」に記載する一定の場合には、投資証券1口当たり純資産価格の決定が停止される可能性があり、かかる停止期間中、停止が適用されるサブ・ファンドのいかなる投資証券も発行されることはできず、または配分されることはできず（配分済みのものを除く。）、転換、償還もしくは買い戻されることはできない。投資証券1口当たり純資産価格の計算の詳細については以下に記載する。

価格調整

サブ・ファンドの純資産価額は、価格調整レートを用いて上方調整または下方調整される場合がある。

価格調整についての詳細情報は、本「(1)資産の評価」の「希薄化防止メカニズム」に記載する。

募集価格

各クラスの投資証券の募集価格は、関連するクラスの投資証券1口当たり純資産価格を基礎として、関連する場合は価格調整（本「(1)資産の評価」の「希薄化防止メカニズム」に記載する。）により調整され、投資証券1口当たり純資産価格または関連する場合は調整済みの純資産価額の5.00%を上限とする販売手数料を含む（以下「募集価格」という）。募集価格は、小数点以下第3位まで値付けされる。

買戻価格

投資証券クラスの買戻価格は、登録・名義書換代行会社または販売会社が買戻しの申込みを受領しているクラスの投資証券1口当たり純資産価格を、（適用ある場合は）価格調整（下記「希薄化防止メカニズム」に記載する。）により調整した値に等しい（以下「買戻価格」という）。

買戻価格は、小数点以下第3位まで値付けされる。

価格の公表

すべてのサブ・ファンドの各取引日または前取引日の募集価格および買戻価格は、本投資法人および販売会社の事務所で入手できる。

買戻価格は、各取引日または純資産価額が計算される各日に、様々な国際的出版物ならびにデータプロバイダーのウェブサイトおよびプラットフォームで関連する通貨建てで公表される。

純資産価額計算原則

評価原則

定款第23条に詳述される本投資法人の資産の評価原則の概要は以下のとおりとする。

1. 各サブ・ファンド内の各クラスの資産は、各取引日に評価される（英文目論見書で別段の規定がある場合を除く。）。

2. かかる評価後に、特定のサブ・ファンドに帰属する本投資法人の投資対象の重要部分が取扱われるかまたは建値されている市場の相場価格に重要な変動が生じた場合には、本投資法人は、投資主および本投資法人の利益を保護するために、最初的评价を取消して、2回目の評価を行うことができる。かかる2回目の評価の場合には、かかる取引日に当該サブ・ファンドによって取扱われる投資証券のすべての発行、転換、買戻しまたは償還は、2回目の評価に従って行われなければならない。
 3. 各サブ・ファンドの各クラスの投資証券1口当たり純資産価格は、当該クラスに配分された本投資法人の有価証券およびその他認められる資産の価額を合計し、その合計額から当該クラスに配分された本投資法人の負債を控除して決定される。各クラスの投資証券1口当たり純資産価格は、当該クラスの純資産総額を当該クラスの発行済投資証券の口数で除し、その結果得られる額を小数点以下第3位までに切り上げまたは切り下げることにより決定される。四捨五入分は、当該クラス投資証券によって負担されるか、当該クラス投資証券に計上される。
 4. 公認証券取引所に上場されている有価証券および/または金融デリバティブ商品は、当該有価証券が取引される主要市場における入手可能な直近の価格で評価される。その他組織された市場で取引される有価証券は、入手可能な直近の価格または評価時点で当該市場の一もしくは複数のディーラーから入手した利回り等で評価される。当該価格がその公正価格を表すものでない場合、かかる証券のすべておよびその他の認められる資産のすべては、取締役会によって、または取締役会の指示に基づき誠実に決定された、再売却が可能であると予想される公正価格で評価される。
 5. 別の集団投資事業の投資証券もしくは受益証券は、当該有価証券のために算定された入手可能な直近の純資産総額(適用ある手数料控除後)で評価される。特定のサブ・ファンドの評価時点において別の集団投資事業の投資証券もしくは受益証券の入手可能な直近の純資産総額が入手可能な場合には、関連する投資顧問会社は、公正価格調整方法に従って算定された見積額を用いて当該投資証券または受益証券を評価し、その結果を管理事務代行会社に提供する。
 6. 公認証券取引所に上場されていない、またはその他組織された市場で取引されていない金融デリバティブ商品は、市場慣行に従って、信頼でき、検証可能な方法により毎日評価される。
 7. 当該サブ・ファンドまたは当該クラスの関連通貨以外の通貨で表示される資産または負債は、一または複数の銀行またはディーラーから入手した実勢市場レートで当該通貨に換算される。
- 本投資法人の財務報告の目的上、ファンドの連結財務書類は米ドルで表示される。

公正価額調整

ヨーロッパ以外の市場に投資するサブ・ファンドの有価証券は、通常、投資証券1口当たり純資産価格が計算される時点での入手可能な最終価格を基準に評価される。サブ・ファンドが投資する市場の取引終了時点と評価基準時点との間には、著しい時差がある可能性がある。

サブ・ファンドが投資する市場の取引終了時点と投資証券1口当たり純資産価格の計算時点の間に重要な事由が発生し、かつ、かかる事由が当該サブ・ファンドのポートフォリオの価額に重要な影響を及ぼすと管理会社が判断した場合、または重要な事由が発生していなくても、市場変動などの理由で上記の評価原則に従って決定された価格がもはや代表的ではないと判断した場合には、管理会社は、評価基準時点における当該ポートフォリオの公正価格と考えられる価格を反映するために、管理事務代行会社に、投資証券1口当たり純資産価格の調整を行わせる場合がある。

上記に従って調整が行われた場合には、同じサブ・ファンドのすべてのクラス投資証券に一貫して適用される。

希薄化防止メカニズム

投資顧問会社は、投資者がサブ・ファンドの投資証券を購入または売却する際に、サブ・ファンド内の原資産を購入または売却する必要がある場合がある。これらの取引を考慮した希薄化防止メカニズムがない場合は、サブ・ファンドの全投資主が、これらの原資産の購入および売却に関連する費用を支払うことになる。これらの取引費用には、ビッド・オファー・スプレッド、取引仲介手数料および取引に課せられる税金を含む(ただし、これらに限定されない。)。

各サブ・ファンドが利用可能な希薄化防止メカニズムには、価格調整および希薄化防止賦課金の2つがあり、いずれのいずれのメカニズムも、サブ・ファンドの投資主の保護を目的としている。

特定のサブ・ファンドにどちらの希薄化防止メカニズムが適用されているかの詳細は、管理会社から入手することができる。

本投資法人が特定のサブ・ファンドについて適用する希薄化防止メカニズムの変更(すなわち、価格調整から希薄化防止賦課金への変更、またはその反対)を決定した場合(、該当する規制当局から事前の承認(要求される場合)を得るものとし、影響を受ける投資者は、1か月前までに書面による通知を受ける。

価格調整

価格調整は、大量の正味の申込みまたは買戻しによって生じる、サブ・ファンドの投資証券1口当たり純資産価格にかかる取引費用の影響を軽減させることを目的としている。本投資法人は、以下の関連するサブ・ファンドに関して定めるとおり、部分的スイング・プライシング調整メカニズムまたは完全スイング・プライシング調整メカニズムのいずれかを適用することができる。

部分的スイング・プライシング調整

部分的スイング・プライシング調整措置は、以下の3つの主要な要素で構成される。

1. 閾値レート
2. 買い調整レート
3. 売り調整レート

これらの構成要素は、各サブ・ファンドにより異なる場合がある。

本投資法人は、ある特定の取引日において、申込みと買戻しの間の差額(が当該サブ・ファンドの純資産価額に対する比率で表示される閾値を超えた場合に価格調整が発動される部分的スイング・プライシング調整を用いる。当該サブ・ファンドの純資産価額は、調整レート(正味の申込みに対しては買い調整レート、正味の買戻しに対しては売り調整レート)を用いて、上方調整または下方調整される。

閾値レートが発動するまでは価格調整は適用されず、取引費用は当該サブ・ファンドによって負担される。この結果、既存の投資主に希薄化(投資証券1口当たり純資産価格の減少)が生じる。

疑義を避けるために明記すると、販売手数料以外の報酬は、引続き、調整前の純資産価額に基づき計算される。

投資証券1口当たり純資産価格の調整は、ある特定の取引日において、特定のサブ・ファンドの各クラス投資証券に平等に適用される。価格調整は、サブ・ファンドのレベルでの資本活動に適用されるため、各個別の投資者の取引に係る特定の状況に対応するものではない。

投資主の利益に合致する場合、サブ・ファンドの資本の正味の流入または流出が取締役会によって随時合意される所定の閾値を超える場合には、取引費用の影響を最小化するために、投資証券1口当たり純資産価格を調整することができる。通常の市況において、この調整は2%を超えることはない。ただし、高ボラティリティ、資産の流動性の低下および市場ストレスの発生時などの異常な市況においては、調整レートが大幅に高くなる場合がある。各サブ・ファンドについての現在の調整レートは、HSBCアセットマネジメントのウェブサイトwww.assetmanagement.hsbc.comの「ファンドセンター(Fund Centre)」のページで確認することができる。

価格調整レートは、関連する投資運用チームによって、少なくとも四半期毎に見直しが行われ、現地のリスクチームの合意を得る。スイング閾値は、少なくとも年1回見直しが行われる。価格調整レート

および閾値の調整勧告は、それぞれの価格/評価委員会を通じて行われ、検討および見直しのために管理会社に提出される。提案が受諾された場合、管理会社は、当該変更を次の機会から実行する。スイング閾値を変更する場合は、取締役会による事前の追加承認も必要となる。

ブラジル・エクイティの資本の正味の流入が所定の閾値を超えた場合には、投資証券1口当たり純資産価格は、ブラジルで課される金融取引税の影響を追加で緩和させるために最大7%まで調整することができる。

分配利回りが固定されているサブ・ファンドまたは目標利回りが設定されているサブ・ファンドに適用される場合、部分的スイング・プライシング調整は潜在的なポートフォリオ利回りの希薄化を考慮に入れることもある。

完全スイング・プライシング調整

コーポレート・ユーロ・ボンド・フィックス・ターム2027に関して、本投資法人は、サブ・ファンドへの申込みが締め切られた時点より完全スイング・プライシング調整を適用する。

完全スイング・プライシング調整は、上記の部分的スイング・プライシング調整と同様の方法で運用されるが、閾値レートは運用されない。その代わりに、特定の取引日における資本活動(その規模の如何を問わない。)に応じて、サブ・ファンドの純資産価額が上方または下方調整される。

分配利回りが固定されているサブ・ファンドまたは目標利回りが設定されているサブ・ファンドに適用される場合、完全スイング・プライシング調整は潜在的なポートフォリオ利回りの希薄化を考慮に入れることもある。

希薄化防止賦課金

希薄化防止賦課金は、大量の正味の申込みまたは買戻しによって生じる、サブ・ファンドの投資証券1口当たり純資産価格にかかる取引費用の影響を軽減させることを目的としている。

希薄化防止賦課金は、以下の3つの主要な要素で構成される。

1. 閾値レート
2. 買いレート
3. 売りレート

これらの構成要素は、各サブ・ファンドにより異なる場合がある。

希薄化防止賦課金は、ある特定の取引日において、申込みと買戻し間の差額が、サブ・ファンドの純資産価額に対する比率で表示される閾値を超えた場合に発動される。資本の正味の流入の場合、希薄化防止賦課金が各申込金額から控除され、その額に応じて投資者が受領する投資証券の口数が減少する。または、資本の正味の流出の場合、希薄化防止賦課金が各買戻金額から控除され、その額に応じて投資者によって受領される買戻手取金が減少する。

希薄化防止賦課金の額は、取締役会の裁量により、減額もしくは放棄することができる。

希薄化防止賦課金は、取引費用の影響を最小化するために最大2%を限度とする。

分配利回りが固定されているサブ・ファンドや目標利回りが設定されているサブ・ファンドに適用される場合、調整レートは潜在的なポートフォリオ利回りの希薄化を考慮に入れることもある。

閾値レートが発動されるまでは希薄化防止賦課金は適用されず、取引費用はサブ・ファンドによって負担される。この結果、既存の投資主に希薄化(投資証券1口当たり純資産価格の減少)が生じる。

副販売者は、投資者の申込金額全額に対して販売手数料(もしあれば)を請求する可能性があり、希薄化防止賦課金の適用は考慮されていない可能性があることに、投資者は留意する必要がある。

(2)【保管】

日本の投資者に販売される投資証券については、外国証券取引口座約款の定めるところによって、本投資法人の投資主名簿に、日本における販売会社の名義で登録される。

(3) 【存続期間】

無制限。

(4) 【計算期間】

本投資法人の計算期間は、毎年4月1日から3月31日までとする。

(5) 【その他】

() 増減資に関する制限

すべての発行済投資証券のそれぞれの純資産総額による評価が、その時点でルクセンブルグ法により定められている最低資本の3分の2を下回った場合はいつでも、取締役会は、本投資法人の解散を投資主総会に付議しなければならないが、当該総会は、最低定足数要件なしに、当該総会の単純過半数に当たる投資証券により決定を行う。

すべての発行済投資証券のそれぞれの純資産総額による評価が、その時点でルクセンブルグ法により要求される最低資本の4分の1を下回った場合はいつでも、取締役会は、本投資法人の解散を投資主総会に付議しなければならないが、当該総会は、最低定足数要件なしに、当該総会の投資証券の4分の1を所有する投資主により本投資法人の解散を決定することができる。

() 解散

本投資法人の清算および合併

1915年法第450条第3項および1100条第2項に規定された方法により表示された投資主の同意があれば、本投資法人を清算することができる。

本投資法人の投資主または正当に権限を与えられた清算人による決定がなされた上で、かつ、投資主に対する1か月前の通知により、本投資法人のすべての資産および負債は、本投資法人の投資主に対して本投資法人の持分に比例した当該法人またはファンドの投資証券を発行することと引き換えに、本投資法人と概ね同じ特性を有する他のUCIに譲渡することができる。

すべての発行済投資証券のそれぞれの純資産総額による評価が、その時点でルクセンブルグ法により定められている最低資本の3分の2を下回った場合はいつでも、取締役会は、本投資法人の解散を投資主総会に付議しなければならないが、当該総会は、最低定足数要件なしに、当該総会の単純過半数に当たる投資証券により決定を行う。

すべての発行済投資証券のそれぞれの純資産総額による評価が、その時点でルクセンブルグ法により要求される最低資本の4分の1を下回った場合はいつでも、取締役会は、本投資法人の解散を投資主総会に付議しなければならないが、当該総会は、最低定足数要件なしに、当該総会の投資証券の4分の1を所有する投資主により本投資法人の解散を決定することができる。

サブ・ファンドの清算および合併

取締役会は、当該サブ・ファンドの純資産が5,000万米ドルを下回った場合、または関連するサブ・ファンドに関する経済的もしくは政治的状況の変化から、かかる清算が妥当である場合、または本投資法人もしくはそのサブ・ファンドに適用される法令においてかかる清算が妥当である場合、または経済合理化を進めるため、または投資主の利益においてかかる清算が妥当である場合、サブ・ファンドの清算を決定することができる。

清算の決定は、可能な限り清算の効力発生日より前に本投資法人により公表または投資主に通知され、公表または通知の際には、清算実施の理由および手続きが示される。取締役会が投資主の利益のために、または投資主間の取扱いを平等に保つために別途決定する場合を除き、関連するサブ・ファンドの投資主は、自己の投資証券の償還または転換の請求を継続することができる。関連するサブ・ファンドの清算終了時に受益者に分配できなかった清算金は、投資証券の受益者の利益のために、供託機関に預けられる。取締役会は、未請求の清算金を供託機関に移転する前に、9か月以上の期間、当該受益者に連絡するよう努める。

サブ・ファンドの清算決定について、取締役会がその権限を有していない場合、または取締役会が投資主によって決定されるべきであると決定した場合、サブ・ファンドを清算する決定は、取締役会のかわりに、該当する投資主総会において行うことができる。かかるクラス総会の場合、定足数は要

求されないものとし、清算の決定は、出席または代理している投資証券の単純過半数を保有する投資主により承認されなければならない。当該総会の決定は、本投資法人により通知および/または公表される。

サブ・ファンドの合併または分割は、取締役会が合併/分割の決定を当該クラスの投資主総会に付議することを決定しない限り、取締役会が決定する。この投資主総会には定足数は要求されず、投票総数の単純過半数によって決定される。

サブ・ファンドの合併の結果、本投資法人が消滅する場合、合併は定足数を必要としない投資主総会で決定されるものとし、その決定については投票総数の単純過半数で投資主の承認を得なければならない。

() 償還条件等

償還は、本書および定款に基づいて行われる。その他、上記「() 解散」を参照されたい。

() 本投資法人の定款の変更

本定款は、ルクセンブルグの法律において定められる定足数および多数決要件に従い、投資主総会によって随時変更することができる。いずれかのサブ・ファンドまたはいずれかのクラスの投資証券の保有者の権利に影響を及ぼす変更は、さらに、かかる関連するサブ・ファンドまたはクラスに関する前述の定足数および多数決要件に従うものとする。

() 関係法人との契約の更改等に関する手続

管理契約

ファンドまたは管理会社のいずれも、3か月以上前に書面で通知することによりいつでも同契約を終了させることができる。

同契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、これに従い解釈されるものとする。

投資顧問契約

投資顧問契約は、いずれかの当事者が相手方に対して3か月以上前に書面で通知することによって、終了できる。

同契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、これに従い解釈されるものとする。

保管業務契約

保管業務契約に基づく保管銀行の任命は、90日以上前の書面による通知により、理由の有無を問わず終了させることができる。ただし、保管業務契約は、後任の保管機関が任命されるまでは終了せず、かかる任命は、2か月以内に行わなければならない。

同契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、これに従い解釈されるものとする。

管理事務代行契約

HSBCコンチネンタル・ヨーロッパ・ルクセンブルグは、本投資法人の管理事務代行者として、契約(一方当事者から他方当事者に対して90日前までに通知することにより終了することができる。)に基づき任命された。

同契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、これに従い解釈されるものとする。

登録・名義書換代行会社

HSBCコンチネンタル・ヨーロッパ・ルクセンブルグは、本投資法人の登録・名義書換代行者として、契約(一方当事者から他方当事者に対して90日前までに通知することにより終了することができる。)に基づき任命された。

同契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、これに従い解釈されるものとする。

販売契約

いずれの当事者も3か月前までに相手方当事者に対して書面による通知を交付することにより、理由なく販売契約を終了させることができる。

同契約は、香港の法律に準拠し、これに従い解釈されるものとする。

代行協会員契約

代行協会員契約は、いずれの当事者も3か月前までに相手方当事者に対して書面による通知を交付することにより、いつでも終了させることができる。

同契約は、日本の法律に準拠し、これに従い解釈されるものとする。

2【利害関係人との取引制限】

管理会社、特定のサブ・ファンドの投資顧問会社、販売代理人、管理事務代行会社、登録・名義書換代行会社および保管銀行は、随時、本投資法人もしくはいずれかのサブ・ファンドの投資目的と類似の投資目的を有するその他のファンドもしくは集団投資スキームに関連して、管理者、投資運用者もしくは投資顧問、販売代理人、管理事務代行者、登録・名義書換代行者もしくは保管人として行為するか、またはその他の方法によりかかるファンドもしくは集団投資スキームと関与する場合がある。したがって、それらのいずれかが、その通常の業務の過程で、本投資法人または当該サブ・ファンドとの間に利益相反が生じる可能性がある。

本投資法人は、投資顧問会社およびHSBCグループの関連会社に対して、シード・キャピタルのヘッジ、リスク管理および規制上の報告の目的に限ってポートフォリオ保有証券を開示することができる。

かかる場合、各々は、常に、本投資法人またはいずれかのサブ・ファンドに関して自らが当事者となっている契約または拘束を受ける契約に基づく各々の義務を考慮する。特に、利益相反が生じる可能性のある取引または投資を行う際には、投資主の最善の利益となるよう行為する義務(ただし、これに限定されない。)に留意するものとし、各々は、当該利益相反が公正に解決されるようにそれぞれ努力する。

本投資法人は、管理会社またはいずれかのサブ・ファンドの投資顧問会社、販売代理人、管理事務代行会社、登録・名義書換代行会社もしくは保管銀行もしくはそれらの関連会社との間で取引を行うことまたはいずれかのサブ・ファンドの資産もしくはサブ・ファンドが受領した現金担保を上記のいずれかの事業体によって運用され、発売されまたは募集される投資商品もしくはファンドに投資または再投資することを禁止されていないが、かかる取引は、対等に交渉された通常の商業的条件で実行されたかのように行われる。投資顧問会社または顧客口座に関して受託者としての資格において行為する関連会社は、顧客に本投資法人の投資証券の売買を推奨し、または指示する場合がある。顧客が本投資法人の投資証券によって担保されるHSBCグループに対する債務の返済義務を履行せず、HSBCグループが当該持分について担保権を実行した場合には、HSBCグループが本投資法人の投資主になる。結果として、HSBCグループおよびその関連会社は、本投資法人の投資証券および議決権を相対的に大きな割合で保有する可能性がある。

HSBCグループの関連会社は、一定の外国為替先渡取引および金融先物契約のカウンターパーティーとして行為する。

3【投資主・外国投資法人債権者の権利等】

(1)【投資主・外国投資法人債権者の権利】

投資主が権利を本投資法人に対し直接行使するためには、投資証券名義人として登録されていなければならない。

したがって、日本における販売会社または販売取扱会社に投資証券の保管を委託している日本の投資主は、投資証券の登録名義人でないため、本投資法人に対し直接権利を行使することはできない。さらに、CSSF告示24/856 の意味における誤りまたは不遵守の場合の投資主の損害賠償請求権に影響が生じる可能性がある。これらの投資主は日本における販売会社または販売取扱会社との間の外国証券取引口座約款に基づき日本における販売会社または販売取扱会社をして権利を自己のために行使させることができる。投資証券の保管を販売取扱会社に委託しない日本の投資主は本人の責任において権利行使を行う。

投資主の有する主な権利は次のとおりである。

(a) 分配請求権

各投資主は、管理会社が本投資法人に代わって分配を決定した場合、その分配について、各投資主が保有する投資口数に応じて、管理会社に分配を請求する権利を有する。

分配金について、その支払期日から5年間に請求のない場合は、その分配金は消滅し、本投資法人に帰属する。

(b) 買戻請求権

投資主は、本投資法人に対し、上記制限に従って投資証券の買戻しをいつでも請求することができる。

(c) 精算財産分配請求権

本投資法人が清算された場合、各投資主は、本投資法人を代理する管理会社に対し、その所有する投資口数に応じて、清算財産から分配される財産の分配を請求する権利を有する。

(d) 投資主総会における権利

投資証券により、優先権または先買権が付与されることはない。別段の記載がある場合(投資証券クラスに議決権がないこと(non-voting)を意味する「NV」の表示が記載される。)を除いて、すべての投資主総会において、投資証券1口につき1議決権が付与される。

(e) 文書の入手可能性

以下の文書は、本投資法人の登記上の事務所で、平日(土曜日および祝日を除く。)の通常の営業時間中に閲覧可能である。

1. 定款
2. 重要な契約
3. 最新の英文目論見書
4. 最新の投資者向け重要事項説明書
5. 最新の財務報告書

投資者は、本投資法人の定款、最新の英文目論見書、最新の投資者向け重要事項説明書および最新の財務報告書の写しを、要請に応じて、本投資法人の登記上の事務所において無償で入手することができる。

さらに、投資者向け重要事項説明書は、www.assetmanagement.hsbc.com/fundinfo で入手可能である。投資者は、投資者向け重要事項説明書を、上記ウェブサイトからダウンロードするか、または紙形式その他管理会社もしくは仲介業者と投資者との間で合意された耐久性のある媒体で入手することができる。

追加情報は、ルクセンブルグの法令の規定に従い、要請に応じて、本投資法人の登録事務所において、管理会社が提供する。この追加情報には、苦情処理に関する手続き、本投資法人の議決権行使のための戦略、本投資法人を代理する他の事業体取引を発注するための方針、最良執行方針ならびに本投資法人の投資運用および管理事務に関連する報酬、コミッションまたは非金銭的利益に関する取り決めが含まれる。

さらに、各サブ・ファンドのために現在行為している投資顧問会社の最新の一覧は、本投資法人の登録事務所および以下のウェブサイト (www.assetmanagement.hsbc.com/fundinfo) で入手できる。

(2) 【為替管理上の取扱い】

投資証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ルクセンブルグにおける外国為替管理上の制限はない。

(3) 【本邦における代理人】

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所 外国法共同事業

上記代理人は、本投資法人から日本国内において、

- (a) 本投資法人に対するルクセンブルグおよび日本の法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他訴訟関係書類を受領する権限、および
- (b) 日本における投資証券の公募、販売、買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限を委任されており、また関東財務局長に対する投資証券の当初の募集に関する届出および継続開示ならびに金融庁長官に対する投資証券に関する届出等の代理人は下記のとおりである。

弁護士 大西 信治

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所 外国法共同事業

(4) 【裁判管轄等】

日本の投資主が取得した投資証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを本投資法人は承認している。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われる。

第4【関係法人の状況】

1【資産運用会社の概況】

(1)【名称、資本金の額及び事業の内容】

HSBC グローバル・アセット・マネジメント（UK）リミテッド（HSBC Global Asset Management（UK）Limited）（「投資顧問会社」）

a．資本金（株主資本）の額

投資顧問会社の2025年6月末の資本金は、151,820,750英ポンド（約307億8,621万円）である。

（注）英ポンドの円貨換算は、別途記載のない限り、便宜上、2025年10月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1英ポンド＝202.78円）による。

b．事業の内容

HSBCアセット・マネジメントは、HSBCホールディングス・ピーエルシーのアセット・マネジメント部門であり、持続可能性への移行と新興市場およびアジアの成長に合わせた市場をリードする投資ソリューションを提供することで、顧客に「機会の世界を開く」ことを戦略としている。

この戦略を実現するために、HSBCはビジネスをコアソリューションと専門分野である新興市場、アジア、および代替資産の資産運用会社として位置付け、3つの主要な推進要因を基盤としている。

- 1．顧客中心主義
- 2．投資の卓越性
- 3．持続可能な投資

HSBCアセット・マネジメントは、1973年からアセットマネジメントサービスに従事しており、1994年にHSBCの地域のアセットマネジメント会社が統合され、単一のグローバル・アセット・マネジメント事業として設立され、世界の個人、法人、機関、ソブリン顧客に投資能力を提供している。

現在、HSBCアセット・マネジメントは、2024年12月末時点で総額7,435.9億米ドルの資産を管理する主要なグローバル投資会社である。

HSBCアセット・マネジメントは20か国以上で3,000人以上のスタッフを雇用しており、世界中の650人以上の投資専門家の地域知識と専門性を活用した、グローバルに一貫した規律ある投資プロセスを提供する体制が整っている。同社は、主要な能力ごとにすべての地域投資チームをグローバル投資プラットフォームに完全に接続している。HSBCアセット・マネジメントは、HSBCグループの将来の成長目標において重要な構成要素である。

(2)【運用体制】

ファンドに関する投資顧問会社の投資決定プロセスの概要

グローバルに機会にアクセスする能力は非常に重要であり、証券化されたクレジットの機会が定期的に変化する中、同社のチームは資本構造全体でグローバルな相対価値の機会にアクセスすることが可能である。HSBCグローバル証券化クレジットの投資プロセスは、トップダウンとボトムアップの投資アプローチを組み合わせ、グローバルな機会を活用しながら厳格で規律ある基本的なクレジットリサーチを実施する分散化されたポートフォリオを構築することを目指している。

トップダウンのポートフォリオ配分プロセスは、投資可能なストラクチャード・クレジットの投資対象のセクターと地域の重み付けから始まり、ポートフォリオの格付け、リターン動性の基準を満たさない資産を除外するフィルターが適用される。これらの重みは、リスク/リターン流動性、格付けの分布に関するチームのマクロビューなど、いくつかの要因に基づいて調整される。その結果、異なるセクターや地域の相対的な魅力を反映しつつ、ポートフォリオが多様化され、広範なストラクチャード・クレジットの投資対象を合理的に反映するようなガイドラインポートフォリオの重みを設定する。グローバルなトップダウン戦略は、投資チームの上級メンバーで構成される月次の証券化クレジット配分会合で議論され、決定される。

トップダウン戦略が決定されると、チームは基本的なボトムアップの証券選択を通じてポートフォリオ構築を実施し、定義されたトップダウンのセクター、地域、格付けの決定に沿った個別の資産を選択する。

個別資産の選択(ボトムアップ)は、詳細なクレジット分析から始まる。それぞれの投資対象候補に対して、クレジットアナリストによって詳細な資産レビュー報告書が作成され、報告書には取引の詳細、リサーチと分析、投資結論が含まれる。報告書は、担保、オリジネーター/サービサー分析、構造分析、クレジットレポートの特徴、シナリオ分析(担保と評価)、リスクと緩和策分析、類似の取引とのパフォーマンス比較、取引トリガーを含むモニタリング結果を記載する。これらの要素は重み付けされないものの、各基準がチームが投資するための標準を満たす必要がある。クレジット品質と他の要素との間で妥協を行わず、これらのボトムアップの決定は、証券化クレジット投資会合によって承認される。

同社は、発行者と個別の証券に関して十分に多様化されたポートフォリオを構築することを目指している。ポジションの規模は、取引の規模、流動性、最低チケットサイズなどの供給要因、およびポートフォリオの制約や投資見解などの需要要因によって決定される。

同社は、ファンドまたは顧客レベルで特定のガイドラインを持つポートフォリオを構築し、追加の内部的な制限を通じて補完する。これには、セクター制限、個別ポジション制限、最低保有数、証券の格付けおよび/またはポートフォリオの平均格付けが含まれる。

リスク管理は、同社のグローバルな投資プロセスに完全に統合されており、厳格な手続きと高度なツールに基づいている。主な目標は、顧客のポートフォリオリスクレベルが顧客の期待に応じていることを確認し、内部統制とポートフォリオ固有の制約を遵守することにある。ポートフォリオはポートフォリオマネージャーによって監視され、投資チームの見解に基づいて必要に応じてリバランスされる。

独立した投資ガイドラインモニタリング(IGM)チームも、顧客のマンドートおよび規制要件に準拠していることを確認するために取引前および取引後の制限チェックを行う。

(3) 【大株主の状況】

HSBC グローバル・アセット・マネジメント(UK) リミテッド

(2025年10月末日現在)

名称	住所	所有株式数 (株)	比率 (%)
HSBC グローバル・ アセット・マネジメント・ リミテッド (HSBC Global Asset Management Limited)	英国、E14 5HQ ロンドン、 カナダ・スクウェア 8 番地 (8 Canada Square London, United Kingdom, E14 5HQ)	非開示	100

(4) 【役員の状況】

HSBC グローバル・アセット・マネジメント(UK) リミテッド

(2025年10月末日現在)

氏名	役職名	略歴	所有株式
ルド・ダニエル・ ジェームズ (Rudd Daniel James)	CEO	2025年7月22日付で取締役任命	該当なし
マイケル・マケバ・ ヒリマン - ホプキンソン (Michelle Makeba Hilliman - Hopkinson)	取締役	2024年5月16日付で取締役任命	該当なし
ジョナサン・ビーター (Jonathan Beater)	秘書役	2020年4月27日付で秘書役任命	該当なし
ジョナサン・カーリー (Jonathan Curry)	取締役	2024年5月17日付で取締役任命	該当なし
ジェニファー・ シャキー・カルベリー (Jennifer Shasky Calvery)	取締役	2023年4月20日付で取締役任命	該当なし
マッテオ・パルディ (Matteo Pardi)	取締役	2023年7月13日付で取締役任命	該当なし
ナターシャ・コーク (Natasha Cork)	取締役	2023年10月5日付で取締役任命	該当なし

(5) 【事業の内容及び営業の概況】

HSBC グローバル・アセット・マネジメント(UK)リミテッド

2025年10月末日現在、投資顧問会社は、以下のファンドの管理・運用を行っている。

	名称	基本的性格	設立年月日	純資産総額 (円)
1	American Index Fund	株式	1988年10月31日	4,998,900,696,957
2	HSBC GLOBAL INVESTMENT FUNDS - GLOBAL SHORT DURATION BOND	債権	2015年2月27日	4,257,780,223,871
3	HSBC Global Funds ICAV - Global Government Bond UCITS ETF	債権	2018年2月5日	2,921,873,535,649
4	HSBC MSCI WORLD UCITS ETF	株式	2018年5月16日	2,519,209,902,758
5	European Index Fund	株式	1989年1月14日	2,385,162,578,012

2【その他の関係法人の概況】

(1)【名称、資本金の額及び事業の内容】

管理会社

a. 名称

HSBCインベストメント・ファンズ(ルクセンブルグ)エス・エー(HSBC Investment Funds (Luxembourg) S.A.)

b. 資本金(株主資本)の額

管理会社の2024年9月5日の資本金は、2,189,560米ドル(約3億3,741万円)である。

c. 事業の内容

管理会社は、1988年9月26日にルクセンブルグ大公国の法律に基づき株式会社(société anonyme)として設立され、B2 8888の番号で商業および会社登記所に登録されている。その定款は、商業および会社登記所に預託されている。管理会社は、2010年法第15章に服する管理会社として、CSSFより認可を受けている。管理会社の資本金は1,675,000英ポンドで、2010年法第102条に常に準拠するために増額される。

英文目論見書の日付現在、管理会社は、他の投資ファンドの管理者にも任命されており、かかる投資ファンドの一覧は、要請に応じて、本投資法人の登記上の事務所で入手することができる。

管理会社および各投資顧問会社は、HSBCグループの構成企業であり、アジア、欧州、南北アメリカ、中東および北アフリカの70の国および領域で世界中の顧客にサービスを提供している。

保管銀行、管理事務代行会社および登録・名義書換事務代行会社

a. 名称

HSBCコンチネンタル・ヨーロッパ・ルクセンブルグ

b. 資本金(株主資本)の額

2024年12月末日現在、13億2,800万ユーロ(約2,368億円)

(注)ユーロの円貨換算は、別途記載のない限り、便宜上、2025年10月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=178.31円)による。

c. 事業の内容

保管銀行は、HSBCコンチネンタル・ヨーロッパのルクセンブルグ支店であり、フランスの法律に準拠して設立された公開株式会社(会社登記番号:RCSパリ775 670 284)である。HSBCコンチネンタル・ヨーロッパは、HSBCホールディングス・ピーエルシーの完全子会社である。保管銀行の登記上の事務所は、ルクセンブルグ、L-1821、コッケルシュエール通り18に所在し、保管銀行の主要な事業活動は、保管業務を含む金融サービスの提供である。

HSBCコンチネンタル・ヨーロッパは、単一監督メカニズムとしての欧州中央銀行、フランスの監督官庁であるフランス健全性監督破綻処理機構(l'Autorité de Contrôle Prudentiel et de Résolution:ACPR)、金融商品に関してまたは金融市場において遂行される事業活動についてはフランス金融市場機構(l'Autorité des Marchés Financiers:AMF)の監督に服する。ルクセンブルグの集団投資事業に対するサービスの提供に当たっては、保管銀行は、CSSFの監督に服する。

保管銀行は、保管業務契約に定めるサービスをファンドに提供し、かつ当該サービスの提供において、2010年法ならびに預託機関の義務に関して適用されるその他の法令を遵守するものとする。

香港における販売会社

a. 名称

HSBCインベストメント・ファンズ(香港)リミテッド

b. 資本金(株主資本)の額

2025年6月末日現在、2,100万香港ドル(約4億1,643万円)

(注)ユーロの円貨換算は、別途記載のない限り、便宜上、2025年10月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1香港ドル=19.83円)による。

c. 事業の内容

HSBCインベストメント・ファンズ(香港)リミテッドは、香港における本投資証券の募集および投資口の販売、買戻しを行う。

代行協会員および日本における販売会社

a. 名称

UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社

b. 資本金(株主資本)の額

2025年11月末日現在、51億6,500万円

c. 事業の内容

UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社は日本における金融商品取引業者としての業務に従事する。

(2) 【関係業務の概要】

保管受託銀行、管理事務代行会社および登録・名義書換事務代行会社

HSBCコンチネンタル・ヨーロッパ・ルクセンブルグは、保管銀行、管理事務代行会社および登録・名義書換事務代行会社としての業務を行う。

香港における販売会社

HSBCインベストメント・ファンズ(香港)リミテッドは、香港における販売会社としての業務を行う。

代行協会員および日本における販売会社

UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社は、代行協会員および日本における販売会社としての業務を行う。

(3) 【資本関係】

該当事項なし。

第5【外国投資法人の経理状況】

1【財務諸表】

a. ファンドの直近2会計年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものである。

b. 原文の財務書類は、HSBC グローバル・インベストメント・ファンドおよび全てのサブ・ファンドにつき一括して作成されている。本書において原文の財務書類については、関係するサブ・ファンドに関連する部分のみを記載している。ただし、「財務書類の注記」については、原文は全文を記載している。

日本語の作成にあたっては関係するサブ・ファンドに関連する部分のみを翻訳している。ただし、サブ・ファンドには以下に記載した投資証券以外の投資証券も存在するが、以下に記載した投資証券に関連する部分を抜粋して日本語に記載している。

- グローバル・インベストメント・グレード・セキュライズド・クレジット・ボンド
クラスAC(米ドル)投資証券
- クラスAM2(米ドル)投資証券

c. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。)であるプライスウォーターハウスクーパース・アシュアランス・ソシエテ・コーポラティブから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの(訳文を含む。)が当該財務書類に添付されている。

d. ファンドの原文の財務書類は、米ドルで表示されている。日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、2025年10月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=154.10円)で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

e. ファンドの監査人は、2025年3月31日に終了した年度より、プライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーポラティブからプライスウォーターハウスクーパース・アシュアランス・ソシエテ・コーポラティブに変更されている。

(1) 【2025年3月31日終了年度】

【貸借対照表】

HSBC グローバル・インベストメント・ファンド
 グローバル・インベストメント・グレード・セキュライズド・クレジット・ボンド
 純資産計算書
 2025年3月31日現在

	(米ドル)	(千円)
資産		
投資有価証券 - 取得原価	4,172,197,452	642,935,627
未実現評価(損)益	(7,494,122)	(1,154,844)
投資有価証券 - 市場価格(注2.b)	4,164,703,330	641,780,783
外国為替先渡契約に係る未実現利益(注2.b)	5,799,100	893,641
オプションに係る未実現利益(注2.b)	-	-
先物契約に係る未実現利益(注2.b)	-	-
スワップに係る未実現利益(注2.b)	-	-
銀行預金	9,916,605	1,528,149
未決済直物外国為替取引未収金	-	-
投資有価証券売却未収金	-	-
投資主からの未収金	26,338,754	4,058,802
その他資産	1,645	253
受取配当金および受取利息(純額)	23,144,605	3,566,584
資産合計	4,229,904,039	651,828,212
負債		
外国為替先渡契約に係る未実現損失(注2.b)	(6,806,051)	(1,048,812)
オプションに係る未実現損失(注2.b)	-	-
先物契約に係る未実現損失(注2.b)	-	-
スワップに係る未実現損失(注2.b)	-	-
当座借越	(829,983)	(127,900)
投資有価証券購入未払金	(127,002,249)	(19,571,047)
投資主への未払金	(15,705,854)	(2,420,272)
その他負債	(2,231,907)	(343,937)
未決済直物外国為替取引未払金	(5,731)	(883)
未払配当金	(20,960,220)	(3,229,970)
負債合計	(173,541,995)	(26,742,821)
純資産総額	4,056,362,044	625,085,391

直近2年度の資産の要約情報

2024年3月31日	1,923,537,811	296,417,177
2023年3月31日	1,289,266,469	198,675,963

添付の注記は本財務書類と不可分である。

【損益計算書】

HSBC グローバル・インベストメント・ファンド
 グローバル・インベストメント・グレード・セキュリティズド・クレジット・ボンド
 損益計算書および純資産変動計算書
 2025年3月31日に終了した年度

	(米ドル)	(千円)
期首純資産	1,923,537,811	296,417,177
収益		
投資収益(純額)	164,231,472	25,308,070
銀行利息	944,953	145,617
管理報酬の割戻し	-	-
その他収益(注10)	1,742,972	268,592
収益合計	166,919,397	25,722,279
費用		
管理報酬(注4.b)	(13,627,647)	(2,100,020)
運営、管理事務代行およびサービス報酬(注4.d)	(5,331,923)	(821,649)
銀行利息	-	-
その他報酬	(50)	(8)
取引手数料(注5)	(54)	(8)
費用合計	(18,959,674)	(2,921,686)
純投資(損)益	147,959,723	22,800,593
実現(損)益:		
- 投資有価証券(注2.e)	(1,222,947)	(188,456)
- デリバティブ(注2.b)	5,912,373	911,097
- 外国為替取引(注2.d)	9,884,109	1,523,141
当期実現(損)益	14,573,535	2,245,782
未実現評価(損)益の変動:		
- 投資有価証券	24,806,510	3,822,683
- デリバティブ	5,124,719	789,719
運用による純資産総額の変動	29,931,229	4,612,402
投資証券発行手取金	4,367,934,769	673,098,748
投資証券買戻支払金	(2,291,874,497)	(353,177,860)
支払配当金(注9)	(135,700,526)	(20,911,451)
通貨換算調整(注2.f)	-	-
期末純資産	4,056,362,044	625,085,391

添付の注記は本財務書類と不可分である。

HSBC グローバル・インベストメント・ファンド
 グローバル・インベストメント・グレード・セキュライズド・クレジット・ボンド
 主要財務情報
 2025年3月31日現在

クラス	クラス 通貨	運用開始日 (日/月/ 年)	管理報酬 現行料率 (%)	運営報酬 現行料率 (%)	発行済 投資証券口数 2025年3月31日	1口当り純資産価格		
						2025年 3月31日*	2024年 3月31日	2023年 3月31日
AC	米ドル	30/05/2018	0.90	0.25	8,219,742.14	11.96	11.27	10.44
AM2	米ドル	30/05/2018	0.90	0.25	107,123,069.46	9.22	9.28	9.18

* 希薄化防止のための価格調整(スイング・プライシング)後の1口当り純資産価格である(財務書類に対する注記14を参照)。

(注) 2023年および2024年3月31日現在の1口当り純資産価格は、サブ・ファンドの通貨建で表示されている。2025年3月31日より、1口当り純資産価格の表示方法が変更され、現在は投資証券クラスの通貨建で開示されている。

財務書類に対する注記

2025年3月31日現在

1. 一般情報

HSBC グローバル・インベストメント・ファンド(以下「当社」という。)は、変動資本を有する投資法人(会社型投資信託)(SICAV)としてルクセンブルグ大公国の法律に基づき設立された。その資本は、有価証券、現金およびその他種々の資産・負債から成る複数の個別のポートフォリオ(以下「サブ・ファンド」という。)から構成され、各サブ・ファンドは、報酬体系、分配方針およびターゲットとする投資者が異なる複数の投資証券クラスから構成される場合がある。

添付の財務書類は、サブ・ファンド別の、および当社全体の資産・負債計算書ならびに損益計算書および純資産変動計算書を示したものである。サブ・ファンド別の財務書類は、英文目論見書に指定される各サブ・ファンドの通貨により表示され、当社の合算財務書類は米ドルで表示されている。合算純資産計算書ならびに合算損益計算書および純資産変動計算書は、各サブ・ファンドの財務書類を合算したものである。

本財務書類は、サブ・ファンドであるロシア・エクイティ、アジアESGボンド、ESGショート・デュレーション・クレジット・ボンドおよびブラジル・ボンドを除き、ルクセンブルグの会社型投資信託に関しルクセンブルグ当局が規定する様式に従い、継続事業の前提の下で作成されている。ロシア・エクイティは2025年7月30日に、アジアESGボンドおよびESGショート・デュレーション・クレジット・ボンドは2025年5月16日に、ブラジル・ボンドは2024年5月15日に、それぞれ清算が開始されたため、これらのサブ・ファンドの財務書類は、非継続事業の前提の下で作成されている。

財務書類が非継続事業の前提の下で作成されているサブ・ファンドについては、以下の会計方針が下記の注記に記載されている方針と異なる：

- 予想される清算費用(もしあれば)は、「運営費用、管理事務代行およびサービス報酬」の一部としてカバーされる。
- 残存する設立費用は、その全額が費用計上される。
- 各サブ・ファンドの投資対象の評価は、それぞれの純実現可能価額に基づく。

非継続事業の前提による会計方針の適用によって、当該各サブ・ファンドの公表済の純資産価額が調整される結果にはなっていない。

当社は投資信託/投資法人に関するルクセンブルグの2010年12月17日法(改正済)(以下「2010年法」という。)のパート に基づき公式に登録されている投資ファンドであり、かつ欧州指令2009/65/ECに基づくUCITSファンドとしての資格を有している。

当社の一部のサブ・ファンドは、香港証券先物委員会より「証券先物令」の第104条に基づく承認を受けている。

英文目論見書および各種報告書においては、サブ・ファンドの短縮名が使用されている。各サブ・ファンドの完全な名称は、サブ・ファンドの短縮名に「HSBC グローバル・インベストメント・ファンド」を冠したものである。

2024年4月1日から2025年3月31日までの間に、

a) 以下のサブ・ファンドがクローズされた：

- ・ 2024年5月15日、ブラジル・ボンド

b) 以下のサブ・ファンドの運用が開始された：

・2024年9月6日、ストラテジック・デュレーション・アンド・インカム・ボンド

2. 会計方針

以下の会計方針は、当社の財務書類との関連で重要と考えられる項目を扱う際に一貫して適用されている。

a) 会計公準

本財務書類は、投資ファンドに関するルクセンブルグの法令および規制基準に従い、作成されている。

b) 資産および投資有価証券の評価

公認証券取引所に上場されている投資有価証券および/または金融デリバティブ商品は、当該有価証券が取引される主要市場における入手可能な直近の価格により評価されている。その他の組織化された市場で取引される有価証券は、入手可能な直近の価格または評価時点で当該市場の一もしくは複数のディーラーから入手した実勢価格で評価される。

当該価格がその公正価値を表示していない場合には、かかるすべての有価証券およびその他の認められるすべての資産は、取締役会または取締役会の指図により誠実に決定された見積売却可能価格としての公正価値で評価されるものとする。

サブ・ファンドの資産は、当報告年度の最終ファンド営業日である2025年3月31日中の異なる複数の時点における入手可能な価格を用いて評価されている。

公認証券取引所に上場されていない、またはその他の組織化された市場で取引されていない金融デリバティブ商品は、以下のとおり市場慣行に従って評価される。

オプション

規制された市場で取引される未決済のオプションは、当該商品のイントラデイ（日中）価格または入手可能な直近の市場価格に基づき評価される。

OTCオプションは、第三者プライシング代理人から入手し、カウンターパーティからの価格と検証した日々の価格に基づき値洗いされる。

オプションの市場価額は、純資産計算書の「オプションに係る未実現（損）益」の項目に含まれている。

オプションに係る実現（損）益および未実現評価（損）益の変動は、損益計算書および純資産変動計算書の「デリバティブに係る実現（損）益」および「デリバティブに係る未実現評価（損）益の変動」の項目にそれぞれ開示されている。

先物契約

先物契約の締結と同時に、当社は、ブローカーに対し、約定価格に対する一定の比率の金額を現金または有価証券で差し入れることが義務づけられる（これは、「当初証拠金勘定」と呼ばれる）。その後、各サブ・ファンドは、未決済の先物契約の市場価値の変動に応じて「変動証拠金」と呼ばれる金額を定期的に支払うか、または受領する。

先物契約に係る未実現評価（損）益は、純資産計算書の「先物に係る未実現利益」および「先物に係る未実現損失」の項目に開示される。未決済の先物契約の市場価値の変動は、損益計算書および純資産変動計算書の「デリバティブに係る未実現評価（損）益の変動」の項目に未実現評価（損）益として計上されている。取引開始時の約定価格と取引決済時の価格との間の差額を表示する実現利益または損失は、先物取引の決済時または契約満期時において、損益計算書および純資産変動計算書の「デリバティブに係る実現（損）益」に計上されている。当初証拠金勘定として預託されている有価証券は、投資有価証券およびその他の純資産明細表に表示されており、預託されている現金は純資産計算書の「銀行預金」に計上されている。日々の変動証拠金として受領すべき金額および/またはブローカーに支払うべき金額も、「銀行預金」または「当座借越」に計上されている。

外国為替先渡契約

外国為替先渡契約の価額は、満期までの残存期間にわたり、原通貨の適用為替先渡レートに基づき日々調整される。当該契約の価値の変動は、取引決済日まで未実現評価益または評価損として計上される。先渡取引が終了される場合、当該サブ・ファンドは、取引開始時の価格と取引終了時の価格との差額に相当する利益または損失を計上する。

外国為替先渡契約に係る未実現評価(損)益は、純資産計算書の「外国為替先渡契約に係る未実現利益」および「外国為替先渡契約に係る未実現損失」の項目に開示される。当該契約から派生する実現(損)益および未実現評価(損)益の変動は、損益計算書および純資産変動計算書の「デリバティブに係る実現(損)益」および「デリバティブに係る未実現評価(損)益の変動」の項目にそれぞれ含まれている。

金利スワップ

金利スワップは、純資産価額の各計算日に値洗いされる。市場価値は、契約に定められる評価要素に基づくものとし、第三者プライシング代理人、マーケット・メーカーもしくは内部モデルから入手される。

未実現評価(損)益は、純資産計算書の「スワップに係る未実現利益」および「スワップに係る未実現損失」の項目に開示され、当該契約から派生する実現(損)益および未実現評価(損)益の変動は、損益計算書および純資産変動計算書の「デリバティブに係る実現(損)益」および「デリバティブに係る未実現評価(損)益の変動」の項目にそれぞれ含まれている。

クレジット・デフォルト・スワップ

クレジット・デフォルト・スワップは、二者間で行われる信用デリバティブ取引であり、一方の当事者(プロテクションの買い手)は、他方(プロテクションの売り手)に対して当該契約の定められた期間にわたり定期的に固定のプレミアムを支払う替りに、原参照債務に関連する信用イベントが発生した際には偶発的な支払いを受領する。

信用イベントが発生した場合、プロテクションの売り手には、以下のいずれかの支払いを行う義務が生じる：()参照債務のオークション価格をスワップの想定元本額から控除した額に相当する正味現金決済額または()参照債務の引渡しと交換にスワップの想定元本額。プロテクションの売りの場合、当社のポートフォリオには、実質的に、スワップ契約の想定元本額を上限とするレバレッジが加わる。

クレジット・デフォルト・スワップは、純資産価額の各計算日に値洗いされる。市場価値は、契約に定められる評価要素に基づくものとし、第三者プライシング代理人、マーケット・メーカーもしくは内部モデルから入手される。

未実現評価(損)益は、純資産計算書の「スワップに係る未実現利益」および「スワップに係る未実現損失」の項目に開示される。当該契約から派生する実現(損)益および未実現評価(損)益の変動は、損益計算書および純資産変動計算書の「デリバティブに係る実現(損)益」および「デリバティブに係る未実現評価(損)益の変動」の項目にそれぞれ含まれている。

トータル・リターン・スワップ

トータル・リターン・スワップとは、各当事者が、証券、商品、バスケットまたはそれらの指数で表示される原資産のパフォーマンスに基づく支払いを固定レートまたは変動レートで交換することに合意する二者間の契約である。一方の当事者は、特定の参照資産のトータル・リターンを支払い、その見返りとして定期的な一連の支払いを受け取る。トータル・パフォーマンスには、原資産の損益に加えて、原資産の種類により契約期間中の利息もしくは配当金が含まれる。交換されるキャッシュフローは、合意された想定元本または数量を基準に計算される。取引の原資産である参照資産のトータル・リターンが相殺される支払いを超過するか不足するかにより、当社は、取引相手方から支払を受け取るか、または取引相手方に支払を行う。

トータル・リターン・スワップは、純資産価額の計算日ごとに時価評価される。時価の見積額は、契約で定められた評価要素に基づき、第三者のプライシング機関、マーケット・メーカーまたは内部モデルから取得される。

未実現評価(損)益は、純資産計算書の「スワップに係る未実現利益」および「スワップに係る未実現損失」の項目に開示される。当該契約から派生する実現(損)益および未実現評価(損)益の変動は、損益計

算書および純資産変動計算書の「デリバティブに係る実現(損)益」および「デリバティブに係る未実現評価(損)益の変動」の項目にそれぞれ含まれている。

集団投資スキーム

オープン・エンド型の投資信託/投資法人のサブ・ファンドの受益証券または投資証券は、入手可能な直近の純資産価額から適用される手数料を控除した価格で評価される。

短期金融商品

当社は、短期債務の形態を有する金融商品(コマーシャル・ペーパー、譲渡性預金証書、短期国債等)のポートフォリオの評価にあたり、償却原価評価法を採用している。加えて、まれな事ではあるが、満期までの期間が90日間を超える確定利付商品が万が一陳腐化した場合、当該商品が売却されるか、当該商品の市場が再び活発になるまで、当社は当該商品を実質的に償却原価で評価するものとする。

モーゲージ関連証券 - To be Announced (後日発表) 証券 (TBAs)

TBAポジションとは、モーゲージバクト証券の一般的な取引慣行により、有価証券が将来の期日に固定価格でモーゲージ・プール(ジニー・メイ、ファニー・メイまたはフレディー・マック等)から購入されることをいう。購入時には有価証券は確定されないが、その主要な特徴が特定される。価格は購入時に定められるが、元本価額は確定されない。TBAポジションは、投資有価証券明細表に開示される。この種の証券の購入は未決済であり、その結果、取引決済時に支払義務を負う金額は、純資産計算書の「投資有価証券購入未払金」の項目に開示される。投資有価証券明細表のマイナスのポジションは、ファンドによるTBAsの売却約定を表す。取引決済時に受領する権利を有する金額は、純資産計算書の「投資有価証券売却未収金」の項目に開示される。TBAsに係る実現(損)益および未実現評価(損)益の変動は、損益計算書および純資産変動計算書の「投資有価証券に係る実現(損)益」および「投資有価証券に係る未実現評価(損)益の変動」の項目にそれぞれ開示されている。

c) 収益および費用

分配金は配当落ちベースで計上される。分配金は、源泉税の控除後、損益計算書および純資産変動計算書の「投資収益(純額)」に反映されている。

債券の受取利息は発生主義で日々計上される。債券が償還時の価額に対して割引発行またはプレミアム発行されている場合、当該有価証券から発生する合計収益は、かかる割引またはプレミアムを実効金利ベースで考慮した上で、当該有価証券の期間にわたって配賦される。ボンドの受取利息は、実効金利法(以下「EIR」という。)を使用して計上される。債券の受取利息は、損益計算書および純資産変動計算書の「投資収益(純額)」の項目に反映されている。

金利スワップ契約(IRS)の受取利息/支払利息は日々計上される。金利スワップ契約(IRS)の受取利息/支払利息の純額は、損益計算書および純資産変動計算書の「投資収益(純額)」の項目に反映されている。

d) 外国為替

サブ・ファンドの該当報告通貨以外の通貨建の投資有価証券の原価、収益および費用は、取引時点の実勢為替レートで計上される。該当報告通貨以外の通貨建の投資有価証券ならびにその他の資産および負債の市場価格は、2025年3月31日の実勢為替レートで換算されている。

e) 投資有価証券の売却による実現(損)益

投資有価証券の売却による実現(損)益は、当該投資有価証券の取得平均原価と売却手取金の差額(注記5に詳述されるとおり、取引費用は除く。)である。

サブ・ファンドであるロシア・エクイティ(2022年2月以降停止されている)の損益計算書および純資産変動計算書に計上された投資有価証券に係る実現(損失)21,156米ドルは、主に、2024年10月30日に22.10米ドルの価格で行われた銘柄Nebius Groupの株式26,811株の売却によるものである。

Nebius Groupは、オランダの公開会社であるYandex N.V.が、ロシアおよびロシア関連の資産および子会社(Yandex LLC、Yandex Technologies LLCなどを含む。)のすべてを売却した後に、Yandex N.V.の基盤の上

に設立された。現在、Nebius Group N.V.はロシア国内の法人を一切保有していない。当該取引は2024年7月に完了し、Nebiusの株式は2024年10月21日より米国NASDAQ市場にて取引を開始している。

当該証券は、制裁対象証券のリストには含まれていないが、当該サブ・ファンドの投資者の最善の利益のために売却された。

f) 為替換算

当ファンドの基準通貨は米ドルで、合算財務書類は当該通貨で表示されている。

各サブ・ファンドの帳簿および記録は、各サブ・ファンドの基準通貨建てで表示される。

ファンドの基準通貨以外の通貨建ての収益および費用ならびに資産および負債は、期末の実勢為替レートで換算される。

期末に適用された主要な為替レートは以下のとおりである。

1 米ドル = 0.9258ユーロ

1.3441シンガポール・ドル

g) 負債の分離

当社は、サブ・ファンド間で負債を分離している。すなわち、各サブ・ファンドの資産は、当該サブ・ファンドに関連する投資主の権利ならびに当該サブ・ファンドの設立、運営および清算に関連して発生した債権者の請求権を満足させるために排他的に使用される。

h) 証券貸付取引

当社は、証券貸付取引（借手が将来の所定の日にはまたは譲渡者が要求する時点で同等の有価証券を返還することを条件にカウンターパーティが有価証券を譲渡する取引）を行うことができる。かかる取引は、有価証券を譲渡するカウンターパーティの側からは有価証券の貸付とみなされ、譲渡先のカウンターパーティ側からは有価証券の借入とみなされる。

当社は、当社が貸付けた有価証券をいつでも回収できること、または当社が締結した証券貸付契約をいつでも終了できることを確保するものとする。

証券貸付取引からのすべての収益（取引費用控除後）は、貸付代理人によって確認された情報に基づき該当するサブ・ファンドに計上される。

証券貸付取引に関する詳細な情報は、後述の注記11に開示されている。

当該取引の保証として、該当するサブ・ファンドは担保を受け取る。貸付中の有価証券は第三者ブローカーに引き渡され、貸付中の資産は、当該サブ・ファンドのポートフォリオの一部として引続き評価される。貸付の終了時に、当該サブ・ファンドは、提供された担保を借手に返還することが要求される。当該報酬は、損益計算書および純資産変動計算書の「投資収益（純額）」に計上される。

i) 直物外国為替取引

2025年3月31日現在における未決済の直物外国為替取引は、純資産計算書の「未決済直物外国為替取引未収金」と「未決済直物外国為替取引未払金」に計上されている。

j) トレイラー・フィーおよびリベート

当社は、管理会社に管理報酬を支払う。トレイラー・フィーは、管理報酬の中から取られるか、あるいは管理会社は、管理報酬の一部をサブ・ファンドの資産の中から承認仲介機関へ直接支払うよう当社に指示することができる。どちらの場合も、支払われるべき管理報酬はその分減額される。

3. 株式資本

当社は、下表のとおり、一または複数のサブ・ファンドについて、投資者に対し、A、B、E、F、I、J、K、L、M、N、P、R、S、SP、T、U、W、X、Y、YP、ZおよびZP投資証券のいずれかを発行している。

サブ・ファンドの各投資証券クラス内において、当社は、その分配方針（資本累積型（C）投資証券、分配型（D）投資証券）、その基準通貨、ヘッジ活動（H）および/または取締役会が定めたその他の基準により区分される、異なるサブ・クラスを設定する権利を有するものとする。

すべての投資証券クラスは、「資本累積型投資証券」および「分配型投資証券」の両方で販売される。

クラス	概要	最低当初投資金額/ 最低保有金額	
クラスA	A投資証券は、すべての投資者に販売される。	米ドル	5,000 (英文目論見書の当該サブ・ファンドの特徴の項に別段の記載がある場合はこの限りではない。)

当社の取締役会は、一または複数のサブ・ファンドについて異なる投資証券クラスを発行する権限を有している。各投資証券クラスの特徴の詳細は取締役会の単独の裁量により決定される。追加の投資証券クラスが設定される場合には、英文目論見書が更新される。

一サブ・ファンドの全投資証券の申込金額は、1つの共通の投資ポートフォリオに投資される。同一クラスの全投資証券は同等の権利および特権を有する。各投資証券は、発行と同時に、関連するサブ・ファンドの清算ならびに当該サブ・ファンドについて宣言される分配金およびその他の分配金に関して、当該サブ・ファンドの当該クラスの資産に平等に参加する権利を有する。投資証券は優先権または新株引受権を有さず、各1口(端株は含まない。)はすべての投資主総会において1議決権を有する。

取締役会は、定款ならびに当社および/またはその他の投資主に対する投資主の義務を定める書類(申込書を含む)に基づき自らの義務を履行しない投資主については、その議決権を行使する権利を停止することができる。上記に従い一もしくは複数の投資主の議決権が停止された場合、当該投資主には投資主総会の招集通知が送付されるものとし、当該投資主は投資主総会に出席できるが、当該投資主の投資証券は、定足数および多数決要件が充足されているか否かを決定する際に考慮されないものとする。投資主は、一時的に、または永久に、その保有する投資証券の全部もしくは一部について自らの議決権を行使しないことを(個人的に)約束することができる。

最低当初投資金額は、当社取締役会の裁量により放棄または減額される場合がある。

投資証券クラスの通貨および連続するクラス

複数のサブ・ファンドで発行される投資証券クラスは、そのクラスの名称の後に、分配特性ならびに(該当する場合には)そのヘッジ方針および基準通貨のヘッジ対象通貨を付した名称で呼ばれる。例えば、上述の定義に従って、収益を分配し、ユーロに対するヘッジ方針が適用されるクラスAとして発行される投資証券は、ADHEURとして特定され、収益を累積するクラスI投資証券はICとして特定される。

分配型投資証券は、サブ・ファンドおよびクラスの名称に続く「D」により特定される(例えば、クラスAD)。ただし、サブ・ファンドおよびクラスの名称に「M」が続く場合は(例えば、クラスAM)、毎月分配型投資証券とし、サブ・ファンドおよびクラスの名称に「B」が続く場合は(例えば、クラスAB)、隔月分配型投資証券とし、サブ・ファンドおよびクラスの名称に「Q」が続く場合は(例えば、クラスAQ)、四半期分配型投資証券とし、サブ・ファンドおよびクラスの名称に「S」が続く場合は(例えば、クラスAS)、半期分配型投資証券とする。

サブ・ファンドの各投資証券クラス内に、別個の通貨ヘッジ付クラスが発行される場合がある(“H”または“0”および基準通貨のヘッジ対象通貨もしくはサブ・ファンドの総資産が主に投資される通貨のヘッジ対象通貨を付した名称で呼ばれる。例えば、資本累積型投資証券クラスがユーロにヘッジされる場合は、“ACHEUR”または“ACOEUR”と表示される)。通貨ヘッジ方針の実行に関する管理事務代行会社またはその他の指名された関係者の報酬は当該通貨ヘッジ付クラスによって負担される。かかる報酬は、後述する運営費用、管理事務代行費用およびサービス費用に加算される。損益もまた、当該通貨ヘッジ付クラスに対して計上される。

4. 手数料および費用

a) 手数料体系の説明

当社への投資は、一般に、A、B、E、F、I、J、K、L、M、N、P、R、S、SP、T、U、W、X、Y、YP、ZおよびZP投資証券クラスにより表示される手数料体系に基づき提供される。

HSBCインベストメント・ファンズ(ルクセンブルグ)エス・エイ(以下「管理会社」という。)は、各投資証券クラスにつき、当該クラスに関連して提供されるすべての投資運用業務、投資助言業務および販売業務をカバーする管理報酬を受領する権利を有する(後記「(b)管理報酬」を参照のこと)。

さらに、当社は、管理会社に対して、運営費用、管理事務代行費用およびサービス費用をカバーする報酬を支払う。サブ・ファンドの運営費用、管理事務代行費用およびサービス費用の変動から投資主を保護するため、当社は、管理会社との間で、かかる運営費用、管理事務代行費用およびサービス費用をカバーするために請求する報酬の年率を固定することに同意している。

当該費用が当該年率を超えた場合、当該年率を超える超過分は管理会社によって直接負担されるものとする(後記「(d)運営費用、管理事務代行費用およびサービス費用/通貨ヘッジ付投資証券クラス運用報酬」を参照のこと)。

b) 管理報酬

当社は、各サブ・ファンドまたは各投資証券クラスについて、その純資産総額に対する割合で計算される年次管理報酬(以下「管理報酬」という。)を管理会社に支払う。管理報酬は日々発生し、毎月後払いで支払われる。

管理報酬は、当社の該当サブ・ファンドに関連して管理会社、投資顧問会社および販売会社より提供される投資管理業務、投資顧問業務および販売業務をカバーする。管理会社は当該報酬の中から、投資顧問会社および販売会社の報酬の支払いに責任を負い、当該報酬の一部を公認仲介業者または管理会社はその裁量により決定するその他の者に支払うことができる。

管理会社は、管理報酬の一部を当社の資産の中から当該各サービス提供会社および当該各特定者に直接支払うよう当社に指示することができる。かかる場合、管理会社に支払うべき管理報酬はその分減額される。管理会社自身によって、または管理会社と共通の経営もしくは支配または資本金もしくは議決権の10%超の直接または間接的出資により結ばれている企業によって直接もしくは間接的に管理されているUCITS(当社のその他のサブ・ファンドを含む。)およびその他適格UCIsの投資証券または受益証券に当社が投資する場合、当社と当社が投資している当該UCIsの間には管理報酬、申込手数料および買戻手数料が二重に請求されないものとする。

サブ・ファンドで発行された該当する種類の投資証券の純資産価額から管理会社に対して支払われる管理報酬の現行料率は、本財務書類の「主要財務情報」セクションに記載されている。管理会社に支払われる管理報酬の上限額は、ファンドの最新の目論見書に記載されている。

c) 取締役の報酬、費用および利害

取締役は、当社との間の取引もしくは契約、または当社が利害を有する取引もしくは契約の当事者となることや利害関係者となることができる。ただし、当該取締役は、かかる取引または契約の締結に先立ち、当該契約の性質および利害の程度をその他の取締役に対して開示していることを条件とする。取締役会の承認を条件として、取締役は、自らが利害を有する取決めもしくは契約または提案についてはどのようなものであれ、最初にかかる利害を開示した上でそれについて投票することができる。当該取締役は、その役職により当社と契約する資格を失うことはないものとする。当社が締結を検討している契約についてある取締役が利害を表明する場合、当該取締役は当該契約を検討するいずれの会議の定足数にも含まれることができ、当該契約を締結するための決議に投票することができる。ただし、取締役会によりなされる決定は、通常の条件下で締結された現在の運営に係るものとする。

当社は、各社外取締役に対し、55,000ユーロの年次報酬を支払う。この金額は、当社によって支払われる運営費用、管理事務代行費用およびサービス費用を通じて、管理会社によって支払われる。運営費用、管理事務代行費用およびサービス費用の金額は純資産価格の計算されるごとに計上され、四半期毎に後払いされる。当期末である2025年3月31日現在、総額165,000ユーロが各社外取締役の報酬として請求されている。

d) 運営費用、管理事務代行費用およびサービス費用/通貨ヘッジ付投資証券クラス運用報酬

当社は、管理会社に対し、一定の運営費用、管理事務代行費用およびサービス費用ならびに通貨ヘッジ方針の実行をカバーするための報酬を支払う。管理会社は、この報酬の中から、特に、保管銀行、管理事務代

行会社、登録・名義書換事務代行会社またはその他の任命された企業に支払われる以下に記載される費用等の支払いに対して責任を負う。下記の費用の実際の合計額が各サブ・ファンドおよび各投資証券クラスについて設定されている運営費用、管理事務代行費用およびサービス費用および通貨ヘッジ付投資証券クラス運用報酬の合計額を超過した場合、当該年率を超える当該費用の超過分は、管理会社もしくはその関連会社により直接に負担されるものとし、同等に管理会社もしくはその関連会社はいずれの剰余額も留保することができる。

() 運営費用、管理事務代行費用およびサービス費用は、保管銀行およびそのコルレス銀行に支払われる継続的な保管/預託報酬および保管手数料、管理事務代行会社に支払われるファンドの会計および管理事務代行業務(所在地事務代行業務を含む。)に対する報酬ならびに登録・名義書換事務代行会社に支払われる登録・名義書換事務代行業務に対する登録・名義書換代行報酬をカバーする。

また運営費用、管理事務代行費用およびサービス費用は、新サブ・ファンドの設定に関する費用、子会社の費用、英文目論見書の「税金」の項目に記載する税率によるルクセンブルグの資産ベースの税金、報酬および取締役会が負担した合理的な立替費用、弁護士・監査報酬および費用、翻訳費用を含む継続的な登録および上場手数料、投資主に直接配布するかまたは仲介業者を通じて配布する当社の目論見書、Key Investor Information Documents、財務報告書、明細書およびその他の書類の作成、印刷および配布の費用をカバーする。

本報酬は、各サブ・ファンドおよび/または各クラスにつき、2025年2月付の当社の英文目論見書に定めるとおり、該当するサブ・ファンドまたはクラスの純資産総額に対する固定の割合とする。(前記の管理報酬の料率表および後記の運営費用、管理事務代行費用およびサービス費用の料率表に記載されている。)

クラスW投資証券には、運営費用、管理事務代行費用およびサービス費用は請求されないものとする。当該投資証券クラスに割当てられるすべての報酬および費用は、HSBCグループのメンバー会社または関係会社により直接支払われるものとする。

() 通貨ヘッジ運用報酬は、通貨ヘッジ付投資証券クラスの通貨ヘッジ付投資証券クラス方針の実行に関して管理事務代行会社またはその他任命されている当事者の報酬をカバーする。

クラスA、B、E、I、J、L、M、N、P、R、S、X、Y、YP、ZおよびZP投資証券について、()と()の上限料率は1.0%である。ただし、取締役会は、各投資証券クラスに適用される前述の報酬水準を変更する権利を留保している。かかる費用を引き上げる場合は、関連する投資主に少なくとも1か月前に通知されるものとする。かかる通知期間の間、かかる投資主は手数料なしでこれら投資証券の買戻しを請求することができる。

管理会社は、上記の報酬の一部を当社の資産の中から上記の各サービス提供会社に直接支払うよう当社に指示することができる。その場合、管理会社に支払われるべき報酬はその分減額される。

サブ・ファンドで発行された該当する種類の投資証券の純資産価額から管理会社に対して支払われる運営報酬の現行料率は、本財務書類の「主要財務情報」セクションに記載されている。

5. 取引費用および臨時費用

証券取引に附随する取引費用は、投資有価証券の取得原価に加算され、投資有価証券の売却手取金から控除され、損益計算書および純資産変動計算書の「取引手数料」の項目に計上される。

各サブ・ファンドは、投資有価証券および金融商品の売買コストおよび費用、仲介手数料およびコミッション、支払利息または税金ならびにその他取引関連費用を負担する。これらの取引手数料は、現金ベースで計上され、その発生時点または請求時点で、その帰属するサブ・ファンドの純資産の中から支払われる。取引手数料は、各ファンドの投資証券クラス間で割当てられる。

当社は、訴訟費用および公租公課の全額ならびに当社またはその資産に課される予測不能な費用を含む(ただし、これらに限定されない。)臨時費用を負担する。

債務証券およびデリバティブについての取引費用は当該証券の買付価格から切り離して識別できないため、別箇に開示することはできない。

6. 当社の課税上の取扱い

以下の記載は、ルクセンブルグ大公国の現行の法律および税務慣行についての当社の理解に基づくものであるが、今後変更される可能性がある。

当社には利益または収益についてルクセンブルグの税金は課税されず、ルクセンブルグの富裕税の対象にもならない。また、投資証券の発行に際しては、ルクセンブルグにおいて印紙税、資本税その他の税金は課されない。さらに、当社が支払った分配金、ならびに清算分配金およびそこから生じるキャピタル・ゲインは、ルクセンブルグにおいて源泉徴収税または付加価値税(VAT)の対象とはならない。

ただし、当社は、ルクセンブルグにおいて、純資産総額に対する年率0.05%の税金の支払義務を負い、当該税金は該当する暦四半期末の当社の純資産総額に基づき四半期毎に支払われる。当該税率は、該当サブ・ファンドのクラスSP、ZP、J、L、S、W、XおよびZ投資証券に対しては年率0.01%に軽減される。

クラス/サブ・ファンドは、ルクセンブルグの2010年法第174条および第175条の以下の要件に適合する場合には、かかる0.01%の税金を免除される。()クラス/サブ・ファンドの投資証券の投資者が機関投資家に限定されている場合、()クラス/サブ・ファンドのポートフォリオの唯一の目的が、短期金融市場商品および/または金融機関に対する預金への投資である場合、()クラス/サブ・ファンドのポートフォリオの残存平均満期が90日未満でなければならない場合、および()クラス/サブ・ファンドが公認格付機関の可能な限り最高位の格付による恩恵を享受しなければならない場合。

2021年1月1日以降、認証を受けることを条件として、一サブ・ファンドの純資産のうち、タクソノミー規則第3条に定義される持続可能な経済活動(以下「持続可能な経済活動」という。)に投資されている部分(化石燃料および/または原子力関連活動に投資されている純資産の部分を除く)については、その割合に応じて、以下のとおり軽減税率が適用される。

- ・サブ・ファンドの純資産総額の5%以上が持続可能な経済活動に投資されている場合は0.04%
 - ・サブ・ファンドの純資産総額の20%以上が持続可能な経済活動に投資されている場合は0.03%
 - ・サブ・ファンドの純資産総額の35%以上が持続可能な経済活動に投資されている場合は0.02%
 - ・サブ・ファンドの純資産総額の50%以上が持続可能な経済活動に投資されている場合は0.01%
- さらに、以下は当該税金が免除される。

- a) サブ・ファンドの資産のうちルクセンブルグ籍の投資信託/投資法人またはそのサブ・ファンドに投資されている部分(プロラタ)で、当該税金の対象となっている部分。
- b) その証券の保有者が以下に限定されている場合：()従業員の利益のために、一または複数の雇用主のイニシアチブで設立された職業別退職金制度または類似の投資ビークル、()従業員に退職金を提供するために保有資金を投資する一または複数の雇用主の企業、()欧州議会・理事会の汎欧州個人年金商品(PEPP)に関する2019年6月20日付規則(EU)2019/1238に基づいて設立された汎欧州個人年金商品の文脈における貯蓄者。
- c) その主要目的がマイクロファイナンス機関への投資であるサブ・ファンド。
- d) ()その証券取引所において上場または取引されており、かつ()一もしくは複数の指数の運用成績に連動させることを排他的目的とするサブ・ファンド。上記()に適合するサブ・ファンドについて複数の投資証券クラスが発行されている場合には、上記()に適合する投資証券クラスのみがこの免除が適用される。

当社の資産の実現または未実現の値上がり益にはルクセンブルグの税金は課税されない。

その他の税金

適用ある外国の税法に基づき、利息および配当金から源泉税が控除される場合があり、またキャピタル・ゲイン税が様々な料率で課される可能性がある。

一般的事項

多くの市場において、当社は、外国投資法人として、その保有する当該市場の株式および有価証券から実現する投資リターンに係る収益および利益に対し、源泉徴収または申告課税により、還付不能な税金が課税

される場合がある。当社は可能な限り、当該国の税金が投資リターンに及ぼす影響を最小化し、投資主のために最善のリターンを獲得するために、関連する二重課税防止条約および当該国の国内法に基づく権利を主張する。かかる主張は、当該国の税務当局による関連法規の解釈および適用に関して、当社の預託機関、外部顧問ならびにその他ソースから入手できる情報を考慮して、当該主張が有効であると当社が理解する場合に主張される。

当社は、該当日現在で当社が入手できる助言および情報を考慮して、キャピタル・ゲイン税が課税される可能性が「どちらかといえばある」と判断する場合に、キャピタル・ゲイン税に対する引当金を設定する方針である。ただし、かかる引当金の額は、最終的な税金債務をカバーするために十分ではない場合もあれば、それを超過する場合もある。

当社は、当該日における税法および税務慣行を考慮して、最善努力原則に基づき、柔軟な課税および課税会計処理を主張していく方針である。当社が登録、販売または募集されている国の税法または税務慣行の変更が当該国における当社の投資対象の価値に影響を及ぼす可能性がある。特に、ある国の議会または税務当局によって税法または税務慣行に関する変更が遡及適用された場合には、その影響を受けるサブ・ファンドの既存投資主が結果的に損失を被る可能性がある。当社は、ある特定の市場で保有する投資対象からのリターンに係るタックス・ポジションについて、またはある特定の市場もしくは国における税金の遡及適用リスクについて保証を提供することはない。

7. 純資産価額の開示

a) 終値

サブ・ファンドの資産は、当期の最終ファンド営業日である2025年3月31日中の異なる複数の時点における入手可能な価格を用いて評価されている。

当社が公表のみを目的として純資産価額を計算したと仮定した場合には、純資産価額の評価に用いられる市場価格は2025年3月31日の終値となる。ただし、これらの純資産価額は、本財務書類に記載する純資産価額と著しく異なる額ではない。

b) サブ・ファンド間のクロス投資

2025年3月31日現在、サブ・ファンド間のクロス投資の総額は613,645,611米ドルであり、よって、サブ・ファンド間のクロス投資を除く当期末現在の合算純資産総額は40,446,165,681米ドルとなる。

サブ・ファンドは、クロス投資を行っていない。

8. 現金担保の情報

2025年3月31日現在、当社は、サブ・ファンドについて以下の現金担保を支払っている/(受領している)。

サブ・ファンド	契約相手方	通貨	(受領した)/支払われた現金担保 (サブ・ファンドの通貨建)
該当なし			

9. 分配

2025年3月31日現在発行済の分配型投資証券クラスのほとんどは、2010年4月1日または該当する投資証券クラスの設定日より、英国の「Reporting Fund」として適格となっている。2025年4月1日よりすべての分配型および累積型の投資証券クラスが英国の「Reporting Fund」として適格となっている。新しい投資証券クラスが設定された時点で、英国歳入・関税庁に対して、英国の「Reporting Fund」としての適格申請がなされる。英国の「Reporting Fund」として適格である投資証券クラスの詳細は、英国歳入・関税庁のウェブサイト（www.hmrc.gov.uk）で閲覧できる。

本財務書類の日付現在の適格状況は、

<https://www.gov.uk/government/publications/offshore-funds-list-of-reporting-funds>で閲覧できる。

当社は、投資主の英国税の確定申告に必要な年間の「reportable income」の報告書をwww.kpmgreportingfunds.co.ukに開示する。インターネットにアクセスできない投資者は、当社の登記上の事務所宛に書面で申請することができる。

当社は、2025年3月31日に終了した年度に以下の1口当たり分配金（配当落日）を支払った。本注記に開示されている分配金は、投資証券クラスの通貨で報告されている。

クラス	通貨	2024年 4月	2024年 5月	2024年 6月	2024年 7月	2024年 8月	2024年 9月	2024年 10月	2024年 11月	2024年 12月	2025年 1月	2025年 2月	2025年 3月
グローバル・インベストメント・グレード・セキュライズド・クレジット・ボンド													
AM2	USD	0.052898	0.052841	0.052886	0.050493	0.050493	0.050466	0.050374	0.050282	0.050222	0.050505	0.050669	0.050467

10. その他の収益

その他の収益は、主に、希薄化防止賦課金（注記14を参照）から構成される。

11. 証券貸付取引

各サブ・ファンドは、追加の資本または収益を生み出す目的で（借り手が支払う手数料または現金担保の再投資を通じて）、またはコストを削減する目的で、「証券金融取引の透明性および再利用に関する2015年11月25日の欧州議会・理事会の規則（EU）2015/2365」（以下「SFTR」という。）、「ETFsおよびその他のUCITSの課題に関するESMAの2014年8月1日付指針（ESMA/2014/937EN）」（以下「ETFsおよびその他のUCITS銘柄に関するESMAガイドライン」という。）、投資信託/投資法人が譲渡可能証券および短期金融市場商品に関する一定の手法および商品を使用する際に適用される規則に関するCSSF通達08/356、ETFsおよびその他のUCITSの課題に関するESMAガイドラインに関するCSSF通達14/592（以下「CSSF通達14/592」という。）、ならびにその他適用される法律、規則、通達もしくはCSSFの見解（これらの改正または置き換えを含む）を遵守することを条件に、証券貸付取引に参加することができる。

取締役会は、証券貸付プログラムの実行、管理および日々の監督を管理会社に委任している。管理会社は、管理会社が承認した借り手に対して担保と引き換えに有価証券を一時的に譲渡する証券貸付取引プログラムに参加すべきサブ・ファンドを決定することができる。サブ・ファンドに属する譲渡可能証券または短期金融市場商品のいずれも、証券貸付取引の対象となる可能性がある。管理会社は、取締役会に対し、証券貸付活動について定期的に報告を行い、証券貸付プログラムに関して引続き取締役会の継続的な監督および管理に従うものとする。

証券貸付取引は、継続的に利用することを目的とする。証券貸付取引の対象とするサブ・ファンドの純資産価額の比率は、約25%とする方針である。

証券貸付代理人は、証券貸付取引に関するサービスの対価として総収益の15%の手数料を受け取る。また、管理会社は、証券貸付取引に関して遂行された監視業務の対価として総収益の10%の手数料を受け取る。総収益の残りの75%は、証券貸付取引プログラムに参加している該当するサブ・ファンドが受領する。

各サブ・ファンドの収益および費用は、ファンドの年次報告書(英文)および半期報告書(英文)に記載されている。

証券貸付取引のカウンターパーティの承認と選定のプロセスは、様々な基準に基づくカウンターパーティの動的評価である。カウンターパーティの承認に使用される基準には、カウンターパーティの最低信用等级付け、国籍、アクセスのしやすさ、専門的取引の実行および規制上のリスク・プロファイルが含まれるが、これらに限定されるものではない。

サブ・ファンド	通貨	貸付証券の時価	受領担保の時価	証券貸付収益(純額)*
該当なし				

* 証券貸付取引からのすべての収益(取引費用控除後)は、該当するサブ・ファンドに計上され、損益計算書および純資産変動計算書の「投資収益(純額)」の項目に含まれる。サブ・ファンド毎のグロスの収益合計額は、年次報告書(英文)および半期報告書(英文)に開示される。

証券貸付代理人は、管理会社の関連会社である香港上海銀行である。

証券の貸付により受領した担保の種類は、債券と株式に対応する。

サブ・ファンド毎の各カウンターパーティの名称は、年次報告書(英文)および半期報告書(英文)に開示される。

2025年3月31日に終了した年度において、証券貸付取引に関して再利用した担保はない。

12. 関係当事者との取引

関係当事者との間のすべての取引は、アームズレングス基準で実行されている。

a. 関係当事者における銀行口座および預託金

銀行口座が維持され、預託金が預託されているのは、主に、HSBCグループのメンバー会社であるHSBCコンチネンタル・ヨーロッパである。

サブ・ファンド	通貨	銀行預金*	ブローカー預り金*	預金からの受取利息	銀行当座借越*	銀行当座借越に対する支払利息
グローバル・インベストメント・グレード・セキュリティズド・クレジット・ボンド	米ドル	9,866,605	50,000	951,284	(829,983)	-

* 銀行預金、ブローカー預り金および銀行当座借越は、主にHSBCコンチネンタル・ヨーロッパに対するものである。

b. 関係当事者との間の投資取引

サブ・ファンドは、投資対象の購入および売却に際して、HSBCグループのメンバー会社のサービスを利用する。2025年3月31日に終了した年度に実行された当該取引の詳細は下記のとおりである。

サブ・ファンド	通貨	当期の当該取引合計額	当期の取引全体に占める当該取引額の割合(%)	当期中に支払われた手数料	平均手数料率(%)
グローバル・インベストメント・グレード・セキュリティズド・クレジット・ボンド	米ドル	146,888,552	1.08	-	0.00

以下に記載するコミッション共有契約を除き、導入されているソフトコミッション契約は存在しない。

所在地によっては、投資顧問会社およびその関係会社は、一定のブローカーとの間でソフトコミッション共有契約(香港の証券先物委員会によりソフトコミッションと定義されている、ファンドによって使用される調査サービスのみに関連する)を締結しており、それについて、投資顧問会社またはその関係会社は、投資の意思決定を補助するために使用される物品およびサービスを受領した。

投資顧問会社またはその関係会社は、これらのサービスに対して直接的な支払いは行わず、当該サブ・ファンドのためにブローカーとの間で一定の量の取引を行うことに合意する。すべての取引は、通常の商業的条件に基づき、業務の通常の過程で行われた。

かかる取引について、手数料が当社によって支払われた。当社のために使用された物品およびサービスには以下が含まれる：調査および助言サービス、経済および政治分析、ポートフォリオ分析、市場分析ならびに投資関連刊行物。

c. 取締役によるファンド投資証券の保有

ティモシー・パルマーは、ファンドの取締役に任命される前にHGIFトルコ・エクイティの投資証券を取得し、現在保有している。

13. 投資有価証券の変動表

詳細な投資有価証券の変動表は、当社の登記上の事務所に請求することにより、無料で入手することができる。

14. 希薄化防止のための仕組み(「希薄化防止メカニズム」)

各サブ・ファンドについて、2つの希薄化防止メカニズム(価格調整と希薄化防止賦課金)が適用可能であり、両方のメカニズムとも、サブ・ファンドの投資主の保護を目的としている。価格調整には、2つの異なるメカニズムがある：部分的スイング・プライシング調整と完全スイング・プライシング調整(完全スイング・プライシング調整は、サブ・ファンド、コーポレート・ユーロ・ボンド・フィックス・ターム2027にのみ適用される)。

投資者がサブ・ファンドの投資証券を購入または売却する時には、投資顧問会社は、サブ・ファンドの原投資対象を購入または売却しなければならない場合がある。これらの取引を考慮した希薄化防止メカニズムがなければ、サブ・ファンドの全投資主が、これらの原投資対象の購入および売却に関連する費用を支払うことになる。これらの取引費用には、ビッド・オファー・スプレッド、取引に係る手数料および税金が含まれる(ただし、これらに限定されない。)

希薄化防止賦課金

希薄化防止メカニズムの閾値率に達するまでは希薄化防止賦課金または価格調整は適用されず、取引費用はサブ・ファンドによって負担される。この結果、既存の投資主には希薄化(1口当り純資産価格の減少)が生じることになる。投資者は、副販売会社が投資者の申込代金の全額に対して申込手数料(もしあれば)を課す可能性があり、希薄化防止賦課金の適用を考慮しない可能性があることに留意する必要がある。なお、申込手数料以外の報酬は、引続き、価格調整前の純資産価額に基づき計算される。

1口当り純資産価格が調整されるのは、価格調整が適用される場合のみである。希薄化防止賦課金が適用される時は、資本の正味の流入の場合、希薄化防止賦課金が各申込金額から控除され、その額に応じて投資者が受領する投資証券口数が減少する。資本の正味の流出の場合、希薄化防止賦課金が各買戻金額から控除され、その額に応じて投資者が受領する買戻代金が減少する。希薄化防止賦課金の金額は最高2%の予定であり、取締役会の裁量により減額もしくは放棄することができる。価格調整の場合は、調整額は2%を超えないものとする。ただし、ボラティリティが高い、資産の流動性が低下している、市場にストレスがかかっている期間などの例外的な市場環境では、調整額が大幅に引き上げられる可能性がある。

各メカニズムの詳細は、当社の最新の英文目論見書に規定されている。

価格調整

当年度中、当社は、部分的スイング・プライシング調整を適用している。

当年度中、完全スイング・プライシング調整は、適格サブ・ファンドであるコーポレート・ユーロ・ボンド・フィックス・ターム2027に対して適用されていない。

各サブ・ファンドにどの希薄化防止メカニズムが適用されるかについての詳細は、管理会社から入手できる。当社が特定のサブ・ファンドについて導入されている希薄化防止メカニズムの変更を決定した場合(す

なわち、価格調整から希薄化防止賦課金へ変更、またはその反対)、該当する規制当局から事前の承認(要求される場合)を得るものとし、影響を受ける投資者には、1か月以上前に書面で通知される。

当期中に価格調整メカニズムを適用した(すなわち、純資産価額がスイング調整されたか否か)サブ・ファンドのリストは、<https://www.assetmanagement.hsbc.co.uk/en/intermediary/funds>で入手できる。

以下の表は、2025年3月31日に価格調整が行われたサブ・ファンドについて、価格調整前の1口当り純資産価格(以下「スイング調整前純資産価格」という。)および価格調整後の1口当り純資産価格(以下「スイング調整後純資産価格」という。)を開示するものである。

サブ・ファンド		スイング調整前 純資産価格	スイング調整後 純資産価格
グローバル・インベストメント・グレード・	AC	11.94	11.96
セキュリティズド・クレジット・ボンド	AM2	9.21	9.22

15. 総経費率

総経費率(TER)は、集団投資スキームのTERの計算および開示に関するAMAS(スイス資産運用協会)のガイドラインの要求に沿って、管理事務代行会社により算定されている。当期中に発生した実際の費用は年率換算されており、当期についての当該投資証券クラスの平均運用資産に対する割合として計算されている。またTERは、パッシブヘッジ報酬に対応する割合を含む。

合成TERは、ファンド・オブ・ファンズとして、現行のガイドラインの意味におけるTERを公表する他の集団投資スキーム(ターゲットファンド)に純資産の10%以上を投資する各サブ・ファンドについて適用される。当該ファンド・オブ・ファンズの複合(合成)TERは、会計年度のクロージング日または会計年度の末日付で、管理事務代行会社によって計算される。

16. サブ・ファンドの清算

該当なし

17. 重要事象

取締役の変更

2024年4月2日および2025年3月5日に、カリーヌ・フェイベル氏およびベンジャミン・ラム氏(取締役会の選出により)それぞれ社外取締役に任命された。2025年3月5日、エイマー・カウヘイ氏が取締役会から退任した。

その他事象

2024年5月15日付でブラジル・ボンドがクローズされた。

2024年9月6日付でストラテジック・デュレーション・アンド・インカム・ボンドの運用が開始された。

18. 後発事象

2025年4月30日付で、グローバル・サステナブル・エクイティ・インカムの名称が、グローバル・エクイティ・インカムに変更された。

2025年5月16日付で、グローバル・低カーボン・ボンドおよびグローバル・低カーボン・エクイティの名称が、それぞれグローバル・コーポレート・ボンド・クライメイト・トランジションおよびグローバル・エクイティ・クライメイト・トランジションに変更された。

2025年5月16日付で、アジアESGボンドおよびESGショート・デュレーション・クレジット・ボンドがクローズされた。

取締役会は、2022年3月2日以降停止されているHGIFロシア・エクイティの清算手続きを2025年7月30日より開始する決定を行った。

【金銭の分配に係る計算書】

該当なし

【キャッシュ・フロー計算書】

該当なし

【投資有価証券明細表等】

投資有価証券明細表

グローバル・インベストメント・グレード・セキュリタイズド・クレジット・ボンド

2025年3月31日現在の投資有価証券明細表(米ドル表示)

銘柄	数量/ 額面	通貨	評価額	純資産に 占める割合 (%)
投資有価証券				
公認証券取引所への上場を認められている譲渡可能有価証券				
債券				
英国				
TRAFFORD CENTRE FRN 28/07/2038	5,000,000	GBP	5,965,875	0.15
			5,965,875	0.15
米国				
UNITED STATES (GOVT) 0% 03/04/2025	150,000,000	USD	149,964,661	3.70
			149,964,661	3.70
債券合計			155,930,536	3.85
アセット・バック証券				
オーストラリア				
APOLLO SERIES TRUST FRN 13/10/2049	900,000	AUD	184,548	-
APOLLO TRUST FRN 13/09/2048	3,125,000	AUD	542,335	0.01
DRIVER AUSTRALIA NINE TRUST FRN 21/09/2032	22,800,000	AUD	9,006,577	0.22
FIRSTMAC MORTGAGE FUNDING TRUST FRN 17/11/2050	18,000,000	AUD	2,198,281	0.05
LA TROBE FINANCIAL CAPITAL MARKET FRN 14/11/2053	1,820,000	AUD	316,437	0.01
LION SERIES TRUST FRN 18/05/2054	2,950,000	AUD	1,055,049	0.03
LION TRUST FRN 19/05/2055	16,500,000	AUD	10,342,948	0.25
NATIONAL RMBS TRUST FRN 24/08/2049	5,300,000	AUD	1,231,877	0.03
			24,878,052	0.60
フランス				
BPCE HOME LOANS FRN 31/10/2057	8,100,000	EUR	7,798,742	0.19
GINKGO PERSONAL LOANS FRN 23/09/2044	14,500,000	EUR	12,930,369	0.32
			20,729,111	0.51

添付の注記は本財務書類と不可分である。

銘柄	数量/ 額面	通貨	評価額	純資産に 占める割合 (%)
アイルランド				
CARLYLE GLOBAL MARKET STRATEGIES FRN 10/11/2035	5,000,000	EUR	5,388,443	0.13
CONTEGO CLO FRN 25/01/2038	4,250,000	EUR	4,611,511	0.11
CONTEGO CLO FRN 25/01/2038 (XS2708631671)	12,500,000	EUR	13,624,868	0.34
CONTEGO CLO FRN 25/01/2038 (XS2708631754)	10,225,000	EUR	11,078,588	0.27
CVC CORDATUS LOAN FUND FRN 17/06/2032	2,000,000	EUR	1,874,025	0.05
CVC CORDATUS LOAN FUND FRN 17/06/2032 (XS2078647497)	4,000,000	EUR	4,319,737	0.11
CVC CORDATUS LOAN FUND FRN 22/06/2034	7,000,000	EUR	7,559,478	0.19
CVC CORDATUS LOAN FUND V DAC FRN 21/07/2030	8,000,000	EUR	4,650,352	0.11
DILLIONS PARK CLO FRN 15/10/2034	9,207,000	EUR	9,974,178	0.25
DRYDEN CLO FRN 15/04/2035	3,035,000	EUR	3,274,571	0.08
FINANCE IRELAND RMBS FRN 24/12/2063	1,760,000	EUR	1,902,009	0.05
FINANCE IRELAND RMBS FRN 24/12/2063 (XS2837177802)	5,100,000	EUR	4,398,670	0.11
HARVEST CLO XXXII DAC FRN 25/07/2037	8,250,000	EUR	8,938,042	0.22
INVESCO CLO FRN 15/07/2036	4,000,000	EUR	4,353,776	0.11
INVESCO EURO CLO XII DAC FRN 15/07/2037	6,300,000	EUR	6,894,749	0.17
INVESCO EURO CLO XIV DAC FRN 15/01/2039	11,500,000	EUR	12,475,421	0.31
INVESCO EURO FRN 15/04/2033	4,000,000	EUR	4,307,404	0.11
INVESCO EURO FRN 15/07/2031	6,538,000	EUR	7,042,431	0.17
JUBILEE CLO 2019-XXIII FRN 15/07/2037	8,400,000	EUR	9,046,054	0.22
JUBILEE CLO 2019-XXIII FRN 15/07/2037 (XS2856830927)	8,550,000	EUR	9,184,994	0.23
JUBILEE CLO 2024-XXVIII DAC FRN 21/07/2037 (XS2798878240)	6,000,000	EUR	6,519,879	0.16
JUBILEE CLO 2024-XXVIII DAC FRN 21/07/2037 (XS2798878679)	6,000,000	EUR	6,533,388	0.16
LAST MILE LOGISTICS CMBS FRN 17/08/2033	18,540,000	GBP	23,990,343	0.59
LAST MILE LOGISTICS PAN EURO FINANCE FRN 17/08/2033	31,398,000	EUR	33,177,432	0.82
SEQUOIA LOGISTICS 2025-1 DAC FRN 17/02/2035 (XS2967782819)	9,000,000	EUR	9,742,221	0.24
SEQUOIA LOGISTICS 2025-1 DAC FRN 17/02/2035 (XS2967783387)	6,500,000	EUR	7,044,123	0.17
ST PAUL'S CLO FRN 15/04/2033	4,500,000	EUR	4,854,530	0.12
ST PAUL'S CLO FRN 22/04/2035	2,461,000	EUR	2,668,483	0.07
STARK FINANCING FRN 17/08/2033	14,250,000	GBP	18,406,991	0.45
STARK FINANCING FRN 17/08/2033	5,500,000	GBP	7,106,227	0.18
WILTON PARK CLO FRN 25/11/2036	8,000,000	EUR	8,655,239	0.21
WILTON PARK CLO FRN 25/11/2036 (XS2698482432)	26,000,000	EUR	28,125,834	0.69
WILTON PARK CLO FRN 25/11/2036 (XS2698485294)	4,500,000	EUR	4,872,264	0.12
			296,596,255	7.32

添付の注記は本財務書類と不可分である。

銘柄	数量/ 額面	通貨	評価額	純資産に 占める割合 (%)
ジャージー				
APIDOS CLO FRN 24/10/2036	10,500,000	USD	10,563,413	0.26
APIDOS CLO FRN 25/04/2035	2,000,000	USD	2,000,217	0.05
			12,563,630	0.31
ルクセンブルグ				
SC GERMANY COMPARTMENT CONSUMER FRN 14/11/2035	3,800,000	EUR	2,785,607	0.07
SC GERMANY SA COMPARTMENT CONSUMER FRN 14/11/2035	2,300,000	EUR	1,685,102	0.04
			4,470,709	0.11
オランダ				
DELPHINUS FRN 22/03/2106	10,500,000	EUR	11,359,148	0.28
GREEN LION FRN 23/10/2060	13,000,000	EUR	14,034,560	0.35
MAGOI FRN 27/07/2039	2,000,000	EUR	293,245	0.01
			25,686,953	0.64
英国				
AUBURN 15 FRN 20/07/2045 COMPARTMENT DRIVER UK NINE FRN 26/04/2032	11,200,000	GBP	12,036,261	0.30
DUNCAN FUNDING FRN 22/07/2071 EDENBROOK MORTGAGE FUNDING FRN 22/03/2057	8,000,000	GBP	10,327,706	0.25
EDENBROOK MORTGAGE FUNDING FRN 22/03/2057 (XS2843264156)	7,100,000	GBP	8,986,566	0.22
EDENBROOK MORTGAGE FUNDING FRN 22/03/2057 (XS2843264156)	8,151,000	GBP	10,462,825	0.26
FINSBURY SQUARE FRN 16/12/2067	14,000,000	GBP	17,753,633	0.44
GEMGARTO FRN 16/12/2067	1,350,000	GBP	352,606	0.01
GREAT HALL MORTGAGES FRN 18/06/2039	2,200,000	GBP	2,843,483	0.07
HOLMES MASTER ISSUER FRN 15/10/2072	1,000,000	EUR	1,024,727	0.03
HOLMES MASTER ISSUERFRN 15/10/2072	16,000,000	GBP	20,677,534	0.51
LACE FUNDING 2025-1 FRN 21/11/2074	12,500,000	GBP	16,173,066	0.40
LANARK MASTER ISSUER FRN 22/12/2069	5,500,000	GBP	7,113,707	0.18
LANEBROOK MTG TRANSACTION FRN 20/7/2058	4,000,000	GBP	5,164,138	0.13
LONDON WALL MORTGAGE CAPITAL FRN 15/05/2051	3,460,000	GBP	4,456,960	0.11
MOLOSSUS FRN 18/04/2061	4,250,000	GBP	5,468,959	0.13
MOLOSSUS FRN 18/04/2061 (XS2793365268)	2,000,000	GBP	2,595,305	0.06
MORTIMER BTL FRN 23/06/2053 MORTIMER BTL FRN 23/06/2053 (XS2349428164)	10,000,000	GBP	12,382,148	0.31
MORTIMER BTL FRN 23/06/2053 (XS2349428164)	1,750,000	GBP	1,403,759	0.03
MORTIMER FRN 23/03/2054	3,510,000	GBP	4,534,839	0.11
POLARIS 2025-1 FRN 26/02/2068	2,400,000	GBP	3,101,416	0.08
POLARIS 2025-1 FRN 26/02/2068 (XS2984149968)	11,000,000	GBP	14,227,558	0.35
POLARIS FRN 26/02/2061	3,000,000	GBP	3,860,939	0.10
POLARIS FRN 26/02/2061 (XS2765488676)	12,082,000	GBP	15,601,257	0.38
	36,924,000	GBP	38,540,023	0.95

添付の注記は本財務書類と不可分である。

銘柄	数量/ 額面	通貨	評価額	純資産に 占める割合 (%)
POLARIS FRN 26/02/2061 (XS2765489211)	900,000	GBP	1,164,838	0.03
PRECISE MORTGAGE FUNDING FRN 16/10/2056	1,250,000	GBP	1,615,915	0.04
TOWD POINT MORTGAGE FUNDING 2024 FRN 20/07/2053	2,000,000	GBP	2,587,606	0.06
TOWER BRIDGE FUNDING FRN 20/05/2066	2,800,000	GBP	3,470,028	0.09
TOWER BRIDGE FUNDING FRN 20/05/2066 (XS2799471003)	1,925,000	GBP	2,492,214	0.06
TOWER BRIDGE FUNDING FRN 20/12/2063	1,300,000	GBP	607,796	0.01
TOWER BRIDGE FUNDING FRN 20/12/2063 (XS2432286461)	3,150,000	GBP	4,064,562	0.10
TWIN BRIDGES FRN 12/03/2055	4,406,000	GBP	5,709,511	0.14
TWIN BRIDGES FRN 12/09/2055	14,330,000	GBP	18,449,570	0.45
UK LOGISTICS 2024-2 DAC FRN 17/02/2035 (XS2945692353)	5,200,000	GBP	6,715,259	0.17
UK LOGISTICS 2024-2 DAC FRN 17/02/2035 (XS2945702509)	3,000,000	GBP	3,875,350	0.10
UK LOGISTICS DAC FRN 17/05/2034	14,000,000	GBP	18,097,614	0.45
UK LOGISTICS FRN 17/05/2034	6,750,000	GBP	8,723,457	0.22
UK LOGISTICS FRN 17/05/2034 (XS2809141182)	2,900,000	GBP	3,749,727	0.09
UKLOG 2024-2X A FRN 17/02/2035	6,700,000	GBP	8,673,973	0.21
			309,086,835	7.63
米国				
AGL CLO 37 LTD FRN 22/04/2038 (US00121MAA36)	27,500,000	USD	27,492,383	0.68
AGL CLO 37 LTD FRN 22/04/2038 (US00121MAE57)	15,000,000	USD	14,915,025	0.37
AGL CLO 6 LTD FRN 20/04/2038 (US00119VBE83)	10,000,000	USD	10,000,000	0.25
AGL CLO 6 LTD FRN 20/04/2038 (US00119VBG32)	10,000,000	USD	10,000,000	0.25
AGL CORE CLO 36 LTD FRN 23/01/2038 (US00121WAG87)	6,000,000	USD	5,958,594	0.15
AGL CORE CLO 38 FRN 20/01/2038 (US00852QAE17)	28,000,000	USD	27,814,051	0.69
AGL CORE CLO 38 FRN 20/01/2038 (US00852QAG64)	9,600,000	USD	9,470,621	0.23
AMERICAN HOMES 4.407% 17/04/2052	3,600,000	USD	3,592,292	0.09
AMERICAN HOMES 5.639% 17/04/2052	1,677,438	USD	1,673,692	0.04
APIDOS CLO FRN 21/04/2035	9,000,000	USD	8,999,685	0.22
BROADGATE FINANCING 5.098% 05/04/2035	1,515,000	GBP	1,585,627	0.04
CONNECTICUT AVENUE SECURITIES TRUST FRN 25/03/2042	3,200,000	USD	1,449,411	0.04
GREAT HALL MORTGAGES FRN 18/03/2039 (XS0288628224)	300,000	GBP	326,708	0.01
			123,278,089	3.06
アセット・バック証券合計			817,289,634	20.18
公認証券取引所への上場を認められている譲渡可能有価証券合計			973,220,170	24.03

添付の注記は本財務書類と不可分である。

銘柄	数量/ 額面	通貨	評価額	純資産に 占める割合 (%)
その他の規制市場で取引されている譲渡可能有価証券				
債券				
米国				
AMERICAN TOWER TRUST 3.652% 23/03/2048	1,500,000	USD	1,455,456	0.04
SBA TOWER TRUST 2.593% 15/10/2056	12,000,000	USD	10,137,130	0.25
			11,592,586	0.29
債券合計			11,592,586	0.29
アセット・バック証券				
オーストラリア				
AFG 2025-1NC TRUST FRN 10/07/2056	27,000,000	AUD	16,842,885	0.42
AFG FRN 10/03/2055	30,000,000	AUD	9,856,614	0.24
AFG TRUST FRN 10/11/2055	14,100,000	AUD	8,874,807	0.22
FIRSTMAC MORTGAGE FUNDING TRUST FRN 17/01/2051	10,800,000	AUD	2,064,250	0.05
FIRSTMAC MORTGAGE FUNDING TRUST FRN 18/02/2056	2,600,000	AUD	1,633,719	0.04
LA TROBE FINANCIAL CAPITAL MARKET FRN 14/11/2053	6,000,000	AUD	1,040,923	0.03
LIBERTY SERIES 2025-1 FRN 25/09/2056 (AU3FN0095089)	33,000,000	AUD	20,563,951	0.51
LIBERTY SERIES 2025-1 FRN 25/09/2056 (AU3FN0095097)	14,000,000	AUD	8,721,309	0.22
MA MONEY PINNACLE RESIDENTIAL SEC FRN 15/04/2066	9,750,000	AUD	6,081,302	0.15
MA MONEY RESIDENTIAL SECURITITI FRN 15/11/2065	3,000,000	AUD	1,882,798	0.05
MEDALLION TRUST FRN 19/01/2056	60,000,000	AUD	26,482,194	0.65
MORTGAGE HOUSE RMBS PRIME SERIES FRN 13/05/2057 (AU3FN0093639)	50,000,000	AUD	31,244,741	0.77
MORTGAGE HOUSE RMBS PRIME SERIES FRN 13/05/2057 (AU3FN0093647)	6,500,000	AUD	4,060,966	0.10
OLYMPUS 2025-1 TRUST FRN 10/10/2056	10,600,000	AUD	6,612,128	0.16
ORDE SERIES 2025-1 TRUST FRN 11/06/2056	50,000,000	AUD	31,178,687	0.77
PEPPER RESIDENTIAL SECURITIES TRUST FRN 14/12/2064	14,000,000	AUD	3,420,058	0.08
SAPPHIRE TRUST FRN 14/03/2066	50,000,000	AUD	31,272,471	0.77
SAPPHIRE XXVI SERIES TRUST FRN 21/01/2054	7,000,000	AUD	1,168,997	0.03
TRITON BOND TRUST 2025-1 IN RESPE FRN 12/03/2057 (AU3FN0095535)	38,000,000	AUD	23,679,464	0.58
TRITON BOND TRUST 2025-1 IN RESPE FRN 12/03/2057 (AU3FN0095543)	10,300,000	AUD	6,426,019	0.16
TRUSTEE FOR LION SERIES FRN 22/05/2053	6,650,000	AUD	4,175,334	0.10
			247,283,617	6.10

添付の注記は本財務書類と不可分である。

銘柄	数量/ 額面	通貨	評価額	純資産に 占める割合 (%)
中国				
VENTURE CLO FRN 20/07/2030	2,000,000	USD	2,002,502	0.05
VENTURE XXVIII CLO FRN 20/07/2030 (US92331AAY01)	10,000,000	USD	10,016,050	0.25
			12,018,552	0.30
フランス				
BPCE CONSUMER LOANS FRN 31/12/2042	11,900,000	EUR	12,894,789	0.32
			12,894,789	0.32
アイルランド				
AQUEDUCT EUROPEAN CLO 7- 2022 DAC FRN 15/08/2037	16,300,000	EUR	17,676,732	0.44
AQUEDUCT EUROPEAN CLO 9 DAC FRN 15/04/2038 (XS2978810609)	18,000,000	EUR	19,443,610	0.48
AQUEDUCT EUROPEAN CLO 9 DAC FRN 15/04/2038 (XS2978810864)	12,250,000	EUR	13,232,457	0.33
AQUEDUCT EUROPEAN CLO FRN 15/07/2037	11,500,000	EUR	12,438,610	0.31
AQUEDUCT EUROPEAN CLO FRN 15/07/2037 (XS2798860206)	10,000,000	EUR	10,841,474	0.27
BERG FINANCE FRN 22/07/2033	7,300,000	EUR	1,384,011	0.03
BERG FINANCE FRN 22/07/2033 (XS2331952270)	6,000,000	EUR	958,605	0.02
BRUEGEL FRN 22/05/2031 (XS2346732626)	7,400,000	EUR	6,938,108	0.17
BRUEGEL FRN 22/05/2031 (XS2346732972)	2,000,000	EUR	1,857,252	0.05
CABINTEELY PARK CLO FRN 15/08/2034	13,000,000	EUR	14,027,345	0.35
CONTEGO CLO VII DAC FRN 23/01/2038	3,250,000	EUR	3,486,809	0.09
CVC CORDATUS LOAN FUND FRN 15/05/2037	10,400,000	EUR	11,354,548	0.28
CVC CORDATUS LOAN FUND FRN 15/05/2037 (XS2774947449)	11,000,000	EUR	11,889,347	0.29
DILOSK RMBS FRN 25/01/2063	4,700,000	EUR	5,057,415	0.12
DILOSK RMBS FRN 25/01/2063 (XS2813212425)	3,000,000	EUR	2,973,811	0.07
DRYDEN CLO FRN 15/04/2035	3,675,000	EUR	3,959,722	0.10
DRYDEN CLO FRN 18/10/2034	5,350,000	EUR	5,773,420	0.14
ELM PARK FRN 15/04/2034	10,000,000	EUR	10,763,963	0.27
ELM PARK FRN 15/04/2034 (XS2325161946)	10,000,000	EUR	10,830,634	0.27
FROST CMBS DAC FRN 22/11/2026	5,200,000	EUR	5,362,309	0.13
FROST CMBS DAC FRN 22/11/2026 (XS2402428697)	7,500,000	EUR	7,759,541	0.19
HARVEST CLO FRN 20/10/2032	2,400,000	EUR	2,593,385	0.06
HARVEST CLO XXII DAC FRN 15/01/2032	12,300,000	EUR	12,755,172	0.31
HARVEST CLO XXVII FRN 15/07/2034	20,400,000	EUR	22,015,464	0.54
HARVEST FRN 20/10/2032	22,200,000	EUR	23,990,242	0.59
HAUS EUROPEAN LOAN CONDUIT FRN 30/07/2051 (XS2372977418)	7,850,000	EUR	7,731,986	0.19

添付の注記は本財務書類と不可分である。

銘柄	数量/ 額面	通貨	評価額	純資産に 占める割合 (%)
INVESCO CLO FRN 15/04/2034	6,000,000	USD	6,000,204	0.15
INVESCO CLO FRN 15/04/2034	5,500,000	USD	5,497,608	0.14
INVESCO CLO FRN 15/08/2034 (XS2369271130)	4,372,000	EUR	4,701,475	0.12
INVESCO CLO FRN 22/10/2036	6,000,000	EUR	6,520,204	0.16
INVESCO CLO FRN 22/10/2036 (XS2693769536)	8,000,000	EUR	8,718,298	0.21
JUBILEE CLO 2019-XXII FRN 20/08/2037	14,350,000	EUR	15,468,996	0.38
JUBILEE CLO 2019-XXII FRN 20/08/2037 (XS2874155679)	15,000,000	EUR	16,124,625	0.40
JUBILEE FRN 21/01/2038	5,000,000	EUR	5,407,886	0.13
JUBILEE FRN 21/01/2038 (XS2666004291)	15,000,000	EUR	16,212,607	0.40
JUBILEE FRN 21/01/2038 (XS2666004374)	10,000,000	EUR	10,806,949	0.27
LAST MILE LOGISTICS FRN 17/08/2026	3,500,000	EUR	3,695,401	0.09
LAST MILE LOGISTICS FRN 17/08/2026 (XS2356454913)	3,200,000	EUR	3,368,471	0.08
LAST MILE LOGISTICS FRN 17/08/2033	2,727,000	GBP	3,529,997	0.09
LAST MILE SECURITIES FRN 17/08/2031 (XS2320420529)	7,059,000	EUR	7,620,898	0.19
LAST MILE SECURITIES FRN 17/08/2031 (XS2320420792)	18,452,000	EUR	19,893,758	0.49
LAST MILE SECURITIES FRN 17/08/2031 (XS2320420875)	3,500,000	EUR	3,775,048	0.09
LAST MILE SECURITIES FRN 17/08/2031 (XS2320421501)	6,987,000	EUR	7,533,219	0.19
PENTA CLO 7 DAC FRN 25/01/2039 (XS2957487023)	10,000,000	EUR	10,870,182	0.27
PENTA CLO 7 DAC FRN 25/01/2039 (XS2957487296)	5,000,000	EUR	5,415,493	0.13
PENTA CLO 7 DAC FRN 25/01/2039 (XS2957487452)	2,800,000	EUR	3,031,434	0.07
PENTA CLO FRN 15/01/2037	10,000,000	EUR	10,901,356	0.27
PENTA CLO FRN 15/01/2037 (XS2708719096)	8,750,000	EUR	9,483,548	0.23
PENTA CLO FRN 15/01/2037 (XS2708719849)	3,300,000	EUR	3,581,911	0.09
PENTA CLO FRN 15/07/2037	12,400,000	EUR	13,433,608	0.33
PENTA CLO FRN 15/07/2037 (XS2858657948)	5,000,000	EUR	5,398,932	0.13
RAVENSALE PARK FRN 25/04/2038 (XS3006390549)	9,000,000	EUR	9,721,805	0.24
RAVENSALE PARK FRN 25/04/2038 (XS3006391356)	5,500,000	EUR	5,901,381	0.15
SEQUOIA LOGISTICS 2025-1 DAC FRN 17/02/2035 (XS2967783114)	10,000,000	EUR	10,837,112	0.27
TAURUS 2025-1 EU DAC FRN 17/02/2035 (XS2996746066)	7,750,000	EUR	8,363,601	0.21
TAURUS 2025-1 EU DAC FRN 17/02/2035 (XS2996746223)	3,500,000	EUR	3,781,647	0.09
TAURUS 2025-1 EU DAC FRN 17/02/2035 (XS2996746652)	2,000,000	EUR	2,161,211	0.05
TAURUS 2025-2 UK DAC FRN 18/02/2035 (XS3025430110)	6,250,000	GBP	8,068,200	0.20
TAURUS 2025-2 UK DAC FRN 18/02/2035 (XS3025430466)	4,000,000	GBP	5,164,293	0.13
TAURUS DAC FRN 17/05/2031	3,703,000	GBP	4,745,986	0.12

添付の注記は本財務書類と不可分である。

銘柄	数量/ 額面	通貨	評価額	純資産に 占める割合 (%)
TAURUS FRN 17/05/2031	19,416,000	GBP	24,817,184	0.61
TAURUS FRN 17/05/2031 (XS2303819176)	5,176,000	GBP	6,618,286	0.16
THUNDER LOGISTICS 2024-1 DAC FRN 17/11/2036 (XS2896261745)	4,000,000	EUR	3,537,755	0.09
THUNDER LOGISTICS 2024-1 DAC FRN 17/11/2036 (XS2896262552)	3,500,000	EUR	2,999,122	0.07
THUNDER LOGISTICS 2024-1 DAC FRN 17/11/2036 (XS2896263287)	1,300,000	EUR	1,114,349	0.03
VIRIDIS EUROPEAN LOAN CONDUIT FRN 22/07/2029	3,000,000	GBP	3,427,308	0.08
VITA SCIENTIA 2022-1 DAC FRN 27/08/2025	1,100,000	EUR	1,182,247	0.03
VITA SCIENTIA DAC FRN 27/08/2025	7,500,000	EUR	8,060,777	0.20
VITA SCIENTIA FRN 27/02/2033	3,550,000	EUR	3,811,324	0.09
			568,401,668	14.01
イタリア				
ERNA FRN 25/07/2031 (IT0005373029)	8,779,000	EUR	2,489,520	0.06
			2,489,520	0.06
ジャージー				
PIKES PEAK CLO FRN 20/10/2036	10,000,000	USD	10,040,830	0.25
PIKES PEAK CLO FRN 20/10/2036 (US720922AA14)	7,500,000	USD	7,489,770	0.18
PIKES PEAK CLO FRN 20/10/2036 (US720922AE36)	6,000,000	USD	6,014,260	0.15
VANTAGE DATA CENTERS 6.172% 28/05/2039	24,553,000	GBP	32,345,093	0.80
			55,889,953	1.38
ルクセンブルグ				
SC GERMANY FRN 14/01/2038	8,000,000	EUR	8,634,948	0.21
			8,634,948	0.21
オランダ				
DRYDEN CLO FRN 18/10/2034	2,500,000	EUR	2,702,958	0.07
JUBILEE CLO FRN 15/04/2035	8,000,000	EUR	8,588,460	0.21
JUBILEE CLO FRN 15/04/2035	5,500,000	EUR	5,940,820	0.15
			17,232,238	0.43
英国				
ECONOMIC MASTER ISSUER FRN 25/04/2075	5,000,000	GBP	6,193,721	0.15
ELSTREE FUNDING FRN 21-01-2065	4,500,000	GBP	5,809,830	0.14
EUROHOME UK MORTGAGES FRN 15/09/2044	3,500,000	GBP	649,896	0.02
FRIARY FRN 21/05/2072	7,500,000	GBP	8,430,087	0.21
GREAT HALL MORTGAGES FRN 18/03/2039 (XS0288630121)	2,750,000	EUR	2,832,902	0.07
HOPS HILL FRN 21/04/2056	10,500,000	GBP	12,924,568	0.32
HOPS HILL FRN 21/04/2056 (XS2802116561)	2,500,000	GBP	3,224,101	0.08

添付の注記は本財務書類と不可分である。

銘柄	数量/ 額面	通貨	評価額	純資産に 占める割合 (%)
LANARK MASTER FRN 22/12/2069 PERMANENT MASTER ISSUER FRN 15/07/2073	2,000,000	GBP	2,120,318	0.05
POLARIS FRN 23/09/2059	29,018,000	GBP	37,554,443	0.93
POLARIS FRN 23/09/2059 (XS2673975897)	18,989,000	GBP	13,562,210	0.33
POLARIS FRN 23/12/2058	3,824,000	GBP	5,018,833	0.12
SILVERSTONE MASTER ISSUER FRN 21/01/2070	3,000,000	GBP	3,875,027	0.10
TOWER BRIDGE FUNDING FRN 20/12/2063 (XS2432286206)	6,500,000	GBP	8,389,334	0.21
TWIN BRIDGES FRN 15/05/2056	9,056,000	GBP	11,683,388	0.29
WHITE ROSE MASTER ISSUER FRN 16/04/2073	17,500,000	GBP	11,746,275	0.29
	5,100,000	GBP	6,461,479	0.16
			140,476,412	3.47

米国

280 PARK AVENUE MORTGAGE FRN 15/09/2034	12,435,000	USD	12,137,059	0.30
280 PARK AVENUE MORTGAGE TRUST FRN 15/09/2034	8,000,000	USD	7,789,161	0.19
AGL CLO 37 LTD FRN 22/04/2038 (US00121MAG06)	10,000,000	USD	9,940,870	0.25
AGL CLO FRN 21/01/2037	5,000,000	USD	5,020,941	0.12
AGL CLO FRN 21/01/2037 (US00120WAA27)	25,000,000	USD	25,078,975	0.62
AGL CLO FRN 21/01/2037 (US00120WAE49)	8,000,000	USD	8,037,764	0.20
AGL CLO FRN 21/04/2037	4,000,000	USD	4,016,080	0.10
AGL CLO FRN 21/04/2037	4,000,000	USD	4,003,273	0.10
AGL CLO FRN 21/04/2037 (US00119BAC72)	3,000,000	USD	3,004,294	0.07
AGL CLO FRN 21/07/2037	18,000,000	USD	17,965,638	0.44
AGL CLO FRN 21/07/2037 (US00121DAC92)	7,500,000	USD	7,509,570	0.19
AGL CORE CLO 36 LTD FRN 23/01/2038 (US00121WAE30)	14,000,000	USD	13,970,306	0.34
AGL CORE CLO FRN 20/07/2037	20,000,000	USD	20,009,280	0.49
AGL CORE CLO FRN 20/07/2037 (US001200AL84)	12,000,000	USD	11,992,344	0.30
AGL CORE CLO FRN 20/07/2037 (US001200AN41)	20,000,000	USD	20,024,040	0.49
ALBA FRN 25/11/2042	926,000	GBP	491,550	0.01
ALIGNED DATA CENTERS ISSUER 1.937% 15/08/2046	13,000,000	USD	12,457,361	0.31
ALLEGANY PARK CLO FRN 20/01/2035 (US017154AN50)	2,000,000	USD	2,001,764	0.05
ALLEGANY PARK CLO FRN 20/01/2035 (US017154AQ81)	1,500,000	USD	1,498,413	0.04
AMERICAN HOMES 4 RENT 6.07% 17/10/2052	1,729,000	USD	1,732,059	0.04
APIDOS CLO FRN 18/10/2031	5,000,000	USD	5,000,805	0.12
APIDOS CLO FRN 18/10/2031 (US03768CAS89)	3,000,000	USD	2,994,648	0.07
APIDOS CLO FRN 18/10/2031 (US03768CAU36)	4,000,000	USD	3,999,856	0.10
APIDOS CLO FRN 22/10/2034	6,200,000	USD	6,203,515	0.15
APIDOS CLO FRN 22/10/2034	4,000,000	USD	4,009,716	0.10
APIDOS CLO LI LTD FRN 20/01/2038 (US03771JAE91)	11,000,000	USD	10,959,660	0.27

添付の注記は本財務書類と不可分である。

銘柄	数量/ 額面	通貨	評価額	純資産に 占める割合 (%)
APIDOS CLO LI LTD FRN 20/01/2038 (US03771JAG40)	10,000,000	USD	9,980,106	0.25
APIDOS CLO XLVIII FRN 25/07/2037	17,000,000	USD	16,968,706	0.42
APIDOS CLO XLVIII FRN 25/07/2037 (US03770WAG69)	3,650,000	USD	3,664,916	0.09
APIDOS CLO XXIII FRN 15/04/2033 (US03765YBJ29)	8,600,000	USD	8,617,192	0.21
APIDOS CLO XXIII FRN 15/04/2033 (US03765YBL74)	15,000,000	USD	15,037,935	0.37
APIDOS CLO XXXI FRN 15/04/2031	18,000,000	USD	18,023,832	0.44
APIDOS CLO XXXI FRN 15/04/2031 (US03767VAL27)	8,300,000	USD	8,307,221	0.20
APIDOS CLO XXXI FRN 15/04/2031 (US03767VAN82)	8,550,000	USD	8,549,692	0.21
APIDOS CLO XXXII FRN 20/01/2033	12,000,000	USD	12,003,264	0.30
APIDOS CLO XXXIX FRN 21/04/2035	12,500,000	USD	12,499,538	0.31
APIDOS CLO XXXVII FRN 22/10/2034	7,750,000	USD	7,753,573	0.19
ARES LXXV CLO FRN 15/01/2037 (US039948AE49)	10,000,000	USD	10,016,310	0.25
ARES LXXV CLO FRN 15/01/2037 (US039948AG96)	10,000,000	USD	9,958,100	0.25
AVENTURA MALL TRUST 4.1123% VRN 05/07/2040 (US05359AAA16)	11,150,000	USD	10,827,035	0.27
AVENTURA MALL TRUST 4.1123% VRN 05/07/2040 (US05359AAE38)	1,710,000	USD	1,648,452	0.04
AVENUE OF THE AMERICAS 5.6896% 13/10/2037	8,000,000	USD	6,570,176	0.16
BAIN CAPITAL CREDIT CLO 2020-3 FRN 23/10/2034	8,500,000	USD	8,499,677	0.21
BAIN CAPITAL CREDIT CLO 2021-1 FRN 18/04/2034	5,000,000	USD	4,932,185	0.12
BAIN CAPITAL CREDIT CLO 2021-5 FRN 23/10/2034 (US05682EAS28)	7,500,000	USD	7,499,685	0.18
BAIN CAPITAL CREDIT CLO 2021-5 FRN 23/10/2034 (US05682EAU73)	13,750,000	USD	13,784,224	0.34
BAIN CAPITAL CREDIT CLO 2022-4 FRN 16/10/2037	10,000,000	USD	10,003,356	0.25
BARCLAYS COMMERCIAL MORTGAGE FRN 15/03/2037	5,017,000	USD	4,603,781	0.11
BAYSWATER PARK CLO FRN 20/01/2037	35,000,000	USD	35,083,257	0.86
BAYSWATER PARK CLO FRN 20/01/2037 (US072929AE27)	10,000,000	USD	10,044,580	0.25
BAYSWATER PARK CLO FRN 20/01/2037 (US072929AG74)	5,000,000	USD	5,020,294	0.12
BBCMS 2018 TALL MORTGAGE TRUST FRN 15/03/2037	7,580,000	USD	6,733,614	0.17
BF NYT MORTGAGE TRUST FRN 15/11/2035 (US62954PAJ930)	4,400,000	USD	4,252,488	0.10
BOYCE PARK CLO FRN 21/04/2035	10,250,000	USD	10,223,252	0.25
BWAY MORTGAGE TRUST 3.4543% 10/03/2033	7,000,000	USD	6,619,516	0.16
BX COMMERCIAL MORTGAGE 5.5937% VRN 13/08/2041	13,000,000	USD	13,020,887	0.32
BX COMMERCIAL MORTGAGE 6.0958% VRN 13/08/2041 (US05613GAC69)	22,000,000	USD	22,045,206	0.54
BX COMMERCIAL MORTGAGE 6.847% VRN 13/08/2041 (US05613GAE26)	16,000,000	USD	16,129,526	0.40

添付の注記は本財務書類と不可分である。

銘柄	数量/ 額面	通貨	評価額	純資産に 占める割合 (%)
BX TRUST 5.76% 13/10/2027	17,165,455	USD	17,375,946	0.43
BX TRUST 6.3% 13/10/2027	3,000,000	USD	3,007,310	0.07
BX TRUST 6.79% 13/10/2027	1,000,000	USD	975,043	0.02
BXP TRUST 3.379% 13/06/2039	16,120,000	USD	15,517,064	0.38
CAMB COMMERCIAL FRN 15/12/2037	20,840,000	USD	20,832,504	0.51
CAMB COMMERCIAL MORTGAGE TRUST FRN 15/12/2037 (US12482HAJ32)	17,648,000	USD	17,644,313	0.43
CHASE HOME LENDING MORTGAGE 5.5% VRN 25/02/2056	43,000,000	USD	42,449,062	1.05
CHASE HOME LENDING MORTGAGE TR 6% VRN 25/10/2055	7,000,000	USD	6,403,429	0.16
CHASE HOME LENDING MORTGAGE TR 6% VRN 25/11/2055 (US16160TAD00)	34,700,000	USD	33,907,789	0.84
CHASE HOME LENDING MORTGAGE TR 6% VRN 25/11/2055 (US161919AD70)	39,000,000	USD	37,529,035	0.93
CHASE HOME LENDING MORTGAGE TR 6% VRN 25/12/2055	38,500,000	USD	38,564,240	0.95
CIFC FUNDING FRN 18/07/2031	9,000,000	USD	6,807,347	0.17
CIMNL 2.09% 20/07/2051	2,400,000	USD	2,092,011	0.05
COMM 2018 HOME MORTGAGE TRUST 3.815% VRN 10/04/2033	2,000,000	USD	1,924,317	0.05
COMM 2018-HOME MORTGAGE T 3.9422% VRN 10/04/2033	8,000,000	USD	7,580,735	0.19
COMM MORTGAGE TRUST 3.815% VRN 10/04/2033	6,700,000	USD	5,966,261	0.15
COMMERCIAL MORTGAGE TRUST 1.802% 10/01/2038	2,500,000	USD	2,312,382	0.06
COMMERCIAL MORTGAGE TRUST 2.056% VRN 10/01/2038	1,845,000	USD	1,701,380	0.04
CONNECTICUT AVENUE SECURITIES FRN 25/01/2044	3,500,000	USD	2,319,424	0.06
CONNECTICUT AVENUE SECURITIES FRN 25/07/2044	1,950,000	USD	1,184,077	0.03
CONNECTICUT AVENUE SECURITIES FRN 25/07/2044 (US20754XAA19)	4,250,000	USD	4,084,959	0.10
CONNECTICUT AVENUE SECURITIES FRN 25/12/2041	3,000,000	USD	736,187	0.02
CONNECTICUT AVENUE SECURITIES TRU FRN 25/02/2045 (US20754TAB89)	4,250,000	USD	4,231,627	0.10
CONNECTICUT AVENUE SECURITIES TRU FRN 25/02/2045 (US20754TAC62)	7,400,000	USD	7,185,369	0.18
CONNECTICUT AVENUE SECURITIES TRUST FRN 25/06/2043	5,000,000	USD	3,145,411	0.08
CONNECTICUT AVENUE SECURITIES TRUST FRN 25/09/2043	4,000,000	USD	2,521,616	0.06
COOK PARK FRN 17/04/2030	11,500,000	USD	11,499,609	0.28
CORE MORTGAGE TRUST FRN 15/12/2031	2,500,000	USD	1,976,070	0.05
CORE TRUST FRN 15/12/2031	5,630,000	USD	1,037,089	0.03
DBGS BIOD MORTGAGE TRUST FRN 15/05/2035	12,700,000	USD	759,602	0.02

添付の注記は本財務書類と不可分である。

銘柄	数量/ 額面	通貨	評価額	純資産に 占める割合 (%)
DBGS MORTGAGE TRUST FRN 15/05/2035 (US23306GAC15)	18,096,000	USD	13,439,943	0.33
DBGS MORTGAGE TRUST FRN 15/05/2035 (US23306GAE70)	4,787,000	USD	3,546,552	0.09
DRYDEN 113 CLO FRN 15/10/2037	7,600,000	USD	7,569,913	0.19
FANNIE MAE REMICS FRN 25/05/2054	45,034,424	USD	42,352,898	1.04
FANNIE MAE REMICS FRN 25/09/2054	33,249,327	USD	27,621,598	0.68
FLATIRON CLO 25 FRN 17/10/2037	8,800,000	USD	8,811,079	0.22
FLATIRON CLO 25 FRN 17/10/2037 (US33883XAC48)	15,000,000	USD	14,989,170	0.37
FLATIRON RR CLO 30 FRN 15/04/2038 (US33882MAE57)	14,000,000	USD	14,000,000	0.35
FLATIRON RR CLO 30 FRN 15/04/2038 (US33882MAG06)	14,000,000	USD	14,000,000	0.35
FLEXENTIAL ISSUER 3.25% 27/11/2051	3,750,000	USD	3,580,862	0.09
FREDDIE MAC REMICS FRN 25/01/2055	25,000,000	USD	24,251,125	0.60
FREDDIE MAC REMICS FRN 25/02/2055 (US3137HJGH47)	25,000,000	USD	24,719,600	0.61
FREDDIE MAC REMICS FRN 25/02/2055 (US3137HJJ991)	40,000,000	USD	39,590,657	0.98
FREDDIE MAC REMICS FRN 25/03/2055	40,000,000	USD	40,205,989	0.99
FREDDIE MAC STACR REMIC TRUST 202 FRN 25/01/2045	6,250,000	USD	5,538,820	0.14
FREDDIE MAC STRUCTURED AGENCY FRN 25/02/2042	17,925,000	USD	5,447,350	0.13
HERO FUNDING TRUST 4.07% 20/09/2048	1,000,000	USD	167,391	-
HERO FUNDING TRUST 4.67% 20/09/2048	2,000,000	USD	411,905	0.01
HOME PARTNERS OF AMERICA 2.402% 17/12/2026	4,000,000	USD	3,648,415	0.09
HPS LOAN MANAGEMENT 15-2019 LTD FRN 22/01/2035	9,040,000	USD	9,042,414	0.22
HPS LOAN MANAGEMENT 2023-17 FRN 23/04/2038 (US44328HAX35)	12,000,000	USD	12,000,000	0.30
HPS LOAN MANAGEMENT 2023-17 FRN 23/04/2038 (US44328HAZ82)	10,000,000	USD	10,000,000	0.25
HPS LOAN MANAGEMENT FRN 22/01/2035	7,500,000	USD	7,499,708	0.18
HPS LOAN MANAGEMENT FRN 25/07/2037	20,000,000	USD	20,089,080	0.50
HPS LOAN MANAGEMENT FRN 25/07/2037 (US40443WAE03)	14,000,000	USD	14,035,140	0.35
HUDSON YARDS 2016-10HY MO 2.976633% VRN10/08/2038	2,750,000	USD	2,658,845	0.07
HUDSON YARDS 3.075% VRN 10/08/2038	6,254,017	USD	6,027,523	0.15
HUDSON YARDS MORTGAGE 2.835% 10/08/2038	14,915,000	USD	14,449,297	0.36
HUDSON YARDS MORTGAGE 3.228% 10/07/2039	25,435,000	USD	23,527,289	0.58
HUDSON YARDS MORTGAGE 3.38% VRN 10/07/2039	1,500,000	USD	1,377,828	0.03
INDEPENDENCE PLAZA TRUST 3.763% 10/07/2035	11,587,500	USD	11,466,024	0.28

添付の注記は本財務書類と不可分である。

銘柄	数量/ 額面	通貨	評価額	純資産に 占める割合 (%)
INDEPENDENCE PLAZA TRUST 3.911% 10/07/2035	5,000,000	USD	4,926,570	0.12
INVCO FRN 15/07/2034	9,500,000	USD	9,504,570	0.23
INVCO FRN 15/07/2034 (US46149MAD83)	9,500,000	USD	9,499,658	0.23
J.P. MORGAN CHASE COMMERC 2.8541% VRN 06/09/2038	2,510,000	USD	2,418,032	0.06
JP MORGAN CHASE COMMERCIAL 2.8541% VRN 06/10/2038	18,762,000	USD	18,188,729	0.45
MORGAN STANLEY CAPITAL TRUST 2.8098% 09/11/2031	7,500,000	USD	5,946,845	0.15
MORGAN STANLEY CAPITAL TRUST 2.8098% 09/11/2031 (US61773PAE16)	8,700,000	USD	7,360,743	0.18
NAVIENT STUDENT LOAN TRUST 3.5% 15/12/2044	1,000,000	USD	966,531	0.02
NEUBERGER BERMAN CLO FRN 24/07/2037	12,000,000	USD	12,014,208	0.30
NEUBERGER BERMAN CLO FRN 24/07/2037 (US64135TAG58)	14,500,000	USD	14,526,985	0.36
NEUBERGER BERMAN LOAN ADVISERS CL FRN 23/01/2039	10,000,000	USD	9,934,780	0.24
NEUBERGER BERMAN LOAN ADVISERS FRN 23/10/2036	13,900,000	USD	13,842,455	0.34
NEUBERGER BERMAN LOAN ADVISERS FRN 23/10/2036 (US64135BAQ23)	11,750,000	USD	11,757,979	0.29
NEUBERGER BERMAN LOAN ADVISERS FRN 26/04/2036	6,500,000	USD	6,523,173	0.16
NEUBERGER BERMAN LOAN ADVISERS FRN 26/04/2036 (US64134GAS84)	7,500,000	USD	7,542,075	0.19
NEUBERGER BERMAN LOAN ADVISERS NB FRN 24/10/2037	6,000,000	USD	6,003,296	0.15
NEUBERGER BERMAN LOAN ADVISERS NB FRN 24/10/2037	4,750,000	USD	4,754,412	0.12
NYC COMMERCIAL MORTGAGE TRUST 3.142% 10/04/2031	10,412,000	USD	8,696,375	0.21
NYC COMMERCIAL MORTGAGE TRUST 3.2055% 10/04/2031	10,000,000	USD	8,013,134	0.20
NYT MORTGAGE TRUST FRN 15/11/2035	7,855,000	USD	7,391,089	0.18
NYT MORTGAGE TRUST FRN 15/11/2035 (US62954PAA84)	7,500,000	USD	7,452,437	0.18
OCTAGON INVESTMENT PARTNERS FRN 15/07/2030	10,000,000	USD	10,007,290	0.25
OCTAGON INVESTMENT PARTNERS FRN 15/07/2030 (US67590YAQ35)	3,000,000	USD	3,003,201	0.07
PARK AVENUE MORTGAGE FRN 15/09/2034	7,182,000	USD	7,066,574	0.17
PEEBLES PARK FRN 21/04/2037	7,530,000	USD	7,555,655	0.19
PIKES PEAK CLO 12 FRN 20/04/2038	6,000,000	USD	5,968,818	0.15
PIKES PEAK CLO 18 FRN 20/04/2038	8,700,000	USD	8,700,000	0.21
PIKES PEAK CLO 4 FRN 15/07/2034	4,750,000	USD	4,738,993	0.12
PIKES PEAK CLO FRN 25/07/2037	20,000,000	USD	19,936,864	0.49
PIKES PEAK CLO FRN 25/07/2037 (US72132EAC30)	4,000,000	USD	4,011,141	0.10

添付の注記は本財務書類と不可分である。

銘柄	数量/ 額面	通貨	評価額	純資産に 占める割合 (%)
PIKES PEAK CLO FRN 25/07/2037 (US72132EAG44)	5,000,000	USD	5,015,872	0.12
PIKES PEAK FRN 20/10/2037	5,350,000	USD	5,363,536	0.13
PPM CLO 8 FRN 20/04/2038 (US69382DAE40)	11,500,000	USD	11,458,623	0.28
PPM CLO 8 FRN 20/04/2038 (US69382DAG97)	10,000,000	USD	10,011,650	0.25
PROGRESS RESIDENTIAL 1.51% 17/10/2038	1,387,000	USD	1,306,937	0.03
PROGRESS RESIDENTIAL 1.808% 17/05/2038	4,745,000	USD	4,616,966	0.11
PROGRESS RESIDENTIAL 2.039% 17/05/2038	7,000,000	USD	6,806,172	0.17
PROGRESS RESIDENTIAL 2.262% 17/11/2040	11,500,000	USD	10,575,757	0.26
PROGRESS RESIDENTIAL 2.722% 17/12/2040	15,791,000	USD	12,722,776	0.31
PROGRESS RESIDENTIAL 2.732% 17/01/2039	8,560,000	USD	7,960,519	0.20
PROGRESS RESIDENTIAL 2022- SFR3 T 3.6% 17/04/2039	2,500,000	USD	2,426,590	0.06
PROGRESS RESIDENTIAL 3.107% 17/02/2041	4,337,000	USD	4,027,106	0.10
PROGRESS RESIDENTIAL 3.75% 17/04/2039	4,000,000	USD	3,886,629	0.10
PROGRESS RESIDENTIAL 4.5% 17/10/2028	3,000,000	USD	2,918,762	0.07
PROGRESS RESIDENTIAL 4.5% 17/10/2028 (US74331GAA76)	29,500,000	USD	29,051,973	0.72
PROGRESS RESIDENTIAL 4.5% 17/10/2028 (US74331GAC33)	1,000,000	USD	980,562	0.02
PROGRESS RESIDENTIAL 4.888% 17/05/2041	6,255,000	USD	6,178,974	0.15
PROGRESS RESIDENTIAL TRUST 1.524% 17/07/2038	2,833,710	USD	2,727,142	0.07
PROGRESS RESIDENTIAL TRUST 1.658% 16/07/2026	3,500,000	USD	3,384,925	0.08
PROGRESS RESIDENTIAL TRUST 1.808% 16/07/2026	1,750,000	USD	1,684,130	0.04
PROGRESS RESIDENTIAL TRUST 1.855% 17/07/2038	4,250,000	USD	4,097,513	0.10
PROGRESS RESIDENTIAL TRUST 2.225% 17/07/2038	1,000,000	USD	965,649	0.02
PROGRESS RESIDENTIAL TRUST 2.362% 17/11/2040	3,250,000	USD	2,989,524	0.07
SABEY DATA CENTER ISSUER 1.881% 20/06/2046	6,000,000	USD	5,774,688	0.14
SLM PRIVATE CREDIT STUDENT TRUST FRN 15/09/2033	5,747,000	USD	3,357,704	0.08
SLM PRIVATE LOAN FRN 16/12/2041	9,891,000	USD	2,201,676	0.05
SLM PRIVATE LOAN TRUST FRN 15/06/2039	69,795,000	USD	17,942,282	0.44
SLM STUDENT LOAN TRUST FRN 15/12/2038	22,456,000	USD	7,461,534	0.18
TEXAS COMMERCIAL MORTGAGE TRUST 2 FRN 15/04/2042 (US88231WAA36)	9,750,000	USD	9,745,643	0.24
TEXAS COMMERCIAL MORTGAGE TRUST 2 FRN 15/04/2042 (US88231WAC91)	9,000,000	USD	8,998,736	0.22

添付の注記は本財務書類と不可分である。

銘柄	数量/ 額面	通貨	評価額	純資産に 占める割合 (%)
VANTAGE DATA CENTERS 1.645% 15/09/2045	9,150,000	USD	9,004,952	0.22
VANTAGE DATA CENTERS 1.992% 15/09/2045	1,000,000	USD	928,953	0.02
VANTAGE DATA CENTERS 2.165% 15/10/2046	13,000,000	USD	12,444,038	0.31
VERDE CLO FRN 15/04/2032	10,000,000	USD	9,999,690	0.25
VNDO TRUST 3.805% 10/01/2035	8,714,500	USD	8,542,075	0.21
WHETSTONE PARK CLO FRN 20/01/2035	12,500,000	USD	12,509,788	0.31
WHETSTONE PARK CLO FRN 20/01/2035 (US96329YAC12)	5,500,000	USD	5,507,392	0.14
WHETSTONE PARK CLO FRN 20/01/2035 (US96329YAG26)	3,000,000	USD	2,997,072	0.07
			1,796,935,263	44.27
アセット・バック証券合計			2,862,256,960	70.55
その他の規制市場で取引されている譲渡可能有価証券合計			2,873,849,546	70.84
投資信託 / 投資法人				
アイルランド				
HSBC US DOLLAR ESG LIQUIDITY FUND Y INC	90,192,092	USD	90,192,091	2.22
			90,192,091	2.22
投資信託 / 投資法人合計			90,192,091	2.22
その他の譲渡可能有価証券				
アセット・バック証券				
オーストラリア				
BLUESTONE PRIME TRUST FRN 14/07/2065	7,570,000	AUD	4,762,578	0.12
FIRSTMAC MORTGAGE FUNDING TRUST FRN 12/06/2055	10,000,000	AUD	4,293,117	0.11
FIRSTMAC MORTGAGE FUNDING TRUST FRN 12/06/2055	8,000,000	AUD	3,437,806	0.08
LA TROBE FINANCIAL CAPITAL MARKET FRN 14/05/2055	6,000,000	AUD	2,761,532	0.07
LA TROBE FINANCIAL CAPITAL MARKET FRN 14/07/2054	5,000,000	AUD	1,512,324	0.04
LA TROBE FINANCIAL CAPITAL MARKET FRN 15/08/2055	16,600,000	AUD	9,361,034	0.23
LA TROBE FINANCIAL CAPITAL MARKET FRN 15/08/2055 (AU3FN0087045)	45,000,000	AUD	25,315,578	0.62
LIBERTY SERIES FRN 25/06/2054	2,500,000	AUD	1,531,828	0.04
MORTGAGE HOUSE RMBS FRN 15/03/2056	4,000,000	AUD	2,515,981	0.06
NATIONAL RMBS TRUST FRN 20/12/2055	21,000,000	AUD	13,234,155	0.33
OLYMPUS FRN 10/07/2056	5,500,000	AUD	3,455,840	0.09
PEPPER RESIDENTIAL SECURITIES TRUST FRN 16/07/2065	14,000,000	AUD	6,634,854	0.16
PROGRESS TRUST FRN 10/09/2055	8,723,000	AUD	5,473,516	0.13
PROGRESS TRUST FRN 12/07/2054	5,000,000	AUD	3,173,610	0.08
PUMA FRN 23/09/2055	20,600,000	AUD	9,874,802	0.24

添付の注記は本財務書類と不可分である。

銘柄	数量/ 額面	通貨	評価額	純資産に 占める割合 (%)
RESIMAC BASTILLE TRUST SERIES FRN 13/09/2055	10,000,000	AUD	5,373,885	0.13
RESIMAC PREMIER FRN 12/01/2054	25,400,000	AUD	10,725,987	0.26
TRITON BOND TRUST FRN 09/08/2054	3,500,000	AUD	2,156,965	0.05
TRITON BOND TRUST FRN 11/02/2056	12,500,000	AUD	7,836,189	0.19
TRITON BOND TRUST FRN 17/05/2056	12,500,000	AUD	7,862,595	0.19
			131,294,176	3.22
アイルランド				
ATOM MORTGAGE SECURITIES FRN 22/07/2031	5,904,000	GBP	5,910,340	0.15
ATOM MORTGAGE SECURITIES FRN 22/07/2031 (XS2373055826)	6,809,000	GBP	6,725,740	0.17
DILLIONS PARK FRN 15/10/2034	5,000,000	EUR	5,398,469	0.13
DILLIONS PARK FRN 15/10/2034 (XS2388462934)	9,900,000	EUR	10,687,065	0.26
TAURUS CMBS FRN 17/08/2031 (XS2368104613)	7,429,000	GBP	5,664,789	0.14
			34,386,403	0.85
オランダ				
DRYDEN CLO FRN 15/04/2034 (XS2318619124)	9,880,000	EUR	10,624,065	0.26
			10,624,065	0.26
英国				
FINSBURY SQUARE FRN 16/12/2067 (XS2352501105)	5,500,000	GBP	7,087,521	0.17
PERMANENT MASTER ISSUER FRN 15/07/2073	10,000,000	GBP	12,921,023	0.32
TOWER BRIDGE FUNDING FRN 20/11/2063	3,200,000	GBP	4,141,521	0.10
TOWER BRIDGE FUNDING FRN 20/11/2063 (XS2360876622)	1,700,000	GBP	2,200,602	0.05
			26,350,667	0.64
米国				
BXP TRUST 3.4248% VRN 13/06/2039	20,673,000	USD	19,679,613	0.49
BXP TRUST 3.539% VRN 13/06/2039	4,300,000	USD	4,118,240	0.10
PROGRESS RESIDENTIAL 4.451% 20/07/2039	1,000,000	USD	988,359	0.02
			24,786,212	0.61
アセット・バック証券合計			227,441,523	5.58
その他の譲渡可能有価証券合計			227,441,523	5.58
投資有価証券合計			4,164,703,330	102.67
その他の純負債			(108,341,286)	(2.67)
純資産合計			4,056,362,044	100.00

添付の注記は本財務書類と不可分である。

デリバティブ明細表

2025年3月31日現在

外国為替先渡契約

購入通貨	対価	決済日 (日/月/年)	売却通貨	契約上の引渡金額	契約相手方	未実現(損)/益 (サブ・ファンド通貨建)
グローバル・インベストメント・グレード・セキュライズド・クレジット・ボンド						
CNH	465,864	30/04/2025	USD	(64,205)	HSBC Bank	39
EUR	361,701	30/04/2025	USD	(390,805)	HSBC Bank	498
GBP	35,442	30/04/2025	USD	(45,668)	HSBC Bank	76
JPY	3,427,381	30/04/2025	USD	(22,777)	HSBC Bank	215
USD	410,472,171	30/04/2025	AUD	(649,365,835)	HSBC Bank	5,728,969
USD	24,577	30/04/2025	CHF	(21,617)	HSBC Bank	62
USD	58,612	30/04/2025	EUR	(54,169)	HSBC Bank	10
USD	22,521,424	30/04/2025	GBP	(17,395,984)	HSBC Bank	69,007
USD	126,776	30/04/2025	SGD	(169,833)	HSBC Bank	224
					USD	5,799,100
AUD	125,503,594	30/04/2025	USD	(79,057,491)	HSBC Bank	(832,362)
CNH	262,544,086	30/04/2025	USD	(36,252,538)	HSBC Bank	(47,354)
EUR	45,890,955	30/04/2025	USD	(49,842,711)	HSBC Bank	(196,096)
GBP	766,569,504	30/04/2025	USD	(993,445,656)	HSBC Bank	(4,059,964)
JPY	2,559,947,615	30/04/2025	USD	(17,181,952)	HSBC Bank	(9,182)
SGD	98,829,464	30/04/2025	USD	(74,131,261)	HSBC Bank	(487,589)
USD	208,116	30/04/2025	CNH	(1,510,660)	HSBC Bank	(206)
USD	677,645	30/04/2025	EUR	(627,968)	HSBC Bank	(1,715)
USD	842,775,180	30/04/2025	EUR	(780,000,000)	Crédit Agricole	(1,059,085)
USD	622,910,442	30/04/2025	GBP	(482,708,000)	BNP Paribas	(104,674)
USD	35,563	30/04/2025	GBP	(27,600)	HSBC Bank	(59)
CHF	1,652,160	30/04/2025	USD	(1,881,405)	HSBC Bank	(7,765)
					USD	(6,806,051)

[次へ](#)

Statement of Net Assets

As at 31 March 2025

		Global Inflation Linked Bond	Global Investment Grade Securitized Credit Bond	Global Lower Carbon Bond
	Notes	USD	USD	USD
Assets				
Investment in Securities at Cost		609,870,132	4,172,197,452	214,577,430
Unrealised Appreciation/(Depreciation)		(45,966,748)	(7,494,122)	(1,667,227)
Investments in Securities at Market Value	2.b	563,903,384	4,164,703,330	212,910,203
Unrealised Gain on Forward Foreign Exchange Contracts	2.b	555,046	5,799,100	473,507
Unrealised Gain on Options	2.b	-	-	-
Unrealised Gain on Futures Contracts	2.b	248,166	-	243,783
Unrealised Gain on Swaps	2.b	817,641	-	-
Cash at Bank		16,583,177	9,916,605	8,379,310
Receivable on Unsettled Spot Foreign Currency Transactions		-	-	499
Receivable on Investment Sold		18,199,108	-	166,565
Receivable from Shareholders		1,117,062	26,338,754	797,347
Other Assets		-	1,645	-
Dividend and Interest Receivable, Net		1,306,914	23,144,605	2,595,588
Total Assets		602,730,498	4,229,904,039	225,566,802
Liabilities				
Unrealised Loss on Forward Foreign Exchange Contracts	2.b	(17,615,952)	(6,806,051)	(2,011,737)
Unrealised Loss on Options	2.b	-	-	-
Unrealised Loss on Futures Contracts	2.b	(71,663)	-	(195,788)
Unrealised Loss on Swaps	2.b	(584,291)	-	(10,372)
Bank Overdraft		(3,013,680)	(829,983)	(472,271)
Payable on Investment Purchased		-	(127,002,249)	(437,886)
Payable to Shareholders		(30,834,142)	(15,705,854)	(881,784)
Other Liabilities		(133,152)	(2,231,907)	(151,540)
Payable on Unsettled Spot Foreign Currency Transactions		(18,019)	(5,731)	-
Dividend Payable		(1,811,963)	(20,960,220)	(1,129,303)
Total Liabilities		(54,082,862)	(173,541,995)	(5,290,680)
Total Net Assets		548,647,636	4,056,362,044	220,276,122
Two Years Asset Summary				
31 March 2024		583,828,984	1,923,537,811	248,760,932
31 March 2023		642,492,437	1,289,266,469	154,546,381

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Statement of Operations and Changes in Net Assets

For the year ended 31 March 2025

	Notes	Global High Yield Securitised Credit Bond	Global Inflation Linked Bond	Global Investment Grade Securitised Credit Bond
		USD	USD	USD
Net Assets at the Beginning of the Year/Period		81,349,414	583,828,984	1,923,537,811
Income				
Investment Income, net		7,808,481	20,803,345	164,231,472
Deposit Interest		42,900	74,195	944,953
Management Fees Rebate		-	-	-
Other Income	10	516,848	48,355	1,742,972
Total Income		8,368,229	20,925,895	166,919,397
Expenses				
Management Fees	4 b	(368,362)	(302,307)	(13,627,647)
Operating, Administrative and Servicing Fees	4 d	(157,821)	(771,994)	(5,331,923)
Bank Interest		-	-	-
Other Fees		-	-	(50)
Transaction fees	5	(421)	-	(54)
Total Expenses		(526,604)	(1,074,301)	(18,959,674)
Net Investment Income/(Loss)		7,841,625	19,851,594	147,959,723
Realised Gains/(Losses) on:				
- Investments in Securities	2 e	(261,097)	(9,293,445)	(1,222,947)
- Derivatives	2 b	5,288	17,753,330	5,912,373
- Foreign Exchange Transactions	2 d	308,965	3,523,762	9,884,109
Realised Gains/(Losses) for the Year/Period		53,156	11,983,647	11,573,535
Change in Unrealised Appreciation/(Depreciation) on:				
- Investments in Securities		2,632,076	(9,523,553)	24,806,510
- Derivatives		(130,386)	(13,250,082)	5,124,719
Change in Total Net Assets as a Result of Operations		2,501,690	(21,773,635)	29,931,229
Proceeds on Issue of Shares		77,061,154	115,739,348	4,367,934,769
Payments on Redemption of Shares		(34,376,620)	(143,716,921)	(2,291,874,497)
Dividends Paid	9	(20,813)	(17,266,381)	(135,700,526)
Currency Translation Adjustment	2 f			
Net Assets at the End of the Year/Period		134,409,606	548,647,636	4,056,362,044

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Key Figures

As at 31 March 2025

Sub-fund and Class	Class Currency	Launch Date	Effective rate Management fees (%)	Effective rate Operating fees (%)	Outstanding shares as of 31 March 2025	Net Asset Value per Share as of 31 March 2025*	Net Asset Value per Share as of 31 March 2024	Net Asset Value per Share as of 31 March 2023
Global Investment Grade Securitised Credit Bond								
AC	USD	30/05/2018	0.90	0.25	8,219,742.14	11.96	11.27	10.44
AC HKD	HKD	26/09/2024	0.90	0.25	20,336.46	10.27	-	-
ACH AUD **	AUD	26/09/2024	0.90	0.25	49,322.30	10.26	-	-
ACH EUR **	EUR	18/09/2018	0.90	0.25	19,067.60	10.51	10.88	10.33
ACH GBP **	GBP	26/09/2024	0.90	0.25	70,411.46	10.28	-	-
ACH JPY **	JPY	26/09/2024	0.90	0.25	14.46	10,034.02	-	-
ACH RMB **	CNH	04/10/2024	0.90	0.25	703.58	10.16	-	-
ACH SGD **	SGD	07/12/2018	0.90	0.25	980,571.47	11.25	8.00	7.65
ADH EUR **	EUR	09/11/2018	0.90	0.25	214,818.51	9.48	10.28	10.00
AM2	USD	30/05/2018	0.90	0.25	107,123,069.46	9.22	9.28	9.18
AM2 HKD	HKD	08/06/2018	0.90	0.25	463,502,854.58	9.14	1.18	1.17
AM3H AUD **	AUD	30/05/2018	0.90	0.25	12,392,461.83	9.66	6.34	6.44
AM3H EUR **	EUR	26/09/2024	0.90	0.25	56,170.94	9.94	-	-
AM3H GBP **	GBP	17/06/2022	0.90	0.25	4,959,595.82	9.89	12.58	12.18
AM3H JPY **	JPY	13/02/2024	0.90	0.25	654.65	9,943.65	66.17	-
AM3H RMB **	CNH	08/06/2018	0.90	0.25	27,250,203.54	9.25	1.28	1.34
AM3H SGD **	SGD	07/12/2018	0.90	0.25	6,466,880.74	9.37	6.98	6.98
BC	USD	05/07/2024	0.45	0.25	2,246,284.47	10.48	-	-
BC HKD	HKD	26/09/2024	0.45	0.25	690,404.65	10.29	-	-
BCH AUD **	AUD	26/09/2024	0.45	0.25	47,733.15	10.28	-	-
BCH EUR **	EUR	18/09/2018	0.45	0.25	293,258.89	10.82	11.15	10.54
BCH GBP **	GBP	09/11/2018	0.45	0.25	29,817.68	10.42	12.52	12.52
BCH JPY **	JPY	26/09/2024	0.45	0.25	7,275.38	10,048.11	-	-
BCH RMB **	CNH	04/10/2024	0.45	0.25	886,300.53	10.18	-	-
BCH SGD **	SGD	26/09/2024	0.45	0.25	773,041.14	10.21	-	-
BD	USD	26/09/2024	0.45	0.25	100.00	10.30	-	-
BDH EUR **	EUR	09/11/2018	0.45	0.25	132,602.28	9.51	10.32	10.04
BM2	USD	13/09/2024	0.45	0.25	3,902,217.40	9.98	-	-
BM2 HKD	HKD	16/09/2024	0.45	0.25	91,073.10	9.96	-	-
BM3H AUD **	AUD	26/09/2024	0.45	0.25	88,799.29	9.96	-	-
BM3H EUR **	EUR	16/09/2024	0.45	0.25	10,094.75	9.97	-	-
BM3H GBP **	GBP	26/09/2024	0.45	0.25	40,080.20	9.96	-	-
BM3H JPY **	JPY	26/09/2024	0.45	0.25	14.57	9,953.77	-	-
BM3H RMB **	CNH	16/10/2024	0.45	0.25	720.23	9.99	-	-
BM3H SGD **	SGD	12/09/2024	0.45	0.25	615,231.34	9.97	-	-
BQ1H GBP **	GBP	22/10/2019	0.45	0.25	1,519,755.57	9.36	11.74	11.29
IC	USD	11/07/2018	0.45	0.20	9,066,545.55	12.35	11.58	10.67
IM2	USD	23/04/2024	0.45	0.20	15,146,516.90	10.05	-	-
IM3H GBP **	GBP	08/07/2024	0.45	0.20	1,992,003.14	10.02	-	-

Key Figures

As at 31 March 2025

Sub-fund and Class	Class Currency	Launch Date	Effective rate Management fees (%)	Effective rate Operating fees (%)	Outstanding shares as of 31 March 2025	Net Asset Value per Share as of 31 March 2025*	Net Asset Value per Share as of 31 March 2024	Net Asset Value per Share as of 31 March 2023
SS0CH GBP **	GBP	23/10/2024	0.08	0.08	25,247,855.30	11.15	-	-
SS0QH GBP **	GBP	23/10/2024	0.08	0.08	19,164,492.64	9.69	-	-
XC	USD	08/12/2020	0.45	0.15	2,641,107.41	11.76	11.04	10.16
XCH EUR **	EUR	17/06/2021	0.45	0.15	43,122.00	10.80	11.12	10.49
XCH GBP **	GBP	27/07/2018	0.45	0.10	6,830,642.15	11.83	14.01	12.69
ZBF1x8.5H JPY **	JPY	17/01/2020	-	0.20	8,367.13	6,653.34	47.04	56.63
ZC	USD	30/09/2013	-	0.10	2,796,503.01	184.51	172.03	157.69
ZCH GBP (closed as at 06 November 2024) **	GBP	28/09/2023	-	0.10	-	14.00	13.15	-
ZM1H JPY **	JPY	04/06/2018	-	0.11	294,627.35	8,224.84	56.43	66.15
ZQ1	USD	24/08/2018	-	0.11	31,362,991.48	10.11	9.97	9.69
ZQ1H AUD **	AUD	13/12/2019	-	0.20	132,417.32	9.64	6.25	6.33
ZQ1H CHF **	CHF	28/05/2019	-	0.20	191,239.60	8.55	9.77	9.75
ZQ1H GBP **	GBP	10/09/2018	-	0.12	13,627,515.02	9.64	12.02	11.49
ZQ1H SGD **	SGD	05/11/2019	-	0.10	1,354,196.06	9.59	7.14	7.17
ZQ2H EUR **	EUR	03/07/2018	-	0.11	4,340,573.84	8.73	9.55	9.60

Key Figures

As at 31 March 2025

Sub-fund and Class	Class Currency	Launch Date	Effective rate Management fees (%)	Effective rate Operating fees (%)	Outstanding shares as of 31 March 2025	Net Asset Value per Share as of 31 March 2025*	Net Asset Value per Share as of 31 March 2024	Net Asset Value per Share as of 31 March 2023
--------------------	-------------------	-------------	--	---	---	--	---	---

* Swing Net Asset Value per Share (see Note 14).

** Hedged Classes.

*** Dealing and Official Net Asset Value calculation of Russia Equity sub-fund have been suspended since 25 February 2022 following the closure of Moscow Stock Exchange. An indicative Net Asset Value as at 31 March 2025 has been calculated for presentation purposes in the financial statements only. The Pricing Committee and Management Company have agreed and instructed to write down to zero all the local RUB-denominated Russian equities held in the Portfolio of Investments. No Operating, Administrative, Servicing and Management Fees have been accrued as at 31 March 2025 following the suspensions of the Sub-Fund.

NAV per share for share classes closed during the reporting period are considered as of closing date.

NAV per share as at 31 March 2023 and 2024 were presented in sub-fund currency. Starting from 31 March 2025, there is a change in the presentation of the NAV per share as the values will be now disclosed in share classes currencies.

Notes to the Financial Statements

As at 31 March 2025

1. General information

HSBC Global Investment Funds (the "Company") is incorporated under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg as an investment company with variable capital (Société d'Investissement à Capital Variable or "SICAV"). The capital comprises various separate portfolios (a "sub-fund") consisting of securities, cash and other sundry assets and liabilities and each sub-fund may comprise various classes of shares being distinct from the other due to their fee structure, distribution policy and target investors.

The accompanying financial statements present the assets and liabilities and the statement of operations and changes in net assets of the individual sub-funds and of the Company taken as a whole. The financial statements of each individual sub-fund are expressed in the currency designated in the Prospectus for that particular sub-fund and the combined financial statements of the Company are expressed in United States Dollars (USD). The combined statement of net assets and the combined statement of operations and changes in net assets are the sum of the statements of each sub-fund.

The financial statements have been prepared in accordance with the format prescribed by the Luxembourg authorities for Luxembourg investment companies under the going concern basis of accounting except for the sub-funds Russia Equity, Asia ESG Bond, ESG Short Duration Credit Bond and Brazil Bond. These sub-funds were put into liquidation respectively on 30 July 2025 for the first sub-fund, 16 May 2025 for the two following sub-funds and on 15 May 2024 for Brazil Bond, and as such, the financial statements for these sub-fund have been prepared on a non-going concern basis.

For the sub-funds for which the financial statements have been prepared on a non-going concern basis, the following accounting policies differ from those described in the following notes:

- Expected liquidation expenses (if any) will be covered as part of the Operating, Administrative and Servicing Fees;
- Any remaining formation expenses have been fully expensed;
- The valuation of the sub-funds' investments are based on their net realizable value.

The application of the non-going concern basis of accounting has not led to adjustments to the sub-funds' published net asset value.

The Company is an officially registered investment fund under part I of the amended 2010 Law and qualifies as a UCITS fund under the European Directive 2009/65/EC.

Certain sub-funds of the Company are authorised by the Hong Kong Securities and Futures Commission under Section 104 of the "Securities and Futures Ordinance".

In the Prospectus and in the various reports, the short names of the sub-funds are used. The complete name of each sub-fund consists of "HSBC Global Investment Funds" plus the short name of the sub-fund.

From 1 April 2024 to 31 March 2025:

a) The following sub-fund has been closed:

- ▶ Brazil Bond on 15 May 2024

b) The following sub-fund has been launched:

- ▶ Strategic Duration and Income Bond on 6 September 2024

2. Accounting policies

The following accounting policies have been used consistently in dealing with items which are considered material in relation to the Company's financial statements.

Notes to the Financial Statements (continued)

As at 31 March 2025

2. Accounting policies (continued)

a. Accounting convention

The financial statements are prepared in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to investment funds.

b. Assets and portfolio securities valuation

Portfolio securities and/or financial derivative instruments which are listed on an official stock exchange are valued at the last available price on the principal market on which such securities are traded. Securities traded on other organised markets are valued at the last available price or yield equivalents obtained from one or more dealers in such organised markets at the time of valuation.

If such prices are not representative of their fair value, all such securities and all other permitted assets shall be valued at their fair value at which it is expected they may be resold as determined in good faith by or under the direction of the Board of Directors.

The assets of the sub-funds are valued using prices available at different times during the day of 31 March 2025, being the last business day of the reporting year.

The financial derivative instruments which are not listed on any official stock exchange or traded on any other organised market are valued in accordance with market practice as follows:

Options

Outstanding options traded on a regulated market are valued based on the intraday price or the last available market price of the instruments.

OTC options are marked to market based upon daily prices obtained from third party pricing agents and verified against the value from the counterparty.

The market value of options is included in the statement of net assets under the headings "Unrealised Gain/(Loss) on Options".

The realised gains/(losses) and change in unrealised appreciation/(depreciation) on options are disclosed in the statement of operations and changes in net assets respectively under the headings "Realised Gains/(Losses) on Derivatives" and "Change in Unrealised Appreciation/(Depreciation) on Derivatives".

Futures Contracts

Upon entering into a futures contract, the Company is required to deposit with the broker, cash or securities in an amount equal to a certain percentage of the contract amount which is referred to as the initial margin account. Subsequent payments, referred to as variation margin, are made or received by each sub-fund periodically and are based on changes in the market value of open futures contracts.

The unrealised appreciation/(depreciation) on futures contracts is disclosed in the statement of net assets under "Unrealised Gain on Futures" and "Unrealised Loss on Futures". Changes in the market value of open futures contracts are recorded as unrealised appreciation/(depreciation) in the statement of operations and changes in net assets under "Change in Unrealised Appreciation/(Depreciation) on Derivatives". Realised gains or losses, representing the difference between the value of the contract at the time it was opened and the value at the time it was closed, are reported at the closing or expiration of futures contracts in the statement of operations and changes in net assets under "Realised Gains/(Losses) on Derivatives". Securities deposited as initial margin account are designated in the Portfolio of investments and other Net Assets and cash deposited is recorded in the statement of net assets in "Cash at bank". A receivable and/or a payable to brokers for the daily variation margin is also recorded in the statement of net assets under caption Cash at Bank or Bank Overdraft.

Notes to the Financial Statements (continued)

As at 31 March 2025

2. Accounting policies (continued)

b. Assets and portfolio securities valuation (continued)

Forward Foreign Exchange Contracts

The values of the Forward Foreign Exchange Contracts are adjusted daily based on the applicable forward exchange rate of the underlying currency for the remaining period, until maturity. Changes in the value of these contracts are recorded as unrealised appreciation or depreciation until the contract settlement date. When the forward contract is Securities are initially recognised at cost, being closed, the sub-fund records a realised gain or loss equal to the difference between the value at the time the contract was opened and the value at the time it was closed.

The unrealised appreciation/(depreciation) on Forward Foreign Exchange Contracts is disclosed in the statement of net assets under "Unrealised Gain on Forward Foreign Exchange Contracts" and "Unrealised Loss on Forward Foreign Exchange Contracts". Realised gains/(losses) and change in unrealised appreciation/(depreciation) resulting there from are included in the statement of operations and changes in net assets respectively under "Realised Profit/(Loss) on Derivatives" and "Change in Unrealised Appreciation/(Depreciation) on Derivatives".

Interest Rate Swaps

Interest rate swaps are marked to market at each NAV calculation date. The market value is based on the valuation elements laid down in the contracts, and is obtained from third party pricing agents, market makers or internal models.

The unrealised appreciation/(depreciation) is disclosed in the statement of net assets under "Unrealised Gain on Swaps" and "Unrealised Loss on Swaps". Realised gains/(losses) and changes in unrealised appreciation/(depreciation) as a result thereof are included in the statement of operations and changes in net assets respectively under "Realised Profit/(Loss) on Derivatives" and "Change in Unrealised Appreciation/(Depreciation) on Derivatives".

Credit Default Swaps

A credit default swap is a credit derivative transaction in which two parties enter into an agreement, whereby one party (the protection buyer) pays the other (the protection seller) a fixed periodic coupon for the specified life of the agreement in return for a payment contingent on a credit event related to the underlying reference obligation.

If a credit event occurs, the protection seller would be obliged to make a payment, which may be either: (i) a net cash settlement equal to the notional amount of the swap less the auction value of the reference obligation or (ii) the notional amount of the swap in exchange for the delivery of the reference obligation. Selling protection effectively adds leverage to a Company's portfolio up to the notional amount of swap agreements.

Credit default swaps are marked to market at each NAV calculation date. The market value is based on the valuation elements laid down in the contracts, and is obtained from third party pricing agents, market makers or internal models.

The unrealised appreciation/(depreciation) is disclosed in the statement of net assets under "Unrealised Gain on Swaps" and "Unrealised Loss on Swaps". Realised gains/(losses) and change in unrealised appreciation/(depreciation) resulting there from are included in the statement of operations and changes in net assets respectively under the heading "Realised Profit/(Loss) on Derivatives" and "Change in Unrealised Appreciation/(Depreciation) on Derivatives."

Total Return Swaps

A total return swap is a bilateral agreement in which each party agrees to exchange payments based on the performance of an underlying instrument represented by a security, commodity, basket or index thereof for a fixed or variable rate. One party pays out the total return of a specific reference asset, and in return, receives a regular stream of payments. The total performance will include gains and losses on the underlying, as well as any interest or dividends during the contract period according to the type of underlying. The cash flows to be exchanged are calculated by reference to an agreed upon notional amount or quantity. To the extent the total return of the reference asset underlying the transaction exceeds or falls short of the offsetting payment, the Company will receive a payment from or make a payment to the counterparty.

Notes to the Financial Statements (continued)

As at 31 March 2025

2. Accounting policies (continued)

b. Assets and portfolio securities valuation (continued)

Total Return Swaps (continued)

Total return swaps are marked to market at each NAV calculation date. The estimated market value is based on the valuation elements laid down in the contract, and is obtained from third party pricing agents, market makers or internal models.

The unrealised appreciation/(depreciation) is disclosed in the statement of net assets under "Unrealised Gain on Swaps" and "Unrealised Loss on Swaps". Realised gains/(losses) and change in unrealised appreciation/(depreciation) resulting there from are included in the statement of operations and changes in net assets respectively under the heading "Realised Profit/(Loss) on Derivatives" and "Change in Unrealised Appreciation/(Depreciation) on Derivatives".

Collective Investment Schemes

Shares or units in underlying open-ended investment sub-funds are valued at their last available Net Asset Value reduced by any applicable charges.

Money Market Investments

The Company uses the amortized cost method of valuation in valuing its portfolio of financial instruments in the form of short term debt (such as commercial paper, certificate of deposit, treasury bills). In addition, in the rare circumstances where a fixed income instrument with a time to maturity exceeding 90 days becomes stale, the Company will effectively value it at amortised cost until such date when it is either sold or its market becomes active again.

Mortgage related securities - To Be Announced securities (TBAs)

TBA positions refer to the common trading practice in the mortgage backed securities market in which a security is to be bought from a mortgage pool (e.g. Ginnie Mae, Fannie Mae or Freddie Mac) for a fixed price at a future date. At the time of the purchase the exact security is not known, but the main characteristics of it are specified. Although the price has been established at the time of the purchase, the principal value has not been finalised. TBA positions are disclosed in the portfolio of investments and other net assets. The purchase of this type of security has not been settled and as a consequence, the amount corresponding to the payable due when the transaction is settled, is disclosed under "Payable on Investment Purchase" in the statement of net assets. Negative positions in the portfolio of investments and other net assets reflect the Fund's sale commitments of TBAs. The amount corresponding to the receivable due when the transaction is settled, is disclosed under "Receivable on Investment Sold" in the statement of net assets. The realised gains/(losses) on TBAs and changes in unrealised appreciation/(depreciation) are disclosed in the statement of operations and changes in net assets respectively under the headings "Realised Profit/(Loss) on Investments" and "Change in Unrealised Appreciation/(Depreciation) on Investments".

c. Income and expenses

Dividends are accounted for on an ex-dividend basis. Dividends are reflected in the Statement of Operations and Changes in Net Assets, net of withholding taxes, under the caption "Investment Income, net".

Interest income on debt securities is accrued on a day-to-day basis. In the case of debt securities issued at discount or premium to maturity value, the total income arising on such securities, taking into account the amortisation of such discount or premium on an effective interest rate basis, is spread over the life of the security. Interest income on bonds are accounted for using the effective interest rate ("EIR") method. Interest income on debt securities are reflected in the statement of operations and changes in net assets under the caption "Investment Income, net".

The interest income / expense on interest rate swap contracts (IRS) are accrued on a day-to-day basis. The net interest income / expense on interest rate swap contracts (IRS) are reflected in the Statement of Operations and Changes in Net Assets under the caption "Investment Income, net".

Notes to the Financial Statements (continued)

As at 31 March 2025

2. Accounting policies (continued)

d. Foreign exchange

The cost of investments, income and expenses in currencies other than the sub-funds' relevant reporting currency have been recorded at the rate of exchange ruling at the time of the transaction. The market value of investments and other assets and liabilities in currencies other than the relevant reporting currency have been converted at the rates of exchange ruling at 31 March 2025.

e. Realised profit/(loss) on sale of investments

Realised profit/(loss) on sale of investments is the difference between the historical average cost of the investment and the sale proceeds (excluding any transaction expenses as further explained in Note 5).

The realised (loss) on investment amounting to USD 21,156 recorded in the Statement of Operations and Changes in Net Assets of Russia Equity sub-fund (suspended since February 2022) is mainly due to the proceeds on 26,811 shares of security Nebius Group sold on 30 October 2024 at the price of USD 22.10.

The Nebius Group is built on the foundation of Yandex N.V., following the divestment by Yandex N.V., a Dutch public company, of all of its Russian and Russia-related assets and subsidiaries (including, among others Yandex LLC and Yandex Technologies LLC). Nebius Group N.V. no longer owns any Russian legal entities. The transaction was completed July 2024 and Nebius shares commenced trading on Nasdaq 21 October 2024.

The security is not in the list of sanctioned securities, the transaction sale was placed in the best interest of the investors of the sub-fund.

f. Foreign currency translation

The reference currency of the Fund is USD and the combined statements are expressed in that currency. The books and records of each sub-fund are denominated in the reference currency of the corresponding sub-fund.

Income and expenses, assets and liabilities expressed in currencies other than the reference currency of the Fund are converted at exchange rate prevailing at year-end.

Here are the main exchange rates applied at year-end.

1 USD = EUR 0.9258

SGD 1.3441

g. Segregated liability

The Company has segregated liability between its sub-funds; meaning, the assets of a sub-fund are exclusively available to satisfy the rights of shareholders in relation to that sub-fund and the rights of creditors whose claims have arisen in connection with the creation, operation and liquidation of that sub-fund.

h. Securities lending

The Company may enter into Securities Lending transactions by which a counterparty transfers securities subject to a commitment that the borrower will return equivalent securities at a future date or when requested to do so by the transferor, that transaction being considered as securities lending for the counterparty transferring the securities and being considered as securities borrowing for the counterparty to which they are transferred.

The Company will ensure that it is able at any time to recall any securities that has been lent out or terminate any Securities Lending agreement into which it has entered.

Notes to the Financial Statements (continued)

As at 31 March 2025

2. Accounting policies (continued)

h. Securities lending (continued)

All revenues (less transaction costs) from Securities Lending transactions are accrued to the relevant sub-fund based on information confirmed by the Lending Agent.

Detail on Security Lending transaction is disclosed in Note 11 of the current report.

To guarantee this transaction, the relevant sub-fund receives collateral. Securities on loan are delivered to a third party broker, the assets lent continue to be valued as part of the portfolio of the relevant sub-fund. Upon termination of a loan, the relevant sub-fund is required to return to the borrower the posted collateral. This remuneration is accounted for in the Statement of Operations and Changes in Net Assets under "Investment income, net".

i. Spot foreign currency transactions

Unsettled spot foreign currency transactions as at 31 March 2025 are recorded under "Receivable on Unsettled Spot Foreign Currency Transactions" and "Payable on Unsettled Spot Foreign Currency Transactions" in the Statement of Net Assets.

j. Trailer fees and rebates

The Company pays management fees to the Management Company. Trailer fees are either taken out of the management fees or the Management Company may instruct the Company to pay a portion of the management fees directly out of the assets of a sub-fund to a recognised intermediary. In both cases, the management fees due are reduced accordingly.

Notes to the Financial Statements (continued)

As at 31 March 2025

3. Share capital

The Company has issued either A, B, E, F, I, J, K, L, M, N, P, R, S, SP, T, U, W, X, Y, YP, Z and ZP Shares to investors in one or several sub-funds as detailed below.

Within each Share Class of a sub-fund, the Company shall be entitled to create different sub-classes, distinguished by their distribution policy (Capital Accumulation (C) and Distribution (D) Shares), their reference currency, their hedging activity (H) and/or by any other criteria stipulated by the Board of Directors.

All share classes are available as both "Capital Accumulation" and "Distribution" shares.

Class	Description		Minimum Initial Investment Minimum Holding (in US Dollar or equivalent amount in a major currency)
Class A	A Shares are available to all investors.	USD	5,000 Unless otherwise provided in the sub-fund characteristics of the Prospectus
Class B	B Shares are available to: • Sub-distributors who are prohibited from accepting and retaining inducements from third parties under applicable laws and regulations or court rulings, such as in the United Kingdom or the Netherlands; or • Sub-distributors who have a separate fee arrangement with their clients in relation to the provision of investment services and activities (for example, in the European Union, services and activities performed under MIFID II) and who have opted not to accept and retain inducements from third parties.	USD	5,000 Unless otherwise provided in the sub-fund characteristics of the Prospectus
Class E	E Shares are available in certain countries, subject to the relevant regulatory approval, through distributors selected by the Global Distributor. E Shares shall incur annual management fees equivalent to that of the Class A Shares plus 0.3% to 0.5% per annum of the Net Asset Value of Class E Shares, which may be payable to the selected distributors in certain countries.	USD	5,000 Unless otherwise provided in the sub-fund characteristics of the Prospectus
Class F	F Shares are available to investors who have entered into a discretionary management agreement with an HSBC Group entity and to investors subscribing via Distributors selected by the Global Distributor, provided that the investors qualify as institutional investors within the meaning of article 174 of the 2010 Law.	USD	1,000,000 Unless otherwise provided in the sub-fund characteristics of the Prospectus
Class I	I Shares are available to all investors through distributors selected by the Global Distributor on application to the Company.	USD	1,000,000
Class J*	J Shares are available to funds of funds managed by the HSBC Group or managed by specific entities selected by the Global Distributor on application to the Company.	USD	100,000 Unless otherwise provided in the sub-fund characteristics of the Prospectus
Class K	K Shares are available to HSBC Group insurance companies that qualify as institutional investors within the meaning of article 174 of the 2010 Law.	USD	100,000 Unless otherwise provided in the sub-fund characteristics of the Prospectus
Class L*	L Shares are available through distributors selected by the Global Distributor, provided that the investors qualify as institutional investors within the meaning of article 174 of the 2010 Law.	USD	1,000,000
Class M*	M Shares are available to all investors.	USD	5,000 Unless otherwise provided in the sub-fund characteristics of the Prospectus

Notes to the Financial Statements (continued)

As at 31 March 2025

3. Share capital (continued)

Class	Description		Minimum Initial Investment Minimum Holding (in US Dollar or equivalent amount in a major currency)
Class N*	N Shares are available to: • Sub-distributors who are prohibited from accepting and retaining inducements from third parties under applicable laws and regulations or court rulings, such as in the United Kingdom or the Netherlands; or • Sub-distributors who have a separate fee arrangement with their clients in relation to the provision of investment services and activities (for example, in the European Union, services and activities performed under MIFID II) and who have opted not to accept and retain inducements from third parties.	USD	5,000
Class P	P Shares are available in certain countries or through certain distributors selected by the Global Distributor on application to the Company.	USD	50,000 Unless otherwise provided in the sub-fund characteristics of the Prospectus
Class R*	R Shares are available in certain countries, subject to the relevant regulatory approval, through distributors selected by the Global Distributor on application to the Company. R Shares shall incur annual management fees equivalent to that of the Class M Shares plus 0.3% to 0.5% per annum of the Net Asset Value of Class R Shares which may be payable to specific distributors in certain countries.	USD	5,000 Unless otherwise provided in the sub-fund characteristics of the Prospectus
Class S**	S Shares are available in certain countries or through distributors selected by the Global Distributor provided that the investors qualify as institutional investors within the meaning of article 174 of the 2010 Law.	USD	100,000 Unless otherwise provided in the sub-fund characteristics of the Prospectus
Class SP	SP Shares are available in certain countries and/or through Distributors selected by the Global Distributor provided that the investors qualify as institutional investors within the meaning of article 174 of the 2010 Law.	USD	25,000,000 Unless otherwise provided in the sub-fund characteristics of the Prospectus
Class T	T Shares are available to all investors. T Shares are available to eligible investors until such time the assets under management of the associated sub-fund reach a pre-defined threshold at which point the T Shares will be closed for further subscriptions or conversions from both new and existing investors. In the event that a subfund's assets under management fall below this threshold or at the Board of Director's discretion, the Board of Directors may elect to reinstate the availability of the T Shares.	USD	5,000
Class U	U Shares are available to all investors through Distributors selected by the Global Distributor on application to the Company.	USD	30,000,000 Unless otherwise provided in the sub-fund characteristics of the Prospectus
Class W	W Shares are available through distributors that shall also be Members or affiliated entities of the HSBC Group as selected by the Global Distributor provided that the investors qualify as institutional investors within the meaning of article 174 of the 2010 Law. No Operating, Administrative or Servicing Expenses shall be charged to Class W Shares. All the fees and charges allocated to this Class shall be paid directly by members or affiliated entities of the HSBC Group.	USD	100,000 Unless otherwise provided in the sub-fund characteristics of the Prospectus

Notes to the Financial Statements (continued)

As at 31 March 2025

3. Share capital (continued)

Class	Description		Minimum Initial Investment Minimum Holding (in US Dollar or equivalent amount in a major currency)
Class X	X Shares are available through distributors selected by the Global Distributor provided that the investors qualify as institutional investors within the meaning of article 174 of the 2010 Law and fall into one of the following categories: companies or company pension funds, insurance companies, registered charities or Funds managed or advised by an HSBC Group entity and other such institutional investors, as agreed by the Board of Directors.	USD	10,000,000 Unless otherwise provided in the sub-fund characteristics of the Prospectus
Class Y	Y Shares are available in certain countries through distributors selected by the Global Distributor on application to the Company.	USD	1,000
Class YP*	YP Shares are available in certain countries through Distributors selected by the Global Distributor on application to the Company.	USD	1,000
Class Z	Z Shares are available to investors who have entered into a discretionary management agreement with an HSBC Group entity and to investors subscribing via distributors selected by the Global Distributor provided that such investors qualify as institutional investors within the meaning of article 174 of the 2010 Law.	USD	1,000,000
Class ZP*	ZP Shares are available to investors who have entered into a discretionary management agreement with an HSBC Group entity and to investors subscribing via Distributors selected by the Global Distributor provided that such investors qualify as institutional investors within the meaning of article 174 of the 2010 Law.	USD	1,000,000

* Successive J, L, M, R, YP and ZP Share Classes in a given sub-fund may be numbered 1, 2, 3... and would be referred to as J1, J2, J3 (...), L1, L2, L3 (...), M1, M2, M3 (...), N1, N2, N3 (...), R1, R2, R3 (...), YP1, YP2, YP3 (...) and ZP1, ZP2, ZP3 (...).

** Successive S Share Classes will be issued in one or different sub-funds, numbered 1, 2, 3 etc. and named S1, S2, S3 etc. for the first, second and third S Class launched respectively.

The Board of Directors of the Company is authorised to issue different Classes of Shares in one or more sub-funds. Details of the characteristics of such Share Classes offered shall be determined at the sole discretion of the Board of Directors. In case of the creation of any additional Classes of Shares, the Prospectus shall be updated.

The subscription proceeds of all Shares in a sub-fund are invested in one common underlying portfolio of investments. All Shares of the same Class have equal rights and privileges. Each Share is, upon issue, entitled to participate equally in assets of the relevant class of the sub-fund to which it relates on liquidation and in dividends and other distributions as declared for such sub-fund. The Shares shall carry no preferential or pre-emptive rights and each whole Share shall be entitled to one vote at all meetings of shareholders.

The Board of Directors may suspend the right to vote of any shareholder who does not comply with his/her/its obligations set out in the Articles of Incorporation and/or any document (including any application form) stating his/her/its obligations towards the Company and/or the other shareholders. In case the voting rights of one or more shareholders are suspended in accordance with the above paragraph, such shareholders shall be sent the convening notice for any general meeting and may attend the general meeting but their Shares shall not be taken into account for determining whether the quorum and majority requirements are satisfied. Any shareholder may undertake (personally) not to exercise his/her/its voting rights in respect of all or part of his/her/its Shares, temporarily or indefinitely.

The minimum initial investment amount may be waived or reduced at the discretion of the Board of Directors of the Company.

Notes to the Financial Statements (continued)

As at 31 March 2025

3. Share capital (continued)

Share Class Denominations and Successive Classes:

The Share Classes issued in the different sub-funds are designated by their class name, followed by their distribution characteristics and, if applicable, their specific hedging policy and the currency into which the Base Currency is hedged. This means that for example Shares issued in Class A which are distributing income and applying a hedging policy to Euro, as defined above, would be identified as ADHEUR whereas Class I Shares accumulating income would be identified as IC.

Distribution Shares are identifiable by a "D" following the sub-fund and Class names (e.g.: Class AD), with the exception of Monthly Distribution Shares which are identifiable by a "M" following the sub-fund and Class names (e.g.: Class AM), Bi-Monthly Distribution Shares which are identifiable by a "B" following the sub-fund and Class names (e.g.: Class AB), Quarterly Distribution Shares which are identified by a "Q" following the sub-fund and Class names (e.g.: Class AQ) and Semi-Annual Distribution Shares which are identified by a "S" following the sub-fund and Class names (e.g.: Class AS).

Within each Share Class of a sub-fund, separate currency hedged classes may be issued (suffixed by "H" or "O" and the currency into which the Base Currency is hedged or the currency into which the sub-fund total assets are primarily invested in, is hedged. These currency hedged share classes shall be named: "ACHEUR" or "ACOEUR" for a Capital-Accumulation Share Class hedged into Euro). Any fees of the Administrator or other appointed parties relating to the execution of the currency hedging policy shall be borne by the relevant currency hedged class. These fees are in addition to the operating, administrative and servicing expenses detailed below. Any gains or losses shall also accrue to the relevant currency hedged class.

4. Charges and expenses

a. Explanation of the charging structure

Investment in the Company is generally offered via charging structures, as represented by the A, B, E, F, I, J, K, L, M, N, P, R, S, SP, T, U, W, X, Y, YP, Z and ZP Classes of Shares.

HSBC Investment Funds (Luxembourg) S.A. (the "Management Company") is entitled, in respect of each Class of Shares, to a management fee to cover all investment management, investment advisory and distribution services provided in relation to the relevant class (see paragraph (b) headed "Management Fee" below).

In addition, the Company pays to the Management Company a fee to cover operating, administrative and servicing expenses. To safeguard shareholders from fluctuations in a sub-fund's operating, administrative and servicing expenses, the Company has agreed with the Management Company that the fee charged to cover such operating, administrative and servicing expenses is fixed at an annual rate.

The potential excess of such expenses above such annual rate shall be borne directly by the Management Company (see paragraph (e) headed "Operating, Administrative and Servicing Expenses/Operating Currency Hedged Share Class Fees" below).

b. Management fee

The Company pays to the Management Company an annual management fee calculated as a percentage of the Net Asset Value of each sub-fund or share class ("Management Fee"). The Management Fee is accrued daily and payable monthly in arrears.

The Management Fee covers investment management, investment advisory and distribution services provided in relation to the relevant sub-fund of the Company by the Management Company, the Investment Advisers and the Distributors. The Management Company is responsible for paying, out of such fee, the fees of the Investment Advisers and the Distributors and may pay part of such fee to recognised intermediaries or such other person as the Management Company may determine, at its discretion.

Notes to the Financial Statements (continued)

As at 31 March 2025

4. Charges and expenses (continued)

b. Management fee (continued)

The Management Company may instruct the Company to pay a portion of the Management Fee directly out of the assets of the Company to any of such service providers or identified persons. In such case, the Management Fee due to the Management Company is reduced accordingly. If the Company invests in shares or units of UCITS (including other sub-funds of the Company) and other eligible UCIs that are managed directly or indirectly by the Management Company itself or a company with which it is linked by way of common management or control or by way of a direct or indirect stake of more than 10% of the capital or votes, then there will be no duplication of management, subscription or repurchase fees between the Company and the UCIs into which the Company invests.

The effective management fee payable to the Management Company out of the net asset value of the relevant category of shares issued in the sub-fund is presented in the Key Figures section of the report. The maximum management fees payable to the Management Company are presented in the latest prospectus of the Company.

c. Directors' fees, expenses and interests

A Director may be a party to, or otherwise interested in, any transaction or arrangement with the Company or in which the Company is interested, provided that he has disclosed to the other Directors, prior to the conclusion of any such transaction or arrangement, the nature and extent of any interest of his therein. Subject to approval of the Board, a Director may vote in respect of any contract or arrangement or any proposal whatsoever in which he has an interest, having first disclosed such interest. He shall not be disqualified by his office from contracting with the Company. If a Director declares his interest in any contract which the Company is considering entering into, he may be counted in the quorum of any meeting to consider the contract and may vote on any resolution to enter into such contract, provided that the decision to be taken by the Board of Directors relates to the current operations entered into under normal conditions.

The Company pays an annual fee to each of the Independent Directors amounting to EUR 55,000. This amount is paid by the Management Company through the operating, administrative and servicing expenses paid by the Company. The amount of Operating, Administrative and Servicing Expenses is accrued with every net asset value calculation and paid quarterly in arrears. For the year-end as at 31 March 2025, a total of EUR 165,000 has been charged as Independent Directors' fees.

d. Operating, Administrative and Servicing Expenses / Operating Currency Hedged Share Class Fees

The Company pays to the Management Company fees to cover certain Operating, Administrative and Servicing expenses and the execution of the currency hedging policy. The Management Company is responsible for discharging out of this fee, the expenses described below, inter alia, payable to the Depositary Bank, the Administration Agent and the Registrar and Transfer Agent or any other appointed entity. If the total actual expenses described below exceeds the total of Operating, Administrative and Services Expenses and the Operating Currency Hedged Share Class Fee set for each sub-fund and Share class, the excess of such expenses above such annual percentage will be borne directly by the Management Company or its affiliates, and equally the Management Company or its affiliates may retain any surplus.

(i) Operating, Administrative and Servicing Expenses cover the ongoing custody/depositary fees and safekeeping charges payable to the Depositary Bank and its correspondent banks, fees for Fund accounting and administration services (including domiciliary services) payable to the Administration Agent and transfer agency fees for registrar and transfer agency services payable to the Registrar and Transfer Agent.

Operating, Administrative and Servicing Expenses also cover expenses relating to the creation of new sub-funds; the costs of the Subsidiaries; the Luxembourg asset-based *taxe d'abonnement*, at the rate referred to under Section "Taxation" of the Company's Prospectus; fees and reasonable out-of-pocket expenses incurred by the Board of Directors; legal and auditing fees and expenses; ongoing registration and listing fees, including translation expenses; the costs and expenses of preparing, printing, and distributing the Company's Prospectus, Key Investor Information Documents, financial reports, statements and other documents made available directly or through intermediaries to its shareholders.

Notes to the Financial Statements (continued)

As at 31 March 2025

4. Charges and expenses (continued)

d. Operating, Administrative and Servicing Expenses / Operating Currency Hedged Share Class Fees (continued)

This fee is set, for each sub-fund and/or Class, at a fixed percentage of the Net Asset Value of the relevant sub-fund or Class specified in the Company's Prospectus dated February 2025 (as specified in the table on page 77 and following).

No Operating, Administrative and Servicing Expenses shall be charged to Class W Shares. All the fees and charges allocated to such Class of Shares shall be paid directly by a member or an affiliated entity of HSBC Group.

(ii) Operating Currency Hedging Fees cover the fees of the Administration Agent or other appointed parties relating to the execution of the currency Hedged Share Class policy for the Currency Hedged Share Classes as described in "Profile of the Typical Investor Categories".

The maximum rate for (i) and (ii) together for Class A, B, E, I, J, L, M, N, P, R, S, X, Y, YP, Z and ZP Shares is 1.0%. However, the Board of Directors reserves the right to amend the levels of the above fees applicable to each Class of Shares. In the event of an increase of such expenses, the concerned shareholders will be given at least one-month prior notice, of such increase. During this notice period, such shareholders may request the redemption of their Shares, free of charge.

The Management Company may instruct the Company to pay a portion of the aforesaid fees directly out of the assets of the Company to any of the aforementioned service providers. In such case the fee due to the Management Company is reduced accordingly.

The effective Operating fees payable out of the net asset value of the relevant category of shares issued in the sub-fund is presented in the Key Figures section of the report.

5. Transaction expenses and extraordinary expenses

Transaction expenses linked to security dealing are included with the cost of investments purchased and deducted from the proceeds received on sales of investments and are included in the statement of operations and changes in net assets under the heading "Transaction Fees".

Each sub-fund bears the costs and expenses of buying and selling portfolio securities and financial instruments, brokerage fees and commissions, interest or taxes payable, and other transaction related expenses. These transaction fees are accounted for on a cash basis and are paid when incurred or invoiced from the net assets of the sub-fund to which they are attributable. Transaction fees are allocated across each sub-fund's Share Classes.

The Company bears any extraordinary expenses including, without limitation, litigation expenses and the full amount of any tax, levy, duty or similar charge and any unforeseen charges imposed on the Company or its assets.

For debt securities and derivatives, transaction costs are not separately identifiable from the purchase price of the security and therefore cannot be disclosed separately.

6. Taxation of the Company

The following is based on the Company's understanding of the law and practice currently in force in the Grand Duchy of Luxembourg and is subject to changes therein.

The Company is not liable to any Luxembourg tax on profits or income and is not subject to net wealth tax in the Grand Duchy of Luxembourg. No stamp duty, capital duty or other tax will payable in Luxembourg upon the issue of the Shares of the Company. Distributions made by the Company as well as liquidation proceeds and capital gains derived therefrom are not subject to withholding tax or VAT in the Grand Duchy of Luxembourg.

Notes to the Financial Statements (continued)

As at 31 March 2025

6. Taxation of the Company (continued)

The Company is however liable in Luxembourg to a tax of 0.05% per annum of its Net Asset Value, such tax being payable quarterly on the basis of the value of the net assets of the Company at the end of the relevant calendar quarter. The tax rate is reduced to 0.01% per annum for Classes SP, ZP, J, L, S, W, X and Z Shares in the relevant sub-funds.

The classes/sub-funds may be exempted from this 0.01% tax if they comply with the requirements of the articles 174 and 175 of the 2010 Law which include: (i) the shares of the class/sub-fund must be reserved to institutional investors; (ii) the exclusive object of the class/sub-fund's portfolio must be the investment in money market instruments and/or deposits with credit institutions; (iii) the remaining average maturity of the class/sub-fund's portfolio must be less than 90 days; and (iv) the class/sub-fund must benefit from the highest possible rating of a recognized rating agency.

Since 1 January 2021, subject to certification and in case the proportion of net assets of an individual sub-fund invested in sustainable economic activities ("Sustainable Economic Activities") as defined in Article 3 of the Taxonomy Regulation (except for the proportion of net assets an individual sub-fund invested in fossil gas and/or nuclear energy related activities), a reduced subscription tax rate applies as indicated in the list below:

The reduced subscription tax rates would be of:

- 0.04% if at least 5% of the total net assets of the sub-fund, are invested in Sustainable Economic Activities;
- 0.03% if at least 20% of the total net assets of the sub-fund are invested in Sustainable Economic Activities;
- 0.02% if at least 35% of the total net assets of the sub-fund are invested in Sustainable Economic Activities; and
- 0.01% if at least 50% of the total net assets of the sub-fund are invested in Sustainable Economic Activities.

Following are also exempt from this tax:

- a) The portion of any sub-fund's assets (prorata) invested in a Luxembourg investment fund or any of its sub-funds to the extent it is subject to the subscription tax;
- b) Any sub-fund, whose securities are reserved for (i) institutions for occupational retirement pension or similar investment vehicles, set up on one or more employers' initiative for the benefit of their employees and (ii) companies of one or more employers investing funds they hold, to provide retirement benefits to their employees and (iii) savers in the context of a pan-European personal pension product established under Regulation (EU) 2019/1238 of the European Parliament and of the Council of 20 June 2019 on a pan-European personal pension product (PEPP);
- c) Any sub-funds whose main objective is the investment in microfinance institutions; and
- d) Any sub-fund, (i) whose securities are listed or traded on a stock exchange and (ii) whose exclusive object is to replicate the performance of one or more indices. If several Share Classes are in issue in the relevant sub-fund meeting (i) above, only those Share Classes meeting (i) above will benefit from this exemption.

No Luxembourg tax is payable on the realised or unrealised capital appreciation of the assets of the Company.

Other Taxes

Under applicable foreign tax laws, withholding taxes may be deducted from interest and dividends and capital gains taxes may be payable at various rates. For the summary of foreign tax laws and practices, refer to Appendix I.

Notes to the Financial Statements (continued)

As at 31 March 2025

6. Taxation of the Company (continued)

General

In many markets the Company, as a foreign investment fund, may be subject to non-recoverable tax on income and gains (either by withholding or direct assessment) in relation to the investment returns it realizes from its holdings of shares and securities in those markets. Where practicable the Company shall make claims under the relevant double tax treaties and domestic law of the countries concerned in order to minimize the impact of local taxation on the investment return and to obtain the best return for its shareholders. Those claims shall be made on the basis of the Company's understanding of the validity of such claims given the information available from the Company's depositaries, external advisers and other sources as to the interpretation and application of the relevant legal provisions by the tax authorities in the country concerned.

The Company shall seek to provide for tax on capital gains where it considers that it is more likely than not that the tax shall be payable, given the advice and information available to the Company at the date concerned. However, any provision held may be insufficient to cover, or be in excess of, any final liability.

The Company shall seek to claim concessionary tax treatment and account for tax on a best efforts basis, given the tax law and practices at that date. Any change in tax law or practice in any country where the Company is registered, marketed or invested could affect the value of the Company's investments in the affected country. In particular, where retrospective changes to tax law or practice are applied by the legislature or tax authorities in a particular country these may result in a loss for current Shareholders in the affected sub-fund. The Company does not offer any warranty as to the tax position of returns from investments held in a particular market nor of the risk of a retrospective assessment to tax in a particular market or country.

7. Net asset value disclosures

a. Closing prices

The assets of the sub-funds are valued using prices available at different times during the day of 31 March 2025, being the last business day of the reporting year.

The following sub-funds are valued using prices available at different dates, prior to 31 March 2025:

Sub-fund	Valuation date
ASEAN Equity	27 March 2025
Asian Currencies Bond	27 March 2025
India Fixed Income	28 March 2025
Indian Equity	28 March 2025
BRIC Markets Equity	28 March 2025
BRIC Equity	28 March 2025
Turkey Equity	28 March 2025

If the Company had calculated the Net Asset Values solely with a view to publication, the market prices used to value the net assets would have been the closing prices on 31 March 2025. However, these Net Asset Values would not have been significantly different from those shown in these financial statements, except for the following sub-funds:

Sub-fund	Currency	% difference (in % of NAV)
ASEAN Equity		(1.26)
Global Lower Carbon Equity		1.06

Notes to the Financial Statements (continued)

As at 31 March 2025

7. Net asset value disclosures (continued)

b. Cross sub-fund investments

As at 31 March 2025, the total cross sub-fund investments amounts to USD 613,645,611 and therefore the total combined net assets at the year end without cross sub-fund investments would amount to USD 40,446,165,681.

The following table shows the amounts of cross sub-fund investments made by each sub-fund:

Sub-fund	Investment value USD
Global Bond	1,545,300
Global Corporate Bond	155,810,202
Global Government Bond	170,053,029
Global High Yield Bond	44,358,321
Global High Yield ESG Bond	2,390,535
Strategic Duration and Income Bond (launched as at 6 September 2024)	30,998,764
Ultra Short Duration Bond	107,945,718
US Dollar Bond	24,571,662
Global Emerging Markets Multi-Asset Income	1,497,151
Managed Solutions - Asia Focused Conservative	11,889,929
Managed Solutions - Asia Focused Growth	4,837,773
Managed Solutions - Asia Focused Income	1,773,003
Multi-Strategy Target Return	13,507,209
US Income Focused	42,888,997

As at 31 March 2025, the above mentioned sub-funds invested in "Z" share classes category which are not subject to management fees.

8. Cash collateral information

As at 31 March 2025, the Company has paid/(received) the following cash collateral:

Sub-fund	Counterparty	Currency	Cash Collateral (Received)/Paid in sub-fund currency
Asia Bond			
	Barclays	USD	980,000
Asia High Yield Bond			
	Barclays	USD	5,810,000
GEM Debt Total Return			
	Morgan Stanley	USD	(50,000)
Global Bond Total Return			
	J.P.Morgan	USD	50
Global Corporate Bond			
	Royal Bank of Canada	EUR	5,148,341

Notes to the Financial Statements (continued)

As at 31 March 2025

8. Cash collateral information (continued)

Sub-fund	Counterparty	Currency	Cash Collateral (Received)/Paid in sub-fund currency
Global Emerging Markets Bond			
	Bank of America	USD	390,000
	Barclays	USD	(394,208)
	Goldman Sachs	USD	(330,000)
	J.P.Morgan	USD	129,199
Global Emerging Markets ESG Local Debt			
	Bank of America	USD	370,000
	BNP Paribas	USD	10,000
	Citibank	USD	(89,398)
	Morgan Stanley	USD	(10,000)
	Standard Chartered Bank	USD	140,000
	UBS	USD	930,000
Global Emerging Markets Local Debt			
	Bank of America	USD	1,790,000
	Barclays	USD	2,810,000
	BNP Paribas	USD	1,848,177
	Citibank	USD	(2,431,195)
	Crédit Agricole	USD	(5,180,000)
	Crédit Suisse	USD	3,900,000
	Goldman Sachs	USD	(8,460,000)
	J.P.Morgan	USD	200,000
	Morgan Stanley	USD	(380,000)
	Standard Chartered Bank	USD	2,490,000
	UBS	USD	1,380,000
Global ESG Corporate Bond			
	Barclays	USD	450,000
	Crédit Agricole	USD	1,420,000
Global Government Bond			
	HSBC Bank	USD	1,950,000
Global Green Bond			
	Barclays	USD	(290,000)
	Crédit Agricole	USD	640,000
Global High Income Bond			
	Bank of America	USD	90,000
	Barclays	USD	(93,101)
	Goldman Sachs	USD	(110,000)
	Société Générale	EUR	4,288,398
	Standard Chartered Bank	USD	(210,000)

Notes to the Financial Statements (continued)

As at 31 March 2025

8. Cash collateral information (continued)

Sub-fund	Counterparty	Currency	Cash Collateral (Received)/Paid in sub-fund currency
Global High Yield Bond			
	Bank of America	USD	300,000
	Crédit Agricole	USD	820,000
	Société Générale	EUR	5,086,141
	Standard Chartered Bank	USD	(130,000)
	UBS	USD	(4,000)
Global High Yield ESG Bond			
	Bank of America	USD	380,000
	UBS	USD	130,000
Global Lower Carbon Bond			
	Royal Bank of Canada	USD	1,720,000
Global Short Duration Bond			
	HSBC Bank	USD	2,010,000
India Fixed Income			
	Citibank	USD	290,000
Ultra Short Duration Bond			
	Standard Chartered Bank	USD	980,000
US Dollar Bond			
	Barclays	USD	380,972
US Short Duration High Yield Bond			
	Bank of America	USD	350,000
	Barclays	USD	10,000
Multi-Asset Style Factors			
	Bank of America	EUR	580,000
	Barclays	EUR	(380,000)
	Citibank	EUR	610,000
	Crédit Agricole	EUR	(3,060,000)
	HSBC Bank	EUR	1,200,000
	J.P.Morgan	EUR	(300,000)
	Morgan Stanley	EUR	(400,000)
	Royal Bank of Canada	EUR	290,000
	Standard Chartered Bank	EUR	(1,410,000)
	UBS	EUR	(70,000)
Multi-Strategy Target Return			
	Crédit Agricole	EUR	(310,000)
	Société Générale	EUR	(30,000)

Notes to the Financial Statements (continued)

As at 31 March 2025

9. Dividends

Most distributing fund share classes in issue as at 31 March 2025 have had UK Reporting Fund status, either from 1 April 2010 or from the launch of the fund share class concerned. All Distributing and Accumulating Share Classes have UK Reporting Fund status from 1 April 2025. As and when new fund share classes are launched, UK Reporting Fund applications shall be made to HM Revenue & Customs accordingly. Details of the share classes that have UK Reporting Fund status can be found on the HM Revenue & Customs' website (www.hmrc.gov.uk)

At the date of this report, the status can be found at <https://www.gov.uk/government/publications/offshore-funds-list-of-reporting-funds>

The Company publishes annual reportable income information that shareholders require for their UK tax returns at www.kpmgreportingfunds.co.uk. If investors do not have access to the internet they can apply in writing at the registered office of the Company.

The Company paid the following per share dividends (ex-date) during the year ended 31 March 2025. The dividend rates disclosed in the note are reported in share class currency.

Sub-fund / share class	Share class Currency	Apr.- 2024	May.- 2024	Jun.- 2024	Jul.- 2024	Aug.- 2024	Sep.- 2024	Oct.- 2024	Nov.- 2024	Dec.- 2024	Jan.- 2025	Feb.- 2025	Mar.- 2025
ASEAN Equity													
AD	USD	-	0.219206	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Asia ex-Japan Equity													
ADO EUR	EUR	-	0.088329	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
BD	USD	-	0.129821	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
BD GBP	GBP	-	0.213944	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ED	USD	-	0.038737	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ID	USD	-	0.873192	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ZD	USD	-	1.300737	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
AD	USD	-	0.322962	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Asia ex-Japan Equity Smaller Companies													
BD	USD	-	0.276639	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
BD GBP	GBP	-	0.609605	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ID	USD	-	0.603391	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
XD (closed as at 12 February 2025)	USD	-	0.430351	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
AD HKD	HKD	-	0.216237	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
AD	USD	-	0.841603	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Asia Pacific ex-Japan Equity High Dividend													
AS	USD	-	-	-	0.210026	-	-	-	-	-	0.117413	-	-
BD EUR	EUR	-	0.311266	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
BF GBP	GBP	-	-	-	0.206473	-	-	-	-	-	-	0.167147	-
S&M2 SGD	SGD	0.032336	0.037889	0.034868	0.034781	0.034761	0.036446	0.035806	0.036446	0.037217	0.036462	0.036724	0.036139
S95	USD	-	-	-	0.186049	-	-	-	-	-	0.164772	-	-
XD	USD	-	0.346718	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
XD EUR	EUR	-	0.308666	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Z5	USD	-	-	-	0.336964	-	-	-	-	-	-	0.314803	-
AS&O RMB	CNH	0.006134	0.016479	0.005331	0.004260	0.010499	-	-	0.008227	0.020470	0.019417	0.010691	0.010713
AS&C HKD	HKD	0.028178	0.028989	0.030177	0.029966	0.030349	0.031716	0.032430	0.032010	0.032277	0.031914	0.030742	0.031119
AS&C	USD	0.028386	0.028812	0.029988	0.029856	0.030200	0.031607	0.032487	0.032010	0.032247	0.031940	0.030678	0.031199
Global High Yield Bond													
AS&E	USD	0.050019	0.060464	0.060467	0.046893	0.046274	0.046440	0.048999	0.048983	0.046644	0.041330	0.041467	0.041268
AS&E HKD	HKD	0.060426	0.060916	0.060803	0.046202	0.046541	0.046595	0.048072	0.046131	0.045703	0.041497	0.041638	0.041360
AS&H AUD	AUD	0.042036	0.041902	0.041839	0.037889	0.040199	0.039632	0.041733	0.042486	0.042877	0.038643	0.040279	0.038714
AS&H EUR	EUR	0.039144	0.039381	0.038860	0.033076	0.034079	0.034262	0.035172	0.034884	0.033662	0.029346	0.029832	0.028662
AS&H RMB	CNH	0.032454	0.041945	0.031416	0.026466	0.021660	0.021665	0.022046	0.028946	0.038276	0.033879	0.026606	0.028822
BD GBP	GBP	-	0.498360	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
BQ&H GBP	GBP	-	-	0.676920	-	-	0.637167	-	-	0.570263	-	-	0.664909
ID	USD	-	0.602682	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ZBFD&H JPY	JPY	96.456380	-	94.686968	-	94.712610	-	96.024136	-	92.746327	-	92.460676	-
ZD (closed as at 15 November 2024)	USD	-	0.662688	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
AD	USD	-	0.448342	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ZDH GBP	GBP	-	0.494609	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ZQ1	USD	-	-	0.143681	-	-	0.138563	-	-	0.138007	-	-	0.136887
ZQ1H SGD	SGD	-	-	0.131153	-	-	0.121611	-	-	0.127434	-	-	0.121829
ZQ1H JPY	JPY	-	-	129.031042	-	-	114.399124	-	-	121.629842	-	-	102.602719
ZQ1H EUR	EUR	-	-	0.119949	-	-	0.112293	-	-	0.116918	-	-	0.109162
ZQ1H GBP	GBP	-	-	0.129333	-	-	0.120739	-	-	0.127314	-	-	0.120336
ZM&H JPY	JPY	32.996483	43.611374	42.989360	42.138116	35.602646	33.104699	39.024988	36.411463	27.799261	33.915846	39.789493	35.692238
ZQ1H AUD	AUD	-	-	0.131372	-	-	0.123820	-	-	0.134380	-	-	0.129073
ZQ1H CHF	CHF	-	-	0.116337	-	-	0.108064	-	-	0.112919	-	-	0.106267
Asian Currency Bond													
ID EUR	EUR	-	0.264316	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ZD	USD	-	0.287226	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
AD	USD	-	0.169097	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

Notes to the Financial Statements (continued)

As at 31 March 2025

9. Dividends (continued)

Sub-fund / share class	Share class Currency	Apr.- 2024	May.- 2024	Jun.- 2024	Jul.- 2024	Aug.- 2024	Sep.- 2024	Oct.- 2024	Nov.- 2024	Dec.- 2024	Jan.- 2025	Feb.- 2025	Mar.- 2025
Global High Income Bond													
AD	USD	-	0.042879	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ADH EUR	EUR	-	0.428667	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ASH	USD	0.047844	0.048115	0.048199	0.044129	0.044670	0.044260	0.044419	0.044282	0.043944	0.043121	0.043492	0.043142
ASHH AUD	AUD	0.036369	0.036396	0.036360	0.032935	0.033180	0.034713	0.036848	0.037399	0.037191	0.034361	0.036136	0.034699
ASHH EUR	EUR	0.033880	0.033980	0.033208	0.028669	0.029624	0.029813	0.030719	0.030347	0.029075	0.029644	0.026274	0.024963
ASHH JPY	JPY	-	-	27,990,137	8,057,881	9,423,143	10,837,494	13,254,036	15,200,028	15,120,141	10,294,483	15,486,036	15,844,605
ASHH RMB	CNH	0.027433	0.036654	0.028378	0.022232	0.027436	0.017517	0.017985	0.024397	0.033866	0.030224	0.021165	0.022430
ASHH SGD	SGD	0.036502	0.036573	0.035800	0.031644	0.032454	0.032027	0.031937	0.032338	0.032272	0.029400	0.029901	0.028633
AMTW	USD	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.058626
ID	USD	-	0.574123	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
XDH EUR	EUR	-	0.540231	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ING	USD	0.049473	0.049785	0.049879	0.046714	0.046239	0.046621	0.046086	0.045971	0.045649	0.041697	0.042109	0.041770
Global Emerging Markets Bond													
AD	USD	-	1.119577	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
AD GBP	GBP	-	0.494867	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ADH EUR	EUR	-	0.444048	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ASH	USD	0.096136	0.096835	0.096612	0.096073	0.096033	0.096990	0.096486	0.096242	0.096018	0.096012	0.097155	0.096261
ASH HKD	HKD	0.028906	0.028155	0.028040	0.027896	0.028174	0.028853	0.028066	0.028022	0.028472	0.023781	0.024158	0.023813
ASHH AUD	AUD	0.028977	0.028139	0.028619	0.028788	0.030660	0.030467	0.029900	0.029381	0.029443	0.028743	0.030153	0.029917
ASHH EUR	EUR	0.026580	0.026791	0.026175	0.026238	0.026299	0.026497	0.026407	0.026442	0.026305	0.022283	0.022860	0.021866
ASHH SGD	SGD	0.026301	0.026395	0.026826	0.026601	0.026354	0.026240	0.026245	0.023487	0.023888	0.023169	0.023611	0.022671
BD GBP	GBP	-	0.503003	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
BQ1H GBP	GBP	-	-	0.125496	-	-	0.130462	-	-	-	0.132126	-	0.147111
ED	USD	-	0.870723	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
PD	USD	-	0.760991	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ZD (closed as at 18 December 2024)	USD	-	1.031367	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
IDH EUR	EUR	-	0.530802	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ID EUR	EUR	-	0.510212	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
XDH EUR	EUR	-	0.562261	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ZQ1H SGD	SGD	-	-	0.105668	-	-	0.111770	-	-	0.110142	-	-	0.122922
ZQ1	USD	-	-	0.116534	-	-	0.128248	-	-	0.120146	-	-	0.139216
ZQ1H GBP	GBP	-	-	0.106929	-	-	0.114929	-	-	0.113010	-	-	0.124616
ZQ1H EUR	EUR	-	-	0.099369	-	-	0.102489	-	-	0.100473	-	-	0.109367
ZQ1H CHF	CHF	-	-	0.091860	-	-	0.098118	-	-	0.096716	-	-	0.104916
ZQ1H AUD	AUD	-	-	0.112880	-	-	0.121395	-	-	0.123999	-	-	0.134628
Euro Bond													
ID	EUR	-	0.096824	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
AD	EUR	-	0.103742	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Global Emerging Markets Local Debt													
BD GBP	GBP	-	0.526103	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
BQ1 (closed as at 10 February 2025)	USD	-	-	0.161700	-	-	0.158962	-	-	0.148870	-	-	-
ID	USD	-	0.543462	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ID EUR	EUR	-	0.519935	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
XD (closed as at 04 October 2024)	USD	-	0.430907	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ZBFO2.5 JPY	JPY	136,189,111	-	139,206,270	-	132,139,441	-	130,679,066	-	133,361,656	-	128,626,173	-
AD	USD	-	0.466919	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ZD	USD	-	0.573189	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ZQ1	USD	-	-	0.116016	-	-	0.121847	-	-	0.114335	-	-	0.112983
ZHC	USD	0.041148	0.041949	0.040879	0.042772	0.044031	0.044688	0.043021	0.042168	0.041429	0.037904	0.038357	0.038036
Euro Credit Bond													
ID	EUR	-	0.270747	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
XD	EUR	-	0.270370	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
AD	EUR	-	0.370067	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
GEM Debt Total Return													
LTD	USD	-	0.619687	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
LTDH EUR	EUR	-	0.368387	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
MTD	USD	-	0.541101	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
MTD EUR	EUR	-	0.502292	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
MTDH EUR	EUR	-	0.383218	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
NTDH EUR	EUR	-	0.416228	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
BRIC Markets Equity													
BD	USD	-	0.238680	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
AD	USD	-	0.198633	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Euro High Yield Bond													
ASH	EUR	0.046436	0.047073	0.046723	0.038961	0.039604	0.039616	0.039782	0.039762	0.039737	0.033863	0.034560	0.033799
BD	EUR	-	0.304438	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ED	EUR	-	0.866148	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ID	EUR	-	1.044215	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
SBD	EUR	-	0.353415	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
XD	EUR	-	0.313064	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
AD	EUR	-	0.539112	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
European Equity Smaller Companies													
AD	EUR	-	0.609628	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
European Growth													
MTD	EUR	-	0.040693	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Global Inflation Linked Bond													
ZQ1	USD	-	-	0.167960	-	-	0.081492	-	-	0.053904	-	-	0.036166
ZQ1H CHF	CHF	-	-	0.168473	-	-	0.074169	-	-	0.046021	-	-	0.032470

Notes to the Financial Statements (continued)

As at 31 March 2025

9. Dividends (continued)

Sub-fund / share class	Share class Currency	Apr.- 2024	May.- 2024	Jun.- 2024	Jul.- 2024	Aug.- 2024	Sep.- 2024	Oct.- 2024	Nov.- 2024	Dec.- 2024	Jan.- 2025	Feb.- 2025	Mar.- 2025
ZQ1H EUR	EUR	-	-	0.144680	-	-	0.067668	-	-	0.047316	-	-	0.029611
ZQ1H GBP	GBP	-	-	0.154207	-	-	0.072908	-	-	0.060962	-	-	0.032430
ZQ1H SGD	SGD	-	-	0.173374	-	-	0.079642	-	-	0.056779	-	-	0.038839
AD	USD	-	0.262848	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Black Equity													
AD GBP	GBP	-	0.146322	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
AD HKD	HKD	-	0.102811	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ED	USD	-	0.232823	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ED GBP	GBP	-	0.224524	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ED	USD	-	0.343656	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ID	USD	-	0.541114	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
SD	USD	-	0.976712	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
AD	USD	-	0.406102	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
BRIC Equity													
AD GBP	GBP	-	0.233130	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ED GBP	GBP	-	0.277468	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
MD	USD	-	0.382042	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
AD	USD	-	0.291610	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Global Bond													
PD	USD	-	0.260168	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ZD	USD	-	0.405867	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
AMC HKD	HKD	0.027091	0.027234	0.027156	0.026910	0.027791	0.027966	0.026976	0.026602	0.026099	0.024404	0.024788	0.024693
AMC	USD	0.034066	0.034343	0.034262	0.033949	0.034691	0.036296	0.034200	0.033674	0.033308	0.030869	0.031420	0.031290
AD	USD	-	0.303604	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Global Investment Grade Securitised Credit Bond													
ADH EUR	EUR	-	0.442047	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
AMC	USD	0.040938	0.042841	0.042886	0.040493	0.040466	0.040374	0.040282	0.040222	0.040105	0.040069	0.040099	0.040067
AMC HKD	HKD	0.042796	0.042686	0.042603	0.040223	0.040184	0.040033	0.040859	0.040843	0.040713	0.040107	0.040167	0.040971
AMGH AUD	AUD	0.046938	0.046416	0.046363	0.043623	0.046072	0.046126	0.046439	0.046229	0.046085	0.046000	0.046204	0.046038
AMGH EUR	EUR	-	-	-	-	-	0.043707	0.043239	0.039749	0.040298	0.040154	0.039889	-
AMGH GBP	GBP	0.054531	0.054360	0.054706	0.051897	0.051543	0.051546	0.054336	0.054107	0.054640	0.054863	0.056479	0.054800
AMGH JPY	JPY	10.343191	10.424161	10.487890	7.408086	8.642338	9.942170	12.412722	14.331906	14.363396	14.773716	13.761929	20.173918
AMGH RMB	CNY	0.030699	0.043670	0.029190	0.026403	0.032392	0.030379	0.021158	0.029142	0.040582	0.040907	0.032200	0.031410
AMGH SGD	SGD	0.039937	0.039404	0.038496	0.036103	0.036639	0.035860	0.036128	0.036634	0.037967	0.038282	0.038663	0.037224
BMH GBP	GBP	-	-	-	-	-	-	0.064623	0.064417	0.064869	0.065196	0.065882	0.065187
IME	USD	-	-	0.067419	0.064844	0.064871	0.064866	0.064786	0.064704	0.064660	0.064992	0.065194	0.064932
BMH AUD	AUD	-	-	-	-	-	-	0.043870	0.043796	0.043600	0.043645	0.043146	0.043124
EMC HKD	HKD	-	-	-	-	-	-	0.064233	0.064233	0.064114	0.064666	0.064643	0.064462
BMH RMB	CNY	-	-	-	-	-	-	-	0.031430	0.043767	0.044134	0.043766	0.033909
EMH EUR	EUR	-	0.484460	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
EMH	USD	-	-	-	-	-	-	0.064433	0.064362	0.064309	0.064632	0.064834	0.064632
EMH EUR	EUR	-	-	-	-	-	-	0.043767	0.043301	0.039824	0.040191	0.040873	0.038211
EMH JPY	JPY	-	-	-	-	-	-	12.403656	14.326623	14.362736	14.777867	13.780821	20.192991
EMH SGD	SGD	-	-	-	-	-	-	0.038896	0.038926	0.040366	0.040721	0.041138	0.039626
IMH GBP	GBP	-	-	-	-	0.062068	0.061697	0.064933	0.064732	0.065187	0.066627	0.066186	0.066618
ZBFCB SH JPY	JPY	100.896703	-	99.843833	-	98.727103	-	97.423123	-	96.342077	-	95.477866	-
ZM1H JPY	JPY	36.042846	42.722889	44.120046	47.383697	39.092013	39.347766	44.562490	38.762964	36.415896	33.661974	40.756328	32.197796
SDQH GBP	GBP	-	-	-	-	-	-	-	-	0.088104	-	-	0.118231
ZQ1	USD	-	-	0.141779	-	-	0.162629	-	-	0.140090	-	-	0.137687
ZQ1H GBP	GBP	-	-	0.134904	-	-	0.146599	-	-	0.137303	-	-	0.122461
ZQ2H EUR	EUR	-	-	0.162703	-	-	0.146368	-	-	0.144466	-	-	0.144896
ZQ1H CHF	CHF	-	-	0.123660	-	-	0.129110	-	-	0.126363	-	-	0.109906
ZQ1H SGD	SGD	-	-	0.137763	-	-	0.149338	-	-	0.137648	-	-	0.124291
ZQ1H AUD	AUD	-	-	0.134674	-	-	0.141602	-	-	0.142399	-	-	0.124994
BQ1H GBP	GBP	-	-	0.131622	-	-	0.136941	-	-	0.133967	-	-	0.119929
Global Emerging Markets Equity													
AD GBP	GBP	-	0.091066	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ED	USD	-	0.062392	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ED GBP	GBP	-	0.190917	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ED	USD	-	0.033672	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
PD	USD	-	0.123670	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
SD	USD	-	0.139146	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ZD	USD	-	0.383327	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
AD	USD	-	0.111706	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Turkey Equity													
ED	EUR	-	0.218404	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ED GBP	GBP	-	0.176641	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
AD GBP	GBP	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
AD	EUR	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
US Dollar Bond													
AMH CAD	CAD	0.037404	0.037821	0.037191	0.034867	0.034687	0.032968	0.034691	0.032786	0.030039	0.027684	0.026877	0.026170
AMH EUR	EUR	0.029617	0.029793	0.029907	0.026680	0.026134	0.028408	0.029301	0.028731	0.026766	0.024303	0.025261	0.023649
AMH GBP	GBP	0.040120	0.040409	0.041060	0.039900	0.040367	0.040169	0.042496	0.042109	0.041816	0.039377	0.040467	0.038936
ID	USD	-	0.223771	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
PD	USD	-	0.344892	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
WD (closed as at 22 November 2024)	USD	-	0.420121	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ZD	USD	-	0.424286	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
AMC HKD	HKD	0.332976	0.336400	0.338011	0.331294	0.337886	0.330386	0.329422	0.327906	0.321563	0.302946	0.307202	0.306437
AMC	USD	0.033200	0.033637	0.033818	0.033108	0.033832	0.034064	0.033117	0.032916	0.032303	0.030388	0.030876	0.030794
AD	USD	-	0.319846	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

Notes to the Financial Statements (continued)

As at 31 March 2025

9. Dividends (continued)

Sub-fund / share class	Share class Currency	Apr.- 2024	May.- 2024	Jun.- 2024	Jul.- 2024	Aug.- 2024	Sep.- 2024	Oct.- 2024	Nov.- 2024	Dec.- 2024	Jan.- 2025	Feb.- 2025	Mar.- 2025
Frontier Markets													
ID	USD	-	5.247317	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
XD	USD	-	0.504070	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ZD	USD	-	1.010225	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
AD EUR	EUR	-	0.377158	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
AD	USD	-	2.898992	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
FNB Fixed Income													
AD	USD	-	0.238931	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
AD EUR	EUR	-	0.291101	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
AMC	USD	0.026312	0.026297	0.028294	0.022063	0.022518	0.022973	0.022446	0.022026	0.022040	0.019850	0.019918	0.019826
AMC HKD	HKD	0.023978	0.023892	0.023875	0.023817	0.021234	0.021606	0.021074	0.020710	0.020679	0.018676	0.018699	0.018614
AMC RMB	CNY	0.026776	0.026363	0.026440	0.023024	0.023994	0.023207	0.022994	0.022960	0.023340	0.020785	0.020784	0.020714
AMGO SGD	SGD	0.012431	0.012295	0.011458	0.008210	0.008763	0.008328	0.008446	0.008795	0.010018	0.007861	0.008099	0.006909
ID	USD	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
IMC (closed as at 22 October 2024)	USD	0.029584	0.029675	0.029584	0.025804	0.026357	0.026896	-	-	-	-	-	-
XD10 EUR (closed as at 15 October 2024)	EUR	-	0.302516	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
XD EUR (closed as at 13 January 2025)	EUR	-	0.284933	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
India Fixed Income													
AMC	USD	0.040243	0.040670	0.040321	0.040069	0.040089	0.040415	0.039733	0.039449	0.038848	0.037147	0.036697	0.037567
AMC HKD	HKD	0.047826	0.048039	0.047753	0.047464	0.047442	0.047707	0.046832	0.046560	0.046757	0.043880	0.043272	0.044278
AMGO AUD	AUD	0.039962	0.039164	0.039449	0.039764	0.041763	0.041346	0.043348	0.043130	0.043772	0.041810	0.042782	0.042992
AMGO CAD	CAD	0.056506	0.056080	0.054811	0.053065	0.052131	0.050770	0.052383	0.049883	0.047605	0.045204	0.043461	0.043968
AMGO EUR	EUR	0.037433	0.037634	0.036530	0.035221	0.036006	0.036366	0.037027	0.036454	0.034805	0.032956	0.032939	0.032568
AMGO GBP	GBP	0.058341	0.058586	0.058543	0.058000	0.057687	0.057584	0.060039	0.059499	0.049069	0.056505	0.056250	0.057106
AMGO JPY	JPY	14.132136	14.330607	14.399206	13.474738	14.755157	16.131699	18.296602	20.039066	19.753077	17.768960	22.112574	23.167051
AMGO RMB	CNY	0.028869	0.028410	0.027580	0.027133	0.032101	0.022192	0.022497	0.023004	0.037935	0.036054	0.028563	0.028633
AMGO SGD	SGD	0.030093	0.030225	0.029385	0.029167	0.029488	0.029266	0.028996	0.029178	0.029555	0.028095	0.027919	0.027701
BD	USD	-	0.420048	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
BD GBP	GBP	-	0.494902	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
AD	USD	-	0.329571	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ID EUR	EUR	-	0.419360	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
IMC	USD	0.042843	0.044232	0.043995	0.043735	0.043796	0.044176	0.043457	0.043174	0.042540	0.040704	0.040242	0.041201
XD	USD	-	0.418890	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ZD	USD	-	0.462508	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ID	USD	-	0.492760	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ID GBP	GBP	-	0.393034	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
IMC	USD	0.044342	0.046331	0.045082	0.044816	0.044870	0.045266	0.044520	0.044224	0.043566	0.041681	0.041207	0.042190
Chinese Equity													
AD	USD	-	0.609927	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
AD GBP	GBP	-	0.116473	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
AD HKD	HKD	-	0.075373	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
BD	USD	-	0.162385	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
BD GBP	GBP	-	0.224291	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ID	USD	-	1.360174	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ZD	USD	-	2.166707	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Hong Kong Equity													
BD GBP	GBP	-	0.274082	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
FD	USD	-	2.191266	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ZD	USD	-	3.630395	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
AD HKD	HKD	-	0.165270	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
AD	USD	-	1.726356	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Indian Equity													
AD	USD	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
AD EUR	EUR	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
AD GBP	GBP	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
AD HKD	HKD	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
BD	USD	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
BD GBP	GBP	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ED	USD	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ID	USD	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
XD	USD	-	0.006670	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ZD	USD	-	2.282069	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Global Equity Climate Change													
AD	USD	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
AD EUR	EUR	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ID GBP	GBP	-	0.009117	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ZQ1	USD	-	-	0.095901	-	-	0.039911	-	-	0.023679	-	-	0.033232
Global Corporate Bond													
BQ1H GBP	GBP	-	-	0.084854	-	-	0.091491	-	-	0.087887	-	-	0.097409
ZD (closed as at 30 December 2024)	USD	-	0.381282	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ZD1H GBP	GBP	-	0.332568	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ZQ1	USD	-	-	0.101074	-	-	0.112675	-	-	0.102434	-	-	0.111391
ZQ1H AUD	AUD	-	-	0.090478	-	-	0.086542	-	-	0.091587	-	-	0.099542
ZQ1H CHF	CHF	-	-	0.078070	-	-	0.084470	-	-	0.080617	-	-	0.082331
ZQ1H EUR	EUR	-	-	0.083115	-	-	0.089361	-	-	0.085482	-	-	0.087631
ZQ1H GBP	GBP	-	-	0.092694	-	-	0.100081	-	-	0.094269	-	-	0.099837
ZQ1H SGD	SGD	-	-	0.090115	-	-	0.096423	-	-	0.092281	-	-	0.096853

Notes to the Financial Statements (continued)

As at 31 March 2025

9. Dividends (continued)

Sub-fund / share class	Share class Currency	Apr.- 2024	May- 2024	Jun- 2024	Jul- 2024	Aug- 2024	Sep- 2024	Oct- 2024	Nov- 2024	Dec- 2024	Jan- 2025	Feb- 2025	Mar- 2025
Global Government Bond													
AMGH EUR	EUR	-	-	0.028302	0.026168	0.027550	0.027160	0.028922	0.028378	0.026965	0.024271	0.026031	0.023221
AMGH GBP	GBP	-	-	0.040469	0.039498	0.039719	0.039418	0.042128	0.041793	0.041753	0.039296	0.040214	0.032720
AMGH RMB	CNH	-	-	-	-	-	-	-	0.017661	0.029361	0.027147	0.018182	0.017239
BQ1H GBP (closed as at 27 August 2024)	GBP	-	-	0.048864	-	-	-	-	-	0.051965	-	-	-
ZD	USD	-	0.242018	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ZQ1	USD	-	-	0.073127	-	-	0.078079	-	-	0.069868	-	-	0.079743
ZQ1H AUD	AUD	-	-	0.067362	-	-	0.070396	-	-	0.048567	-	-	0.073620
ZQ1H CHF	CHF	-	-	0.057754	-	-	0.059927	-	-	0.046253	-	-	0.060331
ZQ1H EUR	EUR	-	-	0.061676	-	-	0.063971	-	-	0.049785	-	-	0.064321
ZQ1H GBP	GBP	-	-	0.067797	-	-	0.070100	-	-	0.066383	-	-	0.072318
ZQ1H SGD	SGD	-	-	0.067319	-	-	0.069794	-	-	0.066902	-	-	0.072290
AMGH CAD	CAD	-	-	0.036601	0.034447	0.032963	0.032270	0.034204	0.031856	0.029847	0.027541	0.026627	0.029671
AMGH AUD	AUD	-	-	0.032068	0.032081	0.036164	0.034361	0.037266	0.037392	0.038444	0.036111	0.038470	0.036194
AMC HKD	HKD	-	-	0.042490	0.041903	0.042382	0.042468	0.041687	0.041440	0.040203	0.038691	0.038864	0.038401
AMC	USD	-	-	0.042562	0.041960	0.042484	0.042672	0.041856	0.041644	0.041305	0.038763	0.039108	0.038633
Global Real Estate Equity													
AMGO SGD	SGD	0.013269	0.013246	0.012042	0.012029	0.011803	0.010714	0.010888	0.011672	0.012445	0.012914	0.013055	0.012604
BQ1	USD	-	-	0.066484	-	-	0.089488	-	-	0.087395	-	-	0.102291
ID	USD	-	0.138458	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ZBFQ2.6 JPY	JPY	122.396086	-	122.477676	-	124.709390	-	126.046044	-	121.264230	-	121.372776	-
ZD	USD	-	0.276218	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ZMC	USD	0.028960	0.028961	0.028130	0.028126	0.028416	0.028462	0.028669	0.028269	0.028269	0.027626	0.027930	0.028884
ZQ1	USD	-	-	0.089655	-	-	0.080443	-	-	0.061463	-	-	0.074036
AMC	USD	0.026010	0.024467	0.024230	0.024196	0.024467	0.024405	0.024654	0.024166	0.024166	0.023660	0.023834	0.024563
AD	USD	-	0.120360	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Asia Bond													
FDH EUR	EUR	-	0.330364	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ISH EUR	EUR	-	0.292880	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
S4TMSH SGD	SGD	0.040790	0.041039	0.040114	0.034714	0.036737	0.036116	0.034881	0.036213	0.036090	0.035809	0.036629	0.038030
ZDH EUR (closed as at 16 August 2024)	EUR	-	0.308969	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ZDH EUR	EUR	-	0.366669	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ZQ1	USD	-	-	0.092394	-	-	0.100842	-	-	0.102364	-	-	0.106726
ZQ1H AUD	AUD	-	-	0.086092	-	-	0.091746	-	-	0.101963	-	-	0.098434
ZQ1H CHF	CHF	-	-	0.081808	-	-	0.086442	-	-	0.092965	-	-	0.093616
ZQ1H EUR	EUR	-	-	0.086001	-	-	0.090361	-	-	0.097006	-	-	0.093976
ZQ1H GBP	GBP	-	-	0.087973	-	-	0.092808	-	-	0.100290	-	-	0.098287
ZQ1H SGD	SGD	-	-	0.088183	-	-	0.092478	-	-	0.099182	-	-	0.098368
AMGH SGD	SGD	0.030819	0.031003	0.030304	0.026226	0.026972	0.026624	0.026344	0.026694	0.027266	0.027041	0.027466	0.026461
AMC	USD	0.043181	0.043609	0.043688	0.039613	0.040321	0.040263	0.039674	0.039270	0.038667	0.038403	0.038986	0.038718
Global Lower Carbon Bond													
ADH EUR	EUR	-	0.177616	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
AMC	USD	0.042907	0.043165	0.043278	0.043912	0.041401	0.041693	0.041163	0.041021	0.040615	0.037390	0.037831	0.037401
AMC HKD	HKD	0.042900	0.042931	0.043019	0.043674	0.041117	0.041314	0.040720	0.040642	0.040168	0.037070	0.037431	0.037013
AMGH AUD	AUD	0.031409	0.031968	0.031968	0.029484	0.031900	0.031362	0.033892	0.034426	0.034842	0.031920	0.033936	0.032090
AMGH SGD	SGD	0.027224	0.027262	0.026517	0.024278	0.024936	0.024532	0.024616	0.024808	0.024863	0.022930	0.023436	0.022067
ZQ1	USD	-	-	0.096843	-	-	0.093976	-	-	0.094036	-	-	0.102400
ZQ1H CHF	CHF	-	-	0.076333	-	-	0.072164	-	-	0.076494	-	-	0.077221
ZQ1H EUR	EUR	-	-	0.080327	-	-	0.079900	-	-	0.079199	-	-	0.081124
ZQ1H GBP	GBP	-	-	0.086118	-	-	0.081112	-	-	0.086800	-	-	0.088876
AD	USD	-	0.217324	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Global Lower Carbon Equity													
ID	USD	-	0.240728	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ZQ1	USD	-	-	0.106741	-	-	0.060283	-	-	0.060811	-	-	0.046653
AD HKD	HKD	-	0.144036	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
AD	USD	-	0.160289	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Economic Scale US Equity													
BD	USD	-	0.132162	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
BD GBP	GBP	-	0.168910	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ID	USD	-	0.288473	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
PD	USD	-	0.643669	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ZD	USD	-	0.216689	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
YD	USD	-	0.318192	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ZD	USD	-	0.972642	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ADH EUR	EUR	-	0.299698	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
AD	USD	-	0.484192	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
US High Yield Bond													
AMGH RMB	CNH	0.033330	0.043243	0.032341	0.027124	0.032664	0.022964	0.022488	0.023613	0.039213	0.038726	0.028088	0.027327
AQ1	USD	-	-	0.142791	-	-	0.132802	-	-	0.147845	-	-	0.140142
IQ1	USD	-	-	0.148088	-	-	0.138167	-	-	0.154227	-	-	0.146737
XQ1	USD	-	-	0.148481	-	-	0.138890	-	-	0.154716	-	-	0.147280
ZD	USD	-	0.099767	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ZQ1	USD	-	-	0.162144	-	-	0.142594	-	-	0.159219	-	-	0.151927
AMGH AUD	AUD	0.044191	0.044091	0.044363	0.039817	0.042176	0.041594	0.043861	0.044533	0.044866	0.041443	0.043168	0.041444
AMC HKD	HKD	0.052656	0.053002	0.053004	0.048772	0.048531	0.048531	0.047924	0.047942	0.047394	0.044073	0.044104	0.043832
AMC	USD	0.052740	0.053237	0.053303	0.048401	0.048814	0.049302	0.048401	0.048337	0.047883	0.044405	0.044623	0.044240
Asia High Yield Bond													
AM	USD	0.029187	0.042607	0.034761	0.044828	0.036970	0.027479	0.038796	0.041601	0.041999	0.037321	0.028627	0.029796
AMC	USD	0.049487	0.044425	0.044496	0.049626	0.040634	0.040467	0.049673	0.039822	0.039210	0.037473	0.037932	0.037786

Notes to the Financial Statements (continued)

As at 31 March 2025

9. Dividends (continued)

Sub-fund / share class	Share class Currency	Apr.- 2024	May.- 2024	Jun.- 2024	Jul.- 2024	Aug.- 2024	Sep.- 2024	Oct.- 2024	Nov.- 2024	Dec.- 2024	Jan.- 2025	Feb.- 2025	Mar.- 2025
A3C HKD	HKD	0.041996	0.041742	0.041813	0.038191	0.038182	0.037905	0.039032	0.037301	0.036648	0.034123	0.034493	0.036348
A3DH AUD	AUD	0.038454	0.038051	0.038363	0.035855	0.036167	0.036138	0.038071	0.037751	0.037622	0.036927	0.037354	0.036320
A3DH SGD	SGD	0.033380	0.034317	0.033894	0.029989	0.030220	0.029768	0.030084	0.029333	0.029940	0.028424	0.028899	0.028167
BD	USD	-	0.532656	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
BDH CHF	CHF	-	0.541790	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
BDH EUR	EUR	-	0.495342	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
IME	USD	0.040401	0.041304	0.041302	0.037818	0.037841	0.037706	0.037321	0.037167	0.036608	0.036507	0.036458	0.036342
IMGH SGD	SGD	0.034362	0.036049	0.034633	0.039963	0.031193	0.030734	0.039990	0.030749	0.030979	0.029424	0.029938	0.029193
PKC	USD	0.043811	0.044757	0.044854	0.040960	0.040976	0.040809	0.041031	0.040180	0.039876	0.037827	0.038302	0.038163
P3DH AUD	AUD	0.038936	0.039207	0.039222	0.035150	0.037038	0.036403	0.038884	0.038048	0.037922	0.036225	0.037468	0.036634
P3DH EUR	EUR	0.037329	0.038079	0.037571	0.032989	0.033496	0.033399	0.034432	0.033809	0.032298	0.030661	0.031312	0.030444
P3DH SGD	SGD	0.036160	0.036858	0.036499	0.032624	0.032768	0.032273	0.032631	0.032260	0.032491	0.030846	0.031371	0.030680
ADH EUR	EUR	-	0.612346	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ZQ1H JPY (closed as at 12 November 2024)	JPY	-	-	117.076891	-	-	110.445693	-	-	-	-	-	-
ZBFD28.5H JPY (closed as at 12 November 2024)	JPY	66.713624	-	66.370153	-	66.834494	-	67.071573	-	-	-	-	-
ZQ1H AUD	AUD	-	-	0.119673	-	-	0.120332	-	-	0.144181	-	-	0.109029
ZD	USD	-	0.583239	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ZQ1	USD	-	-	0.128377	-	-	0.132639	-	-	0.144772	-	-	0.117999
ZQ1H CHF	CHF	-	-	0.113271	-	-	0.130333	-	-	0.130320	-	-	0.098117
S40M2	USD	0.059949	0.051299	0.051448	0.056164	0.056232	0.056011	0.056346	0.056216	0.054404	0.052033	0.052125	0.052546
ZQ1H SGD	SGD	-	-	0.123651	-	-	0.122147	-	-	0.141116	-	-	0.119076
ZQ1H EUR	EUR	-	-	0.119313	-	-	0.130998	-	-	0.136663	-	-	0.104038
ZQ1H GBP	GBP	-	-	0.123844	-	-	0.123128	-	-	0.143371	-	-	0.119279
Europe Value													
ID	EUR	-	0.254875	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
PD	EUR	-	0.946806	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ZD	EUR	-	1.478130	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ED	EUR	-	0.621121	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
AD	EUR	-	0.744464	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Europe Value													
BD	EUR	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ED	EUR	-	0.556627	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ZD	EUR	-	1.646419	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ADH USD	USD	-	0.241290	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
AD	EUR	-	0.776564	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Global Infrastructure Equity													
A3C HKD	HKD	0.036774	0.036669	0.036426	0.036770	0.037453	0.037412	0.037745	0.036879	0.036921	0.036320	0.036901	0.037396
AMGO AUD	AUD	0.025121	0.025601	0.024844	0.025232	0.029046	0.027991	0.032073	0.032334	0.033310	0.032945	0.035673	0.034130
AMGO USD	USD	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.078165
AMGO EUR	EUR	0.021875	0.022755	0.020989	0.020249	0.021019	0.020900	0.022691	0.021746	0.019651	0.020146	0.021162	0.019942
AMGO GBP	GBP	0.032990	0.032113	0.033712	0.033883	0.034000	0.033603	0.037730	0.036686	0.037283	0.036670	0.037625	0.037677
AMGO RMB	CNH	0.019087	0.023606	0.008683	0.009287	0.016301	0.000443	0.000791	0.010896	0.024116	0.024357	0.014453	0.014109
AMFLX	USD	0.626226	0.542773	0.536286	0.635163	0.656622	0.570786	0.62745	0.66188	0.630972	0.469828	0.469343	0.488610
AMFLX HKD	HKD	0.472757	0.487116	0.480133	0.479881	0.498731	0.510205	0.502204	0.505137	0.473605	0.419777	0.418311	0.432904
AMFLX AUD	AUD	0.369236	0.374632	0.368368	0.369564	0.411977	0.417772	0.444950	0.456979	0.439264	0.384535	0.405419	0.399352
AMFLX EUR	EUR	0.339524	0.349458	0.333103	0.312057	0.336225	0.344597	0.368933	0.366612	0.318644	0.262607	0.267610	0.260097
AMFLX GBP	GBP	0.445310	0.458818	0.455492	0.449762	0.463708	0.470149	0.503649	0.502491	0.477157	0.423980	0.425617	0.438312
AMFLX RMB	CNH	0.222642	0.351209	0.209677	0.193798	0.271208	0.132527	0.140454	0.237982	0.383692	0.298703	0.197469	0.196401
BD	USD	-	0.236664	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
A3E	USD	0.036298	0.036205	0.035963	0.036372	0.037023	0.037236	0.037634	0.036631	0.036634	0.036100	0.036466	0.037131
AD	USD	-	0.059000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ZQ1	USD	-	-	0.160772	-	-	0.056647	-	-	0.064466	-	-	0.058996
ZD	USD	-	0.327621	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ZBFD28.5 JPY	JPY	166.174030	-	162.144660	-	161.107271	-	160.471740	-	165.308226	-	157.307050	-
ZQ1 GBP	GBP	-	-	0.163132	-	-	0.052483	-	-	0.066797	-	-	0.056938
Euro Bond Total Return													
ID (closed as at 02 December 2024)	EUR	-	0.236453	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
AD	EUR	-	0.240201	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Global Equity Sustainable Healthcare													
AD	USD	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ADG GBP	GBP	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
BD EUR	EUR	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
BD GBP	GBP	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ID	USD	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ID EUR	EUR	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ID GBP	GBP	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ZD	USD	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Global Sustainable Equity Income													
ZQ1	USD	-	-	0.088152	-	-	0.069336	-	-	0.063966	-	-	0.063748
ZM1	USD	0.018526	0.050393	0.035291	0.026138	0.025742	0.025054	0.028243	0.030364	0.016414	0.015563	0.022818	0.038858
ZBFD28.5 JPY	JPY	186.790177	-	192.716544	-	191.767975	-	187.833198	-	201.964675	-	193.646504	-
AD (closed as at 13 March 2025)	USD	-	0.192685	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Global Emerging Markets 850 Local Debt													
ZM10 JPY	JPY	42.390472	64.459955	49.778031	69.889976	46.096630	46.944843	47.856745	47.050287	43.912374	48.490457	62.223107	49.739053
ZD	USD	-	0.484849	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ZQ1	USD	-	-	0.142915	-	-	0.143397	-	-	0.128897	-	-	0.153028
ZQ1H GBP	GBP	-	-	-	-	-	-	-	-	0.148897	-	-	0.148892

Notes to the Financial Statements (continued)

As at 31 March 2025

9. Dividends (continued)

Sub-fund / share class	Share class Currency	Apr.- 2024	May.- 2024	Jun.- 2024	Jul.- 2024	Aug.- 2024	Sep.- 2024	Oct.- 2024	Nov.- 2024	Dec.- 2024	Jan.- 2025	Feb.- 2025	Mar.- 2025
Global Emerging Markets Corporate Sustainable Bond													
ID	USD	-	0.642290	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ZQ1	USD	-	-	0.179093	-	-	0.191916	-	-	0.199260	-	-	0.197196
AD	USD	-	0.687010	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Global Sustainable Long Term Equity													
ED	USD	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ED GBP	GBP	-	0.003030	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ID	USD	-	0.002298	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ZQ1	USD	-	-	0.024013	-	-	0.017680	-	-	0.018472	-	-	0.018993
AD	USD	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
US Short Duration High Yield Bond													
ED	USD	-	0.447308	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ZQ1	USD	-	-	0.164083	-	-	0.169983	-	-	0.163209	-	-	0.166872
ZQ1H CHF	CHF	-	-	0.123641	-	-	0.120303	-	-	0.126071	-	-	0.119914
ZQ1H EUR	EUR	-	-	0.131778	-	-	0.129600	-	-	0.132885	-	-	0.127510
ZQ1H GBP	GBP	-	-	0.141984	-	-	0.137728	-	-	0.144601	-	-	0.140467
ZQ1H JPY	JPY	-	-	-	-	-	26,373,176	-	-	168,307,386	-	-	160,498,071
ZQ1H SGD	SGD	-	-	0.148734	-	-	0.140369	-	-	0.146364	-	-	0.144039
ADH EUR	EUR	-	0.411406	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
AD	USD	-	0.492065	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Corporate Euro Bond Fixed Term Bond 2027													
ED	EUR	-	0.284490	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
EDH USD	USD	-	0.268836	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ED	EUR	-	0.232111	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
AD	EUR	-	0.260132	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Multi-Asset Style Factors													
ID	EUR	-	0.142831	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
AD	EUR	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Multi-Strategy Target Return													
ID	EUR	-	0.226393	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Global Securitised Credit Bond													
HKD	USD	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.062058
ZQH GBP	GBP	-	0.684937	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ZQ1	USD	-	-	0.165894	-	-	0.180309	-	-	0.176668	-	-	0.144470
ZQ1H EUR	EUR	-	-	0.181176	-	-	0.193482	-	-	0.196133	-	-	0.243061
ZQ1H GBP	GBP	-	-	0.168667	-	-	0.181878	-	-	0.183570	-	-	0.142291
ZQ1H JPY	JPY	-	-	181,201,094	-	-	178,236,715	-	-	182,139,066	-	-	143,602,610
AMC HKD	HKD	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.067340
AMC	USD	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.061977
Managed Solutions - Asia Focused Growth													
AMC	USD	0.024146	0.026049	0.026472	0.025440	0.026763	0.026634	0.026437	0.026331	0.026234	0.026143	0.024150	0.023642
Managed Solutions - Asia Focused Conservative													
AMC	USD	0.040363	0.042028	0.042219	0.039823	0.040499	0.040941	0.040268	0.039697	0.039281	0.038321	0.037163	0.036913
AMC HKD	HKD	0.041408	0.042309	0.042610	0.040304	0.040656	0.041089	0.040449	0.039806	0.039339	0.038479	0.037246	0.037026
AMC RMB	CHN	0.039780	0.039309	0.018923	0.018317	0.022049	0.019306	0.019614	0.018809	0.020966	0.026249	0.018671	0.019330
Managed Solutions - Asia Focused Income													
AMC HKD	HKD	0.036043	0.037647	0.037789	0.034967	0.036547	0.036072	0.036750	0.034960	0.034336	0.034075	0.034790	0.034474
AMC AUD	AUD	0.024508	0.026221	0.026246	0.023369	0.024576	0.025322	0.027674	0.027666	0.027926	0.027486	0.029647	0.028074
AMC CAD	CAD	0.041266	0.043286	0.042462	0.037348	0.036982	0.036611	0.038110	0.034901	0.032768	0.032303	0.031819	0.030848
AMC EUR	EUR	0.022600	0.023493	0.022731	0.019409	0.020463	0.020864	0.021929	0.021128	0.019813	0.019611	0.020347	0.018073
AMC GBP	GBP	0.044039	0.046031	0.046028	0.042613	0.042971	0.043196	0.046681	0.046333	0.046224	0.044687	0.046191	0.046273
AMC RMB	CHN	0.016640	0.026233	0.018176	0.012464	0.017654	0.007820	0.008438	0.014740	0.023668	0.023374	0.016738	0.016044
AMC SGD	SGD	0.021463	0.022679	0.021924	0.019411	0.020120	0.019929	0.020058	0.020024	0.020800	0.020489	0.021166	0.019963
AMC	USD	0.036709	0.037437	0.037674	0.034369	0.036369	0.036979	0.036716	0.034866	0.034378	0.033970	0.034748	0.034428
Global Equity Volatility Focused													
AMC	USD	0.028106	0.027916	0.027148	0.027432	0.028409	0.029904	0.029336	0.030060	0.029885	0.031184	0.031919	0.033310
AMC HKD	HKD	0.028376	0.028167	0.027430	0.027831	0.028630	0.029186	0.029396	0.030147	0.029688	0.031230	0.032083	0.033416
AMC AUD	AUD	0.019919	0.013316	0.012174	0.013338	0.014691	0.016073	0.020894	0.022966	0.023622	0.026203	0.028487	0.027324
AMC CAD	CAD	0.020041	0.020998	0.018048	0.016662	0.016744	0.013654	0.017184	0.016173	0.012170	0.014207	0.012992	0.013494
AMC EUR	EUR	0.030218	0.010387	0.007817	0.006186	0.007667	0.007393	0.010181	0.010772	0.007768	0.009993	0.010904	0.010309
AMC RMB	CHN	-	0.011619	-	-	0.000612	-	-	-	0.013469	0.016619	0.022333	0.022939
AMC SGD	SGD	0.007631	0.007764	0.006222	0.006291	0.006046	0.006196	0.006683	0.007687	0.008673	0.010910	0.011483	0.011933
Global Short Duration Bond													
AMC HKD	HKD	0.048846	0.048748	0.048738	0.046869	0.046074	0.046246	0.046868	0.043680	0.043907	0.042022	0.042080	0.041962
AMC AUD	AUD	0.030362	0.038769	0.038691	0.036613	0.039120	0.038466	0.041638	0.040166	0.040991	0.039400	0.041451	0.039893
AMC CAD	CAD	0.047078	0.047166	0.046217	0.041680	0.040924	0.039333	0.041651	0.037034	0.036366	0.036647	0.036276	0.031827
AMC EUR	EUR	0.039973	0.038691	0.037863	0.033349	0.034629	0.034826	0.036307	0.033629	0.031996	0.030288	0.030942	0.028294
AMC GBP	GBP	0.048973	0.049804	0.049133	0.046778	0.046672	0.046478	0.049670	0.047118	0.047647	0.045814	0.046446	0.046828
AMC JPY	JPY	4,706,990	4,802,218	4,367,564	1,042,270	2,281,039	3,612,162	6,088,900	6,803,809	6,832,696	4,197,468	3,166,838	3,621,499
AMC RMB	CHN	0.026802	0.036980	0.024223	0.020988	0.027144	0.014932	0.018674	0.021754	0.033466	0.031887	0.029211	0.022166
AMC SGD	SGD	-	-	-	-	-	0.020205	0.032180	0.030411	0.031869	0.030200	0.030676	0.029111
ZQ1H GBP	GBP	-	-	0.111807	-	-	0.113422	-	-	0.104198	-	-	0.109848
AMC	USD	0.048687	0.048733	0.048748	0.046864	0.046126	0.046408	0.046102	0.043886	0.043763	0.042140	0.042287	0.042160
Global Emerging Markets Multi-Asset Income													
AMC EUR	EUR	0.027863	0.028077	0.027344	0.027189	0.028587	0.029029	0.029332	0.028386	0.027026	0.026666	0.024363	0.023300
AMC GBP	GBP	0.034498	0.036422	0.036279	0.036826	0.036630	0.036703	0.037944	0.036988	0.036766	0.033296	0.034247	0.033870
AMC RMB	CHN	0.021133	0.030123	0.020342	0.020966	0.020666	0.019522	0.017160	0.022764	0.030864	0.027247	0.021147	0.020608
AMC SGD	SGD	0.029880	0.030626	0.029665	0.030409	0.031580	0.031448	0.030828	0.030580	0.031032	0.027248	0.027979	0.026884
AMC AUD	AUD	0.029416	0.029828	0.029466	0.030700	0.030224	0.030021	0.034423	0.034226	0.034313	0.030888	0.029814	0.031640
AMC HKD	HKD	0.037081	0.038061	0.037669	0.038407	0.039397	0.039841	0.039646	0.037804	0.037207	0.037336	0.034330	0.034276
AMC	USD	0.036934	0.038073	0.037703	0.038441	0.039474	0.040014	0.039890	0.037996	0.037429	0.033861	0.034631	0.034466

Notes to the Financial Statements (continued)

As at 31 March 2025

9. Dividends (continued)

Sub-fund / share class	Share class Currency	Apr.- 2024	May- 2024	Jun.- 2024	Jul.- 2024	Aug.- 2024	Sep.- 2024	Oct.- 2024	Nov.- 2024	Dec.- 2024	Jan.- 2025	Feb.- 2025	Mar.- 2025
Singapore Dollar Income Bond													
ASGH USD	USD	0.043554	0.044295	0.044855	0.047949	0.048799	0.048824	0.044851	0.044078	0.042258	0.041878	0.041746	0.042743
ASGH AUD	AUD	0.039709	0.038915	0.039300	0.039616	0.041776	0.043023	0.040793	0.040366	0.039894	0.039242	0.040299	0.040008
ASG	SGD	0.032269	0.032642	0.032619	0.034684	0.036967	0.036361	0.031771	0.031674	0.031098	0.030798	0.030878	0.030824
US Income Focused													
ASGH EUR	EUR	0.030283	0.030345	0.030438	0.025802	0.027054	0.027460	0.029059	0.028916	0.027076	0.025699	0.026418	0.024302
ASGH GBP	GBP	0.039504	0.040681	0.041734	0.037944	0.038451	0.038434	0.041743	0.041972	0.041887	0.040601	0.041316	0.039889
ASGH JPY	JPY	-	-	-	-	-	-	-	1.662367	1.682162	0.074056	5.423876	5.808976
ASGH RMB	CNH	0.019977	0.031932	0.019358	0.015343	0.022053	0.009219	0.010090	0.019034	0.031263	0.029909	0.020382	0.019183
ASGH CAD	CAD	0.037166	0.038412	0.038290	0.033295	0.033099	0.031700	0.034142	0.032243	0.030239	0.028890	0.027916	0.026630
ASGH AUD	AUD	0.032524	0.032969	0.033488	0.030667	0.033811	0.033265	0.036650	0.037866	0.038275	0.036992	0.039225	0.036623
ASG HKD	HKD	0.042924	0.044199	0.045002	0.041382	0.042295	0.042692	0.042627	0.042962	0.042283	0.041085	0.041263	0.043299
ASG	USD	0.042566	0.043954	0.044780	0.041172	0.042122	0.042618	0.042623	0.042882	0.042304	0.040986	0.041247	0.042279
Ultra Short Duration Bond													
BMDH GBP	GBP	0.046382	0.046030	0.046619	0.043366	0.043026	0.042605	0.040895	0.045722	0.046200	0.042625	0.043146	0.039860
PMZ	USD	0.047937	0.047971	0.047978	0.044973	0.044992	0.045027	0.044948	0.044900	0.044867	0.041287	0.041341	0.038502
PMZ HKD	HKD	0.048366	0.048265	0.048239	0.044230	0.044030	0.045125	0.044971	0.044990	0.044871	0.041404	0.041374	0.038540
PMZ AUD	AUD	0.038290	0.037670	0.037583	0.035362	0.037860	0.036962	0.040356	0.041212	0.042131	0.038666	0.040618	0.038980
PMZ EUR	EUR	0.036386	0.036283	0.034170	0.029849	0.030811	0.030928	0.032629	0.032103	0.030660	0.027080	0.027656	0.023022
PMZ GBP	GBP	0.046574	0.046487	0.046805	0.042662	0.042208	0.041795	0.040890	0.044938	0.043385	0.041812	0.042329	0.039040
PMZ RMB	CNH	0.024066	0.036816	0.022398	0.019163	0.024335	0.012654	0.013600	0.022072	0.034329	0.030771	0.021376	0.012844
PMZ SGD	SGD	0.030226	0.032789	0.031807	0.028826	0.029280	0.028614	0.028925	0.029496	0.030919	0.027370	0.027689	0.023617
UM2 (closed as at 20 December 2024)	USD	0.049717	0.049747	0.049759	0.046711	0.046736	0.046772	0.046690	0.046640	-	-	-	-
BMC	USD	0.048821	0.048860	0.048862	0.045882	0.045869	0.045910	0.045825	0.045775	0.046745	0.042167	0.042216	0.039068
UM2 HKD	HKD	0.048667	0.048658	0.048640	0.045821	0.045844	0.045823	0.045823	0.045822	0.046166	0.042691	0.042661	0.039817
ZM	USD	0.037185	0.048262	0.049820	0.050023	0.044658	0.043537	0.043323	0.044036	0.040190	0.037364	0.046166	0.039963
Global Sustainable Long Term Dividend													
AMFLX	USD	0.638143	0.669749	0.671122	0.637764	0.666796	0.669076	0.633686	0.615611	0.697367	0.630641	0.649319	0.636744
AQ2	USD	-	-	0.067090	-	-	0.068816	-	-	0.071294	-	-	0.069606
EQ2	USD	-	-	0.063696	-	-	0.062205	-	-	0.067438	-	-	0.066578
IQ	USD	-	-	0.028670	-	-	0.030087	-	-	0.010372	-	-	0.014467
ZM2	USD	0.022548	0.023201	0.023028	0.023066	0.023273	0.023695	0.023005	0.023964	0.024429	0.024207	0.024386	0.024279
AMZ HKD	HKD	0.022028	0.022620	0.022426	0.022390	0.022572	0.022919	0.024050	0.023028	0.023669	0.023176	0.023401	0.023034
AMZ	USD	0.021818	0.022418	0.022220	0.022231	0.022388	0.022775	0.024001	0.022960	0.023879	0.023143	0.023281	0.022949
Asia ESG Bond													
AMC	USD	0.043612	0.044147	0.044214	0.041695	0.042122	0.042263	0.041741	0.041434	0.040819	0.037794	0.038029	0.038070
AMC HKD	HKD	0.043974	0.044263	0.044332	0.041715	0.042230	0.042267	0.041647	0.041402	0.040704	0.037798	0.038167	0.038002
AMCO AUD	AUD	0.036012	0.036931	0.036909	0.033880	0.036320	0.036699	0.038014	0.038448	0.038609	0.036514	0.037601	0.036020
AMCO EUR	EUR	0.033569	0.033872	0.033041	0.029300	0.030468	0.030647	0.031671	0.031029	0.029449	0.026481	0.027208	0.026906
AMGO GBP	GBP	0.041482	0.042104	0.042436	0.039802	0.039801	0.039482	0.041767	0.041364	0.041136	0.038123	0.038920	0.038997
AMGO HKD	HKD	0.037430	0.038098	0.037147	0.036531	0.036190	0.032218	0.034330	0.036880	0.038077	0.035076	0.032042	0.030445
AMGO RMB	CNH	0.024911	0.034631	0.023908	0.020988	0.026340	0.016048	0.016643	0.023267	0.032566	0.029580	0.022436	0.021778
AMGO SGD	SGD	0.031889	0.032160	0.031412	0.028761	0.029471	0.029014	0.028930	0.029196	0.029889	0.027617	0.027444	0.026258
ESG Short Duration Credit Bond													
AMSH EUR	EUR	0.039084	0.039177	0.039107	0.033490	0.034729	0.034957	0.032323	0.031819	0.030186	0.029182	0.029832	0.028597
AMSH GBP	GBP	0.049336	0.049495	0.049807	0.046338	0.046366	0.046097	0.046099	0.044749	0.044928	0.043941	0.044474	0.044633
BMC	USD	0.051826	0.052131	0.052194	0.048948	0.049370	0.049501	0.048131	0.044977	0.044679	0.043695	0.043893	0.043846
BMDH CHF	CHF	0.017617	0.017962	0.017802	0.011666	0.012774	0.013273	0.009837	0.012000	0.009626	0.008784	0.009722	0.007620
AMSH EUR	EUR	0.039260	0.039364	0.038306	0.033077	0.034931	0.036113	0.032628	0.032032	0.030399	0.029396	0.030062	0.028621
BMDH GBP	GBP	0.048573	0.049747	0.050106	0.046600	0.046642	0.046391	0.045339	0.045061	0.044253	0.044277	0.044326	0.044116
ZQ1	USD	-	-	0.138609	-	-	0.136943	-	-	0.139752	-	-	0.141993
ZQ1H CHF	CHF	-	-	0.130182	-	-	0.128109	-	-	0.133847	-	-	0.127526
ZQ1H EUR	EUR	-	-	0.135635	-	-	0.130329	-	-	0.138770	-	-	0.132425
ZQ1H GBP	GBP	-	-	0.137065	-	-	0.131491	-	-	0.141763	-	-	0.136933
AMSH AUD	AUD	0.042168	0.041768	0.041888	0.039174	0.041982	0.041232	0.040325	0.041071	0.041704	0.040726	0.042868	0.041020
AMSH SGD	SGD	0.050718	0.050903	0.050861	0.047604	0.047928	0.048065	0.043631	0.043401	0.043040	0.042025	0.042134	0.042011
ASG	USD	0.051588	0.051878	0.051920	0.048679	0.049081	0.049297	0.044842	0.044470	0.044363	0.043374	0.043654	0.043492
Strategic Duration and Income Bond													
AMFDA	USD	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.683409	0.687720	0.680673
AMFDA HKD	HKD	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.684360	0.687486	0.680650
AMFDAH AUD	AUD	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.683263	0.687615	0.680642
AMFDAH CAD	CAD	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.682464	0.686917	0.678380
AMFDAH EUR	EUR	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.682468	0.686899	0.678240
AMFDAH GBP	GBP	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.683380	0.687864	0.680930
AMFDAH JPY	JPY	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6.804925	6.823736	6.736692
AMFDAH NZD	NZD	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.683088	0.687317	0.680154
AMFDAH RMB	CNH	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.682666	0.686666	0.677640
AMFDAH SGD	SGD	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.682462	0.686923	0.678600
AMSH SGD	SGD	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.032046	0.032616	0.030906
ASG	USD	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.045904	0.046320	0.046820
Global Bond Total Return													
IQ1H EUR	EUR	-	-	0.104017	-	-	0.111806	-	-	0.103825	-	-	0.103144
IQ1H GBP	GBP	-	-	0.107632	-	-	0.115336	-	-	0.108437	-	-	0.108965
ZQ1H GBP	GBP	-	-	0.108254	-	-	0.116007	-	-	0.109134	-	-	0.109713
ZQ1	USD	-	-	0.109613	-	-	0.121121	-	-	0.107869	-	-	0.113889
ZQ1H GBP	GBP	-	-	0.107061	-	-	0.114538	-	-	0.108181	-	-	0.108913
Global ESG Corporate Bond													
ZQ1H GBP	GBP	-	-	0.074022	-	-	0.077811	-	-	0.083119	-	-	0.074990
ZQ1H EUR	EUR	-	-	0.072297	-	-	0.075667	-	-	0.078387	-	-	0.066113
ZQ1	USD	-	-	0.076747	-	-	0.082027	-	-	0.080680	-	-	0.079810

408

Notes to the Financial Statements (continued)

As at 31 March 2025

9. Dividends (continued)

Sub-fund / share class	Share class Currency	Apr.- 2024	May.- 2024	Jun.- 2024	Jul.- 2024	Aug.- 2024	Sep.- 2024	Oct.- 2024	Nov.- 2024	Dec.- 2024	Jan.- 2025	Feb.- 2025	Mar.- 2025
Global High Yield ESG Bond													
ZQ1	USD	-	-	0.132656	-	-	0.129225	-	-	0.132862	-	-	0.135844
ZQ1H EUR	EUR	-	-	0.136687	-	-	0.129229	-	-	0.138926	-	-	0.133716
ZQ1H GBP	GBP	-	-	0.136990	-	-	0.129076	-	-	0.140716	-	-	0.136924
Global Emerging Markets ESG Bond													
ZQ1H EUR	EUR	-	-	0.162001	-	-	0.147616	-	-	0.146169	-	-	0.156110
ZQ1H GBP	GBP	-	-	0.148412	-	-	0.144709	-	-	0.147567	-	-	0.160363
ZQ1	USD	-	-	0.136336	-	-	0.136797	-	-	0.130634	-	-	0.149668
Global Green Bond													
ZQ1	USD	-	-	0.074847	-	-	0.080018	-	-	0.076082	-	-	0.072156
ZQ1H EUR	EUR	-	-	0.084297	-	-	0.087360	-	-	0.082331	-	-	0.083301
ZQ1H GBP	GBP	-	-	0.084838	-	-	0.088281	-	-	0.083795	-	-	0.086679
Global High Yield Securitised Credit Bond													
ZQ1H JPY	JPY	-	-	230.032224	-	-	216.819143	-	-	228.696771	-	-	173.869147

10. Other Income

Other income mainly consists of dilution levy (refer to Note 14).

11. Security Lending

Each sub-fund may for the purpose of generating additional capital or income (either through the fee paid by the borrowers or the reinvestment of the cash collateral) or for reducing costs participate in Securities Lending subject to complying with the provisions set forth in Regulation (EU) 2015/2365 of the European Parliament and of the Council of 25 November 2015 on transparency of securities financing transactions and of reuse ("SFTR"), ESMA's Guidelines of 1 August 2014 on ETFs and other UCITS issues (ESMA/2014/937EN) (the "ESMA Guidelines on ETFs and other UCITS issues"), CSSF Circular 08/356 relating to the rules applicable to undertakings for collective investment when they use certain techniques and instruments relating to transferable securities and money market instruments and CSSF Circular 14/592 relating to the ESMA Guidelines on ETFs and other UCITS issues (the "CSSF Circular 14/592") and any other applicable laws, regulations, circulars or CSSF positions as may be amended or replaced.

The Board of Directors has delegated the implementation, management and day to day oversight of a Securities Lending Programme to the Management Company. The Management Company may decide which sub-fund should participate in a Securities Lending programme in which securities are transferred temporarily to approved borrowers by the Management Company in exchange for collateral. Any of the transferable securities or money market instruments belonging to a sub-fund may be subject to Securities Lending. The Management Company report regularly to the board on the Securities Lending activity and remain subject to the ongoing supervision and control of the board in relation to the Securities Lending Programme.

The aim is to use Securities Lending on a continuous basis. The proportion of a sub-fund's net assets subject to Securities Lending transactions is intended to be around 25%.

The Lending Agent, shall receive a fee of 15% of the gross revenue for its services related to Securities Lending and the Management Company a fee of 10% of the gross revenue for the oversight work undertaken in relation to Securities Lending. The remainder (75%) of the gross revenue is received by the relevant sub-funds taking part in the Securities Lending program. The detail of return and cost for each sub-fund are disclosed on Appendix VII (Unaudited Additional Disclosures) – Securities Financing Transactions Regulation ("SFTR") from page 562 to page 564.

The approval and selection process for counterparties to Securities Lending is a dynamic assessment of counterparties based on various criteria. Criteria used for approval of counterparties may include, but are not limited to, a counterparty's minimum credit rating, country or origin, accessibility, execution of specialized trade and regulatory risk profile.

Notes to the Financial Statements (continued)

As at 31 March 2025

11. Security Lending (continued)

Sub-funds	Currency	Market value of securities lent	Market value of collateral received	Securities lending income (Net)*
ASEAN Equity	USD	503,844	531,102	3,005
Asia ex Japan Equity	USD	6,066,093	14,507,456	15,276
Asia ex Japan Equity Smaller Companies	USD	26,770,929	28,710,015	750,239
Asia Pacific ex Japan Equity High Dividend	USD	6,846,694	16,215,827	14,875
Chinese Equity	USD	21,836,559	29,107,714	69,917
Euroland Equity Smaller Companies	EUR	18,088,262	19,103,956	30,082
Euroland Growth	EUR	13,675,795	14,462,464	17,229
Euroland Value	EUR	26,209,243	27,737,009	36,456
Europe Value	EUR	9,487,540	10,057,694	13,065
Global Emerging Markets Equity	USD	182,762	194,808	26,312
Global Infrastructure Equity	USD	227,013,603	238,414,596	1,085,047
Global Lower Carbon Equity	USD	8,264,878	8,762,262	34,818
Global Real Estate Equity	USD	101,767,644	108,395,297	163,448
Global Sustainable Long Term Dividend	USD	3,055,745	3,239,550	3,936
Hong Kong Equity	USD	4,126,093	4,686,432	19,944
BRIC Equity	USD	3,212,573	3,396,040	2,092
BRIC Markets Equity	USD	1,290,630	1,369,369	767
Frontier Markets	USD	-	-	319
Global Equity Volatility Focused	USD	24,711,395	26,003,311	17,715
Economic Scale US Equity	USD	58,521,725	63,576,864	28,557
Indian Equity	EUR	16,708,460	17,711,126	103,729
Turkey Equity	USD	22,680,679	23,968,946	236,924
Asia Bond	USD	19,202,153	20,643,839	208,553
Asia High Yield Bond	EUR	96,867,431	103,951,884	867,286
Euro Bond	EUR	3,946,480	4,144,687	3,623
Euro Bond Total Return	EUR	6,678,965	7,305,487	11,730
Euro Credit Bond	EUR	50,106,414	53,162,234	56,237
Euro High Yield Bond	USD	118,674,701	124,958,403	210,611
GEM Debt Total Return	USD	-	-	1,684
Global Bond Total Return	USD	11,653,335	12,471,861	35,863
Global Corporate Bond	USD	659,246,224	727,639,119	706,596
Global Emerging Markets Bond	USD	144,889,154	152,173,864	341,559
Global Emerging Markets Local Debt	USD	284,853,053	309,082,147	354,527
Global Government Bond	USD	937,690,347	1,152,830,798	1,641,879
Global High Income Bond	USD	106,358,302	120,566,465	352,310
Global High Yield Bond	USD	126,288,044	150,765,494	453,750
Global Inflation Linked Bond	USD	145,413,036	168,416,990	155,846

Notes to the Financial Statements (continued)

As at 31 March 2025

11. Security Lending (continued)

Sub-funds	Currency	Market value of securities lent	Market value of collateral received	Securities lending income (Net)*
Global Short Duration Bond	USD	419,351,649	452,972,491	542,125
India Fixed Income	USD	-	-	11,468
RMB Fixed Income	USD	1,289,622	1,355,083	8,521
Singapore Dollar Income Bond	USD	23,440,985	25,107,811	106,027
Ultra Short Duration Bond	SGD	66,384,813	88,429,798	107,260
US Dollar Bond	USD	15,880,291	16,675,551	59,608
US High Yield Bond	USD	-	-	8,377
US Short Duration High Yield Bond	USD	907,682	1,359,161	15,157
Global Emerging Markets Multi-Asset Income	USD	687,452	975,828	75
Managed Solutions - Asia Focused Conservative	USD	1,755,193	1,843,230	1,839
Managed Solutions - Asia Focused Growth	USD	72,048	76,685	118
Managed Solutions - Asia Focused Income	EUR	16,005,525	17,297,321	62,605
Multi-Asset Style Factors	USD	17,672,142	19,463,789	61,020
Multi-Strategy Target Return	EUR	126,620	133,374	14,703
US Income Focused	USD	17,081,497	19,349,617	54,440

*All revenues (less transaction costs) from securities lending transactions are accrued to the relevant sub-fund and are included in the caption "Investment Income, net" in the Statement of Operations and Changes in Net Assets. The total gross income amounts by sub-fund are disclosed in Appendix VII (Additional Disclosures) – Securities Financing Transactions Regulation ("SFTR") in Return and Cost section of the current report.

The security lending agent is The Hong Kong and Shanghai Banking Corporation Limited which is an affiliated entity of the management company.

The collateral type received on security lending are corresponding to bonds and shares.

The names of each counterparty by sub-fund are disclosed in Appendix VII (Additional Disclosures) – Securities Financing Transactions Regulation ("SFTR") in Concentration data section from page 486 to page 513 of the current report.

There was no collateral reused on securities lending during the year ended 31 March 2025.

12. Transactions with connected persons

All transactions with connected parties were carried out on an arm's length basis.

a. Bank accounts and deposits with related parties

Bank accounts are maintained and deposits are made mainly with HSBC Continental Europe, a member of HSBC Group.

Notes to the Financial Statements (continued)

As at 31 March 2025

12. Transactions with connected persons (continued)

a. Bank accounts and deposits with related parties (continued)

Sub-fund	Currency	Cash at bank*	Cash at broker*	Interest income earned from deposits	Bank overdraft*	Interest on bank overdraft
ASEAN Equity	USD	434,157	-	14,211	-	-
Asia ex. Japan Equity	USD	2,742,424	-	212,384	(1,057,185)	-
Asia ex. Japan Equity Smaller Companies	USD	7,627,906	-	247,037	(188,310)	-
Asia Pacific ex. Japan Equity High Dividend	USD	4,107,843	-	191,578	(111,648)	-
China A-shares Equity	USD	278,338	13,545	18,328	-	-
Chinese Equity	USD	22,627,985	-	128,524	(32,817)	-
Euroland Equity Smaller Companies	EUR	2,494,198	-	29,189	-	-
Euroland Growth	EUR	1,087,285	96,803	45,812	-	-
Euroland Value	EUR	872,788	243,084	134,429	(83,853)	-
Europe Value	EUR	293,424	-	3,807	-	-
Global Emerging Markets Equity	USD	8,342,996	50,000	524,000	-	-
Global Equity Circular Economy	USD	2,055,689	-	117,519	(8,301)	-
Global Equity Climate Change	USD	4,356,947	-	163,822	-	-
Global Equity Sustainable Healthcare	USD	11,056,734	-	474,489	-	-
Global Infrastructure Equity	USD	3,732,263	-	-	(1,029,851)	(1,384)
Global Lower Carbon Equity	USD	7,018,818	385,370	198,018	-	-
Global Real Estate Equity	USD	3,040,898	-	313,842	(1,070,878)	-
Global Sustainable Equity Income	USD	13,607,720	225,892	141,385	-	-
Global Sustainable Long Term Dividend	USD	456,506	-	-	(2,999)	-
Global Sustainable Long Term Equity	USD	1,197,009	-	67,352	-	-
Hong Kong Equity	USD	2,208,158	-	15,913	(103,874)	-
BRIC Equity	USD	718,818	-	63,978	-	-
BRIC Markets Equity	USD	341,830	-	31,808	(17)	-
Frontier Markets	USD	5,348,748	-	-	(17,783,770)	(122,377)
Global Equity Volatility Focused	USD	6,040,551	85,387	84,415	(280,853)	-
Brazil Equity	USD	1,224,823	-	130,097	(98,753)	-
Economic Scale US Equity	USD	4,328,352	390,200	192,381	-	-
Indian Equity	USD	18,633,744	-	778,874	-	-
Russia Equity*	USD	12,906,853	-	562,706	-	-
Turkey Equity	EUR	3,553,818	-	1,763,748	-	-
Asia Bond	USD	4,131,337	318,745	94,807	(96,376)	-
Asia ESG Bond	USD	471,130	6,164	7,626	-	-
Asia High Yield Bond	USD	18,295,841	315,208	422,207	-	-
Asian Currencies Bond	USD	219,101	-	6,635	-	-
Corporate Euro Bond Fixed Term Bond 2027	EUR	100,289	-	6,379	-	-
Euro Bond	EUR	757,454	40,094	10,420	-	-
Euro Bond Total Return	EUR	1,666,809	268,026	71,196	(13,603)	-

Notes to the Financial Statements (continued)

As at 31 March 2025

12. Transactions with connected persons (continued)

a. Bank accounts and deposits with related parties (continued)

Sub-fund	Currency	Cash at bank*	Cash at broker*	Interest income earned from deposits	Bank overdraft*	Interest on bank overdraft
Euro Credit Bond	EUR	8,831,399	581,810	131,857	-	-
Euro High Yield Bond	EUR	2,227,403	-	24,871	-	-
ESG Short Duration Credit Bond	USD	11,711	-	1,429	-	-
GEM Debt Total Return	USD	1,746,757	-	24,572	-	-
Global Bond	USD	328,512	133,872	34,455	-	-
Global Bond Total Return	USD	2,353,793	1,627,533	124,644	-	-
Global Corporate Bond	USD	77,274,570	4,048,529	1,313,810	(453,535)	-
Global Emerging Markets Bond	USD	2,309,521	-	249,454	-	-
Global Emerging Markets Corporate Sustainable Bond	USD	3,215,131	50,000	192,079	-	-
Global Emerging Markets ESG Bond	USD	983,825	-	37,141	(3,034)	-
Global Emerging Markets ESG Local Debt	USD	1,625,146	-	57,177	-	-
Global Emerging Markets Local Debt	USD	10,320,154	-	163,738	-	-
Global ESG Corporate Bond	USD	7,773,478	284,157	122,381	-	-
Global Government Bond	USD	31,501,395	8,124,534	484,459	(126,117)	-
Global Green Bond	USD	1,252,300	38,232	55,597	(11,427)	-
Global High Income Bond	USD	10,998,168	-	530,835	(218,099)	-
Global High Yield Bond	USD	4,065,540	-	428,131	(70,375,472)	-
Global High Yield ESG Bond	USD	544,150	-	18,732	-	-
Global High Yield Securitised Credit Bond	USD	2,889,429	50,000	45,456	-	-
Global Inflation Linked Bond	USD	12,931,329	470,000	74,195	-	-
Global Investment Grade Securitised Credit Bond	USD	9,866,805	50,000	951,284	(829,983)	-
Global Lower Carbon Bond	USD	5,774,895	235,297	249,803	(77,990)	-
Global Securitised Credit Bond	USD	1,726,544	-	47,627	-	-
Global Short Duration Bond	USD	6,872,889	5,492,889	711,193	(5,054,050)	-
India Fixed Income	USD	447,124	294	247,159	(2,848,490)	-
RMB Fixed Income	USD	1,397,681	44,543	39,735	-	-
Singapore Dollar Income Bond	SGD	2,758,195	-	84,788	-	-
Strategic Duration and Income Bond (launched as at 5 September 2024)	USD	158,190	2,847,149	7,568	(3,139,034)	-
Ultra Short Duration Bond	USD	111,807	-	17,381	(25,925,871)	-
US Dollar Bond	USD	466,884	-	71,343	(354,375)	-
US High Yield Bond	USD	45,427	-	3,454	(12,070)	-
US Short Duration High Yield Bond	USD	1,770,932	-	46,851	-	-
Global Emerging Markets Multi-Asset Income	USD	536,874	28,088	23,949	-	-
Managed Solutions - Asia Focused Conservative	USD	515,843	245,595	5,421	-	-
Managed Solutions - Asia Focused Growth	USD	207,254	229,051	4,429	(8,635)	-
Managed Solutions - Asia Focused Income	USD	8,974,863	2,401,188	174,248	(545,238)	-
Multi-Asset Style Factors	EUR	42,913,261	9,953,512	3,635,750	(2,910,208)	-

Notes to the Financial Statements (continued)

As at 31 March 2025

12. Transactions with connected persons (continued)

a. Bank accounts and deposits with related parties (continued)

Sub-fund	Currency	Cash at bank*	Cash at broker*	Interest income earned from deposits	Bank overdraft*	Interest on bank overdraft
Multi-Strategy Target Return	EUR	7,679,896	3,315,899	414,009	(232,481)	-
US Income Focused	USD	28,290,896	1,271,260	766,456	(2,054,215)	-

* Cash at bank, Cash at broker and Bank Overdraft are mainly made with HSBC Continental Europe

b. Investment transactions with related parties

In their purchases and sales of investments, the sub-funds utilise the services of members of HSBC Group. Details of such transactions executed during the year ended 31 March 2025 are shown below.

Sub-fund	Currency	Total aggregate value of such transactions during the year	Percentage of such transactions in value to total transactions during the year	Commission paid during the year	Average rate of commission
Asia ex. Japan Equity Smaller Companies	USD	38,011,067	2.32%	42,451	0.25%
Asia Pacific ex. Japan Equity High Dividend	USD	6,574,334	1.17%	8,357	0.30%
China A-shares Equity	USD	36,222,111	18.28%	-	0.00%
Euroland Value	EUR	11,567,573	5.22%	1,471	0.01%
Global Infrastructure Equity	USD	8,891,764	0.58%	6,084	0.07%
Global Lower Carbon Equity	USD	27,742,394	3.55%	85	0.00%
Global Sustainable Equity Income	USD	46,016,768	10.47%	55	0.00%
Hong Kong Equity	USD	25,489,703	8.10%	7,847	0.12%
Economic Scale US Equity	USD	81,204,247	16.18%	189	0.00%
Asia Bond	USD	102,351,433	4.64%	-	0.00%
Asia ESG Bond	USD	4,975,318	8.36%	-	0.00%
Asia High Yield Bond	USD	178,348,962	2.92%	-	0.00%
Asian Currencies Bond	USD	6,771,287	11.54%	-	0.00%
Corporate Euro Bond Fixed Term Bond 2027	EUR	1,423,918	3.46%	-	0.00%
Euro Bond	EUR	1,921,969	6.29%	-	0.00%
Euro Bond Total Return	EUR	346,932,520	20.57%	-	0.00%
Euro Credit Bond	EUR	701,974,875	16.08%	-	0.00%
GEM Debt Total Return	USD	4,103,342	0.88%	-	0.00%
Global Bond	USD	81,394,471	16.89%	-	0.00%
Global Bond Total Return	USD	1,345,081,750	41.29%	-	0.00%
Global Emerging Markets Bond	USD	41,889,948	0.49%	-	0.00%
Global Emerging Markets Corporate Sustainable Bond	USD	21,875,106	10.25%	-	0.00%
Global ESG Corporate Bond	USD	34,443,116	3.96%	-	0.00%
Global Government Bond	USD	4,501,774,178	32.38%	-	0.00%
Global Green Bond	USD	18,889,140	17.20%	-	0.00%
Global High Income Bond	USD	27,522,612	0.46%	-	0.00%

Notes to the Financial Statements (continued)

As at 31 March 2025

12. Transactions with connected persons (continued)

b. Investment transactions with related parties (continued)

Sub-fund	Currency	Total aggregate value of such transactions during the year	Percentage of such transactions in value to total transactions during the year	Commission paid during the year	Average rate of commission
Global High Yield Bond	USD	20,585,968	0.88%	-	0.00%
Global High Yield ESG Bond	USD	1,808,141	1.06%	-	0.00%
Global High Yield Securitised Credit Bond	USD	1,324,225	0.41%	-	0.00%
Global Inflation Linked Bond	USD	382,084,274	24.76%	-	0.00%
Global Investment Grade Securitised Credit Bond	USD	148,888,552	1.08%	-	0.00%
Global Lower Carbon Bond	USD	7,307,943	0.69%	-	0.00%
Global Securitised Credit Bond	USD	2,805,038	1.43%	-	0.00%
Global Short Duration Bond	USD	11,299,433,318	42.22%	-	0.00%
India Fixed Income	USD	310,093,784	17.81%	-	0.00%
RMB Fixed Income	USD	77,532,207	13.52%	1	0.00%
Singapore Dollar Income Bond	SGD	82,213,930	6.11%	-	0.00%
Strategic Duration and Income Bond (launched as at 6 September 2024)	USD	984,773,968	38.81%	-	0.00%
Global Emerging Markets Multi-Asset Income	USD	6,082,904	2.93%	1,075	0.03%
Managed Solutions - Asia Focused Conservative	USD	43,990,772	30.89%	13	0.00%
Managed Solutions - Asia Focused Growth	USD	23,958,084	24.96%	-	0.00%
Managed Solutions - Asia Focused Income	USD	254,213,455	20.73%	1,903	0.18%
Multi-Asset Style Factors	EUR	8,750,838,778	20.87%	741	0.00%
Multi-Strategy Target Return	EUR	1,787,850,314	35.90%	122	0.00%
Chinese Equity	USD	144,885,547	9.28%	5,331	0.10%
Global Emerging Markets Equity	USD	1,592,808	0.19%	1,842	0.10%
Global Equity Climate Change	USD	44,308,522	14.88%	19,819	0.04%
Frontier Markets	USD	77,582,095	9.06%	94,125	0.12%
Indian Equity	USD	11,189,528	0.57%	22,138	0.20%
Turkey Equity	EUR	2,143,385	0.43%	-	0.00%
Euro High Yield Bond	EUR	104,088,808	2.95%	-	0.00%
Global Corporate Bond	USD	493,818,313	3.03%	-	0.00%
Global Emerging Markets ESG Bond	USD	941,808	0.15%	-	0.00%
Ultra Short Duration Bond	USD	58,000,000	0.59%	-	0.00%
US Dollar Bond	USD	17,400,000	0.28%	-	0.00%
US Short Duration High Yield Bond	USD	1,122,999	0.53%	-	0.00%
US Income Focused	USD	325,089,591	8.92%	1,293	0.05%

No soft commission arrangements are in place, except commission sharing arrangements as specifically detailed below.

Notes to the Financial Statements (continued)

As at 31 March 2025

12. Transactions with connected persons (continued)

b. Investment transactions with related parties (continued)

In some locations, the investment adviser and its connected persons have entered into commission sharing arrangements (related solely to research services, defined as soft commissions by the Hong Kong Securities and Futures Commission, that are utilized by the Fund) with certain brokers, for which goods and services used to support the investment decision making process were received by it or its connected persons.

The investment adviser or its connected persons do not make direct payment for these services, but transact and agree an amount of business with brokers on behalf of the sub-funds concerned. All transactions were entered into in the ordinary course of business and on normal commercial terms.

Commissions were paid by the Company on these transactions. The goods and services utilized for the Company include the following: research and advisory services, economic and political analysis, portfolio analysis, market analysis and investment related publications.

c. Director holdings in the Company

Timothy Palmer acquired, prior to his appointment as a Director of the Company, and holds shares in HGIF Turkey Equity.

13. List of movements in the investment portfolio

The detailed list of movements in the investment portfolio can be obtained free of charge upon request at the registered office of the Company.

14. Anti-Dilution Mechanisms

There are two Anti-Dilution Mechanisms available to each sub-fund, a Pricing Adjustment and an Anti-Dilution Levy, both mechanisms aim to protect shareholders in a sub-fund. There are 2 different Pricing Adjustment mechanisms: a Partial Swing Pricing Adjustment and a Full Swing Pricing Adjustment (which operates only for Sub-Fund Corporate Euro Bond Fixed Term 2027).

When investors buy or sell Shares in a sub-fund, the Investment Adviser may need to buy or sell the underlying investments within the sub-fund. Without an Anti-Dilution Mechanism to take account of these transactions, all Shareholders in the sub-fund would pay the associated costs of buying and selling these underlying investments. These transaction costs can include, but are not limited to, bid-offer spreads, brokerage and taxes on transactions.

Anti-Dilution Levy

Until Anti-Dilution Mechanism's threshold rate is triggered, no Anti-Dilution Levy or Pricing Adjustment is applied and the transaction costs will be borne by the sub-fund. This will result in a dilution (reduction in the Net Asset Value per Share) to existing Shareholders. Investors should note that sub-distributors may levy the sales charge (if any) on an investor's full subscription and may not take into account the application of an Anti-Dilution Levy. For the avoidance of doubt, it is clarified that fees other than the sales charge will continue to be calculated on the basis of the unadjusted Net Asset Value for Pricing Adjustment.

There is an adjustment of the Net Asset Value per Share only when a Pricing Adjustment is applied. When Anti-Dilution Levy is applied, in the case of net capital inflows, the Anti-Dilution Levy will be deducted from each subscription amount and accordingly reduce the number of Shares received by an investor or, in the case of net capital outflows, will be deducted from each redemption amount and accordingly reduce the redemption proceeds received by an investor. The amount of the Anti-Dilution Levy may be up to a maximum of 2% and may be reduced or waived at the discretion of the Board of Directors. In the case of Pricing Adjustment, the adjustment will not exceed 2%. However, it may be significantly higher during exceptional market conditions such as periods of high volatility, reduced asset liquidity and market stress.

Details of each Mechanism are specified in the latest Company's offering document from page 48 to page 50.

Notes to the Financial Statements (continued)

As at 31 March 2025

14. Anti-Dilution Mechanisms (continued)

Pricing Adjustment

Partial Swing Pricing Adjustment has been applied by the Company during the year.

No Full Swing Pricing Adjustment has been applied during the year on eligible sub-fund Corporate Euro Bond Fixed Term 2027.

Details of which Anti-Dilution Mechanism is applicable on a particular sub-fund can be obtained from the Management Company. Should the Company decide to change the Anti-Dilution Mechanism in operation for a particular sub-fund (i.e. from a Pricing Adjustment to Anti-Dilution Levy or vice versa), prior approval will be sought from relevant regulators (where required) and affected investors will receive at least one month's prior written notification.

A list of the sub-funds that have applied the mechanism of pricing adjustment (whether the NAV has swung or not) during the financial year is available at <https://www.assetmanagement.hsbc.co.uk/en/intermediary/funds>

The table below discloses the Net Asset Value per Share in each sub-fund's reference currency before pricing adjustment (the "Unswung NAV per share") and the Net Asset Value per Share in each sub-fund's reference currency pricing adjustment (the "Swung NAV per share") for sub-funds which have been impacted by pricing adjustment on 31 March 2025.

Sub-fund	Unswung NAV price per share	Swung NAV price per share
Global High Yield Bond		
AC	13.59	13.62
ACH CAD	12.21	12.23
ACH GBP	11.95	11.97
AD	9.33	9.35
AM2	7.58	7.60
AM2 HKD	7.61	7.62
AM3H AUD	7.45	7.47
AM3H EUR	7.36	7.37
AM3H RMB	7.73	7.75
BO GBP	9.20	9.22
BQ1H GBP	36.00	36.07
ECH EUR	11.30	11.32
IC	14.48	14.51
ICH EUR	12.26	12.28
ID	9.38	9.40
ZBFX8 5H JPY	6,369.23	6,381.33
ZC	15.63	15.66
ZCH EUR	11.67	11.69
ZDH GBP	8.51	8.53
ZM1H JPY	7,103.39	7,116.89
ZQ1	9.01	9.02
ZQ1H AUD	8.28	8.29
ZQ1H CHF	7.02	7.03

Notes to the Financial Statements (continued)

As at 31 March 2025

14. Anti-Dilution Mechanisms (continued)

Sub-fund	Unswung NAV price per share	Swung NAV price per share
ZQ1H EUR	7.37	7.38
ZQ1H GBP	8.13	8.14
ZQ1H JPY	7,473.15	7,487.35
ZQ1H SGD	8.06	8.07
Global High Yield Securitised Credit Bond		
AC	13.42	13.47
IC	14.23	14.29
XC	16.38	16.44
XCH GBP	10.71	10.75
XCH JPY	11,555.70	11,603.07
ZC	271.79	272.90
ZCH EUR	12.46	12.51
ZQ1H JPY	9,865.50	9,905.94
Global Investment Grade Securitised Credit Bond		
AC	11.94	11.96
AC HKD	10.25	10.27
ACH AUD	10.24	10.26
ACH EUR	10.50	10.51
ACH GBP	10.26	10.28
ACH JPY	10,017.99	10,034.02
ACH RMB	10.15	10.16
ACH SGD	11.23	11.25
ADH EUR	9.46	9.48
AM2	9.21	9.22
AM2 HKD	9.12	9.14
AM3H AUD	9.64	9.66
AM3H EUR	9.92	9.94
AM3H GBP	9.88	9.89
AM3H JPY	9,927.76	9,943.65
AM3H RMB	9.24	9.25
AM3H SGD	9.35	9.37
BC	10.46	10.48
BC HKD	10.28	10.29
BCH AUD	10.26	10.28
BCH EUR	10.81	10.82
BCH GBP	10.40	10.42
BCH JPY	10,032.06	10,048.11
BCH RMB	10.16	10.18
BCH SGD	10.19	10.21
BO	10.28	10.30

Notes to the Financial Statements (continued)

As at 31 March 2025

14. Anti-Dilution Mechanisms (continued)

Sub-fund	Unswung NAV price per share	Swung NAV price per share
BDH EUR	9.50	9.51
BM2	9.97	9.98
BM2 HKD	9.94	9.96
BM3H AUD	9.95	9.96
BM3H EUR	9.96	9.97
BM3H GBP	9.95	9.96
BM3H JPY	9,937.87	9,953.77
BM3H RMB	9.97	9.99
BM3H SGD	9.96	9.97
BQ1H GBP	9.34	9.36
IC	12.33	12.35
IM2	10.03	10.05
IM3H GBP	10.01	10.02
SS0CH GBP	11.13	11.15
SS0QH GBP	9.68	9.69
XC	11.76	11.78
XCH EUR	10.78	10.80
XCH GBP	11.81	11.83
ZBFIXR 5H JPY	6,642.71	6,653.34
ZC	184.22	184.51
ZM1H JPY	8,211.70	8,224.84
ZQ1	10.09	10.11
ZQ1H AUD	9.63	9.64
ZQ1H CHF	8.53	8.55
ZQ1H GBP	9.63	9.64
ZQ1H SGD	9.57	9.59
ZQ2H EUR	8.71	8.73
India Fixed Income		
AC	14.01	14.00
AC EUR	15.97	15.96
AC SGD	12.13	12.12
AD	7.71	7.70
AM2	6.43	6.42
AM2 HKD	7.58	7.58
AM30 AUD	7.57	7.56
AM30 CAD	9.66	9.65
AM30 EUR	7.56	7.55
AM30 GBP	9.67	9.66
AM30 JPY	9,610.54	9,600.93
AM30 RMB	7.61	7.60

Notes to the Financial Statements (continued)

As at 31 March 2025

14. Anti-Dilution Mechanisms (continued)

Sub-fund	Unswung NAV price per share	Swung NAV price per share
AM30 SGD	6.37	6.36
BC	13.75	13.73
BC EUR	10.36	10.35
BD	8.82	8.81
BD GBP	10.18	10.17
EC	12.86	12.85
IC	15.20	15.19
IC CHF	12.18	12.17
IC EUR	17.05	17.03
IC GBP	11.44	11.43
ID	8.44	8.43
ID EUR	8.68	8.67
ID GBP	7.92	7.91
IM2	7.22	7.22
XC	12.61	12.60
XCO EUR	11.77	11.76
XD	8.40	8.40
XM2	7.05	7.05
ZD	8.87	8.86
Ultra Short Duration Bond		
AC	11.47	11.48
ACH SGD	10.04	10.05
BC	11.55	11.55
BM2	9.91	9.92
BM3H GBP	9.91	9.92
IC	11.25	11.25
ICB EUR	10.10	10.11
PC	11.52	11.53
PC HKD	11.53	11.54
PCH AUD	11.16	11.17
PCH GBP	11.35	11.36
PCH RMB	11.04	11.05
PM2	9.90	9.91
PM2 HKD	9.92	9.93
PM3H AUD	9.91	9.92
PM3H EUR	9.98	9.99
PM3H GBP	9.91	9.92
PM3H RMB	9.93	9.94
PM3H SGD	9.90	9.91
UC	10.25	10.26

Notes to the Financial Statements (continued)

As at 31 March 2025

14. Anti-Dilution Mechanisms (continued)

Sub-fund	Unswung NAV price per share	Swung NAV price per share
UM2 HKD	9.93	9.94
XC	11.06	11.06
XCH EUR	11.02	11.03
XCH GBP	11.41	11.42
ZM	10.21	10.22
US Dollar Bond		
AC	16.79	16.78
AD	9.95	9.94
AM2	7.93	7.92
AM2 HKD	78.96	78.91
AM3H CAD	10.10	10.09
AM3H EUR	10.07	10.07
AM3H GBP	10.10	10.10
EC	15.89	15.88
IC	18.08	18.07
ID	14.22	14.21
PD	9.98	9.98
ZC	19.85	19.84
ZD	10.53	10.53
US Income Focused		
AM2	9.93	9.94
AM2 HKD	9.94	9.95
AM3H AUD	9.58	9.59
AM3H CAD	9.72	9.73
AM3H EUR	9.75	9.76
AM3H GBP	9.67	9.68
AM3H JPY	10,318.46	10,329.81
AM3H RMB	9.84	9.85

15. Total expense ratio

The Total Expense Ratio ("TER") has been computed by the Administrator as required per the AMAS (Asset Management Association Switzerland) guidelines on the calculation and disclosure of the TER of collective investment schemes. The actual expenses incurred during the period are annualised and calculated as a percentage of the average Assets Under Management of the share class for the period. The TER also includes the percentage corresponding to passive hedging fees.

Synthetic TER is applicable for each sub-fund that invests at least 10% of its net assets as a fund of funds in other collective investment schemes (target funds) which publish a TER within the meaning of the present guidelines. A composite (synthetic) TER of the fund of funds is to be calculated by the administrator, as of the closing date of the financial year or the end of the financial year.

Notes to the Financial Statements (continued)

As at 31 March 2025

16. Liquidation of sub-funds

The following sub-funds have been closed during the year or during previous periods. As at 31 March 2025, the following cash positions are still held by the "Depository Bank" of the following liquidated sub-funds:

	Brazil Bond (closed as at 15 May 2024) USD	China Consumer Opportunities (closed as at 25 May 2021) USD	China Multi- Assets Income (closed as at 26 October 2020) USD	Economic Scale GEM Equity (closed as at 22 October 2020) USD	Economic Scale Global Equity (closed as at 15 April 2021) USD
Cash at Bank	9,058	6,319	31	495,398	86,550
Bank Overdraft	-	-	-	-	-

	Emerging Wealth (closed as at 10 May 2021) USD	Euro Convertible Bond (closed as at 24 March 2023) USD	Global Corporate Fixed Term Bond 2022 (closed as at 06 January 2022) USD	Global Credit Floating Rate Fixed Term Bond 2022 – 1 (closed as at 10 January 2023) USD	GEM Inflation Linked Bond (closed as at 09 January 2020) USD
Cash at Bank	14,137	108	65,796	1,334	193
Bank Overdraft	-	-	-	-	-

	GEM Equity Volatility Focused (closed as at 02 December 2020) USD	Mexico Equity (closed as at 28 July 2023) USD	UK Equity (closed as at 03 July 2020) GBP
Cash at Bank	52,574	144	19,764
Bank Overdraft	-	-	-

As at 31 March 2025, the following securities are still held by the "Depository Bank" of the following liquidated sub-funds:

Stock pending

Sub Fund	Description	Quantity
Economic Scale GEM Equity*	Folli Follie Group	3,361
Economic Scale GEM Equity*	Yes Bank	125,960
Economic Scale GEM Equity*	Inter RAO UES	1
Economic Scale GEM Equity*	Wintek Corp	333,820
Brazil Bond**	HSBC Global Liquidity Fund	1
ASEAN Equity***	Security BK VAR	54,010

*Closed as at 22 October 2020. These assets have not been sold due to constraint and restriction on the market not allowing the transactions.

Notes to the Financial Statements (continued)

As at 31 March 2025

16. Liquidation of sub-funds (continued)

**Closed as at 15 May 2024. This asset has been instructed to be fully redeemed, however, a residual of the dividend is still to be earned by the Sub-Fund and is representing the quantity of shares still held as at 30 September 2024. The remaining quantity is amounting to 0.54 shares.

***Closed as at 25 March 2019. This asset has not been sold due to constraint and restriction on the market not allowing the transaction. The sub-fund referred to is distinct from the existing sub-fund named "ASEAN Equity" as presented in the Statement of Net Assets.

17. Significant Events

Changes in the Board of Directors

Mrs. Carine Feipel and Mr. Benjamin Lam were appointed respectively on 2 April 2024 and on 5 March 2025 as Independent Directors by co-optation of the Board of Directors. Eimear Cowhey resigned from the Board of Directors on 5 March 2025.

Other events

Brazil Bond has been closed as at 15 May 2024.

Strategic Duration and Income Bond has launched as at 6 September 2024.

18. Subsequent Events

Global Sustainable Equity Income has been renamed Global Equity Income as at 30 April 2025.

Global Lower Carbon Bond and Global Lower Carbon Equity have been renamed respectively Global Corporate Bond Climate Transition and Global Equity Climate Transition as at 16 May 2025.

Asia ESG Bond and ESG Short Duration Credit Bond were closed as at 16 May 2025.

The Board of Directors has taken the decision to initiate on 30 July 2025 the liquidation of HGIF Russia Equity, which has been suspended since 2 March 2022.

Statement of Investments

As at 31 March 2025

Global Investment Grade Securitised Credit Bond
Statement of investments as at 31 March 2025
(Expressed in USD)

Description	Quantity Face Value	Currency	Market value	% net assets	Description	Quantity Face Value	Currency	Market value	% net assets
Investments					SEQUOIA LOGISTICS 2025-1 DAC FRN 17/02/2035 (XS298770387)	8,500,000	EUR	7,044,123	0.17
Transferable Securities Admitted to an Official Stock Exchange Listing					ST PAULUS CLO FRN 15042003	4,500,000	EUR	4,054,530	0.12
Bonds					ST PAULUS CLO FRN 22042005	2,461,000	EUR	2,069,463	0.07
United Kingdom					STARK FINANCING FRN 17/08/2033	14,250,000	GBP	18,406,991	0.46
STARK FINANCING FRN 17/08/2033					STARK FINANCING FRN 17/08/2033	5,500,000	GBP	7,106,227	0.18
WILTON PARK CLO FRN 25/11/2036 (XS259940242)	5,000,000	EUR	8,055,239	0.21	WILTON PARK CLO FRN 25/11/2036 (XS259940242)	8,000,000	EUR	8,055,239	0.21
WILTON PARK CLO FRN 25/11/2036 (XS259940242)	5,000,000	EUR	28,125,834	0.69	WILTON PARK CLO FRN 25/11/2036 (XS259940242)	26,000,000	EUR	28,125,834	0.69
					WILTON PARK CLO FRN 25/11/2036 (XS259940242)	4,500,000	EUR	4,072,264	0.12
United States								236,596,255	7.32
UNITED STATES (GOVT) ON 03/04/2025	150,000,000	USD	149,994,051	3.70	Jersey				
			149,968,261	3.70	APIOS CLO FRN 24/10/2036	10,500,000	USD	10,953,413	0.26
Total Bonds			155,830,636	3.85	APIOS CLO FRN 29/04/2035	2,000,000	USD	2,000,217	0.05
Asset Backed Securities								12,963,630	0.31
Australia					Luxembourg				
APOLLO SERIES TRUST FRN 13/10/2049	900,000	AUD	104,540	-	SC GERMANY COMPARTMENT CONSUMER FRN 14/11/2035	3,000,000	EUR	2,765,607	0.07
APOLLO TRUST FRN 13/09/2048	3,125,000	AUD	942,335	0.01	SC GERMANY SA COMPARTMENT CONSUMER FRN 14/11/2035	2,300,000	EUR	1,065,102	0.04
DRIVER AUSTRALIAN NINE TRUST FRN 21/09/2032	22,800,000	AUD	9,000,577	0.22				4,670,709	0.11
FRSTMAC MORTGAGE FUNDING TRUST FRN 17/11/2060	18,000,000	AUD	2,159,291	0.05	Netherlands				
LA TROBE FINANCIAL CAPITAL MARKET FRN 14/11/2063	1,020,000	AUD	310,437	0.01	DELPHINUS FRN 22/03/2106	10,500,000	EUR	11,259,148	0.28
LION SERIES TRUST FRN 18/05/2064	2,960,000	AUD	1,055,040	0.03	GREEN LION FRN 23/10/2060	13,000,000	EUR	14,034,560	0.35
LION TRUST FRN 18/06/2065	16,500,000	AUD	10,342,948	0.25	MAGGI FRN 27/07/2039	2,000,000	EUR	203,246	0.01
NATIONAL RMBS TRUST FRN 24/09/2049	5,300,000	AUD	1,231,877	0.03				25,896,953	0.64
			24,978,052	0.60	United Kingdom				
France					AUBURN 15 FRN 20/07/2045	11,200,000	GBP	12,036,281	0.30
BPCE HOME LOANS FRN 31/10/2067	8,100,000	EUR	7,759,742	0.19	COMPARTMENT DRIVER UK NINE FRN 26/04/2032	8,000,000	GBP	10,327,706	0.25
GRAND O PERSONAL LOANS FRN 23/09/2044	14,500,000	EUR	12,930,389	0.32	DUNCAN FUNDING FRN 22/07/2071	7,100,000	GBP	8,986,595	0.22
			20,729,111	0.51	EDENBROOK MORTGAGE FUNDING FRN 22/03/2057	8,151,000	GBP	10,462,525	0.26
Ireland					EDENBROOK MORTGAGE FUNDING FRN 22/03/2057 (XS2843264150)	14,000,000	GBP	17,753,633	0.44
CARLYLE GLOBAL MARKET STRATEGIES FRN 10/11/2035	5,000,000	EUR	5,389,440	0.13	FINSBURY SQUARE FRN 16/12/2067	1,350,000	GBP	352,606	0.01
CONTEGO CLO FRN 25/01/2038 (XS270831671)	12,500,000	EUR	13,624,068	0.34	GEMOARTO FRN 15/12/2067	2,200,000	GBP	2,949,493	0.07
CONTEGO CLO FRN 25/01/2038 (XS270831756)	10,225,000	EUR	11,079,598	0.27	GREAT HALL MORTGAGES FRN 18/06/2039	1,000,000	EUR	1,024,727	0.03
CVC CORDATUS LOAN FUND FRN 17/06/2032	2,000,000	EUR	1,074,025	0.05	HOLMES MASTER ISSUER FRN 15/10/2032	15,000,000	GBP	20,677,534	0.51
CVC CORDATUS LOAN FUND FRN 17/06/2032 (XS2708047427)	4,000,000	EUR	4,319,737	0.11	HOLMES MASTER ISSUER FRN 15/10/2032	12,500,000	GBP	16,173,000	0.40
CVC CORDATUS LOAN FUND FRN 22/06/2034	7,000,000	EUR	7,559,476	0.19	LACE FUNDING 2025-1 FRN 21/11/2034	5,500,000	GBP	7,113,707	0.18
CVC CORDATUS LOAN FUND V SAC FRN 21/07/2030	8,000,000	EUR	4,650,352	0.11	LAKEN MASTER ISSUER FRN 22/12/2009	4,000,000	GBP	5,164,138	0.13
DILLONS PARK CLO FRN 15/10/2034	9,207,000	EUR	9,974,178	0.25	LANEBROOK MTO TRANSACTION FRN 20/7/2058	3,460,000	GBP	4,465,950	0.11
DRYDEN CLO FRN 15/04/2035	3,035,000	EUR	3,274,571	0.08	LOND ON WALL MORTGAGE CAPITAL FRN 15/05/2061	4,250,000	GBP	5,468,959	0.13
FINANCE IRELAND RMBS FRN 24/12/2063	1,750,000	EUR	1,902,009	0.05	MOLDSUS FRN 18/04/2061	2,000,000	GBP	2,595,305	0.06
FINANCE IRELAND RMBS FRN 24/12/2063 (XS2937177902)	5,100,000	EUR	4,369,870	0.11	MOLDSUS FRN 18/04/2061 (XS2793385268)	10,000,000	GBP	12,362,148	0.31
HARVEST CLO XXXI DAC FRN 25/07/2037	8,250,000	EUR	9,091,042	0.22	MORTIMER BTL FRN 23/08/2053	1,750,000	GBP	1,403,759	0.03
INVECO CLO FRN 15/07/2036	4,000,000	EUR	4,353,770	0.11	MORTIMER BTL FRN 23/08/2053 (XS2349428164)	3,510,000	GBP	4,534,039	0.11
INVECO EURO CLO XII DAC FRN 15/07/2037	8,300,000	EUR	8,054,749	0.17	MORTIMER FRN 23/03/2054	2,400,000	GBP	3,101,415	0.08
INVECO EURO CLO XIV DAC FRN 15/01/2039	11,500,000	EUR	12,475,421	0.31	POLARIS 2025-1 FRN 25/02/2058 (XS2984149669)	11,000,000	GBP	14,227,558	0.35
INVECO EURO FRN 15/04/2039	4,000,000	EUR	4,307,404	0.11	POLARIS 2025-1 FRN 25/02/2058 (XS2984149669)	3,000,000	GBP	3,890,939	0.10
INVECO EURO FRN 15/07/2031	8,538,000	EUR	7,042,431	0.17	POLARIS FRN 25/02/2061	12,002,000	GBP	15,001,257	0.38
JUBILEE CLO 2019-XXXI FRN 15/07/2037	9,400,000	EUR	9,040,054	0.22	POLARIS FRN 25/02/2061 (XS2785486576)	36,824,000	GBP	39,540,023	0.95
JUBILEE CLO 2019-XXXII FRN 15/07/2037 (XS2855630927)	9,950,000	EUR	9,184,994	0.23	POLARIS FRN 25/02/2061 (XS2785486576)	900,000	GBP	1,154,838	0.03
JUBILEE CLO 2024-XXXIII SAC FRN 21/07/2037 (XS2798870240)	8,000,000	EUR	8,519,879	0.16	PRECISE MORTGAGE FUNDING FRN 15/10/2059	1,250,000	GBP	1,615,915	0.04
JUBILEE CLO 2024-XXXIII SAC FRN 21/07/2037 (XS2798870678)	8,000,000	EUR	8,533,388	0.16	TOWNS POINT MORTGAGE FUNDING 2024 FRN 20/07/2063	2,000,000	GBP	2,587,606	0.06
LAST MILE LOGISTICS CMBIS FRN 17/08/2039	18,540,000	GBP	23,990,340	0.59	TOWER BRIDGE FUNDING FRN 20/05/2066	2,800,000	GBP	3,470,028	0.09
LAST MILE LOGISTICS PAN EURO FINANCE FRN 17/08/2033	31,298,000	EUR	33,177,432	0.82	TOWER BRIDGE FUNDING FRN 20/05/2066 (XS2799481002)	1,925,000	GBP	2,402,214	0.06
SEQUOIA LOGISTICS 2025-1 DAC FRN 17/02/2035 (XS298770387)	9,000,000	EUR	9,742,221	0.24	TOWER BRIDGE FUNDING FRN 20/12/2063	1,300,000	GBP	807,796	0.01
					TOWER BRIDGE FUNDING FRN 20/12/2063 (XS2432285461)	3,150,000	GBP	4,084,592	0.10
					TWIN BRIDGES FRN 12/03/2055	4,406,000	GBP	5,700,511	0.14
					TWIN BRIDGES FRN 12/03/2055	14,330,000	GBP	18,446,570	0.46
					UK LOGISTICS 2024-2 SAC FRN 17/02/2035 (XS2949682353)	5,200,000	GBP	6,715,259	0.17

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Statement of Investments

As at 31 March 2025

Global Investment Grade Securitised Credit Bond (continued)
Statement of investments as at 31 March 2025
(Expressed in USD)

Description	Quantity Face Value	Currency	Market value	% net assets	Description	Quantity Face Value	Currency	Market value	% net assets
UK LOGISTIC 2024-2 DAC FRN 1702/2025 (XS2945702509)	3,000,000	GBP	3,075,350	0.10	TRITON BOND TRUST 2025-1 IN RESPE FRN 1203/2027 (AU3FN0095536)	38,000,000	AUD	23,879,484	0.58
UK LOGISTIC 2024-2 DAC FRN 1705/2024	14,000,000	GBP	10,067,514	0.46	TRITON BOND TRUST 2025-1 IN RESPE FRN 1203/2027 (AU3FN0095548)	10,300,000	AUD	6,426,019	0.16
UK LOGISTIC 5 FRN 1705/2024	6,750,000	GBP	6,723,457	0.22	TRUSTEE FOR LION SERIES FRN 2205/2025	6,660,000	AUD	4,175,334	0.10
UK LOGISTIC 5 FRN 1705/2024 (XS2809141182)	2,900,000	GBP	3,740,727	0.09				347,269,617	6.10
UK LOG 2024 2X AFRN 1702/2025	8,700,000	GBP	8,673,973	0.21					
			309,086,898	7.62					
United States					China				
AOL CLO 37 LTD FRN 22/04/2038 (U500121MAA03)	27,500,000	USD	27,462,383	0.98	VENTURE CLO FRN 2007/2030	2,000,000	USD	2,002,502	0.05
AOL CLO 37 LTD FRN 22/04/2038 (U500121MAE57)	15,000,000	USD	14,915,025	0.37	VENTURE XXVIII CLO FRN 2007/2030 (U592331AAV15)	10,000,000	USD	10,016,050	0.25
AOL CLO 6 LTD FRN 2004/2038 (U500119VBE83)	10,000,000	USD	10,000,000	0.25				12,018,552	0.30
AOL CLO 6 LTD FRN 2004/2038 (U500119V0022)	10,000,000	USD	10,000,000	0.25					
AOL CORE CLO 36 LTD FRN 2301/2028 (U500121WA087)	6,000,000	USD	5,969,594	0.15					
AOL CORE CLO 38 FRN 2001/2038 (U500952QAE17)	28,000,000	USD	27,914,051	0.99					
AOL CORE CLO 38 FRN 2001/2038 (U500952QAA94)	9,000,000	USD	9,470,621	0.23					
AMERICAN HOMES 4.407% 17/04/2062	3,000,000	USD	3,562,262	0.09					
AMERICAN HOMES 5.69% 17/04/2062	1,577,438	USD	1,673,692	0.04					
APIROS CLO FRN 2104/2025	9,000,000	USD	9,069,686	0.22					
BROAD DATE FINANCING 5.09% 05/04/2025	1,515,000	GBP	1,585,627	0.04					
CONNECTICUT AVENUE SECURITIES TRUST FRN 25/03/2042	3,200,000	USD	1,449,411	0.04					
GREAT HALL MORTGAGE FRN 18/03/2029 (XS2898262224)	300,000	GBP	326,708	0.01					
			123,279,089	3.06					
			817,269,634	20.19					
Total Asset Backed Securities									
			943,228,126	24.85					
Total Transferable Securities Admitted to an Official Stock Exchange Listing					France				
Transferable Securities Traded on Another Regulated Market					Ireland				
Bonds					AQUEDUCT EUROPEAN CLO 7- 2022 DAC FRN 15/09/2027				
United States					AQUEDUCT EUROPEAN CLO 9 DAC FRN 15/04/2038 (XS2878810609)				
AMERICAN TOWER TRUST 3.652% 23/03/2048	1,500,000	USD	1,465,466	0.04	AQUEDUCT EUROPEAN CLO 9 DAC FRN 15/04/2038	12,250,000	EUR	13,232,467	0.33
SBA TOWER TRUST 2.992% 15/01/2056	12,000,000	USD	10,137,130	0.25	AQUEDUCT EUROPEAN CLO FRN 15/07/2037	11,500,000	EUR	12,408,510	0.31
			11,692,286	0.29	AQUEDUCT EUROPEAN CLO FRN 15/07/2037 (XS279880206)	10,000,000	EUR	10,941,474	0.27
			11,692,286	0.29	BERO FINANCE FRN 22/07/2033	7,300,000	EUR	1,364,011	0.03
Total Bonds					BERO FINANCE FRN 22/07/2033 (XS2331962273)	6,000,000	EUR	969,606	0.02
					BRUENEL FRN 22/05/2031 (XS2346732626)	7,400,000	EUR	6,039,108	0.17
					BRUENEL FRN 22/05/2031 (XS2346732672)	2,000,000	EUR	1,957,252	0.05
					CABIN TEELY PARK CLO FRN 15/08/2034	13,000,000	EUR	14,027,346	0.35
					CONTEO CLO VII DAC FRN 23/01/2038	3,250,000	EUR	3,466,809	0.09
					CVC CORDATUS LOAN FUND FRN 15/05/2037	10,400,000	EUR	11,354,546	0.28
					CVC CORDATUS LOAN FUND FRN 15/05/2037	11,000,000	EUR	11,889,247	0.29
					DILOSK RMB FRN 25/01/2063	4,700,000	EUR	5,057,415	0.12
					DILOSK RMB FRN 25/01/2063	3,000,000	EUR	2,973,911	0.07
					DRYDEN CLO FRN 15/04/2036	3,675,000	EUR	3,959,722	0.10
					DRYDEN CLO FRN 18/10/2034	5,360,000	EUR	5,773,420	0.14
					ELM PARK FRN 15/04/2034	10,000,000	EUR	10,763,963	0.27
					ELM PARK FRN 15/04/2034 (XS2325191046)	10,000,000	EUR	10,690,634	0.27
					FRIST CMBS DAC FRN 22/11/2026	5,200,000	EUR	5,362,309	0.13
					FRIST CMBS DAC FRN 22/11/2026 (XS2402059979)	7,500,000	EUR	7,759,541	0.19
					HARVEST CLO FRN 20/10/2032	2,400,000	EUR	2,593,395	0.06
					HARVEST CLO XXII DAC FRN 15/01/2032	12,300,000	EUR	12,756,172	0.31
					HARVEST CLO XXVII FRN 15/07/2034	20,400,000	EUR	22,016,464	0.54
					HARVEST FRN 20/10/2032	22,200,000	EUR	23,990,242	0.59
					HAUS EUROPEAN LOAN C O NDUIT FRN 20/07/2025 (XS2321207418)	7,960,000	EUR	7,731,986	0.19
					INVESEC CLO FRN 15/04/2034	6,000,000	USD	6,000,204	0.16
					INVESEC CLO FRN 15/04/2034	5,900,000	USD	5,467,608	0.14
					INVESEC CLO FRN 15/08/2034 (XS2396271130)	4,372,000	EUR	4,701,475	0.12
					INVESEC CLO FRN 22/10/2036	6,000,000	EUR	6,520,204	0.16
					INVESEC CLO FRN 22/10/2036 (XS2693769538)	8,000,000	EUR	8,719,299	0.21
					JUBILEE CLO 2019-XXII FRN 20/06/2037	14,360,000	EUR	15,468,966	0.38
					JUBILEE CLO 2019-XXII FRN 20/06/2037 (XS2674166676)	15,000,000	EUR	16,124,626	0.40
					JUBILEE FRN 21/01/2038	5,000,000	EUR	5,407,686	0.13
					JUBILEE FRN 21/01/2038 (XS269604201)	15,000,000	EUR	16,212,507	0.40
					JUBILEE FRN 21/01/2038 (XS269604201)	10,000,000	EUR	10,806,946	0.27
					LAST MILE LOGISTICS FRN 17/06/2028	3,500,000	EUR	3,666,401	0.09
					LAST MILE LOGISTICS FRN 17/06/2028 (XS2356464113)	3,200,000	EUR	3,366,471	0.08
					LAST MILE LOGISTICS FRN 17/06/2028	2,727,000	GBP	3,529,997	0.09
					LAST MILE SECURITIES FRN 17/06/2031 (XS2320406526)	7,069,000	EUR	7,620,998	0.19

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Statement of Investments

As at 31 March 2025

Global Investment Grade Securitised Credit Bond (continued)
Statement of investments as at 31 March 2025
(Expressed in USD)

Description	Quantity Face Value	Currency	Market value	% net assets	Description	Quantity Face Value	Currency	Market value	% net assets
LAST MILE SECURITIES FRN 17/08/2021 (XS2320420792)	16,462,000	EUR	19,863,758	0.46	HOPS HILL FRN 21/04/2056	10,500,000	GBP	12,024,598	0.32
LAST MILE SECURITIES FRN 17/08/2021 (XS2220420875)	3,500,000	EUR	3,775,040	0.09	HOPS HILL FRN 21/04/2056 (XS2802155561)	2,500,000	GBP	3,224,101	0.08
LAST MILE SECURITIES FRN 17/08/2021 (XS2320421501)	6,967,000	EUR	7,533,219	0.19	LANARK MASTER FRN 22/12/2059	2,000,000	GBP	2,120,318	0.05
PENTA CLO 7 DAC FRN 25/01/2029 (XS2957487023)	10,000,000	EUR	10,070,192	0.27	PERMANENT MASTER ISSUER FRN 15/07/2073	29,018,000	GBP	37,954,443	0.93
PENTA CLO 7 DAC FRN 25/01/2029 (XS2957487023)	5,000,000	EUR	5,415,450	0.13	POLARIS FRN 23/09/2059	16,969,000	GBP	13,852,210	0.33
PENTA CLO 7 DAC FRN 25/01/2029 (XS2957487023)	2,800,000	EUR	3,031,434	0.07	POLARIS FRN 23/09/2059 (XS2873825887)	3,824,000	GBP	5,018,833	0.12
PENTA CLO FRN 15/01/2037	10,000,000	EUR	10,901,266	0.27	POLARIS FRN 23/12/2058	3,000,000	GBP	3,875,027	0.10
PENTA CLO FRN 15/01/2037 (XS2708719096)	8,750,000	EUR	9,463,548	0.23	SILVERSTONE MASTER ISSUER FRN 21/01/2070	6,900,000	GBP	8,369,324	0.21
PENTA CLO FRN 15/01/2037 (XS2708719096)	3,300,000	EUR	3,581,911	0.09	TOWER BRIDGE FUNDING FRN 20/12/2026 (XS2432286206)	9,058,000	GBP	11,863,268	0.29
PENTA CLO FRN 15/07/2037	12,400,000	EUR	13,493,608	0.33	TWIN BRIDGES FRN 15/05/2056	17,500,000	GBP	11,746,275	0.29
PENTA CLO FRN 15/07/2037 (XS2958657948)	5,000,000	EUR	5,360,932	0.13	WHITE ROSE MASTER ISSUER FRN 15/04/2073	5,100,000	GBP	6,461,479	0.16
RAVEN SALE PARK FRN 25/04/2038 (XS3009909546)	9,000,000	EUR	9,721,905	0.24				140,476,412	3.47
RAVEN SALE PARK FRN 25/04/2038 (XS3009911358)	6,500,000	EUR	6,901,391	0.15					
REGIO LOGISTICS 2025-1 DAC FRN 17/02/2025 (XS2967781144)	10,000,000	EUR	10,837,112	0.27					
TAURUS 2025-1 EU DAC FRN 17/02/2025 (XS2967480686)	7,750,000	EUR	8,363,001	0.21	United States				
TAURUS 2025-1 EU DAC FRN 17/02/2025 (XS2967480686)	3,500,000	EUR	3,781,847	0.09	290 PARK AVENUE MORTGAGE FRN 15/09/2034	12,405,000	USD	12,137,059	0.30
TAURUS 2025-1 EU DAC FRN 17/02/2025 (XS2967480686)	2,000,000	EUR	2,151,211	0.05	290 PARK AVENUE MORTGAGE TRUST FRN 15/09/2034	8,000,000	USD	7,789,161	0.19
TAURUS 2025-2 UK DAC FRN 18/02/2025 (XS3025401110)	6,250,000	GBP	6,068,200	0.20	AOL CLO 37 LTD FRN 22/04/2038 (US00121MAG06)	10,000,000	USD	9,940,870	0.25
TAURUS 2025-2 UK DAC FRN 18/02/2025 (XS3025401110)	4,000,000	GBP	5,194,293	0.13	AOL CLO FRN 21/01/2037	5,000,000	USD	5,020,941	0.12
TAURUS DAC FRN 17/05/2031	3,700,000	GBP	4,746,986	0.12	AOL CLO FRN 21/01/2037 (US00120WAE48)	25,000,000	USD	25,078,925	0.62
TAURUS FRN 17/05/2031	10,416,000	GBP	24,817,194	0.61	AOL CLO FRN 21/01/2037 (US00120WAE48)	6,000,000	USD	6,037,764	0.20
TAURUS FRN 17/05/2031 (XS293819178)	5,176,000	GBP	6,018,288	0.15	AOL CLO FRN 21/04/2037	4,000,000	USD	4,016,980	0.10
THUNDER LOGISTICS 2024-1 DAC FRN 17/11/2024 (XS2969261746)	4,000,000	EUR	3,537,795	0.09	AOL CLO FRN 21/04/2037	4,000,000	USD	4,003,273	0.10
THUNDER LOGISTICS 2024-1 DAC FRN 17/11/2024 (XS2969261746)	3,500,000	EUR	2,969,122	0.07	AOL CLO FRN 21/04/2037 (US001198BA72)	3,000,000	USD	3,004,294	0.07
THUNDER LOGISTICS 2024-1 DAC FRN 17/11/2024 (XS2969261746)	1,300,000	EUR	1,114,344	0.03	AOL CLO FRN 21/07/2037	18,000,000	USD	17,865,638	0.44
VIRIDIS EUROPEAN LOAN CONDUIT FRN 22/07/2029	3,000,000	GBP	3,427,308	0.08	AOL CLO FRN 21/07/2037 (US001210AC92)	7,500,000	USD	7,509,570	0.19
VITA SCIENTIA 2022-1 DAC FRN 27/08/2025	1,100,000	EUR	1,192,247	0.03	AOL CORE CLO 36 LTD FRN 23/01/2036 (US00121WAE33)	14,000,000	USD	13,970,306	0.34
VITA SCIENTIA DAC FRN 27/08/2025	7,500,000	EUR	8,060,777	0.20	AOL CORE CLO FRN 20/07/2037	20,000,000	USD	20,009,280	0.49
VITA SCIENTIA FRN 27/02/2033	3,560,000	EUR	3,911,324	0.09	AOL CORE CLO FRN 20/07/2037 (US001200AL84)	12,000,000	USD	11,992,344	0.30
			569,401,658	14.01	AOL CORE CLO FRN 20/07/2037 (US001200AN41)	20,000,000	USD	20,024,040	0.49
					ALBA FRN 25/11/2042	925,000	GBP	461,550	0.01
					ALPINE DATA CENTERS ISSUER 1.927% 15/09/2046	13,000,000	USD	12,467,381	0.31
					ALLEGANY PARK CLO FRN 20/01/2036 (US017154AN50)	2,000,000	USD	2,001,764	0.05
					ALLEGANY PARK CLO FRN 20/01/2036 (US017154AQ81)	1,500,000	USD	1,468,413	0.04
					AMERICAN HOMES 4 RENT 5.07% 17/10/2052	1,729,000	USD	1,732,059	0.04
					APIDOS CLO FRN 19/10/2031	5,000,000	USD	5,000,605	0.12
					APIDOS CLO FRN 19/10/2031 (US03768CA589)	3,000,000	USD	2,994,648	0.07
					APIDOS CLO FRN 19/10/2031 (US03768CAU36)	4,000,000	USD	3,995,958	0.10
					APIDOS CLO FRN 22/10/2034	6,300,000	USD	6,203,515	0.15
					APIDOS CLO FRN 22/10/2034	4,000,000	USD	4,009,716	0.10
					APIDOS CLO ULTD FRN 20/01/2038 (US03771A8B91)	11,000,000	USD	10,959,690	0.27
					APIDOS CLO ULTD FRN 20/01/2038 (US03771A9A40)	10,000,000	USD	9,980,106	0.25
					APIDOS CLO XLVII FRN 25/07/2037 (US03770WA999)	17,000,000	USD	16,968,706	0.42
					APIDOS CLO XLVIII FRN 25/07/2037 (US03770WB859)	3,850,000	USD	3,954,915	0.09
					APIDOS CLO XLIX FRN 15/04/2033 (US03765YBL76)	8,000,000	USD	8,617,192	0.21
					APIDOS CLO XLX FRN 15/04/2033 (US03765YBL76)	15,000,000	USD	15,037,936	0.37
					APIDOS CLO XXX FRN 15/04/2031 (US03767VAL27)	18,000,000	USD	18,023,832	0.44
					APIDOS CLO XXXI FRN 15/04/2031 (US03767VANG2)	8,300,000	USD	8,307,221	0.20
					APIDOS CLO XXXII FRN 15/04/2031 (US03767VANG2)	8,560,000	USD	8,549,692	0.21
					APIDOS CLO XXXIII FRN 20/01/2033	12,000,000	USD	12,003,294	0.30
					APIDOS CLO XXXIV FRN 21/04/2035	12,500,000	USD	12,400,638	0.31
					APIDOS CLO XXXV FRN 22/10/2034	7,750,000	USD	7,753,573	0.19
					ARES LOVV CLO FRN 15/01/2037 (US0399464646)	10,000,000	USD	10,016,310	0.25
					ARES LOVV CLO FRN 15/01/2037 (US0399464646)	10,000,000	USD	9,950,100	0.25
					AVENTURA MALL TRUST 4.1123% VRN 05/07/2040 (US05359AAA18)	11,150,000	USD	10,827,035	0.27
					AVENTURA MALL TRUST 4.1123% VRN 05/07/2040 (US05359AAE38)	1,710,000	USD	1,948,462	0.04
					AVENUE OF THE AMERICAS 5.886% 13/10/2037	8,000,000	USD	6,570,176	0.16
					BAIN CAPITAL CREDIT CLO 2020-3 FRN 23/10/2034	8,500,000	USD	8,469,577	0.21
					BAIN CAPITAL CREDIT CLO 2021-1 FRN 19/04/2034	5,000,000	USD	4,932,185	0.12

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Statement of Investments

As at 31 March 2025

Global Investment Grade Securitised Credit Bond (continued)
Statement of investments as at 31 March 2025
(Expressed in USD)

Description	Quantity Face Value	Currency	Market value	% net assets	Description	Quantity Face Value	Currency	Market value	% net assets
BAIN CAPITAL CREDIT CLO 2021-5 FRN 23/10/2024 (US05682EAS28)	7,500,000	USD	7,460,695	0.16	FLATIRON CLO 25 FRN 17/10/2027 FLATIRON CLO 25 FRN 17/10/2027 (US23982XAC48)	8,800,000	USD	8,811,079	0.22
BAIN CAPITAL CREDIT CLO 2021-5 FRN 23/10/2024 (US05682EAU73)	13,750,000	USD	13,704,224	0.34	FLATIRON RR CLO 30 FRN 15/04/2038 (US33882MA457)	15,000,000	USD	14,989,170	0.37
BAIN CAPITAL CREDIT CLO 2022-4 FRN 15/10/2027	10,000,000	USD	10,003,399	0.25	FLATIRON RR CLO 30 FRN 15/04/2038 (US33882MA458)	14,000,000	USD	14,000,000	0.35
BARCLAYS COMMERCIAL MORTGAGE FRN 15/03/2037	5,017,000	USD	4,903,791	0.11	FLEXENTIAL ISSUER 3.25% 27/11/2025	3,750,000	USD	3,590,862	0.09
BAYSWATER PARK CLO FRN 20/11/2027	35,000,000	USD	35,063,257	0.86	FREDDIE MAC REMICS FRN 25/01/2025	25,000,000	USD	24,251,125	0.60
BAYSWATER PARK CLO FRN 20/11/2027 (US072629AE7)	10,000,000	USD	10,044,580	0.25	FREDDIE MAC REMICS FRN 25/02/2055 (US137HJSH47)	25,000,000	USD	24,719,500	0.61
BAYSWATER PARK CLO FRN 20/11/2027 (US072629A074)	5,000,000	USD	5,020,294	0.12	FREDDIE MAC REMICS FRN 25/02/2055 (US137HJ991)	40,000,000	USD	39,590,657	0.99
BBCMS 2018 TALL MORTGAGE TRUST FRN 15/03/2027	7,580,000	USD	6,733,814	0.17	FREDDIE MAC REMICS FRN 25/03/2025	40,000,000	USD	40,205,989	0.99
BF NYIT MORTGAGE TRUST FRN 15/11/2025 (US02064PAJ03)	4,400,000	USD	4,252,489	0.10	FREDDIE MAC STACR REMIC TRUST 202 FRN 25/01/2045	6,250,000	USD	5,536,820	0.14
BOYCE PARK CLO FRN 21/04/2035	10,250,000	USD	10,223,252	0.25	FREDDIE MAC STRUCTURED AGENCY FRN 25/02/2042	17,925,000	USD	5,497,350	0.13
BWAY MORTGAGE TRUST 3.4545% 10/03/2023	7,000,000	USD	6,619,516	0.16	HERO FUNDING TRUST 4.07% 20/06/2048	1,000,000	USD	87,391	-
BX COMMERCIAL MORTGAGE 5.5037% VRN 13/06/2041	13,000,000	USD	13,020,887	0.32	HERO FUNDING TRUST 4.87% 20/06/2048	2,000,000	USD	411,905	0.01
BX COMMERCIAL MORTGAGE 6.6658% VRN 13/06/2041 (US09613GAD99)	22,000,000	USD	22,045,206	0.54	HOME PARTNERS OF AMERICA 2.402% 17/12/2025	4,000,000	USD	3,948,415	0.09
BX COMMERCIAL MORTGAGE 6.987% VRN 13/06/2041 (US09613HAE26)	16,000,000	USD	16,129,526	0.40	HPS LOAN MANAGEMENT 15-2019 LTD FRN 23/01/2025	9,040,000	USD	9,042,414	0.22
BX TRUST 5.76% 13/10/2027	17,955,495	USD	17,375,946	0.43	HPS LOAN MANAGEMENT 2023-17 FRN 23/04/2028 (US44326HAX38)	12,000,000	USD	12,000,000	0.30
BX TRUST 6.3% 13/10/2027	3,000,000	USD	3,007,310	0.07	HPS LOAN MANAGEMENT 2023-17 FRN 23/04/2028 (US44326HAX22)	10,000,000	USD	10,000,000	0.25
BX TRUST 6.79% 13/10/2027	1,000,000	USD	975,040	0.02	HPS LOAN MANAGEMENT FRN 22/01/2035	7,500,000	USD	7,460,708	0.18
BXP TRUST 3.272% 10/06/2039	16,120,000	USD	15,517,054	0.38	HPS LOAN MANAGEMENT FRN 25/07/2037	20,000,000	USD	20,089,080	0.50
CAMB COMMERCIAL FRN 15/12/2027	20,840,000	USD	20,832,504	0.51	HPS LOAN MANAGEMENT FRN 25/07/2037 (US40482WAE03)	14,000,000	USD	14,065,140	0.35
CAMB COMMERCIAL MORTGAGE TRUST FRN 15/12/2027 (US12422HJAJ32)	17,640,000	USD	17,644,313	0.43	HUDSON YARD S MORTGAGE 2.876533% VRN 10/08/2038	2,750,000	USD	2,659,846	0.07
CHASE HOME LENDING MORTGAGE 5.5% VRN 25/02/2055	40,000,000	USD	42,449,082	1.05	HUDSON YARD S 3.075% VRN 10/08/2038	6,254,017	USD	6,027,523	0.15
CHASE HOME LENDING MORTGAGE TR 6% VRN 25/11/2055 (US16102TAD23)	7,000,000	USD	6,483,429	0.16	HUDSON YARD S MORTGAGE 2.326% 10/07/2039	25,405,000	USD	23,527,289	0.58
CHASE HOME LENDING MORTGAGE TR 6% VRN 25/11/2055 (US161019AD70)	34,750,000	USD	33,907,789	0.84	HUDSON YARD S MORTGAGE 3.36% VRN 10/07/2039	1,500,000	USD	1,377,828	0.03
CHASE HOME LENDING MORTGAGE TR 6% VRN 25/12/2055	38,500,000	USD	38,564,240	0.96	INDEPENDENCE FLAZA TRUST 3.261% VRN 10/07/2035	1,597,500	USD	11,486,024	0.28
CIFC FUNDING FRN 15/07/2021	9,000,000	USD	8,907,347	0.17	INDEPENDENCE FLAZA TRUST 3.911% 10/07/2035	5,000,000	USD	4,926,570	0.12
CIMNL 2.09% 20/07/2025	2,400,000	USD	2,082,011	0.05	INVC O FRN 15/07/2024	9,500,000	USD	9,504,570	0.23
COMM 2018 HOME MORTGAGE TRUST 3.815% VRN 10/04/2033	2,000,000	USD	1,924,317	0.05	INVC O FRN 15/07/2024 (US49196MAB03)	9,500,000	USD	9,469,658	0.23
COMM 2019-HOME MORTGAGE T 3.9422% VRN 10/04/2033	6,000,000	USD	7,560,736	0.19	J.P. MORGAN CHASE COMMERC 2.510% VRN 06/10/2039	2,510,000	USD	2,419,032	0.06
COMM MORTGAGE TRUST 3.815% VRN 10/04/2033	6,750,000	USD	5,966,281	0.15	JP MORGAN CHASE COMMERCIAL 2.8641% VRN 06/10/2038	16,762,000	USD	16,199,729	0.40
COMMERCIAL MORTGAGE TRUST 1.902% 10/01/2038	2,500,000	USD	2,312,382	0.06	MORGAN STANLEY CAPITAL TRUST 2.8068% 06/11/2031	7,500,000	USD	5,946,846	0.15
COMMERCIAL MORTGAGE TRUST 2.066% VRN 10/01/2038	1,845,000	USD	1,701,380	0.04	MORGAN STANLEY CAPITAL TRUST 2.8068% 06/11/2031 (US05773PAE16)	6,700,000	USD	7,360,743	0.18
CONNECTICUT AVENUE SECURITIES FRN 25/01/2044	3,500,000	USD	2,319,424	0.06	NAVIENT STUDENT LOAN TRUST 3.5% 15/12/2044	1,000,000	USD	966,531	0.02
CONNECTICUT AVENUE SECURITIES FRN 25/07/2044	1,950,000	USD	1,164,077	0.03	NEUBERGER BERMAN CLO FRN 24/07/2037	12,000,000	USD	12,014,208	0.30
CONNECTICUT AVENUE SECURITIES FRN 25/12/2041	4,250,000	USD	4,064,959	0.10	NEUBERGER BERMAN CLO FRN 24/07/2037 (US04135TA058)	14,500,000	USD	14,526,985	0.36
CONNECTICUT AVENUE SECURITIES FRN 25/12/2041	3,000,000	USD	795,187	0.02	NEUBERGER BERMAN LOAN ADVISERS CL FRN 23/01/2039	10,000,000	USD	9,994,730	0.24
CONNECTICUT AVENUE SECURITIES TRU FRN 25/02/2046 (US20754TAB89)	4,250,000	USD	4,231,627	0.10	NEUBERGER BERMAN LOAN ADVISERS FRN 23/10/2039	13,900,000	USD	13,942,465	0.34
CONNECTICUT AVENUE SECURITIES TRU FRN 25/02/2046 (US20754TAC52)	7,400,000	USD	7,105,389	0.18	NEUBERGER BERMAN LOAN ADVISERS FRN 23/10/2039 (US04135BAQ23)	11,750,000	USD	11,757,979	0.29
CONNECTICUT AVENUE SECURITIES TRUST FRN 25/06/2043	5,000,000	USD	3,145,411	0.08	NEUBERGER BERMAN LOAN ADVISERS NB FRN 24/10/2037	6,500,000	USD	6,523,173	0.16
CONNECTICUT AVENUE SECURITIES TRUST FRN 25/09/2043	4,000,000	USD	2,521,810	0.06	NEUBERGER BERMAN LOAN ADVISERS NB FRN 24/10/2037	4,750,000	USD	4,754,412	0.12
COOK PARK FRN 17/04/2030	11,500,000	USD	11,469,690	0.28	NYC COMMERCIAL MORTGAGE TRUST 3.142% 10/04/2031	10,412,000	USD	8,666,375	0.21
CORE MORTGAGE TRUST FRN 15/12/2021	2,500,000	USD	1,976,070	0.05	NYC COMMERCIAL MORTGAGE TRUST 3.2055% 10/04/2031	10,000,000	USD	8,913,134	0.20
CORE TRUST FRN 15/12/2021	5,800,000	USD	1,037,089	0.03	NYIT MORTGAGE TRUST FRN 15/11/2035	7,865,000	USD	7,361,089	0.18
D80 S BIDD MORTGAGE TRUST FRN 15/05/2025	12,700,000	USD	769,602	0.02	NYIT MORTGAGE TRUST FRN 15/11/2035 (US02064PAAB4)	7,500,000	USD	7,462,437	0.18
D80 S MORTGAGE TRUST FRN 15/05/2025 (US233069AC15)	10,666,000	USD	13,430,940	0.33	OC TADON INVESTMENT PARTNERS FRN 15/07/2030	10,000,000	USD	10,007,290	0.25
D80 S MORTGAGE TRUST FRN 15/05/2025 (US233069AE70)	4,787,000	USD	3,546,552	0.09	OC TADON INVESTMENT PARTNERS FRN 15/07/2030 (US07960YAG35)	3,000,000	USD	3,003,201	0.07
DRYDEN 110 CLO FRN 15/10/2027	7,900,000	USD	7,566,913	0.19					
FANNIE MAE REMICS FRN 25/05/2024	46,034,424	USD	42,352,898	1.04					
FANNIE MAE REMICS FRN 25/09/2024	33,249,327	USD	27,621,598	0.68					

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Statement of Investments

As at 31 March 2025

Global Investment Grade Securitised Credit Bond (continued)
Statement of investments as at 31 March 2025
(Expressed in USD)

Description	Quantity Face Value	Currency	Market value	% net assets	Description	Quantity Face Value	Currency	Market value	% net assets
PARK AVENUE MORTGAGE FRN 15/06/2024	7,192,000	USD	7,066,574	0.17	WHETSTONE PARK CLO FRN 20/01/2026 (US98329YAG28)	3,000,000	USD	2,997,072	0.07
PEEBLES PARK FRN 21/04/2027	7,500,000	USD	7,555,555	0.19				1,786,355,263	44.27
PIKES PEAK CLO 12 FRN 20/04/2028	6,000,000	USD	5,969,819	0.15	Total Asset Backed Securities			2,982,256,560	70.55
PIKES PEAK CLO 18 FRN 20/04/2028	6,700,000	USD	6,700,000	0.21	Total Transferable Securities Traded on Another Regulated Market			2,875,869,546	70.80
PIKES PEAK CLO 4 FRN 15/07/2024	4,750,000	USD	4,739,993	0.12	Collective Investment Schemes				
PIKES PEAK CLO FRN 25/07/2027	20,000,000	USD	19,930,894	0.49					
PIKES PEAK CLO FRN 25/07/2027 (US72132EAC30)	4,000,000	USD	4,011,141	0.10	Ireland				
PIKES PEAK CLO FRN 25/07/2027 (US72132EAG44)	5,000,000	USD	5,015,872	0.12	HSBC US DOLLAR ESG LIQUIDITY FUND Y INC	90,192,092	USD	90,192,091	2.22
PIKES PEAK FRN 20/10/2027	5,350,000	USD	5,363,536	0.13				90,192,091	2.22
PFM CLO 8 FRN 20/04/2026 (US669220AB40)	11,500,000	USD	11,469,823	0.29	Total Collective Investment Schemes			90,192,091	2.22
PFM CLO 8 FRN 20/04/2026 (US669220A097)	10,000,000	USD	10,011,850	0.25	Other Transferable Securities				
PRO GRESS RESIDENTIAL 1.01% 17/10/2028	1,387,000	USD	1,308,537	0.03	Asset Backed Securities				
PRO GRESS RESIDENTIAL 1.806% 17/05/2028	4,745,000	USD	4,616,995	0.11	Australia				
PRO GRESS RESIDENTIAL 2.009% 17/05/2028	7,000,000	USD	6,866,172	0.17					
PRO GRESS RESIDENTIAL 2.252% 17/11/2040	11,500,000	USD	10,575,757	0.26	BLUESTONE PRIME TRUST FRN 14/07/2026	7,570,000	AUD	4,762,578	0.12
PRO GRESS RESIDENTIAL 2.722% 17/12/2040	15,791,000	USD	12,722,776	0.31	FIRSTMAC MORTGAGE FUNDING TRUST FRN 12/06/2025	10,000,000	AUD	4,263,117	0.11
PRO GRESS RESIDENTIAL 2.732% 17/01/2029	8,580,000	USD	7,969,519	0.20	FIRSTMAC MORTGAGE FUNDING TRUST FRN 12/06/2025	8,000,000	AUD	3,437,596	0.08
PRO GRESS RESIDENTIAL 2022- SPR3 T 3/8% 17/04/2029	2,500,000	USD	2,409,590	0.06	LA TROBE FINANCIAL CAPITAL MARKET FRN 14/05/2025	6,000,000	AUD	2,761,532	0.07
PRO GRESS RESIDENTIAL 3.107% 17/02/2041	4,337,000	USD	4,027,105	0.10	LA TROBE FINANCIAL CAPITAL MARKET FRN 14/07/2024	5,000,000	AUD	1,512,324	0.04
PRO GRESS RESIDENTIAL 3.75% 17/04/2029	4,000,000	USD	3,866,829	0.10	LA TROBE FINANCIAL CAPITAL MARKET FRN 15/09/2025	15,000,000	AUD	9,261,034	0.23
PRO GRESS RESIDENTIAL 4.5% 17/10/2028	3,000,000	USD	2,919,782	0.07	LA TROBE FINANCIAL CAPITAL MARKET FRN 15/09/2025 (AU3FN003704E)	45,000,000	AUD	25,315,578	0.62
PRO GRESS RESIDENTIAL 4.5% 17/10/2028 (US743310AA78)	29,500,000	USD	29,051,973	0.72	LIBERTY SERIES FRN 25/06/2024	2,500,000	AUD	1,531,828	0.04
PRO GRESS RESIDENTIAL 4.5% 17/10/2028 (US743310AC33)	1,000,000	USD	960,982	0.02	MORTGAGE HOUSE RMBS FRN 15/03/2026	4,000,000	AUD	2,515,991	0.06
PRO GRESS RESIDENTIAL 4.898% 17/05/2041	6,255,000	USD	5,179,974	0.15	NATIONAL RMBS TRUST FRN 20/12/2026	21,000,000	AUD	13,234,155	0.33
PRO GRESS RESIDENTIAL TRUST 1.524% 17/07/2028	2,833,710	USD	2,727,142	0.07	OLYMPUS FRN 10/07/2026	5,500,000	AUD	3,465,840	0.09
PRO GRESS RESIDENTIAL TRUST 1.959% 15/07/2026	3,500,000	USD	3,384,925	0.08	PEPPER RESIDENTIAL SECURITIES TRUST FRN 16/07/2026	14,000,000	AUD	6,834,854	0.16
PRO GRESS RESIDENTIAL TRUST 1.805% 15/07/2026	1,750,000	USD	1,664,130	0.04	PRO GRESS TRUST FRN 10/09/2025	8,723,000	AUD	5,473,515	0.13
PRO GRESS RESIDENTIAL TRUST 1.965% 17/07/2028	4,250,000	USD	4,097,513	0.10	PRO GRESS TRUST FRN 12/07/2024	5,000,000	AUD	3,073,510	0.08
PRO GRESS RESIDENTIAL TRUST 2.225% 17/07/2028	1,000,000	USD	965,540	0.02	PUMA FRN 23/09/2025	20,800,000	AUD	9,874,802	0.24
PRO GRESS RESIDENTIAL TRUST 2.362% 17/11/2040	3,250,000	USD	2,989,524	0.07	RESIMAC BASTILLE TRUST SERIES FRN 13/09/2025	10,000,000	AUD	5,373,895	0.13
SABEY DATA CENTER ISSUER 1.861% 20/06/2040	6,000,000	USD	5,774,698	0.14	RESIMAC PREMIER FRN 12/01/2024	25,400,000	AUD	10,725,987	0.26
SLM PRIVATE CREDIT STUDENT TRUST FRN 15/09/2033	5,747,000	USD	3,367,704	0.08	TRITON BOND TRUST FRN 06/09/2024	3,500,000	AUD	2,156,985	0.05
SLM PRIVATE LOAN FRN 16/12/2041	9,891,000	USD	2,201,876	0.05	TRITON BOND TRUST FRN 11/02/2026	12,500,000	AUD	7,836,189	0.19
SLM PRIVATE LOAN TRUST FRN 15/06/2029	60,735,000	USD	17,942,282	0.44	TRITON BOND TRUST FRN 17/05/2026	12,500,000	AUD	7,862,595	0.19
SLM STUDENT LOAN TRUST FRN 15/12/2028	22,466,000	USD	7,461,534	0.18				131,294,176	3.22
TEXAS COMMERCIAL MORTGAGE TRUST 2 FRN 15/04/2042 (US98231WAA36)	9,750,000	USD	9,745,840	0.24	Ireland				
TEXAS COMMERCIAL MORTGAGE TRUST 2 FRN 15/04/2042 (US98231WAD21)	9,000,000	USD	8,969,736	0.22	ATOM MORTGAGE SECURITIES FRN 22/07/2021	5,904,000	GBP	5,910,340	0.15
VANTAGE DATA CENTERS 1.046% 15/09/2045	9,150,000	USD	9,004,952	0.22	ATOM MORTGAGE SECURITIES FRN 22/07/2021 (XS2373058226)	6,809,000	GBP	6,725,740	0.17
VANTAGE DATA CENTERS 1.992% 15/09/2045	1,000,000	USD	928,953	0.02	DILLIONS PARK FRN 15/10/2024 (XS2388462934)	5,000,000	EUR	5,389,469	0.13
VANTAGE DATA CENTERS 2.195% 15/10/2046	13,000,000	USD	12,444,038	0.31	DILLIONS PARK FRN 15/10/2024 (XS2388462934)	9,900,000	EUR	10,687,955	0.26
VERDE CLO FRN 15/04/2032	10,000,000	USD	9,969,690	0.25	TAURUS CMBS FRN 17/05/2021 (XS2368104613)	7,420,000	GBP	5,664,789	0.14
VINO TRUST 3.805% 19/01/2025	8,714,500	USD	8,542,075	0.21				34,366,403	0.85
WHETSTONE PARK CLO FRN 20/01/2025	12,500,000	USD	12,509,788	0.31	Netherlands				
WHETSTONE PARK CLO FRN 20/01/2025 (US98329YAC12)	5,500,000	USD	5,507,392	0.14	DRYDEN CLO FRN 15/04/2024 (XS2316819124)	9,880,000	EUR	10,824,065	0.26
								10,824,065	0.26
					United Kingdom				
					FINSBURY SQUARE FRN 16/12/2027 (XS2352501105)	5,500,000	GBP	7,087,521	0.17
					PERMANENT MASTER ISSUER FRN 15/07/2023	10,000,000	GBP	12,921,023	0.32
					TOWER BRIDGE FUNDING FRN 20/11/2023	3,200,000	GBP	4,141,521	0.10

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

251

Statement of Investments

As at 31 March 2025

Global Investment Grade Securitised Credit Bond (continued)
Statement of investments as at 31 March 2025
(Expressed in USD)

Description	Quantity Face Value	Currency	Market value	% net assets
TOWER BRIDGE FUNDING FRN 20H12063 (X52390876922)	1,700,000	GBP	2,200,602	0.05
			<u>20,950,887</u>	<u>0.54</u>
United States				
SNP TRUST 3.428% VRN 13/06/2029	20,573,000	USD	19,579,513	0.49
SNP TRUST 3.539% VRN 13/06/2029	4,300,000	USD	4,119,240	0.10
PROGRESS RESIDENTIAL 4.451% 20/07/2029	1,000,000	USD	989,359	0.02
			<u>24,708,212</u>	<u>0.61</u>
Total Asset Backed Securities			<u>227,441,523</u>	<u>5.96</u>
Total Other Transferable Securities			<u>227,441,313</u>	<u>5.94</u>
Total Investments			<u>4,164,703,320</u>	<u>102.67</u>
Other Net Liabilities			<u>(100,341,296)</u>	<u>(2.67)</u>
Total Net Assets			<u>4,056,362,044</u>	<u>100.00</u>

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Statement of Derivatives (continued)

As at 31 March 2025

Forward Foreign Exchange Contracts

Currency Bought	In exchange for	Settlement date	Currency Sold	Contract to deliver	Counterparty	Unrealised gain / (loss) in sub-fund currency
-----------------	-----------------	-----------------	---------------	---------------------	--------------	---

Global Investment Grade Securitised Credit Bond

CNH	465,664	30/04/2025	USD	(64,205)	HSBC Bank	39
EUR	361,701	30/04/2025	USD	(390,805)	HSBC Bank	498
GBP	35,442	30/04/2025	USD	(45,668)	HSBC Bank	76
JPY	3,427,381	30/04/2025	USD	(22,777)	HSBC Bank	215
USD	410,472,171	30/04/2025	AUD	(649,365,835)	HSBC Bank	5,728,969
USD	24,577	30/04/2025	CHF	(21,617)	HSBC Bank	62
USD	58,612	30/04/2025	EUR	(54,169)	HSBC Bank	10
USD	22,521,424	30/04/2025	GBP	(17,395,984)	HSBC Bank	69,007
USD	126,776	30/04/2025	SGD	(169,833)	HSBC Bank	224
					USD	5,799,100
AUD	125,503,594	30/04/2025	USD	(79,057,491)	HSBC Bank	(832,362)
CNH	252,544,086	30/04/2025	USD	(36,252,538)	HSBC Bank	(47,354)
EUR	45,890,955	30/04/2025	USD	(49,842,711)	HSBC Bank	(196,096)
GBP	766,589,504	30/04/2025	USD	(983,445,656)	HSBC Bank	(4,059,964)
JPY	2,569,947,615	30/04/2025	USD	(17,181,962)	HSBC Bank	(9,182)

Statement of Derivatives (continued)

As at 31 March 2025

Forward Foreign Exchange Contracts

Currency Bought	In exchange for	Settlement date	Currency Sold	Contract to deliver	Counterparty	Unrealised gain / (loss) in sub-fund currency
SGD	98,829,464	30/04/2025	USD	(74,131,261)	HSBC Bank	(467,589)
USD	208,116	30/04/2025	CNH	(1,510,660)	HSBC Bank	(206)
USD	677,645	30/04/2025	EUR	(627,968)	HSBC Bank	(1,715)
USD	842,775,180	30/04/2025	EUR	(780,000,000)	Crédit Agricole	(1,059,085)
USD	622,910,442	30/04/2025	GBF	(482,708,000)	BNP Paribas	(104,674)
USD	35,563	30/04/2025	GBP	(27,600)	HSBC Bank	(59)
CHF	1,652,160	30/04/2025	USD	(1,881,405)	HSBC Bank	(7,765)
					USD	(6,806,051)

(2) 【2024年3月31日終了年度】

【貸借対照表】

HSBC グローバル・インベストメント・ファンド
 グローバル・インベストメント・グレード・セキュリタイズド・クレジット・ボンド
 純資産計算書
 2024年3月31日現在

	(米ドル)	(千円)
資産		
投資有価証券 - 取得原価	1,967,494,173	303,190,852
未実現評価(損)益(注2.b)	(32,300,632)	(4,977,527)
投資有価証券 - 市場価格	1,935,193,541	298,213,325
外国為替先渡契約に係る未実現利益(注2.b)	1,254,771	193,360
先物に係る未実現利益(注2.b)	-	-
スワップに係る未実現利益(注2.b)	-	-
オプションに係る未実現利益(注2.b)	-	-
銀行預金	10,433,510	1,607,804
受取配当金および受取利息(純額)	16,272,226	2,507,550
投資有価証券売却未収金	-	-
未決済直物外国為替取引未収金	10,688,465	1,647,092
投資主からの未収金	26,966,161	4,155,485
その他資産	1,645	253
資産合計	2,000,810,319	308,324,870
負債		
外国為替先渡契約に係る未実現損失(注2.b)	(7,386,441)	(1,138,251)
先物に係る未実現損失(注2.b)	-	-
スワップに係る未実現損失(注2.b)	-	-
オプションに係る未実現損失(注2.b)	-	-
当座借越	(7,321,662)	(1,128,268)
投資有価証券購入未払金	(26,611,998)	(4,100,909)
未決済直物外国為替取引未払金	(10,685,153)	(1,646,582)
投資主への未払金	(9,857,113)	(1,518,981)
未払配当金	(14,634,336)	(2,255,151)
その他負債	(775,805)	(119,552)
負債合計	(77,272,508)	(11,907,693)
純資産総額	1,923,537,811	296,417,177

直近2年度の資産の要約情報

2023年3月31日	1,289,266,469	198,675,963
2022年3月31日	1,585,352,570	244,302,831

添付の注記は本財務書類と不可分である。

【損益計算書】

HSBC グローバル・インベストメント・ファンド
 グローバル・インベストメント・グレード・セキュリティズド・クレジット・ボンド
 損益計算書および純資産変動計算書
 2024年3月31日に終了した年度

	(米ドル)	(千円)
期首純資産	1,289,266,469	198,675,963
収益		
投資収益(純額)	98,763,872	15,219,513
銀行利息	327,771	50,510
その他収益(注10)	2,790,906	430,079
収益合計	101,882,549	15,700,101
費用		
管理報酬(注4.b)	(3,767,692)	(580,601)
取引手数料(注5)	-	-
運営、管理事務代行およびサービス報酬(注4.d)	(2,446,464)	(377,000)
その他報酬	(3)	(0)
費用合計	(6,214,159)	(957,602)
純投資(損)益	95,668,390	14,742,499
実現(損)益:		
- 投資有価証券(注2.e)	(8,065,614)	(1,242,911)
- デリバティブ	11,144,762	1,717,408
- 外国為替取引	3,300,471	508,603
当期実現(損)益	102,048,009	15,725,598
未実現評価(損)益の変動:		
- 投資有価証券	53,962,172	8,315,571
- デリバティブ	(8,002,775)	(1,233,228)
運用による純資産総額の変動	148,007,406	22,807,941
投資証券発行手取金	1,785,987,320	275,220,646
投資証券買戻支払金	(1,229,712,001)	(189,498,619)
支払配当金(注9)	(70,011,383)	(10,788,754)
通貨換算(注2.f)	-	-
期末純資産	1,923,537,811	296,417,177

添付の注記は本財務書類と不可分である。

財務書類に対する注記

2024年3月31日に終了した年度

1. 作成基準

HSBC グローバル・インベストメント・ファンド(以下「当社」という。)は、変動資本を有する投資法人(会社型投資信託)(SICAV)としてルクセンブルグ大公国の法律に基づき設立された。その資本は、有価証券、現金およびその他種々の資産・負債から成る複数の個別のポートフォリオ(以下「サブ・ファンド」という。)から構成され、各サブ・ファンドは、報酬体系、分配方針およびターゲットとする投資者が異なる複数の投資証券クラスから構成される場合がある。

添付の財務書類は、サブ・ファンド別の、および当社全体の資産・負債計算書ならびに損益計算書および純資産変動計算書を示したものである。サブ・ファンド別の財務書類は、英文目論見書に指定される各サブ・ファンドの通貨により表示され、当社の合算財務書類は米ドルで表示されている。合算純資産計算書ならびに合算損益計算書および純資産変動計算書は、各サブ・ファンドの財務書類を合算したものである。

本財務書類は、ルクセンブルグの会社型投資信託に関しルクセンブルグ当局が規定する様式に従い、継続企業ベースで作成されている。ただし、グローバル・クレジット・フローティング・レート・フィックス・ターム・ボンド2023-1、メキシコ・エクイティ、グローバル・クレジット・フローティング・レート・フィックス・ターム・ボンド2023-2およびブラジル・ボンドの4つのサブ・ファンドは、2023年7月5日、2023年7月28日、2023年12月29日および2024年5月15日にそれぞれ清算手続きが開始されたため、これらのサブ・ファンドの財務書類は、非継続企業ベースで作成されている。

財務書類が非継続企業ベースで作成されているサブ・ファンドについては、以下の会計方針が下記の注記に記載されている方針と異なる：

- 予想される清算費用(もしあれば)は、「運営費用、管理事務代行およびサービス報酬」の一部としてカバーされる。
- 残存する設立費用は、その全額が費用計上される。
- 各サブ・ファンドの投資対象の評価は、それぞれの純実現可能価額に基づく。

非継続企業ベースの会計方針の適用によって、当該各サブ・ファンドの公表済の純資産価額が調整される結果にはなっていない。

当社は投資信託/投資法人に関するルクセンブルグの2010年12月17日法(改正済)(以下「2010年法」という。)のパート に基づき公式に登録されている投資ファンドであり、かつ欧州指令2009/65/ECに基づくUCITSファンドとしての資格を有している。

当社の一部のサブ・ファンドは、香港証券先物委員会より「証券先物令」の第104条に基づく承認を受けている。

英文目論見書および各種報告書においては、サブ・ファンドの短縮名が使用されている。各サブ・ファンドの完全な名称は、サブ・ファンドの短縮名に「HSBC グローバル・インベストメント・ファンド」を冠したものである。

2023年4月1日から2024年3月31日までの間に、

a) 以下のサブ・ファンドがクローズされた：

- ・ 2023年7月5日、グローバル・クレジット・フローティング・レート・フィックス・ターム・ボンド2023-1
- ・ 2023年7月28日、メキシコ・エクイティ
- ・ 2023年12月29日、グローバル・クレジット・フローティング・レート・フィックス・ターム・ボンド2023-2

b) 以下のサブ・ファンドがローンチされた：

- ・ 2023年6月30日、コーポレート・ユーロ・ボンド・フィックス・ターム2027

c) 以下のサブ・ファンドの名称が変更された：

- ・2023年7月3日、グローバル・ショート・デュレーション・ハイ・イールド・ボンドがUSショート・デュレーション・ハイ・イールド・ボンドに変更された。
- ・2023年8月1日、タイ・エクイティがASEANエクイティに変更された。

2. 会計方針

以下の会計方針は、当社の財務書類との関連で重要と考えられる項目を扱う際に一貫して適用されている。

a) 会計公準

本財務書類は、投資ファンドに関するルクセンブルグの法令および規制基準に従い、作成されている。

b) 資産および投資有価証券の評価

公認証券取引所に上場されている投資有価証券および/または金融デリバティブ商品は、当該有価証券が取引される主要市場における入手可能な直近の価格により評価されている。その他の組織化された市場で取引される有価証券は、入手可能な直近の価格または評価時点で当該市場の一もしくは複数のディーラーから入手した実勢価格で評価される。

当該価格がその公正価値を表示していない場合には、かかるすべての有価証券およびその他の認められるすべての資産は、取締役会または取締役会の指図により誠実に決定された見積売却可能価格としての公正価値で評価されるものとする。

各サブ・ファンドの資産は、当報告期間の最終ファンド営業日である2024年3月31日中の異なる複数の時点における入手可能な価格を用いて評価されている。

公認証券取引所に上場されていない、またはその他の組織化された市場で取引されていない金融デリバティブ商品は、以下のとおり市場慣行に従って評価される。

オプション

規制された市場で取引される未決済のオプションは、当該商品のイントラデイ（日中）価格または入手可能な直近の市場価格に基づき評価される。

OTCオプションは、第三者プライシング代理人から入手し、カウンターパーティからの価格と検証した日々の価格に基づき値洗いされる。

オプションの市場価額は、純資産計算書の「オプションに係る未実現（損）益」の項目に含まれている。

オプションに係る実現（損）益および未実現評価（損）益の変動は、損益計算書および純資産変動計算書の「デリバティブに係る実現（損）益」および「デリバティブに係る未実現評価（損）益の変動」の項目にそれぞれ開示されている。

先物契約

先物契約の締結と同時に、当社は、ブローカーに対し、約定価格に対する一定の比率の金額を現金または有価証券で差し入れることが義務づけられる（これは、「当初証拠金勘定」と呼ばれる）。その後、各サブ・ファンドは、未決済の先物契約の市場価値の変動に応じて「変動証拠金」と呼ばれる金額を定期的に支払うか、または受領する。

先物契約に係る未実現評価（損）益は、純資産計算書の「先物に係る未実現利益」および「先物に係る未実現損失」の項目に開示される。未決済の先物契約の市場価値の変動は、損益計算書および純資産変動計算書の「デリバティブに係る未実現評価（損）益の変動」の項目に未実現評価（損）益として計上されている。取引開始時の約定価格と取引決済時の価格との間の差額を表示する実現利益または損失は、先物取引の決済時または契約満期時において、損益計算書および純資産変動計算書の「デリバティブに係る実現（損）益」に計上されている。当初証拠金勘定として預託されている有価証券は、投資有価証券およびその他の純資産明細表に表示されており、預託されている現金は純資産計算書の「銀行預金」に計上されている。日々の変動証拠金として受領すべき金額および/またはブローカーに支払うべき金額も、「銀行預金」または「当座借越」に計上されている。

外国為替先渡契約

外国為替先渡契約の価額は、満期までの残存期間にわたり、原通貨の適用為替先渡レートに基づき日々調整される。当該契約の価値の変動は、取引決済日まで未実現評価益または評価損として計上される。先渡取引が終了される場合、当該サブ・ファンドは、取引開始時の価格と取引終了時の価格との差額に相当する利益または損失を計上する。

外国為替先渡契約に係る未実現評価（損）益は、純資産計算書の「外国為替先渡契約に係る未実現利益」および「外国為替先渡契約に係る未実現損失」の項目に開示される。当該契約から派生する実現（損）益および未実現評価（損）益の変動は、損益計算書および純資産変動計算書の「デリバティブに係る実現（損）益」および「デリバティブに係る未実現評価（損）益の変動」の項目にそれぞれ含まれている。

金利スワップ

金利スワップは、純資産価格の各計算日に値洗いされる。市場価値は、契約に定められる評価要素に基づくものとし、第三者プライシング代理人、マーケット・メーカーもしくは内部モデルから入手される。

未実現評価（損）益は、純資産計算書の「スワップに係る未実現利益」および「スワップに係る未実現損失」の項目に開示され、当該契約から派生する実現（損）益および未実現評価（損）益の変動は、損益計算書および純資産変動計算書の「デリバティブに係る実現（損）益」および「デリバティブに係る未実現評価（損）益の変動」の項目にそれぞれ含まれている。

クレジット・デフォルト・スワップ

クレジット・デフォルト・スワップは、二者間で行われる信用デリバティブ取引であり、一方の当事者（プロテクションの買い手）は、他方（プロテクションの売り手）に対して当該契約の定められた期間にわたり定期的に固定のプレミアムを支払う替りに、原参照債務に関連する信用イベントが発生した際には偶発的な支払いを受領する。

信用イベントが発生した場合、プロテクションの売り手には、以下のいずれかの支払いを行う義務が生じる：（ ）参照債務のオークション価格をスワップの想定元本額から控除した額に相当する正味現金決済額または（ ）参照債務の引渡しと交換にスワップの想定元本額。プロテクションの売りの場合、当社のポートフォリオには、実質的に、スワップ契約の想定元本額を上限とするレバレッジが加わる。

クレジット・デフォルト・スワップは、純資産価格の各計算日に値洗いされる。市場価値は、契約に定められる評価要素に基づくものとし、第三者プライシング代理人、マーケット・メーカーもしくは内部モデルから入手される。

未実現評価（損）益は、純資産計算書の「スワップに係る未実現利益」および「スワップに係る未実現損失」の項目に開示される。当該契約から派生する実現（損）益および未実現評価（損）益の変動は、損益計算書および純資産変動計算書の「デリバティブに係る実現（損）益」および「デリバティブに係る未実現評価（損）益の変動」の項目にそれぞれ含まれている。

トータル・リターン・スワップ

トータル・リターン・スワップとは、各当事者が、証券、商品、バスケットまたはそれらの指数で表示される原資産のパフォーマンスに基づく支払いを固定レートまたは変動レートで交換することに合意する二者間の契約である。一方の当事者は、特定の参照資産のトータル・リターンを支払い、その見返りとして定期的な一連の支払いを受け取る。トータル・パフォーマンスには、原資産の損益に加えて、原資産の種類により契約期間中の利息もしくは配当金が含まれる。交換されるキャッシュフローは、合意された想定元本または数量を基準に計算される。取引の原資産である参照資産のトータル・リターンが相殺される支払いを超過するか不足するかにより、当社は、取引相手方から支払を受け取るか、または取引相手方に支払を行う。

トータル・リターン・スワップは、純資産価格の各計算日に値洗いされる。市場価格の見積額は、契約で定められる評価要素に基づくものとし、第三者プライシング代理人、マーケット・メーカーもしくは内部モデルから入手される。

未実現評価（損）益は、純資産計算書の「スワップに係る未実現利益」および「スワップに係る未実現損失」の項目に開示される。当該契約から派生する実現（損）益および未実現評価（損）益の変動は、損益計

算書および純資産変動計算書の「デリバティブに係る実現(損)益」および「デリバティブに係る未実現評価(損)益の変動」の項目にそれぞれ含まれている。

集団投資スキーム

オープン・エンド型の投資信託/投資法人のサブ・ファンドの受益証券または投資証券は、入手可能な直近の純資産価格から適用される手数料を控除した価格で評価される。

短期金融商品

当社は、短期債務の形態を有する金融商品(コマーシャル・ペーパー、預金証書、短期国債等)のポートフォリオの評価にあたり、償却原価評価法を採用している。加えて、まれな事ではあるが、満期までの期間が90日間を超える確定利付商品が万が一陳腐化した場合、当該商品が売却されるか、当該商品の市場が再び活発になるまで、当社は当該商品を実質的に償却原価で評価するものとする。

モーゲージ関連証券 - To be Announced (後日発表) 証券 (TBAs)

TBAポジションとは、モーゲージバクト証券の一般的な取引慣行により、有価証券が将来の期日に固定価格でモーゲージ・プール(ジニー・メイ、ファニー・メイまたはフレディー・マック等)から購入されることをいう。購入時には有価証券は確定されないが、その主要な特徴が特定される。価格は購入時に定められるが、元本価額は確定されない。TBAポジションは、投資有価証券明細表に開示される。この種の証券の購入は未決済であり、その結果、取引決済時に支払義務を負う金額は、純資産計算書の「投資有価証券購入未払金」の項目に開示される。投資有価証券明細表のマイナスのポジションは、ファンドによるTBAsの売却約定を表す。取引決済時に受領する権利を有する金額は、純資産計算書の「投資有価証券売却未収金」の項目に開示される。TBAsに係る実現(損)益および未実現評価(損)益の変動は、損益計算書および純資産変動計算書の「投資有価証券に係る実現(損)益」および「投資有価証券に係る未実現評価(損)益の変動」の項目にそれぞれ開示されている。

c) 収益および費用

配当金は配当落ちベースで計上される。配当金は、源泉税の控除後、損益計算書および純資産変動計算書の「投資収益(純額)」に反映されている。

債券の受取利息は発生主義で日々計上される。債券が償還時の価額に対して割引発行またはプレミアム発行されている場合、当該有価証券から発生する合計収益は、かかる割引またはプレミアムを実効金利ベースで考慮した上で、当該有価証券の期間にわたって配賦される。ボンドの受取利息は、実効金利法(以下「EIR」という。)を使用して計上される。債券の受取利息は、損益計算書および純資産変動計算書の「投資収益(純額)」の項目に反映されている。

金利スワップ契約(IRS)の受取利息/支払利息は日々計上される。金利スワップ契約(IRS)の受取利息/支払利息の純額は、損益計算書および純資産変動計算書の「投資収益(純額)」の項目に反映されている。

d) 外国為替

サブ・ファンドの該当報告通貨以外の通貨建の投資有価証券の原価、収益および費用は、取引時点の実勢為替レートで計上される。該当報告通貨以外の通貨建の投資有価証券ならびにその他の資産および負債の市場価格は、2024年3月31日の実勢為替レートで換算されている。

e) 投資有価証券にかかる実現(損)益

投資有価証券の売却にかかる実現(損)益は、当該投資有価証券の取得平均原価と売却手取金の差額(注記5に詳述されるとおり、取引費用は除く。)である。

サブ・ファンド、ロシア・エクイティ(2022年2月25日以降停止されている)の損益計算書および純資産変動計算書に計上された投資有価証券に係る実現損失5,404,501米ドルは、主に、2023年7月12日に1口当り2.05英ポンドで売却されたPOLYMETAL INTERNATIONALの投資証券346,508口の売却によるものである。

当該証券は、米国財務省外国資産管理局(OFAC)が発行する制裁対象資産のリストには含まれていないが、当該サブ・ファンドの投資者の最善の利益のために売却された。

f) 為替換算

当ファンドの基準通貨は米ドルで、合算財務書類は当該通貨で表示されている。

各サブ・ファンドの帳簿および記録は、各サブ・ファンドの基準通貨建てで表示される。

ファンドの基準通貨以外の通貨建ての収益および費用ならびに資産および負債は、期末の実勢為替レートで換算される。

期末に適用された主要な為替レートは以下のとおりである。

1米ドル=0.925926ユーロ

1.3496シンガポール・ドル

g) 負債の分離

当社は、サブ・ファンド間で負債を分離している。すなわち、各サブ・ファンドの資産は、当該サブ・ファンドに関連する投資主の権利ならびに当該サブ・ファンドの設立、運営および清算に関連して発生した債権者の請求権を満足させるために排他的に使用される。

h) 証券貸付取引

当社は、証券貸付取引(借手が将来の所定の日にはまたは譲渡者が要求する時点で同等の有価証券を返還することを条件にカウンターパーティが有価証券を譲渡する取引)を行うことができる。かかる取引は、有価証券を譲渡するカウンターパーティの側からは有価証券の貸付とみなされ、譲渡先のカウンターパーティ側からは有価証券の借入とみなされる。

当社は、当社が貸付けた有価証券をいつでも回収できること、または当社が締結した証券貸付契約をいつでも終了できることを確保するものとする。

証券貸付取引からのすべての収益(取引費用控除後)は、貸付代理人によって確認された情報に基づき該当するサブ・ファンドに計上される。

証券貸付取引に関する詳細な情報は、後述の注記11に開示されている。

当該取引の保証として、該当するサブ・ファンドは担保を受け取る。貸付中の有価証券は第三者ブローカーに引き渡され、貸付中の資産は、当該サブ・ファンドのポートフォリオの一部として引続き評価される。貸付の終了時に、当該サブ・ファンドは、提供された担保を借手に返還することが要求される。当該報酬は、損益計算書および純資産変動計算書の「投資収益(純額)」に計上される。

i) 直物外国為替取引

2024年3月31日現在における未決済の直物外国為替取引は、純資産計算書の「未決済直物外国為替取引未収金」と「未決済直物外国為替取引未払金」に計上されている。

j) トレイラー・フィーおよびリベート

当社は、管理会社に管理報酬を支払う。トレイラー・フィーは、管理報酬の中から取られるか、あるいは管理会社は、管理報酬の一部をサブ・ファンドの資産の中から承認仲介機関へ直接支払うよう当社に指示することができる。どちらの場合も、支払われるべき管理報酬はその分減額される。

3. 株式資本

当社は、下表のとおり、一または複数のサブ・ファンドについて、投資者に対し、A、B、E、F、I、J、K、L、M、N、P、R、S、SP、T、U、W、X、Y、YP、ZおよびZP投資証券のいずれかを発行している。

サブ・ファンドの各投資証券クラス内において、当社は、その配分方針(資本累積型(C)投資証券、分配型(D)投資証券)、その基準通貨、ヘッジ活動(H)および/または取締役会が定めたその他の基準により区分される、異なるサブ・クラスを設定する権利を有するものとする。

すべての投資証券クラスは、「資本累積型投資証券」および「分配型投資証券」の両方で販売される。

クラス	概要	最低当初投資金額 / 最低保有金額	
クラスA	A投資証券は、すべての投資者に販売される。	米ドル	5,000 (英文目論見書の当該サブ・ファンドの特徴の項に別段の記載がある場合はこの限りではない。)

当社の取締役会は、一または複数のサブ・ファンドについて異なる投資証券クラスを発行する権限を有している。各投資証券クラスの特徴の詳細は取締役会の単独の裁量により決定される。追加の投資証券クラスが設定される場合には、英文目論見書が更新される。

一サブ・ファンドの全投資証券の申込金額は、1つの共通の投資ポートフォリオに投資される。同一クラスの全投資証券は同等の権利および特権を有する。各投資証券は、発行と同時に、関連するサブ・ファンドの清算ならびに当該サブ・ファンドについて宣言される配当金およびその他の分配金に関して、当該サブ・ファンドの当該クラスの資産に平等に参加する権利を有する。投資証券は優先権または新株引受権を有さず、各1口(端株は含まない。)はすべての投資主総会において1議決権を有する。

取締役会は、定款ならびに当社および/またはその他の投資主に対する投資主の義務を定める書類(申込書を含む)に基づき自らの義務を履行しない投資主については、その議決権を行使する権利を停止することができる。上記に従い一もしくは複数の投資主の議決権が停止された場合、当該投資主には投資主総会の招集通知が送付されるものとし、当該投資主は投資主総会に出席できるが、当該投資主の投資証券は、定足数および多数決要件が充足されているか否かを決定する際に考慮されないものとする。投資主は、一時的に、または永久に、その保有する投資証券の全部もしくは一部について自らの議決権を行使しないことを(個人的に)約束することができる。

最低当初投資金額は、当社取締役会の裁量により放棄または減額される場合がある。

投資証券クラスの通貨および連続するクラス

複数のサブ・ファンドで発行される投資証券クラスは、そのクラスの名称の後に、分配特性ならびに(該当する場合には)そのヘッジ方針および基準通貨のヘッジ対象通貨を付した名称で呼ばれる。例えば、上述

の定義に従って、収益を分配し、ユーロに対するヘッジ方針が適用されるクラスAとして発行される投資証券は、ADHEURとして特定され、収益を累積するクラスI投資証券はICとして特定される。

分配型投資証券は、サブ・ファンドおよびクラスの名称に続く「D」により特定される(例えば、クラスAD)。ただし、サブ・ファンドおよびクラスの名称に「M」が続く場合は(例えば、クラスAM)、毎月分配型投資証券とし、サブ・ファンドおよびクラスの名称に「B」が続く場合は(例えば、クラスAB)、隔月分配型投資証券とし、サブ・ファンドおよびクラスの名称に「Q」が続く場合は(例えば、クラスAQ)、四半期分配型投資証券とし、サブ・ファンドおよびクラスの名称に「S」が続く場合は(例えば、クラスAS)、半期分配型投資証券とする。

サブ・ファンドの各投資証券クラス内に、別個の通貨ヘッジ付クラスが発行される場合がある(「H」または「0」および基準通貨のヘッジ対象通貨もしくはサブ・ファンドの総資産が主に投資される通貨のヘッジ対象通貨を付した名称で呼ばれる。例えば、資本累積型投資証券クラスがユーロにヘッジされる場合は、「ACHEUR」または「ACOEUR」と表示される)。通貨ヘッジ方針の実行に関する管理事務代行会社またはその他の指名された関係者の報酬は当該通貨ヘッジ付クラスによって負担される。かかる報酬は、後述する運営費用、管理事務代行費用およびサービス費用に加算される。損益もまた、当該通貨ヘッジ付クラスに対して計上される。

4. 手数料および費用

a) 手数料体系の説明

当社への投資は、一般に、A、B、E、F、I、J、K、L、M、N、P、R、S、SP、T、U、W、X、Y、YP、ZおよびZP投資証券クラスにより表示される手数料体系に基づき提供される。

HSBCインベストメント・ファンズ(ルクセンブルグ)エス・エイ(以下「管理会社」という。)は、各投資証券クラスにつき、当該クラスに関連して提供されるすべての投資運用業務、投資助言業務および販売業務をカバーする管理報酬を受領する権利を有する(後記「(b)管理報酬」を参照のこと)。

さらに、当社は、管理会社に対して、運営費用、管理事務代行費用およびサービス費用をカバーする報酬を支払う。サブ・ファンドの運営費用、管理事務代行費用およびサービス費用の変動から投資主を保護するため、当社は、管理会社との間で、かかる運営費用、管理事務代行費用およびサービス費用をカバーするために請求する報酬の年率を固定することに同意している。

当該費用が当該年率を超えた場合、当該年率を超える超過分は管理会社によって直接負担されるものとする(後記「(d)運営費用、管理事務代行費用およびサービス費用/通貨ヘッジ付投資証券クラス運用報酬」を参照のこと)。

b) 管理報酬

当社は、各サブ・ファンドまたは各投資証券クラスについて、その純資産総額に対する割合で計算される年次管理報酬(以下「管理報酬」という。)を管理会社に支払う。管理報酬は日々発生し、毎月後払いで支払われる。管理報酬の料率は下表のとおりである。

サブ・ファンド	クラスA
債券サブ・ファンド	
グローバル・インベストメント・グレード・セキュリティズド・クレジット・ボンド	0.900

クラスA、B、K、P、R、S、X、Y、YP、ZおよびZP投資証券の上限料率は英文目論見書に記載されるとおりである。

管理報酬は、当社の該当サブ・ファンドに関連して管理会社、投資顧問会社および販売会社より提供される投資管理業務、投資顧問業務および販売業務をカバーする。管理会社は当該報酬の中から、投資顧問会社および販売会社の報酬の支払いに責任を負い、当該報酬の一部を公認仲介業者または管理会社はその裁量により決定するその他の者に支払うことができる。

管理会社は、管理報酬の一部を当社の資産の中から当該各サービス提供会社および当該各特定者に直接支払うよう当社に指示することができる。かかる場合、管理会社に支払うべき管理報酬はその分減額される。管理会社自身によって、または管理会社と共通の経営もしくは支配または資本金もしくは議決権の10%超の直接または間接的出資により結ばれている企業によって直接もしくは間接的に管理されているUCITS(当社のその他のサブ・ファンドを含む。)およびその他適格UCIsの投資証券または受益証券に当社が投資する場合、当社と当社が投資している当該UCIsの間には管理報酬、申込手数料および買戻手数料が二重に請求されないものとする。

c) 取締役の報酬、費用および利害

取締役は、当社との間の取引もしくは契約、または当社が利害を有する取引もしくは契約の当事者となることや利害関係者となることことができる。ただし、当該取締役は、かかる取引または契約の締結に先立ち、当該契約の性質および利害の程度をその他の取締役に対して開示していることを条件とする。取締役会の承認を条件として、取締役は、自らが利害を有する取決めもしくは契約または提案についてはどのようなものであれ、最初にかかる利害を開示した上でそれについて投票することができる。当該取締役は、その役職により当社と契約する資格を失うことはないものとする。当社が締結を検討している契約についてある取締役が利害を表明する場合、当該取締役は当該契約を検討するいずれの会議の定足数にも含まれることができ、当該契約を締結するための決議に投票することができる。ただし、取締役会によりなされる決定は、通常の条件下で締結された現在の運営に係るものとする。

当社は、各非執行社外取締役に対し、55,000ユーロの年次報酬を支払う。この金額は、当社によって支払われる運営費用、管理事務代行費用およびサービス費用を通じて、管理会社によって支払われる。運営費用、管理事務代行費用およびサービス費用の金額は純資産価格の計算されるごとに計上され、四半期毎に後払いされる。当期末である2024年3月31日現在、総額165,000ユーロが各非執行社外独立取締役の報酬として請求されている。

d) 運営費用、管理事務代行費用およびサービス費用 / 通貨ヘッジ付投資証券クラス運用報酬

当社は、管理会社に対し、一定の運営費用、管理事務代行費用およびサービス費用ならびに通貨ヘッジ方針の実行をカバーするための報酬を支払う。管理会社は、この報酬の中から、特に、保管銀行、管理事務代行会社、登録・名義書換事務代行会社またはその他の任命された企業に支払われる以下に記載される費用等の支払いに対して責任を負う。下記の費用の実際の合計額が各サブ・ファンドおよび各投資証券クラスについて設定されている運営費用、管理事務代行費用およびサービス費用および通貨ヘッジ付投資証券クラス運用報酬の合計額を超過した場合、当該年率を超える当該費用の超過分は、管理会社もしくはその関連会社により直接に負担されるものとし、同等に管理会社もしくはその関連会社はいずれの剰余額も留保することができる。

() 運営費用、管理事務代行費用およびサービス費用は、保管銀行およびそのコルレス銀行に支払われる継続的な保管 / 預託報酬および保管手数料、管理事務代行会社に支払われるファンドの会計および管理事務代行業務(所在地事務代行業務を含む。)に対する報酬ならびに登録・名義書換事務代行会社に支払われる登録・名義書換事務代行業務に対する登録・名義書換代行報酬をカバーする。

また運営費用、管理事務代行費用およびサービス費用は、新サブ・ファンドの設定に関係する費用、子会社(本注記6を参照)の費用、英文目論見書の「税金」の項目に記載する税率によるルクセンブルグの資産ベースの税金、報酬および取締役会が負担した合理的な立替費用、弁護士・監査報酬および費用、翻訳費用を含む継続的な登録および上場手数料、投資主に直接配布するかまたは仲介業者を通じて配布する当社の目論見書、Key Investor Information Documents、財務報告書、明細書およびその他の書類の作成、印刷および配布の費用をカバーする。

本報酬は、各サブ・ファンドおよび/または各クラスにつき、2024年1月付の当社の英文目論見書に定めるとおり、該当するサブ・ファンドまたはクラスの純資産総額に対する固定の割合とする(前記の管理報酬の料率表および後記の運営費用、管理事務代行費用およびサービス費用の料率表に記載されている。)。当該報酬は日々発生し、毎月後払いで支払われる。

クラスW投資証券には、運営費用、管理事務代行費用およびサービス費用は請求されないものとする。

当該投資証券クラスに割当てられるすべての報酬および費用は、HSBCグループのメンバー会社または関係会社により直接支払われるものとする。

()通貨ヘッジ運用報酬は、通貨ヘッジ付投資証券クラスの通貨ヘッジ付投資証券クラス方針の実行に関して管理事務代行会社またはその他任命されている当事者の報酬をカバーする。

クラスA、B、E、I、J、L、M、N、P、R、S、X、Y、YP、ZおよびZP投資証券について、()と()の上限料率は1.0%である。ただし、取締役会は、各投資証券クラスに適用される前述の報酬水準を変更する権利を留保している。かかる費用を引き上げる場合は、関連する投資主に少なくとも1か月前に通知されるものとする。かかる通知期間の間、かかる投資主は手数料なしでこれら投資証券の買戻しを請求することができる。

管理会社は、上記の報酬の一部を当社の資産の中から上記の各サービス提供会社に直接支払うよう当社に指示することができる。その場合、管理会社に支払われるべき報酬はその分減額される

運営費用、管理事務代行費用およびサービス費用の料率は以下のとおりである。

サブ・ファンド	クラスA
債券サブ・ファンド	
グローバル・インベストメント・グレード・ セキュリティタイズド・クレジット・ボンド	0.25

5. 取引費用および臨時費用

証券取引に附随する取引費用は、投資有価証券の取得原価に加算され、投資有価証券の売却手取金から控除され、損益計算書および純資産変動計算書の「取引手数料」の項目に計上される。

各サブ・ファンドは、投資有価証券および金融商品の売買コストおよび費用、仲介手数料およびコミッション、支払利息または税金ならびにその他取引関連費用を負担する。これらの取引手数料は、現金ベースで計上され、その発生時点または請求時点で、その帰属するサブ・ファンドの純資産の中から支払われる。取引手数料は、各ファンドの投資証券クラス間で割当てられる。

当社は、訴訟費用および公租公課の全額ならびに当社またはその資産に課される予測不能な費用を含む(ただし、これらに限定されない。)臨時費用を負担する。

債務証券およびデリバティブについての取引費用は当該証券の買付価格から切り離して識別できないため、別箇に開示することはできない。

6. 当社の課税上の取扱い

以下の記載は、ルクセンブルグ大公国の現行の法律および税務慣行についての当社の理解に基づくものであるが、今後変更される可能性がある。

当社の利益または収益に対しては、ルクセンブルグの税金は課税されない。ただし、当社は、ルクセンブルグにおいて、純資産総額に対する年率0.05%の税金の支払義務を負い、当該税金は該当する暦四半期末の当社の純資産総額に基づき四半期毎に支払われる。当該税率は、該当サブ・ファンドのクラスSP、ZP、J、L、S、W、XおよびZ投資証券に対しては年率0.01%に軽減される。ファンド投資証券の発行に関し、ルクセンブルグの印紙税その他の税金は課されない。

クラス/サブ・ファンドは、ルクセンブルグの2010年法第174条および第175条の以下の要件に適合する場合には、かかる0.01%の税金を免除される。()クラス/サブ・ファンドの投資証券の投資者が機関投資家に限定されている場合、()クラス/サブ・ファンドのポートフォリオの唯一の目的が、短期金融市場商品および/または金融機関に対する預金への投資である場合、()クラス/サブ・ファンドのポートフォリオの残存平均満期が90日未満でなければならない場合、および()クラス/サブ・ファンドが公認格付機関の可能な限り最高位の格付による恩恵を受けない場合。

さらに、以下は当該税金が免除される。

- a) 年金基金および類似のピークルのみによって保有されているサブ・ファンド。
- b) 小規模融資を専門とする金融機関への投資をその主要目的とするサブ・ファンド。
- c) () 以上の証券取引所または定期的に運営され、公認かつ公開のその他規制された市場において上場または取引され、かつ() 一もしくは複数の指数の運用成績に連動させることを排他的目的とするサブ・ファンド/クラスの投資証券。上記() に適合するサブ・ファンドについて複数の投資証券クラスが発行されている場合には、上記() に適合する投資証券クラスのみがこの免除が適用される。
- d) サブ・ファンドの資産のうちルクセンブルグ籍の投資信託/投資法人またはそのサブ・ファンドに投資されている部分(プロラタ)で、当該税金の対象となっている部分。

保有するその他適格UCIの受益証券/投資証券によって表示される資産の価額についても当該税金が免除される。ただし、2010年法(改正済)第174条または2007年2月13日法(改正済)第68条で規定されるとおり、当該受益証券/投資証券に当該税金がすでに課せられていることを条件とする。

当社の資産の実現または未実現の値上がり益にはルクセンブルグの税金は課税されない。

その他の税金

適用ある外国の税法に基づき、利息および配当金から源泉税が控除される場合があり、またキャピタル・ゲイン税が様々な料率で課される可能性がある。

一般的事項

多くの市場において、当社は、外国投資法人として、その保有する当該市場の株式および有価証券から実現する投資リターンに係る収益および利益に対し、源泉徴収または申告課税により、還付不能な税金が課税される場合がある。当社は可能な限り、当該国の税金が投資リターンに及ぼす影響を最小化し、投資主のために最善のリターンを獲得するために、関連する二重課税防止条約および当該国の国内法に基づく権利を主張する。かかる主張は、当該国の税務当局による関連法規の解釈および適用に関して、当社の預託機関、外部顧問ならびにその他ソースから入手できる情報を考慮して、当該主張が有効であると当社が理解する場合に主張される。

当社は、該当日現在で当社が入手できる助言および情報を考慮して、キャピタル・ゲイン税が課税される可能性が「どちらかといえばある」と判断する場合に、キャピタル・ゲイン税に対する引当金を設定する方針である。ただし、かかる引当金の額は、最終的な税金債務をカバーするために十分ではない場合もあれば、それを超過する場合もある。

当社は、当該日における税法および税務慣行を考慮して、最善努力原則に基づき、柔軟な課税および課税会計処理を主張していく方針である。当社が登録、販売または募集されている国の税法または税務慣行の変更が当該国における当社の投資対象の価値に影響を及ぼす可能性がある。特に、ある国の議会または税務当局によって税法または税務慣行に関する変更が遡及適用された場合には、その影響を受けるサブ・ファンドの既存投資主が結果的に損失を被る可能性がある。当社は、ある特定の市場で保有する投資対象からのリターンに係るタックス・ポジションについて、またはある特定の市場もしくは国における税金の遡及適用リスクについて保証を提供することはない。

7. 純資産価格の開示

a) 終値

サブ・ファンドの資産は、当期の最終ファンド営業日である2024年3月31日中の異なる複数の時点における入手可能な価格を用いて評価されている。

当社が公表のみを目的として純資産価格を計算したと仮定した場合には、純資産価格の評価に用いられる市場価格は2024年3月31日の終値となる。ただし、これらの純資産価額は、本財務書類に記載する純資産価額と著しく異なる額ではない。

b) サブ・ファンド間のクロス投資

2024年3月31日現在、サブ・ファンド間のクロス投資の総額は399,298,082米ドルであり、よって、サブ・ファンド間のクロス投資を除く当期末現在の合算純資産総額は32,854,217,949米ドルとなる。

サブ・ファンドは、クロス投資を行っていない。

8. 現金担保の情報

2024年3月31日現在、当社は、サブ・ファンドについて以下の現金担保を支払った/(受領した)。

サブ・ファンド	契約相手方	金融商品の種類	通貨	現金担保 (サブ・ファンドの通貨建)
該当なし				

9. 分配

2024年3月31日現在発行済の分配型投資証券クラスのほとんどは、2010年4月1日または該当する投資証券クラスの設定日より、英国の「Reporting Fund」として適格となっている。2013年4月1日よりすべての分配型および累積型の投資証券クラスが英国の「Reporting Fund」として適格となっている。新しい投資証券クラスが設定された時点で、英国歳入・関税庁に対して、英国の「Reporting Fund」としての適格申請がなされる。英国の「Reporting Fund」として適格である投資証券クラスの詳細は、英国歳入・関税庁のウェブサイト(www.hmrc.gov.uk)で閲覧できる。

本財務書類の日付現在の適格状況は、

<https://www.gov.uk/government/publications/offshore-funds-list-of-reporting-funds>で閲覧できる。

当社は、投資主の英国税の確定申告に必要な年間の「reportable income」の報告書をwww.kpmgreportingfunds.co.ukに開示する。インターネットにアクセスできない投資者は、当社の登記上の事務所宛に書面で申請することができる。

当社は、サブ・ファンドについて、2024年3月31日に終了した年度に以下の1口当たり分配金(配当落日)を支払った。

クラス	通貨	2023年 4月	2023年 5月	2023年 6月	2023年 7月	2023年 8月	2023年 9月	2023年 10月	2023年 11月	2023年 12月	2024年 1月	2024年 2月	2024年 3月
グローバル・インベストメント・グレード・セキュライズド・クレジット・ボンド													
AM2	USD	0.045030	0.044991	0.049457	0.052030	0.052052	0.052109	0.051985	0.052058	0.052171	0.052869	0.052858	0.052903

* 本注記に開示している分配金は、分配の基準日の為替レートを用いてサブ・ファンド通貨で報告している。

10. その他の収益

その他の収益は、主に、希薄化防止賦課金(注記14を参照)から構成される。

11. 証券貸付取引

各サブ・ファンドは、追加の資本または収益を生み出す目的で(借り手が支払う手数料または現金担保の再投資を通じて)、またはコストを削減する目的で、「証券金融取引の透明性および再利用に関する2015年11月25日の欧州議会・理事会の規則(EU)2015/2365」(以下「SFTR」という。)、 「ETFsおよびその他のUCITSの課題に関するESMAの2014年8月1日付指針(ESMA/2014/937EN) (以下「ETFsおよびその他のUCITS銘柄に関するESMAガイドライン」という。)、投資信託/投資法人が譲渡可能証券および短期金融市場商品に関する一定の手法および商品を使用する際に適用される規則に関するCSSF通達08/356、ETFsおよびその他のUCITSの課題に関するESMAガイドラインに関するCSSF通達14/592(以下「CSSF通達14/592」という。)、ならびにその他適用される法律、規則、通達もしくはCSSFの見解(これらの改正または置き換えを含む)を遵守することを条件に、証券貸付取引に参加することができる。

取締役会は、証券貸付プログラムの実行、管理および日々の監督を管理会社に委任している。管理会社は、管理会社が承認した借り手に対して担保と引き換えに有価証券を一時的に譲渡する証券貸付取引プログラムに参加すべきサブ・ファンドを決定することができる。サブ・ファンドに属する譲渡可能証券または短期金融市場商品のいずれも、証券貸付取引の対象となる可能性がある。管理会社は、取締役会に対し、証券貸付活動について定期的に報告を行い、証券貸付プログラムに関して引続き取締役会の継続的な監督および管理に従うものとする。

証券貸付取引は、継続的に利用することを目的とする。証券貸付取引の対象とするサブ・ファンドの純資産価額の比率は、約25%とする方針である。

証券貸付代理人は、証券貸付取引に関するサービスの対価として総収益の15%の手数料を受け取る。また、管理会社は、証券貸付取引に関して遂行された監視業務の対価として総収益の10%の手数料を受け取る。総収益の残りの75%は、証券貸付取引プログラムに参加している該当するサブ・ファンドが受領する。各サブ・ファンドの収益および費用は、ファンドの年次報告書（英文）および半期報告書（英文）に記載されている。

証券貸付取引のカウンターパーティの承認と選定のプロセスは、様々な基準に基づくカウンターパーティの動態的評価である。カウンターパーティの承認に使用される基準には、カウンターパーティの最低信用格付け、国籍、アクセスのしやすさ、専門的取引の実行および規制上のリスク・プロファイルが含まれるが、これらに限定されるものではない。

サブ・ファンド	通貨	貸付証券の時価	受領担保の時価	証券貸付収益（純額）*
グローバル・インベストメント・グレード・セキュライズド・クレジット・ボンド	米ドル	-	-	176

* 証券貸付取引からのすべての収益（取引費用控除後）は、該当するサブ・ファンドに計上され、損益計算書および純資産変動計算書の「投資収益（純額）」の項目に含まれる。サブ・ファンド毎の収益総額は、年次報告書（英文）および半期報告書（英文）に開示される。

証券貸付代理人は、管理会社の関連会社である香港上海銀行である。

証券の貸付により受領した担保の種類は、債券と株式に対応する。

サブ・ファンド毎の各カウンターパーティの名称は、年次報告書（英文）および半期報告書（英文）に開示される。

2024年3月31日に終了した年度において、証券貸付取引に関して再利用した担保はない。

12. 関係当事者との取引および各サブ・ファンドにつき支払われた仲介手数料

関係当事者との間のすべての取引は、アームズレングス基準で実行されている。

(a) 関係当事者における銀行口座および預託金

銀行口座が維持され、預託金が預託されているのは、主に、HSBCグループのメンバー会社であるHSBCコンチネンタル・ヨーロッパである。

(b) 関係当事者との間の投資取引

サブ・ファンドは、投資対象の購入および売却に際して、HSBCグループのメンバー会社のサービスを利用する。サブ・ファンドについて、2024年3月31日に終了した年度に実行された当該取引の詳細は下記のとおりである。

サブ・ファンド	通貨	当期の当該取引合計額	当期の取引全体に占める当該取引額の割合（%）	当期について支払われた手数料	平均手数料率（%）
グローバル・インベストメント・グレード・セキュライズド・クレジット・ボンド	米ドル	262,317,002	5.24	-	0.00

以下に記載するコミッション共有契約を除き、導入されているソフトコミッション契約は存在しない。

所在地によっては、投資顧問会社およびその関係会社は、一定のブローカーとの間でソフトコミッション共有契約(香港の証券先物委員会によりソフトコミッションと定義されている、ファンドによって使用される調査サービスのみに関連する)を締結しており、それについて、投資顧問会社またはその関係会社は、投資の意思決定を補助するために使用される物品およびサービスを受領した。

投資顧問会社またはその関係会社は、これらのサービスに対して直接的な支払いは行わず、当該サブ・ファンドのためにブローカーとの間で一定の量の取引を行うことに合意する。すべての取引は、通常の商業的条件に基づき、業務の通常の過程で行われた。

かかる取引について、手数料が当社によって支払われた。当社のために使用された物品およびサービスには以下が含まれる: 調査および助言サービス、経済および政治分析、ポートフォリオ分析、市場分析ならびに投資関連刊行物。

(c) 取締役によるファンド投資証券の保有

ティモシー・パルマーは、ファンドの取締役に任命される前にHGIFトルコ・エクイティの投資証券を取得し、現在保有している。

13. 投資有価証券の変動表

詳細な投資有価証券の変動表は、当社の登記上の事務所に請求することにより、無料で入手することができる。

14. 希薄化防止のための仕組み(「希薄化防止メカニズム」)

各サブ・ファンドについて、2つの希薄化防止メカニズム(価格調整と希薄化防止賦課金)が適用可能であり、両方のメカニズムとも、サブ・ファンドの投資主の保護を目的としている。価格調整には、2つの異なるメカニズムがある: 部分的スイング・プライシング調整と完全スイング・プライシング調整(完全スイング・プライシング調整は、サブ・ファンド、コーポレート・ユーロ・ボンド・フィックス・ターム2027にのみ適用される)。

投資者がサブ・ファンドの投資証券を購入または売却する時には、投資顧問会社は、サブ・ファンドの原投資対象を購入または売却しなければならない場合がある。これらの取引を考慮した希薄化防止メカニズムがなければ、サブ・ファンドの全投資主が、これらの原投資対象の購入および売却に関連する費用を支払うことになる。これらの取引費用には、ビッド・オファー・スプレッド、取引に係る手数料および税金が含まれる(ただし、これらに限定されない。)

希薄化防止賦課金

希薄化防止メカニズムの閾値率に達するまでは希薄化防止賦課金または価格調整は適用されず、取引費用はサブ・ファンドによって負担される。この結果、既存の投資主には希薄化(1口当り純資産価格の減少)が生じることになる。投資者は、副販売会社が投資者の申込代金の全額に対して申込手数料(もしあれば)を課す可能性があり、希薄化防止賦課金の適用を考慮しない可能性があることに留意する必要がある。なお、申込手数料以外の報酬は、引続き、価格調整前の純資産価格に基づき計算される。

1口当り純資産価格が調整されるのは、価格調整が適用される場合のみである。希薄化防止賦課金が適用される時は、資本の正味の流入の場合、希薄化防止賦課金が各申込金額から控除され、その額に応じて投資者が受領する投資証券口数が減少する。資本の正味の流出の場合、希薄化防止賦課金が各買戻金額から控除され、その額に応じて投資者が受領する買戻代金が減少する。希薄化防止賦課金の金額は最高2%までとし、取締役会の裁量により減額もしくは放棄することができる。価格調整の場合は、調整額は2%を超えないものとする。ただし、ボラティリティが高い、資産の流動性が低下している、市場にストレスがかかっている期間などの例外的な市場環境では、調整額が大幅に引き上げられる可能性がある。

各メカニズムの詳細は、当社の最新の英文目論見書に規定されている。

価格調整

当年度中、当社は、部分的スイング・プライシング調整を適用している。

当年度中、完全スイング・プライシング調整は、適格サブ・ファンドであるコーポレート・ユーロ・ボンド・フィックス・ターム2027に対して適用されていない。

各サブ・ファンドにどの希薄化防止メカニズムが適用されるかについての詳細は、管理会社から入手できる。当社が特定のサブ・ファンドについて導入されている希薄化防止メカニズムの変更を決定した場合（すなわち、価格調整から希薄化防止賦課金へ変更、またはその反対）、該当する規制当局から事前の承認（要求される場合）を得るものとし、影響を受ける投資者には、1か月以上前に書面で通知される。

当期中に価格調整メカニズムを適用した（すなわち、純資産価額がスイング調整されたか否か）サブ・ファンドのリストは、<https://www.assetmanagement.hsbc.co.uk/en/intermediary/fund-centre>で入手できる。

以下の表は、2024年3月31日に価格調整が行われたサブ・ファンドについて、価格調整前の1口当り純資産価格（以下「スイング調整前純資産価格」という。）および価格調整後の1口当り純資産価格（以下「スイング調整後純資産価格」という。）を開示するものである。

サブ・ファンド	スイング調整前純資産価格*	スイング調整後純資産価格
該当なし		

15. 総経費率

総経費率（TER）は、集団投資スキームのTERの計算および開示に関するAMAS（スイス資産運用協会）のガイドラインの要求に沿って、管理事務代行会社により算定されている。当期中に発生した実際の費用は年率換算されており、当期についての当該投資証券クラスの平均運用資産に対する割合として計算されている。またTERは、パッシブヘッジ報酬に対応する割合を含む。

合成TERは、ファンド・オブ・ファンズとして、現行のガイドラインの意味におけるTERを公表する他の集団投資スキーム（ターゲットファンド）に純資産の10%以上を投資する各サブ・ファンドについて適用される。当該ファンド・オブ・ファンズの複合（合成）TERは、会計年度/期間のクロージング日または会計年度/期間の末日付で、管理事務代行会社によって計算される。

16. サブ・ファンドの清算

該当なし

17. 重要事象

ロシアのウクライナ侵攻

ロシアのウクライナ侵攻は、証券および商品の地域・世界の経済市場に深刻な悪影響を及ぼしており、今後も及ぼし続ける可能性がある。ロシアの行動を受けて、各国政府は、ロシアに対し、特に以下を含む広範な経済制裁措置を発動している：

- ロシアの一部の企業、大手金融機関、政府高官およびオリガルヒとの取引の禁止
- 一部の国および欧州連合によるロシアの指定銀行の国際銀行間通信協会（SWIFT）からの排除
- ロシア中央銀行が制裁の影響を弱めることを防止するための制限的措置

制裁措置および将来の潜在的な制裁措置（ロシアのエネルギーセクターに影響を及ぼす制裁措置を含むが、これに限定されない。）およびその他の行動ならびにかかる制裁措置や行動に対するロシアの報復的対応など現在起こっている出来事は、グローバル市場のパフォーマンスおよび流動性に今後も引続き悪影響を及ぼす可能性があり、結果的には、ロシアの発行体に対する直接的エクスポージャーを超えて各サブ・ファンドの投資対象の価額にマイナスの影響を及ぼす可能性がある。また、世界の様々な市場に関して重大な不確実性とリスクを生じさせ、各サブ・ファンドのパフォーマンスならびにその投資対象またはオペレーショ

ンにマイナスの影響を及ぼす可能性がある。投資者は、継続的な敵対状況または数々の制裁措置およびそれに関連する出来事がいつまで続くかは予測不能であることに留意する必要がある。

ウクライナ/ロシア危機の影響

取締役会は、2022年3月1日に、追って通知をするまでHGIFロシア・エクイティを停止することを決定した。取締役会は、管理会社と共に引続き状況を監視している。今後、この状態を変更する決定がなされる場合は、必要に応じて適宜投資者に通知される。

2022年3月2日以降、HGIFグローバル・エマージング・マーケット・ローカル・デット、HGIFグローバル・エマージング・マーケットESGローカル・デットおよびHGIFグローバル・エマージング・マーケット・マルチアセット・インカムに組み入れられているすべてのルーブル建のロシア国債およびそれらの利札の評価はゼロに引き下げられている。

2022年3月3日より、HGIFグローバル・エマージング・マーケット・マルチアセット・インカム、HGIFグローバル・エクイティ・ボラティリティ・フォーカスト、HGIF BRICマーケット・エクイティおよびHGIF BRICエクイティに組み入れられているすべてのロシア株の評価は90%引き下げられている。ADR/GDRについては、市場価格が90%を超えて下落した場合、当該銘柄は直近の市場価格を用いて評価される。2022年3月10日より、HGIFグローバル・エマージング・マーケット・マルチアセット・インカム、HGIFグローバル・エクイティ・ボラティリティ・フォーカスト、HGIF BRICマーケット・エクイティおよびHGIF BRICエクイティに組入られているすべてのルーブル建ロシア株の評価はゼロに引き下げられている。

2022年3月11日以降、米国の証券取引所に上場されている米ドル建の銘柄Yandexの価格はゼロと評価されている。当該銘柄は、HGIF BRICマーケット・エクイティおよびHGIF BRICエクイティに組み入れられている。2022年6月2日以降、Sberbank PJSC ADR、Rosneft IIGDRおよびSeverstal PJSC GDRの証券の価格はゼロと評価されている。これらの証券は、HSBC GIFロシア・エクイティおよびHSBC GIF BRICマーケット・エクイティに組み入れられている。

2022年7月1日以降、Gazprom PJSC ADR、Lukoil PJSCおよびNovatek PJSC GDRの証券の価格はゼロと評価されている。これらの証券は、HSBC GIFロシア・エクイティに組み入れられている。

追加的制裁により、2022年12月7日以降、Magnit PJSC GDRの評価額もゼロに引下げられた。この証券は、HGIFグローバル・エクイティ・ボラティリティ・フォーカストに組み入れられている。

さらなる追加的制裁により、HGIFロシア・エクイティに組み入れられている以下の証券の公正価値がゼロと評価された：MMC Norilsk Nickel PJSC ADR (V0.1 Ord)、Novolipetsk Steel PJSC GDR (V10 Ord) Reg S、TCS Group Holding PLC USD0.01 GDR (V1 Ord)、Tatneft Sponsored ADR (V6 Ord)およびX5 Retail Group NV GDR V.25

取締役の変更

2023年9月30日付でジョン・リー氏が取締役を辞任し、2023年10月2日付でティモシー・パルマー氏が(取締役会の選出により)取締役に任命された。

2024年3月31日付でジャン・ド・クレージュ氏が取締役を辞任した。

18. 後発事象

2024年4月2日、カリーヌ・フェイペル氏が(取締役会の選出により)取締役に任命された。

2024年5月15日付でブラジル・ボンドがクローズされた。

[次へ](#)

Statement of Net Assets

as at 31 March 2024

	Notes	Global High Yield Bond USD	Global High Yield ESG Bond USD	Global High Yield Securitized Credit Bond USD	Global Inflation Linked Bond USD
ASSETS					
Investments in Securities at Cost		703,733,877	33,973,830	83,276,420	619,873,834
Unrealised Appreciation/(Depreciation)	2.b	11,738,204	375,523	(3,150,878)	(37,443,190)
Investments in Securities at Market Value		715,472,081	34,349,353	80,125,542	582,430,639
Unrealised Gain on Forward Foreign Exchange Contracts	2.b	980,524	65,063	4,902	1,416,182
Unrealised Gain on Futures	2.b	115,496	6,398	-	52,813
Unrealised Gain on Swaps	2.b	-	-	-	-
Unrealised Gain on Options	2.b	-	-	-	-
Cash at Bank		9,149,184	261,788	3,915,677	7,570,899
Dividend and Interest Receivable, Net		11,804,782	547,373	832,427	1,370,221
Receivable on Investments Sold		6,080,787	236,858	-	-
Receivable on Unsettled Spot Foreign Currency Transactions		2,929,562	599,877	-	739,747
Receivable from Shareholders		1,674,261	108,193	-	1,591,505
Other Assets		-	8,291	-	1,102
Total Assets		748,206,677	36,183,194	84,878,548	595,173,108
LIABILITIES					
Unrealised Loss on Forward Foreign Exchange Contracts	2.b	(2,951,928)	(149,962)	(65,383)	(4,209,632)
Unrealised Loss on Futures	2.b	-	-	-	(182,155)
Unrealised Loss on Swaps	2.b	(105,072)	-	-	(468,179)
Unrealised Loss on Options	2.b	-	-	-	-
Bank Overdraft		(367,875)	(10,708)	(3,426,738)	(4,014,961)
Payable on Investments Purchased		(8,272,950)	(130,000)	-	(639,921)
Payable on Unsettled Spot Foreign Currency Transactions		(2,930,431)	(599,316)	-	(739,740)
Payable to Shareholders		(1,079,548)	(74,947)	-	(994,774)
Dividend Payable		(8,898,185)	(545,644)	(3,053)	-
Other Liabilities		(216,465)	(5,487)	(33,960)	(84,762)
Total Liabilities		(22,822,456)	(1,516,064)	(3,529,134)	(11,344,124)
Total Net Assets		725,384,222	34,667,130	81,349,414	583,828,984
TWO YEAR ASSET SUMMARY					
31 March 2023		1,109,671,579	40,685,992	128,096,185	642,492,437
31 March 2022		1,584,396,209	55,975,177	176,306,522	216,528,713

The accompanying notes form an integral part of these financial statements

Statement of Net Assets

as at 31 March 2024

Global Investment Grade Securitised Credit Bond USD	Global Lower Carbon Bond USD	Global Securitised Credit Bond USD	Global Short Duration Bond USD	India Fixed Income USD	RMB Fixed Income USD	Singapore Dollar Income Bond SGD
1,967,494,173	247,265,241	92,623,441	2,214,904,798	778,895,910	216,488,725	247,865,713
(32,300,632)	(4,737,509)	(3,003,600)	19,096,645	4,374,799	(626,557)	1,884,350
1,935,193,541	242,527,741	89,619,841	2,233,991,413	783,270,709	215,862,168	249,750,063
1,254,771	591,424	28,068	5,125,292	131,442	19,206	481,118
-	87,120	-	114,306	-	-	-
-	13,706	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
10,433,510	6,636,205	833,452	13,243,004	9,644,395	3,644,892	307,972
18,272,226	2,554,894	693,693	23,182,530	15,182,330	3,190,920	2,760,308
-	-	-	7,153,650	-	4,494,776	23,038
10,688,465	1,380,768	23,395,962	23,861,849	3,987,105	5,551,610	1,560,672
26,966,161	2,698,295	-	37,268,676	5,679,062	18,259	3,409,001
1,645	-	-	7,571	2,026,036	-	51,427
2,000,810,319	256,490,153	114,571,016	2,343,928,291	819,901,079	232,781,831	258,343,599
(7,386,441)	(420,611)	(222,231)	(9,404,384)	(1,299,959)	(371,591)	(750,452)
-	(3,798)	-	(1,120,003)	-	-	-
-	-	-	(24,641)	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
(7,321,662)	(979,453)	(406,480)	(7,786,928)	(595,952)	(1,420,031)	(772,234)
(26,611,998)	(729,315)	-	(19,351,681)	(3,098,621)	(1,174,169)	(2,623,041)
(10,685,153)	(1,379,895)	(23,409,348)	(23,851,704)	(3,988,438)	(5,554,387)	(1,560,488)
(9,857,113)	(2,751,388)	-	(22,570,190)	(5,744,831)	(4,862,863)	(446,056)
(14,634,336)	(1,303,523)	(831,657)	(10,607,805)	(3,348,066)	(202,262)	(997,489)
(775,805)	(161,238)	(28,779)	(1,156,635)	(751,514)	(142,316)	(238,891)
(77,272,508)	(7,729,221)	(24,898,495)	(95,873,971)	(18,827,381)	(13,727,619)	(7,388,651)
1,923,537,811	248,760,932	89,672,521	2,248,054,320	801,073,698	219,054,212	250,954,948
1,289,266,469	154,546,381	80,739,259	826,600,095	536,054,875	269,969,776	192,593,971
1,585,352,570	205,076,831	130,141,948	396,558,146	662,544,643	392,041,420	241,717,313

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Statement of Operations and Changes in Net Assets

for the year ended 31 March 2024

	Notes	Global High Income Bond USD	Global High Yield Bond USD	Global High Yield ESG Bond USD	Global High Yield Securitized Credit Bond USD
Net Assets at the Beginning of the Year/Period		789,795,418	1,109,671,579	40,685,992	128,096,185
INCOME					
Investment Income, net		55,589,950	67,544,884	2,416,714	9,028,304
Bank Interest		454,271	518,231	17,370	30,499
Other Income	10	903,996	1,102,438	32,671	994,546
Total Income		56,948,217	69,165,553	2,466,755	10,053,349
EXPENSES					
Management Fees	4. b	(9,463,636)	(1,405,258)	(359)	(460,540)
Transaction Fees	5	-	(35,948)	(884)	(254)
Operating, Administrative and Servicing Fees	4. d	(1,946,695)	(1,645,281)	(83,377)	(158,322)
Other Fees		(1,209)	(1,744)	(4)	(311)
Total Expenses		(11,411,540)	(3,088,231)	(84,624)	(619,427)
Net Investment Profit/(Loss)		45,536,677	66,077,322	2,382,131	9,433,922
Realised Profit/(Loss) on:					
- Investments	2. e	(49,622,067)	(58,917,807)	(1,644,971)	(1,569,047)
- Derivatives		(8,068,903)	5,798,115	411,603	(1,397,759)
- Foreign Exchange Transactions		(1,429,072)	1,233,231	132,837	230,836
Realised Profit/(Loss) for the Year/Period		(13,583,365)	14,190,861	1,281,600	6,097,952
Change in Unrealised Appreciations/(Depreciation) on:					
- Investments		61,340,444	92,935,184	2,950,995	6,128,833
- Derivatives		(1,845,274)	(5,099,970)	(205,396)	15,898
Change in Total Net Assets as a Result of Operations		45,911,805	102,026,055	4,027,199	12,842,683
Proceeds on Issue of Shares		542,423,847	202,826,770	8,447,098	11,698,880
Payments on Redemption of Shares		(441,072,665)	(631,909,708)	(16,109,718)	(71,285,234)
Dividends Paid	9	(51,465,723)	(57,230,474)	(2,383,441)	(3,100)
Currency Translation	2. f	-	-	-	-
Net Assets at the End of the Year/Period		885,592,682	725,384,222	34,667,130	81,349,414

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Statement of Operations and Changes in Net Assets

for the year ended 31 March 2024

Global Inflation Linked Bond USD	Global Investment Grade Securitised Credit Bond USD	Global Lower Carbon Bond USD	Global Securitised Credit Bond USD	Global Short Duration Bond USD	India Fixed Income USD	RMB Fixed Income USD
642,492,437	1,289,266,469	154,546,381	80,739,259	826,600,095	536,054,875	269,969,776
20,565,030	98,763,872	5,844,599	8,365,021	86,170,707	39,133,484	8,822,948
56,396	327,771	326,046	36,495	313,884	323,310	21,982
44,079	2,790,906	219,237	138,705	1,701,840	623,007	234,302
20,665,505	101,882,549	6,389,882	6,540,221	68,186,431	40,079,801	9,079,232
(354,752)	(3,767,692)	(1,007,483)	(245,680)	(6,523,116)	(6,456,125)	(1,477,917)
(45)	-	(803)	-	(8,695)	(7,400)	-
(778,357)	(2,446,464)	(430,412)	(152,099)	(2,801,841)	(2,164,947)	(548,759)
(433)	(3)	(461)	-	(2,239)	-	(67)
(1,133,587)	(6,214,159)	(1,439,159)	(397,779)	(9,335,891)	(8,628,472)	(2,026,743)
19,531,918	95,668,390	4,950,723	6,142,442	58,850,540	31,451,329	7,052,489
(7,261,025)	(8,065,614)	(4,985,763)	(205,988)	(2,700,689)	(6,311,905)	(5,236,918)
2,574,700	11,144,762	(497,386)	(4,145,092)	5,557,865	(2,258,082)	(1,950,668)
(831,497)	3,300,471	(275,853)	167,329	(5,836,475)	(8,511,061)	(9,223,811)
14,014,096	102,048,009	(808,279)	1,958,691	56,071,241	14,370,281	(9,358,908)
(10,269,440)	53,962,172	11,973,245	3,769,787	33,679,468	13,538,451	4,628,203
(2,704,645)	(8,002,775)	456,366	142,389	(5,671,170)	(1,995,902)	(1,027,689)
1,040,011	148,007,406	11,621,332	5,870,867	84,079,539	25,912,830	(5,758,394)
123,793,554	1,785,987,320	205,523,724	13,942,572	3,311,269,441	751,488,081	77,494,104
(167,665,636)	(1,229,712,001)	(114,793,066)	(7,336,732)	(1,893,642,682)	(473,097,238)	(118,729,518)
(15,831,382)	(70,011,383)	(8,137,439)	(3,543,445)	(80,252,073)	(39,284,850)	(3,921,756)
-	-	-	-	-	-	-
583,828,984	1,923,537,811	248,760,932	89,672,521	2,248,054,320	801,073,698	219,054,212

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Notes to the Financial Statements

for the year ended 31 March 2024

1. Basis of presentation

HSBC Global Investment Funds (the "Company") is incorporated under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg as an investment company with variable capital (Société d'Investissement à Capital Variable or "SICAV"). The capital comprises various separate portfolios (a "sub-fund") consisting of securities, cash and other sundry assets and liabilities and each sub-fund may comprise various classes of shares being distinct from the other due to their fee structure, distribution policy and target investors.

The accompanying financial statements present the assets and liabilities and the statement of operations and changes in net assets of the individual sub-funds and of the Company taken as a whole. The financial statements of each individual sub-fund are expressed in the currency designated in the Prospectus for that particular sub-fund and the combined financial statements of the Company are expressed in United States Dollars (USD). The combined statement of net assets and the combined statement of operations and changes in net assets are the sum of the statements of each sub-fund.

The financial statements have been prepared in accordance with the format prescribed by the Luxembourg authorities for Luxembourg investment companies under the going concern basis of accounting except for the sub-funds Global Credit Floating Rate Fixed Term Bond 2023 -1, Mexico Equity, Global Credit Floating Rate Fixed Term Bond 2023 - 2 and Brazil Bond. The four sub-funds were put into liquidation respectively on 5 July 2023, 28 July 2023, 29 December 2023 and 15 May 2024, and as such, the financial statements for these sub-funds have been prepared on a non-going concern basis.

For the sub-funds for which the financial statements have been prepared on a non-going concern basis, the following accounting policies differ from those described in the following notes:

- Expected liquidation expenses (if any) will be covered as part of the Operating, Administrative and Servicing Fees;
- Any remaining formation expenses have been fully expensed;
- The valuation of the sub-funds' investments are based on their net realizable value.

The application of the non-going concern basis of accounting has not led to adjustments to the sub-funds' published net asset value.

The Company is an officially registered investment fund under part I of the amended 2010 Law and qualifies as a UCITS fund under the European Directive 2009/65/EC.

Certain sub-funds of the Company are authorised by the Hong Kong Securities and Futures Commission under Section 104 of the "Securities and Futures Ordinance".

In the Prospectus and in the various reports, the short names of the sub-funds are used. The complete name of each sub-fund consists of "HSBC Global Investment Funds" plus the short name of the sub-fund.

From 1 April 2023 to 31 March 2024:

a) The following sub-funds have been closed:

- ▶ Global Credit Floating Rate Fixed Term Bond 2023 - 1 on 5 July 2023
- ▶ Mexico Equity on 28 July 2023
- ▶ Global Credit Floating Rate Fixed Term Bond 2023 - 2 on 29 December 2023

b) The following sub-fund has been launched:

- ▶ Corporate Euro Bond Fixed Term 2027 on 30 June 2023

c) The following sub-funds have changed their names:

- ▶ Global Short Duration High Yield Bond has changed into US Short Duration High Yield Bond as at 3 July 2023
- ▶ Thai Equity has changed into ASEAN Equity as at 1 August 2023

2. Accounting policies

The following accounting policies have been used consistently in dealing with items which are considered material in relation to the Company's financial statements.

a) Accounting convention

The financial statements are prepared in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to investment funds.

Notes to the Financial Statements

for the year ended 31 March 2024 (continued)

2. Accounting policies (continued)

b) Assets and portfolio securities valuation

Portfolio securities and/or financial derivative instruments which are listed on an official stock exchange are valued at the last available price on the principal market on which such securities are traded. Securities traded on other organised markets are valued at the last available price or yield equivalents obtained from one or more dealers in such organised markets at the time of valuation.

If such prices are not representative of their fair value, all such securities and all other permitted assets shall be valued at their fair value at which it is expected they may be resold as determined in good faith by or under the direction of the Board of Directors.

The assets of the sub-funds are valued using prices available at different times during the day of 31 March 2024, being the last business day of the reporting period.

The financial derivative instruments which are not listed on any official stock exchange or traded on any other organised market are valued in accordance with market practice as follows:

Options

Outstanding options traded on a regulated market are valued based on the intraday price or the last available market price of the instruments.

OTC options are marked to market based upon daily prices obtained from third party pricing agents and verified against the value from the counterparty.

The market value of options is included in the statement of net assets under the headings "Unrealised Gain/(Loss) on Options".

The realised gains/(losses) and change in unrealised appreciation/(depreciation) on options are disclosed in the statement of operations and changes in net assets respectively under the headings "Realised Profit/(Loss) on Derivatives" and "Change in Unrealised Appreciation/(Depreciation) on Derivatives".

Futures Contracts

Upon entering into a futures contract, the Company is required to deposit with the broker, cash or securities in an amount equal to a certain percentage of the contract amount which is referred to as the initial margin account. Subsequent payments, referred to as variation margin, are made or received by each sub-fund periodically and are based on changes in the market value of open futures contracts.

The unrealised appreciation/(depreciation) on futures contracts is disclosed in the statement of net assets under "Unrealised Gain on Futures" and "Unrealised Loss on Futures". Changes in the market value of open futures contracts are recorded as unrealised appreciation/(depreciation) in the statement of operations and changes in net assets under "Change in Unrealised Appreciation/(Depreciation) on Derivatives". Realised gains or losses, representing the difference between the value of the contract at the time it was opened and the value at the time it was closed, are reported at the closing or expiration of futures contracts in the statement of operations and changes in net assets under "Realised Profit/(Loss) on Derivatives". Securities deposited as initial margin account are designated in the Portfolio of investments and other Net Assets and cash deposited is recorded in the statement of net assets in "Cash at bank". A receivable and/or a payable to brokers for the daily variation margin is also recorded in the statement of net assets under caption Cash at Bank or Bank Overdraft.

Forward Foreign Exchange Contracts

The values of the Forward Foreign Exchange Contracts are adjusted daily based on the applicable forward exchange rate of the underlying currency for the remaining period, until maturity. Changes in the value of these contracts are recorded as unrealised appreciation or depreciation until the contract settlement date. When the forward contract is closed, the sub-fund records a realised gain or loss equal to the difference between the value at the time the contract was opened and the value at the time it was closed.

Notes to the Financial Statements

for the year ended 31 March 2024 (continued)

2. Accounting policies (continued)

b) Assets and portfolio securities valuation (continued)

Forward Foreign Exchange Contracts (continued)

The unrealised appreciation/(depreciation) on Forward Foreign Exchange Contracts is disclosed in the statement of net assets under "Unrealised Gain on Forward Foreign Exchange Contracts" and "Unrealised Loss on Forward Foreign Exchange Contracts". Realised gains/(losses) and change in unrealised appreciation/(depreciation) resulting there from are included in the statement of operations and changes in net assets respectively under "Realised Profit/(Loss) on Derivatives" and "Change in Unrealised Appreciation/(Depreciation) on Derivatives".

Interest Rate Swaps

Interest rate swaps are marked to market at each NAV calculation date. The market value is based on the valuation elements laid down in the contracts, and is obtained from third party pricing agents, market makers or internal models.

The unrealised appreciation/(depreciation) is disclosed in the statement of net assets under "Unrealised Gain on Swaps" and "Unrealised Loss on Swaps". Realised gains/(losses) and changes in unrealised appreciation/(depreciation) as a result thereof are included in the statement of operations and changes in net assets respectively under "Realised Profit/(Loss) on Derivatives" and "Change in Unrealised Appreciation/(Depreciation) on Derivatives".

Credit Default Swaps

A credit default swap is a credit derivative transaction in which two parties enter into an agreement, whereby one party (the protection buyer) pays the other (the protection seller) a fixed periodic coupon for the specified life of the agreement in return for a payment contingent on a credit event related to the underlying reference obligation.

If a credit event occurs, the protection seller would be obliged to make a payment, which may be either: (i) a net cash settlement equal to the notional amount of the swap less the auction value of the reference obligation or (ii) the notional amount of the swap in exchange for the delivery of the reference obligation. Selling protection effectively adds leverage to a Company's portfolio up to the notional amount of swap agreements.

Credit default swaps are marked to market at each NAV calculation date. The market value is based on the valuation elements laid down in the contracts, and is obtained from third party pricing agents, market makers or internal models.

The unrealised appreciation/(depreciation) is disclosed in the statement of net assets under "Unrealised Gain on Swaps" and "Unrealised Loss on Swaps". Realised gains/(losses) and change in unrealised appreciation/(depreciation) resulting there from are included in the statement of operations and changes in net assets respectively under the heading "Realised Profit/(Loss) on Derivatives" and "Change in Unrealised Appreciation/(Depreciation) on Derivatives."

Total Return Swaps

A total return swap is a bilateral agreement in which each party agrees to exchange payments based on the performance of an underlying instrument represented by a security, commodity, basket or index thereof for a fixed or variable rate. One party pays out the total return of a specific reference asset, and in return, receives a regular stream of payments. The total performance will include gains and losses on the underlying, as well as any interest or dividends during the contract period according to the type of underlying. The cash flows to be exchanged are calculated by reference to an agreed upon notional amount or quantity. To the extent the total return of the reference asset underlying the transaction exceeds or falls short of the offsetting payment, the Company will receive a payment from or make a payment to the counterparty.

Total return swaps are marked to market at each NAV calculation date. The estimated market value is based on the valuation elements laid down in the contract, and is obtained from third party pricing agents, market makers or internal models.

The unrealised appreciation/(depreciation) is disclosed in the statement of net assets under "Unrealised Gain on Swaps" and "Unrealised Loss on Swaps". Realised gains/(losses) and change in unrealised appreciation/(depreciation) resulting there from are included in the statement of operations and changes in net assets respectively under the heading "Realised Profit/(Loss) on Derivatives" and "Change in Unrealised Appreciation/(Depreciation) on Derivatives".

Collective Investment Schemes

Shares or units in underlying open-ended investment sub-funds are valued at their last available Net Asset Value reduced by any applicable charges.

Notes to the Financial Statements

for the year ended 31 March 2024 (continued)

2. Accounting policies (continued)

b) Assets and portfolio securities valuation (continued)

Money Market Investments

The Company uses the amortized cost method of valuation in valuing its portfolio of financial instruments in the form of short term debt (such as commercial paper, certificate of deposit, treasury bills). In addition, in the rare circumstances where a fixed income instrument with a time to maturity exceeding 90 days becomes stale, the Company will effectively value it at amortised cost until such date when it is either sold or its market becomes active again.

Mortgage related securities - To Be Announced securities (TBAs)

TBA positions refer to the common trading practice in the mortgage backed securities market in which a security is to be bought from a mortgage pool (e.g. Ginnie Mae, Fannie Mae or Freddie Mac) for a fixed price at a future date. At the time of the purchase the exact security is not known, but the main characteristics of it are specified. Although the price has been established at the time of the purchase, the principal value has not been finalised. TBA positions are disclosed in the portfolio of investments and other net assets. The purchase of this type of security has not been settled and as a consequence, the amount corresponding to the payable due when the transaction is settled, is disclosed under "Payable on Investment Purchase" in the statement of net assets. Negative positions in the portfolio of investments and other net assets reflect the Fund's sale commitments of TBAs. The amount corresponding to the receivable due when the transaction is settled, is disclosed under "Receivable on Investment Sold" in the statement of net assets. The realised gains/(losses) on TBAs and changes in unrealised appreciation/(depreciation) are disclosed in the statement of operations and changes in net assets respectively under the headings "Realised Profit/(Loss) on Investments" and "Change in Unrealised Appreciation/(Depreciation) on Investments".

c) Income and expenses

Dividends are accounted for on an ex-dividend basis. Dividends are reflected in the Statement of Operations and Changes in Net Assets, net of withholding taxes, under the caption "Investment Income, net".

Interest income on debt securities is accrued on a day-to-day basis. In the case of debt securities issued at discount or premium to maturity value, the total income arising on such securities, taking into account the amortisation of such discount or premium on an effective interest rate basis, is spread over the life of the security. Interest income on bonds are accounted for using the effective interest rate ("EIR") method. Interest income on debt securities are reflected in the statement of operations and changes in net assets under the caption "Investment Income, net".

The interest income / expense on interest rate swap contracts (IRS) are accrued on a day-to-day basis. The net interest income / expense on interest rate swap contracts (IRS) are reflected in the Statement of Operations and Changes in Net Assets under the caption "Investment Income, net".

d) Foreign exchange

The cost of investments, income and expenses in currencies other than the sub-funds' relevant reporting currency have been recorded at the rate of exchange ruling at the time of the transaction. The market value of investments and other assets and liabilities in currencies other than the relevant reporting currency have been converted at the rates of exchange ruling at 31 March 2024.

e) Realised Profit/(Loss) on Investments

Realised profit/(loss) on sale of investments is the difference between the historical average cost of the investment and the sale proceeds (excluding any transaction expenses as further explained in Note 5).

The realised loss on investment amounting to USD 5,404,501 recorded in the Statement of Operations and Changes in Net Assets of Russia Equity Sub-Fund (suspended since 25 February 2022) is mainly due to the proceeds on 346,508 shares of security POLYMETAL INTERNATIONAL sold on 12 July 2023 at the price of GBP 2.05.

The security is not in the list of sanctioned assets issued by the U.S. Treasury Department's Office of Foreign Assets Control (OFAC), the transaction sale was placed in the best interest of the investors of the Fund.

f) Foreign currency translation

The reference currency of the Fund is USD and the combined statements are expressed in that currency.

The books and records of each sub-fund are denominated in the reference currency of the corresponding sub-fund.

Income and expenses, assets and liabilities expressed in currencies other than the reference currency of the Fund are converted at exchange rate prevailing at year-end.

457

Notes to the Financial Statements

for the year ended 31 March 2024 (continued)

2. Accounting policies (continued)

f) Foreign currency translation (continued)

Here are the main exchange rates applied at year-end.

1 USD = EUR 0.925926

SGD 1.3496

g) Segregated liability

The Company has segregated liability between its sub-funds; meaning, the assets of a sub-fund are exclusively available to satisfy the rights of shareholders in relation to that sub-fund and the rights of creditors whose claims have arisen in connection with the creation, operation and liquidation of that sub-fund.

h) Securities lending

The Company may enter into Securities Lending transactions by which a counterparty transfers securities subject to a commitment that the borrower will return equivalent securities at a future date or when requested to do so by the transferor, that transaction being considered as securities lending for the counterparty transferring the securities and being considered as securities borrowing for the counterparty to which they are transferred.

The Company will ensure that it is able at any time to recall any securities that has been lent out or terminate any Securities Lending agreement into which it has entered

All revenues (less transaction costs) from Securities Lending transactions are accrued to the relevant sub-fund based on information confirmed by the Lending Agent.

Detail on Security Lending transaction is disclosed in Note 11 of the current report.

To guarantee this transaction, the relevant sub-fund receives collateral. Securities on loan are delivered to a third party broker, the assets lent continue to be valued as part of the portfolio of the relevant sub-fund. Upon termination of a loan, the relevant sub-fund is required to return to the borrower the posted collateral. This remuneration is accounted for in the Statement of Operations and Changes in Net Assets under "Investment income, net".

i) Spot foreign currency transactions

Unsettled spot foreign currency transactions as at 31 March 2024 are recorded under "Receivable on Unsettled Spot Foreign Currency Transactions" and "Payable on Unsettled Spot Foreign Currency Transactions" in the Statement of Net Assets.

j) Trailer fees and rebates

The Company pays management fees to the Management Company. Trailer fees are either taken out of the management fees or the Management Company may instruct the Company to pay a portion of the management fees directly out of the assets of a sub-fund to a recognised intermediary. In both cases, the management fees due are reduced accordingly.

3. Share capital

The Company has issued either A, B, E, F, I, J, K, L, M, N, P, R, S, SP, T, U, W, X, Y, YP, Z and ZP Shares to investors in one or several sub-funds as detailed below.

Within each Share Class of a sub-fund, the Company shall be entitled to create different sub-classes, distinguished by their distribution policy (Capital Accumulation (C) and Distribution (D) Shares), their reference currency, their hedging activity (H) and/or by any other criteria stipulated by the Board of Directors.

All share classes are available as both "Capital Accumulation" and "Distribution" shares.

Class	Description		Minimum Initial Investment Minimum Holding (in US Dollar or equivalent amount in a major currency)
			5,000
Class A	A Shares are available to all investors.	USD	Unless otherwise provided in the sub-fund characteristics of the Prospectus

Notes to the Financial Statements

for the year ended 31 March 2024 (continued)

3. Share capital (continued)

Class	Description		Minimum Initial Investment Minimum Holding (in US Dollar or equivalent amount in a major currency)
Class B	<p>B Shares are available to:</p> <ul style="list-style-type: none"> Sub-distributors who are prohibited from accepting and retaining inducements from third parties under applicable laws and regulations or court rulings, such as in the United Kingdom or the Netherlands; or Sub-distributors who have a separate fee arrangement with their clients in relation to the provision of investment services and activities (for example, in the European Union, services and activities performed under MiFID II) and who have opted not to accept and retain inducements from third parties. 	USD	5,000 Unless otherwise provided in the sub-fund characteristics of the Prospectus
Class E	E Shares are available in certain countries, subject to the relevant regulatory approval, through distributors selected by the Global Distributor. E Shares shall incur annual management fees equivalent to that of the Class A Shares plus 0.3% to 0.5% per annum of the Net Asset Value of Class E Shares, which may be payable to the selected distributors in certain countries.	USD	5,000 Unless otherwise provided in the sub-fund characteristics of the Prospectus
Class F	F Shares are available to investors who have entered into a discretionary management agreement with an HSBC Group entity and to investors subscribing via Distributors selected by the Global Distributor, provided that the investors qualify as institutional investors within the meaning of article 174 of the 2010 Law.	USD	1,000,000 Unless otherwise provided in the sub-fund characteristics of the Prospectus
Class I	I Shares are available to all investors through distributors selected by the Global Distributor on application to the Company.	USD	1,000,000
Class J*	J Shares are available to funds of funds managed by the HSBC Group or managed by specific entities selected by the Global Distributor on application to the Company.	USD	100,000 Unless otherwise provided in the sub-fund characteristics of the Prospectus
Class K	K Shares are available to HSBC Group insurance companies that qualify as institutional investors within the meaning of article 174 of the 2010 Law.	USD	1,000,000 Unless otherwise provided in the sub-fund characteristics of the Prospectus
Class L*	L Shares are available through distributors selected by the Global Distributor, provided that the investors qualify as institutional investors within the meaning of article 174 of the 2010 Law.	USD	1,000,000
Class M*	M Shares are available to all investors.	USD	5,000 Unless otherwise provided in the sub-fund characteristics of the Prospectus
Class N*	<p>N Shares are available to:</p> <ul style="list-style-type: none"> Sub-distributors who are prohibited from accepting and retaining inducements from third parties under applicable laws and regulations or court rulings, such as in the United Kingdom or the Netherlands; or Sub-distributors who have a separate fee arrangement with their clients in relation to the provision of investment services and activities (for example, in the European Union, services and activities performed under MiFID II) and who have opted not to accept and retain inducements from third parties. 	USD	5,000

Notes to the Financial Statements

for the year ended 31 March 2024 (continued)

3. Share capital (continued)

Class	Description		Minimum Initial Investment Minimum Holding (in US Dollar or equivalent amount in a major currency)
Class P	P Shares are available in certain countries or through certain distributors selected by the Global Distributor on application to the Company.	USD	50,000 Unless otherwise provided in the sub-fund characteristics of the Prospectus
Class R*	R Shares are available in certain countries, subject to the relevant regulatory approval, through distributors selected by the Global Distributor on application to the Company. R Shares shall incur annual management fees equivalent to that of the Class M Shares plus 0.3% to 0.5% per annum of the Net Asset Value of Class R Shares which may be payable to specific distributors in certain countries.	USD	5,000 Unless otherwise provided in the sub-fund characteristics of the Prospectus
Class S**	S Shares are available in certain countries or through distributors selected by the Global Distributor provided that the investors qualify as institutional investors within the meaning of article 174 of the 2010 Law.	USD	100,000 Unless otherwise provided in the sub-fund characteristics of the Prospectus
Class SP	SP Shares are available in certain countries and/or through Distributors selected by the Global Distributor provided that the investors qualify as institutional investors within the meaning of article 174 of the 2010 Law.	USD	25,000,000 Unless otherwise provided in the sub-fund Characteristics of the Prospectus
Class T	T Shares are available to all investors. T Shares are available to eligible investors until such time the assets under management of the associated sub-fund reach a pre-defined threshold at which point the T Shares will be closed for further subscriptions or conversions from both new and existing investors. In the event that a sub-funds' assets under management fall below this threshold or at the Board of Director's discretion, the Board of Directors may elect to reinstate the availability of the T Shares.	USD	5,000
Class U	U Shares are available to all investors through Distributors selected by the Global Distributor on application to the Company.	USD	30,000,000 Unless otherwise provided in the sub-fund Characteristics of the Prospectus
Class W	W Shares are available through distributors that shall also be Members or affiliated entities of the HSBC Group as selected by the Global Distributor provided that the investors qualify as institutional investors within the meaning of article 174 of the 2010 Law. No Operating, Administrative and Servicing Expenses shall be charged to Class W Shares. All the fees and charges allocated to this Class shall be paid directly by members or affiliated entities of the HSBC Group.	USD	100,000 Unless otherwise provided in the sub-fund Characteristics of the Prospectus

Notes to the Financial Statements

for the year ended 31 March 2024 (continued)

3. Share capital (continued)

Class	Description		Minimum Initial Investment Minimum Holding (in US Dollar or equivalent amount in a major currency)
Class X	X Shares are available through distributors selected by the Global Distributor provided that the investors qualify as institutional investors within the meaning of article 174 of the 2010 Law and fall into one of the following categories: companies or company pension funds, insurance companies, registered charities or Funds managed or advised by an HSBC Group entity and other such institutional investors, as agreed by the Board of Directors.	USD	10,000,000 Unless otherwise provided in the sub-fund characteristics of the Prospectus
Class Y	Y Shares are available in certain countries through distributors selected by the Global Distributor on application to the Company.	USD	1,000
Class YP*	YP Shares are available in certain countries through Distributors selected by the Global Distributor on application to the Company.	USD	1,000
Class Z	Z Shares are available to investors who have entered into a discretionary management agreement with an HSBC Group entity and to investors subscribing via distributors selected by the Global Distributor provided that such investors qualify as institutional investors within the meaning of article 174 of the 2010 Law.	USD	1,000,000
Class ZP*	ZP Shares are available to investors who have entered into a discretionary management agreement with an HSBC Group entity and to investors subscribing via Distributors selected by the Global Distributor provided that such investors qualify as institutional investors within the meaning of article 174 of the 2010 Law.	USD	1,000,000

* Successive J, L, M, R, YP and ZP Share Classes in a given sub-fund may be numbered 1, 2, 3... and would be referred to as J1, J2, J3 (...), L1, L2, L3 (...), M1, M2, M3 (...), N1, N2, N3 (...), R1, R2, R3 (...), YP1, YP2, YP3 (...) and ZP1, ZP2, ZP3 (...).

** Successive S Share Classes will be issued in one or different sub-funds, numbered 1, 2, 3 etc. and named S1, S2, S3 etc. for the first, second and third S Class launched respectively.

The Board of Directors of the Company is authorised to issue different Classes of Shares in one or more sub-funds. Details of the characteristics of such Share Classes offered shall be determined at the sole discretion of the Board of Directors. In case of the creation of any additional Classes of Shares, the Prospectus shall be updated.

The subscription proceeds of all Shares in a sub-fund are invested in one common underlying portfolio of investments. All Shares of the same Class have equal rights and privileges. Each Share is, upon issue, entitled to participate equally in assets of the relevant class of the sub-fund to which it relates on liquidation and in dividends and other distributions as declared for such sub-fund. The Shares shall carry no preferential or pre-emptive rights and each whole Share shall be entitled to one vote at all meetings of shareholders.

Notes to the Financial Statements

for the year ended 31 March 2024 (continued)

3. Share capital (continued)

The Board of Directors may suspend the right to vote of any shareholder who does not comply with his/her/its obligations set out in the Articles of Incorporation and/or any document (including any application form) stating his/her/its obligations towards the Company and/or the other shareholders. In case the voting rights of one or more shareholders are suspended in accordance with the above paragraph, such shareholders shall be sent the convening notice for any general meeting and may attend the general meeting but their Shares shall not be taken into account for determining whether the quorum and majority requirements are satisfied. Any shareholder may undertake (personally) not to exercise his/her/its voting rights in respect of all or part of his/her/its Shares, temporarily or indefinitely.

The minimum initial investment amount may be waived or reduced at the discretion of the Board of Directors of the Company.

Share Class Denominations and Successive Classes:

The Share Classes issued in the different sub-funds are designated by their class name, followed by their distribution characteristics and, if applicable, their specific hedging policy and the currency into which the Base Currency is hedged. This means that for example Shares issued in Class A which are distributing income and applying a hedging policy to Euro, as defined above, would be identified as ADHEUR whereas Class I Shares accumulating income would be identified as IC.

Distribution Shares are identifiable by a "D" following the sub-fund and Class names (e.g.: Class AD), with the exception of Monthly Distribution Shares which are identifiable by a "M" following the sub-fund and Class names (e.g.: Class AM), Bi-Monthly Distribution Shares which are identifiable by a "B" following the sub-fund and Class names (e.g.: Class AB), Quarterly Distribution Shares which are identified by a "Q" following the sub-fund and Class names (e.g.: Class AQ) and Semi-Annual Distribution Shares which are identified by a "S" following the sub-fund and Class names (e.g.: Class AS).

Within each Share Class of a sub-fund, separate currency hedged classes may be issued (suffixes by "H" or "O" and the currency into which the Base Currency is hedged or the currency into which the sub-fund total assets are primarily invested in, is hedged. These currency hedged share classes shall be named: "ACHEUR" or "ACOEUR" for a Capital-Accumulation Share Class hedged into Euro). Any fees of the Administrator or other appointed parties relating to the execution of the currency hedging policy shall be borne by the relevant currency hedged class. These fees are in addition to the operating, administrative and servicing expenses detailed below. Any gains or losses shall also accrue to the relevant currency hedged class.

Notes to the Financial Statements

for the year ended 31 March 2024 (continued)

4. Charges and expenses

a) Explanation of the charging structure

Investment in the Company is generally offered via charging structures, as represented by the A, B, E, F, I, J, K, L, M, N, P, R, S, SP, T, U, W, X, Y, YP, Z and ZP Classes of Shares.

HSBC Investment Funds (Luxembourg) S.A. (the "Management Company") is entitled, in respect of each Class of Shares, to a management fee to cover all investment management, investment advisory and distribution services provided in relation to the relevant class (see paragraph (b) headed "Management Fee" below).

In addition, the Company pays to the Management Company a fee to cover operating, administrative and servicing expenses. To safeguard shareholders from fluctuations in a sub-fund's operating, administrative and servicing expenses, the Company has agreed with the Management Company that the fee charged to cover such operating, administrative and servicing expenses is fixed at an annual rate.

The potential excess of such expenses above such annual rate shall be borne directly by the Management Company (see paragraph (e) headed "Operating, Administrative and Servicing Expenses/Operating Currency Hedged Share Class Fees" below).

b) Management fee

The Company pays to the Management Company an annual management fee calculated as a percentage of the Net Asset Value of each sub-fund or share class ("Management Fee"). The Management Fee is accrued daily and payable monthly in arrears at the rates specified in the following table.

	Class A	Class B	Class E	Class F	Class I	Class J	Class K	Class L	Class M	Class N	Class P	Class R	Class S	Class SP	Class T	Class U	Class W	Class X	Class Y	Class Z	Class ZP
EQUITY SUB-FUNDS																					
a) Equity Sub-funds																					
ASIAN Equity [†]	1.500	0.750	2.000	0.375	0.750	0.600	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.000	0.700	-	0.000	-
Asia ex-Japan Equity	1.500	0.750	2.000	0.375	0.750	0.600	-	-	-	-	-	-	-	0.460	-	-	0.000	0.700	-	0.000	-
Asia ex-Japan Equity Smaller Companies	1.500	0.750	2.000	0.375	0.750	0.600	-	-	-	-	-	-	-	0.460	-	-	0.000	0.700	-	0.000	-
Asia Pacific ex-Japan Equity High Dividend	1.500	0.750	2.000	0.375	0.750	0.600	-	-	-	-	-	-	*	0.460	-	-	0.000	0.700	-	0.000	-
China A-shares Equity	1.500	0.750	2.000	0.375	0.750	0.600	-	-	-	-	-	-	0.500**	0.460	-	-	0.000	0.700	-	0.000	-
Chinese Equity	1.500	0.750	2.000	0.375	0.750	0.600	-	-	-	-	-	-	0.550 ^{††}	0.460	-	-	0.000	0.700	-	0.000	-
Euroland Equity Smaller Companies	1.500	0.750	2.000	0.375	0.750	-	-	-	-	-	-	-	0.325 ^{^^}	0.460	-	-	0.000	0.700	-	0.000	-
Euroland Growth	1.500	0.750	2.000	0.375	0.750	-	-	-	1.250	-	-	-	-	0.460	-	-	0.000	0.700	-	0.000	-
Euroland Value	1.500	0.750	2.000	0.375	0.750	-	-	-	-	-	-	-	-	0.460	-	-	0.000	0.800	-	0.000	-
Europe Value	1.500	0.750	2.000	0.375	0.750	-	-	-	-	-	1.000	-	-	0.460	-	-	0.000	0.600	-	0.000	-

[†] Until 31 July 2023, the sub-fund was named Thai Equity

^{††} 0.350% for share class S9; 1.100% for share class S45; 1.300% for share class S48

**0.500% for share class S34,

^{†††}0.550% for share class S43

^{^^}0.325% for share class S33

Notes to the Financial Statements

for the year ended 31 March 2024 (continued)

4. Charges and expenses (continued)

b) Management fee (continued)

Sub-fund	Class A	Class E	Class F	Class I	Class J	Class K	Class L	Class M	Class N	Class P	Class R	Class S	Class SP	Class T	Class U	Class W	Class X	Class Y	Class Z	Class ZP
a) Equity Sub-Funds (continued)																				
Global Emerging Markets Equity	1.500	0.750	2.000	0.375	0.750	0.600	1.000	0.600	-	-	1.000	-	0.550*	-	-	-	0.000	0.700	-	0.000
Global Equity Circular Economy	1.500	0.750	2.000	0.375	0.750	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.000	0.600	-	0.000
Global Equity Climate Change	1.500	0.750	2.000	0.375	0.750	0.450	-	-	-	-	-	-	0.450*	-	-	-	0.000	0.600	-	0.000
Global Equity Sustainable Healthcare	1.500	0.750	2.000	0.375	0.750	0.550	-	-	-	-	-	-	0.550**	-	-	-	0.000	0.600	-	0.000
Global Infrastructure Equity	1.500	0.750	2.000	0.375	0.750	0.550	-	-	-	-	-	-	1.000	-	-	-	0.000	0.600	-	0.000
Global Real Estate Equity	1.500	0.750	2.000	0.375	0.750	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.000	0.600	-	0.000
Global Lower Carbon Equity	0.600	0.400	1.100	0.200	0.400	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.000	0.350	-	0.000
Global Sustainable Equity Income	0.500	0.250	0.700	0.125	0.250	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.000	0.200	-	0.000
Global Sustainable Long Term Dividend	1.500	0.750	2.000	0.375	0.750	-	-	-	-	-	-	-	-	0.450	-	-	0.000	0.600	-	0.000
Global Sustainable Long Term Equity	1.500	0.750	2.000	0.375	0.750	-	-	-	-	-	-	-	-	0.450	-	-	0.000	0.600	-	0.000
Hong Kong Equity	1.500	0.750	2.000	0.375	0.750	0.600	-	-	-	-	-	-	-	0.450	-	-	0.000	0.700	-	0.000
b) International and Regional Equity Sub-Funds																				
Brazil Equity	1.500	0.750	2.000	0.375	0.750	0.600	-	0.500	1.000	-	-	-	-	-	-	-	0.000	0.700	-	0.000
EMIC Markets Equity	1.500	0.750	2.000	0.375	0.750	0.600	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.000	0.700	-	0.000
Frontier Markets	1.750	1.250	2.250	0.625	1.250	-	-	-	-	-	-	-	-	0.500***	-	-	0.000	1.000	-	0.000
Global Equity Volatility Focused	0.800	0.400	1.100	0.200	0.400	-	-	-	-	-	-	-	-	0.350	-	-	0.000	0.350	-	0.000
c) Market Specific Equity Sub-Funds																				
India Equity	1.750	0.875	2.250	0.437	0.875	0.600	-	-	-	-	-	-	0.550###	0.450	-	-	0.000	0.700	-	0.000
Economic Scale US Equity	0.600	0.300	0.900	0.150	0.300	-	-	-	-	-	-	-	0.400	-	-	-	0.000	0.300	0.150	0.000
Indian Equity	1.500	0.750	2.000	0.375	0.750	0.600	-	-	-	-	-	-	-	0.450	-	-	0.000	0.700	-	0.000
Mexico Equity (ceased as at 20 July 2022)	1.750	0.875	2.250	0.437	0.875	0.600	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.000	0.750	-	0.000
Russia Equity**	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Turkey Equity**	1.750	0.875	2.250	0.437	0.875	0.600	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.000	0.700	-	0.000
BOND SUB-FUNDS																				
Asia Bond	1.100	0.550	1.400	0.275	0.550	0.600	-	-	-	-	-	-	0.250#	-	-	-	0.000	0.500	-	0.000
Asia ESG Bond	1.100	0.550	1.400	0.275	0.550	0.600	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.000	0.500	-	0.000
Asia High Yield Bond	1.250	0.625	1.550	0.312	0.625	-	-	-	-	-	-	-	-	1.000	-	-	0.300###	0.600	-	0.000
Asian Currencies Bond	1.250	0.625	1.550	0.312	0.625	0.600	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.000	0.600	-	0.000
Brazil Bond	1.000	0.500	1.300	0.250	0.500	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.000	0.500	-	0.000
Corporate Euro Bond Fixed Term 2027 (launched as at 30 June 2022)	0.600	0.300	0.900	-	0.300	-	-	-	-	-	-	-	-	0.400	-	-	-	0.250	-	0.000
Euro Bond	0.750	0.375	1.050	0.187	0.375	0.600	-	-	-	-	-	-	-	0.400	-	-	0.000	0.300	-	0.000
Euro Bond Total Return	0.900	0.450	1.200	0.225	0.450	0.600	-	-	-	-	-	-	-	0.200	-	-	0.000	0.400	-	0.000
Euro Credit Bond	0.850	0.425	1.150	0.212	0.425	0.600	-	-	-	-	-	-	-	0.250	-	-	0.000	0.350	-	0.000
Euro High Yield Bond	1.100	0.550	1.400	0.275	0.550	0.600	-	-	-	-	-	-	-	0.350	-	-	0.000	0.500	-	0.000
ESG Short Duration Credit Bond	0.750	0.375	1.050	0.187	0.375	-	-	-	-	-	-	-	0.580	-	-	-	-	0.325	-	0.000
EM Debt Total Return	1.500	0.800	1.900	0.400	0.800	0.600	-	0.600	1.000	0.600	-	-	-	1.500	-	-	0.000	0.750	-	0.000
Global Bond	0.750	0.375	1.050	0.187	0.375	0.600	-	-	-	-	-	-	-	0.800	-	-	0.000	0.350	-	0.000
Global Bond Total Return	0.900	0.450	1.200	0.225	0.450	0.600	-	-	-	-	-	-	-	0.200	-	-	0.000	0.400	-	0.000
Global Corporate Bond	0.750	0.375	1.050	0.187	0.375	-	-	-	-	-	-	-	-	0.345*	-	-	0.000	0.325	-	0.000
Global Emerging Markets Bond	1.250	0.625	1.550	0.312	0.625	0.600	-	-	-	-	-	-	-	1.000	-	-	0.000	0.500	-	0.000
Global Emerging Markets Corporate Sustainable Bond	1.250	0.625	1.550	0.312	0.625	0.600	-	-	-	-	-	-	-	1.000	-	-	0.000	0.500	-	0.000
Global Emerging Markets ESG Bond	1.250	0.625	1.550	0.312	0.625	0.600	-	-	-	-	-	-	-	1.000	-	-	0.000	0.500	-	0.000
Global Emerging Markets ESG Local Debt	1.250	0.625	1.550	0.312	0.625	0.600	-	-	-	-	-	-	-	0.300	-	-	0.000	0.600	-	0.000
Global Emerging Markets Local Debt	1.250	0.625	1.550	0.312	0.625	0.600	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.000	0.600	-	0.000
Global ESG Corporate Bond	0.750	0.375	1.050	0.187	0.375	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.000	0.325	-	0.000
Global Government Bond	0.600	0.300	0.900	0.150	0.300	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.250	-	0.000
Global Green Bond	0.750	0.375	1.050	0.187	0.375	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.000	0.325	-	0.000
Global High Income Bond	1.250	0.625	1.550	0.312	0.625	-	-	-	-	-	-	-	-	0.350	-	-	0.000	0.350	0.540	0.000
Global High Yield Bond	1.100	0.550	1.400	0.275	0.550	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.000	0.500	-	0.000
Global High Yield ESG Bond	1.100	0.550	1.400	0.275	0.550	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.000	0.500	-	0.000
Global High Yield Securitized Credit Bond	1.500	0.750	2.000	0.375	0.750	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.000	0.700	-	0.000
Global Inflation Linked Bond	0.700	0.350	1.000	0.175	0.350	-	-	-	-	-	-	-	-	0.170	-	-	0.000	0.350	0.540	0.000
Global Investment Grade Securitized Credit Bond	0.900	0.450	1.200	0.225	0.450	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.000	0.450	-	0.000
Global Lower Carbon Bond	0.600	0.400	1.100	0.200	0.400	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.000	0.350	-	0.000
Global Securitized Credit Bond	1.300	0.650	1.800	0.325	0.650	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.000	0.600	-	0.000
Global Short Duration Bond	0.500	0.250	0.800	0.125	0.250	0.600	-	-	-	-	-	-	-	0.150	-	-	0.000	0.200	-	0.000
India Fixed Income	1.100	0.550	1.400	0.275	0.550	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.000	0.500	-	0.000
RMB Fixed Income	0.750	0.375	1.050	0.187	0.375	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.000	0.350	-	0.000
Singapore Dollar Income Bond	0.800	0.400	1.100	0.200	0.400	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.000	0.350	-	0.000
Ultra Short Duration Bond	0.400	0.200	-	0.100	0.200	-	-	-	-	-	-	-	-	0.300	-	-	0.150	0.000	0.150	0.000
US Dollar Bond	0.750	0.375	1.050	0.187	0.375	-	-	-	-	-	-	-	-	0.800	-	-	0.000	0.350	-	0.000
US High Yield Bond	1.100	0.550	1.400	0.275	0.550	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.000	0.500	-	0.000
US Short Duration High Yield Bond**	0.900	0.450	1.300	0.225	0.450	0.600	-	-	-	-	-	-	-	0.200	-	-	0.000	0.400	-	0.000

@Until 2 July 2023, the sub-fund was named Global Short Duration High Yield Bond.

* 0.450% for share class S41.

** 0.750% for share class S4; 0.400% for share class S21

*** 0.600% for share class S6; 0.280% for share class S20

+0.550% for share class S39,

++ 0.300% for share class S46

+++ 0.500% for share class S36

0.250% for share class S26; 0.950% for share class S47

0.300% for share class S28; 0.500% for share class S40

###0.550% for share class S3

####0.550% for share class S42,

*0.550% for share class S1

**0.250% for share class S30

***No management fee has been accrued as at 31 March 2024 following the suspension of Net Asset Value calculation of the Sub-Fund as at 25 February 2022.

Notes to the Financial Statements

for the year ended 31 March 2024 (continued)

4. Charges and expenses (continued)

b) Management fee (continued)

Sub-fund	Class A	Class B	Class E	Class F	Class I	Class J	Class K	Class L	Class M	Class N	Class P	Class R	Class S	Class SP	Class T	Class U	Class W	Class X	Class Y	Class Z	Class ZP
OTHER SUB-FUNDS																					
Global Credit Floating Rate Fixed Term Bond 2023 - 1 (closed as at 5 July 2023)	0.350	0.180	-	0.150	-	-	-	-	-	-	0.270	-	-	-	-	-	0.000	-	-	0.000	-
Global Credit Floating Rate Fixed Term Bond 2023 - 2 (closed as at 29 December 2023)	0.350	0.180	-	0.150	-	-	-	-	-	-	0.270	-	-	-	-	-	0.000	-	-	0.000	-
Global Emerging Markets Multi-Asset Income	1.350	0.675	1.650	0.337	0.675	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.000	0.650	-	0.000	-
Managed Solutions - Asia Focused Conservative	0.700	0.500	1.000	0.250	0.500	-	-	-	-	-	0.800	-	-	-	-	-	0.000	0.460	-	0.000	-
Managed Solutions - Asia Focused Growth	1.500	0.750	2.000	0.375	0.750	-	-	-	-	-	1.250	-	-	-	-	-	0.000	0.600	-	0.000	-
Managed Solutions - Asia Focused Income	1.250	0.625	1.550	0.312	0.625	-	-	-	-	-	1.250	-	1.190*	-	-	-	0.000	0.600	-	0.000	-
Multi-Asset Style Factors	1.400	0.700	1.900	0.350	0.700	-	0.350	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.000	0.550	-	0.000	-
Multi-Strategy Target Return	1.500	0.750	2.000	0.250	0.500	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.000	0.650	-	0.000	-
US Income Focused	1.250	0.625	1.550	0.317	0.625	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.000	0.600	-	0.000	-

+1.190% for share class S49

The maximum rate for Class E, I, J, L, M and N Shares is 3.500%.

The maximum rate for Class A, B, K, P, R, S, X, Y, YP, Z and ZP Shares is as stated in the Prospectus.

No Management Fee is currently charged for Class W Shares.

The Management Fee covers investment management, investment advisory and distribution services provided in relation to the relevant sub-fund of the Company by the Management Company, the Investment Advisers and the Distributors. The Management Company is responsible for paying, out of such fee, the fees of the Investment Advisers and the Distributors and may pay part of such fee to recognised intermediaries or such other person as the Management Company may determine, at its discretion.

The Management Company may instruct the Company to pay a portion of the Management Fee directly out of the assets of the Company to any of such service providers or identified persons. In such case, the Management Fee due to the Management Company is reduced accordingly. If the Company invests in shares or units of UCITS (including other sub-funds of the Company) and other eligible UCIs that are managed directly or indirectly by the Management Company itself or a company with which it is linked by way of common management or control or by way of a direct or indirect stake of more than 10% of the capital or votes, then there will be no duplication of management, subscription or repurchase fees between the Company and the UCIs into which the Company invests.

c) Directors' fees, expenses and interests

A Director may be a party to, or otherwise interested in, any transaction or arrangement with the Company or in which the Company is interested, provided that he has disclosed to the other Directors, prior to the conclusion of any such transaction or arrangement, the nature and extent of any interest of his therein. Subject to approval of the Board, a Director may vote in respect of any contract or arrangement or any proposal whatsoever in which he has an interest, having first disclosed such interest. He shall not be disqualified by his office from contracting with the Company. If a Director declares his interest in any contract which the Company is considering entering into, he may be counted in the quorum of any meeting to consider the contract and may vote on any resolution to enter into such contract, provided that the decision to be taken by the Board of Directors relates to the current operations entered into under normal conditions.

The Company pays an annual fee to each of the Independent and non executive Directors amounting to EUR 55,000. This amount is paid by the Management Company through the operating, administrative and servicing expenses paid by the Company. The amount of Operating, Administrative and Servicing Expenses is accrued with every net asset value calculation and paid quarterly in arrears. For the year-end as at 31 March 2024, a total of EUR 165,000 has been charged as Independent and non executive Directors' fees.

Notes to the Financial Statements

for the year ended 31 March 2024 (continued)

4. Charges and expenses (continued)

d) Operating, Administrative and Servicing Expenses / Operating Currency Hedged Share Class Fees

The Company pays to the Management Company fees to cover certain Operating, Administrative and Servicing expenses and the execution of the currency hedging policy. The Management Company is responsible for discharging out of this fee, the expenses described below, inter alia, payable to the Depositary Bank, the Administration Agent and the Registrar and Transfer Agent or any other appointed entity. If the total actual expenses described below exceeds the total of Operating, Administrative and Services Expenses and the Operating Currency Hedged Share Class Fee set for each sub-fund and Share class, the excess of such expenses above such annual percentage will be borne directly by the Management Company or its affiliates, and equally the Management Company or its affiliates may retain any surplus.

- (i) Operating, Administrative and Servicing Expenses cover the ongoing custody/depositary fees and safekeeping charges payable to the Depositary Bank and its correspondent banks, fees for Fund accounting and administration services (including domiciliary services) payable to the Administration Agent and transfer agency fees for registrar and transfer agency services payable to the Registrar and Transfer Agent.

Operating, Administrative and Servicing Expenses also cover expenses relating to the creation of new sub-funds; the costs of the Subsidiaries (see paragraph (6) below); the Luxembourg asset-based tax d'abonnement, at the rate referred to under Section "Taxation" of the Company's Prospectus; fees and reasonable out-of-pocket expenses incurred by the Board of Directors; legal and auditing fees and expenses; ongoing registration and listing fees, including translation expenses; the costs and expenses of preparing, printing, and distributing the Company's Prospectus, Key Investor Information Documents, financial reports, statements and other documents made available directly or through intermediaries to its shareholders.

This fee is set, for each sub-fund and/or Class, at a fixed percentage of the Net Asset Value of the relevant sub-fund or Class specified in the Company's Prospectus dated January 2024 (as specified in the table on page 72 and following). Such fee is accrued daily and payable monthly in arrears.

No Operating, Administrative and Servicing Expenses shall be charged to Class W Shares. All the fees and charges allocated to such Class of Shares shall be paid directly by a member or an affiliated entity of HSBC Group.

- (ii) Operating Currency Hedging Fees cover the fees of the Administration Agent or other appointed parties relating to the execution of the currency Hedged Share Class policy for the Currency Hedged Share Classes as described in "Profile of the Typical Investor Categories".

The maximum rate for (i) and (ii) together for Class A, B, E, I, J, L, M, N, P, R, S, X, Y, YP, Z and ZP Shares is 1.0%. However, the Board of Directors reserves the right to amend the levels of the above fees applicable to each Class of Shares. In the event of an increase of such expenses, the concerned shareholders will be given at least one-month prior notice, of such increase. During this notice period, such shareholders may request the redemption of their Shares, free of charge.

The Management Company may instruct the Company to pay a portion of the aforesaid fees directly out of the assets of the Company to any of the aforementioned service providers. In such case the fee due to the Management Company is reduced accordingly.

Notes to the Financial Statements

for the year ended 31 March 2024 (continued)

4. Charges and expenses (continued)

d) Operating, Administrative and Servicing Expenses / Operating Currency Hedged Share Class Fees (continued)

The following table shows the rates of Operating, Administrative and Servicing Expenses:

	Class A, B, E, M, N, P, R, U	Class F, I, J, K, L, S, T, Y, Z, ZP ⁻⁻⁻	Class X, SP (maximum %)	Class W
EQUITY SUB-FUNDS				
a) Equity sub-funds				
ASEAN Equity	0.35	0.25	0.20	0.00
Asia ex Japan Equity	0.35	0.25	0.20	0.00
Asia ex Japan Equity Smaller Companies	0.35	0.25	0.20	0.00
Asia Pacific ex Japan Equity High Dividend	0.35	0.25 [*]	0.20	0.00
China A-shares Equity	0.40	0.30 [†]	0.20	0.00
Chinese Equity	0.40	0.30 [†]	0.20	0.00
Euroland Equity Smaller Companies	0.35	0.25 [‡]	0.20	0.00
Euroland Growth	0.35	0.25	0.20	0.00
Euroland Value	0.35	0.25	0.20	0.00
Europe Value	0.35	0.25	0.20	0.00
Global Emerging Markets Equity	0.40 ^{^^}	0.30 ^{^^}	0.20	0.00
Global Equity Circular Economy	0.35	0.25	0.20	0.00
Global Equity Climate Change	0.35	0.25 [¶]	0.20	0.00
Global Equity Sustainable Healthcare	0.35	0.25 ^{**}	0.20	0.00
Global Infrastructure Equity	0.35	0.25 ^{¶¶}	0.20	0.00
Global Real Estate Equity	0.40	0.25 ^{^^^}	0.20	0.00
Global Lower Carbon Equity	0.35	0.25	0.20	0.00
Global Sustainable Equity Income	0.35	0.25	0.20	0.00
Global Sustainable Long Term Dividend	0.35	0.25	0.20	0.00
Global Sustainable Long Term Equity	0.35	0.20 ⁺	0.20	0.00
Hong Kong Equity	0.35	0.25	0.20	0.00
b) International and Regional Equity sub-funds				
BRIC Equity	0.35	0.25	0.20	0.00
BRIC Markets Equity	0.35	0.25	0.20	0.00
Frontier Markets	0.50	0.40 ^{***}	0.30	0.00
Global Equity Volatility Focused	0.35	0.25	0.20	0.00
c) Market Specific Equity sub-funds				
Brazil Equity	0.40	0.30 [^]	0.20	0.00
Economic Scale US Equity	0.35	0.25 ^{¶¶¶}	0.20	0.00
Indian Equity	0.40	0.30 [^]	0.20	0.00
Mexico Equity (closed as at 28 July 2023)	0.40	0.30	0.25	0.00
Russia Equity ^{##}	0.40	0.30 ^{****}	0.20	0.00
Turkey Equity	0.40	0.30	0.20	0.00

+ Until 31 July 2023, the sub-fund was named Thai Equity

^{*} 0.30% for share class S9, 0.25% for share class S45; 0.35% for share class S48

^{**} 0.20% for share class S39 and J

^{***} 0.40% for share class S36

^{****} 0.30% for share class S7

[†] 0.20% for share class S33

[‡] 0.20% for share class F, 0.25% for share class L

^{^^} 0.20% for share class Z

^{^^} 0.35% for share class M

[^] 0.40% for share class J

+ 0.20% for share class T and T Shares shall be available for investment until the sub-fund's assets under management reach a threshold of US\$ 150 million

⁻⁻⁻ The rate disclosed are a maximum % for F, K and Z share classes

[†] 0.20% for share class S34

[‡] 0.20% for share class J, 0.20% for share class S and S41.

[¶] 0.20% for share class S42

^{¶¶} 0.25% for share class J and S46

^{¶¶¶} 0.20% for share class S43

^{##} No Operating, Administrative and Servicing Fees have been accrued as at 31 March 2024 following the suspension of Net Asset Value calculation of the Sub-Fund as at 25 February 2022.

Notes to the Financial Statements

for the year ended 31 March 2024 (continued)

4. Charges and expenses (continued)

d) Operating, Administrative and Servicing Expenses / Operating Currency Hedged Share Class Fees (continued)

Sub-fund	Class A, B, E, M, N, P, R, U	Class F, I, J, K, L, S, T, Y, Z, ZP ⁻⁻⁻	Class X, SP (maximum %)	Class W
BOND SUB-FUNDS				
Asia Bond	0.35	0.25 ⁺	0.20	0.00
Asia ESG Bond	0.35	0.25	0.20	0.00
Asia High Yield Bond	0.35	0.25 ^{****}	0.20	0.00
Asian Currencies Bond	0.35	0.25	0.20	0.00
Brazil Bond	0.35	0.25	0.20	0.00
Corporate Euro Bond Fixed Term 2027 (launched as at 30 June 2023) ^{***}	0.20	0.20	0.20	0.00
Euro Bond	0.25	0.15	0.15	0.00
Euro Bond Total Return	0.25	0.20 [^]	0.15	0.00
Euro Credit Bond	0.25	0.20 [^]	0.15	0.00
Euro High Yield Bond	0.25	0.20 [^]	0.15	0.00
ESG Short Duration Credit Bond	0.25	0.15	0.15	0.00
GEM Debt Total Return	0.35	0.25 ^{##}	0.25	0.00
Global Bond	0.25	0.15	0.15	0.00
Global Bond Total Return	0.25	0.20 [^]	0.15	0.00
Global Corporate Bond	0.25	0.20 [^]	0.15	-
Global Emerging Markets Bond	0.35	0.25 [#]	0.20	0.00
Global Emerging Markets Corporate Sustainable Bond	0.35	0.25	0.20	0.00
Global Emerging Markets ESG Bond	0.35	0.25	0.20	0.00
Global Emerging Markets ESG Local Debt	0.35	0.25 ^{###}	0.20	-
Global Emerging Markets Local Debt	0.35	0.25	0.20	0.00
Global ESG Corporate Bond	0.25	0.20	0.15	0.00
Global Government Bond	0.25	0.20	0.15	-
Global Green Bond	0.25	0.20	0.15	0.00
Global High Income Bond	0.25	0.20 [^]	0.15	0.00
Global High Yield Bond	0.25	0.20	0.15	0.00
Global High Yield ESG Bond	0.25	0.20	0.15	0.00
Global High Yield Securitised Credit Bond	0.25	0.20	0.15	-
Global Inflation Linked Bond	0.25 ^{^^^}	0.20 ^{***}	0.15	0.00
Global Investment Grade Securitised Credit Bond	0.25	0.20	0.15	0.00
Global Lower Carbon Bond	0.25	0.20	0.15	0.00
Global Securitised Credit Bond	0.25	0.20	0.15	0.00
Global Short Duration Bond	0.20	0.15 [~]	0.11	0.00
India Fixed Income	0.35	0.25	0.20	0.00
RMB Fixed Income	0.25	0.20	0.15	0.00
Singapore Dollar Income Bond	0.20	0.10 ^{^^}	0.20	0.00
Ultra Short Duration Bond	0.15	0.15	0.15	0.00
US Dollar Bond	0.25	0.15	0.15	0.00
US High Yield Bond	0.25	0.15 ^{^^}	0.15	0.00
US Short Duration High Yield Bond	0.25	0.20 [^]	0.15	0.00

⁺ Until 2 July 2023, the sub-fund was named Global Short Duration High Yield Bond

[^] 0.15% for share class S

^{^^} 0.20% for share class F & Z

^{^^^} 0.12% for share class P

⁺ 0.20% for share class S26; 0.35% for share class S47

⁺⁺⁺ 0.12% for share class S26, 0.15% for share class Z and F

⁺⁺⁺⁺ 0.20% for share class S28 and S40

⁻⁻⁻ The rate disclosed are a maximum % for F, K and Z share class

[~] 0.11% for share class S16, 0.18 for share class I

[#] 0.10% for share class S6, 0.20% for share class S20

^{##} 0.30% for share class I, 0.20% for share class S21, 0.25% for share class S4

^{###} 0.20% for share class F and S11

Notes to the Financial Statements

for the year ended 31 March 2024 (continued)

4. Charges and expenses (continued)

d) Operating, Administrative and Servicing Expenses / Operating Currency Hedged Share Class Fees (continued)

Sub-fund	Class A, B, E, M, N, P, R, U	Class F, I, J, K, L, S, T, Y, Z, ZP ⁺	Class X, SP (maximum %)	Class W
OTHER SUB-FUNDS				
Global Credit Floating Rate Fixed Term Bond 2023 - 1 (closed as at 5 July 2023)	0.13	0.13 ⁺	-	-
Global Credit Floating Rate Fixed Term Bond 2023 - 2 (closed as at 29 December 2023) ⁺	0.13	0.13 ⁺	-	-
Global Emerging Markets Multi-Asset Income	0.35	0.25 ⁺	0.20	0.00
Managed Solutions - Asia Focused Conservative	0.35	0.25	0.20	0.00
Managed Solutions - Asia Focused Growth	0.35	0.25	0.20	0.00
Managed Solutions - Asia Focused Income	0.35	0.25 ⁺	0.20	0.00
Multi-Asset Style Factors	0.20	0.20 ⁺	0.15	0.00
Multi-Strategy Target Return	0.20	0.20 ⁺	0.15	0.00
US Income Focused	0.25	0.15 ⁺	0.15	0.00

⁺ 0.20% for share class F

⁺ 0.20% for share class and 0.15 for share class ZP

⁺ The rate disclosed are a maximum % for F, K and Z share class

⁺ 0.15% for share class F, K and Z

⁺ 0.35% for share class S49 and ⁺ 0.15% for share class F and Z

⁺ This percentage is a capped fee. The actual amount paid will depend on the actual Operating, Administrative and Servicing Expenses incurred by a share class. Any actual Operating, Administrative and Servicing Expenses incurred by a share class exceeding this cap will be borne by the Management Company

5. Transaction expenses and extraordinary expenses

Transaction expenses linked to security dealing are included with the cost of investments purchased and deducted from the proceeds received on sales of investments and are included in the statement of operations and changes in net assets under the heading "Transaction Fees".

Each sub-fund bears the costs and expenses of buying and selling portfolio securities and financial instruments, brokerage fees and commissions, interest or taxes payable, and other transaction related expenses. These transaction fees are accounted for on a cash basis and are paid when incurred or invoiced from the net assets of the sub-fund to which they are attributable. Transaction fees are allocated across each sub-fund's Share Classes.

The Company bears any extraordinary expenses including, without limitation, litigation expenses and the full amount of any tax, levy, duty or similar charge and any unforeseen charges imposed on the Company or its assets.

For debt securities and derivatives, transaction costs are not separately identifiable from the purchase price of the security and therefore cannot be disclosed separately.

Notes to the Financial Statements

for the year ended 31 March 2024 (continued)

6. Taxation of the Company

The following is based on the Company's understanding of the law and practice currently in force in the Grand Duchy of Luxembourg and is subject to changes therein.

The Company is not liable to any Luxembourg tax on profits or income. The Company is however liable in Luxembourg to a tax of 0.05% per annum of its Net Asset Value, such tax being payable quarterly on the basis of the value of the net assets of the Company at the end of the relevant calendar quarter. The tax rate is reduced to 0.01% per annum for Classes SP, ZP, J, L, S, W, X and Z Shares in the relevant sub-funds. No stamp duty or other tax is payable in Luxembourg on the issue of shares.

The classes/sub-funds may be exempted from this 0.01% tax if they comply with the requirements of the articles 174 and 175 of the 2010 Law which include: (i) the shares of the class/sub-fund must be reserved to institutional investors; (ii) the exclusive object of the class/sub-fund's portfolio must be the investment in money market instruments and/or deposits with credit institutions; (iii) the remaining average maturity of the class/sub-fund's portfolio must be less than 90 days; and (iv) the class/sub-fund must benefit from the highest possible rating of a recognized rating agency.

Following are also exempt from this tax:

- a) Any sub-funds only held by pension funds and assimilated vehicles;
- b) sub-funds whose main objective is the investment in microfinance institutions;
- c) sub-funds/Classes of Shares (i) whose Shares are listed or traded on at least one stock exchange or another regulated market operating regularly, recognised and open to the public and (ii) whose exclusive object is to replicate the performance of one or more indices. If several Share Classes are in issue in the relevant sub-fund meeting (ii) above, only those Share Classes meeting (i) above will benefit from this exemption;
- d) The portion of any sub-fund's assets (prorata) invested in a Luxembourg investment fund or any of its sub-funds to the extent it is subject to the subscription tax;

Also exempt from the tax are the value of assets represented by units/shares held in other eligible UCIs provided that such units/shares have already been subject of this tax provided for by Article 174 of the 2010 Law as amended or by Article 68 of the law of 13 February 2007 as amended.

No Luxembourg tax is payable on the realised or unrealised capital appreciation of the assets of the Company.

Notes to the Financial Statements

for the year ended 31 March 2024 (continued)

6. Taxation of the Company (continued)

Other Taxes

Under applicable foreign tax laws, withholding taxes may be deducted from interest and dividends and capital gains taxes may be payable at various rates. For the summary of foreign tax laws and practices, refer to Appendix I.

General

In many markets the Company, as a foreign investment fund, may be subject to non-recoverable tax on income and gains (either by withholding or direct assessment) in relation to the investment returns it realizes from its holdings of shares and securities in those markets. Where practicable the Company shall make claims under the relevant double tax treaties and domestic law of the countries concerned in order to minimize the impact of local taxation on the investment return and to obtain the best return for its shareholders. Those claims shall be made on the basis of the Company's understanding of the validity of such claims given the information available from the Company's depositaries, external advisers and other sources as to the interpretation and application of the relevant legal provisions by the tax authorities in the country concerned.

The Company shall seek to provide for tax on capital gains where it considers that it is more likely than not that the tax shall be payable, given the advice and information available to the Company at the date concerned. However, any provision held may be insufficient to cover, or be in excess of, any final liability.

The Company shall seek to claim concessionary tax treatment and account for tax on a best efforts basis, given the tax law and practice at that date. Any change in tax law or practice in any country where the Company is registered, marketed or invested could affect the value of the Company's investments in the affected country. In particular, where retrospective changes to tax law or practice are applied by the legislature or tax authorities in a particular country these may result in a loss for current Shareholders in the affected sub-fund. The Company does not offer any warranty as to the tax position of returns from investments held in a particular market nor of the risk of a retrospective assessment to tax in a particular market or country.

7. Net asset value disclosures

a) Closing prices

The assets of the sub-funds are valued using prices available at different times during the day of 31 March 2024, being the last business day of the reporting period.

The following sub-funds are valued using prices available at different dates, prior to 31 March 2024.

Sub-fund	Valuation date
Global High Yield Securitised Credit Bond	25 March 2024
Global Securitised Credit Bond	25 March 2024
ASEAN Equity*	27 March 2024
Asian Currencies Bond	27 March 2024

* Until 31 July 2023, the sub-fund was named Thai Equity

If the Company had calculated the Net Asset Values solely with a view to publication, the market prices used to value the net assets would have been the closing prices on 31 March 2024. However, these Net Asset Values would not have been significantly different from those shown in these financial statements.

Notes to the Financial Statements

for the year ended 31 March 2024 (continued)

7. Net asset value disclosures (continued)

b) Cross sub-fund investments

As at 31 March 2024, the total cross sub-fund investments amounts to USD 399,298,082 and therefore the total combined net assets at the year end without cross sub-fund investments would amount to USD 32,854,217,949.

The following table shows the amounts of cross sub-fund investments made by each sub-fund:

Sub-fund	Investment value USD
Global Bond	2,090,017
Global Bond Total Return	3,841,401
Global Corporate Bond	63,932,488
Global Government Bond	159,450,620
Global High Yield Bond	27,275,002
Global High Yield ESG Bond	922,548
Ultra Short Duration Bond	45,509,238
US Dollar Bond	6,462,463
Global Emerging Markets Multi-Asset Income	3,079,536
Managed Solutions - Asia Focused Conservative	13,578,380
Managed Solutions - Asia Focused Growth	5,916,915
Managed Solutions - Asia Focused Income	22,835,757
Multi-Strategy Target Return	12,948,898
US Income Focused	31,454,819

8. Cash collateral information

As at 31 March 2024, the Company has paid/(received) the following cash collateral:

Sub-fund	Counterparty	Instrument Type	Currency	Cash Collateral in sub-fund currency
Asia Bond				
	BNP Paribas, New York	Credit Default Swaps, Forward Exchange Contracts	USD	80,000
Asia High Yield Bond				
	Australia and New Zealand Banking, Ballarat	Forward Exchange Contracts	USD	(280,000)
	BNP Paribas, New York	Credit Default Swaps, Forward Exchange Contracts	USD	233,329
	Credit Agricole	Forward Exchange Contracts	USD	(430,000)
	State Street Bank and Trust Company	Forward Exchange Contracts	USD	310,000
Euro Bond Total Return				
	HSBC Bank, London	Option, Futures	EUR	(850,000)
	Société Générale, Paris	Credit Default Swaps	EUR	910,882
Euro Credit Bond				
	HSBC Bank, London	Option, Futures	EUR	(1,200,000)
	Société Générale, Paris	Credit Default Swaps	EUR	1,978,155
Euro High Yield Bond				
	Société Générale, Paris	Forward Exchange Contracts	EUR	5,250

Notes to the Financial Statements

for the year ended 31 March 2024 (continued)

8. Cash collateral information (continued)

Sub-fund	Counterparty	Instrument Type	Currency	Cash Collateral in sub-fund currency
GEM Debt Total Return				
	Bardays Bank, Plc	Credit Default Swaps, Forward Exchange Contracts, Futures	USD	776,935
	BNP Paribas, New York	Forward Exchange Contracts	USD	(160,000)
	Gtibank	Interest Rate Swaps, Forward Exchange Contracts	USD	15,964
	J.P Morgan, London	Interest Rate Swaps, Credit Default Swaps	USD	841,465
	J.P Morgan, London	Interest Rate Swaps, Credit Default Swaps	USD	(5,649)
	J.P Morgan, London	Interest Rate Swaps, Credit Default Swaps	USD	17,159
	Merrill Lynch International	Forward Exchange Contracts	USD	1
	Morgan Stanley, London	Forward Exchange Contracts	USD	(50,000)
	Standard Chartered Bank	Forward Exchange Contracts	USD	(90,000)
	UBS	Forward Exchange Contracts	USD	(161,952)
Global Bond Total Return				
	J.P Morgan, London	Interest Rate Swaps	EUR	(197,222)
	J.P Morgan, London	Interest Rate Swaps	USD	212,561
Global Corporate Bond				
	Bardays Bank, Plc	Credit Default Swaps	USD	(109,811)
	Credit Agricole	Forward Exchange Contracts	USD	(6,691,559)
	Merrill Lynch International	Forward Exchange Contracts	USD	(77,672)
	Royal Bank of Canada, London	Forward Exchange Contracts	USD	1,345,473
	Royal Bank of Canada, London	Forward Exchange Contracts	USD	370,000
	Société Générale, Paris	Forward Exchange Contracts	USD	(17,514)
Global Emerging Markets Bond				
	Bardays Bank, Plc	Credit Default Swaps, Futures	USD	(409,359)
	BNP Paribas, New York	Forward Exchange Contracts	USD	110,000
	Deutsche Bank, New York	Forward Exchange Contracts	USD	2
	J.P Morgan, London	Credit Default Swaps	USD	301,581
	Merrill Lynch International	Forward Exchange Contracts	USD	(980,000)
	Morgan Stanley, London	Options, Forward Exchange Contracts	USD	1,680,000
	Standard Chartered Bank	Forward Exchange Contracts	USD	(970,000)
Global Emerging Markets ESG Bond				
	Bardays Bank, Plc	Credit Default Swaps	USD	118,102
	J.P Morgan, London	Credit Default Swaps, Futures	USD	126,587
Global Emerging Markets ESG Local Debt				
	Bardays Bank, Plc	Forward Exchange Contracts, Futures	USD	4,189,984
	BNP Paribas, New York	Forward Exchange Contracts, Options	USD	670,000
	Gtibank	Forward Exchange Contracts	USD	1,229
	Goldman Sachs	Forward Exchange Contracts	USD	120,000
	HSBC Bank, London	Forward Exchange Contracts	USD	(990,000)
	J.P Morgan, London	Interest Rate Swaps	USD	318,469
	J.P Morgan, London	Interest Rate Swaps	USD	10,434
	J.P Morgan, London	Interest Rate Swaps	USD	(155)
	J.P Morgan, London	Interest Rate Swaps	USD	(45)
	J.P Morgan, London	Interest Rate Swaps	USD	58,581
	Merrill Lynch International	Forward Exchange Contracts, Options	USD	(250,000)
	Morgan Stanley, London	Forward Exchange Contracts, Options	USD	929,928
	Standard Chartered Bank	Forward Exchange Contracts	USD	590,000
	UBS	Forward Exchange Contracts, Options	USD	(120,000)

Notes to the Financial Statements

for the year ended 31 March 2024 (continued)

8. Cash collateral information (continued)

Sub-fund	Counterparty	Instrument Type	Currency	Cash Collateral in sub-fund currency
Global Emerging Markets Local Debt				
	Bardays Bank, Plc	Interest Rate Swaps, Forward Exchange Contracts, Futures	USD	13,411,601
	Bardays Bank, Plc	Interest Rate Swaps, Forward Exchange Contracts, Futures	USD	(804)
	Bardays Bank, Plc	Interest Rate Swaps, Forward Exchange Contracts, Futures	USD	(21)
	BNP Paribas, New York	Forward Exchange Contracts, Options	USD	178,906
	Citibank	Forward Exchange Contracts	USD	(5,905,743)
	Credit Agricole	Forward Exchange Contracts	USD	360,000
	Credit Suisse International, London	Interest Rate Swaps	USD	270,000
	Deutsche Bank, New York	Forward Exchange Contracts	USD	98,257
	Goldman Sachs	Forward Exchange Contracts	USD	3,160,000
	HSBC Bank, London	Forward Exchange Contracts	USD	(2,225,878)
	J.P Morgan, London	Interest Rate Swaps	USD	(27)
	J.P Morgan, London	Interest Rate Swaps	USD	1,951,868
	J.P Morgan, London	Interest Rate Swaps	USD	32,978
	J.P Morgan, London	Interest Rate Swaps	USD	(660)
	J.P Morgan, London	Interest Rate Swaps	USD	(161)
	J.P Morgan, London	Interest Rate Swaps	USD	210,909
	Merrill Lynch International	Forward Exchange Contracts, Options	USD	(3,430,024)
	Morgan Stanley, London	Forward Exchange Contracts, Options	USD	5,050,000
	Standard Chartered Bank	Forward Exchange Contracts	USD	(161)
	Standard Chartered Bank	Forward Exchange Contracts	USD	4,075,680
Global ESG Corporate Bond				
	Credit Agricole	Forward Exchange Contracts	USD	(460,000)
	Merrill Lynch International	Forward Exchange Contracts	USD	(340,000)
	Société Générale, Paris	Forward Exchange Contracts	USD	430,000
Global Government Bond				
	Bardays Bank, Plc	Forward Exchange Contracts	USD	(880,000)
	BNP Paribas, New York	Forward Exchange Contracts	USD	(10,000)
	J.P Morgan, London	Interest Rate Swaps	USD	6,997,525
	UBS	Interest Rate Swaps, Forward Exchange Contracts	USD	834,319
Global High Income Bond				
	Bardays Bank, Plc	Credit Default Swaps, Forward Exchange Contracts, Futures	USD	(1,988,148)
	Bardays Bank, Plc	Credit Default Swaps, Forward Exchange Contracts, Futures	USD	1,683,711
	BNP Paribas, New York	Forward Exchange Contracts	USD	230,000
	J.P Morgan, London	Credit Default Swaps, Futures	USD	6,527,335
	Morgan Stanley, London	Forward Exchange Contracts	USD	(11,502)
	Société Générale, Paris	Forward Exchange Contracts	USD	(54,000)
Global High Yield Bond				
	BNP Paribas, New York	Forward Exchange Contracts	USD	(550,000)
	Credit Agricole	Forward Exchange Contracts	USD	1,560,000
	J.P Morgan, London	Futures, Credit Default Swaps	USD	901,382
	Société Générale, Paris	Forward Exchange Contracts	USD	(16,325)
	Standard Chartered Bank	Forward Exchange Contracts	USD	(30,000)

Notes to the Financial Statements

for the year ended 31 March 2024 (continued)

8. Cash collateral information (continued)

Sub-fund	Counterparty	Instrument Type	Currency	Cash Collateral in sub-fund currency
Global High Yield ESG Bond				
	Credit Agricole	Forward Exchange Contracts	USD	(10,000)
Global Inflation Linked Bond				
	Goldman Sachs	Interest Rate Swaps, Forward Exchange Contracts	USD	260,000
	J.P Morgan, London	Interest Rate Swaps	USD	310,000
Global Lower Carbon Bond				
	Bardays Bank, Plc	Credit Default Swaps, Forward Exchange Contracts	USD	(36,725)
	J.P Morgan, London	Futures, Forward Exchange Contracts	USD	20,000
Global Short Duration Bond				
	J.P Morgan, London	Interest Rate Swaps	USD	61,934
RMB Fixed Income				
	HSBC Bank, London	Forward Exchange Contracts	USD	(1,200,000)
	State Street Bank and Trust Company	Forward Exchange Contracts	USD	1,200,000
Ultra Short Duration Bond				
	BNP Paribas, New York	Forward Exchange Contracts	USD	750,000
	Standard Chartered Bank	Forward Exchange Contracts	USD	(760,000)
US Dollar Bond				
	Goldman Sachs	Forward Exchange Contracts	USD	1,523,000
US High Yield Bond				
	J.P Morgan, London	Futures, Credit Default Swaps	USD	28,545
Global Emerging Markets Multi-Asset Income				
	Bardays Bank, Plc	Forward Exchange Contracts, Futures, Interest Rate Swaps	USD	(42,505)
	Bardays Bank, Plc	Forward Exchange Contracts, Futures, Interest Rate Swaps	USD	(1,953)
	Bardays Bank, Plc	Forward Exchange Contracts, Futures, Interest Rate Swaps	USD	(8)
	Bardays Bank, Plc	Forward Exchange Contracts, Futures, Interest Rate Swaps	USD	(28)
	BNP Paribas, New York	Forward Exchange Contracts, Options	USD	100,000
	Goldman Sachs	Forward Exchange Contracts	USD	(10,000)
	HSBC Bank, London	Forward Exchange Contracts, Futures	USD	(10,000)
	J.P Morgan, London	Interest Rate Swaps, Credit Default Swaps	USD	25,802
	J.P Morgan, London	Interest Rate Swaps, Credit Default Swaps	USD	741
	J.P Morgan, London	Interest Rate Swaps, Credit Default Swaps	USD	(12)
	J.P Morgan, London	Interest Rate Swaps, Credit Default Swaps	USD	(3)
	J.P Morgan, London	Interest Rate Swaps, Credit Default Swaps	USD	4,063
	Merrill Lynch International	Forward Exchange Contracts, Options	USD	10,000
	Morgan Stanley, London	Forward Exchange Contracts, Options	USD	(40,000)
	Standard Chartered Bank	Forward Exchange Contracts	USD	40,000
	UBS	Forward Exchange Contracts, Options	USD	10,000

Notes to the Financial Statements

for the year ended 31 March 2024 (continued)

8. Cash collateral information (continued)

Sub-fund	Counterparty	Instrument Type	Currency	Cash Collateral in sub-fund currency
Multi-Asset Style Factors				
	Bardays Bank, Plc	Forward Exchange Contracts	EUR	108,924
	BNP Paribas, New York	Forward Exchange Contracts	EUR	580,000
	Credit Agricole	Forward Exchange Contracts	EUR	(4,380,000)
	HSBC Bank, London	Forward Exchange Contracts, Futures, Interest Rate Swaps, Overnight Index Swap	EUR	10,578,689
	HSBC Bank, London	Forward Exchange Contracts, Futures, Interest Rate Swaps, Overnight Index Swap	EUR	(1,113,401)
	HSBC Bank, London	Forward Exchange Contracts, Futures, Interest Rate Swaps, Overnight Index Swap	EUR	3,554,940
	HSBC Bank, London	Forward Exchange Contracts, Futures, Interest Rate Swaps, Overnight Index Swap	EUR	5,190,405
	HSBC Bank, London	Forward Exchange Contracts, Futures, Interest Rate Swaps, Overnight Index Swap	EUR	(4)
	Merrill Lynch International	Futures	EUR	(4,140,000)
	Morgan Stanley, London	Forward Exchange Contracts	EUR	2,160,000
	Royal Bank of Canada, London	Forward Exchange Contracts	EUR	1,230,000
	Société Générale, Paris	Forward Exchange Contracts, Futures	EUR	78,589
	Standard Chartered Bank	Forward Exchange Contracts	EUR	1,140,000
	UBS	Forward Exchange Contracts	EUR	(1,041,197)
Multi-Strategy Target Return				
	Bardays Bank, Plc	Forward Exchange Contracts	EUR	(1,964)
	Citibank	Forward Exchange Contracts	EUR	510,000
	HSBC Bank, London	Forward Exchange Contracts, Futures, Interest Rate Swaps, Overnight Index Swap, Options	EUR	(252,426)
	HSBC Bank, London	Forward Exchange Contracts, Futures, Interest Rate Swaps, Overnight Index Swap, Options	EUR	(4,851)
	HSBC Bank, London	Forward Exchange Contracts, Futures, Interest Rate Swaps, Overnight Index Swap, Options	EUR	(229,089)
	HSBC Bank, London	Forward Exchange Contracts, Futures, Interest Rate Swaps, Overnight Index Swap, Options	EUR	255,790
	HSBC Bank, London	Forward Exchange Contracts, Futures, Interest Rate Swaps, Overnight Index Swap, Options	EUR	(184,821)
	Merrill Lynch International	Options	EUR	(80,000)
	Morgan Stanley, London	Forward Exchange Contracts	EUR	(180,000)
	Société Générale, Paris	Return Swap	EUR	233,500
	Société Générale, Paris	Forward Exchange Contracts	EUR	1,266,709
	UBS	Forward Exchange Contracts	EUR	390,000
US Income Focused				
	Bardays Bank, Plc	Futures, Credit Default Swaps	USD	(634,708)
	J.P Morgan, London	Credit Default Swaps	USD	(219,668)

Notes to the Financial Statements

for the year ended 31 March 2024 (continued)

9. Dividends

Most distributing fund share classes in issue as at 31 March 2024 have had UK Reporting Fund status, either from 1 April 2010 or from the launch of the fund share class concerned. All Distributing and Accumulating Share Classes have UK Reporting Fund status from 1 April 2013. As and when new fund share classes are launched, UK Reporting Fund applications shall be made to HM Revenue & Customs accordingly. Details of the share classes that have UK Reporting Fund status can be found on the HM Revenue & Customs' website (www.hmrc.gov.uk).

At the date of this report, the status can be found at <https://www.gov.uk/government/publications/offshore-funds-list-of-reporting-funds>

The Company publishes annual reportable income information that shareholders require for their UK tax returns at www.kpmgreportingfunds.co.uk. If investors do not have access to the internet they can apply in writing at the registered office of the Company.

The Company paid the following per share dividends (ex-date) during the year ended 31 March 2024:

Sub-Fund	Currency	Apr-2022	Jul-2022	Oct-2022	Jan-2023	Apr-2023	Jul-2023	Oct-2023	Jan-2024	Apr-2024	Jul-2024	Oct-2024
All Share Equity												
A5	USD	-	0.28128	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Asia Japan Equity												
A5	USD	-	0.23828	-	-	-	-	-	-	-	-	-
A50 EUR*	USD	-	0.28228	-	-	-	-	-	-	-	-	-
B0	USD	-	0.112428	-	-	-	-	-	-	-	-	-
B0 GBP*	USD	-	0.22871	-	-	-	-	-	-	-	-	-
D	USD	-	0.16628	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Z0	USD	-	1.241478	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Asia Japan Equity: Smaller Companies												
A5	USD	-	0.54030	-	-	-	-	-	-	-	-	-
A5 HOD*	USD	-	0.21928	-	-	-	-	-	-	-	-	-
B0	USD	-	0.17827	-	-	-	-	-	-	-	-	-
B0 GBP*	USD	-	0.43917	-	-	-	-	-	-	-	-	-
D	USD	-	0.39628	-	-	-	-	-	-	-	-	-
XD	USD	-	0.387128	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Asia Pacific Japan Equity: High Dividend												
A50	USD	0.07028	0.03339	0.01403	0.03703	0.07192	0.02367	0.02783	0.02386	0.02596	0.02484	0.02738
A50 HOD*	USD	0.06411	0.06441	0.03387	0.03538	0.06486	0.03736	0.03361	0.02462	0.02546	0.02457	0.02762
A50 HOD*	USD	0.021178	0.021498	0.01435	0.02066	0.02061	0.01783	0.02243	0.02166	0.02059	0.02057	0.02066
A5	USD	-	-	-	0.28216	-	-	-	-	0.09640	-	-
B0 EUR*	USD	-	0.32478	-	-	-	-	-	-	-	-	-
B0 GBP*	USD	-	-	-	0.32821	-	-	-	-	0.16828	-	-
Q4H2 GO D*	USD	-	-	-	-	-	0.02487	0.02369	0.02322	0.02363	0.02244	0.02242
SPS	USD	-	-	-	0.02682	-	-	-	-	-	0.12727	-
XD	USD	-	0.34032	-	-	-	-	-	-	-	-	-
XD EUR*	USD	-	0.37888	-	-	-	-	-	-	-	-	-
XMC	USD	0.02783	0.02824	0.02193	0.02428	0.02722	0.02828	0.02478	0.02411	0.02466	0.02483	0.02783
ZMC	USD	0.03840	0.03828	0.02829	0.03030	0.03028	0.02741	0.02648	0.02518	0.02569	-	-
Z8	USD	-	-	-	0.37447	-	-	-	-	-	0.24822	-
China A-Share Equity												
B0	USD	-	0.27106	-	-	-	-	-	-	-	-	-
China Equity												
A5	USD	-	0.87188	-	-	-	-	-	-	-	-	-
A5 GBP*	USD	-	0.23613	-	-	-	-	-	-	-	-	-
A5 HOD*	USD	-	0.21548	-	-	-	-	-	-	-	-	-
B0	USD	-	0.22426	-	-	-	-	-	-	-	-	-
B0 GBP*	USD	-	0.32472	-	-	-	-	-	-	-	-	-
D	USD	-	1.86682	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Z0	USD	-	2.83086	-	-	-	-	-	-	-	-	-

*The dividend rates disclosed in the note are reported in sub-fund currency by using the exchange rate as at record dates of the distributions.

+ Until 31 July 2023, the sub-fund was named Thai Equity.

Notes to the Financial Statements

for the year ended 31 March 2024 (continued)

9. Dividends (continued)

Sub-Fund	Currency	Apr-2023	May-2023	Jun-2023	Jul-2023	Aug-2023	Sep-2023	Oct-2023	Nov-2023	Dec-2023	Jan-2024	Feb-2024	Mar-2024
European Equity: Basic & Composite													
AE	EUR	-	0.22011	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ED	EUR	-	0.21036	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
European Growth													
HEG	EUR	-	0.26592	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
European Value													
AE	EUR	-	0.66126	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
AEH GCP*	EUR	-	0.17543	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ED	EUR	-	0.44087	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ZD	EUR	-	1.43390	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Europe Value													
AE	EUR	-	0.78752	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ED	EUR	-	0.57676	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ID	EUR	-	0.21540	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
FD	EUR	-	0.31050	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ZD	EUR	-	1.45024	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Global Emerging Markets Equity													
AE	USD	-	0.54930	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
AE GCP*	USD	-	0.04023	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ED GCP*	USD	-	0.18234	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
FD	USD	-	0.09461	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
SHD	USD	-	0.12035	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ZD	USD	-	0.33694	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Global Equity: Global Change													
EGP*	USD	-	0.14392	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ZD1	USD	-	-	0.06901	-	-	0.03013	-	-	0.03621	-	-	0.03916
Global Real Estate Equity													
AE	USD	-	0.12221	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
AEC	USD	0.02746	0.02473	0.02490	0.02489	0.02011	0.02487	0.02470	0.02456	0.02456	0.02468	0.02429	0.02036
AEC GCP*	USD	0.01917	0.01848	0.01115	0.01136	0.03628	0.03266	0.01084	0.01432	0.01054	0.03937	0.03970	0.03423
ED1	USD	-	-	0.02362	-	-	0.02430	-	-	0.04421	-	-	0.06666
ID	USD	-	0.21388	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ZEF12 S/Pr*	USD	0.02032	-	0.78143	-	0.02008	-	0.78130	-	0.81672	-	-	0.79063
ZD	USD	-	0.30216	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ZHC	USD	0.02190	0.02444	0.02195	0.02223	0.02035	0.02087	0.02081	0.02184	0.02026	0.02443	0.02022	0.02190
ZD1	USD	-	-	0.02022	-	-	0.02034	-	-	0.02181	-	-	0.02142
Global Infrastructure Equity													
AEC	USD	0.02780	0.02623	0.02381	0.02367	0.02495	0.02310	0.02347	0.02016	0.02013	0.02401	0.02344	0.02400
AEC GCP*	USD	0.00448	0.00436	0.00458	0.00430	0.00470	0.00430	0.00422	0.00422	0.00430	0.00430	0.00430	0.00448
AEC AUD*	USD	0.01314	0.01292	0.01356	0.01478	0.01445	0.01316	0.01454	0.01471	0.01680	0.01627	0.01484	0.01580
AEC EUR*	USD	0.01843	0.01824	0.01817	0.01840	0.01828	0.01920	0.02182	0.02186	0.01916	0.01427	0.02147	0.02080
AEC GCP*	USD	0.00273	0.00268	0.00173	0.00149	0.00224	0.00241	0.00186	0.00140	0.00148	0.00200	0.00200	0.00311
AEC FHE*	USD	0.00204	0.00240	0.00181	0.00189	0.00201	0.00128	0.00128	0.00184	0.00184	0.00182	0.00182	0.00184
AEC L1	USD	0.04947	0.01480	0.02049	0.02002	0.02008	0.01242	0.02464	0.03686	0.04780	0.02302	0.02342	0.03701
AEC L1 GCP*	USD	0.00232	0.00265	0.00204	0.00447	0.00402	0.00318	0.00465	0.00473	0.00311	0.00669	0.00606	0.00138
AEC L1 AUD*	USD	0.27050	0.28238	0.24959	0.21526	0.23010	0.21984	0.21186	0.24282	0.26780	0.23923	0.23413	0.24138
AEC L1 EUR*	USD	0.30832	0.28633	0.30140	0.26131	0.24913	0.20146	0.20186	0.29283	0.29219	0.24095	0.26380	0.26980
AEC L1 GCP*	USD	0.43068	0.47521	0.40138	0.40864	0.40112	0.03837	0.11028	0.03184	0.03111	0.05880	0.06266	0.03311
AEC L1 FHE*	USD	0.02916	0.02826	0.01812	0.01196	0.02408	0.02427	0.04924	0.04666	0.02164	0.02364	0.02364	0.02384
ID	USD	-	0.02011	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ZEF12 S/Pr*	USD	1.02604	-	0.36208	-	1.02607	-	0.34120	-	1.04259	-	-	0.36120
ZD	USD	-	0.24649	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ZD1	USD	-	-	0.16440	-	-	0.08001	-	-	0.08143	-	-	0.08004
ZD1 GCP*	USD	-	-	0.10811	-	-	0.07136	-	-	0.09362	-	-	0.07183
Global Lower Carbon Equity													
AE	USD	-	0.13028	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
AEH GCP*	USD	-	0.01054	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ID	USD	-	0.21388	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ZD1	USD	-	-	0.09026	-	-	0.01189	-	-	0.09420	-	-	0.09066
Global Sustainable Equity Income													
AE	USD	-	0.14588	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ZEF12 S/Pr*	USD	1.02606	-	1.04731	-	1.12424	-	1.08075	-	1.14972	-	-	1.07414
ZHI	USD	0.01627	0.04036	0.03915	0.01907	0.02492	0.01945	0.02121	0.02453	0.02638	0.01971	0.01897	0.04146
ZD1	USD	-	-	0.02845	-	-	0.02249	-	-	0.02142	-	-	0.02036

*The dividend rates disclosed in the note are reported in sub-fund currency by using the exchange rate as at record dates of the distributions.

Notes to the Financial Statements

for the year ended 31 March 2024 (continued)

9. Dividends (continued)

Sub-Fund	Currency	Apr-2023	May-2023	Jun-2023	Jul-2023	Aug-2023	Sep-2023	Oct-2023	Nov-2023	Dec-2023	Jan-2024	Feb-2024	Mar-2024
Global Sub-funds - Long Term Dividend													
AIM	USD	0.00109	0.00194	0.00195	0.00210*	0.00206	0.00209	0.00207	0.00113	0.00291	0.00210	0.00194	0.00205
AIM HD*	USD	0.00324	0.00323	0.00213	0.00343	0.00293	0.00246	0.00211	0.00203	0.00210	0.00203	0.00203	0.00241
AMFLX	USD	0.00000	0.00000	0.00000	0.01440	0.00430	0.00242	0.04008	0.00000	0.02402	0.04002	0.02401	0.01014
AQ2	USD	-	-	0.00369	-	-	0.00966	-	-	0.00001	-	-	0.00201
BD2	USD	-	-	0.00192	-	-	0.00303	-	-	0.00000	-	-	0.00400
D	USD	-	-	0.00000	-	-	0.00001	-	-	0.00000	-	-	0.00000
ZMO	USD	0.00149	0.00224	0.00192	0.00200*	0.00200	0.00201	0.00200	0.00203	0.00199	0.00200	0.00201	0.00202
Global Sub-funds - Long Term Equity													
BD	USD	-	0.00400	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
D	USD	-	0.00000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ZD1	USD	-	-	-	-	-	-	-	-	0.00300	-	-	0.00101
Hong Kong Equity													
AD	USD	-	0.00000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
AD HD*	USD	-	0.01206	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
BD GSF	USD	-	0.00000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
FD	USD	-	1.00000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ZD	USD	-	2.00000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
EMC Equity													
AD	USD	-	0.00000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
AD GSF	USD	-	0.00000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
BD GSF	USD	-	0.00000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
MD	USD	-	0.00000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
EMC Macro Equity													
AD	USD	-	0.00000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
BD	USD	-	0.00000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Frontier Markets													
AD	USD	-	1.00000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
AD HD*	USD	-	0.00000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
D	USD	-	3.00000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
FD	USD	-	0.00000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ZD	USD	-	0.00000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Global Equity Volatile Focus													
AIM	USD	0.00400	0.00101	0.00000	0.00400	0.00300	0.00300	0.00300	0.00300	0.00300	0.00300	0.00300	0.00300
AIM HD*	USD	0.00300	0.00300	0.00300	0.00300	0.00300	0.00300	0.00300	0.00300	0.00300	0.00300	0.00300	0.00300
AIMO A10*	USD	0.00000	0.00000	0.00000	0.00100	0.00100	0.00100	0.00100	0.00100	0.00100	0.00100	0.00100	0.00100
AIMO CAL*	USD	0.01200	0.01200	0.01200	0.01200	0.01200	0.01200	0.01200	0.01200	0.01200	0.01200	0.01200	0.01200
AIMO HD*	USD	0.00100	0.00100	0.00100	0.00100	0.00100	0.00100	0.00100	0.00100	0.00100	0.00100	0.00100	0.00100
AIMO HD*	USD	-	-	-	-	-	0.00000	0.00000	0.00000	0.00000	-	-	-
AIMO HD*	USD	0.00000	0.00000	0.00000	0.00000	0.00000	0.00000	0.00000	0.00000	0.00000	0.00000	0.00000	0.00000
EM Equity													
AD	USD	-	0.00000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
AD GSF	USD	-	0.00000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
AD HD*	USD	-	0.00000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
BD	USD	-	0.00000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
BD GSF	USD	-	0.00000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
BD	USD	-	0.00000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
D	USD	-	0.00000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
GD	USD	-	0.00000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Economic Scale US Equity													
AD	USD	-	0.00000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
AD HD*	USD	-	0.00000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
BD	USD	-	0.00000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
BD GSF	USD	-	0.00000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
D	USD	-	0.00000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
FD	USD	-	0.00000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
GD	USD	-	0.00000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
YD	USD	-	0.00000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ZD	USD	-	0.00000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

*The dividend rates disclosed in the note are reported in sub-fund currency by using the exchange rate as at record dates of the distributions.

Notes to the Financial Statements

for the year ended 31 March 2024 (continued)

9. Dividends (continued)

Sub-fund	Currency	Apr- 2023	May- 2023	Jun- 2023	Jul- 2023	Aug- 2023	Sep- 2023	Oct- 2023	Nov- 2023	Dec- 2023	Jan- 2024	Feb- 2024	Mar- 2024
Asia Equit													
ZO	USD	-	1,699,198	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Turkey Equit													
AO	EUR	-	0,269,181	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
AO GRP	EUR	-	0,221,964	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
BD	EUR	-	0,267,059	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
BD GRP	EUR	-	0,365,116	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Asia Bond													
AR2	USD	0,045,326	0,044,687	0,045,431	0,045,980	0,046,021	0,039,666	0,039,444	0,043,791	0,044,626	0,044,219	0,044,029	0,044,131
AR2H SGD*	USD	0,029,637	0,024,111	0,029,950	0,029,984	0,029,991	0,019,664	0,019,620	0,023,412	0,024,241	0,023,001	0,022,912	0,022,713
FOH EUR*	USD	-	0,304,949	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
IOH EUR*	USD	-	0,262,923	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
647 MDHSGD	USD	-	-	-	-	-	-	0,026,960	0,030,916	0,032,005	0,031,310	0,029,920	0,030,069
30H EUR*	USD	-	0,298,126	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20H EUR*	USD	-	0,332,299	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ZO1	USD	-	-	0,009,938	-	-	0,009,648	-	-	0,009,611	-	-	0,102,973
ZO1H AUD*	USD	-	-	0,001,933	-	-	0,001,126	-	-	0,009,666	-	-	0,064,345
ZO1H CHF*	USD	-	-	0,008,006	-	-	0,008,521	-	-	0,009,426	-	-	0,106,943
ZO1H EUR*	USD	-	-	0,001,673	-	-	0,000,899	-	-	0,009,309	-	-	0,104,186
ZO1H GBP*	USD	-	-	0,001,647	-	-	0,119,819	-	-	0,112,724	-	-	0,124,918
ZO1H SGD*	USD	-	-	0,006,631	-	-	0,010,614	-	-	0,011,991	-	-	0,073,647
Asia ESG Bond													
AR2	USD	0,049,732	0,049,529	0,049,901	0,049,969	0,044,111	0,044,316	0,043,387	0,044,974	0,046,020	0,046,416	0,046,216	0,044,421
AR2 HKD*	USD	0,006,381	0,004,791	0,006,219	0,009,888	0,009,137	0,009,691	0,009,611	0,009,166	0,009,139	0,009,221	0,009,190	0,009,811
AR2H AUD*	USD	0,020,894	0,024,416	0,020,951	0,026,138	0,023,390	0,022,612	0,022,544	0,024,000	0,025,907	0,026,401	0,025,647	0,023,356
AR2H EUR*	USD	0,036,621	0,036,396	0,037,293	0,036,882	0,036,160	0,034,446	0,034,966	0,037,909	0,037,138	0,036,997	0,036,983	0,036,622
AR2H GBP*	USD	0,003,241	0,003,016	0,004,126	0,005,982	0,005,939	0,005,181	0,005,042	0,004,430	0,005,902	0,006,007	0,006,233	0,005,361
AR2H HKD*	USD	0,004,687	0,004,510	0,005,398	0,005,216	0,005,719	0,004,662	0,005,114	0,004,181	0,005,167	0,004,059	0,004,266	0,004,670
AR2H INR*	USD	0,004,082	0,004,018	0,004,156	0,003,914	0,003,111	0,003,966	0,004,849	0,004,130	0,003,926	0,003,961	0,004,269	0,003,663
AR2H SGD*	USD	0,030,368	0,029,231	0,029,645	0,029,761	0,024,612	0,023,642	0,023,374	0,024,001	0,024,963	0,021,700	0,026,180	0,023,410
Asia High Yield Bond													
AOH EUR*	USD	-	0,623,090	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
AR	USD	0,044,429	0,042,394	0,044,096	0,046,084	0,039,048	0,031,146	0,045,933	0,039,004	0,001,906	0,061,999	0,036,694	0,057,642
AR2	USD	0,007,666	0,003,906	0,004,166	0,005,267	0,009,319	0,001,116	0,004,498	0,000,434	0,001,297	0,008,442	0,008,624	0,004,302
AR2 HKD*	USD	0,006,928	0,006,411	0,006,589	0,006,368	0,009,941	0,006,027	0,006,837	0,006,063	0,005,693	0,009,027	0,009,649	0,006,330
AR2H AUD*	USD	0,003,960	0,000,000	0,001,819	0,002,267	0,008,309	0,008,111	0,027,269	0,029,618	0,029,797	0,029,374	0,027,989	0,026,342
AR2H SGD*	USD	0,036,624	0,031,916	0,033,832	0,032,131	0,029,964	0,029,666	0,030,441	0,030,006	0,029,026	0,028,326	0,027,159	0,024,834
BD	USD	-	0,518,911	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
BDH CHF*	USD	-	0,560,396	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
BDH EUR*	USD	-	0,621,984	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
MD	USD	0,053,095	0,049,396	0,000,516	0,000,713	0,005,662	0,004,369	0,044,906	0,043,117	0,043,930	0,044,931	0,045,123	0,044,138
MDH SGD*	USD	0,006,292	0,002,113	0,000,603	0,002,914	0,009,996	0,009,393	0,007,111	0,009,910	0,009,193	0,009,113	0,009,617	0,009,668
FD	USD	0,007,866	0,003,186	0,000,666	0,002,293	0,009,966	0,004,429	0,044,906	0,007,611	0,007,612	0,009,119	0,009,617	0,044,626
FDH AUD*	USD	0,003,199	0,000,140	0,000,205	0,002,404	0,008,439	0,008,306	0,027,398	0,029,116	0,029,694	0,029,699	0,029,696	0,029,493
FDH EUR*	USD	0,009,498	0,047,219	0,040,119	0,040,908	0,046,448	0,046,191	0,047,688	0,047,306	0,044,463	0,044,468	0,045,638	0,040,980
FDH SGD*	USD	0,009,363	0,004,660	0,006,494	0,004,611	0,031,329	0,031,002	0,007,740	0,002,411	0,000,740	0,000,610	0,000,669	0,009,698
647 MD	USD	0,071,663	0,013,114	0,074,993	0,071,209	0,061,644	0,061,009	0,066,649	0,069,262	0,064,981	0,066,431	0,066,930	0,061,027
ZO	USD	-	0,014,439	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ZO1 HD SH JPY*	USD	0,003,409	-	0,000,971	-	0,004,603	-	0,032,116	-	0,009,181	-	0,044,399	-
ZO1	USD	-	-	0,000,712	-	-	0,163,306	-	-	0,116,891	-	-	0,110,162
ZO1H AUD*	USD	-	-	0,006,659	-	-	0,094,019	-	-	0,070,009	-	-	0,106,403
ZO1H CHF*	USD	-	-	0,001,022	-	-	0,000,690	-	-	0,106,306	-	-	0,116,894
ZO1H EUR*	USD	-	-	0,154,949	-	-	0,000,296	-	-	0,114,111	-	-	0,111,994
ZO1H GBP*	USD	-	-	0,000,339	-	-	0,004,600	-	-	0,106,424	-	-	0,209,432
ZO1H JPY*	USD	-	-	1,036,283	-	-	0,061,191	-	-	0,000,881	-	-	1,000,293
ZO1H SGD*	USD	-	-	0,100,302	-	-	0,000,001	-	-	0,001,644	-	-	0,126,333
Asian Government Bond													
AO	USD	-	0,306,698	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
AO EUR*	USD	-	1,017,600	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ZO	USD	-	0,433,612	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
DBI Bond													
AO	USD	-	0,269,010	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
BD EUR*	USD	-	0,091,800	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ZO	USD	-	0,294,201	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Euro Bond													
AO	EUR	-	0,042,026	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

*The dividend rates disclosed in the note are reported in sub-fund currency by using the exchange rate as at record dates of the distributions.

Notes to the Financial Statements

for the year ended 31 March 2024 (continued)

9. Dividends (continued)

Sub-Fund	Currency	Apr-2022	May-2022	Jun-2022	Jul-2022	Aug-2022	Sep-2022	Oct-2022	Nov-2022	Dec-2022	Jan-2024	Feb-2024	Mar-2024
Euro Bond Total Return													
AG	EUR	-	0.180418	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ID	EUR	-	0.204295	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Euro Credit Bond													
AG	EUR	-	0.110285	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ID	EUR	-	0.149655	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
XD	EUR	-	0.167018	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Euro High Yield Bond													
AG	EUR	-	0.559618	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
AM2	EUR	0.049655	0.049259	0.049579	0.051934	0.051135	0.051291	0.050237	0.051189	0.052894	0.046196	0.046505	0.047592
ID	EUR	-	0.715132	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ED	EUR	-	0.599326	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ID	EUR	-	1.019573	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
SR5	EUR	-	0.264955	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
XD	EUR	-	0.324491	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
XD1	EUR	-	-	0.050048	-	-	0.050256	-	-	0.051261	-	-	0.050823
ESG Short Duration Credit Bond													
AM2	USD	0.045499	0.047196	0.047152	0.050784	0.050562	0.049905	0.049347	0.053315	0.054192	0.052510	0.052147	0.052231
AM2 SGD*	USD	-	-	0.036223	0.037860	0.036835	0.036189	0.035905	0.036641	0.040595	0.039565	0.039173	0.038205
AM3 AUD*	USD	0.027106	0.022524	0.020915	0.020900	0.020535	0.024395	0.024309	0.027119	0.020292	0.020111	0.021029	0.021783
AM3 EUR*	USD	0.031559	0.032282	0.030821	0.031791	0.031624	0.030655	0.030345	0.044221	0.040024	0.040224	0.042139	0.042280
AM3 GBP*	USD	0.050057	0.050016	0.051925	0.050295	0.050259	0.051117	0.051494	0.054547	0.055305	0.052616	0.052152	0.052645
AM3 SGD*	USD	0.029154	0.029052	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
EM2	USD	0.048943	0.048753	0.048720	0.050455	0.050114	0.049929	0.049485	0.053487	0.054335	0.052105	0.052358	0.052453
EM3 CHF*	USD	0.014324	0.015221	0.015994	0.021959	0.020142	0.019328	0.018958	0.024221	0.023951	0.021643	0.022722	0.022951
EM4 EUR*	USD	0.031597	0.032318	0.030818	0.031851	0.031104	0.030551	0.030450	0.044405	0.043804	0.040916	0.042305	0.042450
EM5 GBP*	USD	0.050111	0.050953	0.050210	0.051203	0.050294	0.050265	0.051551	0.054755	0.055052	0.052952	0.053022	0.052922
ZO1	USD	-	-	0.050007	-	-	0.148210	-	-	0.135263	-	-	0.145563
ZO1H CHF*	USD	-	-	0.154201	-	-	0.158042	-	-	0.149197	-	-	0.160271
ZO1H EUR*	USD	-	-	0.102459	-	-	0.113452	-	-	0.145287	-	-	0.154589
ZO1H GBP*	USD	-	-	0.119842	-	-	0.135851	-	-	0.159855	-	-	0.183667
ESG Debt Total Return													
L10	USD	-	0.440108	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
L10H EUR*	USD	-	0.299511	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
W10	USD	-	0.401625	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
W10H EUR*	USD	-	0.400524	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
W10H CHF*	USD	-	0.201914	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
N10H EUR*	USD	-	0.336207	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Global Bond													
AG	USD	-	0.150174	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
AM2	USD	-	-	-	-	-	-	-	-	0.033405	0.051341	0.034924	0.034999
AM2 HKD*	USD	0.003154	0.003035	0.002951	0.003354	0.003245	0.003115	0.003119	0.003352	0.003394	0.003055	0.003043	0.003051
FD	USD	-	0.154730	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ZO	USD	-	0.269950	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Global Bond Total Return													
ID1H EUR*	USD	-	-	0.087123	-	-	0.126513	-	-	0.132652	-	-	0.122624
ZO1H GBP*	USD	-	-	0.118514	-	-	0.152013	-	-	0.159405	-	-	0.149595
ZO1H EUR*	USD	-	-	0.118112	-	-	0.152650	-	-	0.159102	-	-	0.149587
ZO1	USD	-	-	0.050792	-	-	0.120126	-	-	0.129642	-	-	0.119942
ZO1H GBP*	USD	-	-	0.114402	-	-	0.150910	-	-	0.157168	-	-	0.148172
Global Corporate Bond													
ID1H GBP*	USD	-	-	0.087142	-	-	0.104395	-	-	0.102541	-	-	0.111034
ZRF50 SH JPY*	USD	0.119532	-	0.090550	-	-	0.034145	-	-	0.096724	-	-	-
ZO	USD	-	0.291240	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ZO1H GBP*	USD	-	0.305672	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ZO1H JPY*	USD	0.153054	0.118059	0.171944	0.209157	0.195115	0.155010	0.190053	0.198011	-	-	-	-
ZO1	USD	-	-	0.051058	-	-	0.090811	-	-	0.095300	-	-	0.102635
ZO1H AUD*	USD	-	-	0.049594	-	-	0.057345	-	-	0.051070	-	-	0.052201
ZO1H CHF*	USD	-	-	0.033257	-	-	0.039335	-	-	0.037417	-	-	0.037094
ZO1H EUR*	USD	-	-	0.033611	-	-	0.039551	-	-	0.036665	-	-	0.036501
ZO1H GBP*	USD	-	-	0.030541	-	-	0.113595	-	-	0.111125	-	-	0.121133
ZO1H JPY*	USD	-	-	0.024451	-	-	0.056135	-	-	-	-	-	-
ZO1H SGD*	USD	-	-	0.054934	-	-	0.054799	-	-	0.054949	-	-	0.059154
Global Emerging Markets Bond													
AG	USD	-	0.050112	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
AG GBP*	USD	-	0.483527	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
AG H EUR*	USD	-	0.312003	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
AM2	USD	0.057695	0.059504	0.057144	0.059353	0.059100	0.059180	0.052145	0.059244	0.057291	0.056249	0.056989	0.056423

*The dividend rates disclosed in the note are reported in sub-fund currency by using the exchange rate as at record dates of the distributions.

Notes to the Financial Statements

for the year ended 31 March 2024 (continued)

9. Dividends (continued)

Sub-fund	Currency	Apr-2023	May-2023	Jun-2023	Jul-2023	Aug-2023	Sep-2023	Oct-2023	Nov-2023	Dec-2023	Jan-2024	Feb-2024	Mar-2024
Global Emerging Markets Bond (continued)													
AME EMF*	USD	0.004326	0.004821	0.004398	0.005011	0.004794	0.004796	0.004648	0.004848	0.004800	0.004851	0.004900	0.004861
AMEM ADF*	USD	0.018463	0.011568	0.019660	0.020495	0.019566	0.017616	0.017171	0.019801	0.020063	0.019002	0.019581	0.019045
AMEM EMF*	USD	0.026111	0.025960	0.027431	0.028108	0.027801	0.026194	0.026873	0.029264	0.029064	0.029190	0.028913	0.029274
AMEM GDF*	USD	0.021984	0.020233	0.030610	0.021484	0.019924	0.019873	0.019662	0.020016	0.014136	0.019138	0.019204	0.019627
BDGMF*	USD	-	0.009008	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
BDIM GDF*	USD	-	-	0.148012	-	-	0.117018	-	-	0.174049	-	-	0.179620
ED	USD	-	0.669836	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ED EMF*	USD	-	0.480299	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
EM EMF*	USD	-	0.480297	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
FD	USD	-	0.595801	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
EMEM EMF*	USD	-	0.491261	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ZEMEM SH JPY*	USD	0.620725	-	0.67121	-	0.671903	-	0.629406	-	-	-	-	-
ZD	USD	-	0.060616	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ZEMEM JPY*	USD	0.229968	0.229820	0.216419	0.215631	0.267118	0.220970	0.242821	0.302264	-	-	-	-
ZD1	USD	-	-	0.100242	-	-	0.121719	-	-	0.129212	-	-	0.130688
ZD1M ADF*	USD	-	-	0.071119	-	-	0.093326	-	-	0.092823	-	-	0.094809
ZD1M CMF*	USD	-	-	0.091120	-	-	0.118918	-	-	0.118822	-	-	0.120629
ZD1M EMF*	USD	-	-	0.091106	-	-	0.118821	-	-	0.118446	-	-	0.118923
ZD1M GDF*	USD	-	-	0.128144	-	-	0.149925	-	-	0.147102	-	-	0.152710
ZD1M JPY*	USD	-	-	0.682218	-	-	0.714316	-	-	-	-	-	-
ZD1M GDF*	USD	-	-	0.014659	-	-	0.086905	-	-	0.087224	-	-	0.088603
Global Emerging Markets Corporate Sustainable Bond													
AD	USD	-	0.301803	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ED	USD	-	0.340304	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ZD1	USD	-	-	0.167960	-	-	0.190453	-	-	0.201409	-	-	-
Global Emerging Markets ESG Bond													
ZD1	USD	-	-	0.136291	-	-	0.131546	-	-	0.129410	-	-	0.142609
ZD1M EMF*	USD	-	-	0.167622	-	-	0.169851	-	-	0.166247	-	-	0.163121
ZD1M GDF*	USD	-	-	0.188153	-	-	0.192489	-	-	0.187801	-	-	0.193913
Global Emerging Markets ESG Local Debt													
ZD	USD	-	0.394950	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ZD1	USD	-	-	0.144786	-	-	0.199144	-	-	0.148363	-	-	0.154096
Global Emerging Markets Local Debt													
AD	USD	-	0.231938	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
BDGMF*	USD	-	0.362811	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
BD1	USD	-	-	0.126446	-	-	0.238185	-	-	0.166199	-	-	0.176903
ED	USD	-	0.299136	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ED EMF*	USD	-	0.311082	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ED	USD	-	0.241486	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ZEMEM SH JPY*	USD	0.921179	-	0.000004	-	0.920662	-	0.944348	-	0.964246	-	0.987496	-
ZD	USD	-	0.342698	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ZD2	USD	0.074461	0.036988	0.08610	0.041199	0.040113	0.039036	0.039802	0.040421	0.040734	0.042646	0.042466	0.042200
ZD1	USD	-	-	0.138933	-	-	0.180914	-	-	0.188641	-	-	0.190802
Global ESG Corporate Bond													
ZD1	USD	-	-	0.09847	-	-	0.072191	-	-	0.071829	-	-	0.076133
ZD1M EMF*	USD	-	-	0.060219	-	-	0.074682	-	-	0.073708	-	-	0.083912
ZD1M GDF*	USD	-	-	0.074192	-	-	0.090340	-	-	0.088081	-	-	0.098253
Global Government Bond													
BD1M GDF*	USD	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.088001
ZEMEM SH JPY*	USD	0.134467	-	0.444405	-	0.613936	-	0.673058	-	-	-	-	-
ZD	USD	-	0.132659	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ZEMEM JPY*	USD	0.092813	0.018018	0.102432	0.109206	0.109162	0.101391	0.121469	0.140096	-	-	-	-
ZD1	USD	-	-	0.642119	-	-	0.664873	-	-	0.665886	-	-	0.669180
ZD1M ADF*	USD	-	-	0.070955	-	-	0.074014	-	-	0.079018	-	-	0.047001
ZD1M CMF*	USD	-	-	0.079681	-	-	0.081201	-	-	0.089425	-	-	0.084986
ZD1M EMF*	USD	-	-	0.079658	-	-	0.081420	-	-	0.089265	-	-	0.083976
ZD1M GDF*	USD	-	-	0.048974	-	-	0.060018	-	-	0.061912	-	-	0.062431
ZD1M JPY*	USD	-	-	0.208493	-	-	0.323166	-	-	-	-	-	-
ZD1M GDF*	USD	-	-	0.001894	-	-	0.008251	-	-	0.044964	-	-	0.048801
Global Green Bond													
ZD1	USD	-	-	0.094468	-	-	0.069681	-	-	0.071280	-	-	0.074988
ZD1M EMF*	USD	-	-	0.088366	-	-	0.086652	-	-	0.086467	-	-	0.091368
ZD1M GDF*	USD	-	-	0.079661	-	-	0.099194	-	-	0.100380	-	-	0.101518
Global High Income Bond													
AD	USD	-	0.288233	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
AD M EMF*	USD	-	0.203918	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
AME	USD	0.053992	0.052174	0.052913	0.048831	0.047945	0.047490	0.044801	0.047890	0.049346	0.049644	0.048365	0.048802

*The dividend rates disclosed in the note are reported in sub-fund currency by using the exchange rate as at record dates of the distributions.

Notes to the Financial Statements

for the year ended 31 March 2024 (continued)

9. Dividends (continued)

Sub-fund	Currency	Apr-2023	May-2023	Jun-2023	Jul-2023	Aug-2023	Sep-2023	Oct-2023	Nov-2023	Dec-2023	Jan-2024	Feb-2024	Mar-2024
Global High Yield Bond (continued)													
AMH AGD*	USD	0.026102	0.024827	0.020202	0.020369	0.022070	0.022100	0.021167	0.023637	0.020516	0.024160	0.023390	0.023155
AMH EU R*	USD	0.037349	0.031086	0.037881	0.036291	0.034650	0.037011	0.034395	0.026998	0.031203	0.036656	0.036619	0.036140
AMH RMB*	USD	0.004459	0.004482	0.004558	0.003118	0.003428	0.004010	0.003021	0.004582	0.003819	0.003170	0.004017	0.004000
AMH SGD*	USD	0.034190	0.032039	0.032343	0.029314	0.027700	0.026078	0.026010	0.027103	0.027931	0.027851	0.026609	0.026789
ISD	USD	-	0.208495	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ISD	USD	-	0.291115	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
MSI	USD	0.050395	0.054200	0.054468	0.050044	0.049965	0.048916	0.047801	0.049383	0.050906	0.050218	0.049940	0.050224
TDH EU R*	USD	-	0.209661	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Global High Yield Bond													
AD	USD	-	0.414892	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
AMD	USD	0.059102	0.051516	0.051720	0.052136	0.052233	0.051696	0.050962	0.052164	0.053923	0.051139	0.050303	0.050399
AMD HGD*	USD	0.007540	0.007415	0.007140	0.006809	0.006731	0.006659	0.006571	0.006717	0.006909	0.006998	0.006645	0.006595
AMH AGD*	USD	0.037400	0.030394	0.031821	0.030511	0.028278	0.026937	0.026095	0.026009	0.026008	0.026105	0.025228	0.025146
AMH EU R*	USD	0.046212	0.045335	0.044703	0.043168	0.042481	0.041225	0.041864	0.044941	0.045302	0.044632	0.042510	0.042081
AMH RMB*	USD	0.009606	0.009584	0.009563	0.007417	0.004390	0.005024	0.005991	0.005999	0.004812	0.004494	0.004119	0.004104
ISD G&P*	USD	-	0.229969	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ISD HGD*	USD	-	0.291115	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
MSI	USD	-	0.662052	-	-	-	0.121656	-	-	0.110932	-	-	0.159413
TDH	USD	-	0.413039	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ZB FUSION JPY*	USD	0.754445	-	0.688231	-	0.677154	-	0.643818	-	0.679840	-	-	0.648196
ZD	USD	-	0.528150	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ZD HGD*	USD	-	0.133956	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ZD H JPY*	USD	0.212924	0.296123	0.295290	0.290445	0.296656	0.291126	0.340129	0.282331	0.288301	0.310884	0.245493	0.212457
ZD1	USD	-	-	0.129069	-	-	0.130221	-	-	0.142231	-	-	0.147999
ZD1H AGD*	USD	-	-	0.009467	-	-	0.009030	-	-	0.009664	-	-	0.009102
ZD1H CHF*	USD	-	-	0.120351	-	-	0.131001	-	-	0.131184	-	-	0.139167
ZD1H EU R*	USD	-	-	0.118803	-	-	0.126996	-	-	0.127520	-	-	0.134281
ZD1H G&P*	USD	-	-	0.145294	-	-	0.150956	-	-	0.158980	-	-	0.169169
ZD1H JPY*	USD	-	-	0.067284	-	-	0.072811	-	-	0.067610	-	-	0.069906
ZD1H SGD*	USD	-	-	0.088157	-	-	0.094629	-	-	0.096372	-	-	0.101018
Global High Yield ESG Bond													
ZD1	USD	-	-	0.120697	-	-	0.138390	-	-	0.130379	-	-	0.141030
ZD1H EU R*	USD	-	-	0.136651	-	-	0.151186	-	-	0.144410	-	-	0.157196
ZD1H G&P*	USD	-	-	0.159425	-	-	0.176822	-	-	0.168641	-	-	0.185459
Global High Yield Securitized Credit Bond													
ZD1H JPY*	USD	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1.219940
Global Infra Bond Link-to-Bond													
AD	USD	-	0.604446	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ZD1	USD	-	-	0.167106	-	-	0.010301	-	-	0.062112	-	-	-
ZD1H CHF*	USD	-	-	0.184644	-	-	0.018192	-	-	0.018148	-	-	-
ZD1H EU R*	USD	-	-	0.169336	-	-	0.017297	-	-	0.018826	-	-	-
ZD1H G&P*	USD	-	-	0.193626	-	-	0.003263	-	-	0.006911	-	-	-
ZD1H JPY*	USD	-	-	1.162533	-	-	0.458813	-	-	0.468911	-	-	-
ZD1H SGD*	USD	-	-	0.129608	-	-	0.041184	-	-	0.064566	-	-	-
Global Infrastructure Global Securitized Credit Bond													
ADR EU R*	USD	-	0.226426	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
AMD	USD	0.049030	0.044991	0.044957	0.052030	0.052012	0.052109	0.051985	0.052098	0.052111	0.052099	0.052098	0.052093
AMD HGD*	USD	0.007335	0.005130	0.006299	0.006636	0.006627	0.006632	0.006622	0.006624	0.006641	0.006731	0.006710	0.006716
AMH AGD*	USD	0.023102	0.022270	0.025618	0.026995	0.026117	0.027634	0.027610	0.029139	0.029097	0.029095	0.029295	0.029495
AMH G&P*	USD	0.049940	0.051391	0.056660	0.061981	0.061659	0.065651	0.065598	0.067122	0.067148	0.069024	0.069599	0.069422
AMH RMB*	USD	0.002940	0.003154	0.003914	0.004009	0.003660	0.004002	0.003909	0.004442	0.004401	0.004126	0.004402	0.004415
AMH SGD*	USD	0.026391	0.024945	0.027401	0.026952	0.026119	0.031146	0.031645	0.031645	0.031645	0.029116	0.029472	0.029590
AMH JPY*	USD	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.064526
ISD HGD*	USD	-	0.293168	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ISD HGD R*	USD	-	-	0.148855	-	-	0.182661	-	-	0.164491	-	-	0.192948
ZB FUSION JPY*	USD	0.739800	-	0.736939	-	0.714963	-	0.694214	-	0.719054	-	-	0.615611
ZD1H JPY*	USD	0.250252	0.294134	0.272115	0.300192	0.319833	0.291101	0.289507	0.306325	0.299311	0.309343	0.289914	0.219226
ZD1	USD	-	-	0.124865	-	-	0.163398	-	-	0.142301	-	-	0.162369
ZD1H AGD*	USD	-	-	0.011241	-	-	0.008174	-	-	0.008913	-	-	0.003111
ZD1H CHF*	USD	-	-	0.127115	-	-	0.161596	-	-	0.142916	-	-	0.166303
ZD1H G&P*	USD	-	-	0.148611	-	-	0.196310	-	-	0.169092	-	-	0.197497
ZD1H SGD*	USD	-	-	0.091617	-	-	0.111236	-	-	0.102205	-	-	0.111960
ZD2H EU R*	USD	-	-	0.156896	-	-	0.160094	-	-	0.167844	-	-	0.166686
Global Low-Carbon Carbon Bond													
AD	USD	-	0.146570	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ADR EU R*	USD	-	0.126394	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
AMD	USD	0.043623	0.042962	0.042996	0.043131	0.043047	0.042623	0.041869	0.043209	0.044034	0.043995	0.043468	0.043698
AMD HGD*	USD	0.008691	0.008496	0.008473	0.008515	0.008478	0.008422	0.008574	0.008495	0.008508	0.008598	0.008631	0.008669
AMH AGD*	USD	0.019601	0.018451	0.019684	0.020203	0.019845	0.018936	0.018946	0.020309	0.022347	0.021009	0.020133	0.020474
AMH RMB*	USD	0.023301	0.021422	0.021690	0.022708	0.022616	0.019363	0.019486	0.020951	0.021831	0.021008	0.019701	0.019852
ZD1	USD	-	-	0.066020	-	-	0.019091	-	-	0.014002	-	-	0.000094
ZD1H CHF*	USD	-	-	0.069982	-	-	0.019608	-	-	0.016332	-	-	0.002003
ZD1H EU R*	USD	-	-	0.065493	-	-	0.017916	-	-	0.014987	-	-	0.001162
ZD1H G&P*	USD	-	-	0.073984	-	-	0.019630	-	-	0.013283	-	-	0.002099

*The dividend rates disclosed in the note are reported in sub-fund currency by using the exchange rate as at record dates of the distributions.

Notes to the Financial Statements

for the year ended 31 March 2024 (continued)

9. Dividends (continued)

Sub-fund	Currency	Apr-2023	May-2023	Jun-2023	Jul-2023	Aug-2023	Sep-2023	Oct-2023	Nov-2023	Dec-2023	Jan-2024	Feb-2024	Mar-2024
Global Short-Term Credit Bond													
3D	USD	-	0.439536	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3D* GBP	USD	-	0.526661	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ZD1	USD	-	-	0.161950	-	-	0.177915	-	-	0.184400	-	-	0.192642
ZD1* EUR*	USD	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.174450
ZD1* GBP*	USD	-	-	0.206898	-	-	0.232429	-	-	0.233058	-	-	0.233665
ZD1* JPY*	USD	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1.001016
Global Short Duration Bond													
AMD	USD	0.041705	0.041159	0.040874	0.040316	0.040176	0.040071	0.040086	0.040310	0.040959	0.040462	0.040994	0.040091
AMD* AUD*	USD	0.006107	0.006035	0.006015	0.006322	0.006297	0.006218	0.006259	0.006306	0.006395	0.006317	0.006210	0.006202
AMD* CAD*	USD	0.023931	0.023264	0.023450	0.021400	0.020950	0.024024	0.024165	0.025639	0.021528	0.020028	0.020098	0.020428
AMD* EUR*	USD	-	-	-	-	-	-	-	-	0.026479	0.026271	0.026574	0.026197
AMD* GBP*	USD	-	-	-	-	-	-	-	-	0.042318	0.040564	0.041916	0.042075
AMD* HKD*	USD	-	-	-	-	-	-	-	-	0.064483	0.063019	0.063161	0.063046
AMD* INR*	USD	0.003190	0.003322	0.003454	0.003500	0.003145	0.003951	0.005012	0.004959	0.003605	0.003494	0.003994	0.003712
AMD* JPY*	USD	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.020112
ZD1	USD	-	-	0.094819	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ZD1* GBP*	USD	-	-	0.112022	-	-	0.140914	-	-	0.134597	-	-	0.141952
India Fixed Income													
AD	USD	-	0.290495	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
AMD	USD	0.042848	0.042412	0.042000	0.042518	0.041819	0.041403	0.040861	0.041041	0.041323	0.040838	0.041020	0.040576
AMD* AUD*	USD	0.006491	0.006433	0.006459	0.006458	0.006340	0.006274	0.006193	0.006218	0.006268	0.006190	0.006218	0.006162
AMD* CAD*	USD	0.020623	0.020454	0.020538	0.020918	0.020261	0.020162	0.020232	0.020336	0.021966	0.020495	0.020524	0.020521
AMD* EUR*	USD	-	-	-	-	-	-	-	-	0.043099	0.041947	0.042382	0.041626
AMD* GBP*	USD	0.031188	0.031079	0.030734	0.040650	0.039738	0.039804	0.039894	0.041632	0.040938	0.039347	0.040205	0.040421
AMD* HKD*	USD	-	-	-	-	-	-	-	-	0.076622	0.073988	0.074591	0.073843
AMD* INR*	USD	0.004163	0.004236	0.004363	0.004122	0.003736	0.004420	0.004999	0.005201	0.004205	0.003962	0.004291	0.004167
AMD* SGD*	USD	0.008120	0.008462	0.008468	0.008135	0.007900	0.008225	0.008243	0.008263	0.008263	0.008269	0.008212	0.008193
AMD* JPY*	USD	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.041030
IS	USD	-	0.484842	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
IS* GBP*	USD	-	0.238440	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
IS	USD	-	0.461902	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
IS* EUR*	USD	-	0.526097	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
IS* GBP*	USD	-	0.673692	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
MC	USD	0.041638	0.041078	0.041323	0.041265	0.040801	0.040660	0.040589	0.040710	0.040408	0.040537	0.040162	0.040298
ZD	USD	-	0.482322	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ZD*	USD	0.040324	0.040876	0.041122	0.040950	0.040331	0.040402	0.040461	0.040451	0.040402	0.040444	0.040462	0.040417
ZD*	USD	-	0.692963	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
MMB Fixed Income													
AD	USD	-	0.242966	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
AD* EUR*	USD	-	0.320020	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
AMD	USD	0.037480	0.037669	0.037293	0.037274	0.037397	0.037189	0.037003	0.0371812	0.0371848	0.037481	0.037481	0.037324
AMD* AUD*	USD	0.004610	0.004951	0.004961	0.004924	0.004918	0.004924	0.004921	0.004936	0.004936	0.004939	0.004931	0.004931
AMD* EUR*	USD	0.024814	0.024856	0.024821	0.024854	0.024879	0.024815	0.024891	0.024816	0.024826	0.024866	0.024865	0.024839
AMD* SGD*	USD	0.011482	0.011024	0.011048	0.012109	0.011841	0.011807	0.011818	0.011928	0.011441	0.009526	0.009499	0.009480
IS	USD	-	0.281236	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ZD* EUR*	USD	-	0.171291	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ZD10* EUR*	USD	-	0.354405	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Singapore Dollar Fixed Bond													
AMD	USD	0.031211	0.030677	0.030545	0.030537	0.030712	0.030267	0.030064	0.030339	0.030154	0.030407	0.030432	0.030214
AMD* AUD*	USD	0.020140	0.020349	0.020271	0.020322	0.020321	0.020295	0.020141	0.020413	0.020128	0.020121	0.020095	0.020135
AMD* SGD*	USD	0.061807	0.062216	0.062415	0.060906	0.061967	0.061134	0.060700	0.061544	0.062196	0.060723	0.060304	0.060426
USA Short Duration Bond													
AMD	USD	0.043611	0.043646	0.043695	0.043131	0.043121	0.043131	0.043163	0.043196	0.043266	0.043094	0.043091	0.043017
AMD* GBP*	USD	0.044011	0.044497	0.044423	0.045219	0.045068	0.045391	0.045323	0.045264	0.045031	0.044945	0.044941	0.044920
AMD*	USD	0.043030	0.043051	0.042910	0.043359	0.043300	0.043421	0.043401	0.043315	0.043470	0.043414	0.043499	0.043499
AMD* INR*	USD	0.009511	0.009548	0.009524	0.009892	0.009849	0.009870	0.009893	0.009828	0.009844	0.009819	0.009811	0.009818
AMD* AUD*	USD	0.003054	0.003026	0.003035	0.002956	0.002968	0.002921	0.002921	0.002942	0.002942	0.002902	0.002940	0.002934
AMD* EUR*	USD	0.020274	0.020206	0.020228	0.020212	0.020204	0.020180	0.020166	0.020166	0.020110	0.020111	0.020119	0.020119
AMD* GBP*	USD	0.043399	0.044409	0.044238	0.044415	0.044293	0.045215	0.045201	0.045236	0.045005	0.045020	0.045193	0.045178
AMD* INR*	USD	0.002426	0.002619	0.002779	0.002824	0.002876	0.002963	0.002912	0.002931	0.002966	0.002924	0.002901	0.002911
AMD* SGD*	USD	0.024111	0.022528	0.022615	0.024541	0.024005	0.024666	0.024208	0.024966	0.024231	0.024812	0.024525	0.024589
AMD*	USD	0.044403	0.044377	0.044394	0.045990	0.046001	0.046039	0.046184	0.046266	0.046121	0.046199	0.046171	0.046171
AMD* INR*	USD	0.005641	0.005668	0.005660	0.005999	0.005988	0.005991	0.005996	0.005993	0.005910	0.005945	0.005943	0.005944
ZD*	USD	0.020318	0.014955	0.029415	0.041162	0.041807	0.036139	0.043608	0.046927	0.031879	0.041260	0.042113	0.040698
US Dollar Bond													
AD	USD	-	0.194597	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
AMD	USD	0.034338	0.033268	0.033442	0.032048	0.031924	0.030168	0.029964	0.031071	0.032209	0.031408	0.031401	0.031426
AMD* AUD*	USD	0.043043	0.042916	0.042926	0.041083	0.040803	0.039333	0.039062	0.039139	0.041236	0.041449	0.041605	0.041664

*The dividend rates disclosed in the note are reported in sub-fund currency by using the exchange rate as at record dates of the distributions.

Notes to the Financial Statements

for the year ended 31 March 2024 (continued)

9. Dividends (continued)

Sub-fund	Currency	Apr-2023	May-2023	Jun-2023	Jul-2023	Aug-2023	Sep-2023	Oct-2023	Nov-2023	Dec-2023	Jan-2024	Feb-2024	Mar-2024
US Core Bond (continued)													
AMR CAD*	USD	-	-	-	-	-	-	-	-	0.021018	0.020811	0.020861	0.020503
AMR EU R*	USD	-	-	-	-	-	-	-	-	0.023716	0.021010	0.022191	0.022204
AMR GBP*	USD	-	-	-	-	-	-	-	-	0.048514	0.011907	0.011602	0.011628
ID	USD	-	0.241266	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
FD	USD	-	0.221271	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
WD	USD	-	0.230536	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ZD	USD	-	0.234371	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
US High Yield Bond													
AMC	USD	0.024072	0.015528	0.016048	0.014162	0.013658	0.012906	0.011012	0.013391	0.010112	0.014121	0.013121	0.013023
AMC HKD*	USD	0.007910	0.001116	0.001142	0.006911	0.006923	0.006171	0.006172	0.006136	0.003011	0.006993	0.006942	0.006996
AMC AU D*	USD	0.037601	0.020963	0.020289	0.021115	0.021493	0.021704	0.020733	0.023025	0.021410	0.023652	0.023699	0.023090
AMC RMB*	USD	0.005794	0.001058	0.001954	0.004660	0.004280	0.004944	0.009200	0.009833	0.004183	0.004632	0.004924	0.004990
AD1	USD	-	-	0.121428	-	-	0.147166	-	-	0.130929	-	-	0.144028
AD1	USD	-	-	0.131292	-	-	0.148653	-	-	0.144029	-	-	0.150188
AD1	USD	-	-	0.131050	-	-	0.148928	-	-	0.144411	-	-	0.150620
ZD	USD	-	0.099962	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ZD1	USD	-	-	0.134237	-	-	0.152240	-	-	0.140014	-	-	0.154636
US Short Duration High Yield Bond*													
AD	USD	-	0.447489	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
AD EU R*	USD	-	0.401879	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
AD	USD	-	0.404824	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ZD1	USD	-	-	0.129923	-	-	0.140328	-	-	0.142935	-	-	0.150800
ZD1R CHF*	USD	-	-	0.118094	-	-	0.142150	-	-	0.131894	-	-	0.150046
ZD1R EU R*	USD	-	-	0.116940	-	-	0.141601	-	-	0.131144	-	-	0.149532
ZD1R GBP*	USD	-	-	0.143982	-	-	0.137046	-	-	0.163288	-	-	0.181691
ZD1R SGD*	USD	-	-	0.099956	-	-	0.106661	-	-	0.100249	-	-	0.113187
Global Credit Floating Rate Bond 2022 - 1 (closed as at July 2023)													
AMC	USD	0.023695	0.023666	0.023666	-	-	-	-	-	-	-	-	-
AMC EU R*	USD	0.026942	0.026941	0.026941	-	-	-	-	-	-	-	-	-
AMC SGD*	USD	0.021899	0.021899	0.021899	-	-	-	-	-	-	-	-	-
RMC	USD	0.014082	0.014082	0.014082	-	-	-	-	-	-	-	-	-
RMC EUR*	USD	0.023952	0.023952	0.023952	-	-	-	-	-	-	-	-	-
RMC HKD*	USD	0.017942	0.017942	0.017942	-	-	-	-	-	-	-	-	-
RMC	USD	0.014232	0.014232	0.014232	-	-	-	-	-	-	-	-	-
RMC GBP*	USD	0.017021	0.017021	0.017021	-	-	-	-	-	-	-	-	-
RMC RMB*	USD	0.003945	0.003945	0.003945	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Global Credit Floating Rate Bond 2022 - 2 (closed as at 31 December 2023)													
AMC	USD	0.013169	0.013169	0.013169	0.013169	0.013169	0.013169	0.013169	0.013169	0.013169	0.013169	0.013169	0.013169
AMC EU R*	USD	0.026651	0.026651	0.026651	0.026651	0.026651	0.026651	0.026651	0.026651	0.026651	0.026651	0.026651	0.026651
AMC SGD*	USD	0.021493	0.021493	0.021493	0.021493	0.021493	0.021493	0.021493	0.021493	0.021493	0.021493	0.021493	0.021493
RMC	USD	0.014082	0.014082	0.014082	0.014082	0.014082	0.014082	0.014082	0.014082	0.014082	0.014082	0.014082	0.014082
RMC GBP*	USD	0.017942	0.017942	0.017942	0.017942	0.017942	0.017942	0.017942	0.017942	0.017942	0.017942	0.017942	0.017942
RMC	USD	0.014232	0.014232	0.014232	0.014232	0.014232	0.014232	0.014232	0.014232	0.014232	0.014232	0.014232	0.014232
RMC HKD*	USD	0.017021	0.017021	0.017021	0.017021	0.017021	0.017021	0.017021	0.017021	0.017021	0.017021	0.017021	0.017021
RMC SGD*	USD	0.021142	0.021142	0.021142	0.021142	0.021142	0.021142	0.021142	0.021142	0.021142	0.021142	0.021142	0.021142
Global Emerging Markets Multi-Asset Income													
AMC	USD	0.023669	0.023669	0.023669	0.023669	0.023669	0.023669	0.023669	0.023669	0.023669	0.023669	0.023669	0.023669
AMC HKD*	USD	0.020074	0.020074	0.020074	0.020074	0.020074	0.020074	0.020074	0.020074	0.020074	0.020074	0.020074	0.020074
AMC AU D*	USD	0.017449	0.017449	0.017449	0.017449	0.017449	0.017449	0.017449	0.017449	0.017449	0.017449	0.017449	0.017449
AMC EU R*	USD	0.021673	0.021673	0.021673	0.021673	0.021673	0.021673	0.021673	0.021673	0.021673	0.021673	0.021673	0.021673
AMC GBP*	USD	0.041073	0.041073	0.041073	0.041073	0.041073	0.041073	0.041073	0.041073	0.041073	0.041073	0.041073	0.041073
AMC RMB*	USD	0.003036	0.003036	0.003036	0.003036	0.003036	0.003036	0.003036	0.003036	0.003036	0.003036	0.003036	0.003036
AMC SGD*	USD	0.023636	0.023636	0.023636	0.023636	0.023636	0.023636	0.023636	0.023636	0.023636	0.023636	0.023636	0.023636
Managed Solutions - Asia Focused Contrarian Flow													
AMC	USD	0.048524	0.048524	0.048524	0.048524	0.048524	0.048524	0.048524	0.048524	0.048524	0.048524	0.048524	0.048524
AMC HKD*	USD	0.020939	0.020939	0.020939	0.020939	0.020939	0.020939	0.020939	0.020939	0.020939	0.020939	0.020939	0.020939
AMC RMB*	USD	0.003116	0.003116	0.003116	0.003116	0.003116	0.003116	0.003116	0.003116	0.003116	0.003116	0.003116	0.003116
Managed Solutions - Asia Focused Growth													
AMC	USD	0.029611	0.029611	0.029611	0.029611	0.029611	0.029611	0.029611	0.029611	0.029611	0.029611	0.029611	0.029611
Managed Solutions - Asia Focused Income													
AMC	USD	0.041021	0.041021	0.041021	0.041021	0.041021	0.041021	0.041021	0.041021	0.041021	0.041021	0.041021	0.041021
AMC HKD*	USD	0.020311	0.020311	0.020311	0.020311	0.020311	0.020311	0.020311	0.020311	0.020311	0.020311	0.020311	0.020311
AMC AU D*	USD	0.017943	0.017943	0.017943	0.017943	0.017943	0.017943	0.017943	0.017943	0.017943	0.017943	0.017943	0.017943
AMC CAD*	USD	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
AMC EU R*	USD	0.024366	0.024366	0.024366	0.024366	0.024366	0.024366	0.024366	0.024366	0.024366	0.024366	0.024366	0.024366
AMC GBP*	USD	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
AMC RMB*	USD	0.002639	0.002639	0.002639	0.002639	0.002639	0.002639	0.002639	0.002639	0.002639	0.002639	0.002639	0.002639
AMC SGD*	USD	0.021943	0.021943	0.021943	0.021943	0.021943	0.021943	0.021943	0.021943	0.021943	0.021943	0.021943	0.021943
Multi-Strategy Target Return													
ID	USD	-	0.134742	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
US Income Focused													
AMC	USD	0.049674	0.049674	0.049674	0.049674	0.049674	0.049674	0.049674	0.049674	0.049674	0.049674	0.049674	0.049674
AMC HKD*	USD	0.020812	0.020812	0.020812	0.020812	0.020812	0.020812	0.020812	0.020812	0.020812	0.020812	0.020812	0.020812
AMC AU D*	USD	0.019131	0.019131	0.019131	0.019131	0.019131	0.019131	0.019131	0.019131	0.019131	0.019131	0.019131	0.019131
AMC CAD*	USD	0.023974	0.023974	0.023974	0.023974	0.023974	0.023974	0.023974	0.023974	0.023974	0.023974	0.023974	0.023974
AMC EU R*	USD	0.023961	0.023961	0.023961	0.023961	0.023961	0.023961	0.023961	0.023961	0.023961	0.023961	0.023961	0.023961
AMC GBP*	USD	0.046436	0.046436	0.046436	0.046436	0.046436	0.046436	0.046436	0.046436	0.046436	0.046436	0.046436	0.046436
AMC RMB*	USD	0.003036	0.003036	0.003036	0.003036	0.003036	0.003036	0.003036	0.003036	0.003036	0.003036	0.003036	0.003036

*The dividend rates disclosed in the note are reported in sub-fund currency by using the exchange rate as at record dates of the distributions.

**Until 2 July 2023, the sub-fund was named Global Short Duration High Yield Bond.

Notes to the Financial Statements

for the year ended 31 March 2024 (continued)

10. Other Income

Other income mainly consists of dilution levy (refer to Note 14).

11. Security Lending

Each sub-fund may for the purpose of generating additional capital or income (either through the fee paid by the borrowers or the reinvestment of the cash collateral) or for reducing costs participate in Securities Lending subject to complying with the provisions set forth in Regulation (EU) 2015/2365 of the European Parliament and of the Council of 25 November 2015 on transparency of securities financing transactions and of reuse ("SFTR"), ESMA's Guidelines of 1 August 2014 on ETFs and other UCITS issues (ESMA/2014/937EN) (the "ESMA Guidelines on ETFs and other UCITS issues"), CSSF Circular 08/356 relating to the rules applicable to undertakings for collective investment when they use certain techniques and instruments relating to transferable securities and money market instruments and CSSF Circular 14/592 relating to the ESMA Guidelines on ETFs and other UCITS issues (the "CSSF Circular 14/592") and any other applicable laws, regulations, circulars or CSSF positions as may be amended or replaced.

The Board of Directors has delegated the implementation, management and day to day oversight of a Securities Lending Programme to the Management Company. The Management Company may decide which sub-fund should participate in a Securities Lending programme in which securities are transferred temporarily to approved borrowers by the Management Company in exchange for collateral. Any of the transferable securities or money market instruments belonging to a sub-fund may be subject to Securities Lending. The Management Company report regularly to the board on the Securities Lending activity and remain subject to the ongoing supervision and control of the board in relation to the Securities Lending Programme.

The aim is to use Securities Lending on a continuous basis. The proportion of a sub-fund's net assets subject to Securities Lending transactions is intended to be around 25%.

The Lending Agent, shall receive a fee of 15% of the gross revenue for its services related to Securities Lending and the Management Company a fee of 10% of the gross revenue for the oversight work undertaken in relation to Securities Lending. The remainder (75%) of the gross revenue is received by the relevant sub-funds taking part in the Securities Lending program. The detail of return and cost for each sub-fund are disclosed on Appendix VII (Unaudited Additional Disclosures) – Securities Financing Transactions Regulation ("SFTR") from page 545 to page 573.

The approval and selection process for counterparties to Securities Lending is a dynamic assessment of counterparties based on various criteria. Criteria used for approval of counterparties may include, but are not limited to, a counterparty's minimum credit rating, country or origin, accessibility, execution of specialized trade and regulatory risk profile.

Sub-funds	Currency	Market value of securities lent	Market value of collateral received	Securities lending income (Net) ^a
ASEAN Equity ^a	USD	-	-	9,903
Asia ex-Japan Equity	USD	6,462,261	6,850,898	25,859
Asia ex-Japan Equity Smaller Companies	USD	62,539,255	66,060,102	896,675
Asia Pacific ex-Japan Equity High Dividend	USD	9,627,050	10,206,897	60,995
Chinese Equity	USD	10,168,371	11,196,895	57,475
Euroland Equity Smaller Companies	EUR	15,940,021	16,845,550	31,159
Euroland Growth	EUR	24,079,718	25,505,577	28,118
Euroland Value	EUR	42,897,752	45,378,272	36,216
Europe Value	EUR	11,808,589	13,327,353	32,270
Global Emerging Markets Equity	USD	18,819,331	21,063,616	90,498
Global Infrastructure Equity	USD	69,872,221	73,686,890	108,774
Global Sustainable Long Term Dividend	USD	4,340,365	4,602,159	3,558
Global Lower Carbon Equity	USD	13,870,827	14,550,056	11,587
Hong Kong Equity	USD	-	249,806	12,229
BRIC Equity	USD	1,216,881	1,293,079	6,750
BRIC Markets Equity	USD	399,071	414,358	1,508
Frontier Markets	USD	406,280	422,491	637
Global Equity Volatility Focused	USD	11,905,905	12,593,030	147,700
Global Real Estate Equity	USD	88,986,115	93,768,709	148,639
Brazil Equity	USD	-	-	9
Economic Scale US Equity	USD	39,020,085	41,097,966	278,541
Indian Equity	USD	6,312,776	6,690,904	24,174
Turkey Equity	EUR	-	-	11,250

^a Until 31 July 2023, the sub-fund was named Thai Equity.

Notes to the Financial Statements

for the year ended 31 March 2024 (continued)

11. Security Lending (continued)

Sub-funds	Currency	Market value of securities lent	Market value of collateral received	Securities lending income (Net)*
Asia Bond	USD	75,206,237	80,422,555	605,105
Asia High Yield Bond	USD	131,286,962	142,176,179	2,523,801
Euro Bond	EUR	2,523,263	3,085,633	19,135
Euro Bond Total Return	EUR	10,667,898	12,269,306	15,740
Euro Credit Bond	EUR	48,369,122	57,333,490	52,044
Euro High Yield Bond	EUR	133,690,523	143,440,035	414,957
OEM Debt Total Return	USD	1,277,728	1,641,241	6,296
Global Bond Total Return	USD	13,475,569	16,024,211	27,216
Global Corporate Bond	USD	574,321,709	621,490,701	610,459
Global Emerging Markets Bond	USD	118,144,317	127,267,175	221,381
Global Emerging Markets Local Debt	USD	158,930,524	171,506,430	216,546
Global Government Bond	USD	964,878,793	1,043,878,015	991,833
Global High Income Bond	USD	168,141,235	180,146,296	179,957
Global High Yield Bond	USD	141,324,055	149,842,531	577,714
Global Inflation Linked Bond	USD	115,689,297	126,931,026	66,670
Global Investment Grade Securitised Credit Bond	USD	-	-	176
Global Short Duration Bond	USD	266,829,572	283,198,671	216,546
US Short Duration High Yield Bond**	USD	13,786,943	14,419,025	32,949
RMB Fixed Income	USD	2,414,721	3,153,981	44,294
Singapore Dollar Income Bond	SGD	25,521,992	26,883,307	114,880
Ultra Short Duration Bond	USD	44,792,822	47,089,433	344
US Dollar Bond	USD	9,900,058	10,385,294	6,388
US High Yield Bond	USD	2,139,079	2,668,797	2,410
Global Credit Floating Rate Fixed Term Bond 2023 - 1 (closed as at 5 July 2023)	USD	-	-	16,206
Global Credit Floating Rate Fixed Term Bond 2023 - 2 (closed as at 29 December 2023)	USD	-	-	22,773
Global Emerging Markets Multi-Asset Income	USD	-	-	154
Managed Solutions - Asia Focused Conservative	USD	300,776	316,092	927
Multi-Asset Style Factors	EUR	70,576,146	77,648,253	15,244
Managed Solutions - Asia Focused Growth	USD	-	-	220
Managed Solutions - Asia Focused Income	USD	16,909,763	17,950,136	255,686
Multi-Strategy Target Return	EUR	-	-	2,889
US Income Focused	USD	21,252,030	22,129,739	22,370

** Until 2 July 2023, the sub-fund was named Global Short Duration High Yield Bond.

*All revenues (less transaction costs) from securities lending transactions are accrued to the relevant sub-fund and are included in the caption "Investment Income, net" in the Statement of Operations and Changes in Net Assets. The total gross income amounts by sub-fund are disclosed in Appendix VII (Unaudited Additional Disclosures) – Securities Financing Transactions Regulation ("SFTR") in Return and Cost section of the current report.

The security lending agent is The Hong Kong and Shanghai Banking Corporation Limited which is an affiliated entity of the management company.

The collateral type received on security lending are corresponding to bonds and shares.

The names of each counterparty by sub-fund are disclosed in Appendix VII (Unaudited Additional Disclosures) – Securities Financing Transactions Regulation ("SFTR") in Concentration data section from page 547 to page 556 of the current report.

There was no collateral reused on securities lending during the year ended 31 March 2024.

Notes to the Financial Statements

for the year ended 31 March 2024 (continued)

12. Transactions with connected persons and brokerage commission paid per sub-fund

All transactions with connected parties were carried out on an arm's length basis.

(a) Bank accounts and deposits with related parties

Bank accounts are maintained and deposits are made mainly with HSBC Continental Europe, a member of HSBC Group.

(b) Investment transactions with related parties

In their purchases and sales of investments, the sub-funds utilise the services of members of HSBC Group. Details of such transactions executed during the year ended 31 March 2024 are shown below.

Sub-fund	Currency	Total aggregate value of such transactions for the year	Percentage of such transactions in value to total transactions for the year		Commission paid for the year	Average rate of commission (%)
			(%)			
Asia ex-Japan Equity	USD	3,649,013	0.39%		4,895	0.13%
Asia ex-Japan Equity Smaller Companies	USD	26,256,835	1.25%		39,313	0.15%
Asia Pacific ex-Japan Equity High Dividend	USD	11,734,969	1.68%		15,122	0.13%
China A-shares Equity	USD	15,806,658	9.95%		-	0.00%
Chinese Equity	USD	87,777,859	6.05%		7,514	0.01%
Euroland Growth	EUR	5,255,593	1.98%		827	0.02%
Europe Value	EUR	91,292,000	1.80%		228	0.02%
Global Emerging Markets Equity	USD	35,407,160	6.12%		15,089	0.04%
Global Lower Carbon Equity	USD	16,936,425	2.63%		332	0.00%
Global Sustainable Equity Income	USD	45,104,969	13.55%		5,054	0.01%
Global Sustainable Long Term Dividend	USD	2,215,703	1.81%		647	0.03%
Hong Kong Equity	USD	31,274,072	11.75%		8,668	0.03%
BRIC Equity	USD	78,943,320	0.97%		415	0.05%
BRIC Markets Equity	USD	170,250,000	0.58%		119	0.07%
Frontier Markets	USD	73,724,701	13.77%		148,105	0.20%
Economic Scale US Equity	USD	21,321,642	12.06%		1,892	0.01%
Indian Equity	USD	33,362,650	2.82%		45,213	0.14%
Turkey Equity	EUR	2,468,519	0.80%		-	0.00%
Asia Bond	USD	92,480,395	5.08%		-	0.00%
Asia ESG Bond	USD	6,472,892	6.99%		-	0.00%
Asia High Yield Bond	USD	216,212,422	3.78%		-	0.00%
Asian Currencies Bond	USD	4,518,022	7.72%		-	0.00%
Corporate Euro Bond Fixed Term 2027 (launched as at 30 June 2023)	EUR	7,759,040	4.31%		-	0.00%
Euro Bond	EUR	8,402,241	20.84%		-	0.00%
Euro Bond Total Return	EUR	94,778,057	6.96%		-	0.00%
Euro Credit Bond	EUR	225,516,222	6.43%		-	0.00%
Euro High Yield Bond	EUR	120,218,237	12.93%		-	0.00%
GEM Debt Total Return	USD	18,565,670	1.22%		-	0.00%
Global Bond	USD	44,394,405	12.58%		-	0.00%
Global Bond Total Return	USD	862,738,125	25.16%		-	0.00%
Global Emerging Markets Corporate Sustainable Bond	USD	12,447,453	7.44%		-	0.00%
Global ESG Corporate Bond	USD	95,209,958	15.50%		-	0.00%
Global Government Bond	USD	2,169,429,075	15.13%		-	0.00%
Global Green Bond	USD	1,521,498	1.50%		-	0.00%
Global High Income Bond	USD	68,934,254	1.48%		-	0.00%
Global High Yield Bond	USD	11,666,271	0.41%		-	0.00%
Global High Yield ESG Bond	USD	1,518,301	1.63%		-	0.00%
Global High Yield Securitised Credit Bond	USD	9,315,315	4.38%		-	0.00%
Global Inflation Linked Bond	USD	198,942,097	15.52%		-	0.00%
Global Investment Grade Securitised Credit Bond	USD	262,317,002	5.24%		-	0.00%
Global Lower Carbon Bond	USD	110,319,414	13.72%		-	0.00%
Global Securitised Credit Bond	USD	11,130,533	15.18%		-	0.00%
Global Short Duration Bond	USD	3,904,277,970	24.47%		-	0.00%
India Fixed Income	USD	186,905,217	11.89%		-	0.00%
RMB Fixed Income	USD	86,747,147	20.85%		-	0.00%
Singapore Dollar Income Bond	SGD	40,769,366	4.33%		-	0.00%
US Short Duration High Yield Bond ^a	USD	2,553,789	1.18%		-	0.00%
Global Emerging Markets Multi-Asset Income	USD	13,551,171	7.50%		3,829	0.03%
Managed Solutions - Asia Focused Conservative	USD	36,938,488	31.70%		-	0.00%
Managed Solutions - Asia Focused Growth	USD	8,017,615	11.84%		244	0.00%
Managed Solutions - Asia Focused Income	USD	91,748,399	10.21%		6,080	0.01%
Multi-Asset Style Factors	EUR	12,440,283,994	35.88%		-	0.00%
Multi-Strategy Target Return	EUR	1,839,611,332	48.85%		106	0.00%
US Income Focused	USD	89,760,415	4.55%		7,878	0.01%
Euroland Value	EUR	13,986,501	5.19%		933	0.01%
Global Equity Climate Change	USD	297,476	0.23%		119	0.04%
Global Infrastructure Equity	USD	1,309,822	0.18%		917	0.07%
Global Sustainable Long Term Equity	USD	27,293	0.03%		8	0.03%
Global Corporate Bond	USD	428,517,530	3.46%		-	0.00%
Global Emerging Markets ESG Bond	USD	223,906	0.04%		-	0.00%
Ultra Short Duration Bond	USD	5,000,000	0.20%		-	0.00%

^a Until 2 July 2023, the sub-fund was named Global Short Duration High Yield Bond.

Notes to the Financial Statements

for the year ended 31 March 2024 (continued)

12. Transactions with connected persons and brokerage commission paid per sub-fund (continued)

(b) Investment transactions with related parties (continued)

No soft commission arrangements are in place, except commission sharing arrangements as specifically detailed below.

In some locations, the investment adviser and its connected persons have entered into commission sharing arrangements (related solely to research services, defined as soft commissions by the Hong Kong Securities and Futures Commission, that are utilized by the Fund) with certain brokers, for which goods and services used to support the investment decision making process were received by it or its connected persons.

The investment adviser or its connected persons do not make direct payment for these services, but transact and agree an amount of business with brokers on behalf of the sub-funds concerned. All transactions were entered into in the ordinary course of business and on normal commercial terms.

Commissions were paid by the Company on these transactions. The goods and services utilized for the Company include the following: research and advisory services, economic and political analysis, portfolio analysis, market analysis and investment related publications.

(c) Director holdings in the Company

Timothy Palmer acquired, prior to his appointment as a Director of the Company, and holds shares in HGIF Turkey Equity

13. List of movements in the investment portfolio

The detailed list of movements in the investment portfolio can be obtained free of charge upon request at the registered office of the Company.

14. Anti-Dilution Mechanisms

There are two Anti-Dilution Mechanisms available to each Sub-Fund, a Pricing Adjustment and an Anti-Dilution Levy, both mechanisms aim to protect shareholders in a Sub-Fund. There are 2 different Pricing Adjustment mechanisms: a Partial Swing Pricing Adjustment and a Full Swing Pricing Adjustment (which operates only for Sub-Fund Corporate Euro Bond Fixed Term 2027).

When investors buy or sell Shares in a Sub-Fund, the Investment Adviser may need to buy or sell the underlying investments within the Sub-Fund. Without an Anti-Dilution Mechanism to take account of these transactions, all Shareholders in the Sub-Fund would pay the associated costs of buying and selling these underlying investments. These transaction costs can include, but are not limited to, bid-offer spreads, brokerage and taxes on transactions.

Anti-Dilution Levy

Until Anti-Dilution Mechanism's threshold rate is triggered, no Anti-Dilution Levy or Pricing Adjustment is applied and the transaction costs will be borne by the Sub-Fund. This will result in a dilution (reduction in the Net Asset Value per Share) to existing Shareholders. Investors should note that sub-distributors may levy the sales charge (if any) on an investor's full subscription and may not take into account the application of an Anti-Dilution Levy. For the avoidance of doubt, it is clarified that fees other than the sales charge will continue to be calculated on the basis of the unadjusted Net Asset Value for Pricing Adjustment.

There is an adjustment of the Net Asset Value per Share only when a Pricing Adjustment is applied. When Anti-Dilution Levy is applied, in the case of net capital inflows, the Anti-Dilution Levy will be deducted from each subscription amount and accordingly reduce the number of Shares received by an investor or, in the case of net capital outflows, will be deducted from each redemption amount and accordingly reduce the redemption proceeds received by an investor. The amount of the Anti-Dilution Levy be up to a maximum of 2% and may be reduced or waived at the discretion of the Board of Directors. In the case of Pricing Adjustment, the adjustment will not exceed 2%. However, it may be significantly higher during exceptional market conditions such as periods of high volatility, reduced asset liquidity and market stress.

Detail of each Mechanism are specified in the latest Company's offering document from page 46 to page 48.

Notes to the Financial Statements

for the year ended 31 March 2024 (continued)

14. Anti-Dilution Mechanisms (continued)

Pricing Adjustment

Partial Swing Pricing Adjustment has been applied by the Company during the year.

No Full Swing Pricing Adjustment has been applied during the year on eligible Sub-Fund Corporate Euro Bond Fixed Term 2027.

Details of which Anti-Dilution Mechanism is applicable on a particular Sub-Fund can be obtained from the Management Company. Should the Company decide to change the Anti-Dilution Mechanism in operation for a particular sub-fund (i.e. from a Pricing Adjustment to Anti-Dilution Levy or vice versa), prior approval will be sought from relevant regulators (where required) and affected investors will receive at least one month's prior written notification.

The table below discloses the Net Asset Value per Share in each Sub-Fund's reference currency before Pricing Adjustment (the "Unswung NAV per share") and the Net Asset Value per Share in each Sub-Fund's reference currency Pricing Adjustment (the "Swung NAV per share") for Sub-Funds which have been impacted by Pricing Adjustment on 30 June 2023.

A list of the sub-funds that have applied the mechanism of pricing adjustment (whether the NAV has swung or not) during the financial year is available at <https://www.assetmanagement.hsbc.co.uk/en/intermediary/fund-centre>.

The table below discloses the Net Asset Value per Share in each sub-fund's reference currency before pricing adjustment (the "Unswung NAV per share") and the Net Asset Value per Share in each sub-fund's reference currency pricing adjustment (the "Swung NAV per share") for sub-funds which have been impacted by pricing adjustment on 31 March 2024.

Sub-fund		Unswung NAV price per share*	Swung NAV price per share
Asia Pacific ex Japan Equity High Dividend	AC	30.53	30.46
	AS	20.65	20.59
	AM2	9.16	9.13
	EC	28.14	28.07
	IC	30.56	30.48
	XC	11.72	11.70
	XD	11.46	11.44
	ZS	21.62	21.56
	S 95	12.82	12.79
	IC EUR	24.06	24.00
	XD EUR	11.14	11.11
	BC EUR	12.03	12.00
	BD EUR	12.05	12.02
	BS GBP	20.63	20.58
	AM30 RMB	1.17	1.17
	AM2 HKD	1.18	1.18
	S48M2 SGD	7.87	7.85
Indian Equity	AC	297.94	299.17
	AD	293.83	295.04
	J1C	12.99	13.04
	EC	268.30	269.40
	ED	266.38	267.47
	IC	356.39	357.85
	ID	334.99	336.36
	FC	360.69	362.17
	XD	17.54	17.61
	ZC	17.93	18.01
	ZD	339.67	341.06
	BC	26.33	26.44
	BD	25.80	25.90
AC EUR	28.54	28.66	
AD EUR	24.88	24.98	

Notes to the Financial Statements

for the year ended 31 March 2024 (continued)

14. Anti-Dilution Mechanisms (continued)

Sub-fund		Unswung NAV price per share*	Swung NAV price per share	
Indian Equity (continued)	IC EUR	23.02	23.11	
	AC GBP	33.26	33.39	
	AD GBP	32.81	32.95	
	BC GBP	35.53	35.68	
	BD GBP	34.56	34.70	
	AC CHF	19.78	19.86	
	AD HKD	2.13	2.13	
GEM Debt Total Return	N1C	10.24	10.22	
	L1C	15.95	15.91	
	L1D	10.65	10.62	
	M1C	14.89	14.85	
	M1D	10.39	10.37	
	FC	15.14	15.10	
GEM Debt Total Return (continued)	BC	9.85	9.82	
	N1CH EUR	9.14	9.12	
	L1C EUR	13.70	13.67	
	L1CH EUR	9.87	9.84	
	L1DH EUR	6.82	6.80	
	M1C EUR	13.60	13.57	
	M1D EUR	10.37	10.35	
	M1CH EUR	9.35	9.33	
	M1DH EUR	7.85	7.84	
	N1DH EUR	7.81	7.79	
	BCH EUR	9.53	9.51	
	L1CH CHF	9.32	9.30	
	Global Bond	AC	16.24	16.25
		AD	11.96	11.96
AM2		10.30	10.30	
EC		12.06	12.07	
IC		17.61	17.62	
PD		9.75	9.76	
ZD		12.31	12.31	
WC GBP		16.65	16.66	
AM2 HKD		1.05	1.05	
Global High Income Bond	AC	15.85	15.82	
	AD	11.70	11.68	
	AM2	8.06	8.04	
	EC	12.17	12.14	
	IC	14.00	13.96	
	ID	9.39	9.37	
	IM2	8.33	8.31	
	ACH EUR	11.28	11.25	
	ADH EUR	8.36	8.34	
	ECH EUR	10.98	10.95	
	ICH EUR	12.49	12.46	
	AM3H EUR	7.82	7.81	
	XDH EUR	8.98	8.96	
	ACH GBP	12.90	12.86	
	ACH SGD	10.54	10.52	
	AM3H SGD	6.06	6.05	
	AM3H RMB	1.06	1.06	
	AM3H AUD	4.75	4.74	
	ACH CAD	7.87	7.85	

* Prices per share are disclosed in sub-fund currency.

Notes to the Financial Statements

for the year ended 31 March 2024 (continued)

14. Anti-Dilution Mechanisms (continued)

Sub-fund		Unswung NAV price per share*	Swung NAV price per share
Global Lower Carbon Bond	AC	10.91	10.92
	AD	10.24	10.26
	AM2	8.95	8.96
	IC	9.97	9.98
	XC	11.31	11.32
	ZQ1	10.17	10.19
	BC	9.31	9.32
	ACH EUR	10.44	10.46
	ADH EUR	9.09	9.10
	ZQ1H EUR	9.09	9.10
	ACH GBP	11.73	11.74
	ZQ1H GBP	11.47	11.48
	BCH GBP	12.14	12.16
	ZQ1H CHF	9.02	9.03
	AM3H SGD	6.06	6.07
AM2 HKD	1.14	1.14	
AM3H AUD	5.31	5.32	
Managed Solutions - Asia Focused Conservative	AC	12.55	12.53
	AM2	8.76	8.75
	ACO EUR	11.24	11.22
	ACO SGD	8.84	8.82
	AM30 RMB	1.17	1.17
	AC HKD	1.62	1.62
	AM2 HKD	1.13	1.13
ACO AUD	8.26	8.25	

* Prices per share are disclosed in sub-fund currency.

Notes to the Financial Statements

for the year ended 31 March 2024 (continued)

15. Total expense ratio

The Total Expense Ratio ("TER") has been computed by the Administrator as required per the AMAS (Asset Management Association Switzerland) guidelines on the calculation and disclosure of the TER of collective investment schemes. The actual expenses incurred during the period are annualised and calculated as a percentage of the average Assets Under Management of the share class for the period. The TER also includes the percentage corresponding to passive hedging fees.

Synthetic TER is applicable for each sub-fund that invests at least 10% of its net assets as a fund of funds in other collective investment schemes (target funds) which publish a TER within the meaning of the present guidelines. A composite (synthetic) TER of the fund of funds is to be calculated by the administrator, as of the closing date of the financial period or the end of the financial period.

16. Liquidation of sub-funds

The following sub-funds have been closed during the period or during previous periods. As at 31 March 2024, the following cash positions are still held by the "Depository Bank" of the following liquidated sub-funds:

	China Consumer Opportunities (closed as at 25 May 2021) USD	China Multi-Asset Income (closed as at 26 October 2020) USD	Economic Scale GEM Equity (closed as at 22 October 2020) USD	Economic Scale Global Equity (closed as at 15 April 2021) USD
Cash at Bank	6,319	31	362,586	47,901
Bank Overdraft	-	-	-	-
	Economic Scale Japan Equity (closed as at 8 December 2021) JPY	Emerging Wealth (closed as at 10 May 2021) USD	Euro Convertible Bond (closed as at 23.03.2023) EUR	Global Corporate Fixed Term Bond 2022 (closed as at 06.01.2022) USD
Cash at Bank	2,538,536	14,137	108	210,909
Bank Overdraft	-	-	-	-
	Global Credit Floating Rate Fixed Term Bond 2022 - 1 (closed as at 10 January 2023) USD	Global Credit Floating Rate Fixed Term Bond 2023 - 1 (closed as at 5 July 2023) USD	Global Credit Floating Rate Fixed Term Bond 2023 - 2 (closed as at 29 December 2023) USD	Global Emerging Markets Inflation Linked Bond (closed as at 09 January 2020) USD
Cash at Bank	1,334	289,036	177,782	193
Bank Overdraft	-	-	-	-
	GEM Equity Volatility Focused (closed as at 02 December 2020) USD	Mexico Equity (closed as at 20 July 2023) USD	UK Equity (closed as at 3 July 2020) GBP	
Cash at Bank	48,888	144	19,764	
Bank Overdraft	-	-	-	

As at 31 March 2024, the following securities are still held by the "Depository Bank" of the following liquidated sub-funds:

Sub Fund	Description	Quantity
Economic Scale GEM Equity*	Folli Follie Group	3,361
Economic Scale GEM Equity*	Yes Bank	125,960
Economic Scale GEM Equity*	Inter RAO UES	1
Economic Scale GEM Equity*	Wintek Corp	333,820
Global Credit Floating Rate Fixed Term Bond 2023 - 1**	HSBC Global Liquidity Fund	3
Global Credit Floating Rate Fixed Term Bond 2023 - 2***	HSBC Global Liquidity Fund	-
ASEAN Equity****	SecurityBK VAR	54,010

*Closed as at 22 October 2020. This asset has not been sold due to constraint and restriction on the market not allowing the transaction.

**Closed as at 5 July 2023. This asset has been instructed to be fully redeemed, however, interests linked were not yet redeemed by the counterparty as at 31 March 2024 but only in May 2024.

***Closed as at 29 December 2023. This asset has been instructed to be fully redeemed, however, interest linked were not yet redeemed by the counterparty as at 31 March 2024 but only in May 2024. The remaining quantity is amounting to 0.54 shares.

****Closed as at 25 March 2019. This asset has not been sold due to constrain and restriction on the market not allowing the transaction. The sub-fund referred to is distinct from the existing sub-fund named "ASEAN Equity" as presented in the Statement of Net Assets.

Notes to the Financial Statements

for the year ended 31 March 2024 (continued)

17. Significant Events

Russia's invasion of Ukraine

Russia's invasion of Ukraine has had, and could continue to have, severe adverse effects on regional and global economic markets for securities and commodities. Following Russia's actions, various governments have issued broad-ranging economic sanctions against Russia including, among other actions:

- a prohibition on doing business with certain Russian companies, large financial institutions, officials and oligarchs;
- the removal by certain countries and the European Union of selected Russian banks from the Society for Worldwide Interbank Financial Telecommunications ("SWIFT"), the electronic banking network that connects banks globally; and
- restrictive measures to prevent the Russian Central Bank from undermining the impact of the sanctions.

The current events, including sanctions and the potential for future sanctions, which include (but not limited to) those impacting Russia's energy sector, and other actions, and Russia's retaliatory responses to those sanctions and actions, could continue to have, an adverse effect on global markets performance and liquidity, thereby negatively affecting the value of the sub-funds' investments beyond any direct exposure to Russian issuers. They also give rise to material uncertainty and risk with respect to markets globally and the performance of the sub-funds and their investments or operations could be negatively impacted. Investors should be aware that the duration of the ongoing hostilities and the vast array of sanctions and related events cannot be predicted.

Impact of Ukraine/Russia crisis

The Board of Directors decided to suspend the HGIF Russia Equity sub-fund on 1 March 2022 until further notice. The situation continues to be monitored by the Board of Directors in conjunction with the Management Company. Any subsequent decision that changes this status will be communicated to the investors as and when required.

Since 2 March 2022, all RUB denominated Russian Government Bonds and any associated coupons held in HGIF Global Emerging Markets Local Debt, HGIF Global Emerging Markets ESG Local Debt and HGIF Global Emerging Market Multi-Asset Income have been written down to 0.

From 3 March 2022, all Russian equities held in HGIF Global Emerging Markets Multi-Asset Income, HGIF Global Equity Volatility Focused, HGIF BRIC Markets Equity and HGIF BRIC Equity have been marked down by 90%. For ADR/GDR, if the market price dropped by more than 90%, the stock was valued using the latest market price. From 10 March 2022, all RUB denominated Russian equities held in HGIF Global Emerging Markets Multi-Asset Income, HGIF Global Equity Volatility Focused, HGIF BRIC Markets Equity and HGIF BRIC Equity, have been written down to 0.

The security Yandex denominated in USD and listed on the US stock exchange has been priced at 0 since 11 March 2022. This security is held in HGIF BRIC Markets Equity and HGIF BRIC Equity. The securities of Sberbank PJSC ADR, Rosneft IIGDR, and Severstal PJSC GDR have been priced at 0 since 2 June 2022. These securities are held in HSBC GIF Russia Equity and HSBC GIF BRIC Markets Equity.

The securities of Gazprom PJSC ADR, Lukoil PJSC, and Novatek PJSC GDR have been priced at 0 since 1 July 2022. These securities are held in HSBC GIF Russia Equity.

Due to further sanctions, Magnit PJSC GDR was also written down to 0 since 7 December, 2022. This security is held in HGIF Global Equity Volatility Focused

Last, due to further sanctions, the following securities held in HGIF Russia Equity were fair valued to 0: MMC Norilsk Nickel PJSC ADR(V0.1 Ord), Novolipetsk Steel PJSC GDR(V10 Ord) Reg S, TCS Group Holding PLC USD0.01 GDR (V1 Ord), Tatneft Sponsored ADR(V6 Ord) and X5 Retail Group NV GDR V.25

Changes in the Board of Directors

Mr. John Li resigned from the Board of Directors effective 30 September 2023 and Mr. Timothy Palmer was appointed (by co-optation of the Board) with effect 2 October 2023.

Mr. Jean de Courrèges resigned from the Board of Directors effective 31 March 2024.

Notes to the Financial Statements

for the year ended 31 March 2024 (continued)

18. Subsequent Events

Mrs. Carine Feipel has been appointed on 2 April 2024 as Independent Director by co-optation of the board.

Brazil Bond has been closed as at 15 May 2024.

中間財務書類

- a . ファンドの日本語の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . 原文の中間財務書類は、HSBC グローバル・インベストメント・ファンドおよび全てのサブ・ファンドにつき一括して作成されている。日本語の作成にあたっては関係するサブ・ファンドに関連する部分のみを翻訳している。ただし、サブ・ファンドには以下に記載した投資証券以外の投資証券も存在するが、以下に記載した投資証券に関連する部分を抜粋して日本語に記載している。
- グローバル・インベストメント・グレード・セキュライズド・クレジット・ボンド
 - クラスAC(米ドル)投資証券
 - クラスAM2(米ドル)投資証券
- c . ファンドの原文の中間財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。)の監査を受けていない。
- d . ファンドの原文の中間財務書類は、米ドルで表示されている。日本語の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、2025年10月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=154.10円)で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

(1) 資産及び負債の状況

HSBC グローバル・インベストメント・ファンド
 グローバル・インベストメント・グレード・セキュリティズド・クレジット・ボンド
 純資産計算書
 2025年9月30日現在

	(米ドル)	(千円)
資産		
投資有価証券 - 取得原価	4,661,076,271	718,271,853
未実現評価(損)益	71,323,208	10,990,906
投資有価証券 - 市場価格(注2.b)	4,732,399,479	729,262,760
外国為替先渡契約に係る未実現利益(注2.b)	364,020	56,095
オプション契約 - 市場価格(注2.b)	-	-
先物契約に係る未実現利益(注2.b)	-	-
スワップに係る未実現利益(注2.b)	-	-
銀行預金	9,265,618	1,427,832
未決済直物外国為替取引未収金	700	108
投資有価証券売却未収金	-	-
投資主からの未収金	7,967,519	1,227,795
その他資産	1,648	254
受取配当金および受取利息(純額)	28,538,582	4,397,795
資産合計	4,778,537,566	736,372,639
負債		
外国為替先渡契約に係る未実現損失(注2.b)	(8,138,863)	(1,254,199)
オプション契約 - 市場価格(注2.b)	-	-
先物契約に係る未実現損失(注2.b)	-	-
スワップに係る未実現損失(注2.b)	(56)	(9)
当座借越	(626,386)	(96,526)
投資有価証券購入未払金	(56,349,465)	(8,683,453)
投資主への未払金	(18,225,113)	(2,808,490)
その他負債	(2,341,142)	(360,770)
未決済直物外国為替取引未払金	-	-
未払配当金	(20,121,508)	(3,100,724)
負債合計	(105,802,533)	(16,304,170)
純資産総額	4,672,735,033	720,068,469

直近2年度の資産の要約情報

2025年3月31日	4,056,362,044	625,085,391
2024年3月31日	1,923,537,811	296,417,177

添付の注記は本財務書類と不可分である。

HSBC グローバル・インベストメント・ファンド
 グローバル・インベストメント・グレード・セキュリティズド・クレジット・ボンド
 損益計算書および純資産変動計算書
 2025年4月1日から2025年9月30日に終了した期間

	(米ドル)	(千円)
期首純資産	4,056,362,044	625,085,391
収益		
投資収益(純額)	112,983,404	17,410,743
銀行利息	446,185	68,757
その他収益(注10)	439,481	67,724
収益合計	113,869,070	17,547,224
費用		
管理報酬(注4.b)	(10,222,310)	(1,575,258)
運営、管理事務代行およびサービス報酬(注4.d)	(3,947,117)	(608,251)
銀行利息	(127,261)	(19,611)
その他報酬	-	-
取引手数料(注5)	(50)	(8)
費用合計	(14,296,738)	(2,203,127)
純投資(損)益	99,572,332	15,344,096
実現(損)益:		
- 投資有価証券(注2.e)	10,354,625	1,595,648
- デリバティブ(注2.b)	(58,380,250)	(8,996,397)
- 外国為替取引(注2.d)	65,454,825	10,086,589
当期実現(損)益	17,429,200	2,685,840
未実現評価(損)益の変動:		
- 投資有価証券	78,817,330	12,145,751
- デリバティブ	(6,767,948)	(1,042,941)
当期末実現評価(損)益の変動	72,049,382	11,102,810
運用による純資産総額の変動	189,050,914	29,132,746
投資証券発行手取金	1,742,147,593	268,464,944
投資証券買戻支払金	(1,232,292,262)	(189,896,238)
支払配当金(注9)	(82,533,256)	(12,718,375)
通貨換算調整(注2.f)	-	-
期末純資産	4,672,735,033	720,068,469

添付の注記は本財務書類と不可分である。

HSBC グローバル・インベストメント・ファンド
 グローバル・インベストメント・グレード・セキュリティズド・クレジット・ボンド
 主要財務情報
 2025年9月30日現在

クラス	クラス 通貨	運用開始日 (日/月/ 年)	管理報酬 現行料率 (%)	運営報酬 現行料率 (%)	発行済 投資証券口数 2025年9月30日	1口当り純資産価格		
						2025年 9月30日*	2025年 3月31日*	2024年 3月31日*
AC	米ドル	30/05/2018	0.90	0.25	13,458,113.70	12.2700	11.9600	11.2700
AM2	米ドル	30/05/2018	0.90	0.25	91,105,398.56	9.1700	9.2200	9.2800

* 希薄化防止のための価格調整(スイング・プライシング)後の1口当り純資産価格である(財務書類に対する注記14を参照)。

(注) 2024年3月31日現在の1口当り純資産価格は、サブ・ファンドの通貨建で表示されている。2025年3月31日より、1口当り純資産価格の表示方法が変更され、現在は投資証券クラスの通貨建で開示されている。

財務書類に対する注記

2025年9月30日現在

1. 一般情報

HSBC グローバル・インベストメント・ファンド(以下「当社」という。)は、変動資本を有する投資法人(会社型投資信託)(SICAV)としてルクセンブルグ大公国の法律に基づき設立された。その資本は、有価証券、現金およびその他種々の資産・負債から成る複数の個別のポートフォリオ(以下「サブ・ファンド」という。)から構成され、各サブ・ファンドは、報酬体系、分配方針およびターゲットとする投資者が異なる複数の投資証券クラスから構成される場合がある。

添付の財務書類は、サブ・ファンド別の、および当社全体の資産・負債計算書ならびに損益計算書および純資産変動計算書を示したものである。サブ・ファンド別の財務書類は、英文目論見書に指定される各サブ・ファンドの通貨により表示され、当社の合算財務書類は米ドルで表示されている。合算純資産計算書ならびに合算損益計算書および純資産変動計算書は、各サブ・ファンドの財務書類を合算したものである。

本財務書類は、サブ・ファンドであるアジアESG債券、ESGショート・デュレーション・クレジット・債券およびロシア・エクイティを除き、ルクセンブルグの会社型投資信託に関しルクセンブルグ当局が規定する様式に従い、継続事業の前提の下で作成されている。アジアESG債券およびESGショート・デュレーション・クレジット・債券は2025年5月16日に清算が開始され、ロシア・エクイティは2025年7月30日以降清算手続下にあるため、これらのサブ・ファンドの財務書類は、非継続事業の前提の下で作成されている。

財務書類が非継続事業の前提の下で作成されているサブ・ファンドについては、以下の会計方針が下記の注記に記載されている方針と異なる：

- 予想される清算費用(もしあれば)は、「運営費用、管理事務代行およびサービス報酬」の一部としてカバーされる。
- 残存する設立費用は、その全額が費用計上される。
- 各サブ・ファンドの投資対象の評価は、それぞれの純実現可能価額に基づく。

非継続事業の前提による会計方針の適用によって、当該各サブ・ファンドの公表済の純資産価額が調整される結果にはなっていない。

当社は投資信託/投資法人に関するルクセンブルグの2010年12月17日法(改正済)(以下「2010年法」という。)のパート に基づき公式に登録されている投資ファンドであり、かつ欧州指令2009/65/ECに基づくUCITSファンドとしての資格を有している。

当社の一部のサブ・ファンドは、香港証券先物委員会より「証券先物令」の第104条に基づく承認を受けている。

英文目論見書および各種報告書においては、サブ・ファンドの短縮名が使用されている。各サブ・ファンドの完全な名称は、サブ・ファンドの短縮名に「HSBC グローバル・インベストメント・ファンド」を冠したものである。

2025年4月1日から2025年9月30日までの間に、

a) 以下のサブ・ファンドがクローズされた：

- ・ 2025年5月16日、アジアESG債券
- ・ 2025年5月16日、ESGショート・デュレーション・クレジット・債券

b) 以下のサブ・ファンドの名称が変更された：

旧名称	新名称	日付
グローバル・低カーボン・債券	グローバル・コーポレート・債券・クライメイト・トランジション	2025年5月16日
グローバル・低カーボン・エクイティ	グローバル・エクイティ・クライメイト・トランジション	2025年5月16日

グローバル・サステナブル・エクイティ・インカム	グローバル・エクイティ・クオリティ・インカム	2025年4月30日
-------------------------	------------------------	------------

c) ロシア・エクイティのステータスは、2025年7月30日以降「停止中」から「清算中」に変更された。

2. 会計方針

以下の会計方針は、当社の財務書類との関連で重要と考えられる項目を扱う際に一貫して適用されている。

a) 会計公準

本財務書類は、投資ファンドに関するルクセンブルグの法令および規制基準に従い、作成されている。

b) 資産および投資有価証券の評価

公認証券取引所に上場されている投資有価証券および/または金融デリバティブ商品は、当該有価証券が取引される主要市場における入手可能な直近の価格により評価されている。その他の組織化された市場で取引される有価証券は、入手可能な直近の価格または評価時点で当該市場の一もしくは複数のディーラーから入手した実勢価格で評価される。

当該価格がその公正価値を表示していない場合には、かかるすべての有価証券およびその他の認められるすべての資産は、取締役会または取締役会の指図により誠実に決定された見積売却可能価格としての公正価値で評価されるものとする。

サブ・ファンドの資産は、当報告期間の最終ファンド営業日である2025年9月30日中の異なる複数の時点における入手可能な価格を用いて評価されている。

公認証券取引所に上場されていない、またはその他の組織化された市場で取引されていない金融デリバティブ商品は、以下のとおり市場慣行に従って評価される。

オプション

規制された市場で取引される未決済のオプションは、当該商品のイントラデイ(日中)価格または入手可能な直近の市場価格に基づき評価される。

OTCオプションは、第三者プライシング代理人から入手し、カウンターパーティからの価格と検証した日々の価格に基づき値洗いされる。

オプションの市場価額は、純資産計算書の「オプションに係る未実現(損)益」の項目に含まれている。

オプションに係る実現(損)益および未実現評価(損)益の変動は、損益計算書および純資産変動計算書の「デリバティブに係る実現(損)益」および「デリバティブに係る未実現評価(損)益の変動」の項目にそれぞれ開示されている。

先物契約

先物契約の締結と同時に、当社は、ブローカーに対し、約定価格に対する一定の比率の金額を現金または有価証券で差し入れることが義務づけられる(これは、「当初証拠金勘定」と呼ばれる)。その後、各サブ・ファンドは、未決済の先物契約の市場価値の変動に応じて「変動証拠金」と呼ばれる金額を定期的に支払うか、または受領する。

先物契約に係る未実現評価(損)益は、純資産計算書の「先物契約に係る未実現利益」および「先物契約に係る未実現損失」の項目に開示される。未決済の先物契約の市場価値の変動は、損益計算書および純資産変動計算書の「デリバティブに係る未実現評価(損)益の変動」の項目に未実現評価(損)益として計上されている。取引開始時の約定価格と取引決済時の価格との間の差額を表示する実現利益または損失は、先物取引の決済時または契約満期時において、損益計算書および純資産変動計算書の「デリバティブに係る実現(損)益」に計上されている。当初証拠金勘定として預託されている有価証券は、投資有価証券およびその他の純資産明細表に表示されており、預託されている現金は純資産計算書の「銀行預金」に計上されている。日々の変動証拠金として受領すべき金額および/またはブローカーに支払うべき金額も、「銀行預金」または「当座借越」に計上されている。

外国為替先渡契約

外国為替先渡契約の価額は、満期までの残存期間にわたり、原通貨の適用為替先渡レートに基づき日々調整される。当該契約の価値の変動は、取引決済日まで未実現評価益または評価損として計上される。先渡取引が終了される場合、当該サブ・ファンドは、取引開始時の価格と取引終了時の価格との差額に相当する利益または損失を計上する。

外国為替先渡契約に係る未実現評価（損）益は、純資産計算書の「外国為替先渡契約に係る未実現利益」および「外国為替先渡契約に係る未実現損失」の項目に開示される。当該契約から派生する実現（損）益および未実現評価（損）益の変動は、損益計算書および純資産変動計算書の「デリバティブに係る実現（損）益」および「デリバティブに係る未実現評価（損）益の変動」の項目にそれぞれ含まれている。

金利スワップ

金利スワップは、純資産価額の各計算日に値洗いされる。市場価値は、契約に定められる評価要素に基づくものとし、第三者プライシング代理人、マーケット・メーカーもしくは内部モデルから入手される。

未実現評価（損）益は、純資産計算書の「スワップに係る未実現利益」および「スワップに係る未実現損失」の項目に開示され、当該契約から派生する実現（損）益および未実現評価（損）益の変動は、損益計算書および純資産変動計算書の「デリバティブに係る実現（損）益」および「デリバティブに係る未実現評価（損）益の変動」の項目にそれぞれ含まれている。

クレジット・デフォルト・スワップ

クレジット・デフォルト・スワップは、二者間で行われる信用デリバティブ取引であり、一方の当事者（プロテクションの買い手）は、他方（プロテクションの売り手）に対して当該契約の定められた期間にわたり定期的に固定のプレミアムを支払う替りに、原参照債務に関連する信用イベントが発生した際には偶発的な支払いを受領する。

信用イベントが発生した場合、プロテクションの売り手には、以下のいずれかの支払いを行う義務が生じる：（ ）参照債務のオークション価格をスワップの想定元本額から控除した額に相当する正味現金決済額または（ ）参照債務の引渡しと交換にスワップの想定元本額。プロテクションの売りの場合、当社のポートフォリオには、実質的に、スワップ契約の想定元本額を上限とするレバレッジが加わる。

クレジット・デフォルト・スワップは、純資産価額の各計算日に値洗いされる。市場価値は、契約に定められる評価要素に基づくものとし、第三者プライシング代理人、マーケット・メーカーもしくは内部モデルから入手される。

未実現評価（損）益は、純資産計算書の「スワップに係る未実現利益」および「スワップに係る未実現損失」の項目に開示される。当該契約から派生する実現（損）益および未実現評価（損）益の変動は、損益計算書および純資産変動計算書の「デリバティブに係る実現（損）益」および「デリバティブに係る未実現評価（損）益の変動」の項目にそれぞれ含まれている。

トータル・リターン・スワップ

トータル・リターン・スワップとは、各当事者が、証券、商品、バスケットまたはそれらの指数で表示される原資産のパフォーマンスに基づく支払いを固定レートまたは変動レートで交換することに合意する二者間の契約である。一方の当事者は、特定の参照資産のトータル・リターンを支払い、その見返りとして定期的な一連の支払いを受け取る。トータル・パフォーマンスには、原資産の損益に加えて、原資産の種類により契約期間中の利息もしくは配当金が含まれる。交換されるキャッシュフローは、合意された想定元本または数量を基準に計算される。取引の原資産である参照資産のトータル・リターンが相殺される支払いを超過するか不足するかにより、当社は、取引相手方から支払を受け取るか、または取引相手方に支払を行う。

トータル・リターン・スワップは、純資産価額の計算日ごとに時価評価される。時価の見積額は、契約で定められた評価要素に基づき、第三者のプライシング機関、マーケット・メーカーまたは内部モデルから取得される。

未実現評価（損）益は、純資産計算書の「スワップに係る未実現利益」および「スワップに係る未実現損失」の項目に開示される。当該契約から派生する実現（損）益および未実現評価（損）益の変動は、損益計

算書および純資産変動計算書の「デリバティブに係る実現(損)益」および「デリバティブに係る未実現評価(損)益の変動」の項目にそれぞれ含まれている。

2025年9月30日現在、投資ポートフォリオにおいてトータル・リターン・スワップは保有されていない。

集団投資スキーム

オープン・エンド型の投資信託/投資法人のサブ・ファンドの受益証券または投資証券は、入手可能な直近の純資産価額から適用される手数料を控除した価格で評価される。

短期金融商品

当社は、短期債務の形態を有する金融商品(コマーシャル・ペーパー、譲渡性預金証書、短期国債等)のポートフォリオの評価にあたり、償却原価評価法を採用している。加えて、まれな事ではあるが、満期までの期間が90日間を超える確定利付商品が万が一陳腐化した場合、当該商品が売却されるか、当該商品の市場が再び活発になるまで、当社は当該商品を実質的に償却原価で評価するものとする。

モーゲージ関連証券 - To be Announced (後日発表) 証券 (TBAs)

TBAポジションとは、モーゲージバケット証券の一般的な取引慣行により、有価証券が将来の期日に固定価格でモーゲージ・プール(ジニー・メイ、ファニー・メイまたはフレディー・マック等)から購入されることをいう。購入時には有価証券は確定されないが、その主要な特徴が特定される。価格は購入時に定められるが、元本価額は確定されない。TBAポジションは、投資有価証券明細表に開示される。この種の証券の購入は未決済であり、その結果、取引決済時に支払義務を負う金額は、純資産計算書の「投資有価証券購入未払金」の項目に開示される。投資有価証券明細表のマイナスのポジションは、ファンドによるTBAsの売却約定を表す。取引決済時に受領する権利を有する金額は、純資産計算書の「投資有価証券売却未収金」の項目に開示される。TBAsに係る実現(損)益および未実現評価(損)益の変動は、損益計算書および純資産変動計算書の「投資有価証券に係る実現(損)益」および「投資有価証券に係る未実現評価(損)益の変動」の項目にそれぞれ開示されている。

c) 収益および費用

分配金は配当落ちベースで計上される。分配金は、源泉税の控除後、損益計算書および純資産変動計算書の「投資収益(純額)」に反映されている。

債券の受取利息は発生主義で日々計上される。債券が償還時の価額に対して割引発行またはプレミアム発行されている場合、当該有価証券から発生する合計収益は、かかる割引またはプレミアムを実効金利ベースで考慮した上で、当該有価証券の期間にわたって配賦される。ボンドの受取利息は、実効金利法(以下「EIR」という。)を使用して計上される。債券の受取利息は、損益計算書および純資産変動計算書の「投資収益(純額)」の項目に反映されている。

金利スワップ契約(IRS)の受取利息/支払利息は日々計上される。金利スワップ契約(IRS)の受取利息/支払利息の純額は、損益計算書および純資産変動計算書の「投資収益(純額)」の項目に反映されている。

d) 外国為替

サブ・ファンドの該当報告通貨以外の通貨建の投資有価証券の原価、収益および費用は、取引時点の実勢為替レートで計上される。該当報告通貨以外の通貨建の投資有価証券ならびにその他の資産および負債の市場価格は、2025年9月30日の実勢為替レートで換算されている。

e) 投資有価証券の売却による実現(損)益

投資有価証券の売却による実現(損)益は、当該投資有価証券の取得平均原価と売却手取金の差額(注記5に詳述されるとおり、取引費用は除く。)である。

f) 為替換算

当ファンドの基準通貨は米ドルで、合算財務書類は当該通貨で表示されている。

各サブ・ファンドの帳簿および記録は、各サブ・ファンドの基準通貨建てで表示される。

ファンドの基準通貨以外の通貨建ての収益および費用ならびに資産および負債は、期末の実勢為替レートで換算される。

期末に適用された主要な為替レートは以下のとおりである。

1 米ドル = 0.8511ユーロ

1.2892シンガポール・ドル

g) 負債の分離

当社は、サブ・ファンド間で負債を分離している。すなわち、各サブ・ファンドの資産は、当該サブ・ファンドに関連する投資主の権利ならびに当該サブ・ファンドの設立、運営および清算に関連して発生した債権者の請求権を満足させるために排他的に使用される。

h) 証券貸付取引

当社は、証券貸付取引（借手が将来の所定の日にはまたは譲渡者が要求する時点で同等の有価証券を返還することを条件にカウンターパーティが有価証券を譲渡する取引）を行うことができる。かかる取引は、有価証券を譲渡するカウンターパーティの側からは有価証券の貸付とみなされ、譲渡先のカウンターパーティ側からは有価証券の借入とみなされる。

当社は、当社が貸付けた有価証券をいつでも回収できること、または当社が締結した証券貸付契約をいつでも終了できることを確保するものとする。

証券貸付取引からのすべての収益（取引費用控除後）は、貸付代理人によって確認された情報に基づき該当するサブ・ファンドに計上される。

証券貸付取引に関する詳細な情報は、後述の注記11に開示されている。

当該取引の保証として、該当するサブ・ファンドは担保を受け取る。貸付中の有価証券は第三者ブローカーに引き渡され、貸付中の資産は、当該サブ・ファンドのポートフォリオの一部として引続き評価される。貸付の終了時に、当該サブ・ファンドは、提供された担保を借手に返還することが要求される。当該報酬は、損益計算書および純資産変動計算書の「投資収益（純額）」に計上される。

i) 直物外国為替取引

2025年9月30日現在における未決済の直物外国為替取引は、純資産計算書の「未決済直物外国為替取引未収金」と「未決済直物外国為替取引未払金」に計上されている。

j) トレイラー・フィーおよびリベート

当社は、管理会社に管理報酬を支払う。トレイラー・フィーは、管理報酬の中から取られるか、あるいは管理会社は、管理報酬の一部をサブ・ファンドの資産の中から承認仲介機関へ直接支払うよう当社に指示することができる。どちらの場合も、支払われるべき管理報酬はその分減額される。

3. 株式資本

当社は、下表のとおり、一または複数のサブ・ファンドについて、投資者に対し、A、B、E、F、I、J、K、L、M、N、P、R、S、SP、T、U、W、X、Y、YP、ZおよびZP投資証券のいずれかを発行している。

サブ・ファンドの各投資証券クラス内において、当社は、その配分方針（資本累積型（C）投資証券、分配型（D）投資証券）、その基準通貨、ヘッジ活動（H）および/または取締役会が定めたその他の基準により区分される、異なるサブ・クラスを設定する権利を有するものとする。

すべての投資証券クラスは、「資本累積型投資証券」および「分配型投資証券」の両方で販売される。

クラス	概要	最低当初投資金額 / 最低保有金額	
クラスA	A投資証券は、すべての投資者に販売される。	米ドル	5,000 (英文目論見書の当該サブ・ファンドの特徴の項に別段の記載がある場合はこの限りではない。)

当社の取締役会は、一または複数のサブ・ファンドについて異なる投資証券クラスを発行する権限を有している。各投資証券クラスの特徴の詳細は取締役会の単独の裁量により決定される。追加の投資証券クラスが設定される場合には、英文目論見書が更新される。

サブ・ファンドの全投資証券の申込金額は、1つの共通の投資ポートフォリオに投資される。同一クラスの全投資証券は同等の権利および特権を有する。各投資証券は、発行と同時に、関連するサブ・ファンドの清算ならびに当該サブ・ファンドについて宣言される分配金およびその他の分配金に関して、当該サブ・ファンドの当該クラスの資産に平等に参加する権利を有する。投資証券は優先権または新株引受権を有さず、各1口(端株は含まない。)はすべての投資主総会において1議決権を有する。

取締役会は、定款ならびに当社および/またはその他の投資主に対する投資主の義務を定める書類(申込書を含む)に基づき自らの義務を履行しない投資主については、その議決権を行使する権利を停止することができる。上記に従い一もしくは複数の投資主の議決権が停止された場合、当該投資主には投資主総会の招集通知が送付されるものとし、当該投資主は投資主総会に出席できるが、当該投資主の投資証券は、定足数および多数決要件が充足されているか否かを決定する際に考慮されないものとする。投資主は、一時的に、または永久に、その保有する投資証券の全部もしくは一部について自らの議決権を行使しないことを(個人的に)約束することができる。

最低当初投資金額は、当社取締役会の裁量により放棄または減額される場合がある。

投資証券クラスの通貨および連続するクラス

複数のサブ・ファンドで発行される投資証券クラスは、そのクラスの名称の後に、分配特性ならびに(該当する場合には)そのヘッジ方針および基準通貨のヘッジ対象通貨を付した名称で呼ばれる。例えば、上述の定義に従って、収益を分配し、ユーロに対するヘッジ方針が適用されるクラスAとして発行される投資証券は、ADHEURとして特定され、収益を累積するクラスI投資証券はICとして特定される。

分配型投資証券は、サブ・ファンドおよびクラスの名称に続く「D」により特定される(例えば、クラスAD)。ただし、サブ・ファンドおよびクラスの名称に「M」が続く場合は(例えば、クラスAM)、毎月分配型投資証券とし、サブ・ファンドおよびクラスの名称に「B」が続く場合は(例えば、クラスAB)、隔月分配型投資証券とし、サブ・ファンドおよびクラスの名称に「Q」が続く場合は(例えば、クラスAQ)、四半期分配型投資証券とし、サブ・ファンドおよびクラスの名称に「S」が続く場合は(例えば、クラスAS)、半期分配型投資証券とする。固定分配率を分配する投資証券は「FIX5」、「FIXA」または「TW」(例えば、クラスAMFIX5、クラスAMFIXA、クラスAMTW)とし、変動分配率を分配する投資証券は「FLX」(例えば、クラスAMFLX)とする。

サブ・ファンドの各投資証券クラス内に、別個の通貨ヘッジ付クラスが発行される場合がある(“H”または“0”および基準通貨のヘッジ対象通貨もしくはサブ・ファンドの総資産が主に投資される通貨のヘッジ対象通貨を付した名称で呼ばれる。例えば、資本累積型投資証券クラスがユーロにヘッジされる場合は、“ACHEUR”または“ACOEUR”と表示される)。通貨ヘッジ方針の実行に関する管理事務代行会社またはその他の指名された関係者の報酬は当該通貨ヘッジ付クラスによって負担される。かかる報酬は、後述する運営費用、管理事務代行費用およびサービス費用に加算される。損益もまた、当該通貨ヘッジ付クラスに対して計上される。

4. 手数料および費用

a) 手数料体系の説明

当社への投資は、一般に、A、B、E、F、I、J、K、L、M、N、P、R、S、SP、T、U、W、X、Y、YP、ZおよびZP投資証券クラスにより表示される手数料体系に基づき提供される。

HSBCインベストメント・ファンズ(ルクセンブルグ)エス・エイ(以下「管理会社」という。)は、各投資証券クラスにつき、当該クラスに関連して提供されるすべての投資運用業務、投資助言業務および販売業務をカバーする管理報酬を受領する権利を有する(後記「(b)管理報酬」を参照のこと)。

さらに、当社は、管理会社に対して、運営費用、管理事務代行費用およびサービス費用をカバーする報酬を支払う。サブ・ファンドの運営費用、管理事務代行費用およびサービス費用の変動から投資主を保護するため、当社は、管理会社との間で、かかる運営費用、管理事務代行費用およびサービス費用をカバーするために請求する報酬の年率を固定することに同意している。

当該費用が当該年率を超えた場合、当該年率を超える超過分は管理会社によって直接負担されるものとする(後記「(d) 運営費用、管理事務代行費用およびサービス費用/通貨ヘッジ付投資証券クラス運用報酬」を参照のこと)。

b) 管理報酬

当社は、各サブ・ファンドまたは各投資証券クラスについて、その純資産総額に対する割合で計算される年次管理報酬(以下「管理報酬」という。)を管理会社に支払う。管理報酬は日々発生し、毎月後払いで支払われる。

管理報酬は、当社の該当サブ・ファンドに関連して管理会社、投資顧問会社および販売会社より提供される投資管理業務、投資顧問業務および販売業務をカバーする。管理会社は当該報酬の中から、投資顧問会社および販売会社の報酬の支払いに責任を負い、当該報酬の一部を公認仲介業者または管理会社がその裁量により決定するその他の者に支払うことができる。

管理会社は、管理報酬の一部を当社の資産の中から当該各サービス提供会社および当該各特定者に直接支払うよう当社に指示することができる。かかる場合、管理会社に支払うべき管理報酬はその分減額される。管理会社自身によって、または管理会社と共通の経営もしくは支配または資本金もしくは議決権の10%超の直接または間接的出資により結ばれている企業によって直接もしくは間接的に管理されているUCITS(当社のその他のサブ・ファンドを含む。)およびその他適格UCIsの投資証券または受益証券に当社が投資する場合、当社と当社が投資している当該UCIsの間には管理報酬、申込手数料および買戻手数料が二重に請求されないものとする。

サブ・ファンドで発行された該当する種類の投資証券の純資産価額から管理会社に対して支払われる管理報酬の現行料率は、本財務書類の「主要財務情報」セクションに記載されている。管理会社に支払われる管理報酬の上限額は、ファンドの最新の目論見書に記載されている。

c) 取締役の報酬、費用および利害

取締役は、当社との間の取引もしくは契約、または当社が利害を有する取引もしくは契約の当事者となることや利害関係者となることのできる。ただし、当該取締役は、かかる取引または契約の締結に先立ち、当該契約の性質および利害の程度をその他の取締役に対して開示していることを条件とする。取締役会の承認を条件として、取締役は、自らが利害を有する取決めもしくは契約または提案についてはどのようなものであれ、最初にかかる利害を開示した上でそれについて投票することができる。当該取締役は、その役職により当社と契約する資格を失うことはないものとする。当社が締結を検討している契約についてある取締役が利害を表明する場合、当該取締役は当該契約を検討するいずれの会議の定足数にも含まれることができ、当該契約を締結するための決議に投票することができる。ただし、取締役会によりなされる決定は、通常の場合で締結された現在の運営に係るものとする。

当社は、各社外取締役に対し、55,000ユーロの年次報酬を支払う。この金額は、当社によって支払われる運営費用、管理事務代行費用およびサービス費用を通じて、管理会社によって支払われる。運営費用、管理事務代行費用およびサービス費用の金額は純資産価格の計算されるごとに計上され、四半期毎に後払いされる。当期末である2025年9月30日現在、総額82,500ユーロが各社外取締役の報酬として請求されている。

d) 運営費用、管理事務代行費用およびサービス費用/通貨ヘッジ付投資証券クラス運用報酬

当社は、管理会社に対し、一定の運営費用、管理事務代行費用およびサービス費用ならびに通貨ヘッジ方針の実行をカバーするための報酬を支払う。管理会社は、この報酬の中から、特に、保管銀行、管理事務代行会社、登録・名義書換事務代行会社またはその他の任命された企業に支払われる以下に記載される費用等の支払いに対して責任を負う。下記の費用の実際の合計額が各サブ・ファンドおよび各投資証券クラスについて設定されている運営費用、管理事務代行費用およびサービス費用および通貨ヘッジ付投資証券クラス運用報酬の合計額を超過した場合、当該年率を超える当該費用の超過分は、管理会社もしくはその関連会社により直接に負担されるものとし、同等に管理会社もしくはその関連会社はいずれの剰余額も留保することができる。

() 運営費用、管理事務代行費用およびサービス費用は、保管銀行およびそのコルレス銀行に支払われる継続的な保管 / 預託報酬および保管手数料、管理事務代行会社に支払われるファンドの会計および管理事務代行業務(所在地事務代行業務を含む。)に対する報酬ならびに登録・名義書換事務代行会社に支払われる登録・名義書換・支払代行報酬をカバーする。

また運営費用、管理事務代行費用およびサービス費用は、新サブ・ファンドの設定に関する費用、子会社の費用、英文目論見書の「税金」の項目に記載する税率によるルクセンブルグの資産ベースの税金、報酬および取締役会が負担した合理的な立替費用、弁護士・監査報酬および費用、翻訳費用を含む継続的な登録および上場手数料、投資主に直接配布するかまたは仲介業者を通じて配布する当社の目論見書、Key Investor Information Documents、財務報告書、明細書およびその他の書類の作成、印刷および配布の費用をカバーする。

本報酬は、各サブ・ファンドおよび / または各クラスにつき、2025年6月付の当社の英文目論見書に定めるとおり、該当するサブ・ファンドまたはクラスの純資産総額に対する固定の割合とする。(前記の管理報酬の料率表および後記の運営費用、管理事務代行費用およびサービス費用の料率表に記載されている。)

クラスW投資証券には、運営費用、管理事務代行費用およびサービス費用は請求されないものとする。当該投資証券クラスに割当てられるすべての報酬および費用は、HSBCグループのメンバー会社または関係会社により直接支払われるものとする。

() 通貨ヘッジ運用報酬は、通貨ヘッジ付投資証券クラスの通貨ヘッジ付投資証券クラス方針の実行に関して管理事務代行会社またはその他任命されている当事者の報酬をカバーする。

クラスA、B、E、I、J、L、M、N、P、R、S、X、Y、YP、ZおよびZP投資証券について、()と()の上限料率は1.0%である。ただし、取締役会は、各投資証券クラスに適用される前述の報酬水準を変更する権利を留保している。かかる費用を引き上げる場合は、関連する投資主に少なくとも1か月前に通知されるものとする。かかる通知期間の間、かかる投資主は手数料なしでこれら投資証券の買戻しを請求することができる。

管理会社は、上記の報酬の一部を当社の資産の中から上記の各サービス提供会社に直接支払うよう当社に指示することができる。その場合、管理会社に支払われるべき報酬はその分減額される。

サブ・ファンドで発行された該当する種類の投資証券の純資産価額から管理会社に対して支払われる運営報酬の現行料率は、本財務書類の「主要財務情報」セクションに記載されている。

5. 取引費用および臨時費用

証券取引に附随する取引費用は、投資有価証券の取得原価に加算され、投資有価証券の売却手取金から控除され、損益計算書および純資産変動計算書の「取引手数料」の項目に計上される。

各サブ・ファンドは、投資有価証券および金融商品の売買コストおよび費用、仲介手数料およびコミッション、支払利息または税金ならびにその他取引関連費用を負担する。これらの取引手数料は、現金ベースで計上され、その発生時点または請求時点で、その帰属するサブ・ファンドの純資産の中から支払われる。取引手数料は、各ファンドの投資証券クラス間で割当てられる。

当社は、訴訟費用および公租公課の全額ならびに当社またはその資産に課される予測不能な費用を含む(ただし、これらに限定されない。)臨時費用を負担する。

債務証券およびデリバティブについての取引費用は当該証券の買付価格から切り離して識別できないため、別箇に開示することはできない。

6. 当社の課税上の取扱い

以下の記載は、ルクセンブルグ大公国の現行の法律および税務慣行についての当社の理解に基づくものであるが、今後変更される可能性がある。

当社には利益、所得または収益についてルクセンブルグの税金は課税されず、ルクセンブルグの富裕税の対象にもならない。また、投資証券の発行に際しては、ルクセンブルグにおいて印紙税、資本税その他の税金は課されない。さらに、当社が支払った分配金、ならびに清算分配金およびそこから生じるキャピタル・ゲインは、ルクセンブルグにおいて源泉徴収税または付加価値税(VAT)の対象とはならない。

ただし、当社は、ルクセンブルグにおいて、純資産総額に対する年率0.05%の税金の支払義務を負い、当該税金は該当する暦四半期末の当社の純資産総額に基づき四半期毎に支払われる。当該税率は、該当サブ・ファンドのクラスSP、ZP、J、L、S、W、XおよびZ投資証券に対しては年率0.01%に軽減される。

クラス/サブ・ファンドは、ルクセンブルグの2010年法第174条および第175条の以下の要件に適合する場合には、かかる0.01%の税金を免除される。()クラス/サブ・ファンドの投資証券の投資者が機関投資家に限定されている場合、()クラス/サブ・ファンドのポートフォリオの唯一の目的が、短期金融市場商品および/または金融機関に対する預金への投資である場合、()クラス/サブ・ファンドのポートフォリオの残存平均満期が90日未満でなければならない場合、および()クラス/サブ・ファンドが公認格付機関の可能な限り最高位の格付による恩恵を享受しなければならない場合。

2021年1月1日以降、認証を受けることを条件として、一サブ・ファンドの純資産のうち、タクソノミー規則第3条に定義される持続可能な経済活動(以下「持続可能な経済活動」という。)に投資されている部分(化石燃料および/または原子力関連活動に投資されている純資産の部分を除く)については、その割合に応じて、以下のとおり軽減税率が適用される。

- ・サブ・ファンドの純資産総額の5%以上が持続可能な経済活動に投資されている場合は0.04%
 - ・サブ・ファンドの純資産総額の20%以上が持続可能な経済活動に投資されている場合は0.03%
 - ・サブ・ファンドの純資産総額の35%以上が持続可能な経済活動に投資されている場合は0.02%
 - ・サブ・ファンドの純資産総額の50%以上が持続可能な経済活動に投資されている場合は0.01%
- さらに、以下は当該税金が免除される。

- a) サブ・ファンドの資産のうちルクセンブルグ籍の投資信託/投資法人またはそのサブ・ファンドに投資されている部分(プロラタ)で、当該税金の対象となっている部分。
- b) その証券の保有者が以下に限定されている場合：()従業員の利益のために、一または複数の雇用主のイニシアチブで設立された職業別退職金制度または類似の投資ビークル、()従業員に退職金を提供するために保有資金を投資する一または複数の雇用主の企業、()欧州議会・理事会の汎欧州個人年金商品(PEPP)に関する2019年6月20日付規則(EU)2019/1238に基づいて設立された汎欧州個人年金商品の文脈における貯蓄者。
- c) その主要目的がマイクロファイナンス機関への投資であるサブ・ファンド。
- d) ()その証券取引所において上場または取引されており、かつ()一もしくは複数の指数の運用成績に連動させることを排他的目的とするサブ・ファンド。上記()に適合するサブ・ファンドについて複数の投資証券クラスが発行されている場合には、上記()に適合する投資証券クラスのみがこの免除が適用される。

当社の資産の実現または未実現の値上がり益にはルクセンブルグの税金は課税されない。

その他の税金

適用ある外国の税法に基づき、利息および配当金から源泉税が控除される場合があり、またキャピタル・ゲイン税が様々な料率で課される可能性がある。

一般的事項

多くの市場において、当社は、外国投資法人として、その保有する当該市場の株式および有価証券から実現する投資リターンに係る収益および利益に対し、源泉徴収または申告課税により、還付不能な税金が課税される場合がある。当社は可能な限り、当該国の税金が投資リターンに及ぼす影響を最小化し、投資主のために最善のリターンを獲得するために、関連する二重課税防止条約および当該国の国内法に基づく権利を主張する。かかる主張は、当該国の税務当局による関連法規の解釈および適用に関して、当社の預託機関、外部顧問ならびにその他ソースから入手できる情報を考慮して、当該主張が有効であると当社が理解する場合に主張される。

当社は、該当日現在で当社が入手できる助言および情報を考慮して、キャピタル・ゲイン税が課税される可能性が「どちらかといえばある」と判断する場合に、キャピタル・ゲイン税に対する引当金を設定する方針である。ただし、かかる引当金の額は、最終的な税金債務をカバーするために十分ではない場合もあれば、それを超過する場合もある。

当社は、当該日における税法および税務慣行を考慮して、最善努力原則に基づき、柔軟な課税および課税会計処理を主張していく方針である。当社が登録、販売または募集されている国の税法または税務慣行の変更が当該国における当社の投資対象の価値に影響を及ぼす可能性がある。特に、ある国の議会または税務当局によって税法または税務慣行に関する変更が遡及適用された場合には、その影響を受けるサブ・ファンドの既存投資主が結果的に損失を被る可能性がある。当社は、ある特定の市場で保有する投資対象からのリターンに係るタックス・ポジションについて、またはある特定の市場もしくは国における税金の遡及適用リスクについて保証を提供することはない。

7．純資産価額の開示

a) 終値

サブ・ファンドの資産は、当期の最終ファンド営業日である2025年9月30日中の異なる複数の時点における入手可能な価格を用いて評価されている。

当社が公表のみを目的として純資産価額を計算したと仮定した場合には、純資産価額の評価に用いられる市場価格は2025年9月30日の終値となる。ただし、これらの純資産価額は、本財務書類に記載する純資産価額と著しく異なる額ではない。

b) サブ・ファンド間のクロス投資

2025年9月30日現在、サブ・ファンド間のクロス投資の総額は982,084,512米ドルであり、よって、サブ・ファンド間のクロス投資を除く当期末現在の合算純資産総額は51,490,620,277米ドルとなる。

サブ・ファンドは、クロス投資を行っていない。

8．現金担保の情報

2025年9月30日現在、当社は、サブ・ファンドについて以下の現金担保を支払っている / (受領している)。

サブ・ファンド	契約相手方	通貨	(受領した) / 支払われた現金担保 (サブ・ファンドの通貨建)
該当なし			

9. 分配

2025年9月30日現在発行済の分配型投資証券クラスのほとんどは、2010年4月1日または該当する投資証券クラスの設定日より、英国の「Reporting Fund」として適格となっている。2025年4月1日よりすべての分配型および累積型の投資証券クラスが英国の「Reporting Fund」として適格となっている。新しい投資証券クラスが設定された時点で、英国歳入・関税庁に対して、英国の「Reporting Fund」としての適格申請がなされる。英国の「Reporting Fund」として適格である投資証券クラスの詳細は、英国歳入・関税庁のウェブサイト（www.hmrc.gov.uk）で閲覧できる。

本財務書類の日付現在の適格状況は、

<https://www.gov.uk/government/publications/offshore-funds-list-of-reporting-funds>で閲覧できる。

当社は、投資主の英国税の確定申告に必要な年間の「reportable income」の報告書をwww.kpmgreportingfunds.co.ukに開示する。インターネットにアクセスできない投資者は、当社の登記上の事務所宛に書面で申請することができる。

当社は、2025年9月30日に終了した期間に以下の1口当たり分配金（配当落日）を支払った。本注記に開示されている分配金は、投資証券クラスの通貨で報告されている。

クラス	通貨	2025年4月	2025年5月	2025年6月	2025年7月	2025年8月	2025年9月
グローバル・インベストメント・グレード・セキュライズド・クレジット・ボンド							
AM2	米ドル	0.050102	0.050227	0.050260	0.044730	0.044759	0.044716

10. その他の収益

その他の収益は、主に、希薄化防止賦課金（注記14を参照）から構成される。

11. 証券貸付取引

各サブ・ファンドは、追加の資本または収益を生み出す目的で（借り手が支払う手数料または現金担保の再投資を通じて）、またはコストを削減する目的で、「証券金融取引の透明性および再利用に関する2015年11月25日の欧州議会・理事会の規則（EU）2015/2365」（以下「SFTR」という。）、「ETFsおよびその他のUCITSの課題に関するESMAの2014年8月1日付指針（ESMA/2014/937EN）」（以下「ETFsおよびその他のUCITS銘柄に関するESMAガイドライン」という。）、投資信託/投資法人が譲渡可能証券および短期金融市場商品に関する一定の手法および商品を使用する際に適用される規則に関するCSSF通達08/356、ETFsおよびその他のUCITSの課題に関するESMAガイドラインに関するCSSF通達14/592（以下「CSSF通達14/592」という。）、ならびにその他適用される法律、規則、通達もしくはCSSFの見解（これらの改正または置き換えを含む）を遵守することを条件に、証券貸付取引に参加することができる。

取締役会は、証券貸付プログラムの実行、管理および日々の監督を管理会社に委任している。管理会社は、管理会社が承認した借り手に対して担保と引き換えに有価証券を一時的に譲渡する証券貸付取引プログラムに参加すべきサブ・ファンドを決定することができる。サブ・ファンドに属する譲渡可能証券または短期金融市場商品のいずれも、証券貸付取引の対象となる可能性がある。管理会社は、取締役会に対し、証券貸付活動について定期的に報告を行い、証券貸付プログラムに関して引続き取締役会の継続的な監督および管理に従うものとする。

証券貸付取引は、継続的に利用することを目的とする。証券貸付取引の対象とするサブ・ファンドの純資産価額の比率は、約25%とする方針である。

証券貸付代理人は、証券貸付取引に関するサービスの対価として総収益の15%の手数料を受け取る。また、管理会社は、証券貸付取引に関して遂行された監視業務の対価として総収益の10%の手数料を受け取る。総収益の残りの75%は、証券貸付取引プログラムに参加している該当するサブ・ファンドが受領する。各サブ・ファンドの収益および費用は、ファンドの年次報告書（英文）および半期報告書（英文）に記載されている。

証券貸付取引のカウンターパーティの承認と選定のプロセスは、様々な基準に基づくカウンターパーティの動的評価である。カウンターパーティの承認に使用される基準には、カウンターパーティの最低信用等级付け、国籍、アクセスのしやすさ、専門的取引の実行および規制上のリスク・プロファイルが含まれるが、これらに限定されるものではない。

サブ・ファンド	通貨	貸付証券の時価	受領担保の時価	証券貸付収益 (純額)*
該当なし				

* 証券貸付取引からのすべての収益（取引費用控除後）は、該当するサブ・ファンドに計上され、損益計算書および純資産変動計算書の「投資収益（純額）」の項目に含まれる。サブ・ファンド毎のグロスの収益合計額は、年次報告書（英文）および半期報告書（英文）に開示される。

証券貸付代理人は、管理会社の関連会社である香港上海銀行である。

証券の貸付により受領した担保の種類は、債券と株式に対応する。

サブ・ファンド毎の各カウンターパーティの名称は、年次報告書（英文）および半期報告書（英文）に開示される。

2025年9月30日に終了した期間において、証券貸付取引に関して再利用した担保はない。

12. 関係当事者との取引

関係当事者との間のすべての取引は、アームズレングス基準で実行されている。

a. 関係当事者における銀行口座および預託金

銀行口座が維持され、預託金が預託されているのは、主に、HSBCグループのメンバー会社であるHSBCコンチネンタル・ヨーロッパである。

サブ・ファンド	通貨	銀行預金*	ブローカー預り金*	預金からの受取利息	銀行当座借越*	銀行当座借越に対する支払利息
グローバル・インベストメント・グレード・セキュリティズド・クレジット・ボンド	米ドル	9,215,618	50,000	447,144	(622,371)	(127,261)

* 銀行預金はHSBCコンチネンタル・ヨーロッパに対するものである。

** ブローカー預り金はHSBC銀行PLCロンドンに対するものである。

*** 銀行当座借越はHSBC銀行PLCロンドンおよびHSBCコンチネンタル・ヨーロッパに対するものである。

b. 関係当事者との間の投資取引

サブ・ファンドは、投資対象の購入および売却に際して、HSBCグループのメンバー会社のサービスを利用する。2025年9月30日に終了した期間に実行された当該取引の詳細は下記のとおりである。

サブ・ファンド	通貨	当期の当該取引合計額	当期の取引全体に占める当該取引額の割合(%)	当期中に支払われた手数料	平均手数料率(%)
該当なし					

以下に記載するコミッション共有契約を除き、導入されているソフトコミッション契約は存在しない。

所在地によっては、投資顧問会社およびその関係会社は、一定のブローカーとの間でソフトコミッション共有契約（香港の証券先物委員会によりソフトコミッションと定義されている、ファンドによって使用される調査サービスのみに関連する）を締結しており、それについて、投資顧問会社またはその関係会社は、投資の意思決定を補助するために使用される物品およびサービスを受領した。

投資顧問会社またはその関係会社は、これらのサービスに対して直接的な支払いは行わず、当該サブ・ファンドのためにブローカーとの間で一定の量の取引を行うことに合意する。すべての取引は、通常の商業的条件に基づき、業務の通常の過程で行われた。

かかる取引について、手数料が当社によって支払われた。当社のために使用された物品およびサービスには以下が含まれる：調査および助言サービス、経済および政治分析、ポートフォリオ分析、市場分析ならびに投資関連刊行物。

c. 取締役によるファンド投資証券の保有

ティモシー・パルマーは、ファンドの取締役に任命される前にHGIFトルコ・エクイティの投資証券を取得し、現在保有している。

13. 投資有価証券の変動表

詳細な投資有価証券の変動表は、当社の登記上の事務所に請求することにより、無料で入手することができる。

14. 希薄化防止のための仕組み(「希薄化防止メカニズム」)

各サブ・ファンドについて、2つの希薄化防止メカニズム(価格調整と希薄化防止賦課金)が適用可能であり、両方のメカニズムとも、サブ・ファンドの投資主の保護を目的としている。価格調整には、2つの異なるメカニズムがある：部分的スイング・プライシング調整と完全スイング・プライシング調整(完全スイング・プライシング調整は、サブ・ファンド、コーポレート・ユーロ・ボンド・フィックス・ターム2027にのみ適用される)。

投資者がサブ・ファンドの投資証券を購入または売却する時には、投資顧問会社は、サブ・ファンドの原投資対象を購入または売却しなければならない場合がある。これらの取引を考慮した希薄化防止メカニズムがなければ、サブ・ファンドの全投資主が、これらの原投資対象の購入および売却に関連する費用を支払うことになる。これらの取引費用には、ビッド・オファー・スプレッド、取引に係る手数料および税金が含まれる(ただし、これらに限定されない。)

希薄化防止賦課金

希薄化防止メカニズムの閾値率に達するまでは希薄化防止賦課金または価格調整は適用されず、取引費用はサブ・ファンドによって負担される。この結果、既存の投資主には希薄化(1口当り純資産価格の減少)が生じることになる。投資者は、副販売会社が投資者の申込代金の全額に対して申込手数料(もしあれば)を課す可能性があり、希薄化防止賦課金の適用を考慮しない可能性があることに留意する必要がある。なお、申込手数料以外の報酬は、引続き、価格調整前の純資産価額に基づき計算される。

1口当り純資産価格が調整されるのは、価格調整が適用される場合のみである。希薄化防止賦課金が適用される時は、資本の正味の流入の場合、希薄化防止賦課金が各申込金額から控除され、その額に応じて投資者が受領する投資証券口数が減少する。資本の正味の流出の場合、希薄化防止賦課金が各買戻金額から控除され、その額に応じて投資者が受領する買戻代金が減少する。希薄化防止賦課金の金額は最高2%の予定であり、取締役会の裁量により減額もしくは放棄することができる。価格調整の場合は、調整額は2%を超えないものとする。ただし、ボラティリティが高い、資産の流動性が低下している、市場にストレスがかかっている期間などの例外的な市場環境では、調整額が大幅に引き上げられる可能性がある。

各メカニズムの詳細は、当社の最新の英文目論見書に規定されている。

価格調整

当期間中、当社は、部分的スイング・プライシング調整を適用している。

当期間中、完全スイング・プライシング調整は、適格サブ・ファンドであるコーポレート・ユーロ・ボンド・フィックス・ターム2027に対して適用されていない。

各サブ・ファンドにどの希薄化防止メカニズムが適用されるかについての詳細は、管理会社から入手できる。当社が特定のサブ・ファンドについて導入されている希薄化防止メカニズムの変更を決定した場合(すなわち、価格調整から希薄化防止賦課金へ変更、またはその反対)、該当する規制当局から事前の承認(要求される場合)を得るものとし、影響を受ける投資者には、1か月以上前に書面で通知される。

当期中に価格調整メカニズムを適用した(すなわち、純資産価額がスイング調整されたか否か)サブ・ファンドのリストは、<https://www.assetmanagement.hsbc.co.uk/en/intermediary/funds>で入手できる。

以下の表は、2025年9月30日に価格調整が行われたサブ・ファンドについて、価格調整前の1口当り純資産価格(以下「スイング調整前純資産価格」という。)および価格調整後の1口当り純資産価格(以下「スイング調整後純資産価格」という。)を開示するものである。

サブ・ファンド	スイング調整前 純資産価格	スイング調整後 純資産価格
該当なし		

15. 総経費率

総経費率(TER)は、集団投資スキームのTERの計算および開示に関するAMAS(スイス資産運用協会)のガイドラインの要求に沿って、管理事務代行会社により算定されている。当期中に発生した実際の費用は年率換算されており、当期についての当該投資証券クラスの平均運用資産に対する割合として計算されている。またTERは、パッシブヘッジ報酬に対応する割合を含む。

合成TERは、ファンド・オブ・ファンズとして、現行のガイドラインの意味におけるTERを公表する他の集団投資スキーム(ターゲットファンド)に純資産の10%以上を投資する各サブ・ファンドについて適用される。当該ファンド・オブ・ファンズの複合(合成)TERは、会計期間のクロージング日または会計期間の末日付で、管理事務代行会社によって計算される。

16. サブ・ファンドの清算

該当なし

17. 重要事象

2025年4月30日付で、グローバル・サステナブル・エクイティ・インカムが、グローバル・エクイティ・クオリティ・インカムに変更された。

2025年5月16日付で、グローバル・低カーボン・ボンドおよびグローバル・低カーボン・エクイティの名称が、それぞれグローバル・コーポレート・ボンド・クライメイト・トランジションおよびグローバル・エクイティ・クライメイト・トランジションに変更された。

2025年5月16日付で、アジアESGボンドおよびESGショート・デュレーション・クレジット・ボンドがクローズされた。

取締役会は、2022年3月2日以降停止されているHGIFロシア・エクイティの清算手続きを2025年7月30日より開始する決定を行った。

18. 後発事象

当会計期間後に当社に影響を与える重要な事象はない。

(2) 投資有価証券明細表等

投資有価証券明細表

グローバル・インベストメント・グレード・セキュライズド・クレジット・ボンド

2025年9月30日現在の投資有価証券明細表(米ドル表示)

銘柄	数量/ 額面	通貨	評価額	純資産に 占める割合 (%)
投資有価証券				
公認証券取引所への上場を認められている譲渡可能有価証券				
債券				
英国				
TRAFFORD CENTRE FRN 28/07/2038	8,000,000	GBP	10,455,360	0.22
			10,455,360	0.22
債券合計			10,455,360	0.22
アセット・バック証券				
オーストラリア				
APOLLO SERIES TRUST FRN 13/10/2049	900,000	AUD	175,232	-
APOLLO TRUST FRN 13/09/2048	3,125,000	AUD	513,399	0.01
DRIVER AUSTRALIA NINE TRUST FRN 21/09/2032	22,800,000	AUD	6,902,962	0.15
FIRSTMAC MORTGAGE FUNDING TRUST FRN 17/11/2050	18,000,000	AUD	2,015,418	0.04
LA TROBE FINANCIAL CAPITAL MARKET FRN 14/11/2053	1,820,000	AUD	273,776	0.01
LION SERIES TRUST FRN 18/05/2054	2,950,000	AUD	993,032	0.02
LION TRUST FRN 19/05/2055	16,500,000	AUD	11,085,952	0.24
NATIONAL RMBS TRUST FRN 24/08/2049	5,300,000	AUD	1,172,709	0.03
			23,132,480	0.50
フランス				
BPCE HOME LOANS FRN 31/10/2057	8,100,000	EUR	8,034,740	0.17
GINKGO PERSONAL LOANS FRN 23/09/2044	14,500,000	EUR	5,713,178	0.12
			13,747,918	0.29
アイルランド				
BECKETT PARK CLO DAC FRN 15/10/2038	10,000,000	EUR	11,833,572	0.25
BECKETT PARK CLO DAC FRN 15/10/2038 (XS3134604449)	10,000,000	EUR	11,771,769	0.25
BECKETT PARK CLO DAC FRN 15/10/2038 (XS3134604795)	10,000,000	EUR	11,822,928	0.25
CARLYLE EURO CLO DAC FRN 15/07/2038	10,000,000	EUR	11,855,267	0.25
CARLYLE EURO CLO FRN 15/07/2038	13,700,000	EUR	16,149,835	0.35
CARLYLE GLOBAL MARKET STRATEGIES FRN 10/11/2035	5,000,000	EUR	5,866,286	0.13
CONTEGO CLO FRN 25/01/2038	4,250,000	EUR	4,999,487	0.11

添付の注記は本財務書類と不可分である。

銘柄	数量/ 額面	通貨	評価額	純資産に 占める割合 (%)
CONTEGO CLO FRN 25/01/2038 (XS2708631671)	12,500,000	EUR	14,734,845	0.32
CONTEGO CLO FRN 25/01/2038 (XS2708631754)	10,225,000	EUR	12,024,543	0.26
CVC CORDATUS LOAN FUND FRN 17/06/2032	2,000,000	EUR	1,447,888	0.03
CVC CORDATUS LOAN FUND FRN 17/06/2032 (XS2078647497)	4,000,000	EUR	4,701,734	0.10
CVC CORDATUS LOAN FUND FRN 22/06/2034	7,000,000	EUR	8,230,880	0.18
CVC CORDATUS LOAN FUND V DAC FRN 21/09/2039 (XS3093345661)	8,000,000	EUR	9,465,390	0.20
DILLIONS PARK CLO FRN 15/10/2034	15,207,000	EUR	17,883,250	0.38
DRYDEN CLO FRN 15/04/2035	3,035,000	EUR	3,557,348	0.08
FINANCE IRELAND RMBS FRN 24/12/2063	1,760,000	EUR	2,069,546	0.04
FINANCE IRELAND RMBS FRN 24/12/2063 (XS2837177802)	5,100,000	EUR	4,344,975	0.09
HARVEST CLO XXXII DAC FRN 25/07/2037	8,250,000	EUR	9,853,897	0.21
INVESCO EURO CLO XII DAC FRN 15/07/2037	6,300,000	EUR	7,437,189	0.16
INVESCO EURO CLO XIV DAC FRN 15/01/2039	11,500,000	EUR	13,845,843	0.30
INVESCO EURO CLO XV DAC FRN 25/01/2039	10,000,000	EUR	11,827,405	0.25
INVESCO EURO CLO XV DAC FRN 25/01/2039 (XS3041393151)	8,000,000	EUR	9,505,704	0.20
INVESCO EURO FRN 15/04/2033	4,000,000	EUR	4,700,643	0.10
INVESCO EURO FRN 15/07/2031	6,538,000	EUR	7,651,499	0.16
JUBILEE CLO 2019 - XXIII FRN 15/07/2037	8,400,000	EUR	9,911,802	0.21
JUBILEE CLO 2019 - XXIII FRN 15/07/2037 (XS2856830927)	9,250,000	EUR	10,920,509	0.23
JUBILEE CLO 2024 - XXVIII DAC FRN 21/07/2037 (XS2798878240)	6,000,000	EUR	7,053,817	0.15
JUBILEE CLO 2024 - XXVIII DAC FRN 21/07/2037 (XS2798878679)	6,000,000	EUR	7,074,344	0.15
JUBILEE CLO DAC FRN 21/08/2038	15,000,000	EUR	17,746,332	0.38
JUBILEE CLO DAC FRN 21/08/2038 (XS3109829112)	10,000,000	EUR	11,802,440	0.25
JUBILEE CLO DAC FRN 21/08/2038 (XS3109829898)	5,000,000	EUR	5,930,910	0.13
LAST MILE LOGISTICS PAN EURO FINANCE FRN 17/08/2033	31,398,000	EUR	36,181,477	0.77
PENTA CLO DAC FRN 15/10/2039	10,000,000	EUR	11,824,804	0.25
PENTA CLO DAC FRN 15/10/2039 (XS3121007549)	9,500,000	EUR	11,242,684	0.24
RINGSEND PARK CLO DAC FRN 15/02/2038	10,000,000	EUR	11,785,614	0.25
RINGSEND PARK CLO DAC FRN 15/02/2038 (XS3102042267)	7,000,000	EUR	8,255,455	0.18
SEQUOIA LOGISTICS 2025 - 1 DAC FRN 17/02/2035 (XS2967782819)	9,000,000	EUR	10,583,987	0.23
SEQUOIA LOGISTICS 2025 - 1 DAC FRN 17/02/2035 (XS2967783387)	6,500,000	EUR	7,620,314	0.16
ST PAUL'S CLO FRN 15/04/2033	4,500,000	EUR	5,319,001	0.11
ST PAUL'S CLO FRN 22/04/2035	2,461,000	EUR	2,915,133	0.06
TAURUS UK DAC FRN 18/08/2035	2,600,000	GBP	3,502,876	0.07

添付の注記は本財務書類と不可分である。

銘柄	数量/ 額面	通貨	評価額	純資産に 占める割合 (%)
TAURUS UK DAC FRN 18/08/2035 (XS3130015392)	2,200,000	GBP	2,964,342	0.06
WILTON PARK CLO DAC FRN 15/07/2038	5,000,000	EUR	5,961,931	0.13
WILTON PARK CLO FRN 15/07/2038	14,000,000	EUR	16,610,871	0.36
			422,790,366	9.02
ジャージー				
APIDOS CLO FRN 24/10/2036	10,500,000	USD	10,539,761	0.23
			10,539,761	0.23
ルクセンブルグ				
SC GERMANY COMPARTMENT CONSUMER FRN 14/11/2035	3,800,000	EUR	3,030,005	0.06
SC GERMANY SA COMPARTMENT CONSUMER FRN 14/11/2035	2,300,000	EUR	1,840,643	0.04
			4,870,648	0.10
オランダ				
MAGOI FRN 27/07/2039	2,000,000	EUR	262,479	0.01
			262,479	0.01
英国				
ALBION FRN 17/07/2072	9,000,000	GBP	12,136,849	0.26
AUBURN 15 FRN 20/07/2045	11,200,000	GBP	11,289,915	0.24
BOWBELL MASTER ISSUER FRN 23/07/2071	9,000,000	GBP	11,892,865	0.25
BRACCAN MORTGAGE FUNDING FRN 17/05/2067	3,000,000	GBP	4,048,810	0.09
COMPARTMENT DRIVER UK NINE FRN 26/04/2032	8,000,000	GBP	8,779,770	0.19
DUNCAN FUNDING FRN 22/07/2071	7,100,000	GBP	9,214,410	0.20
EDENBROOK MORTGAGE FUNDING FRN 22/03/2057	8,151,000	GBP	10,985,605	0.24
EDENBROOK MORTGAGE FUNDING FRN 22/03/2057 (XS2843264156)	14,000,000	GBP	18,340,872	0.39
FINSBURY SQUARE FRN 16/12/2067	1,350,000	GBP	235,141	0.01
GEMGARTO FRN 16/12/2067	2,200,000	GBP	2,969,606	0.06
GREAT HALL MORTGAGES FRN 18/06/2039	1,000,000	EUR	1,125,563	0.02
HADRIAN FUNDING FRN 20/05/2072	3,000,000	GBP	3,944,854	0.08
HOLMES MASTER ISSUER FRN 15/10/2072	8,000,000	GBP	10,790,780	0.23
HOLMES MASTER ISSUERFRN 15/10/2072	12,500,000	GBP	16,886,240	0.36
HOPS HILL FRN 21/06/2056	2,300,000	GBP	3,106,593	0.07
LACE FUNDING 2025 - 1 FRN 21/11/2074	5,500,000	GBP	6,550,400	0.14
LANARK MASTER ISSUER FRN 22/12/2069	4,000,000	GBP	5,390,908	0.12
LANEBROOK MTG TRANSACTION FRN 20/7/2058	3,460,000	GBP	4,659,922	0.10
LONDON WALL MORTGAGE CAPITAL FRN 15/05/2051	4,250,000	GBP	5,733,865	0.12
MOLOSSUS FRN 18/04/2061	2,000,000	GBP	2,707,820	0.06
MOLOSSUS FRN 18/04/2061 (XS2793365268)	10,000,000	GBP	12,566,916	0.27
MORTIMER BTL FRN 23/06/2053	1,750,000	GBP	1,327,186	0.03
MORTIMER BTL FRN 23/06/2053 (XS2349428164)	3,510,000	GBP	4,729,827	0.10
POLARIS 2025 - 1 FRN 26/02/2068	11,000,000	GBP	14,607,688	0.31
POLARIS 2025 - 1 FRN 26/02/2068 (XS2984149968)	3,000,000	GBP	4,048,639	0.09

添付の注記は本財務書類と不可分である。

銘柄	数量/ 額面	通貨	評価額	純資産に 占める割合 (%)
POLARIS FRN 26/02/2061	12,082,000	GBP	16,369,695	0.35
POLARIS FRN 26/02/2061 (XS2765488676)	36,924,000	GBP	35,222,033	0.75
POLARIS FRN 26/02/2061 (XS2765489211)	900,000	GBP	1,221,924	0.03
SILVERSTONE MASTER ISSUER FRN 21/01/2079	6,500,000	GBP	8,756,533	0.19
TOWD POINT MORTGAGE FUNDING 2024 FRN 20/07/2053	2,000,000	GBP	2,700,539	0.06
TOWER BRIDGE FUNDING FRN 20/05/2066	2,800,000	GBP	3,168,961	0.07
TOWER BRIDGE FUNDING FRN 20/05/2066 (XS2799471003)	1,925,000	GBP	2,600,748	0.06
TOWER BRIDGE FUNDING FRN 20/12/2063	1,300,000	GBP	374,555	0.01
TOWER BRIDGE FUNDING FRN 20/12/2063 (XS2432286461)	3,150,000	GBP	4,247,261	0.09
TWIN BRIDGES FRN 12/03/2055	4,406,000	GBP	5,955,878	0.13
TWIN BRIDGES FRN 12/09/2055	14,330,000	GBP	19,289,299	0.41
UK LOGISTICS 2024 - 2 DAC FRN 17/02/2035 (XS2945692353)	5,200,000	GBP	7,002,818	0.15
UK LOGISTICS 2024 - 2 DAC FRN 17/02/2035 (XS2945702509)	3,000,000	GBP	4,042,106	0.09
UK LOGISTICS DAC FRN 17/05/2034	14,000,000	GBP	18,905,929	0.40
UK LOGISTICS DAC FRN 17/05/2035	9,900,000	GBP	11,921,051	0.26
UK LOGISTICS FRN 17/05/2034	6,750,000	GBP	9,106,272	0.19
UK LOGISTICS FRN 17/05/2034 (XS2809141182)	2,900,000	GBP	3,920,913	0.08
UK LOGISTICS FRN 17/05/2035	19,000,000	GBP	22,933,571	0.49
UK LOGISTICS FRN 17/05/2035 (XS3028529876)	17,000,000	GBP	20,475,598	0.44
UKLOG 2024 - 2X A FRN 17/02/2035	6,700,000	GBP	9,063,899	0.19
			395,350,627	8.47
米国				
AGL CLO 37 LTD FRN 22/04/2038 (US00121MAA36)	27,500,000	USD	27,541,855	0.59
AGL CLO 37 LTD FRN 22/04/2038 (US00121MAE57)	15,000,000	USD	14,970,405	0.32
AGL CLO 6 LTD FRN 20/04/2038 (US00119VBE83)	10,000,000	USD	10,031,890	0.21
AGL CLO 6 LTD FRN 20/04/2038 (US00119VBG32)	10,000,000	USD	10,033,350	0.21
AGL CORE CLO 36 LTD FRN 23/01/2038 (US00121WAG87)	6,000,000	USD	5,972,790	0.13
AGL CORE CLO 38 FRN 20/01/2038 (US00852QAE17)	28,000,000	USD	27,963,936	0.60
AGL CORE CLO 38 FRN 20/01/2038 (US00852QAG64)	9,600,000	USD	9,494,486	0.20
APIDOS CLO FRN 21/04/2035	9,000,000	USD	9,012,267	0.19
BROADGATE FINANCING 5.098% 05/04/2035	1,515,000	GBP	1,673,986	0.04
GREAT HALL MORTGAGES FRN 18/03/2039 (XS0288628224)	300,000	GBP	285,432	0.01
			116,980,397	2.50
アセット・バック証券合計			987,674,676	21.12

添付の注記は本財務書類と不可分である。

銘柄	数量/ 額面	通貨	評価額	純資産に 占める割合 (%)
アセット・バック証券				
アイルランド				
CVC CORDATUS LOAN FUND V DAC FRN 21/09/2039	8,000,000	EUR	9,433,043	0.20
			9,433,043	0.20
アセット・バック証券合計				
			9,433,043	0.20
公認証券取引所への上場を認められている譲渡可能有価証券合計			1,007,563,079	21.54
その他の規制市場で取引されている譲渡可能有価証券				
債券				
米国				
AMERICAN TOWER TRUST 3.652% 23/03/2048	1,500,000	USD	1,474,585	0.03
SBA TOWER TRUST 2.593% 15/10/2056	12,000,000	USD	10,622,887	0.23
			12,097,472	0.26
債券合計				
			12,097,472	0.26
アセット・バック証券				
オーストラリア				
AFG 2025 - 1NC TRUST FRN 10/07/2056	27,000,000	AUD	17,973,695	0.38
AFG FRN 10/03/2055	30,000,000	AUD	8,050,578	0.17
AFG TRUST FRN 10/11/2055	14,100,000	AUD	9,439,341	0.20
FIRSTMAC MORTGAGE FUNDING TRUST FRN 17/01/2051	10,800,000	AUD	1,920,002	0.04
FIRSTMAC MORTGAGE FUNDING TRUST FRN 18/02/2056	2,600,000	AUD	1,742,432	0.04
LA TROBE FINANCIAL CAPITAL MARKET FRN 14/11/2053	6,000,000	AUD	903,066	0.02
LIBERTY SERIES 2025 - 1 FRN 25/09/2056 (AU3FN0095089)	33,000,000	AUD	21,939,418	0.47
LIBERTY SERIES 2025 - 1 FRN 25/09/2056 (AU3FN0095097)	14,000,000	AUD	9,320,715	0.20
MA MONEY PINNACLE RESIDENTIAL SEC FRN 15/04/2066	9,750,000	AUD	6,478,805	0.14
MA MONEY RESIDENTIAL SECURITITI FRN 15/11/2065	3,000,000	AUD	1,758,713	0.04
MEDALLION TRUST FRN 19/01/2056	60,000,000	AUD	24,364,074	0.52
MORTGAGE HOUSE RMBS PRIME SERIES FRN 13/05/2057 (AU3FN0093639)	50,000,000	AUD	31,982,437	0.68
MORTGAGE HOUSE RMBS PRIME SERIES FRN 13/05/2057 (AU3FN0093647)	6,500,000	AUD	4,327,905	0.09
OLYMPUS 2025 - 1 TRUST FRN 10/10/2056	10,600,000	AUD	7,046,294	0.15
ORDE SERIES 2025 - 1 TRUST FRN 11/06/2056	50,000,000	AUD	32,448,074	0.69
PEPPER RESIDENTIAL SECURITIES TRUST FRN 14/12/2064	14,000,000	AUD	2,852,981	0.06
SAPPHIRE TRUST FRN 14/03/2066	40,000,000	AUD	24,800,209	0.53
SAPPHIRE XXVI SERIES TRUST FRN 21/01/2054	7,000,000	AUD	957,627	0.02

添付の注記は本財務書類と不可分である。

銘柄	数量/ 額面	通貨	評価額	純資産に 占める割合 (%)
TRITON BOND TRUST 2025 - 1 IN RESPE FRN 12/03/2057 (AU3FN0095535)	38,000,000	AUD	25,243,677	0.54
TRITON BOND TRUST 2025 - 1 IN RESPE FRN 12/03/2057 (AU3FN0095543)	10,300,000	AUD	6,860,660	0.15
TRUSTEE FOR LION SERIES FRN 22/05/2053	6,650,000	AUD	3,985,493	0.09
			244,396,196	5.22
中国				
VENTURE CLO FRN 20/07/2030	2,000,000	USD	2,009,550	0.04
			2,009,550	0.04
フランス				
BPCE CONSUMER LOANS FRN 31/12/2042	11,900,000	EUR	14,022,767	0.30
			14,022,767	0.30
アイルランド				
AQUEDUCT EUROPEAN CLO 7 - 2022 DAC FRN 15/08/2037	23,800,000	EUR	28,014,070	0.60
AQUEDUCT EUROPEAN CLO 9 DAC FRN 15/04/2038 (XS2978810609)	18,000,000	EUR	21,251,380	0.45
AQUEDUCT EUROPEAN CLO 9 DAC FRN 15/04/2038 (XS2978810864)	12,250,000	EUR	14,417,474	0.31
AQUEDUCT EUROPEAN CLO FRN 15/07/2037	11,500,000	EUR	13,520,401	0.29
AQUEDUCT EUROPEAN CLO FRN 15/07/2037 (XS2798860206)	10,000,000	EUR	11,756,256	0.25
BERG FINANCE FRN 22/07/2033	7,300,000	EUR	1,508,313	0.03
BERG FINANCE FRN 22/07/2033 (XS2331952270)	6,000,000	EUR	1,043,892	0.02
BRUEGEL FRN 22/05/2031 (XS2346732626)	7,400,000	EUR	7,728,310	0.17
BRUEGEL FRN 22/05/2031 (XS2346732972)	2,000,000	EUR	2,076,650	0.04
CABINTEELY PARK CLO FRN 15/08/2034	13,000,000	EUR	15,273,049	0.33
CARLYLE US CLO FRN 25/04/2038	10,000,000	USD	10,014,680	0.21
CARLYLE US CLO FRN 25/04/2038	7,000,000	USD	7,021,441	0.15
CARLYLE US CLO FRN 25/04/2038	3,000,000	USD	3,021,819	0.06
CONTEGO CLO VII DAC FRN 23/01/2038	3,250,000	EUR	3,882,000	0.08
CONTEGO CLO XIV DAC FRN 15/10/2037	15,000,000	EUR	17,624,996	0.38
CONTEGO CLO XIV DAC FRN 15/10/2037 (XS3149797881)	9,300,000	EUR	10,927,498	0.23
CVC CORDATUS LOAN FUND FRN 15/05/2037	10,400,000	EUR	12,243,011	0.26
CVC CORDATUS LOAN FUND FRN 15/05/2037 (XS2774947449)	11,000,000	EUR	12,944,298	0.28
DILOSK RMBS FRN 25/01/2063	4,700,000	EUR	5,503,957	0.12
DILOSK RMBS FRN 25/01/2063 (XS2813212425)	3,000,000	EUR	3,059,140	0.07
DRYDEN CLO FRN 15/04/2035	3,675,000	EUR	4,340,198	0.09
DRYDEN CLO FRN 18/10/2034	5,350,000	EUR	6,291,264	0.13
ELM PARK FRN 15/04/2034	10,000,000	EUR	11,749,877	0.25
ELM PARK FRN 15/04/2034 (XS2325161946)	10,000,000	EUR	11,751,399	0.25
FROST CMBS DAC FRN 22/11/2026	5,200,000	EUR	5,827,981	0.12

添付の注記は本財務書類と不可分である。

銘柄	数量/ 額面	通貨	評価額	純資産に 占める割合 (%)
FROST CMBS DAC FRN 22/11/2026 (XS2402428697)	7,500,000	EUR	8,401,104	0.18
HARVEST CLO FRN 20/10/2032	2,400,000	EUR	2,818,477	0.06
HARVEST CLO XXII DAC FRN 15/01/2032	12,300,000	EUR	12,818,781	0.27
HARVEST CLO XXVII FRN 15/07/2034	20,400,000	EUR	24,003,381	0.51
HARVEST FRN 20/10/2032	22,200,000	EUR	21,410,128	0.46
HAUS EUROPEAN LOAN CONDUIT FRN 30/07/2051 (XS2372977418)	7,850,000	EUR	8,745,211	0.19
INVESCO CLO FRN 15/04/2034	6,000,000	USD	6,012,432	0.13
INVESCO CLO FRN 15/04/2034	5,500,000	USD	5,510,566	0.12
INVESCO CLO FRN 15/07/2034	9,500,000	USD	9,509,586	0.20
INVESCO CLO FRN 15/07/2034 (US46149MAQ96)	9,500,000	USD	9,519,139	0.20
INVESCO CLO FRN 15/08/2034 (XS2369271130)	4,372,000	EUR	5,146,848	0.11
INVESCO CLO FRN 22/10/2036	6,000,000	EUR	7,066,713	0.15
INVESCO CLO FRN 22/10/2036 (XS2693769536)	8,000,000	EUR	9,431,199	0.20
JUBILEE CLO 2019 - XXII FRN 20/08/2037	14,350,000	EUR	16,931,131	0.36
JUBILEE CLO 2019 - XXII FRN 20/08/2037 (XS2874155679)	15,000,000	EUR	17,809,872	0.38
JUBILEE CLO DAC FRN 25/07/2039	10,905,000	EUR	12,856,208	0.28
JUBILEE CLO FRN 25/07/2039	23,562,000	EUR	27,738,556	0.59
LAST MILE LOGISTICS FRN 17/08/2026	3,500,000	EUR	4,037,883	0.09
LAST MILE LOGISTICS FRN 17/08/2026 (XS2356454913)	3,200,000	EUR	3,693,625	0.08
LAST MILE SECURITIES FRN 17/08/2031 (XS2320420529)	7,059,000	EUR	8,303,397	0.18
LAST MILE SECURITIES FRN 17/08/2031 (XS2320420792)	18,452,000	EUR	21,686,388	0.46
LAST MILE SECURITIES FRN 17/08/2031 (XS2320420875)	3,500,000	EUR	4,118,437	0.09
LAST MILE SECURITIES FRN 17/08/2031 (XS2320421501)	6,987,000	EUR	8,209,511	0.18
OTRANTO PARK CLO DAC FRN 15/10/2039	9,257,000	EUR	10,876,973	0.23
OTRANTO PARK CLO FRN 15/10/2039 (XS3187651974)	14,400,000	EUR	16,919,997	0.36
PENTA CLO 19 FRN 15/07/2038	20,000,000	EUR	23,676,187	0.51
PENTA CLO 7 DAC FRN 25/01/2039 (XS2957487023)	10,000,000	EUR	11,766,764	0.25
PENTA CLO 7 DAC FRN 25/01/2039 (XS2957487296)	5,000,000	EUR	5,946,179	0.13
PENTA CLO 7 DAC FRN 25/01/2039 (XS2957487452)	2,800,000	EUR	3,343,498	0.07
PENTA CLO DAC FRN 15/07/2038	14,250,000	EUR	17,057,675	0.37
PENTA CLO FRN 15/01/2037	10,000,000	EUR	11,790,788	0.25
PENTA CLO FRN 15/01/2037 (XS2708719096)	8,750,000	EUR	10,284,676	0.22
PENTA CLO FRN 15/01/2037 (XS2708719849)	3,300,000	EUR	3,880,116	0.08
PENTA CLO FRN 15/07/2037	12,400,000	EUR	14,657,261	0.31
PENTA CLO FRN 15/07/2037 (XS2858657948)	5,000,000	EUR	5,924,798	0.13
RAVENSALE PARK FRN 25/04/2038 (XS3006390549)	9,000,000	EUR	10,609,017	0.23

添付の注記は本財務書類と不可分である。

銘柄	数量/ 額面	通貨	評価額	純資産に 占める割合 (%)
RAVENSALE PARK FRN 25/04/2038 (XS3006391356)	5,500,000	EUR	6,445,204	0.14
SEQUOIA LOGISTICS 2025 - 1 DAC FRN 17/02/2035 (XS2967783114)	10,000,000	EUR	11,767,623	0.25
TAURUS 2025 - 1 EU DAC FRN 17/02/2035 (XS2996746066)	7,750,000	EUR	9,124,666	0.20
TAURUS 2025 - 1 EU DAC FRN 17/02/2035 (XS2996746223)	3,500,000	EUR	4,133,606	0.09
TAURUS 2025 - 1 EU DAC FRN 17/02/2035 (XS2996746652)	2,000,000	EUR	2,353,366	0.05
TAURUS 2025 - 2 UK DAC FRN 18/02/2035 (XS3025430110)	6,250,000	GBP	8,200,567	0.18
TAURUS 2025 - 2 UK DAC FRN 18/02/2035 (XS3025430466)	4,000,000	GBP	5,239,623	0.11
TAURUS CMBS FRN 20/07/2035	6,250,000	GBP	8,415,746	0.18
TAURUS CMBS FRN 20/07/2035	2,000,000	GBP	2,691,423	0.06
TAURUS CMBS FRN 20/07/2035 (XS3053362623)	1,250,000	GBP	1,685,842	0.04
TAURUS DAC FRN 17/05/2031	3,703,000	GBP	4,966,880	0.11
TAURUS FRN 17/05/2031	19,416,000	GBP	25,936,167	0.56
TAURUS FRN 17/05/2031 (XS2303819176)	5,176,000	GBP	6,933,986	0.15
THUNDER LOGISTICS 2024 - 1 DAC FRN 17/11/2036 (XS2896261745)	4,000,000	EUR	3,361,046	0.07
THUNDER LOGISTICS 2024 - 1 DAC FRN 17/11/2036 (XS2896262552)	3,500,000	EUR	2,942,190	0.06
VITA SCIENTIA 2022 - 1 DAC FRN 27/08/2025	1,100,000	EUR	1,296,017	0.03
VITA SCIENTIA DAC FRN 27/08/2025	7,500,000	EUR	8,836,478	0.19
VITA SCIENTIA FRN 27/02/2033	3,550,000	EUR	4,168,538	0.09
			763,804,824	16.34
イタリア				
ERNA FRN 25/07/2031 (IT0005373029)	8,779,000	EUR	1,242,153	0.03
			1,242,153	0.03
ジャージー				
PIKES PEAK CLO FRN 20/10/2036	10,000,000	USD	10,078,490	0.22
PIKES PEAK CLO FRN 20/10/2036 (US720922AA14)	7,500,000	USD	7,512,287	0.16
PIKES PEAK CLO FRN 20/10/2036 (US720922AE36)	6,000,000	USD	6,020,662	0.13
VANTAGE DATA CENTERS 6.172% 28/05/2039	25,728,000	GBP	35,522,251	0.76
			59,133,690	1.27
ルクセンブルグ				
SC GERMANY FRN 14/01/2038	8,000,000	EUR	9,419,432	0.20
VANTAGE DATA CENTERS GERMANY 4.292% 28/06/2050	33,000,000	EUR	39,554,873	0.86
			48,974,305	1.06
オランダ				
CANDIDE FINANCING FRN 20/05/2057	11,500,000	EUR	13,554,183	0.29
DRYDEN CLO FRN 18/10/2034	2,500,000	EUR	2,958,417	0.06
JUBILEE CLO FRN 15/04/2035	8,000,000	EUR	9,347,452	0.20
JUBILEE CLO FRN 15/04/2035	5,500,000	EUR	6,495,127	0.14
			32,355,179	0.69

添付の注記は本財務書類と不可分である。

銘柄	数量/ 額面	通貨	評価額	純資産に 占める割合 (%)
英国				
ECONOMIC MASTER ISSUER FRN 25/04/2075	5,000,000	GBP	6,269,441	0.13
ECONOMIC MASTER ISSUER FRN 25/04/2075	4,000,000	GBP	5,365,502	0.11
ELSTREE FUNDING FRN 21 - 01 - 2065	4,500,000	GBP	6,011,979	0.13
EUROHOME UK MORTGAGES FRN 15/09/2044	3,500,000	GBP	144,973	-
GREAT HALL MORTGAGES FRN 18/03/2039 (XS0288630121)	2,750,000	EUR	3,109,873	0.07
HOPS HILL FRN 21/04/2056	10,500,000	GBP	11,649,982	0.25
HOPS HILL FRN 21/04/2056 (XS2802116561)	2,500,000	GBP	3,393,072	0.07
LANARK MASTER FRN 22/12/2069	2,000,000	GBP	1,995,390	0.04
PERMANENT MASTER ISSUER FRN 15/07/2073	21,018,000	GBP	28,396,288	0.61
POLARIS FRN 23/09/2059	18,989,000	GBP	11,754,424	0.25
POLARIS FRN 23/09/2059 (XS2673975897)	3,824,000	GBP	5,237,752	0.11
SILVERSTONE MASTER ISSUER FRN 21/01/2070	6,500,000	GBP	8,759,313	0.19
TOWER BRIDGE FUNDING FRN 20/12/2063 (XS2432286206)	9,056,000	GBP	12,213,261	0.26
TWIN BRIDGES FRN 15/05/2056	17,500,000	GBP	8,305,675	0.18
WHITE ROSE MASTER ISSUER FRN 16/04/2073	5,100,000	GBP	6,609,911	0.14
			119,216,836	2.54
米国				
1345T FRN 15/06/2030	10,175,000	USD	10,213,331	0.22
1345T FRN 15/06/2030	4,745,000	USD	4,766,073	0.10
1345T FRN 15/06/2030 (US68271CAE21)	1,000,000	USD	1,004,680	0.02
280 PARK AVENUE MORTGAGE FRN 15/09/2034	12,435,000	USD	12,332,716	0.26
280 PARK AVENUE MORTGAGE TRUST FRN 15/09/2034	8,000,000	USD	7,931,742	0.17
AGL CLO 37 LTD FRN 22/04/2038 (US00121MAG06)	10,000,000	USD	9,965,640	0.21
AGL CLO FRN 21/01/2037	5,000,000	USD	5,039,560	0.11
AGL CLO FRN 21/01/2037 (US00120WAA27)	25,000,000	USD	25,026,550	0.54
AGL CLO FRN 21/01/2037 (US00120WAE49)	8,000,000	USD	8,034,541	0.17
AGL CLO FRN 21/04/2037	4,000,000	USD	4,017,729	0.09
AGL CLO FRN 21/04/2037	4,000,000	USD	4,021,997	0.09
AGL CLO FRN 21/04/2037 (US00119BAC72)	3,000,000	USD	3,019,495	0.06
AGL CLO FRN 21/07/2037	18,000,000	USD	18,020,718	0.39
AGL CLO FRN 21/07/2037 (US00121DAC92)	7,500,000	USD	7,457,363	0.16
AGL CLO FRN 22/07/2038	4,250,000	USD	4,259,210	0.09
AGL CLO FRN 22/07/2038 (US00791YAE86)	7,925,000	USD	7,951,485	0.17
AGL CORE CLO 36 LTD FRN 23/01/2038 (US00121WAE30)	14,000,000	USD	14,016,590	0.30
AGL CORE CLO FRN 20/07/2037	20,000,000	USD	20,065,140	0.43
AGL CORE CLO FRN 20/07/2037 (US001200AL84)	12,000,000	USD	12,006,504	0.26
AGL CORE CLO FRN 20/07/2037 (US001200AN41)	20,000,000	USD	20,082,680	0.43

添付の注記は本財務書類と不可分である。

銘柄	数量/ 額面	通貨	評価額	純資産に 占める割合 (%)
ALBA FRN 25/11/2042	926,000	GBP	514,441	0.01
ALIGNED DATA CENTERS ISSUER 1.937% 15/08/2046	13,000,000	USD	12,688,463	0.27
ALLEGANY PARK CLO FRN 20/01/2035	2,000,000	USD	2,006,258	0.04
ALLEGANY PARK CLO LTD FRN 20/01/2035	1,500,000	USD	1,504,892	0.03
AMERICAN HOMES 4 RENT 6.07% 17/10/2052	7,891,000	USD	7,871,062	0.17
APIDOS CLO FRN 18/10/2031 (US03768CAS89)	3,000,000	USD	3,001,890	0.06
APIDOS CLO FRN 18/10/2031 (US03768CAU36)	4,000,000	USD	4,005,084	0.09
APIDOS CLO FRN 20/10/2038	20,000,000	USD	20,062,580	0.43
APIDOS CLO FRN 22/10/2034	6,200,000	USD	6,216,492	0.13
APIDOS CLO FRN 22/10/2034	4,000,000	USD	4,018,852	0.09
APIDOS CLO LI LTD FRN 20/01/2038 (US03771JAE91)	11,000,000	USD	11,045,250	0.24
APIDOS CLO LI LTD FRN 20/01/2038 (US03771JAG40)	10,000,000	USD	10,020,189	0.21
APIDOS CLO LIII FRN 20/07/2038	10,000,000	USD	10,031,840	0.21
APIDOS CLO LIII FRN 20/07/2038 (US03771EAG52)	9,500,000	USD	9,531,692	0.20
APIDOS CLO LIV FRN 20/10/2038	15,000,000	USD	15,048,915	0.32
APIDOS CLO XLIII FRN 25/07/2038	26,250,000	USD	26,375,727	0.56
APIDOS CLO XLIII FRN 25/07/2038	4,000,000	USD	4,013,447	0.09
APIDOS CLO XLIII FRN 25/07/2038 (US03769UAQ13)	2,000,000	USD	2,006,996	0.04
APIDOS CLO XLVIII FRN 25/07/2037	17,000,000	USD	17,080,345	0.37
APIDOS CLO XLVIII FRN 25/07/2037 (US03770WAG69)	3,650,000	USD	3,668,758	0.08
APIDOS CLO XXIII FRN 15/04/2033 (US03765YBJ29)	8,600,000	USD	8,554,291	0.18
APIDOS CLO XXIII FRN 15/04/2033 (US03765YBL74)	15,000,000	USD	15,026,790	0.32
APIDOS CLO XXXI FRN 15/04/2031	18,000,000	USD	18,029,250	0.39
APIDOS CLO XXXI FRN 15/04/2031 (US03767VAL27)	8,300,000	USD	8,316,998	0.18
APIDOS CLO XXXI FRN 15/04/2031 (US03767VAN82)	8,550,000	USD	8,562,004	0.18
APIDOS CLO XXXII FRN 20/01/2033	12,000,000	USD	11,961,804	0.26
APIDOS CLO XXXIX FRN 21/04/2035	12,500,000	USD	12,499,513	0.27
APIDOS CLO XXXVII FRN 22/10/2034	7,750,000	USD	7,769,344	0.17
ARES LXXV CLO FRN 15/01/2037 (US039948AE49)	10,000,000	USD	10,031,270	0.21
ARES LXXV CLO FRN 15/01/2037 (US039948AG96)	10,000,000	USD	10,026,350	0.21
AVENTURA MALL TRUST 4.1123% VRN 05/07/2040 (US05359AAA16)	11,150,000	USD	11,017,057	0.24
AVENTURA MALL TRUST 4.1123% VRN 05/07/2040 (US05359AAE38)	3,710,000	USD	3,633,932	0.08
AVENUE OF THE AMERICAS 5.6896% 13/10/2037	8,000,000	USD	5,657,301	0.12
BAIN CAPITAL CREDIT CLO 2020 - 3 FRN 23/10/2034	8,500,000	USD	8,483,519	0.18
BAIN CAPITAL CREDIT CLO 2021 - 1 FRN 18/04/2034	5,000,000	USD	4,941,680	0.11
BAIN CAPITAL CREDIT CLO 2021 - 5 FRN 23/10/2034 (US05682EAS28)	7,500,000	USD	7,516,178	0.16

添付の注記は本財務書類と不可分である。

銘柄	数量/ 額面	通貨	評価額	純資産に 占める割合 (%)
BAIN CAPITAL CREDIT CLO 2021 - 5 FRN 23/10/2034 (US05682EAU73)	13,750,000	USD	13,782,931	0.29
BAIN CAPITAL CREDIT CLO 2022 - 4 FRN 16/10/2037	10,000,000	USD	10,034,342	0.21
BARCLAYS COMMERCIAL MORTGAGE FRN 15/03/2037	5,017,000	USD	4,676,711	0.10
BAYSWATER PARK CLO FRN 20/01/2037	35,000,000	USD	35,127,200	0.75
BAYSWATER PARK CLO FRN 20/01/2037 (US072929AE27)	10,000,000	USD	10,047,863	0.22
BAYSWATER PARK CLO FRN 20/01/2037 (US072929AG74)	5,000,000	USD	5,039,462	0.11
BBCMS 2018 TALL MORTGAGE TRUST FRN 15/03/2037	5,080,000	USD	4,711,523	0.10
BENEFIT STREET PARTNERS CLO FRN 25/07/2038	5,000,000	USD	5,014,730	0.11
BENEFIT STREET PARTNERS CLO XL LTD FRN 25/07/2038	10,150,000	USD	10,171,153	0.22
BENEFIT STREET PARTNERS CLO XL LTD FRN 25/07/2038	10,000,000	USD	10,015,270	0.21
BF NYT MORTGAGE TRUST FRN 15/11/2035 (US62954PAJ930)	4,400,000	USD	4,287,444	0.09
BFLD COMMERCIAL MORTGAGE 5.1601% VRN 10/10/2042	2,100,000	USD	2,094,848	0.04
BFLD COMMERCIAL MORTGAGE 4.6742% VRN 10/10/2042	8,000,000	USD	7,982,438	0.17
BOYCE PARK CLO FRN 21/04/2035	10,250,000	USD	10,266,433	0.22
BWAY MORTGAGE TRUST 3.4543% 10/03/2033	7,000,000	USD	6,446,328	0.14
BX COMMERCIAL MORTGAGE 5.5937% VRN 13/08/2041	13,000,000	USD	13,225,991	0.28
BX COMMERCIAL MORTGAGE 6.0958% VRN 13/08/2041 (US05613GAC69)	22,000,000	USD	22,313,383	0.48
BX COMMERCIAL MORTGAGE 6.847% VRN 13/08/2041 (US05613GAE26)	16,000,000	USD	16,418,896	0.35
BX TRUST 2025 - LIFE 5.8836% VRN 13/06/2047	21,500,000	USD	22,214,398	0.48
BX TRUST 5.76% 13/10/2027	17,165,455	USD	17,306,747	0.37
BX TRUST 6.3% 13/10/2027	3,000,000	USD	3,024,934	0.06
BX TRUST 6.79% 13/10/2027	1,000,000	USD	985,617	0.02
BXP TRUST 3.379% 13/06/2039	16,120,000	USD	15,749,867	0.34
CHASE HOME LENDING MORTGAGE 5.5% VRN 25/02/2056	43,000,000	USD	39,594,769	0.86
CHASE HOME LENDING MORTGAGE 5.5% VRN 25/07/2056	37,398,400	USD	37,760,696	0.82
CHASE HOME LENDING MORTGAGE 6% VRN 25/10/2055	16,500,000	USD	15,845,475	0.34
CHASE HOME LENDING MORTGAGE TR 6% VRN 25/10/2055	7,000,000	USD	5,036,129	0.11
CHASE HOME LENDING MORTGAGE TR 6% VRN 25/11/2055 (US16160TAD00)	34,700,000	USD	29,978,437	0.64
CHASE HOME LENDING MORTGAGE TR 6% VRN 25/11/2055 (US161919AD70)	39,000,000	USD	32,175,046	0.69
CHASE HOME LENDING MORTGAGE TR 6% VRN 25/12/2055	38,500,000	USD	34,803,119	0.74

添付の注記は本財務書類と不可分である。

銘柄	数量/ 額面	通貨	評価額	純資産に 占める割合 (%)
CHASE HOME LENDING MORTGAGE TRUST FRN 25/06/2056	8,000,000	USD	7,889,587	0.17
CIMNL 2.09% 20/07/2051	2,400,000	USD	2,123,075	0.05
COMM 2018 HOME MORTGAGE TRUST 3.815% VRN 10/04/2033	2,000,000	USD	1,960,958	0.04
COMM 2018 - HOME MORTGAGE T 3.9422% VRN 10/04/2033	8,000,000	USD	7,716,207	0.17
COMM MORTGAGE TRUST 3.815% VRN 10/04/2033	6,700,000	USD	6,135,286	0.13
CONNECTICUT AVENUE SECURITIES FRN 25/01/2044	3,500,000	USD	1,846,022	0.04
CONNECTICUT AVENUE SECURITIES FRN 25/07/2044	1,950,000	USD	775,195	0.02
CONNECTICUT AVENUE SECURITIES FRN 25/07/2044 (US20754XAA19)	4,250,000	USD	3,980,250	0.09
CONNECTICUT AVENUE SECURITIES FRN 25/12/2041	3,000,000	USD	448,232	0.01
CONNECTICUT AVENUE SECURITIES TRU FRN 25/02/2045 (US20754TAB89)	4,250,000	USD	4,136,543	0.09
CONNECTICUT AVENUE SECURITIES TRU FRN 25/02/2045 (US20754TAC62)	7,400,000	USD	5,670,265	0.12
CONNECTICUT AVENUE SECURITIES TRUST FRN 25/09/2043	4,000,000	USD	1,798,620	0.04
CONNECTICUT AVENUE SECURITIES TRUST FRN 25/06/2043	5,000,000	USD	2,492,545	0.05
COOK PARK FRN 17/04/2030	11,500,000	USD	11,508,280	0.25
DRYDEN 113 CLO FRN 15/10/2037	7,600,000	USD	7,625,253	0.16
FANNIE MAE REMICS FRN 25/03/2055	30,000,000	USD	27,264,854	0.58
FANNIE MAE REMICS FRN 25/05/2054	45,034,424	USD	37,571,885	0.80
FANNIE MAE REMICS FRN 25/09/2054	33,249,327	USD	24,103,217	0.52
FLATIRON CLO 25 FRN 17/10/2037	8,800,000	USD	8,811,150	0.19
FLATIRON CLO 25 FRN 17/10/2037 (US33883XAC48)	15,000,000	USD	15,036,285	0.32
FLATIRON RR CLO 30 FRN 15/04/2038 (US33882MAE57)	14,000,000	USD	14,044,968	0.30
FLATIRON RR CLO 30 FRN 15/04/2038 (US33882MAG06)	14,000,000	USD	14,018,326	0.30
FLEXENTIAL ISSUER 3.25% 27/11/2051	3,750,000	USD	3,643,196	0.08
FREDDIE MAC REMICS FRN 25/01/2055	25,000,000	USD	21,406,313	0.46
FREDDIE MAC REMICS FRN 25/02/2055 (US3137HJGH47)	25,000,000	USD	21,545,578	0.46
FREDDIE MAC REMICS FRN 25/02/2055 (US3137HJJ991)	40,000,000	USD	33,392,856	0.71
FREDDIE MAC REMICS FRN 25/03/2055	40,000,000	USD	36,666,918	0.78
FREDDIE MAC REMICS FRN 25/03/2055	29,500,000	USD	26,817,027	0.57
FREDDIE MAC REMICS FRN 25/04/2055	50,000,000	USD	48,906,760	1.06

添付の注記は本財務書類と不可分である。

銘柄	数量/ 額面	通貨	評価額	純資産に 占める割合 (%)
FREDDIE MAC REMICS FRN 25/05/2055	27,700,000	USD	26,050,399	0.56
FREDDIE MAC REMICS FRN 25/06/2055	50,000,000	USD	47,902,268	1.04
FREDDIE MAC STACR REMIC FRN 25/05/2045	1,500,000	USD	1,280,400	0.03
FREDDIE MAC STACR REMIC TRUST 202 FRN 25/01/2045	6,250,000	USD	4,145,381	0.09
FREDDIE MAC STRUCTURED AGENCY FRN 25/02/2042	17,925,000	USD	3,562,223	0.08
HERO FUNDING TRUST 4.07% 20/09/2048	1,000,000	USD	156,542	-
HERO FUNDING TRUST 4.67% 20/09/2048	2,000,000	USD	363,443	0.01
HOME PARTNERS OF AMERICA 2.402% 17/12/2026	4,000,000	USD	3,722,207	0.08
HOOK PARK CLO FRN 24/07/2038	7,000,000	USD	7,012,999	0.15
HOOK PARK CLO FRN 24/07/2038	4,250,000	USD	4,258,296	0.09
HPS LOAN MANAGEMENT 15 - 2019 LTD FRN 22/01/2035	9,040,000	USD	9,056,525	0.19
HPS LOAN MANAGEMENT 2023 - 17 FRN 23/04/2038 (US44328HAX35)	12,000,000	USD	12,046,025	0.26
HPS LOAN MANAGEMENT 2023 - 17 FRN 23/04/2038 (US44328HAZ82)	10,000,000	USD	10,025,011	0.21
HPS LOAN MANAGEMENT FRN 22/01/2035	7,500,000	USD	7,502,790	0.16
HPS LOAN MANAGEMENT FRN 25/07/2037	20,000,000	USD	20,093,620	0.43
HPS LOAN MANAGEMENT FRN 25/07/2037 (US40443WAE03)	14,000,000	USD	14,009,324	0.30
HPS LOAN MANAGEMENT FRN 26/07/2038	7,300,000	USD	7,323,805	0.16
HPS LOAN MANAGEMENT FRN 26/07/2038 (US442918AC27)	7,000,000	USD	7,021,903	0.15
HUDSON YARDS 2016 - 10HY MO 2.976633% VRN10/08/2038	8,250,000	USD	8,094,296	0.17
HUDSON YARDS 3.075% VRN 10/08/2038	11,254,017	USD	11,005,854	0.24
HUDSON YARDS MORTGAGE 2.835% 10/08/2038	14,915,000	USD	14,659,030	0.31
HUDSON YARDS MORTGAGE 3.228% 10/07/2039	25,435,000	USD	24,192,556	0.52
HUDSON YARDS MORTGAGE 3.38% VRN 10/07/2039	1,500,000	USD	1,418,656	0.03
IP 2025 - IP MORTGAGE TRUST 5.2495% VRN 10/06/2042	27,500,000	USD	28,015,859	0.60
IP MORTGAGE TRUST 5.5405% VRN 10/06/2042	7,500,000	USD	7,641,841	0.16
IP MORTGAGE TRUST 5.8311% VRN 10/06/2042	4,500,000	USD	4,585,783	0.10
J.P. MORGAN CHASE COMMERC 2.8541% VRN 06/09/2038	2,510,000	USD	2,463,757	0.05
JP MORGAN CHASE COMMERCIAL 2.8541% VRN 06/10/2038	28,638,000	USD	28,165,238	0.60
MORGAN STANLEY CAPITAL TRUST 2.8098% 09/11/2031	7,500,000	USD	6,203,765	0.13
MORGAN STANLEY CAPITAL TRUST 2.8098% 09/11/2031 (US61773PAE16)	8,700,000	USD	7,486,661	0.16
NAVIENT STUDENT LOAN TRUST 3.5% 15/12/2044	1,000,000	USD	978,333	0.02

添付の注記は本財務書類と不可分である。

銘柄	数量/ 額面	通貨	評価額	純資産に 占める割合 (%)
NEUBERGER BERMAN CLO FRN 24/07/2037	12,000,000	USD	12,048,900	0.26
NEUBERGER BERMAN CLO FRN 24/07/2037 (US64135TAG58)	14,500,000	USD	14,573,791	0.31
NEUBERGER BERMAN LOAN ADVISERS CL FRN 23/01/2039	10,000,000	USD	9,952,790	0.21
NEUBERGER BERMAN LOAN ADVISERS FRN 23/10/2036	13,900,000	USD	13,920,826	0.30
NEUBERGER BERMAN LOAN ADVISERS FRN 23/10/2036 (US64135BAQ23)	11,750,000	USD	11,761,902	0.25
NEUBERGER BERMAN LOAN ADVISERS FRN 26/04/2036	6,500,000	USD	6,508,645	0.14
NEUBERGER BERMAN LOAN ADVISERS FRN 26/04/2036 (US64134GAS84)	7,500,000	USD	7,518,143	0.16
NEUBERGER BERMAN LOAN ADVISERS NB FRN 24/10/2037	6,000,000	USD	6,024,256	0.13
NEUBERGER BERMAN LOAN ADVISERS NB FRN 24/10/2037	4,750,000	USD	4,765,092	0.10
NYC COMMERCIAL MORTGAGE TRUST 3.142% 10/04/2031	10,412,000	USD	8,791,453	0.19
NYC COMMERCIAL MORTGAGE TRUST 3.2055% 10/04/2031	10,000,000	USD	8,096,508	0.17
NYT MORTGAGE TRUST FRN 15/11/2035	7,855,000	USD	7,730,648	0.17
NYT MORTGAGE TRUST FRN 15/11/2035 (US62954PAA84)	7,500,000	USD	7,436,069	0.16
OCTAGON INVESTMENT PARTNERS FRN 15/07/2030 (US67590YAQ35)	3,000,000	USD	3,004,851	0.06
PARK AVENUE MORTGAGE FRN 15/09/2034	7,182,000	USD	7,131,399	0.15
PEEBLES PARK FRN 21/04/2037	7,530,000	USD	7,573,004	0.16
PIKES PEAK CLO 12 FRN 20/04/2038	6,000,000	USD	6,019,440	0.13
PIKES PEAK CLO 18 FRN 20/04/2038	8,700,000	USD	8,727,135	0.19
PIKES PEAK CLO 4 FRN 15/07/2034	4,750,000	USD	4,762,588	0.10
PIKES PEAK CLO FRN 25/07/2037	20,000,000	USD	20,096,996	0.43
PIKES PEAK CLO FRN 25/07/2037 (US72132EAC30)	4,000,000	USD	4,014,922	0.09
PIKES PEAK CLO FRN 25/07/2037 (US72132EAG44)	5,000,000	USD	5,027,395	0.11
PIKES PEAK FRN 20/10/2037	5,350,000	USD	5,369,479	0.11
PPM CLO 8 FRN 20/04/2038 (US69382DAE40)	11,500,000	USD	11,514,456	0.25
PPM CLO 8 FRN 20/04/2038 (US69382DAG97)	10,000,000	USD	10,013,070	0.21
PROGRESS RESIDENTIAL 1.51% 17/10/2038	1,387,000	USD	1,329,326	0.03
PROGRESS RESIDENTIAL 2.262% 17/11/2040	11,500,000	USD	10,730,030	0.23
PROGRESS RESIDENTIAL 2.722% 17/12/2040	15,791,000	USD	12,536,094	0.27
PROGRESS RESIDENTIAL 2.732% 17/01/2039	8,560,000	USD	8,101,858	0.17
PROGRESS RESIDENTIAL 2022 - SFR3 T 3.6% 17/04/2039	2,500,000	USD	2,454,334	0.05
PROGRESS RESIDENTIAL 3.107% 17/02/2041	4,337,000	USD	4,117,882	0.09

添付の注記は本財務書類と不可分である。

銘柄	数量/ 額面	通貨	評価額	純資産に 占める割合 (%)
PROGRESS RESIDENTIAL 3.75% 17/04/2039	4,000,000	USD	3,921,501	0.08
PROGRESS RESIDENTIAL 4.5% 17/10/2028	3,000,000	USD	2,959,927	0.06
PROGRESS RESIDENTIAL 4.5% 17/10/2028 (US74331GAA76)	29,500,000	USD	29,395,639	0.63
PROGRESS RESIDENTIAL 4.5% 17/10/2028 (US74331GAC33)	1,000,000	USD	992,841	0.02
PROGRESS RESIDENTIAL 4.888% 17/05/2041	6,255,000	USD	6,222,281	0.13
PROGRESS RESIDENTIAL TRUST 1.524% 17/07/2038	2,833,710	USD	2,769,461	0.06
PROGRESS RESIDENTIAL TRUST 1.658% 16/07/2026	3,500,000	USD	3,442,598	0.07
PROGRESS RESIDENTIAL TRUST 1.808% 16/07/2026	1,750,000	USD	1,717,945	0.04
PROGRESS RESIDENTIAL TRUST 1.855% 17/07/2038	4,250,000	USD	4,170,383	0.09
PROGRESS RESIDENTIAL TRUST 2.225% 17/07/2038	1,000,000	USD	982,876	0.02
PROGRESS RESIDENTIAL TRUST 2.362% 17/11/2040	3,250,000	USD	3,028,602	0.06
SABEY DATA CENTER ISSUER 1.881% 20/06/2046	6,000,000	USD	5,865,794	0.13
SLM PRIVATE CREDIT STUDENT TRUST FRN 15/09/2033	5,747,000	USD	2,856,945	0.06
SLM PRIVATE LOAN FRN 16/12/2041	9,891,000	USD	1,911,807	0.04
SLM PRIVATE LOAN TRUST FRN 15/06/2039	69,795,000	USD	16,192,241	0.35
SLM STUDENT LOAN TRUST FRN 15/12/2038	22,456,000	USD	6,499,458	0.14
TEXAS COMMERCIAL MORTGAGE TRUST 2 FRN 15/04/2042 (US88231WAA36)	9,750,000	USD	9,736,855	0.21
TEXAS COMMERCIAL MORTGAGE TRUST 2 FRN 15/04/2042 (US88231WAC91)	9,000,000	USD	8,969,986	0.19
VANTAGE DATA CENTERS 1.992% 15/09/2045	1,000,000	USD	947,297	0.02
VANTAGE DATA CENTERS 2.165% 15/10/2046	13,000,000	USD	12,658,062	0.27
VERDE CLO FRN 15/04/2032	10,000,000	USD	10,013,690	0.21
VNDO TRUST 3.805% 10/01/2035	8,714,500	USD	8,618,317	0.18
WELLS FARGO COMMERCIAL MORTGAGE FRN 15/08/2042	5,000,000	USD	4,995,908	0.11
WELLS FARGO COMMERCIAL MORTGAGE FRN 15/08/2042 (US95004NAC92)	3,045,000	USD	3,041,572	0.07
WHETSTONE PARK CLO FRN 20/01/2035	12,500,000	USD	12,518,488	0.27
WHETSTONE PARK CLO FRN 20/01/2035 (US96329YAC12)	5,500,000	USD	5,518,755	0.12
WHETSTONE PARK CLO FRN 20/01/2035 (US96329YAG26)	3,000,000	USD	3,011,829	0.06
アセット・バック証券合計			2,122,501,159	45.44
			3,407,656,659	72.93
その他の規制市場で取引されている譲渡可能有価証券合計			3,419,754,131	73.19

添付の注記は本財務書類と不可分である。

銘柄	数量/ 額面	通貨	評価額	純資産に 占める割合 (%)
投資信託 / 投資法人				
アイルランド				
HSBC US DOLLAR ESG LIQUIDITY FUND Y INC	57,182,788	USD	57,182,787	1.23
			57,182,787	1.23
投資信託 / 投資法人合計				
			57,182,787	1.23
その他の譲渡可能有価証券				
アセット・バック証券				
オーストラリア				
BLUESTONE PRIME TRUST FRN 14/07/2065	7,570,000	AUD	5,065,731	0.11
FIRSTMAC MORTGAGE FUNDING TRUST FRN 12/06/2055	10,000,000	AUD	3,732,567	0.08
FIRSTMAC MORTGAGE FUNDING TRUST FRN 12/06/2055	8,000,000	AUD	2,991,184	0.06
LA TROBE FINANCIAL CAPITAL MARKET FRN 14/05/2055	6,000,000	AUD	2,199,568	0.05
LA TROBE FINANCIAL CAPITAL MARKET FRN 14/07/2054	5,000,000	AUD	1,317,069	0.03
LA TROBE FINANCIAL CAPITAL MARKET FRN 15/08/2055	16,600,000	AUD	7,916,925	0.17
LA TROBE FINANCIAL CAPITAL MARKET FRN 15/08/2055 (AU3FN0087045)	45,000,000	AUD	21,429,592	0.46
LIBERTY SERIES FRN 25/06/2054	2,500,000	AUD	1,385,600	0.03
MA MONEY RESIDENTIAL SECURITISATI FRN 15/08/2066	7,200,000	AUD	4,803,579	0.10
MORTGAGE HOUSE RMBS FRN 15/03/2056	4,000,000	AUD	2,679,922	0.06
NATIONAL RMBS TRUST FRN 20/12/2055	21,000,000	AUD	14,129,713	0.30
OLYMPUS FRN 10/07/2056	5,500,000	AUD	3,681,393	0.08
PEPPER RESIDENTIAL SECURITIES TRUST FRN 16/07/2065	14,000,000	AUD	5,166,100	0.11
PROGRESS TRUST FRN 10/09/2055	8,723,000	AUD	5,857,478	0.13
PROGRESS TRUST FRN 12/07/2054	5,000,000	AUD	3,383,205	0.07
PROGRESS TRUST FRN 17/07/2056	6,900,000	AUD	4,616,234	0.10
PUMA FRN 23/09/2055	20,600,000	AUD	8,955,029	0.19
RESIMAC BASTILLE TRUST SERIES FRN 13/09/2055	10,000,000	AUD	3,931,000	0.08
RESIMAC PREMIER FRN 12/01/2054	25,400,000	AUD	9,130,383	0.20
RESIMAC PREMIER SERIES FRN 12/09/2056	6,000,000	AUD	4,016,264	0.09
TRITON BOND TRUST FRN 09/08/2054	3,500,000	AUD	1,989,868	0.04
TRITON BOND TRUST FRN 11/02/2056	12,500,000	AUD	8,358,186	0.18
TRITON BOND TRUST FRN 17/05/2056	12,500,000	AUD	8,376,081	0.18
TRUSTEE FOR MORTGAGE HOUSE CAPITAL FRN 15/11/2066	9,000,000	AUD	6,025,768	0.13
			141,138,439	3.03

添付の注記は本財務書類と不可分である。

銘柄	数量/ 額面	通貨	評価額	純資産に 占める割合 (%)
アイルランド				
ATOM MORTGAGE SECURITIES FRN 22/07/2031	5,904,000	GBP	6,160,720	0.13
ATOM MORTGAGE SECURITIES FRN 22/07/2031 (XS2373055826)	6,809,000	GBP	7,004,116	0.15
DILLIONS PARK FRN 15/10/2034	5,000,000	EUR	5,922,536	0.13
DILLIONS PARK FRN 15/10/2034 (XS2388462934)	9,900,000	EUR	11,700,428	0.25
TAURUS CMBS FRN 17/08/2031 (XS2368104613)	10,348,000	GBP	8,243,214	0.18
			39,031,014	0.84
オランダ				
DRYDEN CLO FRN 15/04/2034 (XS2318619124)	9,880,000	EUR	11,632,904	0.25
			11,632,904	0.25
英国				
FINSBURY SQUARE FRN 16/12/2067 (XS2352501105)	5,500,000	GBP	7,419,555	0.16
PERMANENT MASTER ISSUER FRN 15/07/2073	10,000,000	GBP	13,490,575	0.29
			20,910,130	0.45
米国				
BXP TRUST 3.4248% VRN 13/06/2039	20,673,000	USD	20,006,337	0.43
BXP TRUST 3.539% VRN 13/06/2039	4,300,000	USD	4,187,663	0.09
PROGRESS RESIDENTIAL 4.451% 20/07/2039	1,000,000	USD	994,110	0.02
			25,188,110	0.54
アセット・バック証券合計			237,900,597	5.11
その他の譲渡可能有価証券合計			237,900,597	5.11
短期金融商品				
米国財務省短期証券				
米国				
UNITED STATES TREASURY BILL 0% 02/10/2025	10,000,000	USD	9,998,885	0.21
			9,998,885	0.21
米国財務省短期証券合計			9,998,885	0.21
短期金融市場商品合計			9,998,885	0.21
投資有価証券合計			4,732,399,479	101.28
その他の純負債			(59,664,446)	(1.28)
純資産合計			4,672,735,033	100.00

添付の注記は本財務書類と不可分である。

デリバティブ明細表

2025年9月30日現在

外国為替先渡取引

購入 通貨	交換金額	決済日 (日/月/年)	売却 通貨	約定金額	契約相手方	未実現 (損)/益 (サブ・ファンド 通貨建)
グローバル・インベストメント・グレード・セキュリタイズド・クレジット・ボンド						
AUD	124,508,663	31/10/2025	USD	(82,216,151)	HSBC Bank	336,899
EUR	2,020,642	31/10/2025	USD	(2,364,142)	HSBC Bank	14,285
GBP	458,530	31/10/2025	USD	(615,563)	HSBC Bank	1,832
PY	11,763,349	31/10/2025	USD	(78,990)	HSBC Bank	905
SGD	16,029	31/10/2025	USD	(12,445)	HSBC Bank	17
USD	14,178	31/10/2025	CNH	(100,589)	HSBC Bank	44
USD	1,648,359	31/10/2025	EUR	(1,394,309)	HSBC Bank	7,166
USD	610,457	31/10/2025	GBP	(451,260)	HSBC Bank	2,852
USD	4,423	31/10/2025	SGD	(5,662)	HSBC Bank	20
					USD	364,020
CNH	342,890,407	31/10/2025	USD	(48,327,335)	HSBC Bank	(145,667)
EUR	82,720,943	31/10/2025	USD	(97,846,212)	HSBC Bank	(478,257)
GBP	957,938,052	31/10/2025	USD	(1,294,061,508)	HSBC Bank	(4,232,688)
JPY	3,206,121,618	31/10/2025	USD	(21,809,253)	HSBC Bank	(33,722)
SGD	148,857,846	31/10/2025	USD	(116,357,261)	HSBC Bank	(625,540)
USD	408,645,911	31/10/2025	AUD	(619,000,000)	BNP Paribas	(1,770,010)
USD	55,401	31/10/2025	AUD	(83,827)	HSBC Bank	(179)
USD	190,185	31/10/2025	EUR	(162,476)	HSBC Bank	(1,059)
USD	1,175,737,186	31/10/2025	EUR	(999,000,000)	Crédit Agricole	(151,101)
USD	675,235,933	31/10/2025	GBP	(502,000,000)	J.P.Morgan	(688,848)
USD	411,725	31/10/2025	GBP	(306,644)	HSBC Bank	(1,160)
USD	1,741	31/10/2025	SGD	(2,246)	HSBC Bank	(5)
CHF	1,525,152	31/10/2025	USD	(1,934,205)	HSBC Bank	(10,627)
					USD	(8,138,863)

スワップ契約

クレジット・デフォルト・スワップ

契約相手方	通貨	満期日 (日/月/年)	約定金額 (サブ・ファンド 通貨建)	原資産の 名称	原資産のISIN/ ブル・ムバ・グ・ ティッカ・	名目元本 (純額)	未実現 (損)/益 (サブ・ファンド 通貨建)
グロ - パル・インベストメント・グレ - ド・セキュリタイズド・クレジット・ボンド							
Barclays	EUR	20/12/2030		iTraxx Europe - Crossover Series 44	21667KMH8	20,000	(56)
Goldman Sachs	USD	20/12/2030		CDX.NA.HY - Series 45	2165BRAD5	20,000	-
						USD	(56)

2【外国投資法人の現況】

【純資産額計算書】

(HSBC グローバル・インベストメント・ファンド - グローバル・インベストメント・グレード・セキュリ
 タイズド・クレジット・ボンド)

(2025年10月末日現在)

	米ドル (d.およびe.を除く。)	千円 (d.およびe.を除く。)
a. 資産総額	5,058,803,257	779,561,582
b. 負債総額	224,431,768	34,584,935
c. 純資産価額 (a. - b.)	4,834,371,489	744,976,646
d. 発行済口数		
(クラスAC投資証券)	13,782,441.862口	
(クラスAM2投資証券)	82,917,561.969口	
e. 1口当たり純資産価格		
(クラスAC投資証券)	12.30米ドル	1,895円
(クラスAM2投資証券)	9.15米ドル	1,410円

(注) HSBC グローバル・インベストメント・ファンド - グローバル・インベストメント・グレード・セキュリタイズド・クレジット・ボンドのクラスAC投資証券およびクラスAM2投資証券は、2018年5月29日に運用を開始した。

第6【販売及び買戻しの実績】

(HSBC グローバル・インベストメント・ファンド - グローバル・インベストメント・グレード・セキュリティ・クレジット・ボンド)

計算期間		販売口数	買戻し口数	発行済口数
2019年3月末日に 終了する会計年度	クラスAC投資証券	100.000 (-)	- (-)	100.000 (-)
	クラスAM2投資証券	190,173.453 (-)	- (-)	190,173.453 (-)
2020年3月末日に 終了する会計年度	クラスAC投資証券	4,821.601 (-)	- (-)	4,921.601 (-)
	クラスAM2投資証券	875,540.867 (-)	163,023.503 (-)	901,857.807 (-)
2021年3月末日に 終了する会計年度	クラスAC投資証券	9,499.383 (-)	4,821.601 (-)	9,599.383 (-)
	クラスAM2投資証券	20,296.953 (-)	587,531.390 (-)	325,623.370 (-)
2022年3月末日に 終了する会計年度	クラスAC投資証券	9,474.183 (-)	100.000 (-)	18,973.566 (-)
	クラスAM2投資証券	2.395 (-)	63,747.217 (-)	261,878.548 (-)
2023年3月末日に 終了する 会計年度	クラスAC投資証券	24,215.726 (-)	14,321.609 (-)	28,867.683 (-)
	クラスAM2投資証券	970,956.177 (-)	44,667.486 (-)	1,356,329.973 (-)
2024年3月末日に 終了する 会計年度	クラスAC投資証券	45,549.298 (-)	1,407.510 (-)	73,009.471 (-)
	クラスAM2投資証券	43,842,564.184 (-)	15,033,274.611 (-)	38,541,520.122 (-)
2025年3月末日に 終了する 会計年度	クラスAC投資証券	8,197,090.035 (-)	120,658.474 (-)	8,219,742.140 (-)
	クラスAM2投資証券	123,125,608.198 (-)	49,682,333.676 (-)	107,123,069.460 (-)

(注1) ()内の数字は本邦内における販売、買戻しおよび発行済口数である。

(注2) スイッチングに係る投資証券については、販売口数および買戻し口数には含まれていない。

(注3) HSBC グローバル・インベストメント・ファンド - グローバル・インベストメント・グレード・セキュリティ・クレジット・ボンドのクラスAC投資証券およびクラスAM2投資証券は、2018年5月29日に運用を開始した。

(注4) 上記の数値は、端数処理の違いにより、財務書類の数値と異なる場合がある。

2025年10月末日前1年間における販売および買戻しの実績ならびに2025年10月末日現在の発行済口数は以下のとおりである。

期間		販売口数	買戻し口数	発行済口数
2024年11月1日から 2025年10月30日	クラスAC投資証券	9,321,547.168 (-)	618,394.520 (-)	13,782,441.862 (-)
	クラスAM2投資証券	87,659,786.388 (-)	57,712,817.696 (-)	82,917,561.969 (-)

(注1) ()内の数字は本邦内における販売、買戻しおよび発行済口数である。

(注2) スイッチングに係る投資証券については、販売口数および買戻し口数には含まれていない。

(注3) 上記の数値は、端数処理の違いにより、財務書類の数値と異なる場合がある。

第四部【特別情報】

第1【投資法人制度の概要】

. 定	義
1915年法	商事会社に関する1915年8月10日法(改正済)
1993年法	金融セクターに関する1993年4月5日法(改正済)
2002年法	2012年7月1日発効の投資信託に関する2002年12月20日法(改正済)(2010年法が継承)
2004年法	リスク資本に投資する投資法人(以下「SICAR」という。)に関する2004年6月15日法(改正済)
2007年法	専門投資信託に関する2007年2月13日法(改正済)
2010年法	投資信託に関する2010年12月17日法(改正済)
2013年法	オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日法(改正済)
2016年法	リザーブド・オルタナティブ投資ファンドに関する2016年7月23日法(改正済)
AIF	2013年法第1条第39項に定めるオルタナティブ投資ファンド
AIFM	2013年法第1条第46項に定めるオルタナティブ投資ファンド運用会社
AIFMD指令	2003/41/ECおよび指令2009/65/ECならびに規則(EC)No.1060/2009および規則(EU)No.1095/2010を改正する、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2011年6月8日付欧州議会および欧州理事会指令2011/61/EU(改正済)
AIFMR	適用除外、一般的な運用条件、保管受託銀行、レバレッジ、透明性および監督に関する欧州議会および欧州理事会指令2011/61/EUを補足する2012年12月19日付委員会委任規則(EU)No.231/2013
ベンチマーク規則	指令2008/48/ECおよび指令2014/17/EUならびに規則(EU)No.596/2014を改正する、金融商品および金融契約のベンチマークとしてまたは投資ファンドのパフォーマンスを測定するために用いられる指数に関する2016年6月8日付欧州議会および欧州理事会規則(EU)2016/1011(改正済)
CESR	欧州証券市場監督局(ESMA)によって代替された欧州証券規制委員会
第16章管理会社	2010年法第16章に基づき認可を受けた管理会社
CSSF	ルクセンブルグの金融セクター監督当局である金融監督委員会
EC	欧州共同体
EEC	欧州経済共同体
ESMA	欧州証券市場監督局
EU	欧州連合(EECの継承機関であるECを吸収)
FCP	契約型投資信託
KIDまたは	規則1286/2014において言及される主要情報文書
PRIPs KID	
KIIDまたは	指令2009/65/EC第78条および2010年法第159条において言及される主要投資家情報文書
UCITS KIID	
加盟国	欧州連合加盟国ならびに欧州経済地域を形成する契約の当事者である欧州連合加盟国以外の国で、当該契約および関連の法律に定める制限内で欧州連合加盟国に相当するとみなされる国

メモリアルB	メモリアル・ベ・ルクイ・アドミニストラティブ・エ・エコノミックという政府の公示が行われる官報の一版
メモリアルC	メモリアル・セ・ルクイ・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオンという要求される会社の公告および通知が行われる官報の一版で、2016年6月1日からRESAに切り替えられた
MMF	MMF規則に基づくマネー・マーケット・ファンドとしての資格を有するファンド
MMF規則	随時改正および補足されるマネー・マーケット・ファンドに関する2017年6月14日付欧州議会および欧州理事会規則(EU)2017/1131
非個人向け パート ファンド パート ファンド	その発行文書において、ルクセンブルグの領域内で個人投資者に対して受益証券/投資証券を販売することが認められていないパート ファンド (特にUCITS 指令をルクセンブルグ法において導入する)2010年法パート に基づく譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託。かかるファンドは、一般に「UCITS」と称する。
パート ファンド PRIIP	2010年法パート に基づく投資信託 PRIIPs規則の意味における、パッケージ型個人向け投資金融商品
PRIIPs規則または 規則1286/2014	パッケージ型個人向け投資金融商品(PRIIPs)の主要情報文書に関する2014年11月26日付欧州議会および欧州理事会規則(EU)1286/2014(改正済)
RAIF 登録AIFM	2016年法第1条に定めるリザーブド・オルタナティブ投資ファンド 運用資産が2013年法第3条およびAIFMDに規定される最低限度額を下回り、かつ、同条に規定される免除の恩恵を受け、利用する運用会社
個人向け パート ファンド RESA	その発行文書において、ルクセンブルグの領域内で個人投資者に対して受益証券/投資証券を販売することが認められているパート ファンド ルクイ・エレクトロニック・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオンという2016年6月1日付でメモリアルCに代わって公式な発表とみなされる、中央電子プラットフォーム
SFDR	金融サービスセクターにおける持続可能性に関連する開示に関する2019年11月27日付欧州議会および欧州理事会規則(EU)2019/2088(改正済)
SICAF	固定資本を有する投資法人
SICAV	変動資本を有する投資法人
SICAR	2004年法に基づくリスク資本に投資する投資法人
SFT規則	規則(EU)No. 648/2012を改正する、証券金融取引および再使用の透明性に関する2015年11月25日付欧州議会および欧州理事会規則(EU)2015/2365
SIF タクソノミー規則	2007年法に基づく専門投資信託 規則(EU)2019/2088を改正する、持続可能な投資を促進するための枠組みの確立に関する2020年6月18日付欧州議会および欧州理事会規則(EU)2020/852
UCI	投資信託
UCITS	譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託
UCITS 指令または 指令2009/65/EC	譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(UCITS)に関する法律、規則および行政規定の調整に関する2009年7月13日付欧州議会および欧州理事会指令2009/65/EC
UCITS所在加盟国	UCITS 指令第5条に基づきUCITSが認可を受けた加盟国
UCITS受入加盟国	UCITSの受益証券が販売される、UCITS所在加盟国以外の加盟国

UCITS管理会社または 2010年法第15章に基づき認可を受けた管理会社
第15章管理会社

ルクセンブルグにおける投資信託制度の概要

ルクセンブルグ法に基づき、以下の種類の投資ビークルを創設することができる。

1) 規制を受けるルクセンブルグの投資ビークル

a) 投資信託(UCI)

- UCITS、すなわち、指令2009/65/ECに基づき認可され、2010年法パート に基づく譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託
- パート ファンド、すなわち、2010年法パート に基づく投資信託
- SIF、すなわち、2007年法に基づき専門投資信託

b) UCI以外の投資ビークル

- SICAR、すなわち、2004年法に基づくリスク資本に投資する投資法人
- 変動資本を有する年金貯蓄会社および年金貯蓄組合の形態をとる退職金支給機関に関する改正2005年7月13日法に基づく年金基金
- 証券化に関する改正2004年3月22日法に基づく証券化ビークル(その証券が継続的に一般大衆に対して発行されている場合)

2) 規制を受けないルクセンブルグの投資ビークル

- 証券化に関する改正2004年3月22日法に基づく証券化ビークル(その証券が継続的に一般大衆に対して発行されていない場合)
- RAIF、すなわち、2016年法に基づくリザーブド・オルタナティブ投資ファンド

AIFとしての資格を有するが、ルクセンブルグの商品法の対象とならない、他の規制を受けないルクセンブルグの投資ビークルの創設も可能である。

本概要は、2010年法に基づくUCITSおよびパート ファンドに適用されるルクセンブルグ法の概要であり、ルクセンブルグにおける集団投資スキームに直接または間接的に適用される多数の複雑な法律および規則の網羅的な分析ではない。

UCITSおよびパート ファンドに適用される法律は、CSSFが発行するさまざまな規則、告示およびFAQにより補完されるが、これらは本概要説明の一部を構成するものではない。

ルクセンブルグの規則および規制のほか、すべての加盟国において直接適用されるさまざまな欧州規制およびESMAが発行する指針がUCIに適用される。

重要情報

本概要は、ルクセンブルグで利用可能な投資信託のあらゆる法的形態および構成上の選択肢ならびに当該投資信託の運用に適用される付随的法律を完全かつ網羅的に説明するものとみなされるべきでない。

．規制を受けるルクセンブルグ投資信託の一般的構成

1．一般規定

1.1 2010年法

2010年法はパート のUCITSおよびパート のUCIを個別に取り扱い、全体で以下の5つのパートを含む。

パート UCITS（以下「パート 」という。）

パート その他のUCI（以下「パート 」という。）

パート 外国のUCI

パート 管理会社

パート UCITSおよびその他のUCIに適用される一般規定

1.2 2013年法

2013年法は、主にAIFMの運営および認可制度を扱う。一部の規定は、直接AIFにも適用される。最後に、詳細な規定が販売および第三国規則を扱う。

2．法的形態

2010年法パート およびパート に従う投資信託の主な法的形態は以下のとおりである。

1) 契約型投資信託（fonds commun de placement）（以下「FCP」という。）

2) 投資法人（investment companies）

- 変動資本を有する投資法人（以下「SICAV」という。）

- 固定資本を有する投資法人（以下「SICAF」という。）

契約型UCITSおよび会社型UCITSならびにパート ファンドは、2010年法、1915年法ならびに共有の原則および一般契約法に関する一部の民法の規定に従って設定されている。

3．契約型投資信託および会社型投資信託の主要な特性の概要

3.1 契約型投資信託（FCP）

契約型の投資信託は、FCPそれ自体、その管理会社（以下「管理会社」という。）およびその保管受託銀行（以下「保管受託銀行」という。）の三要素を中心に成り立っている。

3.1.1 FCPの概要

FCPは法人格を持たず、投資家の集団投資を表章する、譲渡性のある証券およびその他の資産の不可分の集合体である。かかる投資家はその投資によって平等に利益および損失の分配に参加する。共同所有者は、出資金額を上限として責任を有する。FCPは会社として設立されていないため、個々の投資家は、定義上は投資主ではなく、「受益者」と称されるのが通常である。当該投資家の権利は、投資家と管理会社との契約関係に基づいた契約上のものであり、この関係は、一般の契約法および2010年法に従っている。

投資家は、FCPに投資することにより、FCPに関連する契約上の関係を結ぶ。かかる契約上の関係は、FCPの約款（以下を参照のこと。）に基づく。FCPへの投資後、投資家は、かかる投資を行ったことにより、FCPの受益証券（以下「受益証券」という。）を保有する。

3.1.2 FCPの受益証券の発行の仕組み

ファンドの受益証券は、通常、発行日の純資産価格（約款にその詳細が規定されることが求められる。）に基づいて継続的に発行される。

管理会社は、保管受託銀行の監督のもとで、記名式、無記名式証券もしくは証書発行を伴わない証券を発行する。管理会社は、証券の分割に関する制限を受けることなく、受益証券または端数の受益証券の登録簿への記帳に関する書面による証明書を約款に規定された条件に従い発行することができる。

受益者の要請に基づき、パート ファンド(すなわちUCITS)の受益証券は、FCPによりいつでも買い戻されるが、約款に買戻請求の停止に関する詳細な規定がある場合、または、2010年法第12条に基づく場合には買戻しが停止される。この買戻請求権は、2010年法第11条第2項および第3項に基づくものである。買戻しは、原則として月に二度以上許可されなければならない。

パート ファンドについて、CSSF規則は、2010年法第91条に従い、FCPの受益証券の発行価格および買戻価格の決定の最低頻度を決定することができる。1991年1月21日付IML告示91/75(改正済)は、パート ファンドがその受益証券の発行価格および買戻価格を十分に短い固定された間隔で(原則として月に一度以上)決定しなければならない旨を定める。ただし、これには例外もあり、クローズド・エンド型ファンドを設立することができる。

約款に規定がある場合に限り、その範囲内で、受益者に議決権が与えられる。

FCPの分配方針は約款の定めに従う。

UCITSに関する2010年法第9条、第11条および第23条ならびにパート ファンドに関する2010年法第91条は、CSSF規則によって特定の追加要件を設定しうる旨規定している。

(注)本概要の冒頭記載の日付において、当該規則は制定されていない。

主な要件は以下のとおりである。

- FCPの純資産価額は最低1,250,000ユーロである。この最低額は、UCITSとして資格を有するFCPとしての認可が得られてから6か月以内およびパート ファンドとして資格を有するFCPとしての認可が得られてから12か月以内に達成されなければならない。
ただし、この最低額は、CSSF規則によって2,500,000ユーロまで引き上げることができる。
- 管理会社は、FCPの運用管理業務を約款に従って執行する。
- 発行価格および買戻価格は、UCITSの場合、少なくとも1か月に2度は計算され、その他のすべてのパート ファンドについては少なくとも1か月に1度(例外がある)は計算されなければならない。
- 約款には以下の事項が記載される。
 - a) FCPの名称および存続期間、管理会社および保管受託銀行の名称
 - b) 具体的な目的に合致する投資方針およびその基準
 - c) 分配方針
 - d) 管理会社がFCPから受領する権利を有する報酬および諸経費ならびにかかる報酬の計算方法
 - e) 公告に関する規定
 - f) FCPの会計の決算日
 - g) 法令に基づく場合以外のFCPの解散事由
 - h) 約款変更手続
 - i) 受益証券発行手続
 - j) 受益証券買戻しの手続ならびに買戻しの条件および買戻しの停止の条件

(注)緊急を要する場合、すなわち、純資産価格の計算の停止ならびに受益証券の発行および買戻しの停止が受益者の全体の利益となる場合、CSSFはこれらの停止を命ずることができる。

3.1.3. 2010年法に基づくFCPの保管受託銀行

A. 管理会社は、運用しているFCPそれぞれに、2010年法第17条ないし第22条の規定に従って保管受託銀行が任命されるようにする。約款に定められ、CSSFにより承認された保管受託銀行は、約款および管理会社との間で締結する保管受託契約に従い、FCPの資産の保管、キャッシュ・フローの監視、監督および随時合意される他の業務につき責任を負う。

保管受託銀行は、ルクセンブルグに登録事務所を有するか、または、その登録事務所が他の加盟国に所在する場合にはルクセンブルグにおいて設立されなければならない、また、1993年法に定められた信用機関でなければならない。

2010年法は、保管受託銀行の取締役は、十分良好な評価および該当するFCPに関する経験を有して

いなければならない旨規定する。このため、取締役およびその後任者に関する情報はCSSFに直ちに報告されなければならない。「取締役」とは、法律または設立文書に基づき、保管受託銀行を代表するか、または保管受託銀行の活動の遂行を実質的に決定する者をいう。

保管受託銀行の任命は、書面契約をもって証明しなければならない。当該契約には、特に、2010年法およびその他の適用法令または行政規定に定められたとおり、保管受託銀行が保管受託銀行として任命されたFCPのための職務を遂行するのに必要とみなされる情報量が規定される。

B. FCPの形態をとるUCITSおよび個人向けパート ファンドについては、保管受託銀行は、以下の業務を行わなければならない。

- FCPの受益証券の販売、発行、買戻し、償還および消却が法律および約款に従って執行されるようにすること。
- FCPの受益証券の価格が法律および約款に従い計算されるようにすること。
- 法律または約款に抵触しない限り、管理会社の指示を執行すること。
- FCPの資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- FCPの収益が法律または約款に従って使用されるようにすること。

保管受託銀行は、FCPのキャッシュ・フローを適切に監視し、特にFCPの受益証券の申込みにおいてFCPの受益者によりまたはFCPの受益者のために行われるすべての支払が受領されるようにし、FCPのすべての現金が a) FCP名義、FCPを代理する管理会社名義またはFCPを代理する保管受託銀行名義で開設され、 b) 指令2006 / 73 / EC¹ 第18条第1項 a)、 b) または c) に言及された組織において開設され、 c) 指令2006 / 73 / EC第16条の原則に従って維持される預金口座に記帳されるようにする。

FCPを代理する保管受託銀行名義で預金口座が開設された場合、上記 b) に言及された組織の現金および保管受託銀行自身の現金がかかる口座に記帳されることはない。

¹ 「指令2006 / 73 / EC」とは、投資会社の組織要件および運営条件ならびに指令の定義語に関する欧州議会および欧州理事会指令2004 / 39 / ECを実施する2006年8月10日付委員会指令2006 / 73 / ECをいう。

C. FCPの資産は、以下のとおり、保管のために保管受託銀行に委託される。

a) 保管する金融商品に関して、保管受託銀行は、

-) 保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品および保管受託銀行に現物が預けられるすべての金融商品を保管し、
-) 保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品が、FCPを代理する管理会社名義で開設された指令2006 / 73 / EC第16条の原則に則った形の保管受託銀行の帳簿上の分離口座に登録されるようにし、常に適用法に従ってFCPに属するものであることが明確に確認できるようにする。

b) その他の資産に関して、保管受託銀行は、

-) FCPを代理する管理会社から提供される情報または文書および可能な場合は外部の証拠に基づいてFCPの所有権を確かめることによってかかる資産のFCPによる所有を確認し、
-) FCPが所有権を有することを確認した資産の記録を維持し、かかる記録を最新の状態にする。

D. 保管受託銀行は、定期的に、FCPのすべての資産をまとめた一覧を管理会社に提出する。

保管受託銀行が保管するFCPの資産は、保管受託銀行または保管職務を委任された第三者によってこれらの勘定のために再利用されることはない。再利用とは、譲渡、質権設定、売却および貸与を含むがこれらに限られない保管資産の取引をいう。

保管受託銀行により保管されるFCPの資産は、以下の場合にのみ再利用が認められる。

a) FCPの勘定のために資産の再利用が行われる場合、

- b) 保管受託銀行がFCPを代理する管理会社の指示を実行する場合、
- c) FCPの利益のため、かつ、受益者の利益のための再利用である場合、および
- d) 権原譲渡契約に基づいてFCPが受領する優良かつ流動性のある担保によって補償される取引である場合

担保の市場価格は、常に、再利用資産の市場価格にプレミアムを加えた額以上でなければならない。

保管受託銀行および/またはFCPの資産の保管を委託された在ルクセンブルグの第三者が支払不能に陥った場合でも、保管資産は、かかる保管受託銀行および/または第三者の債権者への分配またはかかる債権者の利益のための換金の対象になり得ない。

- E. 保管受託銀行は、上記Bに言及された職務は第三者に委託しない。

保管受託銀行は、以下の場合にのみ、上記Cに言及された職務を第三者に委託する可能性がある。

- a) 2010年法に定められた要件を回避する意図で業務を委託するのではなく、
- b) 保管受託銀行が、委託について客観的な理由を示すことができ、
- c) 保管受託銀行が、自らの業務の一部を委託する第三者の選定および任命においてあらゆる適切な技能、注意および努力を尽くし、かかる第三者およびかかる第三者に委託した事項に関するかかる第三者の手配についての定期的な検討および継続的な監視において引き続きあらゆる適切な技能、注意および努力を尽くす場合

上記Cに言及された職務が保管受託銀行から第三者へ委託されるのは、当該第三者が委託業務の遂行中常に以下のすべてを行っている場合のみである。

- a) 委託されたFCPの資産の性質および内容に対して適切および均衡した構造と専門性を有する。
- b) 上記Cのa)に記載する保管業務が以下の対象となる。
 -) 最低資本要件および該当法域における監督を含む有効な健全性規制
 -) 金融商品を所有していることを確保するための定期的な外部監査
- c) 常に特定の保管受託銀行の顧客に属するものであることが明確に確認できる方法で、保管受託銀行の顧客の資産を自らの資産から、および保管受託銀行の資産から分別している。
- d) 第三者が支払不能に陥った場合に、第三者により保管されるFCPの資産が、第三者の債権者への分配または第三者の債権者の利益のための換金の対象とならないように必要なすべての措置を講じている。
- e) 上記A、C、上記Dの第2段落ないし第4段落および下記Gに定められた義務および禁止事項を全般的に遵守している。

第3段落のb)の)にかかわらず、第三国の法律により一定の金融商品を現地の組織が保管することが義務付けられているが、第3段落のb)の)に定められた委託要件を満たす現地組織が存在しない場合、保管受託銀行は、委託要件を満たす現地組織が存在しない場合かつ以下の場合に限って、第三国の法律により義務付けられた範囲で、その職務を現地組織に委託することができる。

- a) 関連するFCPに投資する受益者が、投資を行う前に、第三国の法律における法的制約のためにかかる委託が必要であること、委託を正当化する状況および委託に関するリスクを適切に通知され、
- b) FCPを代理する管理会社が、かかる現地組織にかかる金融商品の保管を委託するよう保管受託銀行に指示した場合。

当該第三者は、その後、同様の要件に従って、これらの職務を再委託する可能性がある。その場合、下記Fの第4段落が関連当事者に準用される。

- F. 保管受託銀行は、FCPおよびFCPの受益者に対し、保管受託銀行または上記Cのa)に従って保管される金融商品の保管を委託された第三者による喪失につき責任を負う。

保管されている金融商品を喪失した場合、保管受託銀行は、同種の金融商品または対応する金額を、過度の遅滞なく、FCPを代理する管理会社に返却するものとする。保管受託銀行は、あらゆる合理的な努力を尽くしたにもかかわらず不可避の状況に帰結することとなった自らの合理的な支配を超えた外的事象により喪失されたことを証明できる場合は責任を負わない。

保管受託銀行は、FCPおよび受益者に対し、2010年法に基づく自らの義務の適切な履行に関する保管受託銀行の過失または故意の不履行によりFCPおよび受益者が被ったその他すべての損失についても責任を負う。

上記の保管受託銀行の責任は、上記Eに記載する委託に影響されることはない。

上記第1段落ないし第3段落に言及された保管受託銀行の責任は、合意によって免除または限定されることはない。これと矛盾する合意は無効となる。

FCPの受益者は、救済が重複したり受益者間に不公平な扱いが生じたりしないならば、直接または間接的に管理会社を通じて保管受託銀行の責任を追及することができる。

G. 2010年法第20条に基づき、いかなる会社も、管理会社と保管受託銀行を兼ねることはできない。これらそれぞれの職務を遂行する際、管理会社および保管受託銀行は、FCPおよび受益者の利益のために、誠実に、公正に、専門家らしく、独立して、単独で、行為する。

保管受託銀行は、FCPまたはFCPを代理する管理会社に関して、FCP、受益者、管理会社および保管受託銀行の間の利益相反を創出する活動をしてはならない。ただし、保管受託銀行が、職務的および地位的に自らの保管業務の遂行を自らの他の相反する可能性のある業務から分離し、当該利益相反の可能性が、適切に確認、管理、監視およびFCPの受益者に開示される場合を除く。

H. 以下の場合、FCPに関する保管受託銀行の義務は終了する。

- a) 保管受託銀行が自発的に退任するかまたは管理会社に解任される場合（保管受託銀行を任命する契約の条件に基づく。当該契約は、保管受託銀行の交代を認める通知期間を定めなければならない。最後に保管受託銀行を務めた機関は、FCPの清算が終了するまで、FCPのさまざまな資産を保管するために必要なすべての口座を維持しまたは開設する義務を含め、受益者の利益を良好に保護するために必要なすべての措置を講じるものとする。）
- b) 管理会社または保管受託銀行が、破産を宣告され、債権者との和議に入り、支払停止処分を受け、裁判所の管理下に入り、類似の手續の対象となり、または清算に入った場合
- c) 管轄当局により保管受託銀行の権限が取り消された場合
- d) 約款に定められたその他の場合

3.1.4 管理会社

FCPは、管理会社によって運用される。

FCPに関する管理会社の義務は、以下の場合に停止する。

- a) 管理会社が認可を撤回された場合。ただし、当該管理会社が指令2009/65/ECに従って認められる別の管理会社に交代されることを条件とする。
- b) 管理会社が破産を宣言され、債権者と取決めを締結し、支払停止を受け、経営が裁判所の管理下におかれ、もしくは類似の手續に服し、または清算した場合。
- c) 管理会社の認可が管轄当局により撤回された場合。
- d) 約款に規定されるその他すべての場合。

ルクセンブルグの管理会社には、指令2009/65/ECが適用されるUCITSを運用する管理会社に関する2010年法第15章、または、「その他の管理会社」に関する2010年法第16章が適用される。また、UCITSの管理会社は、AIFを運用するAIFMとしても認可を受けることができる。

また、UCITS管理会社およびAIFMは、2018年8月23日に発行されたCSSF告示18/698に従う。

(さらなる詳細については、以下 .3を参照のこと。)

3.1.5 関係法人

() 投資運用会社・投資顧問会社

多くの場合、FCPの管理会社は他の会社と投資運用契約または助言契約を締結し、かかる契約に従って、投資運用会社・投資顧問会社は、管理会社の取締役会が設定する投資方針の範囲内でかつ約款中の投資制限に従い、ポートフォリオの分散および証券の売買に関する継続的な投資運用業務または助言を管理会社に提供する。

UCITSについて、管理会社による投資運用会社の中核的権限の委託はUCITS規則に定められた追加条件に従う。

パート ファンドについて、管理会社による委託は、別の条件に従う。

() 販売会社および販売代理人

管理会社は、FCPの受益証券の公募または私募による販売のため、一もしくは複数の販売会社および/または販売代理人と独占的または非独占的な契約を締結することができる。

目論見書には販売手数料および特定の申込方法もしくは募集計画について適切な記載および開示がなければならない。

3.2. 会社型投資信託

ルクセンブルグのUCITSおよびパート ファンドは、2010年法に規定される会社形態で設立される場合がある。

会社型の投資信託は、これまでは1915年法に基づき、公開有限責任会社 (sociétés anonymes) として設立されていることが多い。

規約に規定される場合、投資法人において保有される投資証券は、一定の範疇に属する者または1人の者が保有し得る投資法人の投資証券の割合に関連して規約中に定められる議決権の制限に従い、投資主に対し投資主総会において1口につき1個の議決権を付与する。

3.2.1 変動資本を有する投資法人 (SICAV)

3.2.1.1 2010年法に基づくSICAV

2010年法に従い、UCITSおよびUCIは、SICAVの形態の会社型投資信託として設立することができる。

2010年法パート に従い、SICAVは、投資主の利益をはかるため証券にその資産を分散投資することを固有の目的とし、投資証券を公募または私募によって一般に募集し、その資本金が常に会社の純資産に等しいことを規定した規約を有する公開有限責任会社 (société anonyme) として定義されている。

SICAVは、公開有限責任会社の特殊な形態であるため、1915年法の規定は、2010年法によって廃止されない範囲で適用される。

パート SICAVとは、ルクセンブルグ法に準拠する、公開有限責任会社 (société anonyme)、株式有限責任事業組合 (société en commandite par actions)、普通リミテッド・パートナーシップ (société en commandite simple)、特別リミテッド・パートナーシップ (société en commandite spéciale)、非公開有限責任会社 (société à responsabilité limitée) または公開有限責任会社として設立される法人格を有する共同組合 (société coopérative organisée sous forme de société anonyme) の形態を採用している会社のうち、以下に該当するものを意味する。

- 投資リスク分散のためにその資金を資産に投資し、その資産の運用結果の恩恵を投資家に提供することを唯一の目的とするもの
- その証券またはパートナーシップ持分が、公募または私募によって一般に募集されることが意図されているもの
- その規約またはパートナーシップ契約において、資本金が常に当該会社の純資産の金額と同額となる旨規定されているもの

株式有限責任事業組合、普通リミテッド・パートナーシップまたは特別リミテッド・パートナーシップの法的形態を採用しているパート SICAVは、2013年法第2章に基づき認可されたルクセンブルグで設立されたAIFMか、AIFMDの第2章に基づき認可された他の加盟国または第三国で設立さ

れたAIFMのいずれか単一のAIFMによって運用されるものとし、当該SICAVが第三国で設立されたAIFMにより運用される場合、AIFMDの第66条第3項の適用を受ける。

パート SICAVは、商事会社に適用される一般規定、特に(2010年法により適用除外されていない限り)1915年法に従うものとする。

3.2.1.2 2010年法に従うSICAVの要件

SICAVに適用される最も重要な要件および仕組みは以下のとおりである。

- 管理会社を指定しない2010年法パート の対象であり、UCITSとしての資格を有するSICAVの最低資本金は、認可時においては30万ユーロを下回ってはならない。管理会社を指定したSICAVを含め、2010年法パート に従うすべてのSICAVの資本金は、認可後6か月以内に125万ユーロに達しなければならない。CSSF規則によりかかる最低資本金は、60万ユーロおよび250万ユーロにそれぞれ引き上げることができる。
パート SICAVは、株式払込剰余金またはパートナーシップ持分を構成する金額を加算した株式資本を維持しなければならない。当該株式資本は、125万ユーロを下回ってはならない。この最低額は、SICAVの認可後12か月以内に達成しなければならない。CSSF規則によりかかる最低額は、250万ユーロに引き上げることができる。
(注)本概要の冒頭記載の日付において、かかる規則は存在しない。
- 取締役の任命および取締役の変更はCSSFに届け出ることを要し、CSSFの異議のないことを条件とする。
- 規約またはパートナーシップ契約中にこれに反する規定がない場合、SICAVはいつでも証券またはパートナーシップ持分を発行することができる。
- 規約またはパートナーシップ契約に定める範囲で、SICAVは、投資主の求めに応じて証券またはパートナーシップ持分を買い戻す。
- UCITSおよびパート ファンドに関して、通常の期間内にSICAVの資産に純発行価格相当額が払い込まれない限り、SICAVの証券またはパートナーシップ持分²を発行しない。
- UCITSおよびパート ファンドの規約またはパートナーシップ契約³は、発行および買戻しに関する支払の時間的制限を規定し、SICAVの資産評価の原則および方法を特定する。UCITSについては、規約に別段の定めがない限り、SICAVの資産の評価は、証券取引所への正式な上場が認められている証券の場合、証券取引所における最新の相場に基づくものとする(ただし、当該相場が代表的なものでない場合はこの限りではない。)。かかる証券取引所への上場が認められていない証券およびかかる証券取引所への上場が認められているが最新の相場が代表的なものでない証券については、評価は、推定実現価格に基づくものとし、かかる価格は慎重かつ誠実に見積らなければならない。パート ファンドについては、規約またはパートナーシップ契約に別段の定めがない限り、SICAVの資産の評価は、公正価格に基づくものとする。この価格は、規約またはパートナーシップ契約に定める手続に従い決定されるものとする。
- 規約またはパートナーシップ契約は、法律上の原因に基づく場合について影響を与えない範囲で、発行および買戻しが停止される場合の条件を特定する。発行または買戻しが停止された場合、SICAVは、遅滞なくCSSF(SICAVが他の加盟国においてその受益証券を販売する場合は、当該加盟国の管轄当局)に通知しなければならない。

² 「パートナーシップ契約」および「パートナーシップ持分」に対する言及は、パートナーシップとして組成されたパート ファンドにのみ適用される。

³ 「パートナーシップ契約」および「パートナーシップ持分」に対する言及は、パートナーシップとして組成されたパート ファンドにのみ適用される。

B投資家の利益のために必要な場合において、SICAVの活動および運用に関する法令、規約またはパートナーシップ契約の規定が遵守されていないときには、CSSFは、パート ファンドの買戻しを停止することがある。

証券またはパートナーシップ持分の発行および買戻しは、以下の期間および場合に、禁止されるものとする。

a) SICAVの保管受託銀行が不在となる期間中

b) 保管受託銀行が清算され、もしくは破産宣告を受け、債権者との取決め、支払停止もしくは管理下の経営を求め、または類似の手續に服する場合 - 規約またはパートナーシップ契約は、発行および買戻価格の計算を行う頻度を規定する(UCITSについては最低1か月に2回、またはCSSFが許可する場合は1か月に1回とし、パート ファンドについては最低1か月に1回とする。)

- 規約またはパートナーシップ契約は、SICAVが負担する費用の性質を規定する。

- SICAVの証券またはパートナーシップ持分は無額面とする。

3.2.2 2010年法に基づくSICAVの保管受託銀行

A. SICAVは、2010年法第33条ないし第37条の規定に従って単一の保管受託銀行が任命されるようにする。CSSFにより承認された保管受託銀行は、保管受託契約に従い、SICAVの資産の保管、キャッシュ・フローの監視、監督および随時合意される他の業務につき責任を負う。

FCPの保管受託銀行に関して上記 3.1.3 Aに記載される条件は、SICAVの保管受託銀行に対しても適用される。

B. SICAVの形態をとるUCITSおよび個人向けパート ファンドについては、保管受託銀行は、以下の業務を行わなければならない。

- SICAVの投資証券の販売、発行、買戻し、償還および消却が法律およびSICAVの規約に従って執行されるようにすること。

- SICAVの投資証券の価格が法律およびSICAVの規約に従い計算されるようにすること。

- 法律またはSICAVの規約に抵触しない限り、SICAVまたはSICAVを代理する管理会社の指示を執行すること。

- SICAVの資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。

- SICAVの収益が法律または規約に従って使用されるようにすること。

保管受託銀行は、SICAVのキャッシュ・フローを適切に監視し、特にSICAVの投資証券の申込みにおいて投資主によりまたは投資主のために行われるすべての支払が受領されるようにし、SICAVのすべての現金が a) SICAV名義またはSICAVを代理する保管受託銀行名義で開設され、 b) 指令2006/73/EC第18条第1項 a)、 b) または c) に言及された組織において開設され、 c) 指令2006/73/EC第16条の原則に従って維持される預金口座に記帳されるようにする。

SICAVを代理する保管受託銀行名義で預金口座が開設された場合、上記 b) に言及された組織の現金および保管受託銀行自身の現金がかかる口座に記帳されることはない。

C. SICAVの資産は、以下のとおり、保管のために保管受託銀行に委託される。

a) 保管する金融商品に関して、保管受託銀行は、

) 保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品および保管受託銀行に現物が預けられるすべての金融商品を保管し、

) 保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品が、SICAVを代理する管理会社名義で開設された指令2006/73/EC第16条の原則に則った形の保管受託銀行の帳簿上の分別口座に登録されるようにし、常に適用法に従ってSICAVに属するものであることが明確に確認できるようにする。

b) その他の資産に関して、保管受託銀行は、

-) SICAVから提供される情報または文書および可能な場合は外部の証拠に基づいてSICAVの所有権を確かめることによってかかる資産のSICAVによる所有を確認し、
-) SICAVが所有権を有することを確認した資産の記録を維持し、かかる記録を最新の状態にする。

D. 保管受託銀行は、定期的に、SICAVのすべての資産をまとめた一覧をSICAVに提出する。

保管受託銀行が保管するSICAVの資産は、保管受託銀行または保管職務を委任された第三者によってこれらの勘定のために再利用されることはない。再利用とは、譲渡、質権設定、売却および貸与を含むがこれらに限られない保管資産の取引をいう。

保管受託銀行により保管されるSICAVの資産は、以下の場合にのみ再利用が認められる。

- a) SICAVの勘定のために資産の再利用が行われる場合、
- b) 保管受託銀行がSICAVまたはSICAVを代理する管理会社の指示を実行する場合、
- c) SICAVの利益のため、かつ、投資主の利益のための再利用である場合、および
- d) 権原譲渡契約に基づいてSICAVが受領する優良かつ流動性のある担保によって補償される取引である場合

担保の市場価格は、常に、再利用資産の市場価格にプレミアムを加えた額以上でなければならない。

保管受託銀行および/またはSICAVの資産の保管を委託された在ルクセンブルグの第三者が支払不能に陥った場合でも、保管資産は、かかる保管受託銀行および/または第三者の債権者への分配またはかかる債権者の利益のための換金の対象になり得ない。

E. 保管受託銀行は、前記Bに記載された職務は第三者に委託しない。

保管受託銀行は、FCPに関して上記 3.1.3 Eに記載されているのと同じ条件で、上記Cに言及された職務を第三者に委託する可能性がある。

F. 保管受託銀行は、SICAVおよび投資主に対し、保管受託銀行または前記Cのa)に従って保管される金融商品の保管を委託された第三者による喪失につき、FCPの保管受託銀行がFCPおよびFCPの受益者に対して負う責任に関して上記 3.1.3 Fに記載されているのと同じ範囲において責任を負う。

G. 2010年法第37条に基づき、いかなる会社も、SICAVと保管受託銀行を兼ねることはできない。いかなる会社も、管理会社と保管受託銀行を兼ねることはできない。これらそれぞれの職務を遂行する際、SICAV、SICAVを代理する管理会社および保管受託銀行は、SICAVおよび投資主の利益のために、誠実に、公正に、専門家らしく、独立して、単独で、行為する。

保管受託銀行は、SICAVまたはSICAVを代理する管理会社に関して、SICAV、投資主、管理会社および保管受託銀行の間の利益相反を創出する活動をしてはならない。ただし、保管受託銀行が、職務的および地位的に自らの保管業務の遂行を自らの他の相反する可能性のある業務から分離し、当該利益相反の可能性が、適切に確認、管理、監視およびSICAVの投資主に開示される場合を除く。

H. 以下の場合、SICAVに関して保管受託銀行の義務は終了する。

- a) 保管受託銀行が自発的に退任するかまたはSICAVに解任される場合（保管受託銀行を任命する契約の条件に基づく。当該契約は、保管受託銀行の交代を認める通知期間を定めなければならない。通知期間の終了時までには新たな保管受託銀行が任命されない場合、CSSFは、2010年法第130条第1項に定めるリストからSICAVを除外するものとする。最後に保管受託銀行を務めた機関は、SICAVの清算が終了するまで、SICAVのさまざまな資産を保管するために必要なすべての口座を維持または開設する義務を含め、投資主の利益を良好に保護するために必要なすべての措置を講じるものとする。）
- b) SICAV、保管受託銀行または指定された管理会社が、破産を宣告され、債権者との和議に入り、支払停止処分を受け、裁判所の管理下に入り、類似の手續の対象となり、または清算に入った場合
- c) 管轄当局によりSICAV、保管受託銀または指定された管理会社の権限が取り消された場合
- d) 規約に定められたその他の場合

3.2.3 管理会社

会社型の投資信託は、その資格に応じて、2010年法15章（UCITS）または第16章（例えば、パートファンド）に従い管理会社によって運営される。

UCITS SICAVが管理会社を指定した場合のSICAVに関する管理会社の義務は、以下の場合に停止する。

- a) 指定管理会社が任意に退任し、またはSICAVにより解任された場合。
- b) 指定管理会社がSICAVにより退任され、SICAVが自己運用SICAVたる適格性の採用を決定した場合。
- c) SICAV、保管受託銀行または指定管理会社が破産を宣言され、債権者と取決めを締結し、支払停止を受け、経営が裁判所の管理下におかれ、もしくは類似の手續に服し、または清算した場合。
- d) SICAV、保管受託銀行または指定管理会社の認可が管轄当局により撤回された場合。
- e) 規約に規定されるその他すべての場合。

また、UCITS管理会社および第16章管理会社は、下記 3.4に詳述されるCSSF告示18 / 698に従う。

3.2.4 関係法人

前記 3.1.5「関係法人」中の記載事項は、原則として、SICAVの投資運用会社・投資顧問会社および販売会社または販売代理人に対しても適用される。

3.2.5 管理会社を指定していない会社型UCITSの追加的要件

以下の要件は、2010年法第27条にSICAVに関し定められているが、UCITSとしての資格を有し、かつ、管理会社を指定していない他の形態の会社型投資信託にも適用される。

(1) SICAVが、指令2009 / 65 / ECに従い認可された管理会社を指定しない場合

- 認可の申請は、少なくともSICAVの組織構造を記載した運営計画を添付しなければならない。
- SICAVの取締役は、十分に良好な評価を得ており、当該SICAVが遂行する業務の形態に関し十分な経験を有していなければならない。そのために、取締役およびその地位の後継者は、その氏名がCSSFに直ちに報告されなければならない。SICAVの事業の遂行は、これらの条件を充たす少なくとも2名により決定されなければならない。「取締役」とは、法律もしくは設立文書に基づきSICAVを代表するか、またはSICAVの方針を実質的に決定する者をいう。
- さらに、SICAVと他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、CSSFは、かかる関係が効果的な監督権限の行使を妨げない場合にのみ認可する。

CSSFは、また、SICAVが親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督権限を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。

SICAVは、CSSFに対して、要求される情報を提供しなければならない。

記入済の申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

SICAVは、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、SICAVの経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、CSSFが認可申請を検討する際に根拠とした実質的な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてCSSFに通知を行う義務を負うこととなる。

CSSFは、UCITS SICAVが以下のいずれかに該当する場合に限り、当該UCITS SICAVに付与した認可を取り消すことができる。

- (a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合または6か月以上活動を中止する場合
 - (b) 虚偽の申述またはその他の不正な手段により認可を取得した場合
 - (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合
 - (d) 2010年法または同法に従って採用された規則の規定に重大かつ/または組織的に違反した場合
 - (e) 2010年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合
- (2) 以下の .3.2の(4) から(8) に定める規定は、指令2009 / 65 / ECに従い認可された管理会社を指定していないSICAVに適用される。ただし、「管理会社」は「SICAV」と読み替えられる。

SICAVは、自身のポートフォリオ資産のみを運用することができ、いかなる場合も、第三者のために資産を運用する権限を引き受けてはならない。

- (3) 指令2009 / 65 / ECに従い認可された管理会社を指定していないSICAVは、適用ある慎重なルールを常に遵守しなければならない。

特に、CSSFは、SICAVの性格にも配慮し、当該SICAVが健全な運用上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備(金融セクターにおけるデジタル・オペレーショナル・レジリエンスに関する、規則(EC) No 1060 / 2009、規則(EU) No 648 / 2012、規則(EU) No 600 / 2014、規則(EU) No 909 / 2014および規則(EU) 2016 / 1011を改正する2022年12月14日付欧州議会および欧州理事会規則(EU) 2022 / 2554に従い設立および運営されるネットワークおよび情報システムに関するものを含む。)ならびに適切な内部運用メカニズム(特に、その従業員の個人取引や、自己勘定による投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。)を有すること。少なくとも、当該SICAVに係る各取引がその源泉、関係当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従って再構築することが可能であること、ならびに管理会社が運用するSICAVの資産が設立文書および現行法の規定に従い投資されていることを確保するものとする。

4 . ルクセンブルグのUCITS およびパート ファンドに関する追加的な法律上および規制上の規定

4.1 2010年法

4.1.1 複数コンパートメントおよびクラスの仕組み

2010年法は、特に、複数のコンパートメントを有するUCI(いわゆる「アンブレラ・ファンド」)を設立することができる旨を規定している。

かかるUCIの目論見書には、各コンパートメントの特定の投資方針を記載しなければならない。

この構造により、一つの法主体において、異なる投資運用者によりポートフォリオが運用されるコンパートメントまたは異なる種類の投資家に対して募集されるかもしくは異なる報酬構造を有するコンパートメントなど、それぞれが異なる投資方針またはその他の異なる特徴を有するコンパートメントを設立することが可能となる。

これらのすべての状況において、各コンパートメントは、設立書類に別段の記載がない限り、他のコンパートメントの投資対象のポートフォリオから分離された投資対象の特定のポートフォリオに連動する。この原則に基づき、設立書類に別段の記載がない限り、アンブレラ・ファンドは一つの法主体を構成するが、コンパートメントの資産は、当該コンパートメントの投資家および債権者に対してのみ提供される。

CSSFは、2010年法（および2007年法）に従う投資信託（以下「UCI」という。）の運用開始前のコンパートメント、休止中のコンパートメントおよび清算中のコンパートメントに関連する告示12/540を発行した。当該告示に従い、CSSFによる運用されていないコンパートメント（即ち運用開始前のコンパートメントおよび休止中のコンパートメント）に対する認可は、最長18か月間有効である。

さらに、UCI内またはアンブレラ・ファンドの形態により設立されたUCIのコンパートメント内であっても、異なるクラスの証券を設定することができる。当該クラスは、特に報酬構造、対象投資家の種類またはヘッジもしくは分配方針について異なる特徴を持つことがある。かかる構造において、原投資対象は、すべての投資証券クラス/受益証券クラスについて同一であるが、各クラスの投資証券1口当たり純資産価格は、例えば、一つのクラスのみについての分配の結果として、または、ヘッジの場合には、一つの投資証券クラス/受益証券クラスのみのためのヘッジ取引の締結の結果として、異なることがある。コンパートメントとは違って、異なる投資証券クラス/受益証券クラスの資産および負債の分離は行われないことに留意すべきである。2017年1月30日付UCITSの投資証券クラスに関するESMA意見には、UCITSが投資証券クラスのレベルでデリバティブ商品を用いる可能性がある一方で、この慣行を（ ）共通の投資目的、（ ）連鎖がないこと、（ ）事前決定および（ ）透明性からなる4つの原則の遵守の対象とする旨規定している。かかるさまざまなオプションを用いる主な利益は、単一の事業における異なる商品の効率的な構築である。

4.1.2 2010年法に基づく受益証券の発行および買戻し

規約に反対の規定がない限り、SICAVはいつでも投資証券を発行することができる。2010年法に基づき発行されたSICAVの投資証券は全額払い込まれなければならない。投資証券は、SICAVの純資産総額を発行済投資証券口数により除することにより得られる価格で発行され、買い戻される。この価格は、費用および手数料によって、投資証券発行の場合増額し、投資証券買戻しの場合は減額することができるが、費用および手数料の最高限度額および手続はCSSF規則により決定することができる。資本は投資証券の発行および買戻しならびにその資産価額の変動の結果自動的に変更される。

4.2 1915年法

商事会社に関する1915年8月10日法（改正済）は、（2010年法により明示的に適用除外されていない限り）FCPの管理会社および投資法人に対して適用される。

4.2.1 設立に関する要件（1915年法第420条の1）

最低1名の投資主が存在すること。

公開有限責任会社の資本金の最低額は30,000ユーロ相当額である。

4.2.2 規約の必要的記載事項（1915年法第420条の15）

規約には、以下の事項の記載が必要とされる。

- 設立企画人の身元
- 法人の形態および名称
- 登録事務所
- 法人の目的
- 発行済資本および授權資本（もしあれば）の額
- 発行時に払込済の額
- 発行済資本および授權資本を構成する投資証券の種類の記事
- 投資証券の様式（記名式、無記名式または証券発行を伴わない形式）

() 現金払込み以外の方法による出資の内容および条件、ならびに出資者の氏名

(注) 1915年法は、規制市場で取引されている適格な譲渡性のある有価証券および短期金融商品による出資の場合は、承認された法定監査人の報告書の必要なく現物出資による増資を認めている。しかし、実務上、CSSFは、投資信託については、かかる報告書を依然として要求している。

() 設立企画人に認められている特定の権利または特権の内容およびその理由

() 資本の一部を構成しない投資証券(もしあれば)に関する記載

() 取締役および承認された法定監査人の選任に関する規則が法を逸脱する場合、その規約およびかかる者の権限の記載

() 法人の存続期間

() 会社が負担する、または会社の設立に際しもしくは設立に伴って支払責任が生じる費用および報酬(その種類を問わない。)の見積り

4.2.3 公募により設立される会社に対する追加要件(1915年法第420条の17)

会社が募集によって設立される場合、以下の追加要件が適用される。

() 設立規約案を公正証書の形式で作成し、これをRESAに公告すること

() 応募者は、会社設立のための設立規約案の公告から3か月以内に開催される定時総会に招集されること

4.2.4 設立企画人および取締役の責任(1915年法第420条の19および第420条の23)

設立企画人および増資の場合における取締役は、有効に引き受けられなかった部分または25%に達しなかった部分の法人資本の払込み、および会社が当該法律1915年法の該当条項に記載されたいずれかの理由によって有効に設立されなかった結果として応募者が被る一切の損害につき、それに反する定めがあったとしても、応募者に対し連帯して責任を負う。

2010年法に基づくルクセンブルグのUCITS

1. ルクセンブルグのUCITSに関する序論

2010年法パート に基づき適格性を有しているすべてのファンドは、他のEU加盟国において、その投資証券または受益証券を自由に販売することができる(簡単な通知手続に服する。)。

2010年法第2条第2項は、第3条に従い、UCITSを、以下のように定義している。

- 公衆から調達した投資元本を譲渡性のある証券または2010年法第41条第1項に記載されるその他の流動性のある金融資産に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運営することを唯一の目的とする投資スキーム。
- その受益証券が、所持人の請求に応じて、投資スキームの資産から直接または間接に買い戻される投資スキーム(受益証券の証券取引所での価格がその純資産価格と著しい差異を生じることがないようにするためのUCITSの行為は、かかる買戻しに相当するとみなされる。)。

2. ルクセンブルグのUCITSの投資制限

UCITSに適用される投資規則および制限は、2010年法第5章(第40条ないし第52条)に規定されており、同一の範囲においてFCPおよび会社型投資信託にも適用される。

UCITSが複数の投資コンパートメントを構成する場合、各コンパートメントは、2010年法第5章の目的において、個別のUCITSとしてみなされる。

投資規則および制限は、UCITSの目論見書に詳細に記載される。

2010年法第5章に定める投資規則および制限は、以下の規則および規制によって明確にされ、補足されている。

- (1) CSSFは、とりわけ財務上のリスク、すなわちグローバル・エクスポージャー、カウンターパーティー・リスクおよび集中によるリスクについてのリスク管理要件を詳しく定めた2011年5月30日付告示11/512を制定している。同告示は、これに関連し、CSSFに提供すべき最低限の情報についても概説している。

- (2) 2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則は、一定の定義の明確化に関する指令およびUCITSの投資対象としての適格資産に関する2007年3月付CESRガイドラインを実施する、2007年3月19日付EU指令2007/16/ECを、ルクセンブルグにおいて施行している。
- (3) 2008年2月19日に、CSSFは、大公規則を参照してかかる2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則の条文を明確化する告示08/339(以下「告示08/339」という。)を出した。告示08/339は、2002年法の関連規定(2010年法の対応する規定により代替される。)の意味において、かつ2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則の規定に従って特定の金融商品を投資適格資産に該当するか否かを評価するに当たり、UCITSがこれらのガイドラインを考慮しなければならない旨を定めている。告示08/339は、2008年11月26日にCSSFにより出された告示08/380により改正された。
- (4) 2008年6月4日に、CSSFは、特定の証券貸借取引においてUCITSが利用することのできる技法と商品の詳細について示したCSSF告示08/356(以下「告示08/356」という。)を出した。告示08/356は、現金担保を再投資する許容担保や許容資産を取り扱っている。当該告示08/356は、UCITSのカウンターパーティー・リスクが法的制限を超えないようにするために現金担保の再投資によって取得された担保および資産をどのように保管すべきかを定めている。当該告示は、証券貸借取引によってUCITSのポートフォリオ運用業務、償還義務およびコーポレート・ガバナンスの原則の遵守を損なってはならない旨を再言している。さらに、当該告示は目論見書と財務報告書に記載すべき情報について定めている。
- (5) CSSF告示14/592は、ETFおよびETFを扱う他のUCITSの問題に関するESMA指針のルクセンブルグにおける実施、金融デリバティブ商品の使用、UCITSおよび適格金融指数に関する付随的規則を取り扱う。
- (6) 2018年7月21日に発効し、加盟国で直接適用できるようになったMMF規則により、MMF規則の範囲内に該当するすべてのUCIは、MMF規則に基づきMMFとして認可を受けることを要求される。MMF規則の範囲内に該当しないUCIは、マネー・マーケット・ファンドとしての資格を有しない。MMF規則は、3種類のMMFについて規定しており、() 公的債務固定純資産価額のファンド、() 低ボラティリティ純資産価額のファンド、および() 変動純資産価額のファンド(VNAV)(短期VNAVおよび標準VNAVの形を取り得る。)である。MMFの種類に応じて、MMF規則に基づきMMFとしての資格を有するUCITSに追加的な投資制限が適用される。
- (7) 指令2009/65/ECを実施する2010年法は、マスター/フィーダー構造(B)の設定可能性だけでなくUCITS(A)の合併に関するルクセンブルグ法の特定の規定も導入している。
- A. 2010年法は、それぞれの法的形態にかかわらず、UCITS(またはそのコンパートメント)の国境を越える合併または国内の合併に関連して規則を定めている。これらの規定は、UCITSのみに適用され、その他の種類のUCIには適用されない。2010年法に従い、CSSFは、2010年法の特定の規定を明確化したCSSF規則10-05を採用している。
- B. UCITSフィーダー・ファンドとは、その資産の少なくとも85%を別のUCITS(以下「マスター」という。)に投資するUCITSであると定義される。残りの15%は、以下のように保有することができる。
- 補助的な流動資産(2010年法第41条第2項に定義される。)
 - 金融デリバティブ商品(ヘッジ目的でのみ利用できる。)
 - 事業を行う上で必須の動産または不動産

3. UCITSの管理会社/第15章の管理会社

UCITSを運用するルクセンブルグの管理会社には、2010年法第15章が適用される。

3.1 ルクセンブルグに登録事務所を有するUCITS管理会社が業務を行うための条件

- (1) 2010年法第15章の意味においてルクセンブルグに登録事務所を有するUCITS管理会社の業務の開始は、CSSFの事前の認可に服する。2010年法に基づきUCITS管理会社に付与された認可は、すべての加盟国に対し有効であり、ESMAに対して通知される。
- 管理会社は、公開有限責任会社 (société anonyme)、非公開有限会社 (société à responsabilité limitée)、共同会社 (société coopérative)、公開有限責任会社として設立された共同会社 (société coopérative organisée comme une société anonyme)、または株式有限責任事業組合 (société en commandite par actions) として設立されなければならない。当該会社の資本は、記名式株式でなければならない。
- 2010年法が1915年法の規定から逸脱しない限り、1915年法の規定はUCITS管理会社に適用される。
- 認可を受けた管理会社は、CSSFによってリストに登録される。かかる登録は認可を意味し、CSSFは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にCSSFに対しなされなければならない。管理会社の設立は、CSSFによる認可の通知後のみ実行可能である。かかるリストおよびこれに加えられる修正は、メモリアルにおいて公告される。
- (2) 管理会社は、指令2009 / 65 / ECに従い認可されるUCITSの運用以外の活動に従事してはならない。ただし、かかる指令に定められていないその他のUCIの運用であって、そのため管理会社が慎重な監督に服す場合はこの限りでない。ただし、当該受益証券は、指令2009 / 65 / ECの下でその他の加盟国において販売することはできない。
- UCITSの運用のための活動は、2010年法別表 に列挙されている業務を含む。
- (注) 当該列挙には、投資運用、ファンドの管理事務および販売業務が含まれている。
- (3) 上記 (2) とは別に、管理会社には、以下の業務を提供することも認められている。
- (a) 投資家の権限付与に従い、顧客毎に一任方式で行う投資ポートフォリオの運用 (年金基金が保有するものも含む。)
- (b) 付随的業務としての、投資顧問業務およびUCIの受益証券に関する保管および管理事務業務
- (4) 1993年法第 1 - 1 条、第37 - 1 条および第37 - 3 条は、管理会社による上記 (3) の業務提供に準用される。
- (5) 運用するUCIの資産は、管理会社が支払不能となった場合、管理会社の財産の一部とはならない。かかる資産は、管理会社の債権者による請求の対象とならない。
- (6) 上記 (2) とは別に、2010年法第15章に従い授權され、ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社は、AIFMDが規定するAIFのAIFMとして任命される。ただし、同管理会社は、2013年法第 2 章に基づくAIFのAIFMとしてCSSFによる事前の授權も得るものとする。
- AIFMとして行為する管理会社は、2013年法別表 に記載される行為および2010年法第101条による授權を条件としUCITSの管理に関する追加行為のみを行うことができる。
- (注) 別表は、ポートフォリオ管理およびリスク管理からなる投資運用業務ならびにAIFMがAIFの集管的管理において追加的に遂行する「その他の業務」(管理、販売およびAIFの資産に関連する行為等) から構成される。
- AIF運用の管理行為に関連して、管理会社は、金融証書に関連する注文の受理および送信など2013年法第 5 条 4 項に規定される非中核的サービスも提供する。
- (7) 管理会社は、いわゆる「管理会社パスポート」を使用して多国間で業務を遂行することができる。
- (8) CSSFは、以下の条件が満たされない限り管理会社を認可しないものとする。
- (a) 管理会社は、以下の点を考慮し、少なくとも125,000ユーロの当初資本金を有さなければならない。
- 管理会社のポートフォリオが250,000,000ユーロを超える場合、管理会社は、自己資本を追加しなければならない。追加額は、管理会社のポートフォリオのうち

250,000,000ユーロ超過額の0.02%とする。当初資本金と追加額の合計は10,000,000ユーロを超過しないものとする。

- 本項のため、以下のポートフォリオは管理会社のポートフォリオとみなされる。
 - () 管理会社が運用するFCP(管理会社が運用権限を委託したかかるFCPのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。)
 - () 管理会社が指定管理会社とされた投資法人
 - () 管理会社が運用するUCI(管理会社が運用権限を委託したかかるUCIのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。)
- これらの要件とされる金額にかかわらず、管理会社の自己資産は、規則(EU)No. 1093/2010、規則(EU)No. 575/2013、規則(EU)No. 600/2014および規則(EU)No. 806/2014を改正する、投資会社の健全性要件に関する2019年11月27日付欧州議会および欧州理事会規則(EU)2019/2033第13条に規定される金額を下回ってはならない。

管理会社は、信用機関または保険機関から上記追加額と同額の保証を受ける場合は、当該自己資本の追加額の50%まで追加することができない。信用機関または保険機関は、加盟国またはCSSFがEU法の規定と同等に慎重と判断する規定に服する非加盟国に登録事務所を有しなければならない。

- (b)(8)(a)に記載される資本金は、管理会社により永久に自由に処分可能な方法で維持され、管理会社の利益のために投資される。かかる資本金は、流動資産または短期間で容易に換金可能な資産に投資されるものとし、投機的なポジションを含んではならない。
 - (c) 管理会社の業務を効果的に遂行する者は、十分に良好な外部評価を有し、管理会社が運用するUCITSに関し十分な経験を有する者でなければならない。そのため、これらの者およびすべての後継者の身元情報は、CSSFに直ちに報告されなければならない。管理会社の事業の遂行は、これらの条件を充たす少なくとも2名により決定されなければならない。
 - (d) 認可の申請は、管理会社の組織構造等を記載した運営計画を添付しなければならない。
 - (e) 本店と登録事務所は双方ともルクセンブルグに所在しなければならない。
 - (f) 管理会社の経営陣の構成員は、十分な評価を得ており、かつ、その義務の遂行に必要な専門家としての経験を有していなければならない。これは、以下を意味する。
 - () 公開有限責任会社に関しては、取締役会の構成員、(二層制度における)監査委員会の構成員および経営委員会の構成員が上記(c)にて言及される者と異なる場合、かかる構成員(場合に応じて)
 - () その他の種類の会社に関しては、法律および設立文書により、管理会社を代表する組織の構成員
- (9) さらに、管理会社と他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、CSSFは、当該関係が効果的な監督権限の行使を妨げない場合にのみ認可する。
- CSSFは、また、管理会社が親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督権限を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。
- CSSFは、管理会社に対して、本項に記載する条件の遵守につき監視するため、必要な情報の提供を継続的に求める。
- (10) 記入済みの申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。
- (11) 管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、上記(8)(f)にて言及される管理会社の経営陣の構成員は、CSSFが認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全に、明確かつ包括的な方法により書面にてCSSFに通知を行う義務を負うこととなる。

(12) CSSFは、管理会社が以下のいずれかに該当する場合に限り、2010年法第15章に従い、当該管理会社に付与した認可を取り消すことができる。

(a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月以上活動を中止する場合。

(b) 虚偽の申述またはその他の不正な手段により認可を取得した場合。

(c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。

(d) 認可が上記(3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用業務を含む場合、指令2006/49/ECの変更の結果、1993年法に適合しなくなった場合。

(e) 2010年法または同法に従って採用された規定に重大かつ組織的に違反した場合。

(f) 2010年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合。

管理会社が、(2010年法第116条に従い)集团的ポートフォリオ運用活動をクロス・ボーダーベースで行う場合、CSSFは、管理会社の認可を撤回する前に、UCITS所在加盟国の監督当局と協議する。

(13) CSSFは、一定の適格保有または保有額を有する、管理会社の株主または社員(直接か間接か、自然人か法人かを問わない。)の身元情報が提供されるまで、管理会社の業務を行うための認可を付与しない。管理会社における一定の保有は、1993年法第18条に基づく投資会社に適用されるものと同様の規定に服する。

CSSFは、管理会社の健全で慎重な運用の必要性を勘案し、上記の株主または社員の適格性が充たされないと判断する場合、認可を付与しない。

(14) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査を専門家としての適切な経験を有することが証明できる一または複数の承認された法定監査人(réviseurs d'entreprises agréés)に委ねることが条件とされる。

承認された法定監査人の変更は、事前にCSSFの承認を得なければならない。

3.2 ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社に適用される運用条件

(1) 管理会社は、常に上記3.1(1)ないし(5)および(8)ないし(9)に記載される条件に適合しなければならない。管理会社の自己資本は上記3.1(8)(a)に特定される水準を下回ってはならない。しかし、その事態が生じ、正当な理由がある場合、CSSFは、かかる管理会社に対し一定の期間でかかる事態を是正するか、または活動を停止することを認めることができる。

(2) 管理会社が運用するUCITSの性格に関し、またUCITSの管理行為につき常に遵守すべき慎重な規則の遂行にあたり、指令2009/65/ECに従い、管理会社は、以下を義務づけられる。

(a) 健全な運用上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備(金融セクターにおけるデジタル・オペレーショナル・レジリエンスに関する、規則(EC) No 1060/2009、規則(EU) No 648/2012、規則(EU) No 600/2014、規則(EU) No 909/2014および規則(EU) 2016/1011を改正する2022年12月14日付欧州議会および欧州理事会規則(EU) 2022/2554に従い設立および運営されるネットワークおよび情報システムに関するものを含む。)ならびに適切な内部運用メカニズム(特に、当該管理会社の従業員の個人取引や、自己勘定による投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。)を有すること。少なくとも、UCITSに係る各取引がその源泉、当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従い再構築が可能であること、ならびに管理会社が運用するUCITSの資産が約款または設立文書および現行法の規定に従い投資されていることを確保するものとする。

- (b) 管理会社と顧客、顧客間、顧客とUCITSまたはUCITS間の利益の相反により害されるUCITSまたは顧客の利益に対するリスクを最小化するように組織化され、構成されなければならない。
- (3) 上記3.1(3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用業務の認可を受けている管理会社は、
- 顧客からの事前の包括的許可がない場合、投資家の全部または一部のポートフォリオを自身が運用するUCITSの受益証券に投資してはならない。
 - 上記3.1(3)の業務に関し、信用機関および一定の投資会社の破綻に関する改正2015年12月18日法パート タイトル の規定ならびに1993年法第22 - 1条の規定に服する。
- (注) 上記規定により、当該管理会社はルクセンブルグに本拠を置く投資家補償制度の構成員であることを要する。
- (4) 管理会社は、事業のより効率的な遂行のため、管理会社を代理してその一または複数の業務を遂行する権限を第三者に委託することができる。この場合、以下の条件のすべてが充足されなければならない。
- a) 管理会社は、CSSFに適切に報告しなければならない。CSSFは、UCITS所在加盟国の監督当局に対し、情報を遅滞なく送信しなければならない。
 - b) 当該権限付与が管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならない。特に、投資家の最善の利益のために管理会社が活動し、UCITSが運用されることを妨げてはならない。
 - c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服する者のみに付与され、当該委託は、管理会社が定期的に設定する投資配分基準に適合しなければならない。
 - d) 当該権限付与が投資運用に関するものであり国外の者に付与される場合、CSSFおよび当該国の監督当局の協力関係が確保されなければならない。
 - e) 投資運用の中核的業務に関する権限は、保管受託銀行または受益者もしくは管理会社の利益と相反するその他の者に付与してはならない。
 - f) 管理会社の事業活動を行う者が、権限付与された者の活動を常に効果的に監督することができる方策が存在しなければならない。
 - g) 当該権限付与は、管理会社の事業活動を行う者が、権限が委託された者に常に追加的指示を付与し、または投資家の利益にかなう場合は直ちに当該権限付与を取り消すことができるものでなければならない。
 - h) 委託される権限の性格を勘案し、権限が委託される者は、当該権限を遂行する資格と能力を有する者でなければならない。
 - i) UCITSの目論見書に、管理会社が委託した権限を列挙しなければならない。
管理会社および保管受託銀行の責任は、管理会社が第三者に権限を委託したことにより影響を受けることはない。管理会社は、自らが単なる連絡機能のみを有することとなるような形の権限の委託をすることはしないものとする。
- (5) 事業活動の遂行に際し、2010年法第15章の認可を受けた管理会社は、常に行為規範により、以下を行う。
- (a) 事業活動の遂行に際し、管理会社が運用するUCITSの最善の利益および市場の信頼性のため、正直かつ公正に行為しなければならない。
 - (b) 管理会社が運用するUCITSの最善の利益および市場の信頼性のため、正当な技量、配慮および注意をもって行為しなければならない。
 - (c) 事業活動の適切な遂行に必要な資源と手続を保持し、効率的に使用しなければならない。
 - (d) 利益相反の回避に努め、それができない場合は、管理会社が運用するUCITSが確実に公正に取り扱われるようにしなければならない。

- (e) その事業活動の遂行に適用されるすべての規制上の義務を遵守し、投資家の最善の利益および市場の信頼性を促進しなければならない。
- (6) 2010年法第15章の認可を受けた管理会社は、自社が管理するUCITSの健全かつ効果的なリスク管理に合致し、これを推進する報酬に関する方針および実務を策定して、適用するものとする。この報酬に関する方針および実務は、管理会社が管理するUCITSのリスク・プロフィール、ファンド規則または設立文書に合致しないリスクを取ることを奨励したり、管理会社のUCITSの最善の利益のために行為する義務の遵守を損なったりするものではないものとする。
- 報酬に関する方針および実務には、固定と変動の要素がある給与と任意支払方式による年金給付が含まれる。
- 報酬に関する方針および実務は、その専門的業務が管理会社または管理会社が管理するUCITSのリスク・プロフィールに重大な影響を及ぼしうる上級管理職、リスクを取る者、内部統制担当者または従業員のうち上級管理職やリスクを取る者と同じ報酬区分に属する報酬総額の中から報酬を受ける従業員を含む各役職員に適用される。
- (7) 管理会社は、上記(6) に定める報酬方針を策定し、適用するにあたり、自社の規模、組織および事業の性質、範囲、複雑さに応じて、以下の各原則を適用ある範囲において遵守するものとする。
- (a) 報酬方針は、健全かつ効果的なリスク管理と合致し、これを推進するものであるものとし、管理会社が管理するUCITSのリスク・プロフィール、規則または設立文書と矛盾するリスクを取ることを奨励しない。
- (b) 報酬方針は、管理会社および管理会社が管理するUCITSの、および当該UCITSの投資家の、事業上の戦略、目的、価値観および利益に合致するものであるものとし、また、利益相反を回避する措置が含まれているものとする。
- (c) 報酬方針は、管理会社の経営陣がその監査機能の一環として採用し、経営陣は報酬方針の一般原則を少なくとも年1回の割合で見直し、報酬方針の実施につき責任を負い、これを監視するものとする。本項に関連する業務は、該当する管理会社において業務執行機能を担わずかつリスク管理および報酬についての専門的知識を有する経営陣の中の構成員のみによって執り行われるものとする。
- (d) 報酬方針の実施状況は、経営陣によりその監査機能の一環として採用された報酬の方針および手続の遵守について、少なくとも年1回の割合で、中央的かつ独立した形での社内見直しの対象とされる。
- (e) 内部統制機能を担っているスタッフは、同スタッフが負う責任に関連する目的の達成度に応じて報酬を受けるものとし、同スタッフが統制する事業分野の業績は問わない。
- (f) リスクの管理およびコンプライアンスの機能を担う上級役員の報酬は、報酬委員会が設置される場合は報酬委員会の直接の監視下に置かれる。
- (g) 報酬が業績に連動する場合、報酬総額は、個別の業績を評価する際、個人および関連する事業部門またはUCITSの各業績評価と、UCITSのリスクおよび管理会社の業績結果全般の評価の組み合わせに基づくものとし、財務および非財務それぞれの基準を考慮に入れるものとする。
- (h) 業績評価は、評価プロセスがUCITSのより長い期間の業績およびUCITSへの投資リスクに基づいて行われかつ業績ベースの報酬要素の実際の支払が管理会社が管理するUCITSの投資家に対して推奨する保有期間を通じて分散するよう、同期間に適切な複数年の枠組みの中で行われる。
- (i) 保証変動報酬は例外的に行われ、新規スタッフの雇用時のみに、最初の1年に限定してなされる。

- (j) 報酬総額の固定および変動の要素は、適切にバランスが取られ、固定報酬の要素は、報酬総額の相当部分とされ、変動報酬の要素を一切支給しない可能性も含めて変動要素を十分に柔軟な方針で運用することができるようにする。
- (k) 満期前の契約解約の場合の支払は、契約終了までの期間において達成された業績を反映するものとし、失策については不問とする形で設計する。
- (l) 変動報酬の要素またはプールされる変動報酬の要素を算定するために使用される業績を測定するため、関連する現在および将来のすべてのリスクの種類を統合することのできる包括的な調整メカニズムが含まれる。
- (m) UCITSの法制およびUCITSのファンド規則またはその設立文書に従うことを条件として、変動報酬の要素の相当部分は、また、いかなる場合においても少なくともその50%は、関連するUCITSの受益証券口数、同等の所有権または株式連動の証券もしくは本項において言及される証券と同等の効果的なインセンティブを提供する同等の非現金証券で構成される。ただし、UCITSの管理が管理会社が管理している全ポートフォリオの50%に満たない場合は、かかる最低限50%の制限は適用しない。
- 本項で言及される証券は、管理会社、その管理するUCITSおよび当該UCITSの投資家の各利益と報酬を受ける者のインセンティブとを連携させる目的で設計される適切な保有方針に従う。本項は、以下(n)に従って繰り延べられる変動報酬の要素の部分および繰り延べられない変動報酬の要素の部分のいずれにも適用される。
- (n) 変動報酬の要素の相当部分は、また、いかなる場合においても少なくともその40%は、UCITSの投資家に対して推奨される保有期間として適切と考えられる期間について、また、当該UCITSのリスク性質と正確に合致する期間について、繰り延べる。
- 本項で言及される期間は、少なくとも3年とする。繰延べの取決めに基いて支払われる報酬を受ける権利は、当該期間に比例して発生する。特に高額の変動報酬の要素の場合には、少なくとも60%は繰り延べられるものとする。
- (o) 変動報酬は、繰り延べられる部分も含めて、管理会社全体の財務状態に照らして管理会社が持続可能かつ事業部門、UCITSおよび該当する個人の各業績に照らして正当と認められる場合に限り、支払われまたは権利が発生する。
- 変動報酬の総額は、原則として、管理会社または該当するUCITSが芳しくないか好ましくない財務実績であった場合は、現在の報酬およびその時点で発生済みとされる金額を、ボーナス・マルス・システムやクローバック(回収)を含めて減額することを考えつつ大幅に縮小されるものとする。
- (p) 年金方針は、管理会社および管理会社が管理するUCITSの事業上の戦略、目的、価値観および利益に合致するものであるものとする。
- 従業員が定年退職より前の時点で管理会社を辞める場合、任意支払方式による年金給付は、退職後5年間は、上記(m)項に定める証券の形式で管理会社により保有されるものとする。従業員が定年退職する場合は、任意支払方式による年金給付は、同じく5年間の留保期間後に上記(m)項に定める証券の形式で支払われるものとする。
- (q) 役職員は、個人のヘッジ戦略または報酬に関する保険や役員賠償に関する保険を、その報酬の取決めに含まれるリスク調整効果を弱めるために利用しない旨約束する。
- (r) 変動報酬は、2010年法の法的要件を回避することを容易にするピークルや方式を通じては支払われない。

上記の各原則は、その専門的業務が管理会社または管理会社が管理するUCITSのリスク・プロファイルに重大な影響を及ぼしうる上級管理職、リスクを取る者、内部統制担当者または従業員のうち上級管理職やリスクを取る者と同じ報酬区分に属する報酬総額の中から報酬を受ける従業員を含む各役職員の利益のために行われる、管理会社が支払うその種類を問わない給付、成功報

酬を含めてUCITS自体が直接支払う金額、およびUCITSの受益証券もしくは投資証券の何らかの譲渡に適用される。

自社の規模またはその管理するUCITSの規模、その組織および活動の性質、範囲、複雑さにおいて重要な管理会社は、報酬委員会を設置するものとする。報酬委員会は、報酬に関する方針および実務、ならびにリスク管理に資するインセンティブについてその要求に合うかつ独自の判断を行うことができる形で構成されるものとする。

指令2009/65/EC第14a(4)で言及されるESMA指針に従って設置される報酬委員会(該当する場合)は、管理会社または関連するUCITSのリスクやリスク管理への配慮および経営陣がその監査機能の一環として行う場合を含む、報酬に関する決定の作成に責任を負うものとする。報酬委員会の議長は、該当する管理会社の経営陣の中で業務執行機能を担わない構成員が務めるものとする。報酬委員会の委員は、該当する管理会社の経営陣の中で業務執行機能を担わない構成員とする。

従業員が経営陣に占める割合が労働法上定められている管理会社に関しては、報酬委員会には、一もしくは複数の従業員代表者を含めるものとする。報酬委員会は、その決定を作成するにあたり、投資家その他ステークホルダーの長期的な利益および公共の利益を考慮に入れるものとする。

- (8) 管理会社は、管理会社が投資家の苦情に適切に対応することを確保し、かつ、管理会社が他の加盟国において設定されたUCITSを運用する場合、投資家によるその権利の行使に規制がないことを確保するため、2010年法第53条に従い措置を講じ、かつ適切な手続および取決めを設定するものとする。かかる措置により、投資家は、加盟国の複数の公用語または公用語のうちのいずれかにより苦情を提出することが認められなければならない。

管理会社は、UCITS所在加盟国の公的または監督当局の要求に応じて情報を提供することができるよう、適切な手続および取決めを設定するものとする。

- (9) 管理会社は、1993年法第1条(1)に規定する関連代理人を任命することができる。

管理会社が関連代理人の任命を決定する際、当該管理会社は、2010年法に基づき許可される行為の範囲内で、1993年法第37-8条に従う投資会社に適用される規則を遵守しなければならない。

3.3 設立の権利および業務提供の自由

- (1) 2010年法第15章に従い認可された管理会社が、その他の活動または業務を行うことを提案することなく、2010年法別表に定めるとおり自らが運用するUCITSの受益証券を支店を設置せずにUCITS所在加盟国以外の加盟国において販売することのみを提案する場合、当該販売は、2010年法第6章の要件のみに従うものとする。

- (2) 指令2009/65/ECに従い、他の加盟国の監督当局により認可された管理会社は、支店の設置によるかまたは業務提供の自由に基づき、ルクセンブルグで、当該認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動をルクセンブルグで行うための手続および条件を定めている。

- (3) 2010年法第15章に従い認可された管理会社は、支店の設置によるかまたは業務提供の自由に基づき、他の加盟国の領域内で、認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動を他の加盟国で行うための手続および条件を定めている。

3.4 UCITS管理会社に適用される規則

CSSF規則No.10-4は、管理会社の基本的な設立要件ならびにその利益相反、業務遂行およびリスク管理に関する要件を定めている。

2018年8月23日、CSSFは、以前適用されていたCSSF告示12/546に代替する告示18/698を発行した。

ルクセンブルグのUCITS管理会社および自己運用型投資法人のみを対象としたCSSF告示12/546とは異なり、CSSF告示18/698は、あらゆる投資ファンド運用会社(すなわち、UCITS管理会社および自己運用型投資法人だけでなく、第16章管理会社、AIFMおよび2013年法第4条第1項b)の意味における内部運用されるAIF)および登録事務代行会社の機能行使する事業体を対象としている。

当該告示により、CSSFは、投資ファンド運用会社の認可に関するその最新の規制上の慣行を確認するとともに、投資ファンド運用会社の活動の量および性質を考慮して投資ファンド運用会社が適切な人材を利用できるようにする必要性を特に重視しつつ、CSSFが投資ファンド運用会社の内部組織、実体、方針および手続に特に注意を払っていることを示している。この点において、CSSF告示18/698は、()投資ファンド運用会社により要求される業務執行役員および従業員の人数、ならびに()取締役および業務執行役員が有することが認められる権限の数を定めている。

後者は、当該告示が投資ファンド運用会社に影響を及ぼすだけでなく、投資ファンド運用会社、UCITS、AIFおよびこれらに関連する特別目的ビークルの取締役会の構成員に影響を及ぼすことを意味する。

さらに、CSSF告示18/698は、投資信託、その投資家、販売に関与する仲介業者および投資信託のために行われる投資に関連するマネーロンダリングおよびテロ資金供与の防止に関してCSSFが期待することを明確にしている。

CSSFは、投資ファンド運用会社に対し、運用委員会会議および取締役会の開催に関して形式に従うよう要求しており、統治組織およびCSSFのために異なる報告書を作成することについても言及している。

当該告示は、デュー・ディリジェンスおよび委託先の継続的な監視の要件について追加的な説明を提供している。

また、CSSFは、投資ファンド運用会社に適用される内部統制、管理機能、運用機能および技術基盤の要件を、MiFIDファームに適用される要件により厳密に一致させている。

2019年12月20日、CSSFは、オープン・エンド型UCIの流動性リスク管理に関するIOSCOの勧告を実施する告示19/733を公表した。当該告示は、運用される各UCIのレベルにおける強固かつ効果的な流動性リスク管理プロセスの実施のために、管理会社がIOSCOの勧告(当該告示に添付される。)を適用することおよび関連するIOSCOの良好な慣行(IOSCOのウェブサイトですべて入手可能である。)を利用することをCSSFが期待していることを明確にするものである。

IOSCOの勧告において扱われる流動性リスク管理プロセスの主要な要素は、当該告示において要約されている。すなわち、UCIの設計プロセス、UCIの日々の流動性管理および危機管理計画である。

4. ルクセンブルグのUCITSに関する追加的な法律上および規制上の要件

4.1 ルクセンブルグのUCITSの認可、登録および監督

4.1.1 UCITSの認可および登録

2010年法第129条および第130条は、ルクセンブルグ内で活動するすべてのファンドの認可・登録に関する要件を規定している。

() 次の投資信託はルクセンブルグのCSSFから正式な認可を受けることを要する。

- ルクセンブルグの投資信託は、設立または設定の日から1か月以内に認可を受けること。
- EU加盟国以外の国の法律に基づいて設立・設定されまたは運営されている投資信託および他のEU加盟国で設立・設定された投資信託ではあるが譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(UCITS)でないものについては、その証券がルクセンブルグ大公国内またはルクセンブルグ大公国から外国に向けて募集または販売される場合には、当該募集または販売を行う以前に認可を受けること。

() 認可を受けたUCIは、CSSFによってリストに登録される。かかる登録は認可を意味する。

() ルクセンブルグ法、規則およびCSSFの告示の条項を遵守していない投資信託は、認可を拒否または登録を取り消されることがある。CSSFのかかる決定およびCSSFの制裁その他の行政措置に関する決定に対し不服がある場合には、行政裁判所(tribunal administratif)に不服申立をすることができ、かかる裁判所が当該申立の実体を審理する。ただし、不服申立がなされた場合も決定の効力は停止されない。当該申立は、争われている決定の通知日から1か月以内になされなければならない。これが満たされない場合は申立ができない。登録の取消の決定が効力を

発生した場合、ルクセンブルグの地方裁判所は、検察官またはCSSFの要請に基づき、該当するルクセンブルグのUCIの解散および清算を決定する。

CSSFの権限と義務は、2010年法第133条に定められている。

4.1.2 投資家に提供される情報

2010年法第150条は投資信託による目論見書、年次報告書および半期報告書の公表義務を定義している。

2010年法の第159条は、UCITSが、簡潔、かつ、専門的でない用語により記載された主要投資家情報文書(以下「UCITS KIID」という。)を公表する義務も規定している。

2010年法は、さらに以下の公表義務を定めている。

- 投資法人および管理会社は、自己が運用している各FCPのために、目論見書およびKIDおよびそれらの変更、ならびに年次報告書および半期報告書をCSSFに送付しなければならない。
- KIDは、投資家がUCITSの受益証券/投資証券の申込みを行う前に、無償で投資家に提供されなければならない。

KIDは、加盟国以外の国の投資家に必ずしも提供される必要はない。ただし、かかる国の監督当局が、当該情報を投資家に提供するように要求する場合を除く。

さらに、目論見書および直近の公表されている年次報告書および半期報告書が、請求により無償で投資家に提供されなければならない。

- 投資家は、年次報告書および半期報告書を、目論見書およびKIDに記載された方法により入手できる。
- 年次報告書および半期報告書は、請求により投資家に無償で提供される。
- 監査済年次報告書ならびに監査済または未監査の半期報告書は、当該期間終了以降、4か月および2か月以内に公表されなければならない。

PRIIPs規則に従い、いわゆる「PRIIP」についてEUの個人投資家に対して助言、募集または販売する者および団体は、規則1286/2014に記載されるとおり、かかる個人投資家がPRIIPに投資する前にかかる個人投資家に対して主要情報文書(以下「PRIIPs KID」という。)を交付する必要がある。

「PRIIP」との用語は、パッケージ型個人向け投資金融商品をいう。

PRIIPs規則は、2018年1月1日から適用され、2023年1月1日以降、UCITSは、PRIIPs KIDを作成しなければならない。

PRIIPs規則の目的は、() PRIIPs KID(最大A4 3頁)を通じて統一化および標準化された情報の提供を確保することにより、個人投資家保護を向上させることならびに() PRIIP市場の参加者全員(PRIIPの設定者、助言者および販売者)に対しEU全体で統一化された規則および透明性を課すことである。

PRIIPのコンセプトには、(クローズド・エンドかオープン・エンドかを問わず、UCITSを含む)あらゆる種類の投資ファンド、(その基礎形態が何であるかを問わず、かつ仕組預金を含む)仕組商品および(変額年金商品および配当付商品を含む)保険の方式による投資が含まれる。除外される投資商品はごく少数で、生命保険以外の商品、仕組預金以外の預金、雇用者による資金拠出が要求される個人年金商品である。

UCITSの受益証券/投資証券の販売に関する一切の広告においては、目論見書(および該当ある場合はUCITS KIID/PRIIPs KID)が入手可能である旨について記載し、および入手場所を示さなければならない。

4.1.3 ルクセンブルグのUCITSに適用される主な規制

- 2011年7月1日時点での欧州のマネー・マーケット・ファンドに共通の定義に関する2010年5月19日付CESRガイドライン10-049(改正済)およびMMF規則(マネー・マーケット・ファンドに関する2017年6月14日付欧州議会および欧州理事会規則(EU)2017/1131)

- 設立要件、利益相反、業務遂行、リスク管理ならびに保管受託銀行および管理会社との契約の内容についての指令2009 / 65 / ECを実施する2010年7月1日付委員会指令2010 / 43 / EUを法制化する2010年12月22日付CSSF規則No.10 - 4 (2022年7月27日付CSSF規則No.22 - 05により改正済)
- ファンドの併合、マスター・フィーダー構造および通知手続に係る特定の規定についての指令2009 / 65 / ECを実施する2010年7月1日付委員会指令2010 / 44 / EUを法制化する2010年12月22日付CSSF規則No.10 - 5 (改正済)
- ルクセンブルグの投資信託および投資ファンド運用会社が販売前およびクロス・ボーダーの販売において遵守すべき新たな通知および通知解除の手続に関するCSSF告示22 / 810 (CSSF告示11 / 509を廃止)
- 運用開始前のコンパートメント、再開待ちのコンパートメントおよび清算中のコンパートメントに関連する2012年7月9日付CSSF告示12 / 540
- 2010年法パート に服するUCITSの預託機関を務める信用機関およびその管理会社により代表されるすべてのUCITS (場合に応じて) に適用される規定に関するCSSF告示16 / 644 (CSSF告示18 / 697により改正済)
- SFT規則 (規則 (EU) No. 648 / 2012を改正する、証券金融取引および再使用の透明性に関する2015年11月25日付欧州議会および欧州理事会規則 (EU) 2015 / 2365)
- 規則 (EU) No 648 / 2012 (EMIR) に基づく報告に関するESMA指針の適用に関するCSSF告示23 / 846
- ベンチマーク規則 (指令2008 / 48 / ECおよび指令2014 / 17 / EUならびに規則 (EU) No. 596 / 2014を改正する、金融商品および金融契約のベンチマークとしてまたは投資ファンドのパフォーマンスを測定するために用いられる指数に関する2016年6月8日付欧州議会および欧州理事会規則 (EU) 2016 / 1011) (改正済)
- SFDR (金融サービスセクターにおける持続可能性に関連する開示に関する2019年11月27日付欧州議会および欧州理事会規則 (EU) 2019 / 2088) (改正済)
- タクソノミー規則 (規則 (EU) 2019 / 2088を改正する、持続可能な投資を促進するための枠組みの確立に関する2020年6月18日付欧州議会および欧州理事会規則 (EU) 2020 / 852)
- 純資産価額の計算過誤、投資規則不遵守の事例およびその他UCIレベルで過誤が生じた場合の投資家保護に関するCSSF告示24 / 856

4.2 ルクセンブルグのUCITSに適用される追加的な規制

() 公募または販売の承認

2010年法第129条第1項は、すべてのルクセンブルグのファンドが活動を行うためにはCSSFの認可を受けなければならない旨規定している。

() 設立文書の事前承認

2010年法第129条第2項は、CSSFが設立文書または約款および保管受託銀行の選定を承認した場合にのみファンドが認可される旨規定している。

() 2010年法パート に従うUCITSは、上記() に定める条件のほか、以下の条件を満たさない限り、CSSFにより認可されないものとする。

a) FCPは、当該FCPを運用するための管理会社の申請書をCSSFが承認した場合に限り認可されるものとする。管理会社を指定した投資法人は、当該投資法人を運用するために指定された管理会社の申請書をCSSFが承認した場合に限り認可されるものとする。

b) 上記a) を損なうことなく、ルクセンブルグにおいて設立されたUCITSが指令2009 / 65 / ECに従う管理会社により運用され、指令2009 / 65 / ECに基づき他の加盟国の管轄当局により認可されている場合、CSSFは、2010年法第123条に従い、当該UCITSを運用するための管理会社の申請書について決定するものとする。

2010年法第129条第4項に基づき、CSSFは、以下の場合、2010年法第2条の範囲内においてUCITSの認可を拒否することがある。

- a) 投資法人が2010年法第3章に定める前提条件を遵守していないことを立証した場合
- b) 管理会社が2010年法第15章に基づきUCITSを運用することを認可されていない場合
- c) 管理会社がその所在加盟国においてUCITSを運用することを認可されていない場合

2010年法第27条第1項を損なうことなく、管理会社または投資法人(該当する場合)は、完全な申請書が提出されてから2か月以内に、UCITSの認可が付与されたか否かにつき通知を受けるものとする。

() 販売資料

2005年4月6日付CSSF告示05/177によると、販売用資料については、それが利用される外国の権限ある当局による監督に服していない場合であっても、コメントを得るためにCSSFに提出する必要はないものとされている。ただし、CSSFの監督に服する者および会社は、提供する業務につき誤解を生じさせる勧誘資料を作成せず、また、必要に応じてかかる業務に固有の特定のリスクにつき言及するなどして、ルクセンブルグ内外の金融界の行為準則を継続的に遵守しなければならない。

これらの文書には、ルクセンブルグの法令により要求される情報に加えて、当該文書が用いられるルクセンブルグ以外の国において要求されるすべての情報を記載せねばならない。

2022年1月30日、CSSFは、規則(EU)No.345/2013、規則(EU)No.346/2013および規則(EU)No.1286/2014を改正する、集団投資事業のクロス・ボーダーの販売の促進に関する2019年6月20日付欧州議会および欧州理事会規則(EU)2019/1156(改正済)に基づくマーケティング・コミュニケーションに関するESMA指針(同指針は2021年8月2日に公表された。)の適用に関する告示22/795を公表した。この告示において、CSSFは、当該マーケティング・コミュニケーションのオンライン上の側面も考慮することにより、UCITSおよびAIFのマーケティング・コミュニケーションがマーケティング・コミュニケーションであることの識別、UCITSまたはAIFの受益証券/投資証券を購入する上でのリスクおよびリターンに関する等しく目立つ形での説明ならびにマーケティング・コミュニケーションの公正、明確かつ誤解を招かない性質に関する共通原則を確立するESMA指針をCSSFが適用し、取り入れることを確認している。

() 目論見書の記載情報

目論見書は、提案された投資について投資家が情報を得た上で判断を行うことができるようにするための必要な情報、特に、投資に付随するリスクに関する情報を含むものでなければならない。目論見書は、投資する商品のいかににかかわらず、投資信託のリスク概要について明瞭かつ分かりやすい説明をしなければならない。

保管受託銀行に関しては、UCITS の規則により、パート ファンドの目論見書において以下の情報を開示することを求められる。

- ・ 保管受託銀行の特定とその職務の詳細
- ・ UCITS、投資家、管理会社および保管受託銀行の間の潜在的な利益相反の開示
- ・ 保管受託銀行が委託する保管機能の詳細、委託先および再委託先のリストならびにかかる委託により生じる可能性のある利益相反
- ・ 上記に関する最新の情報が要請に応じて投資家に公開される旨の記載
- ・ すべての資産の保管を集中させるために単一のまたは限定的な第三者を利用することの開示

2010年法のパート の範囲内に該当するUCITSに関しては、目論見書に以下の情報のいずれかを記載するものとする。

- a) 最新の報酬方針の詳細(報酬および給付の計算方法の詳細、報酬および給付の付与に責任を負う者の特定(存在する場合には、報酬委員会の構成を含む。))を含むが、これらに限られない。)

b) 報酬方針の要約、ならびに最新の報酬方針の詳細(報酬および給付の計算方法の詳細、報酬および給付の付与に責任を負う者の特定(存在する場合には、報酬委員会の構成を含む。))を含むが、これらに限られない。)をウェブサイトで公開する旨(当該ウェブサイトへの言及を含む。)および要請に応じて紙による写しを無料で公開する旨の記載

目論見書は、少なくとも2010年法の別紙 のスケジュールAに記載される情報を含まなければならない。ただし、これらの情報が当該目論見書に付属する約款または設立文書に既に記載されている場合はこの限りではない。

() 目論見書の更新義務

2010年法第153条は、完全な目論見書の重要な部分は常に更新されなければならない旨を規定している。

() 財務報告および監査

1915年法第461 - 6条第2項の一部修正により、SICAVは、年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および関連する場合は監査役会の見解を、年次投資主総会の招集通知と同時に登録受益者に対して送付することを要しない。招集通知には、これらの文書を投資家に提供する場所および実務上の取決めを記載するものとし、各投資家が年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および監査役会の見解(該当する場合)の送付を請求することができる旨を明記するものとする。

1915年法の規定により、公開有限責任会社の取締役会は、事業年度の貸借対照表および損益計算書がルクセンブルグの商業および法人登記所に提出されている旨をRESAに公告する義務を負っている。

2010年法第154条は、ルクセンブルグの投資信託が年次報告書に記載される財務情報について、承認された法定監査人(reviseur d'entreprises agréé)による監査を受けなければならない旨を規定している。承認された法定監査人は、その義務の遂行にあたり、UCIの報告書またはその他の書類における投資家またはCSSF向けに提供された情報が当該UCIの財務状況および資産・負債を正確に記載していないと確認した場合は、直ちにCSSFに報告する義務を負う。承認された法定監査人はさらに、CSSFに対して、承認された法定監査人がその職務遂行に当たり知りまたは知るべきすべての事項についてCSSFが要求するすべての情報または文書を提供しなければならない。

CSSFは、そのリスク・ベースの監督を改善する観点から、2021年12月末に健全性上の目的およびAML/CFTの目的において三つの告示を公表した。これらの告示は、いわゆる「長文式報告書」の作成を求めた、UCITSおよびパート ファンドの監査人の業務指針に関する2002年12月6日付CSSF告示02/81に定められる要件を修正(し、代替)するものである。これらの告示は、見直された要件を他の規制を受ける事業体(SIF、SICARおよび投資ファンド運用会社)まで拡大適用するものである。

- CSSF告示21/788は、マネーロンダリングおよびテロ資金供与の防止に関する2012年12月14日付CSSF規則12-02(改正済)第49条において言及される承認された法定監査人(reviseur d'entreprises agréé)による新たなAML/CFT外部報告書の作成を導入するものである。
- CSSF告示21/789は、すべての認可を受けた投資ファンド運用会社、自己運用SICAVおよび自己運用AIFについて新たな自己評価質問票(以下「SAQ」という。)を導入するものである。同告示は、承認された法定監査人(reviseur d'entreprises agréé)の新たな要件を導入し、マネジメント・レターに適用される具体的な規制上の枠組みを定めるものでもある。この告示は、2010年法第125-1条の対象となる第16章管理会社に対するCSSF告示21/789の適用範囲を明確化し、マネジメント・レターの送信手続に関してCSSF告示18/698および19/708を廃止するCSSF告示23/839によって改正されている。

- CSSF告示21 / 790は、すべてのUCITS、パート ファンド、SIFおよびSICARについて新たなSAQを導入するものである。同告示は、承認された法定監査人の新たな要件を導入し、マネジメント・レターに適用される具体的な規制上の枠組みを定めるものでもある。

() 財務報告書の提出

2010年法第155条は、ファンドは年次報告書および半期報告書をCSSFに提出しなければならない旨を規定する。

2010年法第147条は、CSSFが、UCIに対しその義務の遂行に関する情報の提供を要求することができるとともに、当該目的のために、自らまたは任命する者を通じて、UCIの帳簿、会計書類、登録簿その他の記録および書類を検査することができる旨規定している。

IML告示97 / 136 (CSSF告示08 / 348により改正) およびCSSF告示15 / 627に従い、2010年法に基づきルクセンブルグで登録されているすべての投資信託は月次および年次の財務書類をCSSFに提出しなければならない。

() 罰則規定およびその他の行政措置

1915年法および2010年法に基づき、1人または複数の取締役または投資信託 (fonds d'investissement) の事務管理または運用に対して形式を問わず責任を有するその他の者が、同法の規定に違反した場合、禁固刑および/または、一定の場合には5,000,000ユーロ (または経営陣により承認された最新の入手可能な計算書に基づく法人の年間総売上高の10%) 以下の罰金刑に処される。

(1) 2010年法の下、2010年法第148条第1項ないし第3項に言及される場合において、CSSFは、下記(2)記載の制裁およびその他の行政措置を、以下に対して課することができる。

- 2010年法パート およびパート に従うUCI、その管理会社、保管受託銀行およびCSSFの監督に服する、UCI業務に貢献する事業
- 直前の項目に言及される事業体の経営陣もしくは監査役会の構成員または2010年法第129条第(5)項に規定する範囲の当該事業体の業務を有効に行う者
- (UCIが任意清算される場合) 清算人

(2) かかる場合において、CSSFは、以下の処罰およびその他の行政措置を課することができる。

- a) 責任を負うべき者および法律違反の性質を特定する声明
- b) 責任を負うべき者に対し違法行為の停止および再犯の排除を求める命令
- c) (UCIまたは管理会社の場合) UCIまたは管理会社の認可の停止または取消し
- d) 管理会社もしくはUCIの経営陣の構成員、または管理会社もしくはUCIにより雇用された、責任を負う他の自然人に対する、これらの団体もしくはその他類似の団体の経営機能の行使の一時禁止令または(度重なる重大な法令違反の場合) 永久禁止令
- e) (法人の場合) 5,000,000ユーロ以下の罰金または経営陣により承認された最新の入手可能な計算書に基づく法人の年間総売上高の10%以下の金額(法人が親会社である場合または指令2013 / 34 / EUに従って連結財務諸表を作成しなければならない親会社の子会社である場合は、会計領域の関連するEU法に従い、最終親会社の経営陣により承認された最新の入手可能な計算書に基づく関連する年間総売上高が、年間総売上高または対応する種類の収益となるものとする。)
- f) (自然人の場合) 5,000,000ユーロ以下の罰金
- g) 上記e) およびf) の代わりとして、法律の違反から生じた利益が決定される場合、(上記e) およびf) の上限金額を上回る場合であっても) 当該利益の少なくとも2倍の金額以下の罰金

(3) 2010年法の規定の違反に対する行政制裁または行政措置を課する決定(不服申立てが存在しないものに限られる。)について当該制裁または措置を課せられた者が知らされた後、CSSFは、不当な遅滞なく、CSSFのウェブサイト上で当該決定を公表するものとする。かかる公表は、少なくとも、当該違反の種類および性質ならびに責任を負うべき者の身元に関する情報を含むものとする。当該義務は、調査の性質を有する措置を課する決定には適用されない。

ただし、法人の身元もしくは自然人の個人データの公表の均衡性を個別に評価した後において、当該公表は均衡性に欠くとCSSFが判断した場合、または、公表することで金融市場の安定性もしくは継続中の調査が危険にさらされる場合、CSSFは、以下のいずれかを行うものとする。

- a) 非公表とする理由がなくなるまで、当該制裁または措置を課する決定の公表を延期すること。
- b) 適用法を遵守する方法により、匿名で当該制裁または措置を課する決定を公表すること(当該匿名による公表により、関係する個人データの効果的な保護が確保される場合に限られる。)
- c) (上記a)およびb)に定める選択肢について、以下を確保するには不十分であると判断された場合)制裁または措置を課する決定を公表しないこと。
 -) 金融市場の安定性が危険にさらされないこと。
 -) 重要ではない性質を有するとみなされる措置に関する当該決定の公表の均衡が取れていること。

CSSFが匿名で制裁または措置を公表することを決定した場合、関連するデータの公表は、合理的な期間、延期される場合がある。ただし、当該期間内に、匿名の公表とする理由がなくなるとみなされる場合に限られる。

(4) また、CSSFは、制裁または措置を課する決定が不服申立てに服する場合、その旨の情報および当該不服申立ての結果に関するその後の情報を、CSSFの公式ウェブサイト上で直ちに公表するものとする。制裁または措置を課する従前の決定を無効とする決定についても、公表するものとする。

(5) 本条に従った制裁または措置の公表は、公表後5年から10年の間、CSSFのウェブサイト上に掲載され続けるものとする。

(6) 指令2009/65/ECの第99e条第(2)項に従い、CSSFがUCITS、管理会社またはUCITSの保管受託銀行に関する行政処罰または行政措置を公開した場合、CSSFは、それと同時に、当該行政処罰または行政措置をESMAに報告するものとする。

さらに、CSSFは、上記(1)c)に従い、課せられたが公表されていない行政処罰(当該行政処罰に関する不服申立ておよびかかる不服申立ての結果を含む。)をESMAに報告するものとする。

(7) CSSFが行政処罰または行政措置の種類および罰金の水準を決定した場合、CSSFは、それらが効果的で、均衡が取れており、制止的であることを確保するとともに、以下(該当する方)を含む、一切の関連する状況を考慮するものとする。

- a) 違反の重大性および期間
- b) 違反につき責任を負うべき者の責任の程度
- c) 例えば、法人の場合は総売上高または自然人の場合は年間所得により記載される、違反につき責任を負うべき者の財務力
- d) 違反につき責任を負うべき者が得た利益または回避した損失の重要性、他者に対する損害および(該当する場合)市場または広範な経済の機能性に対する損害(それらが決定される範囲に限られる。)

- e) 違反につき責任を負うべき者によるCSSFに対する協力の程度
 - f) 違反につき責任を負うべき者の従前の違反
 - g) 違反の後において当該違反につき責任を負うべき者により講じられた再犯防止措置
- (8) CSSFは、2010年法の規定の潜在的または実際の違反の報告を勧奨する効果的かつ信頼できるメカニズム(かかる違反の報告について連絡を取れる経路の確保を含む。)を確立する。
- (9) 上記(8)に言及されたメカニズムには、少なくとも、以下が含まれる。
- a) 違反報告の受領およびその後の対応に関する具体的な手続
 - b) UCI、管理会社、保管受託銀行およびCSSFの監督に服する、UCI業務に貢献する事業の従業員で、これらの内部で犯された違反を報告した従業員を、少なくとも報復、差別その他の類の不公平な扱いから適切に保護すること
 - c) 個人データの処理に係る個人の保護に関する改正2002年8月2日法に従い、違反報告者および違反に責任を負うべきと主張される自然人の双方の個人データを保護すること⁴
 - d) 追加の調査またはその後の司法手続において開示が必要となる場合を除き、違反報告者に関していかなる場合においても秘密が保証されるようにする明確な規則
- (10) 上記(1)に言及されたUCI、管理会社、保管受託銀行およびCSSFの監督に服する、UCI業務に貢献する事業の従業員による違反の報告は、契約または法令もしくは行政規定により強制される情報開示制限の違反を構成せず、かかる報告に関するいかなる責任も報告者に負わせることはない。
- (11) UCI、管理会社、保管受託銀行およびCSSFの監督に服する、UCI業務に貢献する事業は、特定の独立した自律的な経路を通じて内部から違反を報告できるように自らの従業員のために適切な手続を設ける。
- () CSSFへの報告義務
- CSSFへの定期的な報告に加えて、管理会社およびUCIは、健全性監督の目的でCSSFに送信されるアドホックな情報を含む多くのアドホックな報告要件に従う。

4.3 清算

4.3.1 投資信託の清算

2010年法は、ルクセンブルグ法に基づいて設立・設定された投資信託の清算に関し、さまざまな場合を規定している。

FCPまたはSICAVの存続期間が終了した場合、約款の規定に基づきFCPが終了した場合または投資主総会決議によって会社型投資信託が解散された場合には、設立文書もしくは規約または適用される法令の規定に基づいて清算が行われる。

4.3.1.1 FCPの強制的・自動的解散

- a) 管理会社または保管受託銀行がその権限を停止し、下記b)にて言及される特定の状況に反することなしに通知期間の終了時または2か月以内に後任が見付からない場合
- b) 管理会社が破産宣告を受けた場合
- c) 連続して6か月を超える期間中、純資産価額が法律で規定されている最低額の4分の1を下回った場合

(注) 純資産価額が法律で要求される最低額の3分の2を下回った場合、自動的には清算されないが、CSSFは清算を命じることができる。この場合、清算は管理会社によって行われる。

⁴

個人データの処理に係る個人の保護に関する2002年8月2日法は、データ保護国家委員会を設立し、また、個人データの処理に関連する自然人の保護および当該データの自由な移動に関する2016年4月27日付欧州議会および欧州理事会規則(EU)2016/679を施行し、また、労働法および公務員の昇進に関する処理の体制および条件ならびに手続を制定する改正2015年3月25日法を改正する、指令95/46/EC(一般データ保護規則)を廃止する、2018年8月1日付ルクセンブルグ法により廃止された点に留意されたい。

4.3.1.2 SICAVについては以下の場合には投資主総会に解散の提案がなされなければならない。

- a) 資本金が、法律で規定される資本の最低額の3分の2を下回る場合。この場合、定足数要件はなく、単純多数決によって決定される。
- b) 資本金が、上記最低額の4分の1を下回る場合。この場合、定足数要件はなく、当該SICAVの解散の決定は、かかる投資主総会において4分の1の証券またはパートナーシップ持分を保有する投資主によって決定される。
- c) 投資主総会は、資本金が最低資本金の3分の2または4分の1を下回ったことが判明してから40日以内に開催されるよう招集されるものとする。
- d) SICAVの設立文書に総会に関する定めがない場合、取締役またはマネージャーは、SICAVの資本金が法律で規定される最低額の3分の2を下回った場合に遅滞なくCSSFに報告するものとする。かかる場合、CSSFは、状況を考慮して、取締役またはマネージャーに対しSICAVの清算を要求することができる。

その他の法的形態については、異なる清算プロセスが存在する場合がある。

4.3.1.3 ルクセンブルグ法の下で存続するすべての投資信託は、CSSFによる登録の取消または拒絶およびそれに続く裁判所命令があった場合に解散される。

4.3.2 清算の方法

4.3.2.1 通常の清算

清算は、通常、次の者により行われる。

a) FCP

管理会社、または管理会社によってもしくは約款の特別規定(もしあれば)に基づき受益者によって選任された清算人

b) 会社型投資信託

投資主総会によって選任された清算人

清算は、CSSFがこれを監督し、清算人については、監督当局の異議のないことを条件とする(2010年法第145条第1項)。

清算人がその就任を拒否し、またはCSSFが提案された清算人の選任を承認しない場合は、地方裁判所の商事部門が利害関係人またはCSSFの請求により清算人を申請するものとする。

清算の終了時に、受益者または投資主に送金できなかった清算の残高は、原則として、ルクセンブルグの国立機関であるCaisse de Consignationに預託され、権限を有する者は同機関において受領することができる。

4.3.2.2 裁判所の命令による清算

地方裁判所の商事部は、CSSFの請求によって投資信託を解散する場合、2010年法第143条および裁判所命令に基づく手続に従いCSSFの監督のもとで行為する清算人を選任する。清算業務は、裁判所に清算人の報告が提出された後裁判所の判決によって終了する。未分配の清算残高は上記4.3.2.1に記載された方法で預託される。

2013年法に従うオルタナティブ投資ファンド

2013年7月15日に、AIFMをルクセンブルグ法に法制化するオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日付が公表された。

() 2013年法に従い、その通常業務が一または複数のAIFを運用することである法人は、(当該AIFMが2013年法の適用外である場合を除き) 2013年法を遵守しなければならない。AIFとは、以下の投資信託(そのコンパートメントを含む。)をいうと定義される。

- a) 多数の投資家から資金を調達し、かかる投資家の利益のために、定められた投資方針に従ってその資金を投資することを目的としており、かつ、
- b) 指令2009/65/EC第5条に基づき認可を必要としない投資信託。

- () 2013年法は、以下のAIFMには適用されない。
- a) AIFM、AIFMの親会社もしくは子会社またはその他AIFMの親会社の子会社のみが投資家であるAIFを運用する、ルクセンブルグで設立されたAIFM(ただし、かかる投資家のいずれも、それ自体がAIFではないことを条件とする。)
 - b) ルクセンブルグで設立されたAIFMであり、共同運用もしくは共同管理により、または、直接的もしくは間接的な実質的保有により、当該AIFMと関連する会社を通じて、以下のいずれかのAIFのポートフォリオを直接的または間接的に運用するAIFM
 - (i) その運用資産(レバレッジの利用を通じて取得される資産を含む。)の総額が100百万ユーロの限度額を超えないAIF、もしくは
 - () レバレッジされておらず、各AIFへの当初投資日から5年間行使可能な買戻請求権を有していないAIFによりポートフォリオが構成される場合は、その運用資産の総額が500百万ユーロの限度額を超えないAIF

(それぞれを「最低限度額」という。)

AIFMは、上記b)()に基づき2013年法の適用が除外される場合であっても、CSSFへの登録を行わなければならない(以下「登録AIFM」という。)。登録AIFMは、CSSFへの登録時に、当該AIFMが運用するAIFを特定し、かかるAIFの投資戦略に関する情報をCSSFに提供する。登録AIFMは、その登録の完了後、CSSFに対し、CSSFが効率的にシステミック・リスクを監視できるようにするために、当該AIFMの主たる取引手段に関する情報、元本のエクスポージャーに関する情報、および当該AIFMが運用するAIFの最も重要な投資の集中に関する情報を定期的に(少なくとも年に一度)提供しなければならない。登録AIFMが最低限度額を上回る場合、当該AIFMは、CSSFにかかる変更を通知し、完全な認可の申請を行わなければならない。

当該AIFMは、AIFMDパスポート(下記 1.6を参照のこと。)の恩恵を受けることはなく、このためパート ファンドの販売は、国内私募規則に今後も準拠する。

1 . 2013年法に従うAIFM および保管受託体制

1.1 AIFM

1.1.1 AIFMの概要

AIFの資格を有するルクセンブルグのファンドは、次に掲げるいずれかの例外が適用される場合を除き、認可済みAIFMにより運用されるものとする。

- a) AIFMが、AIFによりまたはAIFのために選任される法人であり、かかる選任を通じてAIFを運用することにつき責任を負う「外部AIFM」である場合。
- b) AIFMが、AIFの法的形態により内部運用が可能な場合で、AIFの統治組織が「外部AIFM」を選任しないことを選択した場合におけるAIFそれ自体(かかる場合、「内部AIFM」、すなわちAIFそれ自体がAIFMとして認可される必要がある。)である場合。

内部で運用されるAIFは、2013年法別表 に記載されるAIFの内部運用行為以外の行為に従事しないものとする。

前段落とは別に、外部AIFMは、さらに以下の業務を提供することができる。

- a) 指令2003 / 41 / EUの第19条第 1 項に従い、投資家の権限付与に従い、顧客毎に一任ベースで行う年金基金および退職金運用機関により所有される投資ポートフォリオを含むこれらの運用
- b) 付随的業務としての
 -) 投資顧問業務
 -) 投資信託の投資証券または受益証券に関する保管および管理事務業務
 -) 金融証書に関する注文の受理および送達

AIFMは、2013年法第 2 章に基づき以下の業務の提供を認可されない。

- a) 上記段落に記載される業務のみ

- b) 上記段落の a) に記載される業務について認可を得ることなく、上記段落の b) に記載される付随的業務
- c) 管理事務、販売行為のみおよび/またはAIFの資産に関する行為
- d) リスク管理業務の提供を伴わないポートフォリオ運用業務またはポートフォリオ運用業務を伴わないリスク管理業務

1.1.2 AIFMの認可

ルクセンブルグで設立されたAIFMの行為を開始するには、CSSFの認可を条件とする。

認可申請は、以下の情報を含むものとする。

- a) AIFMの事業を実質的に行う者に関する情報
- b) 適格持分を有するAIFMの株主または社員(直接か間接か、自然人か法人かを問わない。)の身元およびこれらの保有額に関する情報
- c) AIFMが2013年法第2章(AIFMの認可)、第3章(AIFMの運営条件)および第4章(透明性要件)および、適用ある場合、第5章(特定タイプのAIFを運用するAIFM)、第6章(EU AIFMのEUにおけるEU AIFの販売および運用権限)、第7章(第三国に関する具体的規則)および第8章(個人投資家に対する販売)を遵守する方法に関する情報を含む、AIFMの組織構成を記載する活動プログラム
- d) 報酬方針に関する情報
- e) 第三者に対する業務の委託または再委託について締結された取り決めに関する情報

さらに、認可申請はAIFMが2013年法第6条に記載されるとおり運用を意図するAIFに関する情報を含むものとする。

認可の付与に伴い、AIFMは履行前に、とりわけCSSFが認可付与の根拠とした情報の重要な変更についてCSSFに通知する義務が生じる。

また、ルクセンブルグ法に準拠する投資ファンド運用会社の認可および組織に関するCSSF告示18/698ならびに投資ファンド運用会社および登録事務代行会社の機能を行行使する事業体に適用されるマネーロンダリングおよびテロ資金供与の防止に関する特定の規定(. 3.4に詳述される。)は、AIFMの認可の取得および維持のための条件を定めている。

さらに、ルクセンブルグのAIFMは、CSSF告示19/733(上記 . 3.4に詳述される。)にも服する。

1.2 AIFMとしても認可された管理会社

以下の団体はAIFMとしての資格を有する可能性がある。

- (a) UCITS / 2010年法第15章記載の管理会社
- (b) 2010年法(第125 - 1条および第125 - 2条)第16章記載の管理会社
- (c) 2010年法パート に従い内部運用されるUCI
- (d) 2007年法に従い内部運用されるSIF
- (e) 2004年法に従い内部運用されるSICAR
- (f) 2013年法に従い規制されるAIFMたる適格性を採用する予定のその他のルクセンブルグの団体
 - 1 . 2010年法、2007年法または2004年法による規制を受けないAIFに対して運用業務を提供するルクセンブルグの団体
 - 2 . 2010年法、2007年法または2004年法による規制を受けないAIFの資格を有する、内部運用されるルクセンブルグの団体

1.2.1 第15章記載の管理会社

UCITS / 2010年法第101条に従う第15章記載の管理会社の主な活動は、UCITS 指令に従い認可されたUCITSの運用である。しかしながら、2010年法第15章に従いCSSFにより認可され、ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社は、2013年法第2章に基づくAIFMとして行為するため追加許可をCSSFから得ることを条件とし、AIFMDが規定するAIFのAIFMとして任命される場合もある。

AIFMとして行為する第15章記載の管理会社に関する認可情報については、 . 3を参照のこと。

1.2.2 その他の管理会社 - 第16章記載の管理会社

第16章記載の管理会社は、AIFの管理会社およびAIFMとして行為することができる。2010年法第125 - 1条、第125 - 2条および第126条は、第16章に基づき存続する管理会社は、充足しなければならない要件および遂行できる行為について規定している。

(1) 管理会社の業務の開始にはCSSFの事前の認可が必要となる。

管理会社は、公開有限責任会社 (société anonyme)、非公開有限責任会社 (société à responsabilité limitée)、共同会社 (société coopérative)、公開有限責任会社として設立された共同会社 (société coopérative organisée comme une société anonyme) または株式有限責任事業組合 (société en commandite par actions) として設立されなければならない。当該会社の資本は、記名式株式でなければならない。

認可を受けた管理会社は、CSSFによってリストに登録される。かかる登録は認可を意味し、CSSFは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にCSSFに対しなされなければならない。管理会社の設立は、CSSFによる認可の通知後のみ実行可能である。かかるリストおよびこれに加えられる修正は、CSSFによりメモリアルにおいて公告される。

A) 以下B)に記載される2010年法第125 - 2条の適用を害することなく、2010年法第125 - 1条に基づき認可された管理会社は以下の活動にのみ従事することができる。

- () AIFMDに規定される範囲内のAIF以外の投資ビークルの運用を行うこと。
- () AIFMDに規定される範囲内のAIFとしての適格性を有している一または複数の契約型投資信託、またはAIFMDに規定される範囲内のAIFとしての適格性を有している一または複数の変動資本を有する投資法人もしくは固定資本を有する投資法人のために、2010年法第89条第2項に規定する範囲の管理会社の業務を行うこと。かかる場合、管理会社は、当該契約型投資信託および/または変動資本を有する投資法人もしくは固定資本を有する投資法人に代わり、2010年法第88 - 2条第2項a)に従い外部AIFMを選任しなければならない。
- () その運用資産が2013年法第3条第2項に規定される限度額のいずれかを超えない一または複数のAIFの運用を行うこと。かかる場合、当該管理会社は、以下の事項を行わなければならない。
 - CSSFに対して当該管理会社が運用するAIFを特定すること。
 - 当該管理会社が運用するAIFの投資戦略に関する情報をCSSFに提供すること。
 - CSSFに対し、CSSFが効率的にシステミック・リスクを監視できるようにするために、当該管理会社の主たる取引手段に関する情報、元本のエクスポージャーに関する情報、および当該管理会社が運用するAIFの最も重要な投資の集中に関する情報を定期的に提供すること。

上記に定められる限度額の条件を満たさなくなった場合で、当該管理会社が2010年法第88 - 2条第2項a)に規定する範囲の外部AIFMを選任していない場合、または当該管理会社が2013年法に服することを選択した場合、当該管理会社は、2013年法第2章に規定される手続に従い、30暦日以内にCSSFに対し認可の申請を行わなければならない。

AIFMDに規定する範囲のAIF以外の投資ビークルがそれに関係する特定分野の法律により規制される場合を除き、管理会社は、いかなる場合も、b) またはc)に記載される業務をあわせて行うことなくa)に記載される業務のみを行うものとして、2010年法第125 - 1条に基づく認可を受けることはできない。

管理会社自らの資産の事務管理は、付随的なものである限り、これを行うことができる。

当該管理会社の本店および登録事務所は、ルクセンブルグに所在しなければならない。

2010年法第125 - 1条第4項 a) または c) に記載される活動を行う2010年法第125 - 1条の範囲内に該当する管理会社は、活動のより効率的な実施のため、自らの業務のいくつかをかかる管理会社を代理して遂行する権限を、第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件に適合しなければならない。

- a) CSSFは、適切な方法で通知を受けなければならない。
- b) 当該権限付与は、管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、投資家の最善の利益のために、管理会社が行為し、UCIが運用されることを妨げてはならない。
- c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の目的において認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服している事業体にのみ付与される。
当該権限付与が慎重な監督に服する国外の事業体に付与される場合、CSSFと当該国の監督機関の協力関係が確保されなければならない。
- d) c) の条件が充足されない場合、かかる委託は、CSSFの事前の承認を得た後でなければ、その効力を生じない。
- e) 投資運用の中核的業務に関する権限は、保管受託銀行に付与されてはならない。

上記 () の活動を行う2010年法第125 - 1条の範囲内に該当する管理会社は、当該管理会社が選任した外部AIFMが当該管理会社の運用業務および販売業務を引き受けていない場合、活動のより効率的な実施のため、かかる業務のいくつかをかかる管理会社を代理して遂行する権限を、第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件に適合しなければならない。

- a) CSSFは、適切な方法で通知を受けなければならない。
- b) 当該権限付与は、管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、投資家の最善の利益のために、管理会社が行為すること、および契約型投資信託、変動資本を有する投資法人または固定資本を有する投資法人が運営されることを妨げてはならない。

B) 2010年法第88 - 2条第2項 a) に規定される範囲内の外部AIFMを任命せずに、選任を受けた管理会社としてAIFMDに規定する範囲の一または複数のAIFを運用する2010年法第125 - 2条に基づき認可された管理会社は、運用資産が2013年法第3条第2項に規定される限度額のいずれか一つを上回る場合、2013年法第2章に基づき、AIFのAIFMとしての認可をCSSFから事前に取得しなければならない。

2010年法第125 - 2条に記載される管理会社は、2013年法別表 に記載される活動および同法第5条第4項に記載される非中核的活動にのみ従事することができる。

管理会社は、2010年法第125 - 2条に基づき運用するAIFに関し、選任を受けた管理会社として、当該管理会社に適用される範囲において、2013年法に規定されるすべての規則に服する。

(2) CSSFは以下の条件で管理会社に認可を付与する。

- a) 申請会社は、その事業を効率的に行い、債務を弁済するに足る処分可能な十分な財務上の資源を有していなければならない。特に、払込済資本金として、125,000ユーロの最低資本金を有していなければならない。かかる最低金額は、CSSF規則により最大で625,000ユーロまで引き上げることができる。2010年法第125 - 1条の規定の対象となる第16章管理会社の自己資本は、125,000ユーロの限度額またはCSSF規則が定める最低限度額(場合に応じて)を下回ってはならない。しかし、その事態が生じ、正当な事由がある場合、CSSFは、かかる管理会社に対し一定の期間でかかる事態を是正するか、または活動を停止することを認めることができる。

(注) 本概要の冒頭記載の日付において、かかる規則は存在しない。

- b) 上記 a) に記載される自己資本は、管理会社の永続的な処分により維持され、管理会社の利益のために投資される。これらは流動資産または短期間で容易に換金可能な資産に投資されるものとし、投機的なポジションを含んではならない。
- c) 管理会社の経営陣の構成員は、良好な評価を十分に得ており、その義務の遂行に必要な専門家としての経験を有していなければならない。これは、以下を意味する。
- () 公開有限責任会社に関しては、取締役会の構成員、(二層制度における) 監査委員会の構成員および経営委員会の構成員が上記 c) にて言及される者と異なる場合、かかる構成員(場合に応じて)
 - () その他の種類の会社に関しては、法律および設立文書により、管理会社を代表する組織の構成員
- d) 管理会社の参照投資主またはメンバーの身元情報がCSSFに提供されなければならない。
- e) 認可申請書に管理会社の組織構成が記載されなければならない。
- (3) 完全な申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。
- (4) 管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。
- 当該認可の付与により、管理会社の経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、CSSFが認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてCSSFに通知を行う義務を負うこととなる。
- (5) CSSFは、以下の場合、第16章管理会社に付与した認可を撤回することがある。
- a) 管理会社が12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月を超えて2010年法第16章に定められる活動を中止する場合。
 - b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
 - c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
 - d) 2010年法に従って採用された規定に重大かつ/または組織的に違反した場合。
 - e) 2010年法が認可の撤回事由として定めるその他の場合に該当する場合。
- (6) 管理会社は、自らのために、運用するUCIの資産を使用してはならない。
- (7) 運用するUCIの資産は、管理会社が支払不能となった場合、管理会社の財産の一部とはならない。かかる資産は、管理会社の債権者による請求の対象とならない。
- (8) .3.2(5) に定める行為規範は、第16章管理会社に対しても適用される。
- (9) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査を専門家としての適切な専門経験を有することを証明できる一または複数の承認された法定監査人(réviseurs d'entreprises agréés) に委ねることが条件とされる。承認された法定監査人の変更は事前にCSSFの承認を得なければならない。
- (10) 管理会社の任意清算の場合、清算人は、CSSFから承認を受けなければならない。清算人は、誠実さについてのあらゆる保証および専門技術を提供しなければならない。

また、第16章管理会社は、.3.4に詳述されるCSSF告示18/698に従う。

1.3 委託

2013年法に従い、AIFMは、業務を遂行する職務を自己の代わりに第三者に対して委託することが許可されているが、委託取り決めが発効する前にCSSFに対してその意思を通知するものとする。2013年法第18条に従い、以下の条件が充足される必要がある。

- a) AIFMは、その委託のストラクチャー全体を客観的理由に基づき正当化できなくてはならない。
- b) 委託先は各業務を遂行するために十分な人員を配置しなければならず、実際に委託業務を行う者は十分に良好な評価および十分な経験を備えていなければならない。
- c) 委託業務がポートフォリオ管理またはリスク管理に関与する場合、CSSFの監督に服すか、その条件が充足できない場合は、CSSFの事前の承認を得て、資産運用のために認可または登録された組織に対してのみ委託されなければならない。

- d) 委託業務がポートフォリオ管理またはリスク管理に関与し、第三国の組織に委託される場合、c)の要件に加えて、CSSFおよび同組織の監督官庁間の協力が確保されなければならない。
- e) 委託はAIFMの監督の有効性を阻害してはならず、特にAIFMが投資家の最善の利益のために行われ、または運用されることを妨げてはならない。
- f) AIFMは、委託先がかかる業務を引き受ける資格と能力を有し、あらゆる適切な配慮の上で選択され、AIFMは委託された行為を常に実質的に監督し、委託先にいつでも追加指示を付与し、投資家の利益にかなう場合は、即時に当該権限付与を撤回する立場にあることを示さなければならない。

AIFMは各委託先が提供する業務を継続的に精査しなければならない。

(注) AIFMは第三者が委託業務の適切な遂行のために必要とされる、十分な人員を有し、技能、知識および専門知識を持つ十分な人員を雇用することを確保するため、委託先について適切な配慮を当初から徹底し、委託業務の遂行を支援する適切な組織的構造を有するものとする。また、この適切な配慮は、AIFMによって、継続的に遂行されるものとする。

AIFMは、保管受託銀行もしくは保管受託銀行の代理人またはAIFMもしくはAIFの投資家と利益が相反するその他の団体にポートフォリオ管理またはリスク管理を委託しないものとする。

上記の制限は、委託先が業務上および階層構造上、ポートフォリオ管理またはリスク管理の遂行を他の潜在的相反リスクから分離している場合には、適用されない。

AIFに対するAIFMの責務は、AIFMが第三者または再委託により業務の一部を委託した事実により影響を受けないものとする。

AIFMは、AIFMの運用者として見なされなくなる程度まで、つまり、名義のみの団体としてみなされる程度まで、すべての業務を委託することはできない。

委託先がAIFMから委託された業務の一部を再委託する範囲において、以下の条件を充足するものとする。

- 再委託に対するAIFMの事前承認
- AIFMは再委託契約の条項を当該契約遂行の前にCSSFに通知すること。
- AIFMからの委託先(第三者)に対する業務委託に関する上記の他の条件すべてを充足しなければならない。

(注) ポートフォリオ管理は、ルクセンブルグのAIFMによって非EU運用者に対して委託することができる。認可済みルクセンブルグのAIFMからの委託により、非EU運用者によって最終的に運用されるルクセンブルグのAIFは、EUパスポートに基づき、EUでプロの投資家に対して販売することができる。

また、委託に関するCSSF告示18/698の規定を遵守しなければならない。

関連代理人

ルクセンブルグで設立されたAIFMは、1993年法第1条1)に規定する関連代理人を任命することができる。

AIFMが関連代理人の任命を決定する際、当該AIFMは、2013年法に基づき許可される行為の範囲内で、1993年法第37 - 8条に従う投資会社に適用される規則を遵守しなければならない。

1.4 透明性要件

1.4.1 投資家に対する開示

AIFMは、AIFMが運用する各EU AIFおよびAIFMがEU内で販売する各AIFについて、AIFの規約(またはFCPの場合は約款)に基づき投資家がAIFに投資する前に投資家に下記の情報およびそれらの重要な変更を提供しなければならない。

- AIFの投資戦略および投資目的の記載ならびにAIFが投資戦略または投資目的もしくはその両方を変更する際の手続に関する記載
- 投資のために締結した契約関係の主な法的意味についての記載
- AIFM、AIFの保管受託銀行、監査役およびその他の業務提供者の身元ならびにそれらの職務および投資家の権利に関する記載
- AIFMの専門職業賠償責任要件の遵守状況に関する記載
- 保管受託銀行により委託された委託管理業務および保管業務、委託先の身元、かかる委託により生じる可能性がある利益相反に関する記載

- AIFの評価手続および資産評価のための価格決定方法に関する記載
- AIFの流動性リスク管理、買戻権利および買戻取り決めに関する記載
- 投資家が直接または間接に負担するすべての報酬、手数料および費用ならびにそれらの限度額に関する記載
- AIFMが投資家に対する公正な対応を確保する方法、および投資家が優遇措置を受けるか、優遇措置を受ける権利を取得する場合はいつでも、当該優遇措置、当該優遇措置を取得する投資家の種別、および関連ある場合は、AIFまたはAIFMとの法的または経済的関連についての記載
- 2013年法第20条に記載される直近年次報告書
- 受益証券または投資証券の発行および販売の手続および条件
- 2013年法第17条に基づき決定されるAIFの直近純資産価額またはAIFの受益証券もしくは投資証券の直近市場価格
- 入手可能な場合、AIFの過去の実績
- プライム・ブローカーの身元ならびに、AIFおよびAIFのプライム・ブローカー間の重要な取り決めに関する記載、および関連する利益相反の管理方法、保管受託銀行との契約における、AIF資産の譲渡および再利用の可能性に関する規定、ならびにプライム・ブローカーに対する責務の譲渡に関する情報
- レバレッジ利用、リスク特性およびAIFのポートフォリオの流動性管理に関する情報の定期的開示の方法および時期に関する記載

AIFがその目論見書に公表する必要がある情報に付加される情報のみ、別途または目論見書の追加情報として開示する必要がある。

上記のとおり、AIFMは管理する各EU AIFおよびEUにおいて販売する各AIFについて、資産の非流動性に関する情報、ファンドの流動性管理の取り決めおよび直近のリスク特性を定期的に投資家に開示するものとする。

AIFMは、さらにAIFのレバレッジ利用に関する情報を開示するものとし、AIFが許容し得るレバレッジの上限の変更ならびに担保再利用の権限またはレバレッジ契約に基づき認められる保証および当該AIFが用いるレバレッジの総額について、定期的に開示するものとする。

また、AIFMは、目論見書または個別の文書を通じて、SFT規則に基づき提供されるべき情報を開示する。

1.4.2 年次報告書

ルクセンブルグで設立されたAIFMは、管理する各EU AIFおよびEUにおいて販売する各AIFについて、各会計年度の年次報告書とその関係会計年度末から6か月以内に入手可能にしなければならない。年次報告書は、請求に基づき投資家に提供され、CSSFおよび適用ある場合、AIFの所在加盟国に提供されなければならない。

規制ある市場での取引が認可されたAIFは、指令2004/109/EC⁵に基づき、年次財務報告書をその関係会計年度末から4か月以内に公表することを要求されている。

年次報告書は、監査を受けなければならず、少なくとも貸借対照表または資産および負債計算書、収益および費用計算書、会計年度中の活動報告、投資家に提出すべき情報の重要な変更(前記1.4.1参照のこと。)ならびにAIFMが役職員に支払った会計年度中の報酬総額およびAIFが支払った繰り越し利息に関する情報を記載するものとする。

1.4.3 CSSFへの報告義務

2013年法第22条に従い、AIFはCSSFに定期的に報告しなければならない。

当該報告は、AIFMが管理するAIFのためにAIFMが取引する主な商品、AIFMが取引する主要な市場、AIFMが取引する主な商品、AIFMが加入する市場または積極的に取引を行う市場ならびにAIFMが管理する各AIFの主なエクスポージャーおよび最も重要な集中投資に関する情報を含むものとする。

AIFMは、管理する各EU AIFおよびEUにおいて販売する各AIFについて、CSSFに以下の情報を提供しなくてはならない。

- 非流動性により生じる特定の取り決めに従うAIFの資産の割合
- AIFの流動性を管理するための新たな取り決め
- AIFの直近リスク特性ならびに市場リスク、流動性リスク、カウンターパーティー・リスクおよびオペレーション・リスクを含むその他のリスクを管理するためAIFMが用いるリスク管理システム
- AIFが投資した資産の主な種類に関する情報
- 2013年法のリスク管理および流動性管理の規定に従い実施されたストレス・テストの結果

AIFMの報告期間の頻度は、AIFの構造、運用資産の額および使用されたレバレッジの水準に基づく。

- 運用資産の総額がAIFMDの第3(2)条(a)項および(b)項の条項に基づく1億ユーロまたは5億ユーロいずれかの上限を超えるが、10億ユーロ未満のAIFのポートフォリオを運用するAIFMの場合、運用する各EU AIFおよびEU内で販売する各AIFについて半年毎
- 上記の要件に従うAIFMの場合、レバレッジの利用により取得した資産を含む運用資産総額が、各AIFについて5億ユーロを超える場合、当該AIFについて四半期毎
- 運用資産の総額が10億ユーロを超えるAIFのポートフォリオを運用するAIFMの場合、運用する各EU AIFおよびEU内で販売する各AIFについて四半期毎
- 主要投資方針に従い、支配権取得のため非上場の企業および発行体に投資し、AIFMの運用下にあるレバレッジされていない各AIFについては、1年毎

前記1.4.2に記載される年次報告書に加えて、AIFMは、請求に応じてCSSFに、運用するすべてのAIFに関する詳細なリストを各四半期末に提供しなければならない。

CSSFへの定期的な報告に加えて、AIFMおよびAIFは、健全性監督の目的でCSSFに送信されるアドホックな情報を含む多くのアドホックな報告要件に従う。

⁵

指令2004/109/ECとは、指令2001/34/ECを改正する、規制市場において証券の取引が許可されている発行体に関する情報に関連する透明性要件の調和に関する2004年12月15日付欧州議会および欧州理事会指令2004/109/EC(随時改正および補足済)をいう。

1.4.4 レバレッジの報告

大規模にレバレッジを用いるAIFを運用するAIFMは、運用する各AIFが用いるレバレッジの全体的な水準、現金または証券の借入れにより生じるレバレッジおよび金融デリバティブ商品に組み込まれたレバレッジ間の内訳、ならびにAIFの資産がレバレッジ契約に基づき再利用された範囲についての情報をCSSFに提供するものとする。

かかる情報は、AIFMが運用する各AIFのために借入れた現金または証券の上位5出所の身元および各AIFのために、これらの各出所から受領したレバレッジの金額を含むものとする。

CSSFが当該通信がシステミック・リスクの有効な監視のために必要と見なす場合、AIFMに対し、定期的かつ逐次ベースで、1.4記載の情報に加えて情報の伝達を要求する場合がある。

1.5 保管受託銀行

2013年法は、非個人向けパート ファンドを含む完全にAIFMDの範囲内に該当するAIFに関する新保管受託制度を導入した。

1.5.1 適格保管受託銀行

2013年法は、金融商品以外の資産の専門保管受託銀行の導入により適格性を有する保管受託銀行のリストを拡張する。

この新たな金融セクターの特殊専門機関の活動は、() 当初の投資から5年間において行使することができる買戻権がなく、かつ、() 主な投資方針に基づき、2013年法第19条第8項(a)に基づき保管される資産に通常投資しないか、または通常発行者もしくは非上場会社(例えば、主にプライベート・エクイティ・ファンドおよび不動産ファンド)に対する支配権取得を目指す2007年法に規定するSIF、2004年法に規定するSICARおよびAIFMDに規定するAIFに対する保管受託機能の提供として1993年法によって定義されている。

かかる活動は、通信事務代行者、登録事務代行者、管理事務代行者および/または所在地事務代行者に適合するその他の者の業務と両立し、500,000ユーロの最低資本要件を条件とする。

前段落に記載され、上記の条件でのみ使用することができる新たな金融セクターの特殊専門機関に加えて、適格性を有する保管受託銀行は、(従前の保管受託制度と同じく)通常ルクセンブルグで設立された信用機関である。さらにルクセンブルグの投資会社は、以下の条件を充足する場合、保管受託銀行としても行為することができる。

- 投資会社の認可は、1993年法別表 の第C項1において言及される、顧客のための金融商品の保護預かりおよび管理に関する付随的なサービスを含むこと。
- 投資会社は、法人であること。
- 投資会社は、730,000ユーロの全額払込済最低資本を有しなければならないこと。
- 投資会社は、保管受託銀行として活動するために適切な組織構造および管理構造ならびに内部管理上の手続を含む内部統制上の手続を有しなければならないこと。
- 投資会社は、CSSFによって明確にされるとおり、AIFMD第21条第3項(b)に規定される、自らの資金に関する要件を充足すること。

AIFの保管受託銀行は、CSSFによる要求に応じて、CSSFがAIFによる2013年法の遵守を監視できるように特定の開示義務を遵守しなければならない。

さらに、すべての非UCITSの保管受託銀行(すなわち、UCITSとしての資格を有しないUCIの保管受託銀行)は、CSSFによる保管受託銀行の任命および承認に関するCSSF告示18/697の規定に従う。

CSSF告示18/697は、良好な統治原則を定め、以下のために保管業務を行うルクセンブルグの事業体の内部組織および良好な慣行に関するCSSFの要件を詳述することにより、2013年法および/またはAIFMRの一定の事項(また一定の範囲では2007年法および/または2004年法)について明確にし、またはその追加的な説明を提供している。

- AIFMにより運用されるAIF
- 非個人向けパート ファンド
- 該当する場合、AIFとしての資格を有しないSIFおよびSICAR、ならびにAIFとしての資格を有し、登録AIFMにより運用されるSIFおよびSICAR

1.5.2 職務および責任

2013年法に規定される範囲内に完全に該当するAIFの保管受託銀行は、その義務および責任に関して、2013年法およびAIFMRに規定される保管受託制度に従わなければならない。

かかる保管受託制度により、以下を含む特定の義務が保管受託銀行に課される。

- AIFの資産の保護預かり義務

- AIFのキャッシュ・フローを監視する義務
- 特定の監視業務

保管受託銀行自体が行使しなくてはならない監督およびキャッシュ・フロー監視とは異なり、保管受託銀行は、一定の条件下で、その保管業務の全部または一部を委託する権限を有する。

2013年法に基づき、保管受託銀行の責任制度もまた、見直され、強化されている。保管受託銀行は、保護預かりの対象とされている金融商品に損失が生じた場合に厳密に責任を負い、同一の種類金融商品またはその対当額を、AIFまたはAIFを代理して行為するAIFMに対し、不当な遅滞なく返還しなければならない。かかる厳重な責任制度を回避する可能性は、非常に限られている。さらに、AIFMDの第21条第13項に従い、数例の例外を条件とし、保管受託銀行の責任は、その業務の第三者に対する委託によって影響されないものとする。

さらに、保管受託銀行はまた、2013年法に基づく義務を適切に履行する際の保管受託銀行による過失または意図的な不履行によって、AIFまたはその投資家が被った一切のその他の損失に関し、AIFまたはその投資家に対して責任を負う。

1.6 AIFの国境を越えた販売および運用

2013年法第6章(EU AIFMのEUにおけるEU AIFの販売および運用権限)および第7章(第3国に関する具体的規則)に規定される通り、AIFはAIFMに規定されるパスポート制度に基づき、認可済みAIFMによってルクセンブルグおよびその他の加盟国においてプロの投資家に販売される。これらの規定はさらに、認可済みAIFMが、これらのAIFを複数の国で運用することを許可する。

これは規制当局間の通知制度の利用により、AIFの販売または運用を行うためAIFMが受入加盟国からの認可を取得するか、AIFMが販売を希望する各加盟国の関連する国内要件を満たす必要性を回避することにより達成される。

さらに、AIFMD第30 a条(2013年法第28 - 1条および第28 - 2条により置き換えられ、2021年7月21日法により改正済)により、EU AIFMによるEUにおけるプレマーケティングに関する条件および届出手段が導入された。

2. 2013年法に従うオルタナティブ投資ファンドの概要

2.1 2010年法に従うパート ファンド

2.1.1 一般規定とその範囲

すでに記載したとおり、すべてのパート ファンドは、2013年法の規定するAIFとして資格を有する。2010年法第3条は、2010年法第2条のUCITS規定に該当するが、2010年法パート に該当するUCITSの適格性を取得するものではなく、パート に準拠するものとする。

- クローズド・エンド型のUCITS
- EUまたはその一部において、公衆に対してその受益証券の販売を促進することなく投資元本を調達するUCITS
- 約款または設立文書に基づき、EU加盟国でない国の公衆に対してのみ、その受益証券が販売されることがあるUCITS
- 2010年法第5章に規定する規則によりその投資方針および借入方針に鑑みて不適切であるとCSSFが判断する種類のUCITS

2.1.2 ルクセンブルグ・パート ファンドの投資制限

UCITSに該当しないルクセンブルグ投資信託に適用される制限は、CSSF規則によって、FCPについては2010年法第91条第1項に従い、SICAVについては2010年法第96条第1項に従い決定され得る。

(注)本概要の冒頭記載の日付において、当該規則は未だ発せられていない。

IML告示91/75は、パート ファンドについて一般的な投資制限を規定している。

パート ファンドに課されている投資制限の目的は、投資対象が十分に流動的かつ分散されていることを確保することである。限定的な例外はあるものの、パート ファンドは原則として、

- a) 証券取引所に上場されておらず、また定期的に運営され、かつ公認および公開されている別の規制市場でも取り扱われていない証券に対して、その純資産の10%を超えて投資できない。
- b) 一の発行体から発行された同じ種類の証券を10%を超えて取得することはできない。
- c) 一の発行体から発行された証券に、ファンドの純資産の10%を超えて投資することはできない。

上記の制限は、OECD加盟国もしくはその地方自治体、または地域もしくは世界を範囲とするECの公的国際機関により発行または保証されている証券には適用されない。

上記a)、b)およびc)の制限は、当該UCIがパート ファンドに適用されるものと同等のリスク分散化要件に従っていない場合は、オープン・エンド型UCIの受益証券の購入にも適用される。

上記の規則の適用除外については、個別の事例毎にCSSFとともに協議することができる。

上記2.2に記載されるとおり、MMF規則により、MMF規則の範囲内に該当するすべてのUCIは、MMF規則に基づきMMFとして認可を受けることを要求され、MMFの種類に応じて、MMF規則に基づきMMFとしての資格を有するパート ファンドに追加的な投資制限が課される。

2.1.3 管理会社およびAIFM

各パート ファンドは、2013年法第2章に基づき認可されたルクセンブルグで設立されたAIFMか、AIFMDの第2章に基づき認可された他の加盟国または第三国で設立されたAIFMのいずれか単一のAIFMによって運用されなければならない。

パート ファンドは、2013年法に従い、()パート ファンドの運用に責任を有する別のAIFMを任命することによって外部運用されるか、または()ファンドの法的形態が内部運用を許可する場合およびファンドの支配組織が外部AIFMを任命しないことを選択する場合、内部運用される。後者の場合、パート ファンドは、それ自体がAIFMとしてみなされ、()AIFMに適用される2013年法上の義務の全てを遵守すること、および()2013年法に基づく認可請求を提出することを要求される。

2.1.3.1 第15章にいう管理会社およびAIFM

これらの管理会社がパート ファンドを運用する条件は、前記の通りである。

2.1.3.2 第16章にいう管理会社およびAIFM

前記の記載事項は、原則として、パート ファンドを運用する第16章にいう管理会社に適用される。

2.1.4 パート ファンドの認可、登録および監督

2.1.4.1 認可および登録

パート ファンドは、その機能を遂行するため事前にCSSFの認可を受けなければならない。

パート ファンドは、CSSFがそれぞれ設立証書または約款および保管受託銀行の選任を承認した場合にのみ認可されるものとする。

前項に定める条件のほか、および2013年法第3条に規定される免除を条件として、パート ファンドは、2010年法第88 - 2条第2項a)に従って選任されたその外部AIFMが当該条項に従って事前に認可されている場合にのみ認可されるものとする。

内部運用されるパート ファンドは、2010年法第129条第1項に従い要求される認可に加えて、2013年法第3条に規定する例外を条件として、2013年法第2章に従い、AIFM自体として認可されなければならない。

パート ファンドの取締役は、十分に良好な評判があり、十分な経験を備えていなければならない。取締役および取締役の後任者の身元をCSSFに通達しなければならない。

認可済みパート ファンドは、CSSFによってリストに登録されるものとする。

2.1.4.2 投資家に提供される情報

2010年法第150条は、目論見書ならびに年次報告書および半期報告書を公表する投資信託の義務を規定している。

2010年法は、以下の公表義務を規定する。

- 投資会社および管理会社は、自己が運用する各FCPにつき、目論見書およびその訂正ならびに年次報告書および半期報告書をCSSFに送付しなければならない。

さらに、目論見書ならびに直近に公表された年次報告書および半期報告書は、投資家からの請求に応じて、無料で投資家に提供されなければならない。

- 年次および半期報告書は、目論見書に規定される方法で投資家に提供される。
- 監査済み年次報告書は、6か月以内に、半期報告書は3か月以内に公表されなければならない。

2010年法および2013年法によって、投資家に対する追加開示は、AIFMの範囲に完全に該当し、2013年法第2章に基づき認可されたAIFMによって運用されるか、または内部運用されるAIFM(後記参照のこと。)としての資格を有するパート ファンドに対し要求されている。

.4.1.2に詳述されるとおり、2023年1月1日以降、EUの個人投資家に対して、いわゆる「PRIIP」について助言、募集または販売を行う者および団体は、個人投資家がPRIIP投資を行う前に、かかる個人投資家に対して、PRIIPs KIDを交付する必要がある。

PRIIPs規則は2018年1月1日から適用され、2023年1月1日以降、個人投資家に対して助言、募集または販売が行われるパート ファンドは、PRIIPs KIDを作成しなければならない。

パート ファンドの受益証券/投資証券の販売に関する一切の広告においては、目論見書(および該当する場合、UCITS KIID/PRIIPs KID)が入手可能である旨を言及し、どこで入手できるかを示さなければならない。

2.1.4.3 ルクセンブルグのパート ファンドに適用される追加的な規制

() 募集または販売の承認

2010年法第129条第1項は、全てのルクセンブルグのUCIが活動を行うためにはCSSFの認可を事前に受けなければならない旨規定している。

() 設立文書の事前承認

2010年法第129条第2項は、CSSFが設立文書または約款および保管受託銀行の選定を承認した場合にのみファンドが認可される旨規定している。

() 販売資料

2005年4月6日付CSSF告示05/177によると、販売用資料については、それが利用される外国の監督当局に服していない場合であっても、コメントを得るためにCSSFに提出する必要はないものとされている。ただし、CSSFの監督に服する者および会社は、提供する業務につき誤解を招くような勧誘資料を作成せず、また、必要に応じてかかる業務に固有の特定のリスクにつき言及するなどして、ルクセンブルグ内外の金融部門の行為準則を継続的に遵守しなければならない。

これらの文書には、ルクセンブルグの法令により要求される情報に加えて、当該文書が用いられるルクセンブルグ以外の国において要求されるすべての情報を記載せねばならない。

2022年1月30日、CSSFは、規則(EU)No.345/2013、規則(EU)No.346/2013および規則(EU)No.1286/2014を改正する、集団投資事業のクロス・ボーダーの販売の促進に関する2019年6月20日付欧州議会および欧州理事会規則(EU)2019/1156(改正済)に基づくマーケティング・コミュニケーションに関するESMA指針(同指針は2021年8月2日に公表された。)の適用に関する告示22/795を公表した。この告示において、CSSFは、当該マーケティング・コミュニケーションのオンライン上の側面も考慮することにより、UCITSおよびAIFのマーケティング・コミュニケーションがマーケティング・コミュニケーションであることの識別、UCITSまたはAIFの受益証券/投資証券を購入する上でのリスクおよびリターンに関する等しく目立つ形での説明ならびにマーケティング・コミュニケーションの公正、明確かつ誤解を招かない性質に関する共通原則を確立するESMA指針をCSSFが適用し、取り入れることを確認している。

() 目論見書の更新義務

2010年法第153条は、目論見書(全体版)の重要な部分は常に更新されなければならない旨を規定している。

() 財務状況の報告および監査

1915年法第461条の6第2項の一部修正により、SICAVは、年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および関連する場合は監査役会の見解を、年次投資主総会の招集通知と同時に登録受益者に対して送付することを要しない。招集通知には、これらの文書を投資家に提供する場所および実務上の取決めを記載するものとし、各投資家が年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および監査役会の見解(該当する場合)の送付を請求することができる旨を明記するものとする。

1915年法の規定により、公開有限責任会社の取締役会は、事業年度の貸借対照表および損益計算書がルクセンブルグの商業および法人登記所に提出されている旨をRESAに公告する義務を負っている。

2010年法第154条は、ルクセンブルグの投資信託が年次報告書に記載される財務情報について、承認された法定監査人(réviseur d'entreprises agréé)による監査を受けなければならない旨を規定している。承認された法定監査人は、その義務の遂行にあたり、UCIの報告書またはその他の書類における投資家またはCSSF向けに提供された情報が当該UCIの財務状況および資産・負債を正確に記載していないと確認した場合は、直ちにCSSFに報告する義務を負う。承認された法定監査人はさらに、CSSFに対して、承認された法定監査人がその職務遂行に当たり知りまたは知るべきすべての事項についてCSSFが要求するすべての情報または文書を提供しなければならない。

CSSFは、そのリスク・ベースの監督を改善する観点から、2021年12月末に健全性上の目的およびAML/CFTの目的において三つの告示を公表した。これらの告示は、いわゆる「長文式報告書」の作成を求めた、UCITSおよびパート ファンドの監査人の業務指針に関する2002年12月6日付CSSF告示02/81に定められる要件を修正(し、代替)するものである。これらの

告示は、見直された要件を他の規制を受ける事業体（SIF、SICARおよび投資ファンド運用会社）まで拡大適用するものである。

- CSSF告示21 / 788は、マネーロンダリングおよびテロ資金供与の防止に関する2012年12月14日付CSSF規則12 - 02（改正済）第49条において言及される承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）による新たなAML / CFT外部報告書の作成を導入するものである。CSSF告示21 / 789は、すべての認可を受けた投資ファンド運用会社、自己運用SICAVおよび自己運用AIFについて新たな自己評価質問票（以下「SAQ」という。）を導入するものである。同告示は、承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）の新たな要件を導入し、マネジメント・レターに適用される具体的な規制上の枠組みを定めるものでもある。この告示は、2010年法第125 - 1条の対象となる第16章管理会社に対するCSSF告示21 / 789の適用範囲を明確化し、マネジメント・レターの送信手続に関してCSSF告示18 / 698および19 / 708を廃止するCSSF告示23 / 839によって改正されている。
- CSSF告示21 / 790は、すべてのUCITS、パート ファンド、SIFおよびSICARについて新たなSAQを導入するものである。同告示は、承認された法定監査人の新たな要件を導入し、マネジメント・レターに適用される具体的な規制上の枠組みを定めるものでもある。

() 財務報告書の提出

2010年法第155条は、ファンドは年次報告書および半期報告書をCSSFに提出しなければならない旨を規定する。

2010年法第147条は、CSSFが、UCIに対しその義務の遂行に関する情報の提供を要求することができるとともに、当該目的のために、自らまたは任命する者を通じて、UCIの帳簿、会計書類、登録簿その他の記録および書類を検査することができる旨規定している。

IML告示97 / 136 (CSSF告示08 / 348により改正) およびCSSF告示15 / 627に従い、2010年法に基づきルクセンブルグで登録されているすべての投資信託は月次および年次の財務書類をCSSFに提出しなければならない。

() 違反に対する罰則規定

1915年法および2010年法に基づき、1人または複数の取締役または投資信託 (fonds d'investissement) の事務管理または運用に対して形式を問わず責任を有するその他の者が、同法の規定に違反した場合、禁固刑および/または、一定の場合には5,000,000ユーロ (または経営陣により承認された最新の入手可能な計算書に基づく法人の年間総売上高の10%) 以下の罰金刑に処される。(さらなる詳細については、前記 4.2 () 項を参照のこと。)

2.1.5 保管受託銀行

パート ファンドの資産は、保護預りのため単一の保管受託銀行に委託されなければならない。関連するパート ファンドの発行文書において、その受益証券/投資証券がルクセンブルグ領域の個人投資家に対する販売が認められているか否かによって、パート ファンドは異なる保管受託制度に服する。

個人向けパート ファンドに関しては、4.3に記載するUCITS保管受託制度が適用される。

非個人向けパート ファンドに関しては、4.1.5に基づくAIFMD保管受託制度が適用される。

2.1.6 清算

上記 4.3「清算」の記載は、2010年法に従うパート ファンドの清算にも適用される。

ルクセンブルグ投資信託および投資ファンド運用会社に適用される主要な持続可能な金融規制

本項は、ルクセンブルグ投資信託および投資ファンド運用会社に適用される主要な持続可能な金融規制の概要を記載したものでしかなく、文脈上適用されるルクセンブルグおよび欧州レベルの多数の法令を網羅するものではない。

1 . SFDR

SFDRは2021年3月10日に発効した。SFDRは、金融市場参加者(「金融市場参加者」または「FMP」の定義にはUCITS管理会社およびAIFMが含まれる。)が運用している金融商品(例えば、UCITSおよびAIF)に関する持続可能性リスクの統合、持続可能性への悪影響の考慮および持続可能性関連情報の提供に関する金融市場参加者の透明性要件について規定している。

SFDRは、「事業体レベル」(すなわち、UCITS管理会社およびAIFMのレベル)および「金融商品レベル」(すなわち、関連するUCITS管理会社またはAIFMが運用している投資信託のレベル)で特定の開示を行うことを義務付けている。

() SFDR第8条に基づく環境的特性および/もしくは社会的特性を促進するものであり、したがって何らかの形でESG手法をその投資戦略に取り入れており、かつ、目論見書において開示されるファンドの投資方針に当該ESG手法を開示している大部分のファンドを含む可能性が高い投資信託、または () SFDR第9条に基づく持続可能な投資目的を有する投資信託(その目的が炭素排出量の削減であるファンドを含む。)については、追加の開示が義務付けられている。

SFDRの主な目的の一つは、金融商品同士の比較可能性を確保し、いわゆる「グリーンウォッシング」を防ぐためにこれらの開示要件を調和させることである。

SFDRは、指令2009/65/ECおよびAIFMDに基づく開示要件を補足するものであり、既存の法律上および規制上のUCITSおよびAIFMDの枠組みに取り入れられている。

さらに、SFDRは、FMPに対し、その報酬方針が持続可能性リスクの統合とどのように合致しているかについての情報を当該方針に記載し、当該情報をウェブサイト上で公表するよう求めている。

2022年4月6日、EU委員会は、「著しい害を及ぼさない」原則に関する情報の内容および提示の詳細を定め、契約前文書、ウェブサイトおよび定期報告書における持続可能性指標および持続可能性への悪影響に関する情報の内容、手法および提示ならびに環境的特性または社会的特性の促進および持続可能な投資目的の促進に関する情報の内容および提示を定めた規制技術基準に関する、欧州議会および欧州理事会規則(EU)2019/2088を補足する2022年4月6日付委員会委任規則(EU)2022/1288を採択した(以下「SFDR RTS」という。)。SFDR RTSは、2023年1月1日から適用されている。

SFDR RTSには、SFDRのいくつかの規定に関する詳細な実施策が含まれている。SFDR RTSでは、)投資決定がもたらす主な悪影響(以下「PAI」という。)に関して考慮すべき持続可能性要因の一覧の導入ならびに)関連する開示の比較可能性を向上させるためにSFDR RTSの別紙に定める所定のテンプレート形式で開示することとなっているSFDR第8条および第9条により義務付けられる目論見書の開示、の二つの主要分野が取り扱われている。

SFDR RTSは、金融商品が化石燃料ガスおよび/または原子力エネルギーに投資するものであるかを識別するための「はい/いいえ」で回答する質問を追加することにより、新たなRTS(テンプレート形式の契約前開示および定期的開示の別紙を含む。)によって改正されている。

UCITSおよびAIFの年次報告書について、FMPは、SFDR RTSの別紙に定めるテンプレート形式で、定期的開示情報を提示しなければならない。

2023年12月4日、欧州監督機構は、SFDR RTSの改正に関する最終報告書を発表した。一定の変更が欧州委員会により義務付けられたものの、欧州監督機構は、現在施行されているSFDR RTSの認識された欠点に対処するため、他にも多数の変更を行うことを決定した。主な変更点は以下のとおりである。

- ・ 社会的PAI指標の拡大
- ・ PAI開示枠組みに対するその他の変更
- ・ 温室効果ガス(GHG)排出削減目標の新たな金融商品開示
- ・ 重要情報を簡潔にまとめた新たな「ダッシュボード」を含む、金融商品開示テンプレートに対する改善および簡潔化
- ・ 持続可能な投資が「重大な損害をもたらさない」という原則にどのように準拠しているかについての開示強化
- ・ マルチ・オプション商品等の投資オプション付商品に関する規定の改定
- ・ 持続可能な投資の算定の統一および機械可読形式での開示作成の義務化を含む、その他の技術的変更

欧州委員会は、(2023年12月から)3か月以内にSFDR RTSの改定案を承認するか否かを決定する見込みであったが、現在までRTS改定案および実施時期は承認されておらず、最新の欧州議会選挙の結果による欧州理事会の構成の変更もあるため、依然不透明なままである。また最初に適用されそうな日については、2026年開始時と推測される。欧州委員会が改定後のSFDR RTSを承認した場合、欧州理事会および欧州議会は、その後3か月以内にかかる採否を決定する。

2. タクソノミー規則

(気候変動関連の環境目的に関して)2022年1月1日以降、タクソノミー規則がSFDRの開示要件に追加された。タクソノミー規則は、金融システムにおけるすべての行為者にとっての共通の定義および用語を示す、持続可能な活動の明確かつ詳細なEU分類システム、すなわちタクソノミーの確立を図るものである。

タクソノミー規則は、どのような経済活動が環境的に持続可能なものとして適格であるかについての普遍的な枠組みを定義している。タクソノミー規則には、投資の環境的持続可能性を判断する上で環境的

に持続可能な経済活動の基準をどのようにおよびどの程度用いるかに関する追加の開示要件が含まれている。

投資ファンド運用会社(UCITS管理会社およびAIFMを含む。)および金融商品の募集を行う機関投資家は、投資の環境的持続可能性を判断する上で環境的に持続可能な経済活動の基準をどのようにおよびどの程度用いるかを開示する必要がある。開示された情報により、投資家が、すべての経済活動に占める環境的に持続可能な経済活動への投資の割合、ひいてはその投資の環境的持続可能性の程度を把握することができるようにする必要がある。

金融商品(UCITSまたはAIFなど)が環境目的に貢献する経済活動に投資する場合、開示する情報において、当該金融商品の原投資が貢献する一または複数の環境目的ならびに当該金融商品の原投資が環境的に持続可能な経済活動のための資金をどのようにおよびどの程度調達するか(イネープリング活動およびトランジション活動のそれぞれの比率に関する詳細を含む。)を明確に述べる必要がある。

SFDRと同様に、タクソノミー規則は、透明性を向上させ、環境的に持続可能な経済活動のための資金を調達する投資の比率についてのFMPによる最終投資家に向けた客観的な比較材料を提供することを目的としている。タクソノミー規則は、契約前開示および定期的開示における透明性ならびにウェブサイトによる開示における透明性に関するルールにおけるSFDR開示要件を補足するものである。

さらに、タクソノミー規則を補足する委任法が欧州レベルで公表されている。

欧州およびルクセンブルグのレベルで、新たなまたは変更されつつある規制上の要件を市場に伝えるために定期的にQ&AまたはFAQが発行されている。

第2【外国投資証券の様式】

投資証券の券面は発行されない。

第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙に図案を採用する。
- (2) 交付目論見書の概要として、別紙 を使用する。

別紙

交付目論見書の概要

HSBC グローバル・インベストメント・ファンド

- グローバル・インベストメント・グレード・セキュライズド・クレジット・ボンド

本概要は、交付目論見書本文の証券情報、ファンドの状況等を要約したもので、交付目論見書の一部です。

詳細につきましては、交付目論見書本文の該当ページをご覧ください。

形態	ルクセンブルグ籍オープン・エンド会社型外国投資証券
投資方針 投資目的	<p>サブ・ファンドは、SFDR（金融サービスセクターにおける持続可能性に関連する開示に関する2019年11月27日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2019 / 2088）（改正済）第8条の意味におけるESG特性を促進しつつ、投資適格の証券化されたクレジット（以下「証券化クレジット」といいます。）のポートフォリオに投資することにより、長期的なトータル・リターンを提供することを目指します。</p> <p>また、サブ・ファンドは、世界中で発行される様々な通貨建ての他の確定利付商品（あらゆる国の社債ならびに政府、政府当局および超国家機関により発行され、または保証される証券を含むが、これらに限定されません。）に投資する場合があります。</p> <p>サブ・ファンドは、投資判断の決定プロセスに不可欠な要素として、発行体の環境および社会要因、ならびにコーポレート・ガバナンスの実践の特定および分析を含んでいます。</p> <p>サブ・ファンドは、HSBC独自の証券化クレジットESGリスク・アセスメント・スコア（以下「ESGリスク・アセスメント・スコア」といいます。）が低い、または、中程度である、証券化されたクレジットへの投資をターゲットとします。低いESGリスク・アセスメント・スコアは、ESGによって引き起こされる投資リスクが低いことを示し、スコアにより判断されます。例えば、自動車ローンに裏付けとする証券は、特定の種類のエンジンの環境リスクを要因として、環境スコアが高くなっています。</p>
リスク要因	<p>市場リスク / 新興国市場 / 金利リスク / 信用リスク / 為替リスク / カウンターパーティー・リスク / 外部データプロバイダー・リスク / ソブリン・リスク / 政府または中央銀行の介入に伴うリスク / 非投資適格債券 / 無格付債券 / ハイイールド債 / 転換証券 / 繰上償還条項付債券 / ボラティリティ / 先物およびオプション / クレジット・デフォルト・スワップ / トータル・リターン・スワップ / OTC金融デリバティブ商品取引 / 証券貸付取引およびレポ取引 / 流動性リスク / 禁止される有価証券 / コーポレート・アクション / 課税 / サイバー・セキュリティ・リスク / オペレーショナル・リスク / 法的リスク / 保管リスク / クラス間の債務相互負担リスク / パンデミック・リスク / ESGスコア評価リスク / 投資判断へのサステナビリティ・リスクの組入れおよびSFDR原則 / サブ・ファンド固有のリスクに関する勘案事項（中国、中国銀行間債券市場、アセット・バック証券およびモーゲージ・バック証券）等</p>

お申込単位	クラスAC投資証券およびクラスAM2投資証券の当初最低申込額：5,000米ドル 日本における販売会社は別途最低申込額を定める場合があります。詳細については日本における販売会社にご照会ください。						
お申込受付日	営業日かつ日本における販売会社の営業日かつ日本の通常の銀行の営業日に、申込みの取扱いが行われます。ただし、12月24日および31日、個々の法定外休日ならびにサブ・ファンドの過半の純資産の評価が依拠する取引所および市場が所在する国の休日を除きます。原則として、日本における販売会社の申込受付時間は午後4時までとします。日本における販売会社の営業日であっても、その営業日を含んで、またはその前後で、日本における銀行の休業日が連続する場合（ゴールデンウィーク、年末年始等）等、日本における販売会社において申込みを受付けられない場合があります。 (注1)特定のサブ・ファンドに関する「純資産価額の計算」に関連して、英文目論見書に別段の規定がある場合を除き、「取引日」とは、本投資法人営業日（投資証券の取引の停止期間中の日を除きます。）であって、各サブ・ファンドに関し、当該サブ・ファンドが実質的に投資される国の証券取引所および規制された市場が通常の取引のために営業している日をいいます。取引日ではない本投資法人営業日の一覧表は、年次報告書および半期報告書に記載されるものとし、本投資法人の登記上の事務所で入手することができます。当該一覧表に対する訂正事項分についても、本投資法人の登記上の事務所で入手することができます。 (注2)本投資法人営業日とは、ルクセンブルグにおける通常の銀行営業日（土日を除きます。）をいいます。						
お申込価格	関連する取引日における投資証券1口当たり純資産価格						
お申込手数料	日本国内における申込手数料は、以下を上限とします。 クラスAC投資証券：申込価額の1.65%（税抜き1.50%） クラスAM2投資証券：申込価額の1.65%（税抜き1.50%）						
お買戻価格	関連する取引日における投資証券1口当たり純資産価格						
受渡し	約定日から起算して日本における4営業日目						
存続期間	無制限						
報酬	グローバル・インベストメント・グレード・セキュリタイズド・クレジット・ボンド - クラスAC投資証券およびクラスAM2投資証券に適用されるファンドの関係会社の主な報酬は下記のとおりです。 ファンドまたは投資証券クラスについて、その純資産総額に対する下記の割合で計算される年次管理報酬ならびに運営費用、管理事務代行費用およびサービス費用 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">クラス投資証券</th> <th style="text-align: center;">A</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理報酬（%）</td> <td style="text-align: center;">0.90</td> </tr> <tr> <td>運営費用、管理事務代行費用およびサービス費用（%）</td> <td style="text-align: center;">0.25</td> </tr> </tbody> </table>	クラス投資証券	A	管理報酬（%）	0.90	運営費用、管理事務代行費用およびサービス費用（%）	0.25
クラス投資証券	A						
管理報酬（%）	0.90						
運営費用、管理事務代行費用およびサービス費用（%）	0.25						
その他の費用・手数料	その他の手数料等は、本投資法人または関連する投資証券クラス/ファンドにより負担される上記以外の費用です。これらは、投資証券クラスに提供されるサービスに応じて、本投資法人により支払われます。その他の手数料等は 本投資法人の原資産の売買に関連する関税、税金および取引費用、 仲介手数料およびコミッション、 借入金の利息および借入交渉の際に発生した銀行手数料、 訴訟費用、 臨時費用またはその他の予測不能な手数料から構成されますが、これらに限定されません。						
課税関係	ファンドの投資証券への投資に対する課税については、他の上場外国株式において受領する所得に対するものと同じ取扱いとなります。						
日本における販売会社	UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社						

- ・上記の費用および手数料の合計額およびその上限額ならびにこれらの計算方法については、ファンドの運用状況や投資証券の保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

投資主の皆様におかれましては、本交付目論見書をよくお読みいただき、商品の内容およびリスクを十分ご理解のうえ、お申込みくださいますようお願い申し上げます。

別紙A

定義

本書において、以下の単語および語句は以下に示す意味を有するものとする。なお、本項において、「サブ・ファンド」とはグローバル・インベストメント・グレード・セキュライズド・クレジット・ボンドを含む本投資法人のサブ・ファンドを意味し、「投資証券」とは本投資法人のサブ・ファンドの投資証券を意味する。

- 「1915年法」 ルクセンブルグの1915年8月10日付商事会社法(改正済)をいう。
- 「2010年法」 UCITS 指令2009/65/ECをルクセンブルグの法律の下で施行するために制定された、ルクセンブルグの2010年12月17日付の集団投資事業に関する法律(改正済)をいう。
- 「管理事務代行会社」 HSBCコンチネンタル・ヨーロッパ・ルクセンブルグをいう。
- 「申込書」 販売会社および登録・名義書換代行会社から入手可能な申込書類をいう。
- 「定款」 本投資法人の定款(随時行われる変更を含む。)をいう。
- 「ASEAN」 東南アジア諸国連合の加盟国(すなわち、ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ミャンマー、ラオス、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイおよびベトナム)をいう。
- 「アジア」 中国本土、香港特別行政区、インド、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、フィリピン、シンガポール、台湾、タイならびにバングラデシュ、ブルネイ、カンボジア、パキスタン、モンゴル、ミャンマー、ネパール、スリランカ、ブータン、東ティモール、カザフスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン、ウズベキスタンおよびベトナムを含むがこれらに限定されない、アジア大陸のその他の国々をいう。
- 「アジア太平洋地域」 中国本土、香港特別行政区、インド、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、フィリピン、シンガポール、台湾、タイ、オーストラリア、ニュージーランドならびにバングラデシュ、ブルネイ、カンボジア、パキスタン、モンゴル、ミャンマー、ネパール、スリランカ、ブータン、東ティモール、カザフスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン、ウズベキスタンおよびベトナムを含むがこれらに限定されない、アジア大陸のその他の国々をいう。
- 「基準通貨」 サブ・ファンドの純資産価額の表示および計算に用いられる通貨をいう。
- 「取締役会」 本投資法人の取締役会をいう。
- 「ボンド・コネク ト」 外国機関投資家がCIBMで取引される中国のオンショア債券およびその他の負債性金融商品に投資することを可能にする、中国本土と香港特別行政区との間の債券取引をいい、上記「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 3 投資リスク a. リスク要因 サブ・ファンド固有のリスクに関する勘案事項」に記載されるとおり、ボンド・コネクトにより、外国機関投資家はCIBMへの一層合理的なアクセスが可能となる。
- 「BRIC」 ブラジル、ロシア、インドおよび中国(香港特別行政区を含む。)をいう。
- 「本投資法人営業日」 ルクセンブルグにおける通常の銀行営業日(土日を除く。)をいう。

「CAAP」	関連する中国A投資証券または中国A投資証券のポートフォリオの経済的利益を合成的に複製することを目指す、中国A投資証券または中国A投資証券のポートフォリオと連動する中国A投資証券アクセス商品(すなわち、パーティシペーション・ノート、ワラント、オプション、参加証書等の有価証券)をいう。
「スイス・フラン」	スイス・フランをいう。
「中国」	中華人民共和国をいう。ただし、サブ・ファンドの投資目的および投資アプローチのみに関連している場合には、香港特別行政区、マカオ特別行政区および台湾を除く。
「中国A投資証券」	上海証券取引所または深セン証券取引所に上場している企業により発行される人民元建ての投資証券をいう。
「中国B投資証券」	上海証券取引所または深セン証券取引所に上場している企業により発行される米ドル建てまたは香港ドル建ての投資証券をいう。
「CIBM」	店頭市場である中国銀行間債券市場をいう。
「CIBMイニシアチブ」	上記「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 3 投資リスク a. リスク要因 サブ・ファンド固有のリスクに関する勘案事項」に記載されるとおり、中国当局によって公布される適用ある規則および規制を遵守することを条件として、外国機関投資家に対して、CIBMで取引される中国のオンショア債券およびその他の負債性金融商品へのアクセスを提供する中国人民銀行によるイニシアチブをいう。
「クラス投資証券」 / 「投資証券クラス」 / 「クラス」	取締役会は、定款に基づき、各サブ・ファンド内に異なるクラスの投資証券(場合に応じて、以下「投資証券クラス」または「クラス投資証券」または「クラス」という。)を発行することを決定することができる。その資産は共同で投資されるが、クラス毎に別個の販売手数料または買戻手数料の体系、報酬体系、最低申込金額、通貨、分配方針その他の特色が適用される場合がある。サブ・ファンド内で別のクラスが設定された場合、各クラスの詳細は、英文目論見書に記載される。
「本投資法人」	HSBCグローバル・インベストメント・ファンドをいう。
「関連当事者」	ある企業に関連して、 (a) 当該企業の普通株式資本の20%以上を直接的もしくは間接的に、かつ、実質的に保有する者もしくは企業、または当該企業の議決権総数の20%以上を直接的もしくは間接的に行使できる者もしくは企業、または、 (b) 第(a)項の記載のいずれかまたは両方に該当する者によって支配される者または企業、または、 (c) 当該企業がその一部を構成するグループの構成企業、または (d) 当該企業または第(a)項、第(b)項もしくは第(c)項に定義される当該企業のいずれかの関連当事者の取締役または役員をいう。
「CSRC」	中国証券監督管理委員会をいう。
「CSSF」	ルクセンブルグの監督当局である金融監督委員会(Commission de Surveillance du Secteur Financier)をいう。

「取引日」	特定のサブ・ファンドに関する「純資産価額の計算」に関連して、英文目論見書に別段の規定がある場合を除き、「取引日」とは、本投資法人営業日（投資証券の取引の停止期間中の日を除く。）であって、各サブ・ファンドに関し、当該サブ・ファンドが実質的に投資される国の証券取引所および規制された市場が通常の取引のために営業している日をいう。取引日ではない本投資法人営業日の一覧表は、年次報告書および半期報告書に記載されるものとし、本投資法人の登記上の事務所で入手することができる。当該一覧表に対する訂正事項分についても、本投資法人の登記上の事務所で入手することができる。
「保管銀行」	HSBCコンチネンタル・ヨーロッパ・ルクセンブルグをいう。
「販売会社」	英文目論見書に記載される事業体をいう。
「デュレーション」	ある有価証券に関する将来のすべてのキャッシュ・フローの現在価値の加重平均満期をいう。
「適格国」	EU加盟国または東欧および西欧、アジア、アフリカ、オーストラリア、北米、南米およびオセアニアのその他の国をいう。
「新興国市場」	「新興国市場」とは、アメリカ合衆国およびカナダ、スイスおよび欧州経済領域の加盟国、英国、日本、オーストラリアおよびニュージーランドから成る工業先進国のグループに含まれない国の市場をいい、前述のグループに含まれる国のうち、金融市場が十分には発展していない国を含む場合もある。
「エクイタイゼイション」	現金のエクイタイゼイションは、サブ・ファンドに関して用いられる場合があり、株式と比較すると典型的にリターンが低い未投資の現金について、その適切な投資機会を特定するまでの間、パフォーマンスの停滞を回避する目的で合成的な株式エクスポージャーをとるために、指数先物等の金融デリバティブ商品を用いることを含む。
「ESG」	非財務業績指標として考慮することができる環境、社会およびガバナンス要素（倫理、持続可能性およびコーポレート・ガバナンスに関する事項を含む。）をいう。
「ESG認定」	有価証券の発行体の財務成績および評価に重大な影響を及ぼす可能性がある環境的および社会的要素（気候変動の物理的リスクおよび人的資本管理を含む可能性があるが、これらに限定されない。）、ならびに少数投資家の利益を保護し、長期的かつ持続可能な価値の創造を促進するコーポレート・ガバナンス慣行を含む可能性があるがこれらに限定されないものをいう。
「EU」	欧州連合をいう。
「ユーロ」	ユーロをいう。
「除外事業」	HSBCアセットマネジメントの責任投資方針（随時変更される場合がある。）に基づく除外事業に該当する企業および/または発行体をいう。詳細情報については、第「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 3 投資リスク a. リスク要因 投資判断へのサステナビリティ・リスクの組入れおよびSFDR原則」のHSBCアセットマネジメントの責任投資方針の項に記載される。
「FPI」	インドの証券取引委員会により発布された規則において定義される外国ポートフォリオ投資家をいう。

- 「フロンティア・マーケット」 アルゼンチン、バーレーン、バングラデシュ、ボツワナ、ブルガリア、カンボジア、チリ、コロンビア、クロアチア、キプロス、チェコ、エクアドル、エジプト、エストニア、ジョージア、ガーナ、ギリシャ、ハンガリー、インドネシア、コートジボワール、ジャマイカ、ヨルダン、カザフスタン、クウェート、ラトビア、レバノン、リトアニア、マレーシア、メキシコ、モロッコ、ナミビア、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、パナマ、ペルー、フィリピン、ポーランド、カタール、ルーマニア、サウジアラビア、セルビア、スロバキア、スロベニア、南アフリカ、スリランカ、タイ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルコ、アラブ首長国連邦、ベネズエラ、ベトナム、ザンビアおよびジンバブエを含むがこれらに限定されない国をいう。
- 「英ポンド」 英国ポンドをいう。
- 「GEM」 新興国市場をいう。
- 「総販売会社」 本投資法人の総販売会社として行為するHSBCインベストメント・ファンズ（ルクセンブルグ）エス・エーをいう。
- 「グリーン・ボンド」 気候および環境プロジェクトに要する資金を調達する確定利付証券をいう。
- G20 主要経済国20か国（アルゼンチン、オーストラリア、ブラジル、カナダ、中国、フランス、ドイツ、インド、インドネシア、イタリア、日本、メキシコ、ロシア、サウジアラビア、南アフリカ、韓国、トルコ、英国、米国およびEU）の20名の財務大臣および中央銀行総裁で構成される非公式のグループをいう。
- 「香港ドル」 香港ドルをいう。
- 「香港特別行政区」 香港特別行政区をいう。
- 「HSBC」または「HSBCグループ」 総称して、または個別に、HSBCホールディングス・ピーエルシー、その関連会社、子会社、関連事業体ならびにそれらの支店および事務所ならびにHSBCグループの構成企業をいう。
- 「HSBC独自のESGマテリアリティ（重要課題）フレームワーク」 ESGマテリアリティ（重要課題）フレームワークは、本投資法人のパーチャル・セクター・チームによって策定されるものであり、資産クラスおよび地域全体にわたってセクター固有のESG知識を獲得することを目的としている。当該フレームワークは、各セクターについて重要なESGテーマおよびそれに関連する課題を特定し、評価することを確保する。これは、HSBCアセットマネジメントのセクター毎のESGスコア評価プロセスにおいて考慮され、これにより、「E」（環境）、「S」（社会）、「G」（ガバナンス）要素の重要課題がセクター毎に評価される。例えば、公益事業および自動車セクターについては、全体の比重のうち大部分が「E」の要素によって占められるが、銀行および金融セクターでは、「G」の要素が比較的大きな比重を占めている。
- 「投資適格」 ムーディーズ、スタンダード・アンド・プアーズまたは認知されているその他の信用格付機関による格付がBaa 3 / BBB - 以上である確定利付証券をいう。
- 「インド・ルピー」 インド・ルピーをいう。
- 「円」または「日本円」 日本円をいう。
- 「ラテンアメリカ」 南米、中米、メキシコおよびカリブ海の一部地域から構成される。

「管理会社」	HSBCインベストメント・ファンズ(ルクセンブルグ)エス・エーをいう。
「マカオ特別行政区」	マカオ特別行政区をいう。
「EU加盟国」	EUの加盟国をいう。EUの加盟国以外の国で、欧州経済領域の創設に関する協定を締結した国は、当該協定および関連法によって規定される制限の範囲内で、EUの加盟国と同等とみなされる。
「メモリアル」	ルクセンブルグの官報であるMémorial C, Recueil des Sociétés et Associations(2016年6月1日にRESAに切替済)をいう。
「短期金融市場商品」	通常、短期金融市場で取引が行われる、流動性があり、いつでも正確な評価額が確定できる金融商品をいう。
「純資産価額」	純資産価額をいう。
「投資証券1口当たり純資産価格」	あるクラスの投資証券に関して、上記「第三部 外国投資法人の詳細情報 第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要(1)資産の評価」の項の「投資証券の価格ならびに価格および純資産価額の公表」と題する見出しの項に記載される関連する規定に従って決定される投資証券1口当たりの価格をいう。
「非投資適格」	ムーディーズ、スタンダード・アンド・プアーズまたは認知されているその他の信用格付機関による格付がBa1/BB+以下である確定利付証券をいう。
「OECD」	経済協力開発機構をいう。
「その他の適格UCI」	指令2009/65/EC第1条第(2)項a)およびb)の意味におけるオープン・エンド型の集団投資事業であって、以下を遵守するものをいう。 <ul style="list-style-type: none"> a. 欧州共同体の法律に定めるものと同様であるとCSSFが判断する監督に服しており、かつ、監督当局間の協力が十分に確保される旨を規定する法律に基づき承認されていること b. その受益者保護の水準がUCITSの受益者に対して提供される保護と同様であるものとし、特に資産分離、借入れ、貸付けならびに譲渡可能有価証券および短期金融市場商品の空売りに関する規則がUCITS指令2009/65/EC(改正済)の要件と同様であること c. 半期および年次の報告期間について、その資産および負債、収益および運用の評価が可能となるよう、半期報告書および年次報告書において事業報告が行われること d. その運用規定または設立文書に従い、他のUCITSまたはその他のUCIに、合計でその資産の10%を超えて投資してはならないこと <p>クローズド・エンド型UCIは、その他の適格UCIとはみなされないが、譲渡可能有価証券として適格であると判断される場合がある。</p>
「パリ気候協定」	フランス、パリ近郊で開催された2015年国連気候変動枠組条約締約国会議において、196の参加国による協議により2015年に採択された気候変動に関する国際条約をいう。
「英文目論見書」	ファンドに関する英文目論見書をいう。
「QFII」	中国の2006年国内証券投資管理弁法に基づき、中国証券監督管理委員会(CSRC)によって承認される適格外国機関投資家をいう。
「リアル」	ブラジル・リアル(ブラジルの通貨)をいう。

「参照通貨」	<p>参照通貨建投資証券クラス、ポートフォリオ通貨ヘッジ付投資証券クラスまたは基準通貨ヘッジ付投資証券クラスの投資証券1口当たり純資産価格が表示され、計算される通貨をいう。</p> <p>ただし、これらは、いずれの時点においても、サブ・ファンドの資産の投資を行う際の通貨と必ずしも一致するとは限らない。</p>
「登録・名義書換代行会社」	HSBCコンチネンタル・ヨーロッパ・ルクセンブルグをいう。
「規制された市場」	<p>金融商品市場に関する2014年5月15日付指令2014/65/EU(以下「指令2014/65/EU」という。)第4条第(21)項に定義される規制された市場、すなわち、市場運営者によって運営および/または管理される多角的システムであって、その規則および/またはシステムの下で取引を認可された金融商品に係る多数の第三者による金融市場における持分の売買を、当該システムにおいて、かつ、非裁量的規則に基づき、結果的に契約が成立することになるような方法で取りまとめるまたは取りまとめることを促進する、指令2014/65/EUの第 章に従って承認され、かつ、定常的に機能するもの、ならびに適格国において規制され、定常的に運営され、かつ、認知され、一般に公開されているその他の市場をいう。</p>
「REIT」	<p>不動産の所有およびほとんどの場合において不動産の管理を専門とする事業体をいう。これには、住宅セクター(集合住宅)、商業セクター(ショッピングセンター、オフィス)および産業セクター(工場、倉庫)の不動産を含む場合があるがこれらに限定されない。一部のREITは、不動産融資取引およびその他の不動産開発事業に従事する場合もある。</p>
「RESA」	ルクセンブルグの公式刊行物の中央電子プラットフォームであるRecueil Electronique des Sociétés et Associationsをいう。
「人民元」	<p>中華人民共和国(中国)の法定通貨をいい、文脈に応じて、オンショア人民元(CNY)および/またはオフショア人民元(CNH)を指すものとして解釈される。</p>
「SAT」	中国の国家税務総局をいう。
「SEBI」	インドの証券取引委員会をいう。
「証券貸付取引」	<p>「証券貸付取引」とは、将来の期日に借り手が借り入れた証券と同等の証券を返還する旨の確約に従って証券を譲渡する取引をいい、譲渡人に当該取引を行うよう要請された場合は、証券を譲渡する当事者にとっては証券貸付取引であるとみなされ、証券を譲渡される当事者にとっては証券借入取引であるとみなされるものをいう。</p>
「スウェーデン・クローナ」	スウェーデン・クローナをいう。
「SFDR」	<p>金融サービスセクターにおけるサステナビリティ関連開示に関する2019年11月27日付欧州議会および欧州理事会規則(EU)2019/2088(随時行われる改正、補足、併合、置換えその他の改訂を含む。)をいう。</p> <p>サブ・ファンドは、SFDRの下で、第6条サブ・ファンド、第8条サブ・ファンドまたは第9条サブ・ファンドのいずれかに分類される。さらなる詳細情報については、第1.5条を参照のこと。</p>

- 「SFDRレベル2細則」 契約前書類、ウェブサイトおよび定期報告書(随時変更される場合がある。)に記載するサステナビリティ指標およびサステナビリティに関する悪影響に関連する情報の内容、開示方法および表示ならびに環境的または社会的特性の促進および持続可能な投資目的に関連する情報の内容および表示について規定する、「重大な害を及ぼさない(do no significant harm)原則」に関連する情報の内容および表示の詳細を規定する規制技術基準に関する欧州議会および欧州理事会規則(EU)2019/2088を補足する2022年4月6日付欧州委員会委任規則(EU)2022/1288をいう。
- 「シンガポール・ドル」 シンガポール・ドルをいう。
- 「投資証券」 本投資法人の投資証券をいう。
- 「シャリーア」 ()イスラム教の聖典であるコーラン、()預言者ムハンマド(彼に平安あれ)の言行および決定による拘束力ある法源であるスンナ、()イスラム学者共同体の「コンセンサス」であるイジュマー、ならびに()前述の事項に関するイスラム学者の類推的推論および判断であるキヤース(以下総称して「シャリーア」という。)に啓示されている神聖なイスラム「法」をいう。
- 「ソーシャル・ボンド」 肯定的な社会的成果をもたらすプロジェクトに要する資金を調達するために発行される確定利付証券をいう。
- 「ストック・コネクト」 「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 3 投資リスク a. リスク要因 サブ・ファンド固有のリスクに関する勘案事項」に記載される上海・香港ストック・コネクト制度および深セン・香港ストック・コネクト制度をいう。
- 「スクーク」 スクーク(「サック(sakk)」の複数形)とは、シャリーア法(イスラム教の宗教的な法律)に準拠した、債券に類似するイスラムの金融証券をいう。発行体は、投資者に対して証券を販売し、その手取金で資産を購入する。当該証券の保有者は、当該資産に対する非分離のエクスポージャーを有し、当該資産によって生み出されるキャッシュ・フローまたは収益に対する請求権および当該資産に対する債権を有する。当該保有者は、固定の金利を受け取る代わりに、当該資産に係る利益およびリスクの両方を共有する。契約上、発行体は、将来の所定の期日に当該証券を額面価格で買い戻すことに同意する。
- 「サステナビリティ・リンク・ボンド」 発行体が事前に定義したサステナビリティ/ESG目標を達成しているか否かに応じて、財務的および/または構造的特性が変化し得る確定利付証券をいう。
- 「タクソノミー規則」 持続可能な投資を促進するための枠組みの策定に関する2020年6月18日付欧州議会および欧州理事会規則(EU)2020/852(随時行われる改正、補足、併合、置換えその他の改訂を含む。)をいう。
- 「TBA取引」 プール未指定のモーゲージ・バック証券に関する先渡取引をいう。TBA取引では、売主および買主は、実際に取引される予定のMBSのプールを指定せず、プールは、引渡日の直前に公表され、配分される。
- 「トータル・リターン」 投資目的において使用される場合、トータル・リターンとは、値上がり益に利息または分配金等の収益を加算した金額をいう。

- 「トータル・リターン戦略」 サブ・ファンドの名称および投資目的において使用される場合、トータル・リターン戦略とは、ダウンサイド・リスクを制限しながら投資銘柄群の上昇の大部分を捉えることを目指す戦略をいう。ただし、サブ・ファンドは、常に市場リスクおよび資本の損失リスクにさらされ続ける。典型的な場合、当該戦略では、実行可能な投資の全領域にわたる柔軟な資産配分が用いられる。
- 「トータル・リターン・スワップ」 トータル・リターン・スワップとは、通常、一方当事者が固定または変動レートの一連のキャッシュ・フローの受領と引換えに、他方当事者に対し、規定された原資産の「すべての経済的利益」（利息および報酬から得られる収益、価格変動から生じる損益ならびに信用損失を含む。）を支払うことに合意する店頭スワップ契約の一般的名称をいう。
- 「トランジション・ボンド」 発行体が低炭素事業モデルへの移行を支援するための資金を調達するために発行される確定利付証券をいう。
- 「譲渡可能有価証券」 株式および株式と同等のその他の有価証券、債券およびその他の負債性金融商品ならびに申込みまたは交換により当該譲渡可能有価証券を取得する権利が付帯するその他の流通証券（譲渡可能有価証券および短期金融市場商品に関連する技法および商品を除く。）をいう。
- 「UCITS」 指令2009/65/EC（改正済）に基づいて承認される譲渡性のある有価証券を投資対象とする集団投資事業をいう。
- 「英国」 グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国をいう。
- 「米国」 アメリカ合衆国（各州およびコロンビア特別区を含む。）、その領土、属領およびその管轄権に服するその他すべての地域をいう。
- 「米ドル」 アメリカ合衆国ドル（米ドル）をいう。
- 「米国法」 アメリカ合衆国（各州およびコロンビア特別区を含む。）、その領土、属領およびその管轄権に服するその他すべての地域の法律をいう。米国法には、米国証券取引委員会および米国商品先物取引委員会を含むがこれらに限定されない米国の規制当局によって公布される、すべての適用ある規則および規制（随時行われる補足および改正を含む。）を追加的に含むものとする。

「米国人」

本投資法人の投資証券は、「米国人」を対象として募集または販売を行ってはならず、かかる制限の目的上、米国人という用語は、以下の者をいう。

1. 米国法に基づく米国の居住者である個人
2. 企業、パートナーシップ、有限責任会社、集団投資ビークル、投資法人、合同運用勘定その他の事業体、投資事業体または法主体のうち、以下のいずれかに該当するもの。
 - a. 米国法に基づいて設立または組成されたもの
 - b. (設立または組成の場所にかかわらず、) パッシブ投資(例えば、従業員給付制度または従業員年金制度に対する投資を除く、投資法人、ファンドまたは類似の事業体に対する投資をいう。)を行うことを主な目的として設立されたものであって、以下のいずれかに該当するもの。
 - . 合計で10%以上の受益権を直接的または間接的に保有する一または複数の米国人によって直接的または間接的に所有されているもの(ただし、これは、当該米国人がCFTC規則第4.7条第(a)項における適格資格者(Qualified Eligible Person)に該当しないことを条件とする。)
 - . 米国人が無限責任組合員、業務執行社員、業務執行取締役または当該事業体の活動を指揮する権限を有するその他の職位にあるものである場合
 - . 当該事業体が認定投資家(レギュレーションD、17 CFR 230.501(a)において定義される。)によって構成されるものである場合を除き、SECに登録されていない有価証券への投資を行うことを主な目的として、米国人によりまたは米国人のために設立されたものである場合で、いずれの当該認定投資家も個人または自然人ではないとき
 - . 米国人が直接的または間接的に50%超の議決権付持分または無議決権持分を保有しているもの
 - c. 米国に所在する非米国企業の代理店または支店であるもの
 - d. 米国に主たる事業所を有するもの
3. 信託のうち、以下のいずれかに該当するもの。
 - a. 米国法に基づいて設立または組成されたもの
 - b. 設立または組成の場所にかかわらず、以下のいずれかに該当するもの。
 - . 委託者、設立者、受託者または信託の投資判断の全部もしくは一部につき責任を負うその他の者が米国人であるもの
 - . 信託の管理または設立文書が一または複数の米国の裁判所の監督下にあるもの
 - . 所得の発生地にかかわらず、その所得が米国の所得税の対象となっているもの
4. 故人の財産のうち、以下のいずれかに該当するもの。
 - a. 死亡時に米国の居住者であった者または所得の発生地にかかわらず、その所得が米国の所得税の対象となっていたもの

- b. 故人の存命時の居住地にかかわらず、単独もしくは共同の投資の裁量権を有する遺言執行者もしくは管財人が米国人である場合または当該財産が米国法によって支配されているものである場合
5. 従業員給付制度または従業員年金制度のうち、以下のいずれかに該当するもの。
- a. 米国法に従って設立され、または管理されているもの
 - b. 米国人である法主体の従業員または米国にその主たる事業所を有する法主体の従業員のために設立されたもの
6. 一任勘定口座もしくは非一任勘定口座または類似の口座(共同名義口座を含む。)のうち、以下のいずれかの場合に該当するもの。
- a. 一もしくは複数の実質的保有者が米国人である場合または一もしくは複数の米国人の利益のために保有されるものである場合
 - b. 一任勘定口座または類似の口座が米国において組成されたディーラーまたは受託者によって保有されている場合

投資主が本投資法人への投資を行った後に米国人となった場合、当該投資主は、()本投資法人への追加投資を制限されるものとし、()(定款および適用ある法律の要件に従って、)可能な限り速やかに、本投資法人による投資証券の強制償還を受ける。

本投資法人は、上記の制限を随時免除または変更する場合がある。

SFDR関連情報

規則 (EU) 2019/2088 第 8 条第 1 項、第 2 項および第 2a 項ならび
に規則 (EU) 2020/852 第 6 条第 1 項において言及される
金融商品に関する契約前の情報開示

持続可能な投資とは、環境目標または社会目標に貢献する経済活動への投資をいう。ただし、当該投資は環境目標または社会目標を著しく害するものではないことおよび投資先企業が良好なガバナンス慣行に従っていることを条件とする。

EUタクソノミーは、規則 (EU) 2020/852 に定められる分類システムであり、環境的に持続可能な経済活動の一覧を定めたものである。当該規則は、社会的に持続可能な経済活動の一覧は定めていない。環境目標を有する持続可能な投資は、タクソノミーに適合している場合もあれば、適合していない場合もある。

商品名：HSBC グローバル・インベスト・ファンド — グローバル・インベストメント・グレード・セキュライズド・クレジット・ボンド
法人識別番号：213800J3KJMJQBMGO530

環境的および/または社会的特性

この金融商品は持続可能な投資目的を有しているか？

はい

いいえ

- 以下の経済活動に対して環境目標を有する持続可能な投資を行う比率 (下限) : ___ %
- EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格である経済活動
 - EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格でない経済活動
- 社会目標を有する持続可能な投資を行う比率 (下限) : ___ %
- 環境的/社会的 (E/S) 特性を促進するものであり、持続可能な投資を目的とはしていないものの、少なくとも ___ % の比率で以下の持続可能な投資を行う
- EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格である経済活動への環境目標を有する持続可能な投資
 - EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格でない経済活動への環境目標を有する持続可能な投資
 - 社会目標を有する持続可能な投資
- E/S 特性を促進するものではあるが、持続可能な投資を行わない



この金融商品により、どのような環境的および/または社会的特性が促進されるか？

サブ・ファンドにより促進される環境的および/または社会的特性 (E/S 特性) は以下のとおりである。

1. サブ・ファンドの投資の最低割合は、**最低 ESG 基準**、すなわち、サブ・ファンドが投資する発行体は、最低 ESG および E、S、G のスコアレベルを満たす必要がある。
2. **発行者の環境的・社会的要因の特定および分析**（コーポレートガバナンスの実践を含む。）は、投資判断プロセスの一環を成す重要な要素である。
3. **国連グローバル・コンパクト（UNGC）および多国籍企業のための OECD ガイドライン（OECD）の原則に準拠した責任ある事業慣行の考慮**。UNGC の原則に違反する可能性のある事例が特定された場合、発行体は HSBC の独自の ESG デューデリジェンスチェックの対象となり、サブ・ファンドのポートフォリオへの組み入れの適否が判断され、不適切と判断された場合は除外される。
4. 以下に記載する HSBC アセットマネジメントの責任投資方針の対象となる活動（以下「**除外事業**」という。）の除外。

サブ・ファンドは積極的に運用され、ベンチマークの制約を受けない。サブ・ファンドの市場には参照ベンチマークはなく、サブ・ファンドが推進する E / S 特性を達成する目的で指定されたベンチマークもない。

サステナビリティ指標とは、金融商品により促進される環境的または社会的特性がどのように実現されるかを測定するものである。

● この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれの実現度を測定するためにどのようなサステナビリティ指標が用いられるか？

サステナビリティ指標は、各促進対象の環境・社会特性（E/S特性）の達成度を測定し、したがって、投資顧問会社の投資判断プロセスにおける重要な勘案事項である。具体的には以下の通りである。

	環境・社会特性	サステナビリティ指標
1.	最低ESG基準	サブ・ファンドの投資の少なくとも51%は、最低ESG基準、すなわち、サブ・ファンドが投資する発行体が最低ESGおよびE、S、Gスコアレベルを満たしている必要がある。
2.	発行者の環境的・社会的要因の特定および分析	サブ・ファンドは、サブ・ファンドが投資している発行体に付与されたESGスコアの加重平均として算出されるESGスコアを算出する。
3.	UNGCおよび多国籍企業のためのOECDガイドラインOECDの原則に準拠した責任ある事業慣行	すべての投資は、国連グローバル・コンパクト（UNGC）の10原則およびOECDのガイドラインに照らして評価される。UNGCの10原則またはOECDのガイドラインのいずれかに違反していると指摘された発行体は、HSBCが実施するESGデューデリジェンス評価を受け、原則またはガイドラインに違反していないと判定された場合を除き、システム的に除外される。
4.	除外事業	除外活動に該当する発行者を除外とする。

- **この金融商品が一定程度行うことを予定している持続可能な投資の目的は何か、また持続可能な投資は当該目的にどのように貢献するか？**

サブ・ファンドには該当しない。

- **この金融商品が一定程度行うことを予定している持続可能な投資は、環境面または社会面での持続可能な投資の目的に著しい害を及ぼすことをいかにして避けるのか？**

サブ・ファンドには該当しない。

主な悪影響とは、環境、社会および従業員に関する事項、人権の尊重、汚職防止および贈収賄防止に関する事項に関するサステナビリティ要素に投資決定が及ぼす最も重大なマイナスの影響である。

サステナビリティ要素への悪影響の指標はどのように考慮されているのか？

サブ・ファンドには該当しない。

持続可能な投資は OECD 多国籍企業行動指針および国連ビジネスと人権に関する指導原則にどのように適合しているか？（詳細）

サブ・ファンドには該当しない。

EUタクソノミーは、タクソノミー適合投資はEUタクソノミーの目的を著しく害するものであってはならないという「著しい害を及ぼさない」原則を定めており、具体的なEU基準が伴う。

「著しい害を及ぼさない」原則は、環境的に持続可能な経済活動に関するEU基準を考慮しているこの金融商品の原投資対象のみに適用される。残りの部分の金融商品の原投資対象は、環境的に持続可能な経済活動に関するEU基準を考慮していない。

その他の持続可能な投資も、環境目標または社会目標を著しく害してはならない。



この金融商品はサステナビリティ要素への主な悪影響を考慮するか？

考慮する。HSBC アセットマネジメントは、スチュワードシッププロセスの一環として、グループ全体における主要な悪影響 (PAIs) を考慮している。特定の PAIs において重大な違反や最下位クラスのパフォーマンスが指摘された発行体は、追加の対話や ESG デューデリジェンスの対象となる可能性がある。一部の PAIs は除外対象として検討される。例えば、- 論争の的となっている武器や UNGC 違反などが該当する。潜在的な UNGC 違反は、第三者の議論に基づく調査サービスによって特定される。サブ・ファンドは、特に以下の PAIs を検討する。

- UNGC および OECD の原則の違反
- 非人道的兵器に対する投資持分

これらの PAIs のパフォーマンスは、本投資法人の年次報告書に記載される。詳細情報は、HSBC の「主要な悪影響に関するユーザーガイド」にも記載されている。ウェブサイト (www.assetmanagement.hsbc.com/about-us/responsible-investing) からアクセスし、地域を選択した後、「ポリシーと開示」を選択されたい。

考慮しない。



投資戦略は、投資目的およびリスク許容度等の要素に基づく投資判断の指針となるものである。

この金融商品が用いる投資戦略はどのようなものか？

サブ・ファンドは、投資適格証券化クレジット（以下「証券化クレジット」という。）のポートフォリオに投資することにより、長期的なトータル・リターンを提供することを目指している。

サブ・ファンドは、様々な通貨建てでグローバルに発行されるその他の債券（社債、政府、政府機関および超国家機関が発行または保証する証券を含むが、これらに限定されない。）にも投資することがあり、これらの証券はどの国に所在していてもよい。

サブ・ファンドは、HSBCが独自に策定した、低・中程度の証券化クレジット ESG リスク評価スコア（「ESG リスク評価スコア」）の証券化クレジットへの投資をターゲットとしている。ESG リスク評価スコアが低いほど、ESG 要因による投資リスクが低いことを示す。これは、上記で述べたスコアリング、各証券化クレジットサブセクターに最も関連する ESG 要因、および特定の証券の構造的特徴に基づいて決定される。例えば、自動車ローンに裏付けとする証券は、特定のエンジンタイプの環境リスクのため、環境スコアが高くなる。

サブ・ファンドは、投資決定プロセスの不可欠な一部として、発行体の環境要因と社会要因および企業統治の実践の特定および分析を行う。ESG 認定には以下が含まれるが、これらに限定されない。

サブ・ファンドは、最低 ESG 基準を満たす投資の割合を保有し、サブ・ファンドが投資する発行体は、ESG および E、S、G の最低スコアレベルを満たしている必要がある。必要な ESG 基準は、ESG の最低総合スコア、および個々のサブコンポーネントの E、S、G の最低スコアによって測定される。これらのスコアは、発行体が事業を展開するセクターに関連する ESG リスクまたは機会の管理を表している。スコアが非常に低い発行体は、ESG リスクおよび機会の管理が不十分であると判断され、サブ・ファンドの環境および社会要因、ならびにコーポレートガバナンスの実践の促進に貢献する対象から除外される。

以下に詳述する除外事業にかかわらず、サブ・ファンドの投資ユニバースに発行体を含めるかどうかは ESG デューデリジェンスの完了後、投資顧問会社の裁量に委ねられる。環境的・社会的要因、およびコーポレート・ガバナンスの実践が改善傾向にある発行体は、含められる場合がある。

環境的・社会的要因、およびコーポレート・ガバナンスの実践、除外事業および ESG デュー・デリジェンスの必要性は、HSBC 独自の ESG マテリアリティ（重要課題）フレームワークならびにスコア、ファンダメンタルズ定性調査および企業エンゲージメントを使用することで特定および分析される。発行体の ESG スコア、または除外事業への関与を評価する際、投資顧問会社は財務および非財務データプロバイダーから提供される専門知識、調査および情報に依拠することがある。

サブ・ファンドはアクティブ運用され、この投資戦略は、以下に示すような制限的要素の継続的な見直しおよびコンプライアンスおよびモニタリングを通して、継続的に実施されるものである。

● **この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれを実現するための投資対象を選定するために用いられる投資戦略の制限的要素はどのようなものか？**

各E/S特性を達成するための投資を選択するために使用される投資戦略の制限的要素は以下のとおりである。

- サブ・ファンドは、サブ・ファンドが推進するE/S特性に合致する投資を51%以上行うことを約束している。
- サブ・ファンドは、投資プロセスにおいて、発行体のコーポレートガバナンスの実践を含む環境的・社会的要因の特定と分析を行う。投資顧問会社は、サブ・ファンドが投資する発行体に付与されたESGスコアを考慮する。

サブ・ファンドは、HSBC独自のESGリスク・アセスメント・スコアが低・中程度の証券への投資を対象としている。

サブ・ファンドのポートフォリオへの組入れが検討される発行体は、以下を含むがこれに限定されない除外事業の対象となる。

- **禁止武器**—サブ・ファンドは、HSBCが禁止武器の開発、製造、使用、保守管理、購入の勧誘、販売、輸出入、保管または移送に関与しているとみなす発行体には投資しない。
- **非人道的兵器**—サブ・ファンドは、HSBCが非人道的兵器またはその主要部品の製造に関与しているとみなす発行体には投資しない。非人道的兵器には、対人地雷、劣化ウラン兵器および軍事目的で使用される白リンなどが含まれるが、これらに限定されない。
- **一般炭(拡大事業者)**—サブ・ファンドは、HSBCが一般炭の生産拡大に関与しているとみなす発行体による新規株式公開(以下「IPO」という。)または初回発行債券による資金調達に参加しない。
- **一般炭(収益率基準)**—サブ・ファンドは、HSBCが一般炭による発電または一般炭の採掘から生じる収益が10%を超えており、HSBCが信頼できる移行計画を有していないと判断した発行体に投資しない。
- **タバコ**—サブ・ファンドは、HSBCがタバコの生産に直接関与していると判断した発行体に投資しない。
- **UNGC**—サブ・ファンドは、HSBCが国連グローバル・コンパクト(UNGC)の原則に準拠していないとみなす発行体に投資しない。UNGC原則に違反する可能性のある事例が確認された場合、発行体は、サブ・ファンドのポートフォリオ組入れの妥当性を判断するため、独自のESGデュー・デリジェンス調査の対象となることがある。

- **当該投資戦略を適用する前に考慮される、投資範囲を縮小するための確約された最低比率はどのくらいか？**

サブ・ファンドは、投資範囲を縮小するための確約された最低比率を設定していない。

- **投資先企業の良好なガバナンス慣行を評価するための方針とはどのようなものか？**

サブ・ファンドにおける投資は、国連グローバル・コンパクトの原則を考慮して、最低限のガバナンス慣行について評価される。さらに、発行体のガバナンス慣行は、ESG および G ビラースコアによって評価される。持続可能な投資とみなされる投資は、追加のガバナンス・スクリーニングに合格しなければ、その指定を受けることはできない。

良好なガバナンス慣行には、健全な経営体質、従業員関係、スタッフの報酬および税務コンプライアンスが含まれる。

ガバナンスは、特に企業倫理、文化および価値観、コーポレート・ガバナンス、贈賄および汚職を含む投資プロセスで指定された基準に照らして評価される。UNG C違反は、ガバナンスが不十分であると考えられる発行体を特定するためのスクリーニングを通じて評価される。持続可能な投資の基準を満たす発行体は、最低ガバナンススコアを通じて評価され、より高いガバナンス基準の確保と重大な問題との関連性の排除が図られる。該当する場合、これらの発行体は、さらなる審査、措置および/またはエンゲージメントの対象となる。

HSBC のスチュワードシップ・チームは、定期的に発行体と面会し、その事業および戦略に関する理解を深め、経営陣の行動に対する支持や懸念を表明し、ベスト・プラクティスを推進している。HSBC は、優れたコーポレート・ガバナンスにより、発行体が投資者の長期的利益に沿って経営されると考えている。



資産配分とは、特定の資産への投資の割合を説明するものである。

タクソノミー適合活動は、以下のものに占める割合として表される。

- 投資先企業のグリーン活動による収益の割合を反映した売上高
- 投資先企業が行うグリーン投資（例えば、グリーン経済への移行のためのもの）を示す資本的支出（CapEx）
- 投資先企業のグリーン事業活動を反映した事業運営費（OpEx）

この金融商品について予定されている資産配分はどのようなものか？

サブ・ファンドは、持続可能な投資（#1A 持続可能）の最低比率を保有する義務を負わない。サブ・ファンドは、それが推進するE/S特性に沿った投資（#1 E/S特性に整合）を51%以上の割合で保有する。（#2 その他）には、流動資産（付随的流動資産、銀行預金、短期金融市場商品および短期金融市場商品ファンド）および効率的なポートフォリオ運用のために使用される可能性のある金融デリバティブ商品を含む。



#1 E/S特性に整合には、金融商品が促進する環境的または社会的特性を達成するために使用される金融商品の投資が含まれる。

#2 その他には、金融商品の残りの投資のうち、環境的または社会的特性に合致しておらず、持続可能な投資として認定されていないものが含まれる。

#1 E/S特性に整合の区分は以下を包含する。

- #1A 持続可能の細区分は、環境目標または社会目標を有する持続可能な投資対象を包含する。
- #1B その他のE/S特性の細区分は、環境的または社会的特性に整合するが、持続可能な投資対象として適格でない投資対象を包含する。

● この金融商品により促進される環境的または社会的特性はデリバティブの利用によりどのように実現されるか？

サブ・ファンドは、サブ・ファンドのE/S特性を達成するためにデリバティブを使用しない。



環境目標を有する持続可能な投資は少なくともどの程度 EU タクソノミーに適合しているか？

サブ・ファンドには該当しない。

● この金融商品は EU タクソノミーを遵守する化石燃料ガスおよび/または原子力に関連する活動に投資するか？¹

投資する。

化石燃料ガスに投資する。

原子力に投資する。

投資しない

投資しない

EU タクソノミーを遵守するため、化石燃料ガスの基準には、排出量制限および 2035 年末までの再生可能エネルギーまたは低炭素燃料への切り替えが含まれる。原子力については、包括的な安全および廃棄物管理規則が基準に含まれる。

イネープリング活動とは、他の活動が環境目的に大きく貢献することを直接的に可能にするものである。

トランジショナル活動とは、低炭素の代替手段がまだ利用可能でない活動であり、とりわけ温室効果ガス排出水準が最高のパフォーマンスに相当しているものである。

以下の 2 つのグラフは、EU タクソノミーに適合している投資対象の最低割合を緑で示している。ソブリン債のタクソノミー適合性を判断する適切な方法がないため、1 つ目のグラフは、この金融商品のソブリン債を含むすべての投資対象に関してタクソノミー適合性を示しているが、2 つ目のグラフは、この金融商品のソブリン債以外の投資対象に関してのみタクソノミー適合性を示している。




このグラフは、総投資額の 100% を表している。

これらのグラフの解釈上、「ソブリン債」はすべてのソブリン・エクスポージャーで構成される。

¹ 化石燃料ガスおよび/または原子力に関連する活動は、それが気候変動の抑制（以下「気候変動緩和」という。）に寄与し、EU タクソノミーの目的を著しく害するものではない場合にのみ、EU タクソノミーを遵守する。左欄外の注記を参照すること。EU タクソノミーを遵守する化石燃料ガスおよび原子力の経済活動に関する完全な基準は、委員会委任規則（EU）2022/1214 に定められる。

● **トランジショナル活動およびイネープリング活動への投資の最低割合はどのくらいか？**

サブ・ファンドには該当しない。

 は、EU タクソノミーに基づく環境的に持続可能な経済活動の基準を考慮していない、環境目標を有する持続可能な投資である。



EU タクソノミーに適合していない、環境目標を有する持続可能な投資の最低割合はどのくらいか？

サブ・ファンドには該当しない。



社会的に持続可能な投資の最低割合はどのくらいか？

サブ・ファンドには該当しない。



どのような投資対象が「#2 その他」に含まれるのか、かかる投資対象の目的は何か、また最低限の環境セーフガードまたは社会セーフガードはあるのか？

サブ・ファンドは、流動性管理を目的として、マネー・マーケット・ファンドに投資し、流動性資産（付随的流動性資産、銀行預金、短期金融市場商品および短期金融市場商品ファンド）を保有することができる。また、金融デリバティブ商品は効率的なポートフォリオ管理のために使用されることもある。これには、コーポレート・アクションおよびデータの入手不可能性など、その他の理由で整合性がとれていない投資も含まれる。

流動資産（付随的流動資産、銀行預金、短期金融市場商品および短期金融市場商品ファンド）および金融デリバティブ商品は、サブ・ファンド内の E/S 特性と整合的ではないと判断され最低限の環境・社会セーフガードは適用されない。ただし、SFDR 第 8 条の要件を満たすマネーマーケットファンドは、最低限の環境または社会保護措置を講じているものとみなされる。



参照ベンチマーク
とは、金融商品が
当該金融商品の促
進する環境的また
は社会的特性を実
現するかを測定す
るための指数であ
る。

この金融商品がこの金融商品の促進する環境的および／または社会的特性に整合しているかを判断するための参照ベンチマークとして特定の指数が指定されるのか？

サブ・ファンドには参照ベンチマークが存在しない。

- **参照ベンチマークは、この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれとどのように継続的に整合するのか？**

サブ・ファンドには該当しない。

- **投資戦略と指数の手法の整合性はどのように継続的に確保されるのか？**

サブ・ファンドには該当しない。

- **指定指数は、関連する広範な市場指数とどのように異なるのか？**

サブ・ファンドには該当しない。

- **指定指数の計算に用いられる方法についてはどこを参照すればよいか？**

サブ・ファンドには該当しない。



より詳細な商品特有の情報をオンラインで探す場合、どこを参照すればよいか？

より詳細な商品特有の情報は、ウェブサイト (<http://www.assetmanagement.hsbc.com>) で参照することができる。

監査報告書

HSBCグローバル・インベストメント・ファンド

投資主各位

我々の意見

我々は、添付の財務書類が、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令および規制基準に準拠して、HSBCグローバル・インベストメント・ファンド(以下「ファンド」という。)およびその各サブ・ファンドの2025年3月31日現在の財政状態ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動を適正に表示しているものと認める。

監査の対象

ファンドの財務書類は、以下により構成されている：

- ・ 2025年3月31日現在のファンドの合算純資産計算書および各サブ・ファンドの純資産計算書
- ・ 同日に終了した年度に関するファンドの合算損益計算書および各サブ・ファンドの損益計算書
- ・ 2025年3月31日現在の投資有価証券明細表
- ・ 重要な会計方針の要約を含む、財務書類に対する注記

意見表明の基礎

我々は、ルクセンブルグのために金融監督委員会(「CSSF」)によって採択された職業的監査に関する2016年7月23日法(「2016年7月23日法」)および国際監査基準(「ISAs」)に準拠して監査を行った。2016年7月23日法およびCSSFがルクセンブルグに関して採択したISAsの下での我々の責任については、本報告書の後記「財務書類の監査に対する公認企業監査人(Réviseur d'entreprises agréé)の責任」の区分に詳述されている。

我々は、我々の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

我々は、ルクセンブルグのためにCSSFによって採択された国際会計士倫理基準審議会によって発行された職業会計士のための倫理規程(国際独立性基準を含む)(「IESBA規程」)ならびに本財務書類に対する我々の監査に関連する職業倫理規程に基づき、ファンドから独立しており、我々は、これらの職業倫理規程の要件に従い我々の倫理上のその他責任を果たした。

その他の記載内容

ファンドの取締役会は、その他の記載内容に責任を有する。その他の記載内容は、本財務書類と本財務書類に対する我々の監査報告書を除く年次報告書に記載される情報から構成される。

本財務書類に対する我々の意見は、その他の記載内容を網羅しておらず、我々は、その他の記載内容について保証する、いかなる形式の結論も表明しない。

本財務書類に対する我々の監査に関連して、我々の責任は、上記に特定されたその他の記載内容を通読し、その過程において、その他の記載内容が本財務書類や監査において入手した我々の知識と照らして重要な相違がないか、またはその他重大な虚偽記載が見受けられないかを検討することである。我々が行った作業に基づき、その他の記載内容に重要な虚偽記載があると我々が結論づけた場合は、我々はその事実を報告する義務を負う。我々は、この点につき報告すべき事項はない。

財務書類に対するファンドの取締役会の責任

ファンドの取締役会の責任は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令および規制基準に準拠して財務書類を作成し適正に表示することであり、また、不正か誤謬かを問わず、重要な虚偽表示のない財務書類を作成するためにファンドの取締役会が必要と判断する内部統制を整備し運用することにある。

財務書類の作成に当り、ファンドの取締役会は、ファンドおよびその各サブ・ファンドの継続事業として存続する能力について評価を行うこと、継続事業に関連する事項を適宜開示すること、ならびにファンドの取締役会にファンドの清算もしくはそのいずれかのサブ・ファンドのクローズもしくは運用停止の意図がない限りまたはそうする以外に現実的な代替案がない限りにおいて、継続事業の前提の下で会計処理を行うことに責任を有する。

財務書類の監査に対する公認企業監査人の責任

我々の目的は、全体としての財務書類に、不正かまたは誤謬か問わず、重要な虚偽表示がないかどうかに関する合理的な保証を得て、我々の意見を記載した監査報告書を発行することにある。合理的な保証は、高い水準の保証であるが、ルクセンブルグのためにCSSFによって採択された2016年7月23日法およびISAsに準拠して実施された監査が、存在する重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は、不正または誤謬から発生する可能性があり、個別にまたは集計すると、本財務書類に基づき行われる利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

ルクセンブルグのためにCSSFによって採択された2016年7月23日法およびISAsに準拠した監査の一環として、我々は、監査のすべての過程について職業的専門家としての判断を行使し、職業的専門家としての懐疑心を保持する。また我々は、

- ・不正または誤謬を問わず、財務書類の重要な虚偽表示リスクを識別、評価し、当該リスクに対応した監査手続を立案、実施し、我々の監査意見の基礎を提供する十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正による重要な虚偽表示を発見できないリスクは、誤謬による重要な虚偽表示を発見できないリスクよりも高くなる。これは、不正には、共謀、文書を偽造すること、意図的な除外、虚偽の言明、および内部統制の無効化が伴うためである。
- ・状況に応じて適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を理解する。ただし、これは、ファンドの内部統制の有効性に対する意見を表明するためではない。

- ・ファンドの取締役会によって使用されている会計方針の適切性、ならびに取締役会によって行われた会計上の見積りおよび関連する開示の妥当性を評価する。
- ・ファンドの取締役会が継続事業の前提の下で財務書類を作成していることが適切であること、ならびに入手した監査証拠に基づき、ファンドまたはそのいずれかのサブ・ファンドが継続事業として存続する能力に重要な疑義を投げかけるような、事象または状況に関連する重要な不確実性が存在するか否かについて結論付ける。重要な不確実性が存在すると我々が結論付ける場合、我々には、我々の監査報告書において、財務書類中の関連する開示に対する注意喚起を行うことが求められ、かかる開示が不十分である場合には、我々の意見を修正することが求められる。我々の結論は、我々の監査報告書の日付までに入手した監査証拠に基づくものである。ただし、将来の事象または状況により、ファンドまたはそのいずれかのサブ・ファンド(清算の決定が存在するアジアESG債券、ESGショート・デュレーション・クレジット・債券、ブラジル・債券およびロシア・エクイティを除く。)の継続事業としての存続が停止される結果となる可能性がある。
- ・財務書類の全体的な表示、構成および内容(開示を含む)、ならびに財務書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

我々は、統治責任者との間で、特に、計画した監査の範囲とその実施時期、および監査上の重要な発見事項(監査の過程で識別した内部統制の重要な不備を含む)についてコミュニケーションを行う。

また我々は、統治責任者に対して、我々が独立性に関し関連ある倫理規程を遵守している旨の声明書を提供し、我々の独立性に影響を及ぼすと合理的に考えられるすべての関係およびその他の事項ならびに(適用ある場合)阻害要因の排除のための措置または適用されるセーフガードについて伝達する。

ルクセンブルグ、2025年7月31日

プライスウォーターハウスクーパース・アシュアランス・ソシエテ・コ・ペラティフ

代表

(電子署名)

クリステル・クレバン

Audit report

To the Shareholders of

HSBC GLOBAL INVESTMENT FUNDS

Our opinion

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of HSBC GLOBAL INVESTMENT FUNDS (the “Fund”) and of each of its sub-funds as at 31 March 2025, and of the results of their operations and changes in their net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

What we have audited

The Fund’s financial statements comprise:

- the combined statement of net assets for the Fund and the statement of net assets for each of the sub-funds as at 31 March 2025;
- the combined statement of operations for the Fund and the statement of operations for each of the sub-funds for the year then ended;
- the statement of investments as at 31 March 2025; and
- the notes to the financial statements, which include a summary of significant accounting policies.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (Law of 23 July 2016) and with International Standards on Auditing (ISAs) as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier” (CSSF). Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the “Responsibilities of the “Réviseur d’entreprises agréé” for the audit of the financial statements” section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

We are independent of the Fund in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants, including International Independence Standards, issued by the International Ethics Standards Board for Accountants (IESBA Code) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements. We have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements.

Other information

The Board of Directors of the Fund is responsible for the other information. The other information comprises the information stated in the annual report but does not include the financial statements and our audit report thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information identified above and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Board of Directors of the Fund for the financial statements

The Board of Directors of the Fund is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors of the Fund determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Directors of the Fund is responsible for assessing the Fund's and each of its sub-funds' ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors of the Fund either intends to liquidate the Fund or close any of its sub-funds or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the "Réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the financial statements

The objectives of our audit are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an audit report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control;
- obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund's internal control;
- evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors of the Fund;
- conclude on the appropriateness of the Board of Directors of the Fund's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Fund's or any of its sub-funds' ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our audit report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our audit report. However, future events or conditions may cause the Fund or any of its sub-funds (except for Asia ESG Bond, ESG Short Duration Credit Bond, Brazil Bond and Russia Equity where a decision to liquidate exists) to cease to continue as a going concern;
- evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

We also provide those charged with governance with a statement that we have complied with relevant ethical requirements regarding independence, and communicate to them all relationships and other matters that may reasonably be thought to bear on our independence, and where applicable, actions taken to eliminate threats or safeguards applied.

Luxembourg, 31 July 2025

PricewaterhouseCoopers Assurance, Société coopérative

Represented by

Electronically signed

Christelle Crépin

監査報告書

HSBCグローバル・インベストメント・ファンド

投資主各位

我々の意見

我々は、添付の財務書類が、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令および規制基準に準拠して、HSBCグローバル・インベストメント・ファンド(以下「ファンド」という。)およびその各サブ・ファンドの2024年3月31日現在の財政状態ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動を適正に表示しているものと認める。

監査の対象

ファンドの財務書類は、以下により構成されている：

- ・2024年3月31日現在のファンドの合算純資産計算書および各サブ・ファンドの純資産計算書
- ・同日に終了した年度に関するファンドの合算損益計算書および純資産変動計算書ならびに各サブ・ファンドの損益計算書および純資産変動計算書
- ・2024年3月31日現在の投資有価証券およびその他の純資産明細表
- ・重要な会計方針の要約を含む、財務書類に対する注記

意見表明の基礎

我々は、ルクセンブルグのために金融監督委員会(「CSSF」)によって採択された職業的監査に関する2016年7月23日法(「2016年7月23日法」)および国際監査基準(「ISAs」)に準拠して監査を行った。2016年7月23日法およびCSSFがルクセンブルグに関して採択したISAsの下での我々の責任については、本報告書の後記「財務書類の監査に対する公認企業監査人(Réviseur d'entreprises agréé)の責任」の区分に詳述されている。

我々は、我々の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

我々は、ルクセンブルグのためにCSSFによって採択された国際会計士倫理基準審議会によって発行された職業会計士のための倫理規程(国際独立性基準を含む)(「IESBA規程」)ならびに本財務書類に対する我々の監査に関連する職業倫理規程に基づき、ファンドから独立しており、我々は、これらの職業倫理規程の要件に従い我々の倫理上のその他責任を果たした。

その他の記載内容

取締役会は、その他の記載内容に責任を有する。その他の記載内容は、本財務書類と本財務書類に対する我々の監査報告書を除く年次報告書に記載される情報から構成される。

本財務書類に対する我々の意見は、その他の記載内容を網羅しておらず、我々は、その他の記載内容について保証する、いかなる形式の結論も表明しない。

本財務書類に対する我々の監査に関連して、我々の責任は、上記に特定されたその他の記載内容を通読し、その過程において、その他の記載内容が本財務書類や監査において入手した我々の知識と照らして重要な相違がないか、またはその他重大な虚偽記載が見受けられないかを検討することである。我々が行った作業に基づき、その他の記載内容に重要な虚偽記載があると我々が結論づけた場合は、我々はその事実を報告する義務を負う。我々は、この点につき報告すべき事項はない。

財務書類に対する取締役会の責任

取締役会の責任は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令および規制基準に準拠して財務書類を作成し適正に表示することであり、また、不正か誤謬かを問わず、重要な虚偽表示のない財務書類を作成するために取締役会が必要と判断する内部統制を整備し運用することにある。

財務書類の作成に当り、取締役会は、ファンドおよびその各サブ・ファンドの継続企業として存続する能力について評価を行うこと、継続企業に関連する事項を適宜開示すること、ならびに取締役会にファンドの清算もしくはそのいずれかのサブ・ファンドのクローズもしくは運用停止の意図がない限りまたはそうする以外に現実的な代替案がない限りにおいて、継続企業の会計ベースを用いることに責任を有する。

財務書類の監査に対する公認企業監査人の責任

我々の目的は、全体としての財務書類に、不正かまたは誤謬かを問わず、重要な虚偽表示がないかどうかに関する合理的な保証を得て、我々の意見を記載した監査報告書を発行することにある。合理的な保証は、高い水準の保証であるが、ルクセンブルグのためにCSSFによって採択された2016年7月23日法およびISAsに準拠して実施された監査が、存在する重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は、不正または誤謬から発生する可能性があり、個別にまたは集計すると、本財務書類に基づき行われる利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

ルクセンブルグのためにCSSFによって採択された2016年7月23日法およびISAsに準拠した監査の一環として、我々は、監査のすべての過程について職業的専門家としての判断を行使し、職業的専門家としての懐疑心を保持する。また我々は、

- ・不正または誤謬を問わず、財務書類の重要な虚偽表示リスクを識別、評価し、当該リスクに対応した監査手続を立案、実施し、我々の監査意見の基礎を提供する十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正による重要な虚偽表示を発見できないリスクは、誤謬による重要な虚偽表示を発見できないリスクよりも高くなる。これは、不正には、共謀、文書を偽造すること、意図的な除外、虚偽の言明、および内部統制の無効化が伴うためである。

- ・状況に応じて適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を理解する。ただし、これは、ファンドの内部統制の有効性に対する意見を表明するためではない。

・取締役会によって使用されている会計方針の適切性、ならびに取締役会によって行われた会計上の見積りおよび関連する開示の妥当性を評価する。

・取締役会が継続企業の会計ベースに基づき財務書類を作成していることが適切であること、ならびに入手した監査証拠に基づき、ファンドまたはそのいずれかのサブ・ファンドが継続企業として存続する能力に重要な疑義を投げかけるような、事象または状況に関連する重要な不確実性が存在するか否かについて結論付ける。重要な不確実性が存在すると我々が結論付ける場合、我々には、我々の監査報告書において、財務書類中の関連する開示に対する注意喚起を行うことが求められ、かかる開示が不十分である場合には、我々の意見を修正することが求められる。我々の結論は、我々の監査報告書の日付までに入手した監査証拠に基づくものである。ただし、将来の事象または状況により、ファンドまたはそのいずれかのサブ・ファンド（清算の決定が存在するブラジル・ボンドを除く。）の継続企業としての存続が停止される結果となる可能性がある。

・財務書類の全体的な表示、構成および内容（開示を含む）、ならびに財務書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

我々は、統治責任者との間で、特に、計画した監査の範囲とその実施時期、および監査上の重要な発見事項（監査の過程で識別した内部統制の重要な不備を含む）についてコミュニケーションを行う。

また我々は、統治責任者に対して、我々が独立性に関し関連ある倫理規程を遵守している旨の声明書を提供し、我々の独立性に影響を及ぼすと合理的に考えられるすべての関係およびその他の事項ならびに（適用ある場合）阻害要因の排除のための措置または適用されるセーフガードについて伝達する。

プライスウォーターハウスクーパース、ソシエテ・コ・ペラティブ ルクセンブルグ、

2024年7月30日

代表

（電子署名）

クリステル・クレパン

Audit report

To the Shareholders of
HSBC Global Investment Funds

Our opinion

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of HSBC Global Investment Funds (the “Fund”) and of each of its sub-funds as at 31 March 2024, and of the results of their operations and changes in their net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

What we have audited

The Fund’s financial statements comprise:

- the combined statement of net assets for the Fund and the statement of net assets for each of the sub-funds as at 31 March 2024;
- the combined statement of operations and changes in net assets for the Fund and the statement of operations and changes in net assets for each of the sub-funds for the year then ended;
- the portfolio of investments and other net assets as at 31 March 2024; and
- the notes to the financial statements, which include a summary of significant accounting policies.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (Law of 23 July 2016) and with International Standards on Auditing (ISAs) as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier” (CSSF). Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the “Responsibilities of the “Réviseur d’entreprises agréé” for the audit of the financial statements” section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

We are independent of the Fund in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants, including International Independence Standards, issued by the International Ethics Standards Board for Accountants (IESBA Code) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements. We have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements.

Other information

The Board of Directors is responsible for the other information. The other information comprises the information stated in the annual report but does not include the financial statements and our audit report thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information identified above and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Board of Directors for the financial statements

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Directors is responsible for assessing the Fund's and each of its sub-funds' ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors either intends to liquidate the Fund or close any of its sub-funds or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the "Réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the financial statements

The objectives of our audit are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an audit report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control;
- obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund's internal control;
- evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors;
- conclude on the appropriateness of the Board of Directors' use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Fund's or any of its sub-funds' ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our audit report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our audit report. However, future events or conditions may cause the Fund or any of its sub-funds (except for Brazil Bond where a decision to liquidate exists) to cease to continue as a going concern;
- evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

We also provide those charged with governance with a statement that we have complied with relevant ethical requirements regarding independence, and communicate to them all relationships and other matters that may reasonably be thought to bear on our independence, and where applicable, actions taken to eliminate threats or safeguards applied.

PricewaterhouseCoopers, Société coopérative

Luxembourg, 30 July 2024

Represented by

Electronically signed

Christelle Crépin